



練馬区勢概要

令和6年版（2024年版）



練馬区 の 歌

—— わが街・練馬 ——

作 詞 補 作 曲
作 補 作 曲
子 一 悦
幸 伍 祥
の 野 永 崎
ひ 久 松 川
ま まつ かわ

一、花と緑につつまれて
わが街・練馬をあるいてごらん
春がきたよと こぼし咲き
梅の香りの漂うなかで
きつと元気が出るでしょう

二、朝の光に照らされて
わが街・練馬をあるいてごらん
夏がくるよと つつじ咲き
土の香りの漂うなかで
きつと元気が出るでしょう

三、かわいい声に囲まれて
わが街・練馬をあるいてごらん
秋の実りよ 子供たち
虹の七色輝くなかで
きつと元気が出るでしょう

四、錦の落葉踏みしめて
わが街・練馬をあるいてごらん
冬鳥たちも 飛んできて
地球の明日を夢みるなかで
きつと元気が出るでしょう

♩ = 116

mf

1 は な と 一 みどり に つ つ 一 ま れ て }
(2 あさ) の 一 ひかり に て ら 一 さ れ て } 1~4 わ が まちねりま
(3 かわ) い い こえー に か こ 一 ま れ て }
(4 にし) き の おちー ば ふ み 一 し め て

mp (V)

を ある い て ご ら ん { は る が き た よ と こ つ
な つ が く る よ と こ つ
あ き の み の り よ こ つ
ふ ゆ ど り た ち 一 も こ と

mf *vf*

ぶ 一 し さ き う め の か お り の た だ よ う な か で }
つ 一 じ さ き つ ち の か お り の た だ よ う な か で } 1~4 き っ
ど 一 も た ち に じ の な な い る か が や く な か で }
ん 一 で き て ち き ゅ う の あ し た を ゆ め み る な か で }

1. 2. 3. 4.

と げ ん き が で る で し ょ う 2 あ さ う
3 か わ
4 に し

「練馬区の歌—わが街・練馬—」は、歌を通じて、区民に、ふるさと練馬への親しみと地域とのふれあいを深めてもらうために作られた。この歌は、区民代表や学識経験者などで構成する「区の歌制作委員会」が制作をしたもので、歌詞は区民から公募し、曲も区内在住の作曲家によって作られた区民参加による手づくりの歌である。平成元年10月8日、今後、広く区民に愛唱されることを願って、「ふるさと練馬まつり」の席で発表された。

練馬区勢概要

令和 6 年版
(2024年版)

練 馬 区

この区勢概要は、「第2次 みどりの風吹くまちビジョン」でお示した施策の体系に沿って、令和5年度に実施した事業を紹介しています。多くの皆様に、区政について一層のご理解を頂ければ幸いに存じます。

本書の編集に際し、区内の各官公署やその他の機関から資料を提供して頂くなど、多くのご協力を頂きました。心から御礼申し上げます。

<凡例>

- 1 本書の構成は、「第2次みどりの風吹くまちビジョン」の施策の体系を基本とした。本書では、名称を『ビジョン』と省略する（序章の「1 区の計画」を除く。）。
各章内は、章・大見出し・中見出し・小見出しで構成される。各章は『ビジョン』の施策の柱と、各大見出しは『ビジョン』における施策名・番号と対応する（一部、章内の施策全般に係る内容を記載した部分を除く。）。
施策の体系（施策の柱および施策名・番号）は、26～27ページ〔施策の体系と戦略計画・個別計画の関連図（第2次みどりの風吹くまちビジョン）〕に掲載している。
- 2 本書は、ほかの区域と区別する必要のない限り、「練馬区」の名称を省略する。
- 3 グラフ・表等の資料の出所は、練馬区の各部課において作成したものについては省略する。
- 4 本書は、令和5年または5年度の統計資料を基準とし、併せて、以前のものも比較対象のため掲載する。なお、一部6年度以降の内容も掲載している。
- 5 統計表の基準時・期間はつぎのとおりとする。
「年次」暦年間（1月～12月）
「年度」会計年度間（4月～翌年3月）
- 6 統計表中の符号の用途はつぎのとおりとする。
「—」皆無または該当数値なし
「---資料なし
「0」単位未満
「△」減
- 7 統計表中の数値の単位未満は、四捨五入することを原則とした。したがって、合計と内訳が一致しない場合もある。
- 8 練馬区の発行している事業案内冊子の誌名・発行元等を「関連文書一覧」として掲載した。

目次

練馬区この1年 1

練馬区のあらまし 9

1 地勢	10
位置、面積／地形／地質／町名図／地名の 由来／区の紋章／区の花と木	
2 歴史	12
原始・古代／中世／近世／近代	
3 人口	14
人口の推移／人口構成／世帯の状況／人口 密度／本籍人口／住民基本台帳	
4 気象	21

序章 区政の推進と財政 23

1 区の計画	24
(1) グランドデザイン構想	24
位置付け／構成	
(2) 第2次みどりの風吹くまちビジョン	24
位置付け／改定アクションプランの策定／ 『第2次ビジョン』の構成	
(3) 第3次みどりの風吹くまちビジョン	25
次期計画の策定	
(4) 区民の要望	25
区民意識意向調査／施策の体系と戦略計 画・個別計画の関連図（第2次みどりの風 吹くまちビジョン）	
2 区政のしくみ	28
(1) 議決機関（区議会）	28
区議会のはたらき／本会議と委員会／令和5 年～令和6年の区議会／練馬区議会議員名簿	
(2) 執行機関（区長・行政委員会など）	33
区長と補助機関／行政委員会、行政委員／ 練馬区機構図／練馬区の附属機関	
(3) 参政の状況	42
選挙権と選挙人名簿登録者数／選挙区／ 東京都知事選挙／明るい選挙のために／主権 者教育	
(4) 新たな区政の創造	45
特別区制度改革／地方分権の推進	
3 財政	46
(1) 特別区財政制度の現状	46
都区財政調整制度／起債の発行／地方交付 税／国庫支出金	

(2) 令和6年度当初予算	47
当初予算編成に当たっての基本方針／一 般会計／特別会計／6年度一般会計予算／6 年度特別会計予算／6年度『ビジョン』に 掲げた施策の柱と戦略計画ごとの主な取組	
(3) 令和4年度決算	70
一般会計／特別会計／財政指標／4年度 一般会計決算／4年度特別会計決算	
4 税・財産	73
(1) 区政を支える特別区税	73
特別区税	
(2) 都税	74
(3) 国税	75
(4) 区税負担の公平性を確保する	75
適正な課税／確実な収納事務	
(5) 財産	75
(6) 健全な財政運営を行う	76
公有財産等の活用と管理／練馬区土地開発 公社／地価公示	
5 医療保険・年金制度	77
(1) 国民健康保険	77
国民健康保険の役割と運営主体／加入状況 ／保険給付の概要／医療費／国民健康保険料 ／財政状況／安定した事業運営のために／保 健事業	
(2) 後期高齢者医療制度	79
制度の運営／被保険者／保険給付の概要／ 保健事業／後期高齢者医療保険料	
(3) 国民年金	81
国民年金事業の運営／年金加入状況／国民 年金保険料／年金等の給付／練馬年金事務所	
6 区内の公共機関	83
(1) 警察	83
(2) 消防	83

第1章 子どもたちの笑顔輝くまち 85

10 教育・子育てに関する施策の方針と計画	86
(1) 練馬区総合教育会議による教育・子育て 行政のさらなる活性化	86
練馬区総合教育会議と「練馬区教育・子育 て大綱」	
(2) 練馬区教育振興基本計画	86
練馬区教育振興基本計画の改定	
(3) 練馬区子ども・子育て支援事業計画	86
練馬区子ども・子育て支援事業計画	

11	子どもの教育・保育の充実	87
(1)	家庭での子育てを支える	87
	親子で交流できる場／多様な子育て支援事業	
(2)	就学前の子どもの成長を支える	88
	区立保育所・私立保育所／地域型保育事業 ／その他の保育制度／待機児童ゼロ継続のため に／私立保育所等への助成の充実／幼稚園 の現況／練馬こども園	
12	子どもと子育て家庭の支援の充実	91
(1)	地域で子育てを支える	91
	相談支援体制／児童虐待防止／区立保育所 子育て支援事業／練馬こどもまつり	
(2)	手当・助成	91
	児童手当等の支給	
13	子どもの居場所と成長環境の充実	93
(1)	学童期の子どもの成長を支える	93
	学童クラブ／学校応援団／練馬型放課後児 童対策事業「ねりっこクラブ」／放課後児童 等の広場（民間学童保育）事業／児童館（室）	
14	教育の質の向上	95
(1)	小・中学校の教育内容を充実する	95
	ICTを活用した教育内容の充実／人権教 育および豊かな心を育成する教育を推進す るために／学校図書館の充実／教育情報の発信 ／確かな学力の定着・向上と主体的に学ぶこ とができる子どもを育てる教育を推進するた めに／小中一貫教育の推進／教員研修等の充 実／教員の働き方改革／英語教育の充実	
(2)	教育環境を充実する	96
	施設の整備／小・中学校の現況／学校選択 制度／教材等の整備／区立学校の適正配置	
(3)	児童・生徒の健やかな体の成長を促す	98
	校外学習／学校災害／アレルギー疾患対策 ／学校給食	
(4)	小学校就学前からの切れ目のない取組を 展開	98
	幼保小連携の推進／家庭教育支援事業の実施	
15	家庭や地域と連携した教育の推進	100
(1)	学校との連携を推進する	100
	家庭および地域社会に開かれ、信頼される 学校づくりを推進するために／学校評議員制 度／学校安全安心ボランティア事業／学校安 全対策事業／教育委員と児童・生徒、保護者 との意見交換会／広報活動	
(2)	家庭・学校・地域で連携して青少年の 健全育成を推進する	100
	青少年育成活動方針目標／家庭・地域社会 の教育力の向上／練馬区青少年問題協議会／ 練馬区青少年対策連絡会／青少年育成地区委	

員会／青少年委員会／健全で安全な社会環境 づくりと非行防止の推進／学習の機会の充実	
(3) 青少年の自主的な活動を支援する	102
社会参加の促進／青少年の活動の場／少年 自然の家／青少年館	
6 支援が必要な子どもたちへの取組の充実	104
(1) 支援が必要な子どもと子育て家庭を 応援する	104
相談と指導／就学援助／いじめ・不登校な どへの対応／学習支援事業／区立小・中学校 等における医療的ケア児への支援の充実／ヤ ングケアラーへの支援の充実／特別支援教育 ／母子生活支援施設／練馬区ひとり親家庭自 立応援プロジェクトの実施	

第2章 高齢者が住み慣れた地域で 暮らせるまち 109

21	高齢者の在宅生活を支える仕組みづくり	110
(1)	「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」 を策定	110
	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	
(2)	地域での生活を支援するサービス等を 拡充	110
	＜地域で高齢者を支える＞ 地域包括支援センターの設置／包括的支援 事業／高齢者の総合相談・医療と介護の相談 窓口／高齢者支え合いサポーター育成研修の 実施／生活支援コーディネーターの配置／高 齢者見守りネットワークの構築／ひとり暮ら し高齢者等訪問支援事業 ＜高齢者等への支援＞ 地域支援事業／三療サービス／ひとり暮ら し高齢者等に対する給付／高齢者自立支援用具 給付および住宅改修給付事業／車いす等の貸与 事業 ＜要介護・要支援高齢者への支援＞ 介護保険制度／相談・苦情／保険給付／利 用者負担の軽減／要介護高齢者の在宅支援 サービス／緊急一時宿泊事業／高齢者在宅生 活あんしん事業／見守り ICT 機器活用事例 紹介講座／認知症対策事業／介護学べるサロ ン／もの忘れ検診／チームオレンジ活動 ＜在宅療養の推進＞ 在宅療養に従事する多職種連携の推進／ サービス提供体制の充実／区民への啓発、家 族への支援	
22	介護施設の整備と介護人材の確保	117
(1)	介護施設の整備と介護人材の確保	117

老人ホーム／介護老人保健施設／地域密着型サービス／事業者状況／社会福祉法人練馬区社会福祉事業団／介護人材の確保・育成・定着支援

23 元気高齢者の社会参加・介護予防の推進 … 120

- (1) 高齢者の多様な社会参加の促進 …… 120
老人クラブ・文化祭など／高齢者サークル事業助成／公益社団法人練馬区シルバー人材センター／高齢者就業・社会参加支援事業／高齢者の生活ガイド／シニアナビねりま／高齢者いきいき健康事業／敬老祝品／高齢者みんな健康プロジェクト／オンラインによる介護予防事業・スマホ事業／高齢者施設
- (2) 介護予防の推進 …… 122
介護予防・日常生活支援総合事業

第3章 安心を支える福祉と医療のまち …… 123

31 障害者の地域生活を支える …… 124

- (1) 総合相談体制を構築する …… 124
相談支援の充実／手帳の交付
- (2) サービス提供体制を拡充する …… 125
障害者総合支援法／「障害者総合支援法」による障害福祉サービス等／「障害者総合支援法」以外の障害福祉サービス／障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進／福祉園等／就労継続支援B型事業所／心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）／しらゆり荘／障害者グループホーム／こども発達支援センター
- (3) 障害者の就労を推進する …… 128
練馬区障害者就労支援センター（レインボーワーク）／就労移行支援事業所／就労定着支援事業所
- (4) 障害者の社会生活を支援する …… 129
精神保健福祉／心身障害者福祉集会所／福祉手当と年金、医療費助成／啓発活動等の推進／福祉大会

32 生活の安定に向けた自立の応援 …… 131

- (1) 生活の安定に向けた自立支援を行う … 131
生活保護／法外援護／生活困窮者自立支援事業／戦争犠牲者の援助／中国残留邦人等への支援／各種資金貸付制度などの運営／生活の安定と自立のために

33 地域福祉の推進 …… 134

- (1) 「ともに支え合う
ずっと住みたいやさしいまち」 …… 134
練馬区地域福祉計画

- (2) 区民との協働と地域の支え合いを
推進する …… 134

民生・児童委員／つながるカレッジねりま（福祉分野）／地域福祉コーディネーターによる地域福祉の基盤づくり／やさしいまちづくり支援事業／非営利地域福祉活動団体への補助金交付／福祉有償運送の支援

- (3) 福祉サービスを利用しやすい
環境をつくる …… 135
指導監査（検査）・運営指導および社会福祉法人の設立認可／保健福祉サービス苦情調整委員の設置

- (4) 多様な人の社会参加に対する理解を
促進する …… 135
ユニバーサルデザイン体験教室／情報通信技術を活用した情報バリアフリーの推進

- (5) 権利擁護が必要な人への支援体制を
整備する …… 135
権利擁護センター「ほっとサポートねりま」／地域福祉権利擁護事業等の実施

- (6) 練馬区社会福祉協議会との連携 …… 135
社会福祉法人練馬区社会福祉協議会（社協）

34 医療環境の充実 …… 137

- (1) 医療機関の役割分担と連携 …… 137
休日・夜間救急医療／心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療

- (2) 病床の確保 …… 138
順天堂大学医学部附属練馬病院／公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院／慈誠会・練馬高野台病院／練馬光が丘病院跡施設における新病院の整備

- (3) 在宅療養の推進 …… 138
在宅医療提供体制の充実／在宅療養の推進

- (4) 災害時医療救護体制の構築 …… 138
医療機関の役割分担と連携／医療救護所訓練の実施

35 健康づくりの推進 …… 140

- (1) 健康づくりを支援する …… 140
健康都市練馬区宣言／健康づくりサポートプラン／乳幼児と親の健康づくり／出産・子育て応援事業／バースデーサポート事業／学校保健の充実／成人の健康推進

- (2) 食育を推進する環境づくり …… 144
練馬区食育推進ネットワーク会議／生涯を通じた食育の推進／食育推進ボランティア

- (3) 健康に関する危機管理を行う …… 144
予防接種／感染症対策

- (4) 安全な衛生環境を確保する …… 146
食品衛生／食品衛生普及啓発活動／環境衛

生／ペット動物の飼養／ねずみ・害虫対策／
医療監視・指導／薬事衛生／免許申請などの
取扱い

第4章 安全・快適、 みどりあふれるまち …………… 149

40-1 良好な地域環境を作る …………… 150

- (1) まちづくりで環境に配慮する …………… 150
- (2) 公害問題の解決を図り、地球環境の
保全・改善を推進する …………… 150
大気汚染／練馬区アスベスト飛散防止条例
／事業所の有害化学物質適正管理に関する規
制指導／事業所の土壤汚染対策に関する規制
指導／放射線量の測定／水質汚濁／公害に関
する苦情および相談の処理事務
- (3) まちの美化を進める …………… 152
「ポイ捨て・落書防止条例」および「歩行
喫煙等の防止条例」の施行／カラス対策／ア
ライグマ・ハクビシン対策／空き家およびい
わゆる「ごみ屋敷」対策の推進／あき地管理

40-2 地域特性を活かしたまちづくりの推進 …………… 154

- (1) 計画的な土地利用を誘導し、
良好な市街地を形成する …………… 154
地域地区制度／地区計画制度によるまちづ
くり／「練馬区風致地区条例」に基づく事務
／優良宅地の認定審査
- (2) 区民・事業者とともにまちづくりを
進める …………… 155
練馬区まちづくり条例／区民・事業者・区
の協働によるまちづくり／「練馬区まちづく
り条例」に基づく開発調整／建築紛争の予防・
調整／建築協定／「練馬区福祉のまちづくり
推進条例」等によるバリアフリー整備／土地
区画整理事業の推進／公益財団法人練馬区環
境まちづくり公社
- (3) 調和のとれた都市景観を形成する …………… 157
景観形成のルールづくり／景観まちづくり
／景観に関する届出

41 災害に強い安全なまちづくり …………… 158

- (1) まちの防災性を向上する …………… 158
防災まちづくりの推進／都市計画道路事業
に合わせた延焼遮断帯の形成／建築物の規制
と誘導
- (2) 災害に強いまちをつくる …………… 158
密集住宅市街地整備促進事業／防災まちづ
くり事業／無電柱化の推進／河川の改修／雨
水貯留浸透施設の設置／雨水流出抑制施設の
整備／地下室等設置に係る浸水対策の届出／

ねりま情報メール・練馬区公式X (旧Twitter)
・LINE【防災気象情報】／橋りょう／街路
灯等の省エネルギー化促進

- (3) 災害に強いまちの実現に向けた取組を
支援する …………… 160

旧耐震建築物等の耐震化に係る助成および
支援事業／ブロック塀等撤去費用助成について
／狭あい道路の拡幅などに係る費用の助成等

- (4) 上・下水道の整備 …………… 161
上水道／下水道

42 地域防災力の向上 …………… 162

- (1) 自然災害に対する体制を強化する …………… 162
練馬区災害対策条例／災害対応力の向上
／災害対策関連計画／防災センター／備蓄
対策／飲料水の確保／区民防災組織／防災
訓練／防災企画展／防災功労者・功労団体
表彰／普及啓発活動／ねりま防災カレッジ
事業／各種団体との協定

43 安全・安心な地域づくり …………… 167

- (1) 犯罪等に対する体制を強化する …………… 167
練馬区民の安全と安心を推進する条例／
「街かど安全 72 万区民の目」警戒運動／地
域防犯防火連携組織／パトロール団体／消防
団／防犯設備整備費および防犯カメラ維持管
理費の補助制度／ねりま情報メール・練馬
区公式X (旧Twitter)・LINE【安全・安心情
報】／安全・安心パトロールカー／街頭消火
器の設置

- (2) 安全な道路環境の整備 …………… 168
交通安全啓発／交通安全計画／区民交通傷
害保険

44 鉄道・道路など都市インフラの整備 …………… 169

- (1) 公共交通を充実する …………… 169
区内交通の現状と「練馬区都市交通マス
タープラン」／都営大江戸線／西武池袋線／
西武新宿線／東武東上線／東京メトロ有楽町
線・副都心線／鉄道駅のバリアフリー化／エ
イトライナー／バス交通

- (2) 道路交通ネットワークを形成し、
沿道を整備する …………… 172
区内の道路事情／都市計画道路の整備状況
／東京外かく環状道路／都市計画道路沿道地
域のまちづくり／沿道地区計画制度によるま
ちづくり／生活幹線道路の整備／生活道路／
私道整備助成制度

- (3) 快適な道路環境を整備する …………… 175
練馬区自転車利用総合計画／駅周辺の放置
自転車等の状況／自転車駐車場の整備／自転
車通行空間の整備／レンタサイクルシステム

／自動車駐車場の運営	
45 地域生活を支える駅周辺のまちづくり …	177
(1) まちの拠点機能を向上させる ……	177
駅周辺地区の整備／練馬駅周辺整備／石神井公園駅周辺整備／上石神井駅周辺整備／生活拠点の整備	
46 みどりの保全と創出 ……	179
(1) みどりのネットワークの形成 ……	179
みどりのネットワーク形成の推進／みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクト／特色ある公園の整備／区立公園等の維持管理／みどりの普及啓発施設／公共施設の樹木管理／民有樹林地の保全／みどりの美しい街並みづくり／緑化計画の事前協議／樹木等伐採の届出／緑化委員会	
(2) みどりを育むムーブメントの輪を広げる ……	181
個人のみどりを地域で守る活動の拡充／公園や憩いの森の区民管理の拡充／みどりを守り育てる人材や団体の育成／マッチングの仕組みづくりの推進／練馬みどりの葉っぱい基金	
47 脱炭素社会の実現 ……	182
(1) ゼロカーボンシティの表明 ……	182
(2) 「練馬区環境基本条例」と「環境都市練馬区宣言」 ……	182
練馬区環境審議会	
(3) 練馬区環境基本計画 ……	182
(4) 住宅等の消費エネルギー削減 ……	182
既存住宅の省エネ化・再エネ導入支援	
(5) 環境に配慮したライフスタイルの推進 ……	182
エコライフチェック事業／環境学習事業／練馬区地球温暖化対策地域協議会（ねり☆エコ）の活動	
(6) 区の率先行動 ……	183
事業執行における環境配慮の徹底／区立施設の省エネ対策等／区立施設への再エネ設備の導入／低公害車の導入と電動化の拡大／プラスチック削減の取組	
(7) 先進技術の導入 ……	183
超高効率燃料電池システムの実証	
(8) 災害時のエネルギーセキュリティの確保 ……	183
家庭等におけるエネルギーセキュリティ確保／地域コジェネレーションシステムの運用／電動車を活用した非常用電源の確保	
48 リサイクルの推進とごみの発生抑制 ……	185
(1) ごみの発生を抑制する ……	185
ごみの発生抑制の計画的推進／普及啓発の	

推進／ごみの発生抑制／食品ロス削減の取組／リサイクルセンター／再使用の促進	
(2) リサイクルを進める ……	186
庁舎等区立施設でのリサイクルの推進／効率的な資源回収システムの構築／練馬区資源循環センター	
(3) ごみの適正処理を進める ……	188
ごみの収集・運搬事業の推進／ごみ排出ルールの確立／資源・ごみの排出実態調査／清掃事務所における排出指導／一般廃棄物処理業の許可	
49 住まい確保のサポート ……	190
(1) 良質な住まいづくりを支援する ……	190
分譲マンションに関する支援事業／住宅修築資金の融資あっせん／マンション管理計画認定制度／長期優良住宅の認定	
(2) 公共賃貸住宅を管理・運営する ……	190
区が管理する住宅／他の公共住宅	
(3) だれもが安心して暮らせる住まいづくりを促進する ……	191
区立高齢者集合住宅／他の高齢者向け公共住宅	
(4) 住まい探しを支援する ……	191
住まい確保支援事業／住宅確保要配慮者専用賃貸住宅への補助制度／練馬区居住支援協議会	

第5章 いきいきと心豊かに暮らせるまち …… 193

51 地域特性を活かした区内企業の活性化 …	194
(1) 練馬区の産業振興施策 ……	194
区の産業構造と特性／一般社団法人練馬区産業振興公社との連携	
(2) 中小企業の経営を支援する ……	195
産業融資による支援／練馬ビジネスサポートセンターによる支援／商工業団体との連携強化、各種団体への支援／中小企業等地域貢献事業補助／練馬産業見本市／練馬ビジネスチャンス交流会／練馬区伝統工芸展／ねりま漬物物産展／区民・産業プラザの運営／キャッシュレス決済ポイント還元事業	
(3) 中小企業の勤労者と就労を支援する ……	198
福利厚生事業への支援／勤労者への支援／勤労福祉会館およびサンライフ練馬の運営	
(4) 消費者の自立を支援する ……	199
消費者意識の啓発／消費者の安全の確保／石神井公園区民交流センターの運営	
52 魅力ある商店街づくり ……	201

(1) 魅力的な商店街づくりを進める ……	201
魅力ある個店づくり／特色のある商店街づくり／商店街振興への取組／商店街連合会等との連携	
53 都市農業の振興と都市農地の保全 ……	202
(1) 農の活きるまち練馬 ……	202
意欲的な都市型農業経営の支援／練馬の都市農業の特色を活かした魅力の発信／全国都市農業フェスティバルの開催／都市農地の保全に向けた取組の推進	
54 文化・生涯学習・スポーツの振興 ……	207
(1) 区民の文化芸術・生涯学習活動を支援する ……	207
文化芸術・生涯学習施策の推進／文化芸術の振興に関する事業／映像文化施策の推進／公益財団法人練馬区文化振興協会／練馬文化センター／大泉学園ホール（大泉学園ゆめりあホール）／練馬区立美術館／石神井公園ふるさと文化館／生涯学習センター／向山庭園／学習の機会の充実／学校施設の地域開放推進／学校施設の一般利用	
(2) 読書活動を支援する ……	211
図書館	
(3) 文化財を保存・活用・継承する ……	213
文化財保護の推進／文化財の指定・登録／文化財保護のための主な事業／文化財保護推進員／尾崎遺跡資料展示室	
(4) 区民のスポーツ活動を支援する ……	215
スポーツ施設の整備／スポーツの機会の充実／地域スポーツ指導者の育成／総合型地域スポーツクラブ／練馬こぼしハーフマラソン	
55 練馬の魅力づくりと練馬ならではの観光の推進 ……	218
(1) 練馬の魅力の発信 ……	218
広報キャンペーンの実施／スタジオツアー東京の開設に合わせた練馬の魅力発信	
(2) 「練馬ならではの観光」の推進 ……	219
練馬の魅力を体感できる仕組みづくり	
(3) 練馬の魅力を感じるイベントづくり ……	219
第46回練馬まつり／第36回照姫まつり／アニメプロジェクト in 大泉2023	
(4) 風を感じるまちづくり ……	220
散策しやすいまちづくり	
56 多文化共生、国際・都市交流の推進 ……	221
(1) 各国文化の相互理解 ……	221
相互理解の促進と生活支援／友好都市等との交流	
57 平和と人権の尊重、男女共同参画の推進 ……	223
(1) 平和を尊ぶ心を育む ……	223

平和推進事業

(2) 人権の尊重と男女共同参画を進める ……	223
人権尊重の理解を深めるための啓発／第5次練馬区男女共同参画計画／男女平等意識を高める啓発事業／配偶者等暴力被害者への支援と性暴力等の防止／男女共同参画センターの運営	

第6章 区民とともに区政を進める … 227

61 地域コミュニティの活性化と協働の推進 ……	228
(1) 区民の自主的な活動を尊重した支援と連携 ……	228
町会・自治会の活動支援／町会・自治会のデジタル活用支援／地域活動団体の支援／区民協働交流センター／相談情報ひろば／地域情報コーナー／地域おこしプロジェクト／つながるカレッジねりま／地区祭補助事業	
(2) 地域活動を支える機会・場の充実を行う ……	230
活動と交流の場の提供／区役所会議室の活用／指定葬儀場使用料助成事業	
62 区政改革の推進 ……	232
(1) 区政の改革に向けて ……	232
区政改革推進会議／取組体制強化プラン～区民協働 DX 人事・人材育成～	
(2) DX 推進による区民サービスの向上と効率的な区政運営の実現 ……	232
(3) 開かれた区政に向けた情報発信の充実と区民要望への迅速な対応 ……	233
主な広報出版物／その他の広報活動／区民情報ひろばの運営／区政資料管理体制の整備／情報公開と個人情報保護／主な広聴活動／区民相談	
(4) 行政需要に柔軟に対応するための人材育成・体制整備 ……	236
職員の人材育成／施設の適切な管理・活用	
(5) 窓口から区役所を変える ……	237
区民視点での窓口改革の推進／マイナンバーカードの交付／コンビニ交付サービスの実施	

資料編 …… 239

区内の指定・登録文化財 ……	240
練馬区の年表 ……	242
関連文書一覧 ……	259

練馬区この1年

令和5年4月～令和6年3月



都立練馬城址公園

5年4月

1日 第二子以降の学校給食費無償化を開始

多子世帯の経済的負担を軽減するため、区立小・中学校に通う児童・生徒のうち、第二子以降の学校給食費を無償とした。対象世帯の収入制限は設けない。

3日 牧野博士の書斎を再現

牧野記念庭園では、3日から放送が開始するNHKの連続テレビ小説「らんまん」のスタートと同時に、4年度に生誕160年事業として1年をかけて進めてきた「牧野博士の書斎再現展示」の一般公開を開始した。

再現した書斎では、博士を慕う方たちのご協力を得て、博士が使用していた蔵書や文房具等を細部まで再現し展示している。



再現された書斎内

23日 第20回区議会議員（定数50人）選挙

任期満了に伴い、第20回区議会議員選挙を行った。任期は5年5月30日から4年。

5月

1日 としまえん跡地に練馬城址公園がオープン

「緑と水」「防災」「にぎわい」をコンセプトに造られた都立練馬城址公園の一部が開園した。

8日 練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止

国は、8日、新型コロナウイルスの感染症法の位置付けを季節性インフルエンザなどと同等の5類に移行した。

これを受け、区は、練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止した。

16日 リニューアルした豊島園駅で「スタジオツアー東京 エクスプレス」の出発式を開催

西武鉄道（株）は、6月16日の「ワーナーブラザーズ スタジオツアー東京 - メイキング・オブ・ハリー・ポッター」開業に向け、西武鉄道豊島線 豊島園駅で、16日から運行開始となった、映画「ハリー・ポッター」の主要キャストがあしらわれたフルラッピング電車『スタジオツアー東京 エクスプレス』の出発式を行った。



出発式の様子

19日 ウォータースタンド（株）と「マイボトル利用の普及促進に関する協定」を締結

マイボトル利用を促進し、プラスチックごみを削減するため、ウォータースタンド（株）と「マイボトル利用の普及促進に関する協定」を締結した。

協定に基づき、5月から区役所や区民事務所などにマイボトル対応型給水機を順次設置し、来庁者や区民にマイボトルの利用を呼びかけている。



設置している給水機

5月 スタジオツアー開業に向けた機運醸成を実施

スタジオツアー東京の開業に向けた機運醸成と地域の賑わいの創出を図るため、区役所本庁舎とやすらぎ歩道橋（連絡通路）を、スタジオツアー東京のコンセプトアートがデザインされたフラッグや、映画「ハリー・ポッター」に登場するキングスクロス駅をモチーフにしたデザインシートなどで装飾した。

また、豊島園通りの魅力を発信することを目的として、ねりま観光センターや商店街と協力し、冊子「豊島園通りの歩き方」を発行し、5月22日から配布を開始した。



キングスクロス駅をモチーフにした壁面装飾

6月

1日 区立の直営保育園全園で紙おむつの定額利用サービス「おむつのサブスク」を実施

希望者が毎月一定額（2,000～3,000円程度）を負担することで、園で必要となる紙おむつとおしりふきが何枚でも利用できる「おむつのサブスク」を区立直営保育園全32園で開始した。

12日 区立施設85か所を休憩所として開放

熱中症対策のため、区立施設85か所を休憩所として開放した。加えて、9月には（一社）練馬区薬剤師会等の協力を得て、区内39か所の薬局を休憩所として新たに開放した。

区ホームページやSNS等で周知を図るとともに、各施設では入口等に共通のポスターを掲示し、外出時に暑さを感じた際に休憩できることを伝え、熱中症の予防行動に繋がった。

9日 第75代区議会議長に田中よしゆき氏、第77代副議長に酒井妙子氏が就任

新議長に田中よしゆき氏（自民党）、新副議長に酒井妙子氏（公明党）が選出された。

16日 「ワーナー ブラザース スタジオツアー東京ーメイキング・オブ・ハリー・ポッター」が開業

ワーナーブラザーススタジオジャパン合同会社は、としまえん跡地にスタジオツアー東京をオープンした。リニューアルした豊島園駅と練馬城址公園の豊かな緑が魔法の世界へと誘う空間を実現した。

21日 生活困窮世帯エアコン購入費助成事業を開始

令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金の対象世帯（住民税非課税世帯等）のうち、エアコン未設置世帯または機器の故障等により使用できるエアコンがない世帯に対し、上限10万円（内訳：エアコン購入費6万2千円、設置工事費3万8千円）のエアコン設置費の助成を開始した。

21日 失語症の当事者団体の活動に意思疎通支援者を派遣する取組を開始

失語症の人への支援を充実するため、都養成研修修了者等を活用し、当事者団体に「意思疎通支援者」を派遣する取組を開始した。

30日 電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金（3万円）の支給通知および支給要件確認書を発送し、順次給付開始

国は、電力・ガス・食料品等の物価上昇による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、1世帯当たり3万円を給付することを決定した。これを受け、区は、対象者へ支給申込通知および支給要件確認書を発送し、5年7月19日から順次給付を開始した。

また、あわせて区独自の取組として、児童扶養手当受給世帯や、5年1月以降に予期せず収入が減少し、住民税非課税世帯と同様の水準となった世帯等への給付を行った。

7月

3日 公衆浴場で高齢者のフレイル予防事業を開始
区内公衆浴場8か所で、脱衣所等のスペースを活用した高齢者のフレイル（※）予防事業「フロ・マエ・フィットネス」を開始した。

参加者は公衆浴場の営業開始前に集まり、脱衣所等で体操や軽い筋力トレーニングなどを実施。終了後はゆっくり入浴を堪能し、参加者同士が交流することができる。

※フレイル：

老化により心身機能の活力（筋力や認知機能など）や、社会的な活力（人との交流など）が低下し、要介護になる危険性が高まっている状態



事業の様子

11日 乳幼児一時預かり事業等でキャッシュレス決済を導入

区内5か所の地域子ども家庭支援センターの乳幼児一時預かり事業およびこども発達支援センターの障害児一時預かり事業等の利用料を対象にキャッシュレス決済を導入した。

24日 区役所業務の効率化を目的とし、生成AI（ChatGPT）の試行を開始

区は、自治体向けチャットツール「LoGo チャット」を活用して、生成AI（ChatGPT）の試行を開始した。期間は6年3月末までで、業務の改善や効率化を図ることを目的とする。

生成AIは、職員が行う文章の作成や要約、アイデアの創出などに活用することを想定している。

7月 訪問健康相談と服薬指導の一体的相談を開始

区内の国民健康保険加入者で「重複受診」「頻回受診」等の人を対象として、練馬区薬剤師会による訪問健康相談と服薬指導の一体的相談を開始した。

従来行ってきた訪問健康相談では、服薬に関する相談が多く、保健師が十分な対応ができないことが課題となっていたため、服薬指導と統合し、地元薬剤師会が一括して実施することとなった。

訪問健康相談と服薬指導の一体的相談の取組は、全国初となる。

8月

4日 単身の高齢者を対象に、熱中症予防を緊急で呼びかける取組を開始

区では、特に熱中症のリスクの高い高齢者等に対して呼びかけなどを行ってきた。しかし、記録的な猛暑が続き、熱中症による死亡者が増加したことを受け、熱中症を予防する行動をとってもらうことを目的として、死亡者の多数を占める単身の高齢者世帯（約24,000世帯）を対象に、地域包括支援センターの訪問支援員等が電話や訪問で集中的・重点的に呼びかけを行った。

21日 AIチャットボットのサービス拡充および証明書などのオンライン申請の利用を開始

区公式ホームページ、公式LINEにおけるAIチャットボットのサービスを、既に実施している保育園に関する質問に加え、引越しやおくやみ手続、予防接種などの質問にも対応できるように拡充した。区が作成したFAQなどからAIが関連性や優先度を判断し、24時間・365日必要な情報を自動で提供する。

また、住民票の写しや戸籍証明などについては、請求手続をパソコンやスマートフォンから行え、本人確認や発行手数料の支払いもオンラインで完了できる、オンライン申請を開始した。

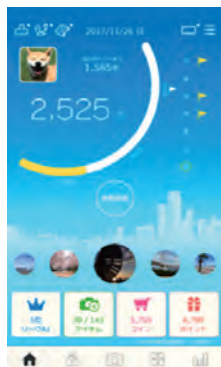


AIチャットボット画面

9月

21日 フレイル予防アプリ「フィット&ゴー」配信
フレイル予防のためのアプリ「フィット&ゴー」の配信を開始した。

アプリでは、『フレイル推定 AI』を搭載し、一人ひとりの趣味や関心、健康状態にあわせて、教室やイベント、健康行動を促すアドバイスを配信し、高齢者の社会参加を促進する。



ホーム画面

10月

1日 保育園の入園申請をオンラインで受付開始

1日から、オンラインでの保育園の入園申請の受付を開始した。これにより、スマートフォンやパソコンで時間を気にせず申請を行うことができるようになり、申請のために窓口に来庁する必要がなくなるほか、申請書類の記入や郵送手続が不要になった。

2日 こども発達支援センターに医療的ケア児相談窓口を開設

こども発達支援センターに、新たな医療的ケア児の相談窓口を設置した。新たな相談窓口では、家族が相談する内容に応じてコーディネーターが一括して関係機関への連絡調整を行うことで、家族の負担軽減が可能になる。

また、窓口では、医療的ケア児を育てた経験のある家族への相談（医療的ケア児ペアピア相談）ができる。ペアピア相談は、23区で初めての取組。ペアピア相談員は、育児や将来などの不安や悩みについて、保護者に寄り添いながら話を伺い、助言を行う。

11月

3日 「ねりまの森の音楽祭」を練馬総合運動場公園で開催

野外の開放的な雰囲気の中で音楽に親しむ「ねりまの森の音楽祭」を新たに開催した。会場では多彩なプロのミュージシャンによる演奏や、子どもたちによるキッズライブ・パフォーマンスなどが行われた。

また、全国都市農業フェスティバルの機運醸成企画として、新鮮な練馬産野菜の販売も実施した。



音楽祭の様子

6日 練馬駅周辺で弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施

練馬駅周辺で、国および都との共同で、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施した。

訓練では、X国から弾道ミサイルが発射され、我が国に飛来する可能性があると判明した事態を想定し、住民避難や、地下鉄駅舎への避難者の受入れ等を行った。



地下鉄駅舎での訓練

19日 全国都市農業フェスティバルを開催

都立光が丘公園等で全国都市農業フェスティバルを開催した。都内および三大都市圏から4都市（国分寺市、松戸市、名古屋市、京都市）を招聘したほか、マルシェに出店する20自治体を合わせた計24自治体が全国から参加した。

当日は、各都市特産の農産物や加工品などが購入できるマルシェのほか、各地の農産物を使ったメニューを提供するキッチンカーの出店、京野菜の収穫などが体験できるブース、全国の都市農業者とスペシャルゲストを招いたトークライブなど、都市農業の魅力を感じることができるイベントが行われた。



全国の農産物の販売風景

15日 災害時の避難行動要支援者の個別避難計画を作成開始

全ての避難行動要支援者（約32,000人）を対象として、一人ひとりが災害時に「どこへ」「だれと」避難するかをあらかじめ定めておく「個別避難計画」の作成を開始した。避難行動要支援者名簿に登録されている人について、避難をサポートしてもらう予定の人やご自身が想定している避難場所などの情報を収集し、同意が得られた人について、オーダーメイドの個別避難計画を作成する。また、担当ケアマネジャーや相談支援専門員などの福祉専門職による、作成支援を実施する。

2月

27日 地域活動マッチングイベントを開催

石神井公園区民交流センターで、「地域活動マッチングイベント」を初めて開催した。

ボランティアに関心のある人と仲間を探す団体をつなぐことを目的とし、実際に区内で活動する14団体が参加した。また、ボランティアコーディネーターがマッチングをサポートし、ボランティアの心構えや探し方、被災地でのボランティア活動に関する相談などに応えるコーナーも設置した。

6年1月

4日 電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金（7万円の追加給付等）の支給通知および支給要件確認書を発送し、順次給付開始

国際的な原材料価格の高騰等による物価高が続く中、国は低所得世帯（住民税非課税世帯）への支援を拡大し、5年夏から開始した1世帯当たり3万円の給付に加え、7万円を追加で給付することで、合計10万円を目安に支援を行うことを決定した。これを受け、区は、対象者へ支給申込通知および支給要件確認書を発送し、6年1月26日から順次給付を開始した。

また、住民税が均等割のみ課税の世帯に対し10万円の給付を、7万円と10万円の給付の対象となる世帯に18歳以下の児童がいる場合、児童1人当たり5万円の給付を、6年3月から順次開始した。

3月

18日 サントリーグループと「循環型社会の形成等に向けたペットボトルのリサイクルに関する協定」を締結

使用済ペットボトルを新たなペットボトルにリサイクルする「ボトルtoボトル」の取組を推進し、CO₂排出量の削減につなげるため、サントリーグループと協定を締結した。

区は、回収したペットボトルをリサイクル事業者に引き渡し、サントリーグループがそのリサイクル事業者から原料を買い取り、再生ペットボトルとして活用する。



22日 「第3次みどりの風吹くまちビジョン」を策定

ランドデザイン構想実現に向けた政策展開を明らかにするため、区の新たな総合計画（地方版総合戦略）として、「第3次みどりの風吹くまちビジョン」を策定した。



第3次みどりの風吹くまちビジョン
「基本計画・アクションプラン〔戦略計画〕
と「アクションプラン〔年度別取組計画〕」

27日 順天堂練馬病院と「認知症施策の連携および自殺未遂者等支援事業に関する協定」を締結

順天堂練馬病院と締結している、「順天堂大学医学部附属練馬病院の運営に関する協定」に基づき、地域医療施策への協力として、6年4月から開始する認知症施策の連携および自殺未遂者等支援事業に関する協定を締結した。

認知症施策では、区と医師会が連携して実施している「もの忘れ検診」について、検診の結果さらに検査や受診が必要な人の受入れを行う。

自殺未遂者に対する支援では、自殺企図で病院に搬送された人や家族に対し、関係機関につなぐなどの支援に取り組む。

28日 東京都理学療法士協会と「災害時における避難行動要支援者等の支援協力に関する協定」を締結

平時の活動として、災害時に備え理学療法士の登録バンクの設置や、区の訓練への参加、区民向けセミナーの実施等を行い、災害時には、福祉避難所等で避難行動要支援者に対して、災害時フレイルや血栓予防のセルフケアの指導を行う。東京都理学療法士協会との災害協定の締結は都内初であった。

練馬区のあらし

1	地勢		10
2	歴史		12
3	人口		14
4	気象		21



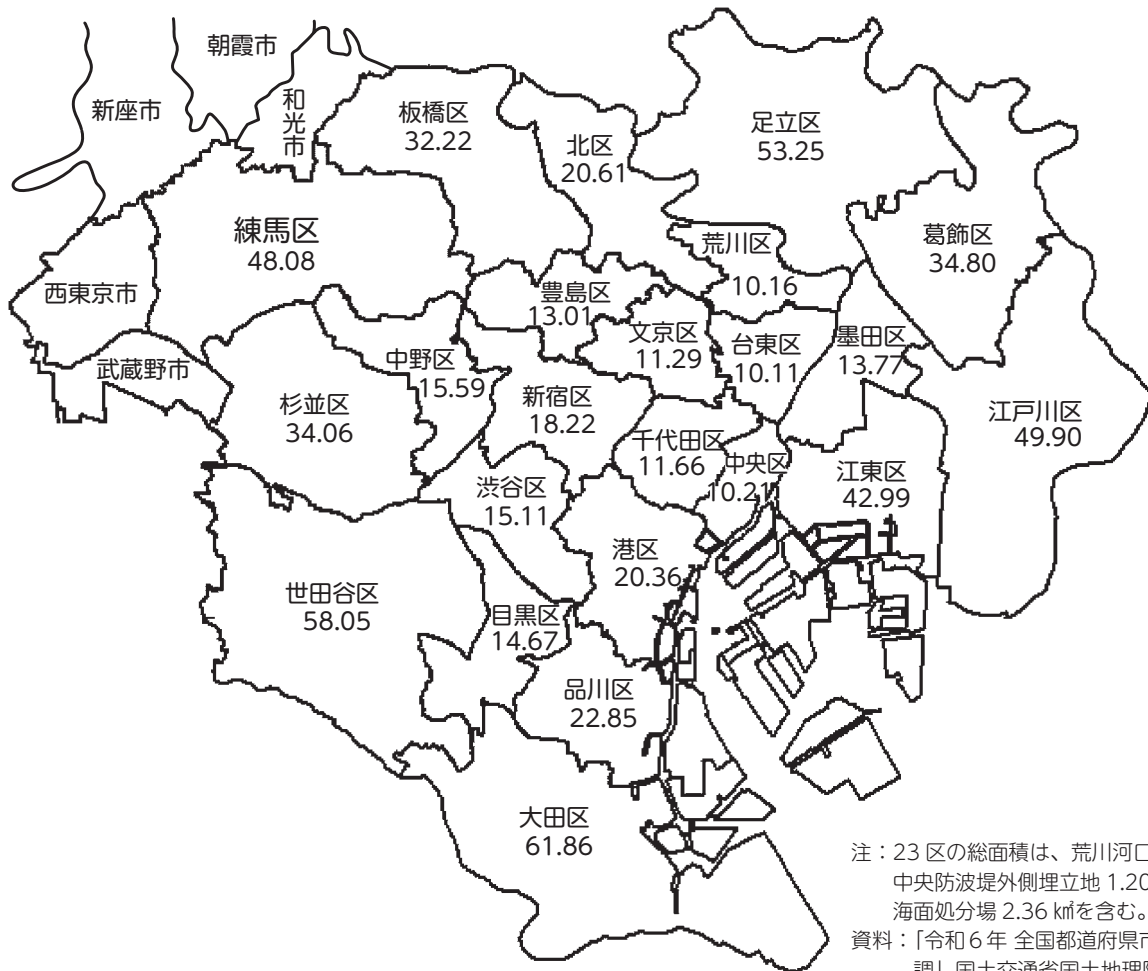
寄贈された写真から「向山西町会夏まつり（昭和44年）」

1 地 勢

〔23区の位置と面積〕（単位：km²）

23区の総面積 627.51km²

6年1月1日現在



●位置、面積

練馬区は、東京都 23 区の北西部に位置し、北東から南にかけては板橋区、豊島区、中野区、杉並区に接し、西から南西にかけては西東京市、武蔵野市との境を持ち、北は埼玉県の新座市、朝霞市、和光市に接している。

経・緯度でみると、東経 139 度 33 分 46 秒～139 度 40 分 52 秒、北緯 35 度 42 分 43 秒～35 度 46 分 46 秒に位置している。なお、練馬区役所の位置は、東経 139 度 39 分 8 秒、北緯 35 度 44 分 8 秒である。

一方、練馬区の面積は 48.08km²で東西約 10km、南北約 4～7km のほぼ長方形である。

東京都の総面積 2,199.93km²に対し、練馬区はその約 2.2%、23 区の総面積 627.51km²に対し約 7.7%に当たり、23 区の中では大田区、世田谷区、足立区、江戸川区に次いで 5 番目の広さである。

●地 形

練馬区は、ほとんど高低差のないならかな地形をしている。

地盤高でみると、西側が高く東側へ行くにつれて低くなっている。水準基標によると、関町北四丁目（石神井高校内）では海拔 54.02m、羽沢三丁目（開進第四中学校内）では海拔 26.01m となり、平均すると、30～50m 程度の起伏の少ない台地状となっている（資料：「水準基標測量成果表」東京都土木技術支援・人材育成センター）。

この台地は武蔵野台地といわれる洪積台地である。

●地 質

練馬区の地質は、地質年代からみると比較的新しい時代に形成された地層で、台地は洪積層、低地は沖積層からなっている。

〔町名図〕



洪積層は、上部の関東ローム層、中部の粘土砂の互層、下部の砂礫層から構成されている。この台地の洪積層と、低地の沖積層の基盤になっているのが第三紀層である。

武蔵野台地の表面は、ローム層で厚く覆われていて水を得ることができないが、ローム層の下には粘土と小石の累層があって水を含んでおり、そうした層が谷の底、谷の側壁、段丘の崖の下などに露出して湧水となる。三宝寺池、富士見池や井頭池（弁天池）は、こうした湧水からできた池である（資料：「昭和44年練馬区地下水調査報告書」）。

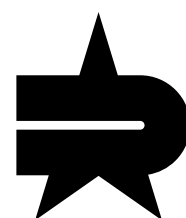
●地名の由来

「ねりま」という地名の由来には、『関東ローム層の赤土を黏ったところを「黏場」といった』、『石神井川流域の低地の奥まったところに沼＝「根沼」が多かった』、『奈良時代、武蔵国に「乗漕（のりぬま）」という宿駅があった』、『中世、豊島氏の家臣に馬術の名人がおり、馬を馴らすことを「ねる」といった』などの諸説があり、定説はない。

●区の紋章

ネリマの「ネ」の字と「馬のひづめ」を組み合わせで図案化したもので、約900点の応募作品から選定された。

練馬区が平和で、健康で、明るいまちに発展していくようにという願いをこめて、昭和28年12月に制定された。



〔区の紋章〕

●区の花と木

美しい花と豊かなみどりの住みよいまちづくりを進めるために、区のシンボルとなる花と木を区民から公募し、昭和46年4月、花は「ツツジ」、木は「コブシ」を選定した。



〔区の花 ツツジ〕



〔区の木 コブシ〕

2 歴 史

●原始・古代

練馬に人が住み始めたのは、約3万年前の旧石器時代からとされている。これを示すものとして、石神井川や白子川流域などから旧石器時代の遺跡が発見されている。

旧石器時代に続く縄文時代の遺跡は、石神井川、白子川、江古田川（中新井川）流域などで発見されており、池淵遺跡（石神井町五丁目、一部が公園として保存されている。）などがある。数は少ないが、弥生時代の遺跡も石神井川や白子川流域で発見されており、人々が川沿いに定住していたと考えられる。

このほか、古墳時代から歴史時代にかけての遺跡も区内各所で発見されている。氷川台一丁目の城北中央公園内の栗原遺跡には、7～8世紀ごろの竪穴住居が復元されており、古代の住居が点在していた当時の集落の様子を語っている。

大化の改新後、律令制が徐々に整い、地方には国府を中心に国郡の制度が敷かれた。練馬は、律令国家の行政区域では、武蔵国豊島郡に属した。豊島郡は現在の千代田・中央・台東・文京・荒川・北・板橋・新宿・豊島・練馬の10区にまたがる広い地域を占めていた。この当時、練馬地域は石神井川や白子川流域など、限られた地域に集落が営まれたものの、大半は原野だったと推測されている。

●中 世

平安時代末期、武蔵国豊島郡においては、秩父平氏の豊島氏が勢力を広げていった。豊島氏は最初の拠点として、荒川沿岸で石神井川河口に近い現在の北区上中里に平塚城を築いた。さらに、豊島氏の領主的支配の手が石神井川流域をさかのぼり、練馬の地域に進出したのは南北朝時代と伝えられている。室町時代頃までには、練馬城（向山3-25他）や石神井城（三宝寺池南側台地）を築いた。

豊島氏による練馬の開発の様子は明らかでないが、城が築かれたところは豊かな水源地であった。また、この時代の城は、武士の居館の周囲に土塁を積み上げたり、空堀を巡らす程度の規模の小さいものであったとされている。15世紀半ば、鎌倉公方（古河公方）足利氏と関東管領上杉氏が対立し、関東は戦国時代^{どうかん}に突入する。その中で、石神井城主豊島泰経と太田道灌の戦いも起きた。

この戦いで、長年にわたって練馬の地を支配してきた豊島氏は滅び、太田氏の支配を受けることとなった。

その後、小田原北条氏の支配へと移り変わった。

●近 世

天正18年（1590年）、徳川家康が江戸城に入った。江戸幕府開府後、練馬の村々は、大部分が幕領に、一部が大名と旗本の知行地になった。

この当時の練馬の農業は、水に恵まれない土地柄で田の面積も限られていたため、農地のほとんどが畑であり、練馬の農民は幕府が開発した上水を利用した。玉川上水から分水して造られた千川上水は、宝永4年（1707年）に農業用水として用いることが許され、練馬の農業にとっては貴重な水資源となった。



〔暗きよになる前の千川上水〕

江戸時代中期には、江戸の発展に伴い、大根、ゴボウ、ナス、イモなどを江戸市中に供給する一大近郊農村となった。特に大根は、黒ボク土といわれるきめ細かい土壌に適していた。また、保存食としてのたくあん漬が根付いたのもこのころであった。

●近 代

慶応3年（1867年）10月大政奉還となり、明治新政府が京都の地に生まれた。この京都の新政府が討幕達成のために東征の軍を江戸に下した。慶応4年（1868年）4月の江戸城開城により、江戸は新政府の手に握られ、同年7月17日、東京と改称された。同年同月、府政機関として東京府を新設した。同年9月8日、元号を明治と改めた。

練馬の村々も明治元年（1868年）武蔵県に、翌2年に品川県に編入されるなどの経緯を経たのち、明治11年（1878年）には、「郡区町村編制法」で東京府北豊島郡の一部へと移り変わった。

東京が日本の首都、政治の中心として発展するに従い、練馬は東京市民への野菜の供給地として重要性を増し、有名なたくあん漬も軍隊などの需要増加により、盛んに生産されるようになった。

※独立後の年表は、242ページを参照



〔練馬大根干し風景（昭和 10 年頃）〕

大正期に営業を開始した東武東上線や武蔵野鉄道（現在の西武池袋線）は利用者が少なく、一時は貨物の運搬が中心だったといわれている。



〔大泉学園駅周辺の様子（大正 14 年頃）〕

練馬の人口は明治 7 年（1874 年）に約 1 万 2 千人、50 年後の大正 14 年（1925 年）には約 3 万人と緩やかな増加ぶりであった。

しかし、大正 12 年（1923 年）の関東大震災を境に、都心から周辺地域への人口の流出、交通の発達に伴う工場の進出等により、練馬は次第に姿を変えた。

昭和 7 年（1932 年）、東京市が 35 区制になると、練馬地区を含む板橋区が成立した。

昭和 21 年 9 月、第 1 次の地方制度の改革があり、主権在民の地方自治制度に改められた。昭和 22 年 3 月 15 日、それまでの東京 35 区制は 22 区制となった。練馬地区はこのとき、まだ板橋区に属していたが、独立を求める人々の努力が実を結び、昭和 22 年 8 月 1 日、練馬区は板橋区から独立し、23 番目の特別区となった。



〔独立当時の区役所庁舎（開進第三小学校講堂）〕

3 人 口

区の人口・世帯数は、住民基本台帳によると6年1月1日現在741,540人、389,715世帯である。

23区別に見ると、人口は世田谷区の約91万8千人に次いで2番目となっている。

なお、練馬区における外国人住民数は、6年1月1日現在23,195人で、区の総人口に占める割合は約3.1%となっている。

●人口の推移

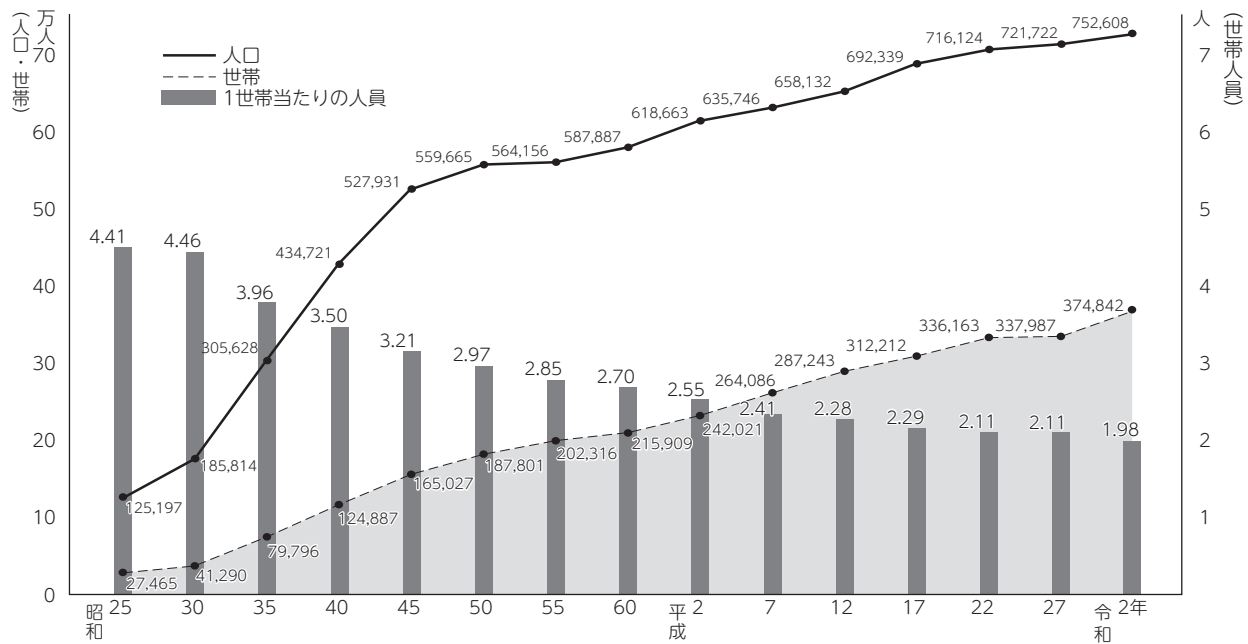
区の人口は、昭和22年の独立当時は約11万人であった。人口増加は30年代前半から40年代半ばにかけての高度経済成長に呼応して著しく、毎年2～3万人の増加で推移した。40年代に入ると、それまでの急激な

人口増加の要因であった社会増（転入超過）は急減し、46年からは社会減（転出超過）に転じている。また自然増減（出生数－死亡数）も47年から減少し始め、53年から56年に、わずかではあるが人口が減少した時期もあった。

61年、光が丘地区等の開発に伴い約1万1千人が増加し、都内でも際立って大きい伸びを示した。その後も今日まで通増し続け、平成20年4月には総人口70万人を突破した。

24年7月から外国人が住民基本台帳の適用対象となった。そのため住民基本台帳の人口は、外国人住民を加えた数となっている。

〔国勢調査による人口・世帯数の推移〕



注：1世帯当たりの人員は「施設等の世帯」を除いた「一般世帯」についての数値である。

資料：国勢調査結果報告

〔各年中の人口動態〕

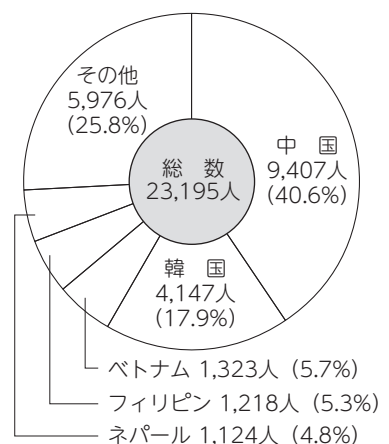
(単位：人) 各年1～12月

年次	全体の増減人口	他県との移動			都内間の移動増減人口	自然動態			その他の増減人口
		転出・入の差	転入	転出		自然増加人口	出生	死亡	
元	7,002	4,864	25,284	20,420	1,436	△608	5,634	6,242	1,310
2	664	1,060	22,501	21,441	990	△864	5,515	6,379	△522
3	△1,741	△1,159	21,094	22,253	1,843	△1,302	5,341	6,643	△1,123
4	556	337	21,969	21,632	910	△2,234	5,217	7,451	1,543
5	2,626	1,847	22,610	20,763	1,404	△2,285	4,988	7,273	1,660

注：「その他の増減人口」は、職権による記載・消除、海外との転出入数である。

資料：「人口の動き」(都総務局統計部)

〔外国人住民人口〕 6年1月1日



〔世帯数と人口の推移〕

各年1月1日現在

年次	世帯数 (世帯)	総人口 (人)	日本人の人口(人)			外国人の人口(人)			対前年比増加人口	
			総数	男	女	総数	男	女	実数(人)	率(%)
昭和22年	24,399	111,792	111,792	58,322	53,470	—	—	—	—	—
30	42,629	174,795	173,950	88,410	85,540	845	—	—	11,720	7.19
40	125,086	407,033	404,629	206,180	198,449	2,404	—	—	23,036	6.00
45	172,317	514,440	511,334	262,498	248,836	3,106	1,726	1,380	14,834	2.97
48	177,749	522,649	519,517	266,847	252,670	3,132	1,744	1,388	8,209	1.60
49	183,408	530,999	527,692	270,924	256,768	3,307	1,824	1,483	8,350	1.60
50	194,579	548,235	544,961	278,366	266,595	3,274	1,808	1,466	3,610	0.66
51	197,971	553,147	549,881	280,372	269,509	3,266	1,792	1,474	4,912	0.90
52	200,640	557,971	554,735	282,397	272,338	3,236	1,771	1,465	4,824	0.87
53	202,918	561,452	558,119	283,595	274,524	3,333	1,798	1,535	3,481	0.62
54	204,237	561,239	558,015	283,102	274,913	3,224	1,726	1,498	△ 213	△ 0.04
55	204,764	560,249	556,944	282,177	274,767	3,305	1,782	1,523	△ 990	△ 0.18
56	205,804	559,716	556,482	282,284	274,198	3,234	1,758	1,476	△ 533	△ 0.10
57	207,350	559,368	556,003	282,016	273,987	3,365	1,831	1,534	△ 348	△ 0.06
58	209,939	561,868	558,387	283,535	274,852	3,481	1,860	1,621	2,500	0.45
59	214,723	569,759	566,055	287,170	278,885	3,704	1,992	1,712	7,891	1.40
60	220,105	578,920	574,885	291,388	283,497	4,035	2,131	1,904	9,161	1.61
61	222,874	587,326	583,031	294,614	288,417	4,295	2,229	2,066	8,406	1.45
62	229,415	599,134	594,325	300,039	294,286	4,809	2,474	2,335	11,808	2.01
63	234,583	606,007	600,655	303,546	297,109	5,352	2,684	2,668	6,873	1.15
64	239,297	613,258	606,501	306,491	300,010	6,757	3,681	3,076	7,251	1.20
平成2年	243,366	616,826	609,645	307,637	302,008	7,181	3,775	3,406	3,568	0.58
3	247,600	620,679	612,975	309,084	303,891	7,704	3,950	3,754	3,853	0.62
4	253,516	627,269	618,402	311,631	306,771	8,867	4,567	4,300	6,590	1.06
5	258,219	630,759	621,140	312,543	308,597	9,619	4,971	4,648	3,490	0.56
6	261,193	632,478	622,415	312,575	309,840	10,063	5,135	4,928	1,719	0.27
7	264,547	634,785	624,754	313,408	311,346	10,031	5,046	4,985	2,307	0.36
8	268,548	637,448	627,662	314,412	313,250	9,786	4,916	4,870	2,663	0.42
9	272,482	641,017	631,140	315,654	315,486	9,877	4,848	5,029	3,569	0.56
10	277,532	645,859	635,827	317,822	318,005	10,032	4,864	5,168	4,842	0.76
11	282,976	651,901	641,821	320,505	321,316	10,080	4,870	5,210	6,042	0.94
12	287,745	657,119	646,729	322,436	324,293	10,390	4,968	5,422	5,218	0.80
13	292,305	662,383	651,618	324,905	326,713	10,765	5,065	5,700	5,264	0.80
14	297,517	668,842	657,377	327,636	329,741	11,465	5,332	6,133	6,459	0.98
15	302,605	674,912	662,885	330,328	332,557	12,027	5,640	6,387	6,070	0.91
16	306,942	679,863	667,512	332,385	335,127	12,351	5,740	6,611	4,951	0.73
17	310,889	684,365	672,251	334,398	337,853	12,114	5,492	6,622	4,502	0.66
18	314,248	686,237	674,123	334,898	339,225	12,114	5,488	6,626	1,872	0.27
19	318,925	691,230	678,869	337,029	341,840	12,361	5,554	6,807	4,993	0.73
20	324,194	697,174	684,107	339,385	344,722	13,067	5,825	7,242	5,944	0.86
21	329,290	702,922	689,187	341,481	347,706	13,735	6,145	7,590	5,748	0.82
22	332,307	706,449	692,450	342,512	349,938	13,999	6,202	7,797	3,527	0.50
23	333,414	707,280	693,368	342,158	351,210	13,912	6,035	7,877	831	0.12
24	335,465	707,903	694,886	342,261	352,625	13,017	5,679	7,338	623	0.09
25	344,228	709,262	696,522	342,647	353,875	12,740	5,613	7,127	1,359	0.19
26	347,096	711,212	698,354	343,353	355,001	12,858	5,741	7,117	1,950	0.27
27	350,732	714,656	701,104	344,156	356,948	13,552	6,138	7,414	3,444	0.48
28	355,564	719,109	704,447	345,341	359,106	14,662	6,659	8,003	4,453	0.62
29	360,633	723,711	707,289	346,119	361,170	16,422	7,566	8,856	4,602	0.64
30	365,725	728,479	710,239	346,719	363,520	18,240	8,438	9,802	4,768	0.66
31	370,567	732,433	712,780	347,090	365,690	19,653	9,189	10,464	3,954	0.54
令和2年	377,837	739,435	717,945	349,021	368,924	21,490	9,925	11,565	7,002	0.96
3	380,495	740,099	719,971	349,575	370,396	20,128	9,464	10,664	664	0.09
4	381,830	738,358	719,529	348,931	370,598	18,829	8,805	10,024	△ 1,741	△ 0.24
5	385,142	738,914	718,101	347,906	370,195	20,813	9,743	11,070	556	0.08
6	389,715	741,540	718,345	347,707	370,638	23,195	11,032	12,163	2,626	0.36

注：①昭和22年1月1日は、練馬区独立以前のため、数値は独立後の22年10月1日の臨時国勢調査時のものである。

②昭和30年～平成24年の「世帯数」は外国人を含まない。

③昭和30年～42年の「日本人の人口」は住民登録による数値であり、43年以降は住民基本台帳の日本人の数値である。

④昭和30年～平成24年の「外国人の人口」は外国人登録による数値であり、25年からは住民基本台帳の外国人住民の数値である。

資料：「東京都統計年鑑」(都総務局統計部調整課)

●人口構成

住民基本台帳による6年1月1日現在の人口（外国人住民を含む。）構成は、つぎのとおりである。

1 男女別構成

男性 358,739 人（48.4%）、女性 382,801 人（51.6%）で前年と比較すると男性は1,090人増加し、女性は1,536人増加している。人口性比（女性 100 人に対する男性の数）は93.7 で、23 区平均の 96.2 よりも低くなっている。

2 年齢構成

年齢構成では 50 歳代が 114,477 人（15.4%）と最も多く、次いで 40 歳代 107,355 人（14.5%）、30 歳代 101,001 人（13.6%）、20 歳代 96,432 人（13.0%）の順になっている。

年齢 3 区分別人口構成では、年少人口（0～14 歳）が 84,978 人（11.5%）で、前年より 965 人の減、生産年齢人口（15～64 歳）は 493,408 人（66.5%）で 2,711 人の増、老年人口（65 歳以上）は、163,154 人（22.0%）で 880 人の増となっている。また、平均年齢は 45.42 歳で、前年に比べ 0.16 歳上昇している。

●世帯の状況

住民基本台帳による6年1月1日現在の世帯数は 389,715 世帯である。一世帯当たりの人員数は 1.90 人で、23 区平均 1.78 人と比べて 0.12 人多くなっている。

●人口密度

住民基本台帳による6年1月1日現在の人口密度は 15,423 人／km²であり、町丁別では下図のような分布となっている。

●本籍人口

戸籍制度は、国民の出生から死亡までの親子関係、婚姻関係などの重要な身分関係を公に記録・証明するものである。戸籍事務は、全国統一的な手続を必要とするため国の事務とされてきたが、平成 12 年 4 月 1 日から、区市町村による法定受託事務とされた。

5 年度末現在、本籍数 238,461 戸、本籍人口 573,682 人で、前年同期に比べ 774 戸の増、213 人の増となっている。

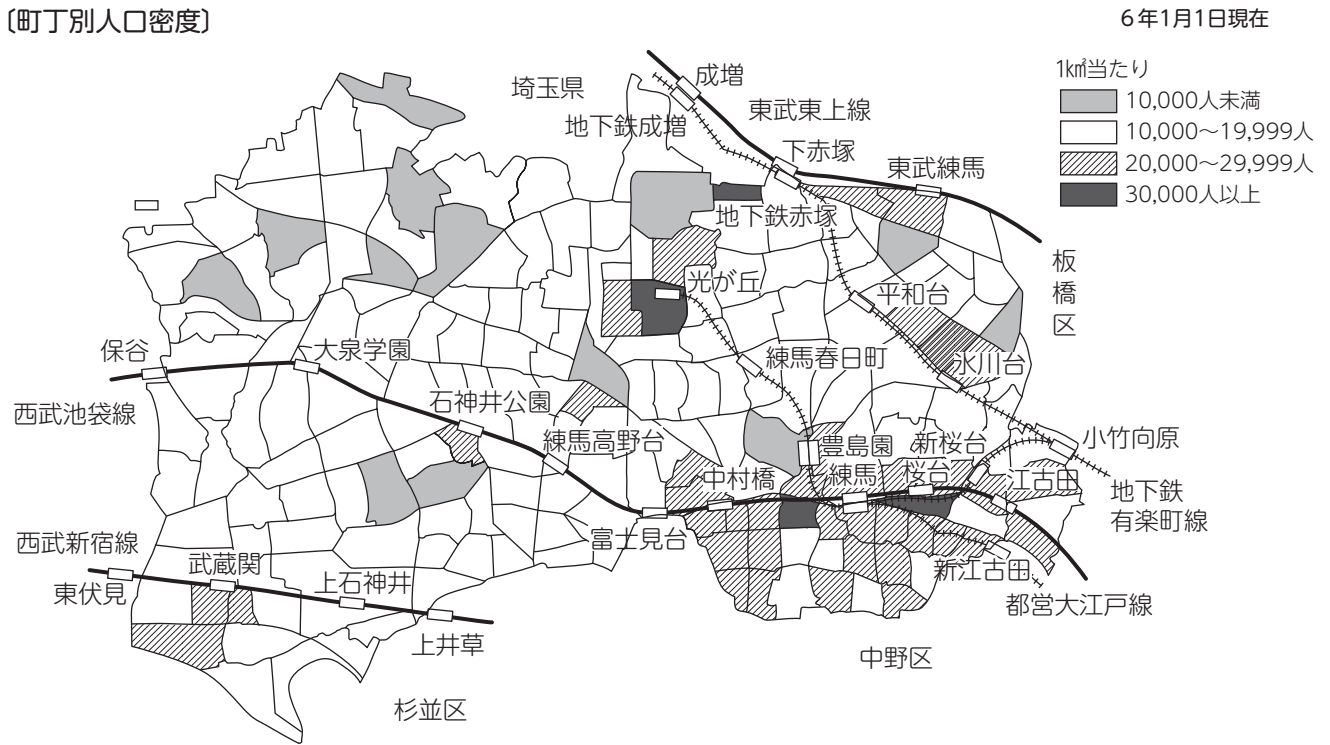
区の戸籍事務としては、婚姻届、離婚届、出生届など諸届の受理と、身分関係を公証する戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、記載事項証明書等の発行を行っている。

なお、平成 13 年 1 月 1 日に戸籍の電算化を行った。

また、虚偽の届出による戸籍の偽造事件や、他人になりすましての戸籍証明書の不正取得を防止するため、15 年 6 月から来庁者の本人確認を実施している。20 年 5 月 1 日から、この本人確認は「戸籍法」に規定される制度となった。

6 年 3 月 1 日からは、本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍証明書等の請求が可能となる戸籍の広域交付を開始した。

〔町丁別人口密度〕



〔戸籍の届出件数〕

(単位：件) 5年度

届出別	件数
出生届	6,570
死亡届	9,195
婚姻届	6,717
離婚届	1,505
転籍届	2,881
その他の届	3,003

●住民基本台帳

住民基本台帳制度は、住民の届出により、その居住関係を公に記録・証明するものである。

区では、選挙、国民健康保険、国民年金事務など、住民に関する事務に利用している。

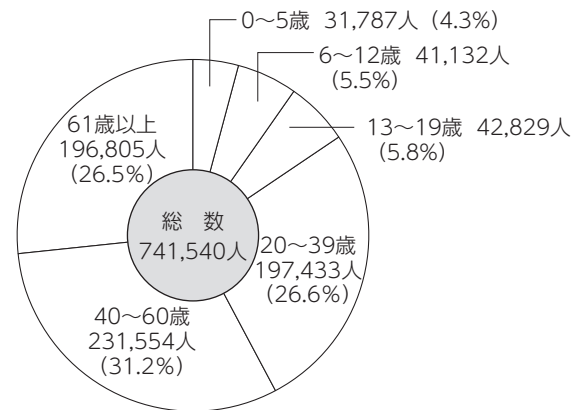
〔住民基本台帳事務の取扱件数〕

(単位：件) 5年度

届出別	件数
転入届	37,094
転出届	34,480
転居届	12,617
世帯変更届	3,840

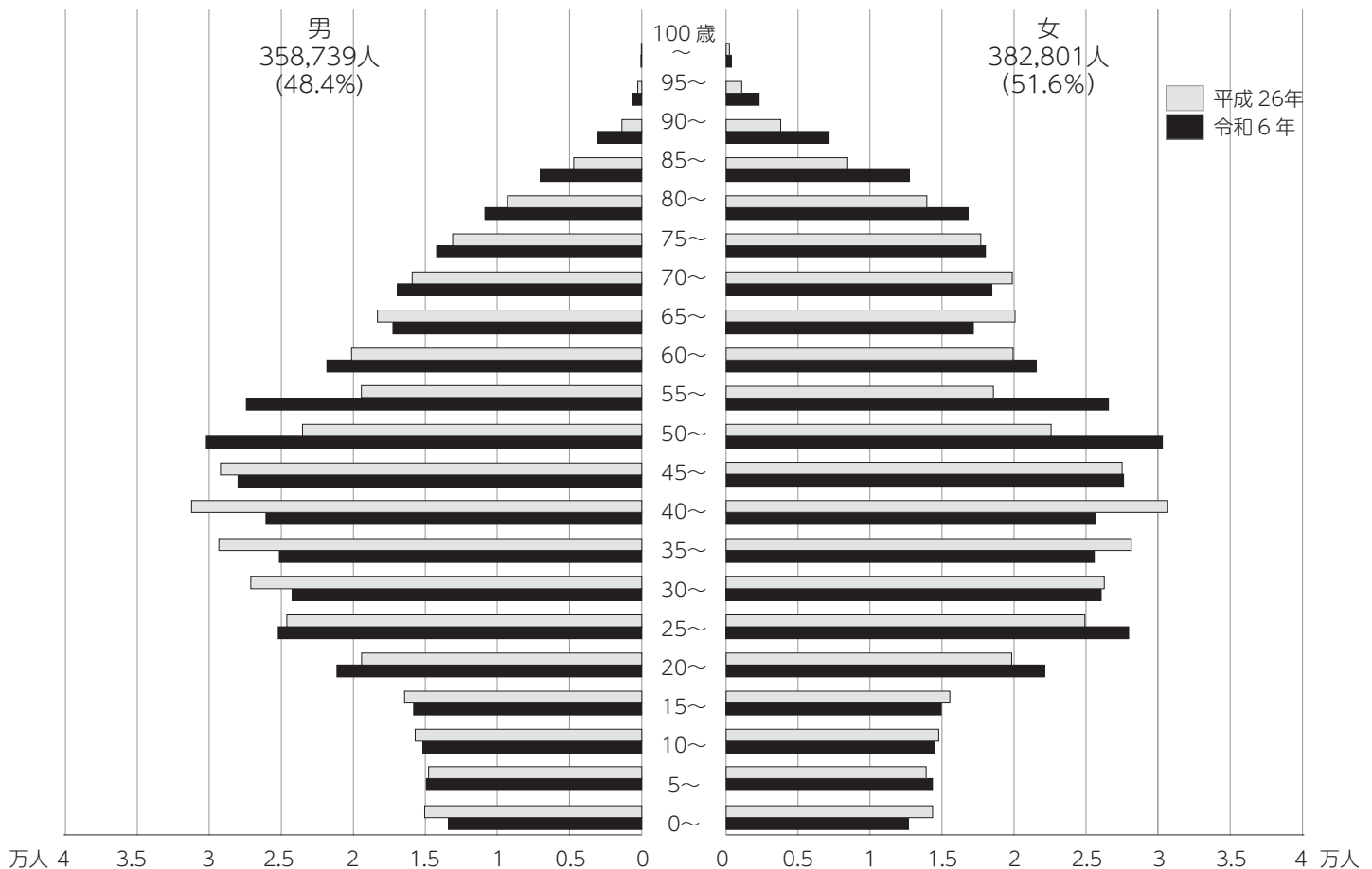
〔住民基本台帳年齢別人口（外国人住民を含む。）〕

6年1月1日



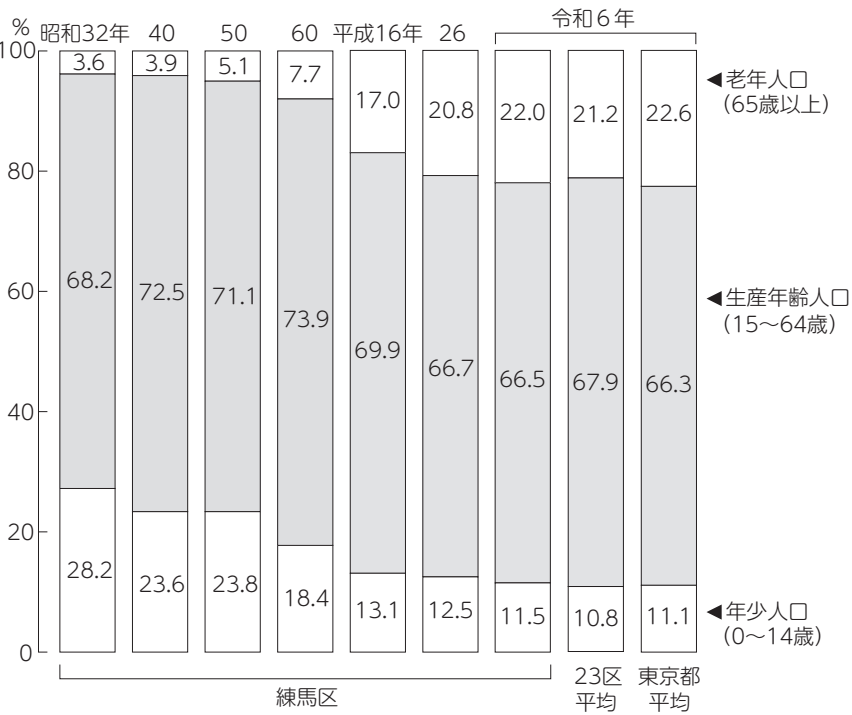
〔住民基本台帳による男女別・年齢別人口（平成26年・令和6年比較）〕

各年1月1日現在



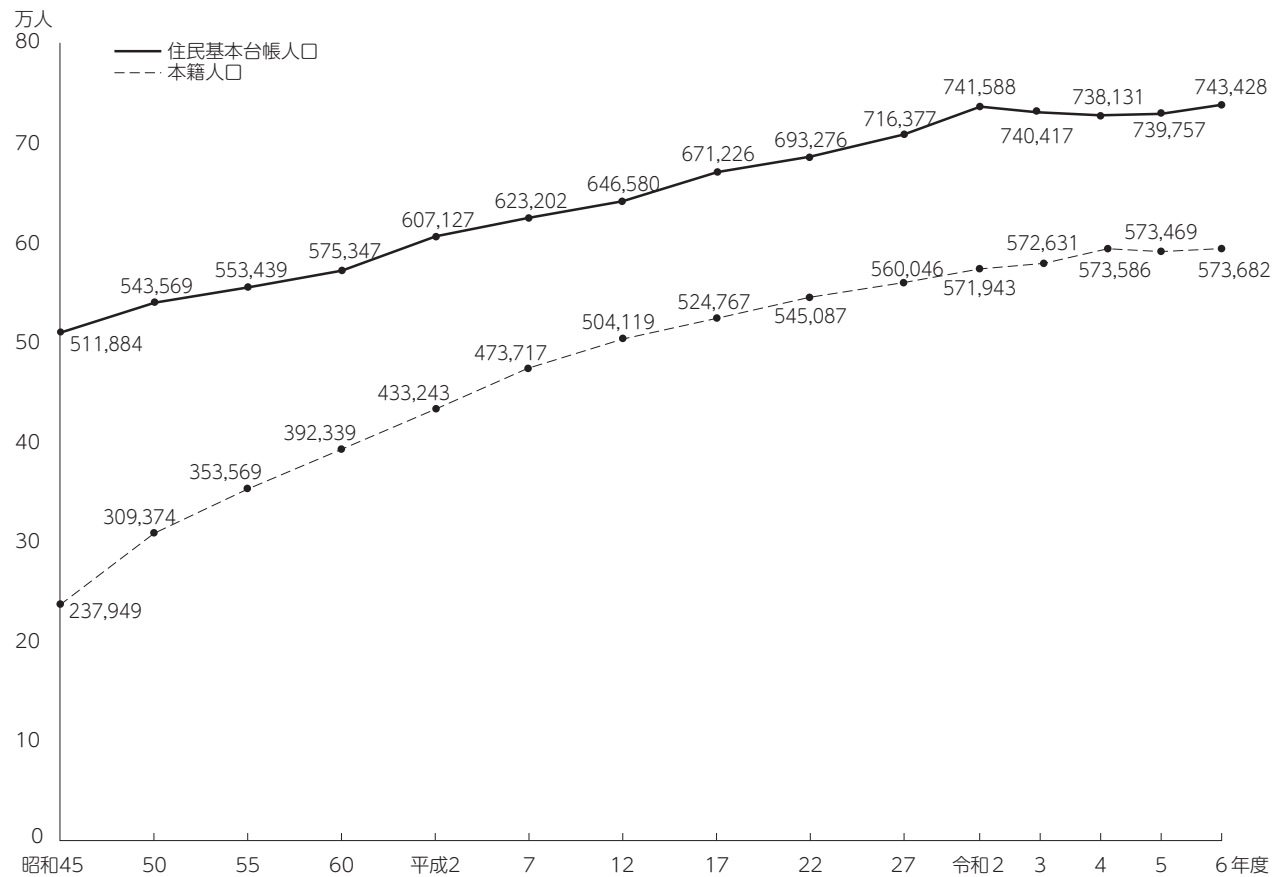
資料：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（都総務局統計部）

〔住民基本台帳による年齢3区分別人口構成の推移〕 各年1月1日現在



注：平成24年7月の法改正により、25年から住民基本台帳人口は、外国人住民を含む。
資料：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（都総務局統計部）

〔本籍人口と住民基本台帳人口の推移〕 各年4月1日現在



注：平成24年7月の法改正により、25年から住民基本台帳人口は、外国人住民を含む。

〔町丁別の面積、世帯数、人口、人口密度（外国人住民を含む）〕

6年1月1日現在

町丁目	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)	町丁目	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
総 計	48.080	389,715	741,540	15,423					
旭 丘 1丁目	0.218	3,397	4,916	22,550	貫 井 4丁目	0.266	2,280	4,386	16,489
2丁目	0.193	1,546	2,435	12,617	5丁目	0.146	1,441	2,554	17,493
小 竹 町 1丁目	0.248	3,140	5,173	20,859	錦 1丁目	0.200	1,962	3,683	18,415
2丁目	0.269	2,667	4,380	16,283	2丁目	0.152	1,327	2,644	17,395
栄 町	0.167	2,680	4,158	24,898	氷 川 台 1丁目	0.149	126	221	1,483
羽 沢 1丁目	0.071	940	1,383	19,479	2丁目	0.161	1,455	3,029	18,814
2丁目	0.229	1,966	3,436	15,004	3丁目	0.232	2,982	5,159	22,237
3丁目	0.165	997	1,908	11,564	4丁目	0.240	2,878	5,261	21,921
豊 玉 上 1丁目	0.174	1,506	2,270	13,046	平 和 台 1丁目	0.198	1,698	3,463	17,490
2丁目	0.138	3,012	4,325	31,341	2丁目	0.158	1,637	3,058	19,354
豊 玉 中 1丁目	0.135	1,452	2,496	18,489	3丁目	0.199	2,097	4,385	22,035
2丁目	0.154	2,047	3,348	21,740	4丁目	0.170	1,577	2,950	17,353
3丁目	0.147	1,975	3,083	20,973	早 宮 1丁目	0.328	3,126	5,813	17,723
4丁目	0.103	867	1,946	18,893	2丁目	0.310	2,226	4,178	13,477
豊 玉 南 1丁目	0.109	1,225	2,246	20,606	3丁目	0.295	2,380	4,906	16,631
2丁目	0.155	1,140	2,041	13,168	4丁目	0.253	2,138	4,427	17,498
3丁目	0.194	2,252	4,514	23,268	春 日 町 1丁目	0.394	2,361	4,674	11,863
豊 玉 北 1丁目	0.121	1,685	2,607	21,545	2丁目	0.305	2,426	4,638	15,207
2丁目	0.120	1,579	2,470	20,583	3丁目	0.245	2,312	4,239	17,302
3丁目	0.155	2,273	3,283	21,181	4丁目	0.306	2,275	4,441	14,513
4丁目	0.154	2,756	4,119	26,747	5丁目	0.261	2,281	4,473	17,138
5丁目	0.143	2,674	3,850	26,923	6丁目	0.247	2,120	4,223	17,097
6丁目	0.121	1,833	3,148	26,017	高 松 1丁目	0.229	1,501	2,972	12,978
中 村 1丁目	0.148	1,213	2,394	16,176	2丁目	0.208	1,240	2,543	12,226
2丁目	0.156	1,663	3,413	21,878	3丁目	0.218	1,304	3,154	14,468
3丁目	0.193	2,221	4,044	20,953	4丁目	0.229	1,638	3,467	15,140
中 村 南 1丁目	0.215	2,138	4,285	19,930	5丁目	0.235	1,426	2,752	11,711
2丁目	0.168	2,227	3,795	22,589	6丁目	0.263	1,471	3,084	11,726
3丁目	0.131	1,539	3,032	23,145	北 町 1丁目	0.260	3,081	4,966	19,100
中 村 北 1丁目	0.122	2,212	3,676	30,131	2丁目	0.250	3,419	6,469	25,876
2丁目	0.124	1,715	3,056	24,645	3丁目	0.134	1,905	3,334	24,881
3丁目	0.080	1,387	2,062	25,775	4丁目	0.248	728	728	2,935
4丁目	0.122	1,749	2,842	23,295	5丁目	0.139	1,340	2,426	17,453
桜 台 1丁目	0.206	3,393	5,150	25,000	6丁目	0.178	1,633	2,744	15,416
2丁目	0.244	2,647	4,618	18,926	7丁目	0.210	1,623	2,864	13,638
3丁目	0.285	2,564	4,693	16,467	8丁目	0.215	2,184	3,709	17,251
4丁目	0.151	2,233	3,508	23,232	田 柄 1丁目	0.275	2,467	4,938	17,956
5丁目	0.241	2,042	3,926	16,290	2丁目	0.399	3,816	7,067	17,712
6丁目	0.258	1,784	3,590	13,915	3丁目	0.318	2,458	5,411	17,016
練 馬 1丁目	0.206	2,839	4,251	20,636	4丁目	0.414	3,232	7,230	17,464
2丁目	0.267	1,772	2,976	11,146	5丁目	0.255	1,940	4,083	16,012
3丁目	0.134	2,379	3,543	26,440	光 が 丘 1丁目	0.071	1,574	2,528	35,606
4丁目	0.187	2,274	3,848	20,578	2丁目	0.256	2,559	5,172	20,203
向 山 1丁目	0.091	1,118	1,751	19,242	3丁目	0.287	3,983	8,753	30,498
2丁目	0.155	1,325	2,537	16,368	4丁目	0.609	—	—	—
3丁目	0.285	1,290	2,464	8,646	5丁目	0.164	1,594	3,174	19,354
4丁目	0.223	2,147	4,206	18,861	6丁目	0.078	481	1,021	13,090
貫 井 1丁目	0.207	2,756	5,073	24,507	7丁目	0.206	2,571	5,631	27,335
2丁目	0.184	2,496	4,146	22,533	旭 町 1丁目	0.246	1,950	4,247	17,264
3丁目	0.266	2,956	4,958	18,639	2丁目	0.295	2,639	4,586	15,546

町丁目	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)	町丁目	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
旭 町 3丁目	0.229	2,412	4,192	18,306	下石神井 3丁目	0.173	1,134	2,398	13,861
土 支 田 1丁目	0.244	1,661	3,622	14,844	4丁目	0.224	1,959	3,466	15,473
2丁目	0.294	1,445	3,187	10,840	5丁目	0.159	1,312	2,590	16,289
3丁目	0.310	1,828	4,217	13,603	6丁目	0.229	1,638	3,516	15,354
4丁目	0.333	1,467	3,334	10,012	立 野 町	0.357	2,444	5,265	14,748
富士見台 1丁目	0.168	1,553	3,119	18,565	関 町 東 1丁目	0.222	2,092	3,772	16,991
2丁目	0.232	2,341	4,124	17,776	2丁目	0.096	1,041	1,533	15,969
3丁目	0.256	2,269	4,216	16,469	関 町 南 1丁目	0.173	1,343	2,453	14,179
4丁目	0.303	1,861	4,050	13,366	2丁目	0.277	2,189	4,272	15,422
南 田 中 1丁目	0.174	1,244	2,491	14,316	3丁目	0.272	2,118	4,272	15,706
2丁目	0.171	923	1,825	10,673	4丁目	0.326	3,671	7,561	23,193
3丁目	0.189	1,412	2,560	13,545	関 町 北 1丁目	0.142	2,240	3,583	25,232
4丁目	0.201	1,544	3,112	15,483	2丁目	0.206	2,902	4,708	22,854
5丁目	0.193	1,327	2,281	11,819	3丁目	0.361	2,210	4,178	11,573
高 野 台 1丁目	0.196	1,817	3,459	17,648	4丁目	0.352	2,186	4,184	11,886
2丁目	0.164	1,657	3,355	20,457	5丁目	0.283	2,494	5,465	19,311
3丁目	0.237	1,534	2,893	12,207	東 大 泉 1丁目	0.270	2,543	4,827	17,878
4丁目	0.144	1,303	2,616	18,167	2丁目	0.417	3,056	6,326	15,170
5丁目	0.183	1,433	3,021	16,508	3丁目	0.324	2,697	4,877	15,052
谷 原 1丁目	0.231	1,010	2,188	9,472	4丁目	0.224	1,717	2,912	13,000
2丁目	0.141	862	1,757	12,461	5丁目	0.350	2,191	4,142	11,834
3丁目	0.163	853	2,063	12,656	6丁目	0.442	3,437	6,440	14,570
4丁目	0.191	796	1,957	10,246	7丁目	0.402	2,890	5,938	14,771
5丁目	0.227	1,417	3,247	14,304	西大泉町	0.002	15	33	16,500
6丁目	0.178	1,028	2,272	12,764	西 大 泉 1丁目	0.274	1,947	4,043	14,755
三 原 台 1丁目	0.237	1,951	4,155	17,532	2丁目	0.329	1,274	2,877	8,745
2丁目	0.156	926	2,124	13,615	3丁目	0.298	1,773	3,768	12,644
3丁目	0.235	1,458	3,120	13,277	4丁目	0.350	1,562	3,754	10,726
石神井町 1丁目	0.237	1,813	3,126	13,190	5丁目	0.382	2,191	4,688	12,272
2丁目	0.275	2,531	4,743	17,247	6丁目	0.183	1,304	2,862	15,639
3丁目	0.163	1,975	3,281	20,129	南 大 泉 1丁目	0.333	2,236	4,765	14,309
4丁目	0.196	1,793	3,430	17,500	2丁目	0.281	1,960	4,359	15,512
5丁目	0.301	978	1,729	5,744	3丁目	0.337	2,266	4,778	14,178
6丁目	0.208	1,664	3,129	15,043	4丁目	0.365	3,140	6,263	17,159
7丁目	0.248	2,163	4,198	16,927	5丁目	0.362	2,340	4,675	12,914
8丁目	0.305	2,219	4,433	14,534	6丁目	0.121	862	1,924	15,901
石神井台 1丁目	0.366	741	1,617	4,418	大 泉 町 1丁目	0.495	2,338	5,201	10,507
2丁目	0.313	2,193	4,573	14,610	2丁目	0.467	2,196	4,620	9,893
3丁目	0.311	2,719	5,314	17,087	3丁目	0.409	1,734	3,707	9,064
4丁目	0.284	2,212	4,580	16,127	4丁目	0.344	1,674	3,748	10,895
5丁目	0.261	1,761	3,920	15,019	5丁目	0.227	1,007	2,091	9,211
6丁目	0.224	1,369	2,954	13,188	6丁目	0.136	1,158	2,319	17,051
7丁目	0.225	2,202	3,724	16,551	大泉学園町 1丁目	0.235	1,455	3,126	13,302
8丁目	0.257	1,766	3,859	15,016	2丁目	0.333	1,968	3,935	11,817
上石神井 1丁目	0.339	3,483	5,385	15,885	3丁目	0.362	1,374	3,241	8,953
2丁目	0.309	2,541	4,349	14,074	4丁目	0.382	1,889	4,170	10,916
3丁目	0.345	2,678	5,295	15,348	5丁目	0.383	2,195	4,783	12,488
4丁目	0.353	2,718	4,771	13,516	6丁目	0.426	2,302	5,118	12,014
上石神井南町	0.177	1,137	2,209	12,480	7丁目	0.399	2,370	4,922	12,336
下石神井 1丁目	0.166	1,301	2,724	16,410	8丁目	0.355	2,173	4,578	12,896
2丁目	0.214	1,604	3,319	15,509	9丁目	0.336	65	65	193

4 気 象

5 年は、年平均気温が全国的に高く、特に北・東・西日本で記録的な高温となった。練馬の年平均気温は、最も高い 17.1℃（統計期間：平成 25～5 年）となった。

1 月：

冬型の気圧配置や高気圧に覆われて晴れの日が多かった。東京では 24 日に初雪を観測した（平年より 21 日遅く、昨冬より 29 日遅い）。東京の月平均気温と月間日照時間はともに平年並、降水量は少なかった。

2 月：

高気圧と低気圧が交互に通過したため、天気は数日の周期で変化した。東京の月平均気温は高く、月間日照時間と降水量は平年並だった。

3 月：

高気圧と前線が交互に通過したため、天気は数日の周期で変化した。東京の月平均気温は、3 月の月平均気温で最も高い 12.9℃（統計期間：明治 9～5 年）となった。また、14 日にさくらの開花、22 日に満開を観測した。東京の月平均気温はかなり高く、月間日照時間は少なく、月降水量は多くなった。

4 月：

高気圧と低気圧や前線が交互に通過したため、天気は数日の周期で変化した。また、気温のかなり高い日が多かった。東京では月平均気温はかなり高く、月間日照時間は平年並、月降水量は少なかった。

5 月：

高気圧と低気圧や前線が交互に通過したため、天気は数日の周期で変化した。大雨の日もあった。東京の月平均気温と月間日照時間はともに平年並、月降水量は多くなった。

6 月：

期間を通じて前線や低気圧、湿った空気の影響で曇りや雨の日が多く、上旬には大雨の日もあったが、下旬には高気圧に覆われて晴れの日もあった。また、関東甲信地方では 6 月 8 日ごろ梅雨入りした。東京の月平均気温はかなり高く、月間日照時間は多く、月降水量はかなり多くなった。

7 月：

期間の中頃までは前線や湿った空気の影響で曇りや雨の日が多く、その後は、太平洋高気圧に覆われて晴れの日が多くなった。気温がかなり高い日が多く、日最高気温が 35℃以上の猛暑日の日数が東京で 13 日、練馬で 15 日あり、月平均気温が東京で 7 月の月平均気温で最も高い 28.7℃（統計期間：明治 9～5 年）、練馬で 28.7℃と同じく 7 月で最も高い気温（統計期間：平成 25～5 年）となった。また、関東甲信地方では 7 月 22 日ごろ梅雨明けした。東京の月平均気温はかなり高く、月間日照時間はかなり多く、月降水量はかなり少なかった。

8 月：

太平洋高気圧に覆われて晴れの日が多く、1 日に 23 区内で突風による被害があり、期間の中頃には台風第 7 号の影響で大雨の日があった。東京の月平均気温はかなり高く、月間日照時間は多く、月降水量は平年並だった。

9 月：

高気圧に覆われて晴れの日が多かったが、8 日は、台風第 13 号が日本の南海上を北上した影響で大雨となった。練馬の月平均気温が、9 月の月平均気温で最も高い 26.4℃と（統計期間：平成 25～5 年）となった。東京の月平均気温はかなり高く、月間日照時間は多く、月降水量は平年並だった。

10 月：

高気圧に覆われて晴れの日が多かったが、曇りや雨、大雨の日もあった。東京の月間日照時間は 10 月の月間日照時間で最も多い 200.6 時間となった（統計期間：明治 24～5 年）。東京の月平均気温は高く、月間日照時間はかなり多く、月降水量は平年並だった。

11 月：

冬型の気圧配置や高気圧に覆われて晴れの日が多く、13 日には季節風が強まり東京地方では 3 年ぶりとなる「木枯らし 1 号」が吹いた。東京の月平均気温はかなり高く、月間日照時間はかなり多く、月降水量は少なかった。

12月：

冬型の気圧配置や高気圧に覆われて晴れの日が多くなった。東京では2日は初霜（平年より21日早く昨年より2日早い）、22日に初氷（平年より2日早く昨年より3日遅い）を観測した。東京の月平均気温はかなり高く、月間日照時間は多く、月降水量は少なかった。

- 注1：本文章内で使用している練馬の記録の統計期間は平成24年12月から5年12月である。
- 注2：本文章内で使用している東京の観測所は千代田区北の丸公園内の観測地点を指す。
- 注3：東京での気温、日照時間、降水量の階級区分（「低い」「平年並」「高い」など）は、平成3年から令和2年の観測値をもとに決めている。

〔練馬地域気象観測所 気温・降水量〕

5年

区分 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年間
平均気温 (℃)	4.9	6.6	12.4	15.9	18.8	22.9	28.7	29.0	26.4	18.1	13.2	8.2	17.1
平均最高気温 (℃)	9.7	11.7	17.7	21.6	24.2	27.6	34.4	34.0	31.0	23.0	18.6	13.8	22.3
平均最低気温 (℃)	0.4	1.8	7.6	10.8	13.8	19.1	24.2	25.4	22.8	13.6	8.6	3.2	12.6
降水量 (mm)	9.5	33.0	110.0	61.5	127.5	377.5	11.0	156.0	248.5	96.5	50.5	14.5	1296.0

注：月平均は、日平均気温、日最高気温、日最低気温をそれぞれ月毎に平均した値である。年平均は、月平均を平均した値である。なお、日平均気温は毎正時（1時から24時）の気温を平均した値である。

序章

区政の推進と財政

1 区の計画	24	4 税・財産	73
2 区政のしくみ	28	5 医療保険・年金制度	77
3 財政	46	6 区内の公共機関	83



三宝寺池とカキツバタ

1 区の計画

(1) グランドデザイン構想

●位置付け

区が目指す将来像を区民と共有しながら区政を更に前に進めるため、おおむね10年後から30年後の将来像を示す「グランドデザイン構想」を平成30年6月に公表した。

●構成

「グランドデザイン構想」は、「暮らし」「都市」「区民参加と協働」の3つの分野で構成する。

1 暮らしのグランドデザイン

子ども、高齢者、文化芸術、みどりなど、8つのテーマを設定し、10年後の暮らしの姿を8人の区民の物語として描くとともに、テーマに対する区の基本姿勢と取組の方向性を示している。

2 都市のグランドデザイン

4つのテーマを設定して、30年後のまちの姿をビジュアルに描くことにより、具体的なまちのイメージを表現している。

3 区民参加と協働のグランドデザイン

地域に根差した区民の自発的な活動が、区内のいたるところで活発に展開され、区民や団体そして区が協働して、練馬ならではの新たな自治を創造する道筋を明らかにしている。

(2) 第2次みどりの風吹くまちビジョン

●位置付け

平成30年6月に策定した「グランドデザイン構想」に示す将来像の実現に向けた、区の新たな総合計画として、『第2次みどりの風吹くまちビジョン（第2次ビジョン）』を31年3月に策定した。これに伴い、28年10月に策定した「区政改革計画」の施策の充実に係る取組は戦略計画に継承し、改革の実行に係る取組は個別計画等に基づき推進している。

なお、26年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」により、人口減少社会の克服および地方創生の実現に向けて、都道府県および区市町村は地方版総合戦略を策定することが求められており、第2次ビジョンは、練馬区版総合戦略としての位置付けも、もつものとした。

●改定アクションプランの策定

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済・財政状況など、区政を取り巻く環境は大きく変化し、非対面・非接触の生活、デジタル化の加速など、区民生活にも大きな影響を及ぼしている。引き続き区民生活を支える上で必要な施策を充実するとともに、この間に生じた新たな課題に対応するため、4年度から5年度の2か年の取組を定める「第2次みどりの風吹くまちビジョン 改定アクションプラン（改定アクションプラン）」を4年3月に策定した。

なお、改定アクションプランは、第2次ビジョン基本計画と併せて区の新たな総合計画（地方版総合戦略）として位置付けている。

●『第2次ビジョン』の構成

「グランドデザイン構想」実現への道筋を示す「基本計画」と、具体的な実行計画である「アクションプラン」の二部構成である。

1 第2次ビジョン 基本計画

「3つの基本理念」と「6つの施策の柱」を提示している。計画期間は5年間（令和元～5年度）である。

(1) 基本理念

- ① 区民サービスの向上
- ② 区民協働による住民自治
- ③ 区政改革の徹底

(2) 施策の柱

- 施策の柱1 子どもたちの笑顔輝くまち
- 施策の柱2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち
- 施策の柱3 安心を支える福祉と医療のまち
- 施策の柱4 安全・快適、みどりあふれるまち
- 施策の柱5 いきいきと心豊かに暮らせるまち
- 施策の柱6 区民とともに区政を進める

2 改定アクションプラン

改定アクションプランの策定に当たり、第2次ビジョン基本計画に掲げた「3つの基本理念」や「6つの施策の柱」などは継承しつつ、社会情勢の変化に対応するため、戦略計画の見直しや追加を行った。

改定アクションプランは、22の「戦略計画」とそれに基づく「年度別取組計画」、「財政フレーム」で構成される。

(1) 戦略計画

計画期間は2年間（令和4・5年度）とし、5

年度末の目標と4・5年度の主な取組を提示している。

① 施策の柱1 子どもたちの笑顔輝くまち

戦略計画1 子育てのかたちを選択できる社会の実現

戦略計画2 子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実

戦略計画3 すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり

戦略計画4 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成

② 施策の柱2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

戦略計画5 高齢者地域包括ケアシステムの確立

戦略計画6 元気高齢者の活躍と健康づくり・介護予防の推進

③ 施策の柱3 安心を支える福祉と医療のまち

戦略計画7 障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備

戦略計画8 ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援

戦略計画9 感染症対応力の強化と安心して医療が受けられる体制の整備

戦略計画10 コロナ禍を乗り越える区民一人ひとりの健康づくりを応援

④ 施策の柱4 安全・快適、みどりあふれるまち

戦略計画11 地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」

戦略計画12 みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備

戦略計画13 魅力にあふれ利便性に富んだ駅前と周辺のまちづくり

戦略計画14 練馬のみどりを未来へつなぐ

戦略計画15 脱炭素社会の実現に向けた総合的な環境施策の展開

⑤ 施策の柱5 いきいきと心豊かに暮らせるまち

戦略計画16 地域特性を活かした企業支援と商店街の魅力づくり

戦略計画17 生きた農と共存するまち練馬

戦略計画18 みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまち

戦略計画19 みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち

⑥ 施策の柱6 区民とともに区政を進める

戦略計画20 区民協働による住民自治の創造

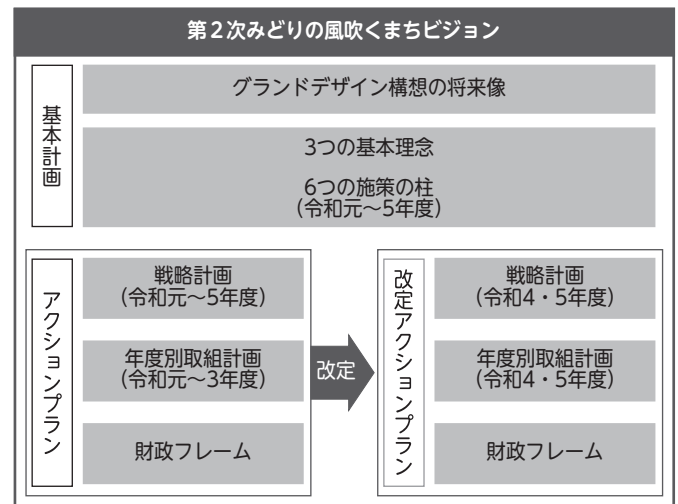
戦略計画21 窓口から区役所を変える

戦略計画22 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

(2) 年度別取組計画

4・5年度の具体的な取組と事業費を提示している。合わせて改定アクションプランの実現性を担保するため、4・5年度の「財政フレーム」を提示している。

〔改定後の第2次ビジョン体系図〕



(3) 第3次みどりの風吹くまちビジョン

●次期計画の策定

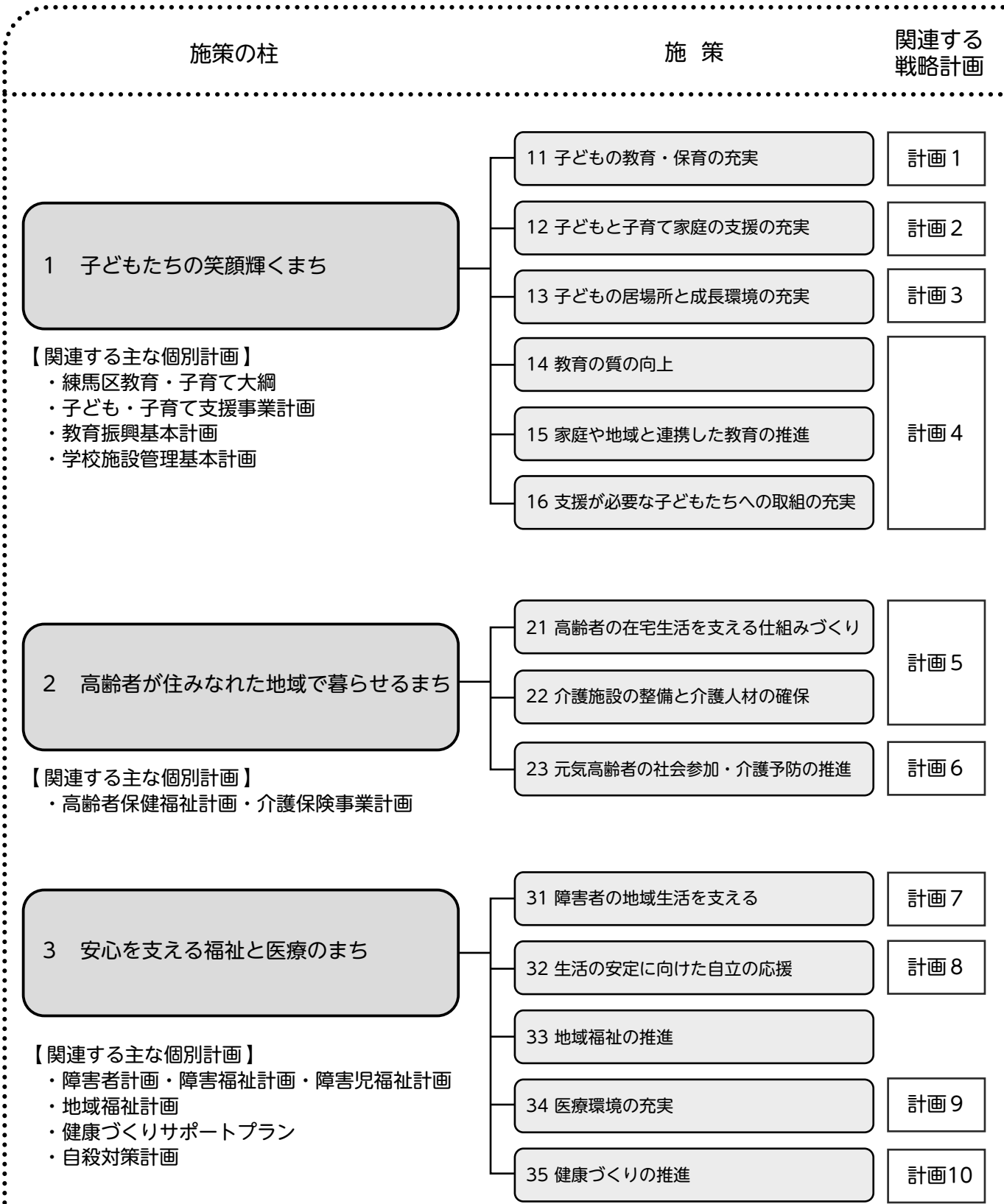
グランドデザイン構想の実現に向けて、これまでの政策を着実に継続・発展させ、その上に立ち、みどり、文化、スポーツ、都市インフラなど区民生活をより豊かにする施策に更に力を入れていく必要がある。構想実現に向けた政策展開を明らかにするため、区の新たな総合計画（地方版総合戦略）として、「第3次みどりの風吹くまちビジョン」を6年3月に策定した。

(4) 区民の要望

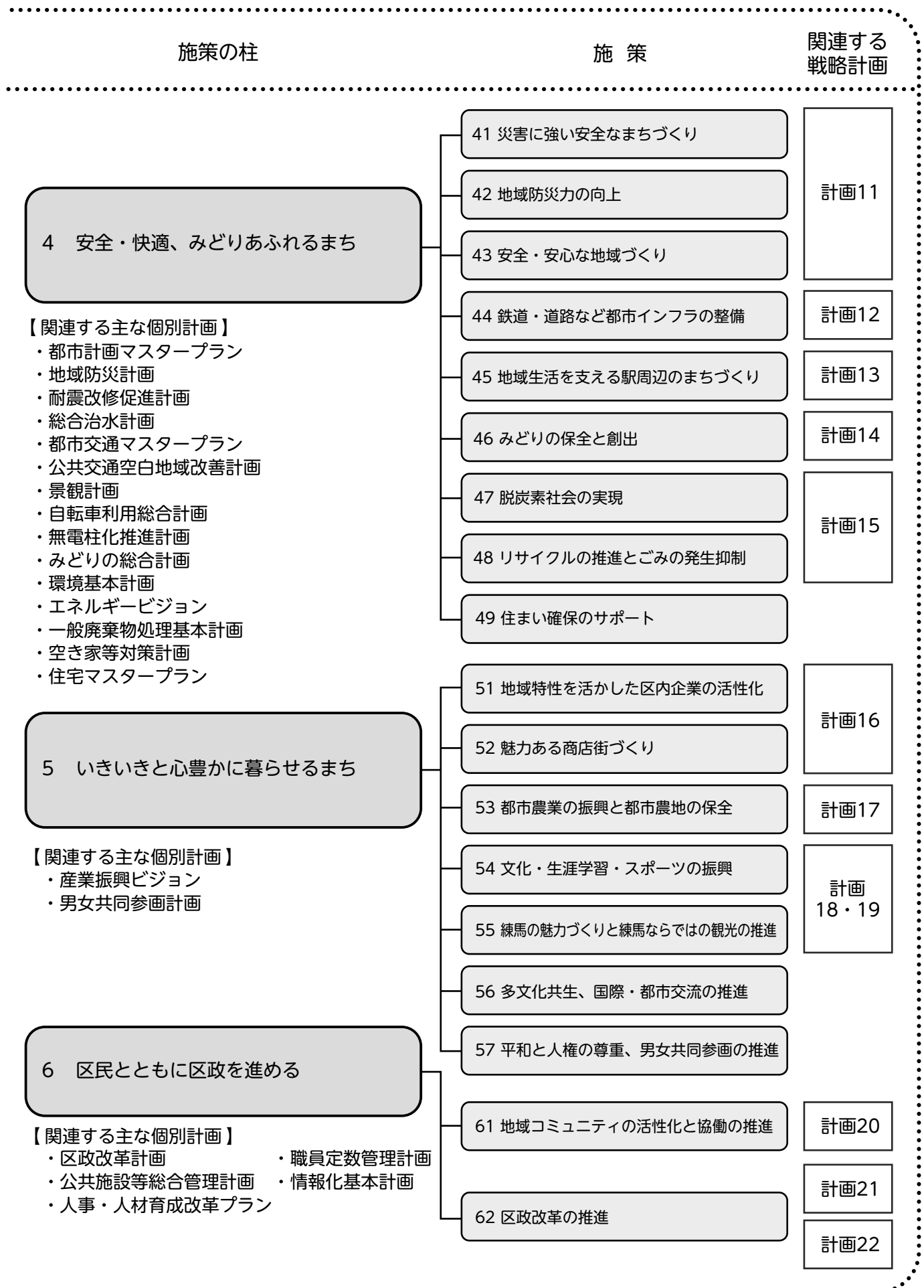
●区民意識意向調査

区では毎年、区民意識意向調査を行い、区民要望の把握に努めている。5年度調査の「特に力を入れてほしいと思う施策」では、「鉄道・道路・バス交通など都市インフラの整備」、「医療環境の充実」、「高齢者福祉」、「子育て支援」、「交通安全対策」が上位を占めた。

〔施策の体系と戦略計画・個別計画の関連図（第2次みどりの風吹くまちビジョン）〕



※ 複数の施策に関連する戦略計画は、最も関連性の高い施策に対応して表示しています。
戦略計画の表示がない施策も、戦略計画に関連事業があります。



2 区政のしくみ

区の機関は、議決機関（区議会）と執行機関（区長等）から構成されている。区議会および区長は、区民の直接選挙によって選ばれ、それぞれが区民の代表機関として権限と役割を分担し、相互の抑制、均衡により円滑な自治運営を図っている。

また、区では、区民、議会、執行機関の三者が力を合わせて区政を進めるための基本的なルールとして「練馬区政推進基本条例」を制定し、区民、議会、執行機関のそれぞれの役割と責務、区政運営の基本原則などを定めている。

(1) 議決機関（区議会）

議決機関である区議会は、区民から選挙によって選ばれた議員（条例定数 50 人・任期 4 年）で構成される合議制の機関である。

現在、5 年 4 月の区議会議員選挙により選出された議員で運営されており、区議会を代表し、統括する議長には第 75 代議長として田中よしゆき議員、副議長には第 77 代副議長として酒井妙子議員が、ともに 5 年 6 月 9 日に就任した。

なお、6 年 6 月 7 日に第 76 代議長として福沢剛議員、第 78 代副議長として西野こういち議員が就任した。

●区議会のはたらき

区議会の本来的な仕事は議決であり、議決を必要とする事項は、(1) 条例の制定・改廃 (2) 予算の決定 (3) 決算の認定 (4) 区の税金・使用料・手数料の決定 (5) 条例で定める契約の締結などである。また、区政の適正な運営を期するため、執行機関を監視するのも役割の一つである。さらに、区議会は住民から出された請願・陳情を審査し、採択したものは区長に送付し、その処理経過の報告を受けている。

〔議案等議決件数〕 (単位：件) 5 年 1 月～12 月

区分	可決	否決	承認	認定
条 例	54	—	—	—
規 則	—	—	—	—
予 算	19	—	—	—
決 算	—	—	—	5
契約・買入れ	20	—	—	—
区道認定・変更等	25	—	—	—
区長専決処分事項の承認	—	—	—	—
選任・任命の同意	21	—	—	—
特別委員会の設置	4	—	—	—
指定管理者の指定	14	—	—	—
意見書	2	—	—	—
決 議	2	—	—	—
その他	8	—	—	—
計	169	—	—	5

〔常任委員会および委員会開催状況〕

5 年 12 月 31 日現在

委員会名	所管事項	委員名（◎委員長、○副委員長）	開催数
企画総務委員会 定数 10 人	区長室、企画部、危機管理室、総務部、会計管理室、選挙管理委員会および監査委員の所管に関する事項ならびに他の常任委員会の所管に属しない事項	◎高橋しんご 笠原ともこ 白石けい子 ももかわ一郎 ○鈴木たかし 西野こういち 有馬 豊	福沢 剛 石黒たつお 山崎まりも 15 回
区民生活委員会 定数 10 人	区民部、産業経済部、地域文化部および農業委員会の所管に関する事項	◎かしまさお つじ 誠心 渡辺てる子 水上 明子 ○しもだ 玲 吉田ゆりこ のむら 説	上野ひろみ 富田けんじ 高口ようこ 13 回
保健福祉委員会 定数 10 人	福祉部および健康部の所管に関する事項	◎井上勇一郎 しばたさちこ 小松あゆみ やない克子 ○かわすみ雅彦 酒井 妙子 かとうぎ桜子	小泉 純二 沢村信太郎 吹田ひでとし 13 回
都市整備委員会 定数 10 人	環境部、都市整備部および土木部の所管に関する事項	◎かしわざき強 田中よしゆき たかはし純 山口あきこ ○山田かずよし 星野あつし 島田 拓	藤井たかし 西田まちこ 池尻 成二 13 回
文教児童青少年委員会 定数 10 人	教育委員会の所管に関する事項	◎小林みつづ 浜田ゆきひろ のださちこ 岩瀬たけし ○倉田れいか 柳沢よしみ 石森 愛	佐藤 力 佐藤じゅんや やくし辰哉 13 回

注：①各常任委員会の委員は、5 年 6 月 9 日就任。委員会の開催数は 5 年 6 月 9 日～12 月の期間
②5 年 1 月～5 月 29 日までの委員会名と開催数はつぎのとおり
企画総務委員会：5 回 区民生活委員会：5 回 保健福祉委員会：4 回 都市整備委員会：4 回 文教児童青少年委員会：5 回

●本会議と委員会

区議会は、条例により年4回（2・6・9・11月）開かれる定例会と、特定の案件を審議するため必要に応じて召集される臨時会がある。

議会の議決は、本会議で行わなければその効力を生じないが、区の仕事は複雑多岐にわたっており、議会としても能率的かつ専門的な審査を必要とするため、いくつかの分野に分けて、委員会を設けている。

委員会には、常任委員会、議会運営委員会および特

別委員会がある。常任委員会は、企画総務、区民生活、保健福祉、都市整備、文教児童青少年の5委員会が設置されている。また、議会運営委員会は議会全般について協議するため設置されている。特別委員会は、必要がある場合に設置することとなっており、総合・災害対策等、医療・高齢者等、みどり・環境等、交通対策等の4委員会が設置されている。

本会議および各委員会は傍聴することができる。傍聴には傍聴券が必要である。

〔議会運営委員会および委員会開催状況〕

5年12月31日現在

委員会名	所管事項	委員名（◎委員長、○副委員長）			開催数
議会運営委員会 定数17人 欠員2人	(1) 議会の運営に関する事項 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3) 議長の諮問に関する事項	◎福沢 剛 上野ひろみ 吉田ゆりこ 白石けい子 やくし辰哉	○西野こういち 佐藤 力 石黒たつお 富田けんじ 岩瀬たけし	小泉 純二 つじ 誠心 しもだ 玲 有馬 豊 山田かずよし	24回

注：議会運営委員会の委員は、5年6月9日就任。委員会の開催数は5年1月～12月の期間

〔特別委員会および委員会開催状況〕

5年12月31日現在

委員会名	設置目的	委員名（◎委員長、○副委員長）			開催数
総合・災害対策等 特別委員会 定数13人	(1) 地域防災についての調査研究 (2) 危機管理指針についての調査研究 (3) 地方分権の推進および財政権拡充についての調査研究 (4) 練馬区立総合体育館の改築等についての調査研究	◎つじ 誠心 笠原ともこ 西田まちこ 島田 拓 ももかわ一郎	○藤井たかし 西野こういち 渡辺てる子 吹田ひでとし	小林みつぐ 井上勇一郎 石森 愛 やない克子	7回
医療・高齢者等 特別委員会 定数13人	(1) 地域医療の環境整備についての調査研究 (2) 病床の確保についての調査研究 (3) 高齢者施策についての調査研究 (4) 介護保険制度についての調査研究	◎吉田ゆりこ かわすみ雅彦 倉田れいか 有馬 豊 水上 明子	○しばたさちこ 浜田ゆきひろ しもだ 玲 小松あゆみ	小泉 純二 酒井 妙子 白石けい子 かとうぎ桜子	9回
みどり・環境等 特別委員会 定数12人	(1) 清掃リサイクルについての調査研究 (2) 脱炭素化の推進についての調査研究 (3) みどりの保全・創出に係る区民協働の推進についての調査研究 (4) みどりの啓発機能をもつ緑地、庭園等についての調査研究	◎上野ひろみ 高橋しんご 富田けんじ 山田かずよし	○星野あつし 佐藤じゅんや やくし辰哉 山崎まりも	かしまさお 石黒たつお 高口ようこ 池尻 成二	8回
交通対策等 特別委員会 定数12人	(1) バス交通等地域間交通についての調査研究 (2) 都営地下鉄大江戸線の延伸および沿線まちづくりについての調査研究 (3) 東京外かく環状道路についての調査研究 (4) 西武線連続立体および事業化に伴うまちづくりについての調査研究	◎柳沢よしみ 福沢 剛 のださちこ のむら 説	○佐藤 力 田中よしゆき 沢村信太郎 岩瀬たけし	かしわざき強 鈴木たかし たかはし純 山口あきこ	8回

注：①各特別委員会の委員は、5年6月9日就任。委員会の開催数は5年6月9日～12月の期間

②5年1月～5月29日までの委員会名と開催数はつぎのとおり

総合・災害対策等特別委員会：3回 医療・病院整備等特別委員会：2回 都市農業・みどり環境等特別委員会：3回
交通対策等特別委員会：3回

〔予算・決算特別委員会および委員会開催状況〕

5年12月31日現在

委員会名	開催期間	所管事項	委員名（◎委員長、○副委員長）	開催数
予算特別委員会	5年2月6日～ 5年3月8日	令和4年度補正予算の審査 令和5年度予算の審査	◎かしわざき強 ○倉田れいか 議長を除く全議員	16回
予算特別委員会	5年6月12日～ 5年6月19日	令和5年度補正予算の審査	◎藤井たかし ○井上勇一郎 議長を除く全議員	6回
	5年10月4日～ 5年10月6日			
	5年11月30日～ 5年12月11日			
決算特別委員会	5年9月8日～ 5年10月11日	令和4年度決算の審査	◎柳沢よしみ ○沢村信太郎 議長を除く全議員	12回

●令和5年～令和6年の区議会

1 第一回定例会（5年2月6日～3月10日）

定例会の初日に区長から、「令和5年度当初予算案」「令和4年度補正予算案」「新型コロナウイルス感染症対策」「ねりま推し」などについての所信表明があり、これを受けて12人の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「令和5年度練馬区一般会計予算」「令和5年度練馬区一般会計補正予算」「令和4年度練馬区一般会計補正予算」「練馬区立学びの農園条例」など38議案が、議員から「練馬区議会の個人情報保護に関する条例」「北朝鮮のミサイル発射に断固抗議する決議」の2議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

2 第二回定例会（5年6月5日～6月27日）

6月9日に議長、副議長の選挙を行い、議長に田中よしゆき議員、副議長に酒井妙子議員をそれぞれ選出した。新議長のもと常任、議会運営、特別の各委員会の委員の選任を行った。

6月12日に区長から、「令和5年度補正予算案」「新型コロナウイルス感染症対策」「大江戸線の延伸」な

どについての所信表明があり、これを受けて10人の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「令和5年度練馬区一般会計補正予算」「練馬区特別区税条例の一部を改正する条例」「練馬区福祉のまちづくり推進条例の一部を改正する条例」など50議案が、議員から「北朝鮮のミサイル発射に断固抗議する決議」など6議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

3 第三回定例会（令和5年9月8日～10月13日）

定例会の初日に区長から、「令和5年度補正予算案」「物価上昇に対する区民・事業者への支援」「全国都市農業フェスティバル」などについての所信表明があり、これを受けて12人の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「令和4年度練馬区一般会計歳入歳出決算」「令和5年度練馬区一般会計補正予算」「練馬区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例」「練馬区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」など35議案が、委員会から「固定資産税及び都市計画税の軽減措置等の

〔練馬区議会議員名簿〕

議員定数 50 人 在職議員 50 人 6 年 7 月 11 日現在

氏 名	会 派	電 話	住 所	氏 名	会 派	電 話	住 所
小林 み つ ぐ	自民党	3999-3471	〒 176-0024 中村 1-3-3	渡 辺 て る 子	立憲民主	070-8383-4589	〒 178-0063 東大泉 5-36-17-303
小 泉 純 二	自民党	3970-8615	〒 179-0074 春日町 6-6-39-603	た か は し 純	立憲民主	070-2426-5787	〒 177-0051 関町北 2-22-13-402
藤 井 た か し	自民党	5905-0533	〒 178-0065 西大泉 3-29-20	石 森 愛	立憲民主	050-3595-0090	〒 177-0041 石神井町 3-25-4-502
かしわざき強	自民党	3924-7789	〒 178-0062 大泉町 4-34-5	有 馬 豊	共産党	3997-4191	〒 177-0041 石神井町 2-8-27
福 沢 剛	自民党	6317-7044	〒 176-0006 栄町 1-2-901	島 田 拓	共産党	5997-5014	〒 179-0071 旭町 1-1-15
上野ひろみ	自民党	3939-0646	〒 179-0073 田柄 4-36-34	の む ら 説	共産党	3991-7008	〒 176-0002 桜台 1-6-11
田中よしゆき	自民党	5903-9417	〒 177-0044 上石神井 4-8-8	やくし辰哉	共産党	6766-0810	〒 178-0061 大泉学園町 2-1-17-101
かわすみ雅彦	自民党	6761-0007	〒 177-0042 下石神井 2-34-5-101	小松あゆみ	共産党	3825-9122	〒 177-0034 富士見台 2-18-10
かしままさお	自民党	6904-4363	〒 178-0064 南大泉 3-9-22	倉田れいか	練馬会議	3923-5672	〒 177-0031 三原台 2-4-7-1A
しばたさちこ	自民党	3921-0303	〒 178-0063 東大泉 3-4-3-204	石黒たつお	練馬会議	090-1667-1192	〒 178-0064 南大泉 2-2-33
高橋しんご	自民党	3408-6675	〒 179-0085 早宮 2-10-3	井上勇一郎	練馬会議	3926-7146	〒 176-0022 向山 3-1-32
佐 藤 力	自民党	4500-1756	〒 179-0076 土支田 1-6-19	西田まちこ	練馬会議	090-5307-7817	〒 176-0022 向山 3-26-4
つ じ 誠 心	自民党	080-1957-2758	〒 179-0081 北町 8-21-3-E306	の だ さ ち こ	練馬会議	080-4131-5544	〒 177-0051 関町北 2-17-16-205
笠原ともこ	自民党	3990-3773	〒 177-0034 富士見台 1-26-19	かとうぎ桜子	インクル	3978-4154	〒 178-0063 東大泉 3-1-18-102
浜田ゆきひろ	自民党	3577-3015	〒 176-0021 貫井 3-14-8-1F	岩瀬たけし	インクル	5935-4071	〒 178-0061 大泉学園町 2-10-1
吉田ゆりこ	公明党	3933-3489	〒 179-0081 北町 6-35-27	高口ようこ	インクル	080-7746-8648	〒 176-0002 桜台 3-42-29 荒川方
柳沢よしみ	公明党	3594-7510	〒 177-0051 関町北 5-5-8-505	山田かずよし	維新の会	3991-3087	〒 176-0012 豊玉北 5-2-14
酒 井 妙 子	公明党	6909-2960	〒 179-0072 光が丘 3-3-4-922	水 上 明 子	維新の会	080-9099-0808	〒 176-0001 練馬 1-20-8-2F
西野こういち	公明党	6272-4249	〒 176-0021 貫井 3-22-11	吹田ひでとし	維新の会	080-3525-2317	〒 176-0024 中村 3-34-5
鈴木たかし	公明党	5933-0705	〒 178-0062 大泉町 3-19-16	や ない 克子	生活ネット	3993-4899	〒 177-0051 関町北 5-17-4
星野あつし	公明党	3979-8644	〒 179-0071 旭町 3-3-3	山崎まりも	生活ネット	3993-4899	〒 179-0072 光が丘 3-3-4-220
佐藤じゅんや	公明党	6780-8466	〒 176-0003 羽沢 1-22-16-410	池 尻 成 二	つながる	5933-0108	〒 178-0063 東大泉 5-6-9
白石けい子	立憲民主	3990-3107	〒 179-0075 高松 3-24-19	し も だ 玲	みどりの風	050-3588-0693	〒 177-0041 石神井町 3-25-8-302
沢村信太郎	立憲民主	6824-5987	〒 177-0035 南田中 3-21-7	ももかわ一郎	参政党	6824-1612	〒 179-0083 平和台 3-23-14-201
富田けんじ	立憲民主	6915-7247	〒 179-0083 平和台 4-10-4-6F	山 口 あ き こ	れいわ練馬	080-3358-0987	〒 178-0063 東大泉 7-35-28-1F

（注）会派名略称
自民党：練馬区議会自由民主党、公明党：練馬区議会公明党、
立憲民主：練馬区議会立憲民主党、共産党：日本共産党練馬区議団、
練馬会議：練馬区議会未来会議・都民ファーストの会・国民民主党、インクル：インクルーシブな練馬をめざす会、
維新の会：練馬区議会日本維新の会、生活ネット：生活者ネットワーク、つながる：つながる市民・練馬、
みどりの風：練馬区議会みどりの風、参政党：練馬区議会参政党、れいわ練馬：れいわ新選組練馬

継続を求める意見書」の1議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

4 第四回定例会（5年11月30日～12月15日）

定例会の初日に区長から、「令和5年度補正予算案」「第3次みどりの風吹くまちビジョン等の策定」「児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会の設置」などについての所信表明があり、これを受けて11人の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「練馬区長等の給料等の特例に関する条例」「指定管理者の指定」「令和5年度練馬区一般会計補正予算」など35議案が、議員から「医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書」の1議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

5 第一回定例会（6年2月8日～3月15日）

定例会の初日に区長から、「令和6年度当初予算案」「令和5年度補正予算案」「攻めの防災の強化・加速化」などについての所信表明があり、これを受けて12人の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「令和6年度練馬区一般会計予算」「令和5年度練馬区一般会計補正予算」「練馬区戸籍法の事務に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例」「練馬区介護保険条例の一部を改正する条例」など43議案が、委員会から「東京都保健医療計画改定に向けた意見書」「選択的夫婦別姓等、夫婦の氏に関する制度の在り方について議論の推進を求める意見書」「火葬料金を届出制とする法整備等を求める意見書」の3議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

〔会派別構成〕 (単位：人) 6年6月7日現在

会派名	人員
練馬区議会自由民主党	15
練馬区議会公明党	7
練馬区議会立憲民主党	6
日本共産党練馬区議団	5
練馬区議会未来会議・都民ファーストの会・国民民主党	5
インクルーシブな練馬をめざす会	3
練馬区議会日本維新の会	3
生活者ネットワーク	2
つながる市民・練馬	1
練馬区議会みどりの風	1
練馬区議会参政党	1
れいわ新選組練馬	1
計	50

〔請願・陳情審査件数〕 (単位：件) 5年1～5月（19期）

委員会	区分	件数	審査結果				
			採択	不採択	取り下げ	付託替え	審議未了
常任委員会	企画総務	—	—	—	—	—	—
		35	—	—	—	—	35
	区民生活	—	—	—	—	—	—
		12	—	—	—	—	12
	保健福祉	—	—	—	—	—	—
		24	—	—	—	—	24
議会運営	都市整備	—	—	—	—	—	—
		26	—	—	—	—	26
	文教児童青少年	1	—	—	—	—	1
特別委員会		21	—	—	—	—	21
	総合・災害対策等	—	—	—	—	—	—
		1	—	—	—	—	1
	医療・病院整備等	—	—	—	—	—	—
		1	—	—	—	—	1
	都市農業・みどり環境等	—	—	—	—	—	—
議会運営		6	—	—	—	—	6
	交通対策等	—	—	—	—	—	—
		9	—	—	—	—	9
特別委員会	予算	—	—	—	—	—	—
	決算	—	—	—	—	—	—
議会運営	計	1	—	—	—	—	1
		138	—	—	—	—	138

〔請願・陳情審査件数〕 (単位：件) 5年6～12月（20期）

委員会	区分	件数	審査結果				
			採択	不採択	取り下げ	付託替え	継続審査
常任委員会	企画総務	—	—	—	—	—	—
		11	—	5	—	—	6
	区民生活	—	—	—	—	—	—
		10	2	3	—	—	5
	保健福祉	—	—	—	—	—	—
		2	—	—	—	—	2
議会運営	都市整備	—	—	—	—	—	—
		7	—	1	—	—	6
	文教児童青少年	—	—	—	—	—	—
特別委員会		11	—	1	—	—	10
	総合・災害対策等	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—
	医療・高齢者等	4	—	1	—	—	3
	みどり・環境等	—	—	—	—	—	—
		5	—	1	—	—	4
議会運営	交通対策等	—	—	—	—	—	—
		3	—	—	—	—	3
	予算	—	—	—	—	—	—
特別委員会	決算	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
議会運営		55	2	13	—	—	40

注：①議員の改選により、19期分（上表）、20期分（下表）を分けて表記した。
②件数の上段は請願、下段は陳情
③件数は、前年からの継続分（19期のみ）および分割付託を含む。採択、不採択、取り下げには、一部採択、一部不採択、一部取り下げを含む。

〔歴代議長〕

〔歴代副議長〕

					党別						党別
1	上野徳次郎	昭和22.10.11	～	23.11.15	自由党	1	小口 政雄	昭和22.10.11	～	23.11.15	自由党
2	桜井 米蔵	23.11.15	～	24.11.25	//	2	塚田 洪憲	23.11.15	～	24.11.25	//
3	小口 政雄	24.11.25	～	25.10.30	//	3	内田建三郎	24.11.25	～	25.10.30	//
4	梅内 正雄	25.10.30	～	26. 9.19	//	4	豊田 勝夫	25.10.30	～	26. 9.19	//
5	篠田 鎮雄	26.10.29	～	27.10.29	//	5	大野 政吉	26.10.29	～	27.10.29	//
6	梅内 正雄	27.10.29	～	28.12. 2	//	6	加山 肇吉	27.10.29	～	28.12. 2	//
7	井口 仙蔵	28.12. 2	～	29.12.22	//	7	橋本銀之助	28.12. 2	～	29.12.22	//
8	塚田 洪憲	29.12.22	～	30. 9.19	//	8	永盛勇三郎	29.12.22	～	30. 9.19	//
9	井口 仙蔵	30.10.20	～	31.10.29	自民党	9	一野 義純	30.10.20	～	31.10.29	自民党
10	井口 仙蔵	31.10.29	～	32.11.29	//	10	松本 茂	31.10.29	～	32. 8.30	//
11	梅内 正雄	32.11.29	～	34. 3.18	//	11	豊田 勝夫	32. 8.30	～	32.11.29	//
12	林 亮海	34. 3.18	～	34. 9.19	//	12	山下 新吉	32.11.29	～	34. 3.18	社会党
13	上野徳次郎	34.10.23	～	35.12.27	//	13	大戸 淳三	34. 3.18	～	34. 9.19	自民党
14	桜井 米蔵	35.12.27	～	37. 2. 9	//	14	矢ヶ崎信夫	34.10.23	～	35.12.27	//
15	梅内 正雄	37. 2. 9	～	37.12.22	//	15	越後 幹雄	35.12.27	～	37. 2. 9	//
16	橋本銀之助	37.12.22	～	38. 9.19	//	16	荒井 澄雄	37. 2. 9	～	37.12.22	社会党
17	井口 仙蔵	38.10.23	～	40. 3.10	//	17	並木 亀吉	37.12.22	～	38. 9.19	自民党
18	越後 幹雄	40. 3.10	～	42. 5. 2	//	18	長谷川安正	38.10.23	～	39. 5.27	//
19	長谷川安正	42. 7.11	～	43. 7.16	//	19	宇野津定三	39. 5.27	～	40. 3.10	公明党
20	小柳 信子	43. 7.16	～	44. 7.24	//	20	横山 倉吉	40. 3.10	～	42. 5. 2	自民党
21	橋本銀之助	44. 7.24	～	45. 7.11	//	21	榎本 喜芳	42. 7.11	～	43. 7.16	社会党
22	橋本銀之助	45. 7.11	～	46. 5.29	//	22	木下喜三郎	43. 7.16	～	44. 7.24	//
23	塚田 洪憲	46. 7. 6	～	47. 7.19	//	23	本橋弘三郎	44. 7.24	～	45. 7.11	//
24	横山 繁雄	47. 7.19	～	48. 7.28	//	24	木下喜三郎	45. 7.11	～	46. 5.29	//
25	関口 三郎	48. 7.28	～	49. 7.30	//	25	岡本 和男	46. 7. 6	～	47. 7.19	//
26	田口阿久理	49. 7.30	～	50. 5.29	//	26	本橋弘三郎	47. 7.19	～	48. 7.28	//
27	楠 直正	50. 6.23	～	51. 7. 9	//	27	土屋 新一	48. 7.28	～	49. 7.30	//
28	横山 繁雄	51. 7. 9	～	52. 7.27	//	28	藤代権兵衛	49. 7.30	～	50. 5.29	//
29	内田仙太郎	52. 7.27	～	53. 7.14	//	29	小池 広司	50. 6.23	～	51. 7. 9	公明党
30	豊田 三郎	53. 7.14	～	54. 5.29	//	30	小林としたか	51. 7. 9	～	52. 7.27	//
31	貫井 武夫	54. 6.22	～	55. 7.10	//	31	椎名 貞夫	52. 7.27	～	53. 7.14	//
32	上野 定雄	55. 7.10	～	56. 7.21	//	32	安藤 美義	53. 7.14	～	54. 5.29	//
33	矢崎 久雄	56. 7.21	～	57. 7. 6	//	33	宇野津定三	54. 6.22	～	55. 7.10	//
34	大野喜三郎	57. 7. 6	～	58. 5.29	//	34	田中てるみ	55. 7.10	～	56. 7.21	//
35	貫井 武夫	58. 6.15	～	59. 7.10	//	35	小池 広司	56. 7.21	～	57. 7. 6	//
36	上野 定雄	59. 7.10	～	60. 7.19	//	36	小林としたか	57. 7. 6	～	58. 5.29	//
37	田中 確也	60. 7.19	～	61. 7.24	//	37	椎名 貞夫	58. 6.15	～	59. 7.10	//
38	望月 泰治	61. 7.24	～	62. 5.29	//	38	田中 保徳	59. 7.10	～	60. 7.19	//
39	楠 直正	62. 6.15	～	63. 7.13	//	39	竹内 智久	60. 7.19	～	61. 7.24	//
40	椎名 貞夫	63. 7.13	～平成 元.	7.21	公明党	40	俵頭 功	61. 7.24	～	62. 5.29	//
41	山田左千夫	元. 7.21	～	2. 7.13	自民党	41	小林 利孝	62. 6.15	～	63. 7.13	//
42	渡辺 耕平	2. 7.13	～	3. 5.29	//	42	吉野 信義	63. 7.13	～平成 元.	7.21	自民党
43	関口 和雄	3. 6.13	～	4. 7. 2	//	43	田中 保徳	元. 7.21	～	2. 7.13	公明党
44	吉野 信義	4. 7. 2	～	5. 7.29	//	44	竹内 智久	2. 7.13	～	3. 5.29	//
45	大橋 静男	5. 7.29	～	6. 7.12	//	45	椎名 貞夫	3. 6.13	～	4. 7. 2	//
46	中島 力	6. 7.12	～	7. 5.29	//	46	白井 繁雄	4. 7. 2	～	5. 7.29	//
47	高橋かずみ	7. 6. 9	～	8. 6.25	//	47	富塚 辰雄	5. 7.29	～	6. 7.12	//
48	関口 三郎	8. 6.25	～	9. 7.24	//	48	秋本 和昭	6. 7.12	～	7. 5.29	//
49	浅沼 敏幸	9. 7.24	～	10. 6.19	無所属	49	俵頭 功	7. 6. 9	～	8. 6.25	公明
50	関口 和雄	10. 6.19	～	11. 5.29	自民党	50	斉藤 宗孝	8. 6.25	～	9. 7.24	//
51	関口 和雄	11. 6.11	～	12. 7.14	//	51	西川 康彦	9. 7.24	～	10. 6.19	//
52	土屋 新一	12. 7.14	～	13. 7.11	民主党	52	富塚 辰雄	10. 6.19	～	11. 5.29	//
53	小林みつぐ	13. 7.11	～	14. 7.16	自民党	53	秋本 和昭	11. 6.11	～	12. 7.14	公明党
54	村上 悦栄	14. 7.16	～	15. 5.29	//	54	武藤 昭夫	12. 7.14	～	13. 7.11	共産党
55	中島 力	15. 6.12	～	16. 6.18	//	55	山田 哲丸	13. 7.11	～	14. 7.16	公明党
56	小林みつぐ	16. 6.18	～	17. 7.22	//	56	斉藤 宗孝	14. 7.16	～	15. 5.29	//
57	本橋まさとし	17. 7.22	～	18. 6.28	//	57	西川 康彦	15. 6.12	～	16. 6.18	//
58	村上 悦栄	18. 6.28	～	19. 5.29	//	58	岩崎 典子	16. 6.18	～	17. 7.22	//
59	関口 和雄	19. 6.11	～	20. 6.20	//	59	斉藤 宗孝	17. 7.22	～	18. 6.28	//
60	しばざき幹男	20. 6.20	～	21. 6.17	//	60	秋本 和昭	18. 6.28	～	19. 5.29	//
61	本橋 正寿	21. 6.17	～	22. 6.17	//	61	宮原 義彦	19. 6.11	～	20. 6.20	//
62	西山きよたか	22. 6.17	～	23. 5.29	//	62	田代 孝海	20. 6.20	～	21. 6.17	//
63	小川けいこ	23. 6.13	～	24. 6.22	//	63	岩崎 典子	21. 6.17	～	22. 6.17	//
64	藤井たかし	24. 6.22	～	25. 6.28	//	64	内田ひろのり	22. 6.17	～	23. 5.29	//
65	小泉 純二	25. 6.28	～	26. 6.20	//	65	斉藤 静夫	23. 6.13	～	24. 6.22	//
66	村上 悦栄	26. 6.20	～	27. 5.29	//	66	うすい民男	24. 6.22	～	25. 6.28	//
67	かしわざき強	27. 6.12	～	28. 6.17	//	67	吉田ゆりこ	25. 6.28	～	26. 6.20	//
68	田中ひでかつ	28. 6.17	～	29. 7. 7	//	68	柳沢よしみ	26. 6.20	～	27. 5.29	//
69	小林みつぐ	29. 7. 7	～	30. 6.27	//	69	内田ひろのり	27. 6.12	～	28. 6.17	//
70	福沢 剛	30. 6.27	～令和 元.	5.29	//	70	光永 勉	28. 6.17	～	29. 7. 7	//
71	上野ひろみ	元. 6.13	～	2. 6. 5	//	71	酒井 妙子	29. 7. 7	～	30. 6.27	//
72	小泉 純二	2. 6. 5	～	3. 6. 4	//	72	西野こういち	30. 6.27	～令和 元.	5.29	//
73	かしわざき強	3. 6. 4	～	4. 6. 7	//	73	宮原よしひこ	元. 6.13	～	2. 6. 5	//
74	藤井たかし	4. 6. 7	～	5. 5.29	//	74	うすい民男	2. 6. 5	～	3. 6. 4	//
75	田中よしゆき	5. 6. 9	～	6. 6. 7	//	75	吉田ゆりこ	3. 6. 4	～	4. 6. 7	//
76	福沢 剛	6. 6. 7	～		//	76	柳沢よしみ	4. 6. 7	～	5. 5.29	//
						77	酒井 妙子	5. 6. 9	～	6. 6. 7	//
						78	西野こういち	6. 6. 7	～		//

(2) 執行機関（区長・行政委員会など）

区的意思決定機関（議決機関）である区議会に対し、決定された意思の実施機関（執行機関）として、区長および行政委員会、行政委員が置かれ、さらに、補助機関として副区長、会計管理者およびその他の職員が置かれている。また、附属機関として区政に必要な調査・審議を行う各種の協議会、審議会等が設けられている。

●区長と補助機関

1 区長

区長は区を代表し、その事務全般を統括する執行機関で、任期は4年である。

昭和49年6月の「地方自治法」の改正により、区民による直接選挙制度が復活し、翌年4月27日に初の選挙が行われた。

4年4月17日に行われた区長選挙の結果、前川耀男が選出され、第20代区長に就任した。

2 副区長（助役）、会計管理者（収入役）

区長を補佐する副区長は、区長が区議会の同意を得て選任し、任期は4年である。練馬区では、副区長の定数を2人とし、宮下泰昌と森田泰子が在任している。

また、会計事務をつかさどる機関である会計管理者は、職員の中から区長が命ずる。

なお、平成18年の「地方自治法」改正以前は、助役および収入役が置かれていた。

〔歴代助役〕

1	小林四郎	昭和22.12.4	～	26.12.3
2	//	26.12.4	～	30.12.3
3	//	30.12.4	～	34.12.3
4	//	34.12.10	～	38.12.9
5	星義文	39.5.27	～	42.6.21
6	金子光	43.9.3	～	47.9.2
7	三浦忠正	48.10.29	～	52.10.28
8	//	52.10.29	～	56.10.28
9	//	56.10.29	～	60.10.28
10	中園啓一	58.6.21	～	62.6.13
11	三浦忠正	60.10.29	～	62.4.25
12	三石辰雄	62.6.26	～	平成3.6.25
13	//	3.6.26	～	7.6.25
14	//	7.6.26	～	11.6.25
15	志村豊志郎	11.6.26	～	15.2.12
16	関口和雄	15.6.13	～	19.3.31

〔歴代収入役〕

1	原 鋌 二	昭和22.12.4	～	26.12.3
2	//	26.12.4	～	30.12.3
3	//	30.12.4	～	34.12.3
4	//	34.12.10	～	38.12.9
5	栗林繁実	39.5.27	～	43.5.26
6	寺本静雄	43.9.3	～	47.9.2
7	山本佳二	48.10.29	～	52.10.28
8	//	52.10.29	～	56.10.28
9	中園啓一	56.10.29	～	58.6.20
10	本田久夫	58.6.21	～	62.6.13
11	//	62.6.26	～	平成3.6.25
12	//	3.6.26	～	7.6.25
13	//	7.6.26	～	11.6.25
14	小林勝郎	11.6.26	～	15.6.25
15	//	15.6.26	～	19.6.25

〔歴代区長〕

1	臼井五十三	昭和22.9.20	～	26.9.19
2	須田操	26.9.20	～	30.9.19
3	//	30.11.9	～	34.11.8
4	//	34.12.3	～	38.12.2
5	//	38.12.26	～	42.6.21
6	片健治	43.7.29	～	47.7.28
7	田畑健介	48.10.16	～	50.4.26
8	//	50.4.27	～	54.4.26
9	//	54.4.27	～	58.4.26
10	//	58.4.27	～	62.4.26
11	岩波三郎	62.4.27	～	平成3.4.26
12	//	3.4.27	～	7.4.26
13	//	7.4.27	～	11.4.26
14	//	11.4.27	～	15.4.26
15	志村豊志郎	15.4.27	～	19.4.26
16	//	19.4.27	～	23.4.26
17	//	23.4.27	～	26.2.23
18	前川耀男	26.4.20	～	30.4.19
19	//	30.4.20	～	令和4.4.19
20	//	4.4.20	～	在任中

〔歴代副区長〕

1	関口和雄	平成19.4.1	～	19.6.12
2	//	19.6.13	～	23.6.12
3	琴尾隆明	23.6.14	～	27.6.13
4	山内隆夫	26.6.20	～	30.6.19
5	黒田孝夫	27.6.15	～	令和元.6.14
6	山内隆夫	30.6.20	～	4.6.19
7	小西将雄	元.6.15	～	5.6.14
8	森田泰子	4.6.20	～	在任中
9	宮下泰昌	5.6.15	～	在任中

3 職員

区の職員数は、6年4月1日現在4,169人である。内訳は次ページの組織別職員数のとおりである。職員数は一般職に属する職員数であり、再任用職員のうち短時間勤務の者、休職者、他団体への派遣職員、会計年度任用職員を除く。

なお、上記のほかに、小・中学校の教員2,604人および学校関係の栄養士、事務職員の一部141人は、都の任用の職員で下表のとおりである（6年5月1日現在）。

〔東京都任用の教職員数〕（単位：人）6年5月1日現在

区 分	総 数	教 員	その他
小学校	1,877	1,782	95
中学校	868	822	46
計	2,745	2,604	141

注：その他は、事務職員、栄養士

〔組織別職員数〕

区 分	職員数	職種別		
		事務系	福祉・技術系	技能・業務系
総計	4,169	2,026	1,750	393
区長室	40	40		
広聴広報課	34	34		
秘書課	6	6		
企画部	57	57		
企画課	17	17		
財政課	12	12		
情報政策課	28	28		
危機管理室	42	42		
危機管理課	42	42		
総務部	240	144	90	6
総務課	43	42		1
文書法務課	14	14		
情報公開課	9	9		
経理用地課	30	23	2	5
人権・男女共同参画課	11	8	3	
職員課	31	31		
人材育成課	14	13	1	
施設管理課	88	4	84	
区民部	432	431	1	
戸籍住民課	212	212		
税務課	55	55		
収納課	79	79		
国保年金課	86	85	1	
産業経済部	61	60	1	
経済課	21	21		
商工観光課	18	18		
都市農業課	22	21	1	
地域文化部	175	147	28	
地域振興課	111	84	27	
文化・生涯学習課	31	30	1	
スポーツ振興課	33	33		
福祉部	652	380	264	8
管理課	51	36	13	2
障害者施策推進課	131	31	94	6
生活福祉課	37	29	8	
練馬総合福祉事務所	83	56	27	
光が丘総合福祉事務所	79	43	36	
石神井総合福祉事務所	80	45	35	
大泉総合福祉事務所	67	35	32	
高齢社会対策課	33	27	6	
高齢者支援課	24	14	10	
介護保険課	67	64	3	
健康部（練馬区保健所）	257	109	148	
健康推進課	44	32	12	
生活衛生課	42	8	34	

（単位：人） 6年4月1日現在

区 分	職員数	職種別		
		事務系	福祉・技術系	技能・業務系
保健予防課	35	24	11	
豊玉保健相談所	30	8	22	
北保健相談所	18	4	14	
光が丘保健相談所	19	7	12	
石神井保健相談所	29	7	22	
大泉保健相談所	16	6	10	
関保健相談所	14	4	10	
地域医療課	10	9	1	
環境部	285	80	24	181
環境課	39	27	12	
みどり推進課	25	13	12	
清掃リサイクル課	26	18		8
練馬清掃事務所	95	11		84
石神井清掃事務所	100	11		89
都市整備部	180	55	125	
都市計画課	29	13	16	
東部地域まちづくり課	62	21	41	
開発調整課	27	5	22	
建築課	51	7	44	
住宅課	11	9	2	
土木部	214	62	148	4
管理課	49	21	28	
道路公園課	75	14	57	4
計画課	75	16	59	
交通安全課	15	11	4	
会計管理室	20	20		
教育委員会事務局	1,477	365	918	194
教育振興部	193	177	7	9
教育総務課	38	34		4
学務課	27	27		
学校施設課	28	25	3	
保健給食課	23	16	2	5
教育指導課	27	27		
学校教育支援センター	18	16	2	
光が丘図書館	32	32		
こども家庭部	1,204	170	911	123
子育て支援課	199	63	125	11
保育課	900	70	718	112
青少年課	26	21	5	
子ども家庭支援センター	79	16	63	
小学校	59			59
幼稚園	21	18		3
選挙管理委員会事務局	12	11	1	
監査事務局	8	6	2	
農業委員会事務局	—	—	—	—
議会事務局	17	17		

●行政委員会、行政委員

区には、つぎの行政委員会、行政委員があり、それぞれ事務局において必要な事務を執行している。

1 教育委員会

教育に関する事務は、政治的中立や住民の意思の反映が強く要請されることから、区長から独立した行政委員会として、教育委員会が設置されている。委員会は、区長が区議会の同意を得て任命する教育長および4人の委員で組織され、任期は教育長が3年、その他の委員は4年である。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

6年7月1日現在の教育長と教育委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

教育長	三浦 康彰	(6.7.1～9.6.30)
委 員	森山 瑞江	(5.10.16～9.10.15)
委 員	仲山 英之	(4.6.20～8.6.19)
委 員	岡田 行雄	(3.12.19～7.12.18)
委 員	小林 三保	(6.6.20～10.6.19)

〔歴代教育長〕

1	星	義	文	昭和	27.	11.	1	～	28.	3.	31
2		//			28.	4.	1	～	31.	9.	30
3	松	尾	周		31.	10.	1	～	35.	9.	30
4	栗	林	繁		35.	10.	8	～	39.	5.	26
5	上	野	唯		39.	7.	22	～	39.	10.	6
6		//			39.	10.	7	～	43.	10.	6
7	黒	田	新		43.	10.	14	～	47.	10.	13
8	岩	波	三		48.	10.	29	～	52.	10.	28
9		//			52.	10.	29	～	56.	10.	28
10		//			56.	10.	29	～	60.	10.	28
11		//			60.	10.	29	～	62.	1.	17
12	下	田	迪		62.	7.	1	～	平成	元.	10. 28
13		//			元.	10.	29	～	5.	10.	28
14		//			5.	10.	29	～	9.	10.	28
15		//			9.	10.	29	～	11.	6.	25
16	藺	部	俊		11.	7.	1	～	13.	10.	28
17		//			13.	10.	29	～	17.	10.	28
18		//			17.	10.	29	～	21.	10.	28
19		//			21.	10.	29	～	23.	6.	28
20	河	口	浩		23.	6.	29	～	25.	10.	28
21		//			25.	10.	29	～	27.	6.	30
22		//			27.	7.	1	～	30.	6.	30
23		//			30.	7.	1	～	令和	3.	6. 30
24	堀	和	夫		3.	7.	1	～	6.	6.	30
25	三	浦	康		6.	7.	1	～	在任中		

2 選挙管理委員会

区の選挙をはじめ、都、国の選挙および選挙に係る事務を管理、執行する合議制の機関で、4人の委員で構成されている。委員は、選挙権を有する者の中から区議会において選挙される。任期は4年である。

6年4月1日現在の選挙管理委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

委員長 浅沼 敏幸

委員 中村 映子、本橋 正壽、岩崎 典子

(任期は、3.12.19～7.12.18)

3 監査委員

監査委員は、区の財務および行政に関する事務の執行等を監査する独任制の機関で、定数は4人である。委員は、区長が議会の同意を得て、識見を有する者および区議会議員の中から、それぞれ2人を選任する。任期は前者が4年で、後者は議員の任期による。識見を有する者のうち1人は常勤である。また、代表監査委員は、識見を有する者のうちから選任される。

6年6月7日現在の監査委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

識見を有する者 横野 茂 (3.10.21～7.10.20)

(常勤監査委員・代表監査委員)

識見を有する者 萩野うたみ (5.3.8～9.3.7)

区議会議員 藤井たかし (6.6.7～在任中)

区議会議員 井上勇一郎 (6.6.7～在任中)

〔5年度の監査等実施状況〕

(1) 定期監査等

① 実績

- ・96課60施設
- ・工事監査 8か所
- ・財政援助団体等 22団体

② 監査結果

- ・指摘事項 0件

(2) 例月現金出納検査

(3) 決算・基金運用状況審査、財政健全化判断比率審査

(4) 住民監査請求

監査請求件数 0件

(5) 行政監査

テーマ「指定管理者制度の適用施設におけるモニタリングについて」

4 農業委員会

農業委員会は、「農地法」等法令による事項、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、農業一般に関する調査および情報の提供等を行っている。

平成28年4月の法改正により委員の公選制が廃止され、区長の任命制に変更となった。29年7月に新制度による改選が行われ、現在の委員は16人で構成される。任期は3年である。

6年4月1日現在の委員は、つぎのとおりである。

会長 尾崎 賀一

副会長 田中 聖晃、篠田 政巳

委員 相原 和彦、井口 和喜、榎本 重恭

加藤 直正、神田 靖仁、酒井 利博

櫻井 祐次、篠 貞夫、荘埜 晃一

橋本 良子、保戸塚 武彦、宮部 光夫

渡邊 仁

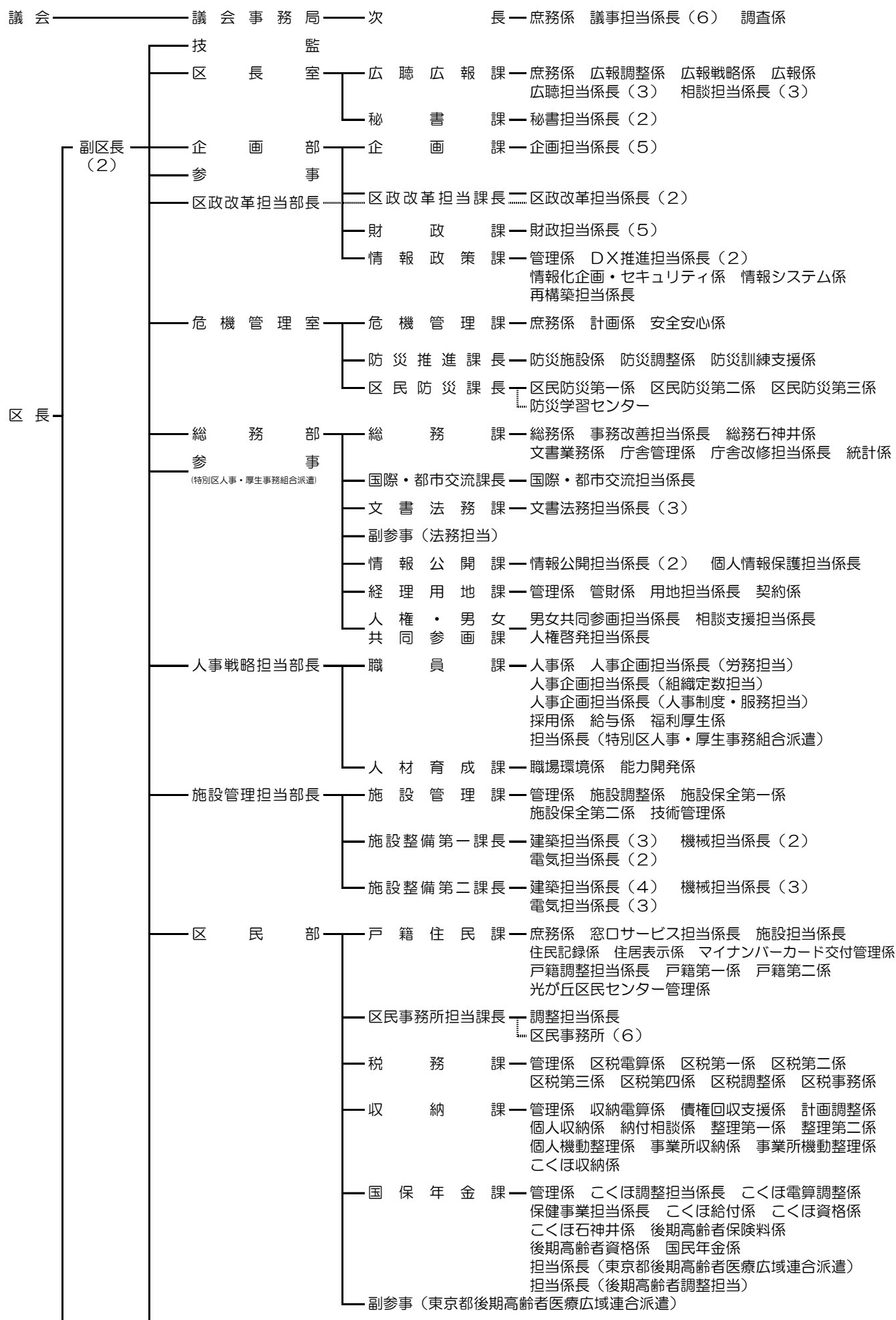
(任期は、5.7.30～8.7.29)

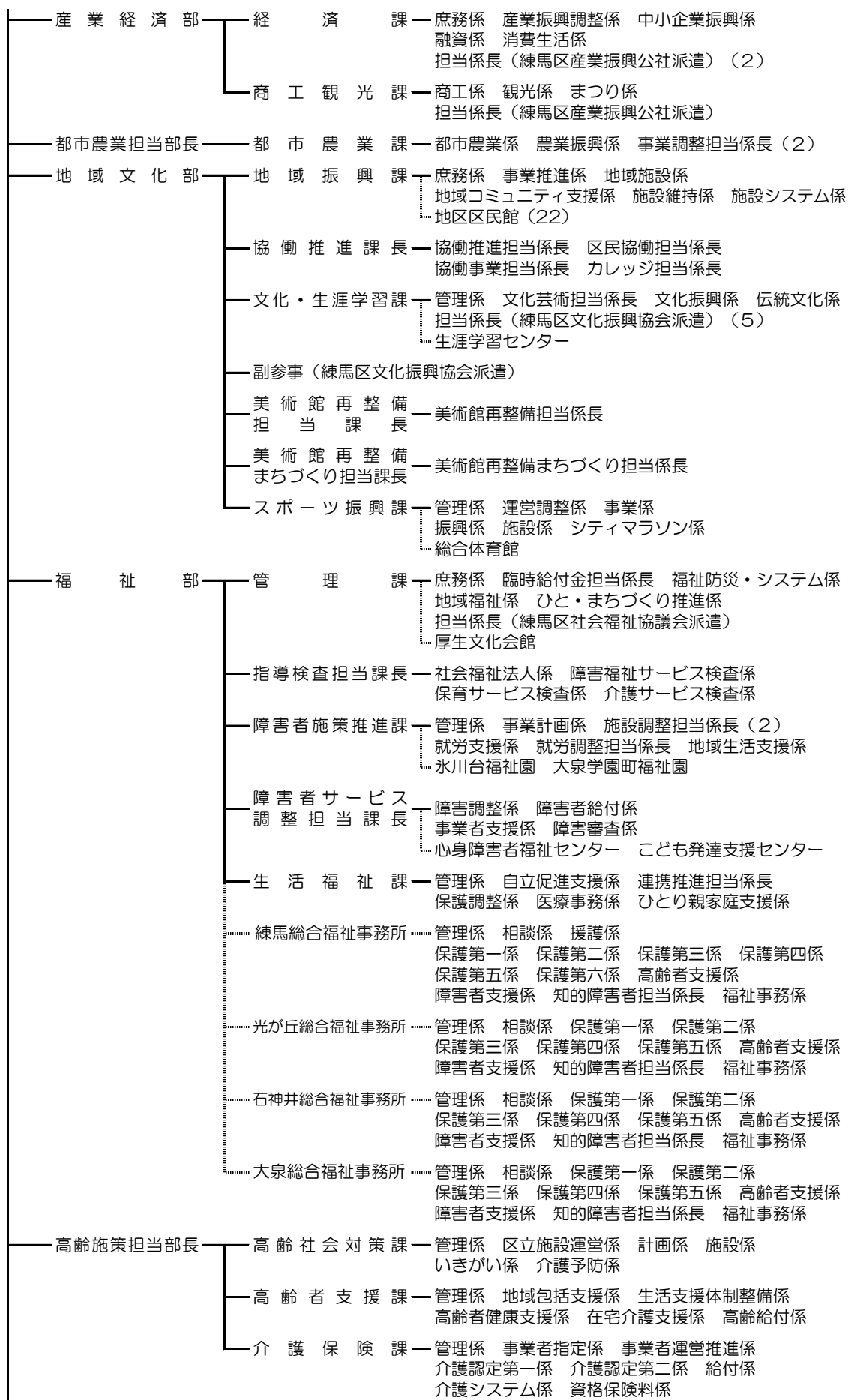
5 人事委員会

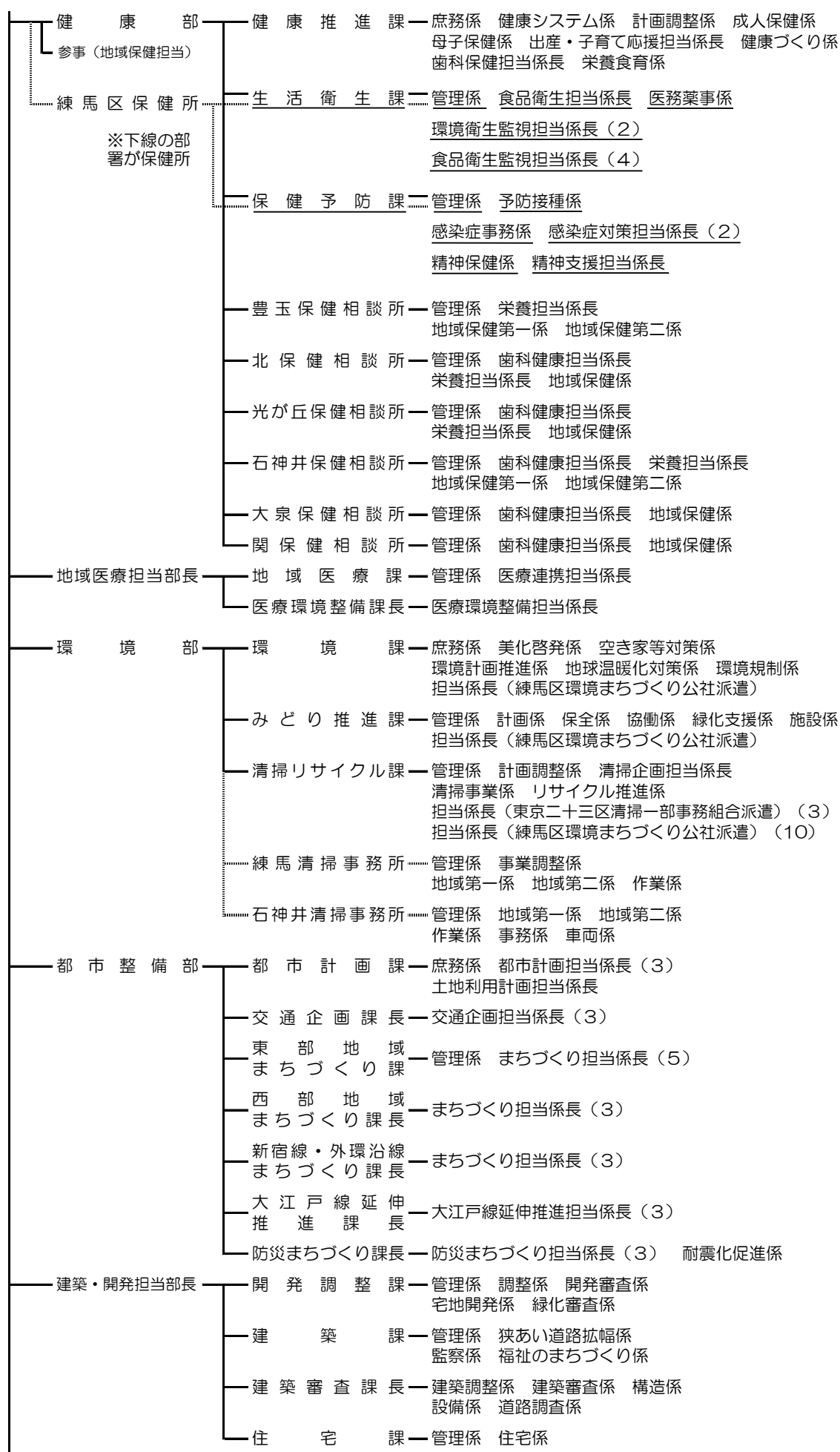
特別区の人事委員会は、23特別区が共同して設置している一部事務組合である特別区人事・厚生事務組合の一機関として設置され、23特別区共同の人事機関として機能している。

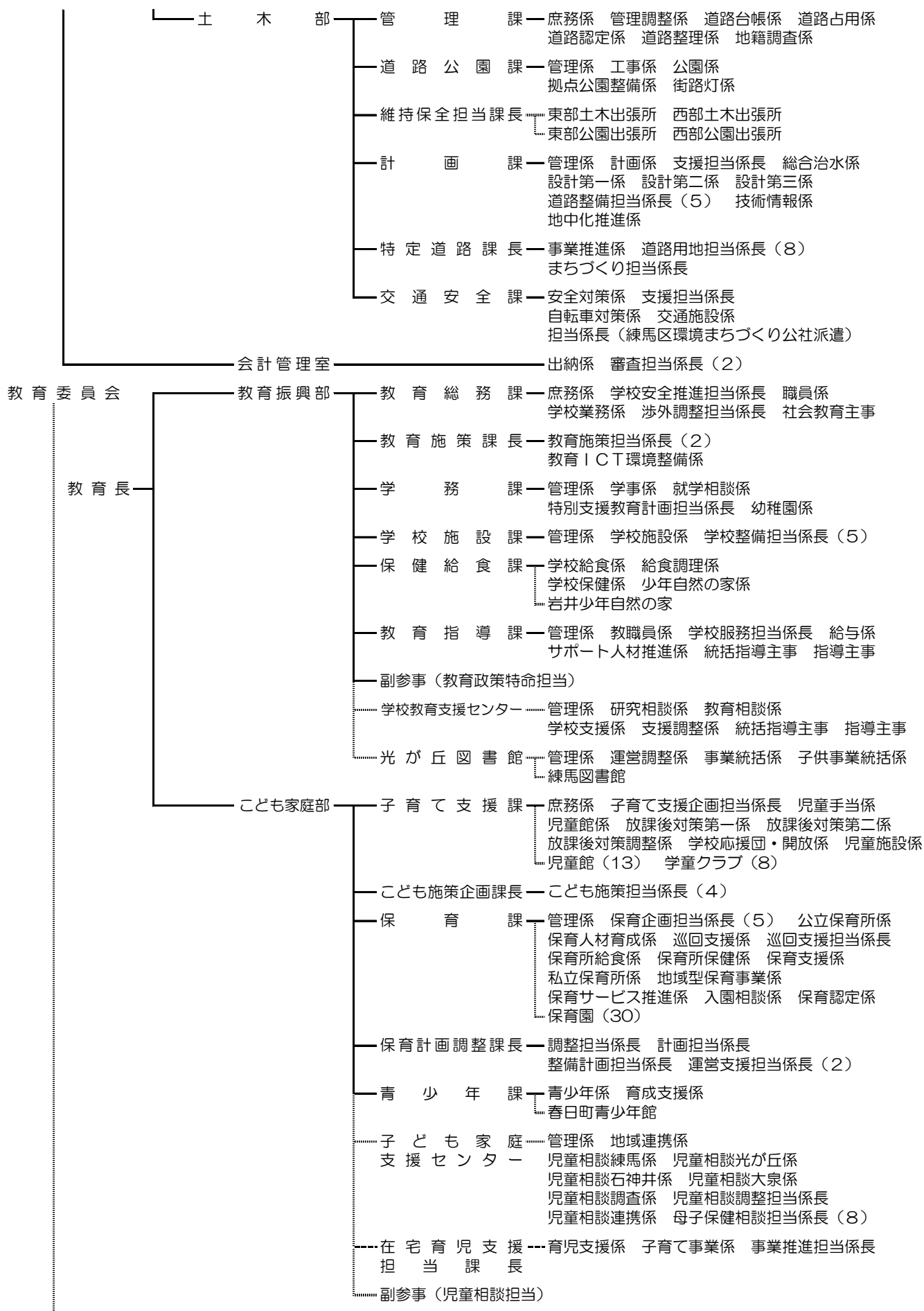
〔練馬区機構図〕

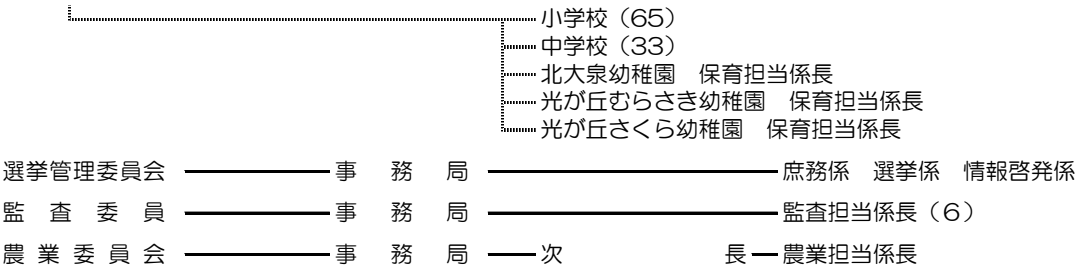
6年4月1日現在











〔練馬区の附属機関〕

6年3月31日現在

名 称（根拠法令）	定数 任期	構 成	職務のあらまし
防災会議（法・条例）	50人以内 2年	都、警察、消防、自衛隊、指定公共機関、学識経験者および区民防災組織等、区職員	地域防災計画の作成、区の地域に係る防災に関する重要事項の審議
安全・安心協議会（条例）	60人以内 2年	区民、関係団体の代表者、関係行政機関の職員、区職員	安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に関する基本事項・必要事項についての審議
国民保護協議会（法・条例）	50人以内 2年	都、警察、消防、自衛隊、指定公共機関、学識経験者および区民防災組織等、区職員	国民保護計画・変更等の審議
特別職報酬等および議会政務活動費審議会（条例）	10人以内 2年	区民、区内公共的団体等代表者	特別職報酬額等の適否についての審議
行政不服審査会（法・条例）	3人 2年	法律または行政に関する学識経験者	行政庁の処分または不作為に係る不服申立てについての調査・審議
情報公開および個人情報保護審査会（条例）	5人以内 2年	学識経験者	公文書非公開決定等の処分に関する不服申立てについての審査
情報公開および個人情報保護運営審議会（条例）	13人以内 2年	区民、学識経験者	情報公開および個人情報保護制度の運営に関する重要事項の審議
財産価格審議会（条例）	13人以内 2年	学識経験者、区職員	公有財産の管理・処分、財産の取得に関する価格の評定
国民健康保険運営協議会（法・条例）	24人 3年	被保険者、保険医・保険薬剤師、公益および被用者保険等保険者の各代表者	国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議
文化財保護審議会（条例）	10人以内 2年	学識経験者	文化財の保存・活用についての調査・審議
美術館運営協議会（条例）	19人以内 2年	学識経験者、区議会議員、区民、美術団体関係者、学校教育関係者	美術館の運営方針および事業計画の協議
民生委員推薦会（法・政令・規則）	14人以内 3年	社会福祉関係団体代表者、民生委員、学識経験者、区議会議員等	民生委員候補者の推薦
保健福祉サービス苦情調整委員（条例）	5人以内 2年	保健・福祉・法律等に関する学識経験者	区や民間事業者が行う保健福祉サービスの利用に関する苦情の申立てについての調査・調整など
地域包括支援センター運営協議会（法・条例）	20人以内 3年	被保険者、居宅サービス等の利用者等、医療従事者、保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者、指定居宅サービス事業者等の職員、学識経験者	地域包括支援センターの運営等に関する事項の審議
地域密着型サービス運営委員会（法・条例）	20人以内 3年	被保険者、居宅サービス等の利用者等、医療従事者、保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者、指定居宅サービス事業者等の職員、学識経験者	地域密着型サービス事業者の指定等に関する事項の審議
介護保険運営協議会（条例）	25人以内 3年	被保険者、医療保険者の職員、医療従事者、福祉関係団体の職員または従事者、介護サービス事業者の職員、学識経験者	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画および介護保険事業の運営に関する重要な事項の審議
介護認定審査会（法・条例）	280人以内 2年	保健・医療・福祉に関する学識経験者	要介護認定における審査・判定業務
障害者給付審査会（法・条例）	60人以内 2年	障害者の実情に通じた者で、障害保健福祉の学識経験者	障害支援区分認定における審査・判定業務
感染症診査協議会（法・条例）	4人以上 2年	感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に関する学識経験者、法律に関する学識経験者、医療および法律以外の学識経験者	感染症指定医療機関への勧告入院および入院期間延長の要否、感染症患者の医療についての公費負担に関する審議、感染症法に基づく就業制限に関する審議
大気汚染障害者認定審査会（条例）	10人以内 2年	医学に関する学識経験者	医療費助成の認定に関する調査・審議
環境審議会（条例）	20人以内 2年	区民、事業者、学識経験者、教育関係者、関係行政機関職員	区の環境保全に関する基本的事項についての調査・審議
空家等および不良居住建築物等適正管理審議会（条例）	10人以内 2年	法律、建築、医療、福祉等に関する学識経験者	法令に基づく認定・勧告等に関する審議
緑化委員会（条例）	20人以内 2年	区民等、区議会議員、学識経験者	みどりの保全および創出に関する重要事項の調査・審議

名 称（根拠法令）	定数 任期	構 成	職務のあらまし
循環型社会推進会議（条例）	20人以内 2年	区民、事業者、学識経験者等	リサイクルの推進ならびに廃棄物の減量および処理に関する基本的事項の審議
都市計画審議会（法・条例）	30人以内 2年	区民、学識経験者、区議会議員、関係行政機関職員	都市計画、まちづくり、景観などに関する調査・審議など
建築審査会（法・条例）	5人 2年	法律・経済・建築・都市計画・公衆衛生・行政の学識経験者	特定行政庁の許可等に対する同意、審査請求に対する裁決など
建築紛争調停委員会（条例）	7人以内 2年	法律・建築・環境等の学識経験者	建築に係る紛争の調停など
自転車駐車対策協議会（法・条例）	20人以内 2年	区民、学識経験者、区議会議員、関係行政機関職員、鉄道事業者職員	自転車の駐車対策に関する重要事項の調査・審議
青少年問題協議会（法・条例）	36人 2年	区民、学識経験者、区議会議員、関係行政機関職員、区職員	青少年施策の基本的な方針や問題についての審議など
子ども・子育て会議（法・条例）	15人以内 2年	子どもの保護者、事業主を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等	子ども・子育て施策の総合的かつ計画的な推進、特定教育・保育施設等の利用定員についての審議など

(3) 参政の状況

●選挙権と選挙人名簿登録者数

選挙人名簿登録者数は、6年3月1日現在、619,841人で、23区中2番目となっている。
区内71か所の投票所を設け、各種選挙を行っている。

●選挙区

練馬区における衆議院小選挙区の区割りは、東京都第9区と新宿区・中野区・豊島区の一部との合区になる東京都第10区に分割されていたが、公職選挙法の一部を改正する法律（区割り改定法）が4年11月28日公布され、同年12月28日から施行されたため、東京都第9区と東京都第28区に分割されている（詳しくは下記区分と右下図を参照）。

〔住所地別の衆議院小選挙区分〕

東京都第28区
旭丘、旭町、春日町、北町、向山、小竹町、栄町、桜台、高松1～5丁目、田柄、豊玉上、豊玉北、豊玉中、豊玉南、中村、中村北、中村南、錦、貫井（※1）、練馬、羽沢、早宮、光が丘、氷川台、富士見台3丁目の一部（※2）、平和台、谷原1丁目
※1…貫井1～3・5丁目、4丁目の一部（1～27番、29番1～3・5～7・23～26号、30番1～8・11～25号、31～43番、47番1～17・49・53～62号）
※2…富士見台3丁目（1～19番、20番1～5・11～14号、21～37番、47番1～4・8号、48～54番、55番1～5・18～23号）

東京都第9区
上記を除く練馬区の全域

〔公職選挙法に基づく選挙〕

選挙名	選挙区	定数(人)	任期(年)	公(告)示日
区長選挙	練馬区	1	4	選挙期日 7日前まで
区議会議員選挙		50		
都知事選挙	東京都	1	4	選挙期日 17日前まで
都議会議員選挙	練馬区(東京都)	7(127)		選挙期日 9日前まで
衆議院議員選挙	(小選挙区選出) 東京都(全国)	30(289)		選挙期日 12日前まで
	(比例代表選出) 東京ブロック(全国)	19(176)		
参議院議員選挙(※)	東京都(選挙区選出)	12(148)	6	選挙期日 17日前まで
	全国(比例代表選出)	100		

※：参議院議員選挙は3年ごとに半数を改選

〔衆議院小選挙区の区割り〕



●東京都知事選挙

6年7月7日に東京都知事選挙が執行された。任期満了に伴う選挙であった。区全体の投票率は、61.81%で前回（2年）より6.07ポイント上回った。

●明るい選挙のために

各種の講座、小学生・中学生・高校生対象のポスターコンクール、広報紙「ねりま白ばらだより」の発行などにより、明るい選挙の推進と棄権防止のための啓発活動を行っている。

これらの啓発活動は、明るい選挙推進協議会（委員14人で構成）および同協議会から委嘱された明るい選挙推進委員131人が、それぞれの地域で「話しあい活動」を主体とし、さまざまな方法により進めている。



〔令和5年度東京都明るい選挙ポスターコンクール〕
東京都優秀賞
みんなのいいね♪賞（都民によるネット投票で選出）

●主権者教育

社会に参加し、自ら考え、判断する主権者を育てるために、学校等と連携し、若者の政治意識の向上や将来の有権者である子どもたちの意識醸成に取り組んでいる。

〔主権者教育関係事業〕		5年度
事業名	実績など	
明るい選挙啓発ポスターコンクール	25校	1,790人
小学生選挙体験教室	模擬投票および開票事務 8校	510人
中学生啓発講座	2校	385人
高校での出前授業・模擬投票	4校	1,910人
特別支援学校での出前授業・模擬投票	2校	86人
SNSによる啓発	発信数	238回
選挙啓発サポーター	74人	

[選挙別当日有権者数・投票者数・投票率]

選挙名・執行年月日		当日有権者数(人)			投票者数(人)			投票率(%)		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
都議会議員選挙	3.7.4	610,630	293,193	317,437	266,723	127,624	139,099	43.68	43.53	43.82
参議院議員選挙	4.7.10									
東京都選出	(※ 1)	617,390	296,327	321,063	346,698	166,571	180,127	56.16	56.21	56.10
比例代表選出	(※ 1)				346,688	166,560	180,128	56.15	56.21	56.10
都知事選挙	6.7.7	610,725	292,193	318,532	377,508	180,385	197,123	61.81	61.73	61.88
区長選挙	4.4.17	604,017	289,722	314,295	192,958	91,344	101,614	31.95	31.53	32.33
区議会議員補欠選挙	4.4.17				192,915	91,325	101,590	31.94	31.52	32.32
衆議院議員選挙	3.10.31									
小選挙区選出(東京都第9区)(※ 1)		478,743	229,468	249,275	276,290	132,755	143,535	57.71	57.85	57.58
小選挙区選出(東京都第10区)(※ 1)(※ 2)		140,752	68,087	72,665	80,885	39,127	41,758	57.47	57.47	57.47
比例代表選出	(※ 1)	619,495	297,555	321,940	357,153	171,868	185,285	57.65	57.76	57.55
最高裁判所裁判官国民審査		618,451	297,097	321,354	356,372	171,439	184,933	57.62	57.70	57.55
区議会議員選挙	5.4.23	603,766	289,261	314,505	260,818	123,187	137,631	43.20	42.59	43.76

※ 1：在外投票分を含む。
※ 2：東京都第 10 区のうち練馬区分

[選挙別・党派別得票率]

選挙名・執行年月日		有効 投票数	自由 民主党	公明党	立憲 民主党	日本 共産党	市民ファースト の会	国民民主党 (民進党)	日本維新 の会	生活者 ネットワーク	社会 民主党	無所属 その他
		票	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
都議会議員選挙	3.7.4	262,153	22.52	14.20	13.46	12.58	19.66	—	6.53	—	—	11.08
参議院議員選挙	4.7.10											
東京都選出	(※ 1)	338,266	24.51	11.01	16.33	11.31	5.51	—	8.33	—	0.94	22.07
比例代表選出	(※ 1)	338,084	30.28	9.44	13.36	9.32	—	7.04	13.93	—	3.05	13.58
都知事選挙	6.7.7	374,595	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.00
区長選挙	4.4.17	188,937	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.00
区議会議員補欠選挙	4.4.17	183,302	41.48	—	30.40	17.48	—	—	—	—	—	10.64
衆議院議員選挙	3.10.31											
小選挙区選出(東京都第9区)(※ 1)		267,706	35.59	—	40.90	—	—	—	17.87	—	—	5.64
小選挙区選出(東京都第10区)(※ 1)(※ 2)		78,646	45.27	—	39.51	—	—	—	11.81	—	—	3.41
比例代表選出	(※ 1)	350,224	29.78	10.64	21.01	10.06	—	4.89	13.74	—	1.48	8.4
区議会議員選挙	5.4.23	255,829	27.94	13.65	9.23	8.60	5.31	3.74	5.87	3.30	—	22.37

※ 1：在外投票分を含む。
※ 2：東京都第 10 区のうち練馬区分

(4) 新たな区政の創造

●特別区制度改革

1 特別区制度改革のあゆみ

練馬区を始めとする特別区は、昭和 22 年に設置された後、27 年の「地方自治法」改正により東京都の内部団体として位置付けられ、自治体としての権限も大幅に制限されていた。

このため、特別区は国に対し、特別区を「基礎的な地方公共団体」として法的に位置付けること、清掃事業など住民に身近な事務を移管することなど、制度改革の実現に向けた法令改正の要請を重ねた。

平成 10 年 4 月に成立した「地方自治法等の一部を改正する法律」が、12 年 4 月に施行されたことにより、特別区制度改革がようやく実現の運びとなった。

12 年の制度改革においては、都区の財源配分をめぐるつぎの 5 つの課題が積み残された。

- ① 「市町村事務」の役割分担を踏まえた財源配分
- ② 都に留保した清掃関連経費の取扱い
- ③ 小・中学校の改築需要への対応
- ④ 都市計画交付金の配分
- ⑤ 国等の大きな制度改革に応じた配分割合の変更

これら 5 課題に対する都区の見解には大きな隔たりがあったが、都区のあり方について、新たな検討組織による検討結果に従い整理することとし、暫定的な決着を見た。

2 都区のあり方の検討

平成 18 年 11 月に都と特別区は、今後の都区のあり方について根本的かつ発展的に検討するため、都区のあり方検討委員会を設置した。検討状況については、つぎのとおりである。

(1) 都区の事務配分

検討対象事務 444 項目の基本的な方向付けを終え、53 項目が区へ移管する方向で検討する事務とされた。このうち、児童相談行政のあり方については、都区のあり方検討委員会とは切り離して、別途整理することとされ、平成 24 年 2 月に都区間で検討会を設置した。

(2) 特別区の区域のあり方

都と区市町村が平成 21 年 11 月に共同設置した、東京の自治のあり方研究会の検討結果を踏まえて検討することとしており、27 年 3 月に最終報告が取りまとめられた。

(3) 都区の税財政制度

都区の事務配分、特別区の区域のあり方の検討を踏まえて検討することとしているが、具体的な議論を行う状況に至っていない。

●地方分権の推進

地方分権は、地域の課題に対し、区が自らの意思と責任で対応できる範囲を広げるものであり、区政運営の重要な課題である。

1 第一次分権改革（平成 5～12 年）

平成 11 年 7 月に「地方分権一括法」が成立し、12 年 4 月に施行されたことにより、機関委任事務の廃止等の改革が実施された。

2 第二次分権改革（平成 18 年～）

内閣府に設置された地方分権改革推進委員会が 4 次にわたって行った勧告を踏まえ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第 1 次一括法～第 4 次一括法）が順次成立し、法律等における義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大や基礎自治体への権限移譲等が図られた。

平成 26 年からは、従来の国主導による「委員会勧告方式」に替えて、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集する「提案募集方式」が導入された。27 年 6 月には、地方公共団体等からの提案等を踏まえ、国から地方公共団体または都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を内容とする「第 5 次一括法」が公布された。それ以降も、第 6 次から第 13 次の「一括法」が公布（第 14 次は閣議決定）されており、地方の発意に基づく規制緩和や事務・権限の移譲が進められている。

今後、区は、国および広域自治体との役割分担の見直しなど、更なる地方分権の推進と事務権限の拡充に見合う税財源の移譲や超過負担の解消等財政基盤の強化に努めていく。

3 財 政

練馬区など特別区は、他の市町村と同じく住民に最も身近な自治体であるが、大都市行政の一体性を保つ上で、財政面においてもさまざまな特徴がある。

(1) 特別区財政制度の現状

●都区財政調整制度

特別区は、本来「市が行う事務」を担うこととされているが、一方で特別区行政の一体性確保の観点から「市が行う事務」のうち一部を都が行っている。

また、一般的には市町村の財源とされている3税（固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税）についても、こうした特殊性から特別区の地域においては都が課税、徴収する特例的な扱いとなっている。

都区財政調整制度とは、この3税と法人事業税交付対象額および固定資産税減収補填特別交付金との合算額を都区の共有財源として、特別区と都の事務配分に相応してその役割に見合った財源配分を行うとともに、特別区間の著しい財源の偏りを調整し、行政水準の均衡を図るための制度である。

この共有財源のうち、5年度は55.1%が特別区交付金として財源の不足する区に配分された。

6年度における、練馬区の一般会計当初予算に占める割合は30.5%であり、一番大きな財源となっている。

●起債の発行

財政負担の平準化や世代負担の公平化のため、地方債の発行を行うことができる。発行に当たっては、都知事に事前協議を行う。なお、平成24年度から、一部について届出制が導入されている。

●地方交付税

地方交付税は、国が徴収した税金の一定部分を自治体の財政力の違いに応じて配分するものである。

特別区は、東京都の大都市分として一括算定されるため、直接の交付対象団体とはなっていない。

5年度の交付税算定結果では、都は財源の豊かな富裕団体と国からみなされ、地方交付税は不交付となっている。

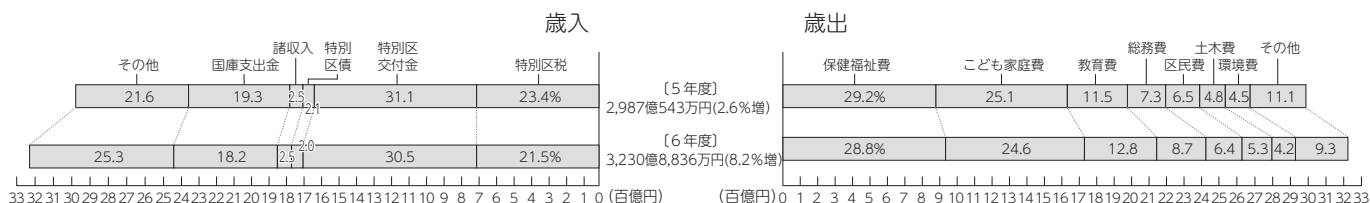
●国庫支出金

国庫支出金は、国が地方公共団体の支出する特定の事業に要する経費について交付する支出金であるが、実際に必要な経費に見合うだけの金額が交付されないため、いわゆる超過負担が生じている。

また、これまで、平成16年度からの三位一体改革により、一部国から地方公共団体への税源移譲が行われたものの、各種補助金は削減されている。

区では、分権型社会の実現のため、地方分権改革の推進と地方が担う役割に見合う地方税源の充実を国に要望している。

〔一般会計歳入歳出（当初）額の推移〕



(2) 令和6年度当初予算

●当初予算編成に当たっての基本方針

1 区財政を取り巻く状況

我が国の経済は、雇用・所得環境が改善の兆しを見せる中で、緩やかに回復している。一方で、世界的な金融引締めによる影響など、海外景気の下振れリスクや、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動が与える影響に十分注意する必要がある。

我が国は現在、歴史上経験したことのない、国難ともいえる少子化問題に直面している。人口減少に伴う市場規模の縮小、労働力の不足に加え、技術革新の遅れなどもあり、経済は永く低迷している。国債に依存する財政運営を続けた結果、国の債務残高は既にGDPの2倍を超え、政策選択の幅は狭められ、有効な手立てが見いだせない状況である。発展に向けた具体的戦略も不透明であり、経済力の低下とともに、国際的な地位が低下し続けている。

練馬区の財政も、依然として予断を許さない状況が続いている。令和6年度予算編成においては、特別区財政調整交付金などの歳入は増加傾向にあるものの、受益と負担という税制本来の趣旨を逸脱した、ふるさと納税制度による特別区民税の減収が年々拡大しており、6年度は50億円を超える見込みである。歳出においては、扶助費を始めとする義務的経費が5割以上を占めるなど、硬直化が進んでおり、区財政の自由度は依然として低いものとなっている。老朽化した区立施設の更新や、遅れている都市インフラの整備等、区特有の課題にも取り組まなければならない。物価上昇による区民生活や事業活動への影響も続いている。

歳入増を上回る歳出拡大により、歳入一般財源の不足が見込まれることから、基金・起債合わせて200億円以上を活用する。今後も同様のペースで基金や起債の活用を続ければ、基金は数年で底をつき、起債残高が大幅に増加する可能性がある。

2 区民生活をより豊かにする施策を推進する予算編成

区を取り巻く環境は不透明感を増しているが、練馬区は全国でも稀な人口の増加傾向にあり、大江戸線延伸や西武新宿線連続立体交差化などのまちづくりが進み、更に変化し、大きく発展していく可能性を有している。

区は、平成30年6月に「グランドデザイン構想」を策定し、練馬区の目指すべき将来像を示した。構想に掲げる3つの分野のうち、「暮らし」の分野では、福祉、医療等が飛躍的に充実している。「区民参加と協働」は確実に進み、「都市」の分野の取組も大きく前進している。

区政を更に前に進め、グランドデザイン構想を実現するため、区の新たな総合計画（地方版総合戦略）として、「第3次みどりの風吹くまちビジョン」を5年度末に策定した。これまでの政策を着実に継続・発展させながら、その上に立ち、みどり、文化、スポーツ、都市インフラなど区民生活をより豊かにする施策にさらに力を入れていく。

令和6年度予算編成にあたっては、既存の施策事業の見直しを徹底し、歳出削減に取り組んだ。歳入面では、国・都支出金などの特定財源の確保に努めるとともに、寄付制度を活用した自主財源の確保などにも努めている。学校改築、病院、道路、公園の整備など社会資本形成に資する事業には、基金の活用とともに、世代間負担の公平を図るため、後年度負担に配慮しつつ起債を積極的に活用する。

こうした取組により、厳しい財政状況のなかにあっても、グランドデザイン構想で示した、練馬区の目指す将来像の実現に向けた施策を着実に推進しつつ、持続可能な財政運営を堅持していく。

●一般会計

6年度当初予算における一般会計は3,230億8,836万円で、5年度当初予算に比べて8.2%の増となっている。

●特別会計

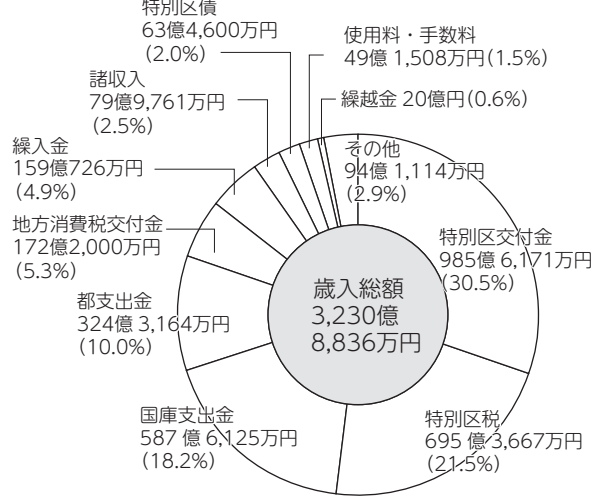
特別会計は、国民健康保険事業会計651億384万円（前年度比1.2%減）、介護保険会計636億3,252万円（同2.6%増）、後期高齢者医療会計201億4,221万円（同5.1%増）である。

6 年度一般会計予算

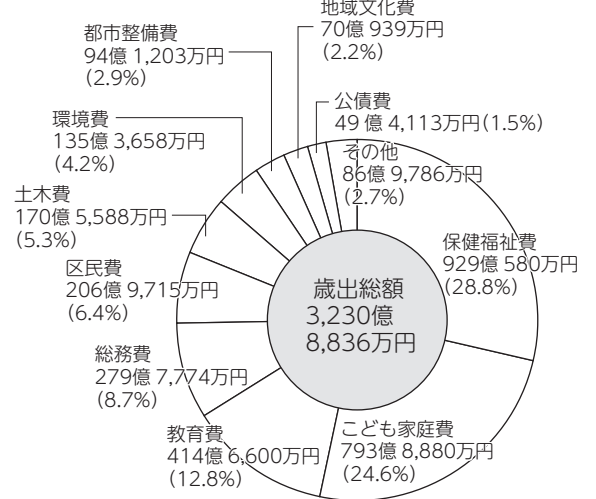
〔歳 入〕

区 分	予算額	構成比	前年度	増減率
	千円	%	千円	%
特別区税	69,536,671	21.5	69,846,592	△ 0.4
地方譲与税	1,066,675	0.3	1,058,000	0.8
利子割交付金	228,000	0.1	190,000	20.0
配当割交付金	1,340,000	0.4	1,100,000	21.8
株式等譲渡所得割交付金	1,000,000	0.3	1,000,000	0.0
地方消費税交付金	17,220,000	5.3	16,000,000	7.6
環境性能割交付金	270,000	0.1	320,000	△ 15.6
地方特例交付金	3,866,159	1.2	540,000	616.0
特別区交付金	98,561,712	30.5	92,840,138	6.2
交通安全対策特別交付金	63,000	0.0	64,000	△ 1.6
分担金及び負担金	1,011,829	0.3	1,274,854	△ 20.6
使用料及び手数料	4,915,081	1.5	5,196,060	△ 5.4
国庫支出金	58,761,254	18.2	57,792,362	1.7
都支出金	32,431,636	10.0	28,367,532	14.3
財産収入	560,477	0.2	685,264	△ 18.2
寄付金	5,001	0.0	6,301	△ 20.6
繰入金	15,907,259	4.9	6,631,344	139.9
繰越金	2,000,000	0.6	2,000,000	0.0
諸収入	7,997,610	2.5	7,399,978	8.1
特別区債	6,346,000	2.0	6,393,000	△ 0.7
合 計	323,088,364	100.0	298,705,425	8.2

〔歳入〕



〔歳出〕



〔歳 出（目的別）〕

区 分	予算額	構成比	前年度	増減率
	千円	%	千円	%
議会費	1,045,739	0.3	1,024,481	2.1
総務費	27,977,741	8.7	21,657,397	29.2
区民費	20,697,153	6.4	19,481,370	6.2
産業経済費	3,294,338	1.0	5,509,155	△ 40.2
地域文化費	7,009,385	2.2	9,455,130	△ 25.9
保健福祉費	92,905,800	28.8	87,240,351	6.5
環境費	13,536,584	4.2	13,325,591	1.6
都市整備費	9,412,029	2.9	7,851,939	19.9
土木費	17,055,877	5.3	14,335,294	19.0
教育費	41,466,004	12.8	34,273,659	21.0
こども家庭費	79,388,804	24.6	75,087,747	5.7
公債費	4,941,125	1.5	4,643,944	6.4
諸支出金	4,257,785	1.3	4,719,367	△ 9.8
予備費	100,000	0.0	100,000	0.0
合 計	323,088,364	100.0	298,705,425	8.2

〔歳 出（性質別）〕

性質別経費	予算額	構成比	前年度	増減率
	千円	%	千円	%
義務的経費	162,173,895	50.2	152,530,977	6.3
人件費	50,342,929	15.6	44,938,799	12.0
扶助費	106,902,856	33.1	102,962,425	3.8
公債費	4,928,110	1.5	4,629,753	6.4
投資的経費	31,470,247	9.7	29,617,520	6.3
普通建設事業費	31,470,247	9.7	29,617,520	6.3
その他の経費	129,444,222	40.1	116,556,928	11.1
物件費	72,169,344	22.3	66,855,383	7.9
維持補修費	3,472,340	1.1	2,774,758	25.1
補助費等	22,326,037	6.9	18,744,352	19.1
積立金	4,427,978	1.4	1,521,097	191.1
投資及び出資金	0	0.0	0	0.0
貸付金	2,917,511	0.9	3,281,645	△ 11.1
繰出金	24,031,012	7.4	23,279,693	3.2
予備費	100,000	0.0	100,000	0.0
合 計	323,088,364	100.0	298,705,425	8.2

6年度特別会計予算

〔国民健康保険事業会計〕

区 分	予算額	構成比	前年度	増減率
(歳入)	千円	%	千円	%
国民健康保険料	18,552,949	28.5	18,673,867	△ 0.6
一部負担金	2	0.0	2	0.0
使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0
国庫支出金	2	0.0	1	100.0
都支出金	40,098,209	61.6	41,837,279	△ 4.2
財産収入	1	0.0	1	0.0
繰入金	6,168,408	9.5	5,489,112	12.4
繰越金	200,004	0.3	200,000	0.0
諸収入	84,266	0.1	85,712	△ 1.7
特別区債	1	0.0	1	0.0
歳入合計	65,103,843	100.0	66,285,976	△ 1.8
(歳出)				
総務費	1,784,433	2.7	1,180,141	51.2
保険給付費	39,558,459	60.8	41,362,505	△ 4.4
国民健康保険事業費納付金	22,710,165	34.9	22,673,604	0.2
財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0
保健事業費	689,971	1.1	719,011	△ 4.0
諸支出金	160,814	0.2	150,714	6.7
予備費	200,000	0.3	200,000	0.0
歳出合計	65,103,843	100.0	66,285,976	△ 1.8

〔介護保険会計〕

区 分	予算額	構成比	前年度	増減率
(歳入)	千円	%	千円	%
介護保険料	13,127,686	20.6	12,675,294	3.6
国庫支出金	14,800,477	23.3	14,626,191	1.2
支払基金交付金	16,696,782	26.2	16,389,588	1.9
都支出金	9,247,634	14.5	9,038,826	2.3
財産収入	2,602	0.0	1,595	63.1
繰入金	9,730,229	15.3	9,265,030	5.0
繰越金	22,326	0.0	22,637	△ 1.4
諸収入	4,784	0.0	4,083	17.2
歳入合計	63,632,520	100.0	62,023,244	2.6
(歳出)				
保険給付費	60,602,852	95.2	59,130,275	2.5
財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0
地域支援事業費	3,004,734	4.7	2,868,731	4.7
基金積立金	2,607	0.0	1,600	62.9
諸支出金	22,326	0.0	22,637	△ 1.4
歳出合計	63,632,520	100.0	62,023,244	2.6

〔後期高齢者医療会計〕

区 分	予算額	構成比	前年度	増減率
(歳入)	千円	%	千円	%
後期高齢者医療保険料	10,230,695	50.8	9,547,199	7.2
使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0
広域連合支出金	549,361	2.7	541,506	1.5
繰入金	9,319,979	46.3	9,041,425	3.1
繰越金	25,376	0.1	25,697	△ 1.2
諸収入	16,795	0.1	16,322	2.9
歳入合計	20,142,207	100.0	19,172,150	5.1
(歳出)				
総務費	212,393	1.1	151,685	40.0
広域連合拠出金	18,721,656	92.9	17,848,359	4.9
保健事業費	845,307	4.2	821,579	2.9
葬祭費	337,400	1.7	324,800	3.9
諸支出金	20,451	0.1	20,727	△ 1.3
予備費	5,000	0.0	5,000	0.0
歳出合計	20,142,207	100.0	19,172,150	5.1

施策の柱 1	【戦略計画 1】 子育てのかたちを選択できる社会の実現 [7,650百万円]
子どもたちの笑顔 輝くまち	1 保育サービスの充実
	都営住宅の改築に合わせ、区立保育園の改築を行う。
	新任の園長および保育士に向けた研修を新たに実施し、保育水準の維持向上を図る。
	○区立上石神井第三保育園の改築 [185 百万円]
	★新任園長および新任保育士を対象とする研修の新設 [1 百万円]
	医療的ケア児を受け入れている保育所で、災害等の緊急時においてもケアを継続できるよう、たん吸引や経管栄養等の医療機器対応蓄電池を配備する。保育園職員向けの医療的ケア研修は、区立直営園に加え、区立委託園や私立保育所にも受講対象を拡大して実施する。
	★保育所における医療機器対応蓄電池の配備 [29 百万円]
	○保育園職員向けの医療的ケア研修の受講対象拡大 [1 百万円]
	障害児保育の充実や受入促進のため、私立保育所等への障害児保育巡回指導を充実し、「気になる子」への対応についても保育指導を行う。
	引き続き、障害児 1 人に対し、職員 1 人を配置できるよう、地域型保育施設への区独自の上乗せ給付を行う。
	○私立保育所等障害児保育巡回指導の充実 [16 百万円]
	○地域型保育施設への区独自の上乗せ給付の継続 [7 百万円]
	保育サービスを充実するため、国の職員配置基準に区独自で上乗せをし、手厚い人的体制としている。私立認可保育所等が保育補助者を雇った際の支援を充実し、更なる体制強化を図る。また、職員の処遇改善を着実に進めるため、国による保育士等の処遇改善に区独自で対象者を拡大し、支援している。
	○保育補助者雇上強化補助の拡充 [381 百万円]
	○区独自の職員加配・処遇改善の継続 [6,731 百万円]
	保護者の登園準備等の負担を減らし、ご家庭で親子が触れ合う時間を増やすため、民間企業と連携し、新たにエプロンのサブスクリプション（継続購入）サービスを導入する。
	★食事用エプロンのサブスクリプションサービスの導入 [－]
	2 「練馬こども園」の拡大
	保護者の就労形態やニーズの多様化に応えるため、引き続き練馬こども園の拡大を図る。また、園の安定的な人材確保を支援するため、開設準備経費補助金および職員に支給する家賃手当への補助を新たに開始する。
	○練馬こども園の拡大（28 園→ 29 園） [2 百万円]
	★開設準備経費補助・家賃手当補助の新設 [73 百万円]
	3 区立幼稚園の今後のあり方検討
	園児数の減少、障害児受入数の増など、区立幼稚園を取り巻く状況の変化を踏まえ、今後のあり方を検討する。令和 6 年度から 7 年度にかけて検討を重ね、8 年度には検討結果に基づいた実施計画を策定する。
	★区立幼稚園のあり方検討委員会の設置 [1 百万円]
	4 子育て支援サービスの拡充
	親子で遊び、保護者同士が交流できる子育てのひろば「ぴよぴよ」で、休日にも参加できる講習等を全施設で実施する。また、令和 7 年度には地域子ども家庭支援センター関の分室を開設する。現在、地域子ども家庭支援センター関で実施している子育てのひろば事業を分室に移転し、乳幼児一時預かり事業を充実する。「練馬こどもカフェ」は実施箇所数を拡大する。
	仕事をしている方も在宅で子育てをしている方も安心して子育てができるよう、自宅で子どもを預かるベビーシッターの利用料助成制度を導入する。

施策の柱 1	○「ぴよぴよ」休日講習の充実 [1 百万円]
子どもたちの笑顔	○地域子ども家庭支援センター関分室の設置 [37 百万円]
輝くまち	○「練馬こどもカフェ」の拡大 [2 百万円] ★ベビーシッター利用支援事業の開始 [183 百万円]
	【戦略計画 2】子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実
	【戦略計画 3】学齢期の子どもや若者の居場所の充実 [3,844 百万円]
	1 子育て相談等の充実
	新たに、生後 2 か月～4 か月児健診前の乳児の保護者を対象に、グループ相談等を実施する。1 歳児子育て相談に、「身体計測」を加え、内容を充実する。また、産後ケア実施施設数の拡充および利用者負担額の軽減を行う。
	★2 か月児相談の開始 [2 百万円]
	★1 歳児子育て相談の充実 [3 百万円]
	○産後ケア実施施設数の拡充および利用者負担額の軽減 [79 百万円]
	2 児童相談体制「練馬区モデル」の強化
	東京都が、区の子ども家庭支援センターと同一施設内に、(仮称)東京都練馬児童相談所を設置する。令和 6 年度開設に向け、都の経費負担により、区が改修工事等を行う。
	子ども家庭支援センターでは、区心理職が都児童相談所職員と連携し、子どもとより良い関係を築くときに大切な養育スキルを体験的に学ぶ「CARE プログラム」を実施するなど、保護者支援を拡充する。
	子どもの養育方法や関わり方について支援が必要な親子のため、親子入所型ショートステイを新たに実施する。また、自ら入所を希望する児童、特に支援を要する児童や不登校児童・生徒への対応を含めたショートステイ事業を実施する。
	○(仮称)東京都練馬児童相談所設置に向けた改修工事(完了) [2 百万円]
	★区心理職による「CARE プログラム」の開始 [1 百万円]
	○親子入所型等ショートステイの開始 [21 百万円]
	3 ねりっこクラブの拡大
	学童クラブとひろば事業を一体的に行う「ねりっこクラブ」は、早期全校実施に向け、来年度新たに 7 校で開設し、59 校に拡大する。学童クラブの待機児童を対象に、区独自の待機児童対策「ねりっこプラス」を引き続き実施する。
	ねりっこクラブ実施小学校の児童であればだれでも利用できる放課後の居場所「ねりっこひろば」で、保護者のニーズに応えるため 1 年生の利用開始時期を早めるとともに、冬期終了時刻を延長し 17 時までとする。
	○ねりっこクラブの拡充・ねりっこプラスの継続(52 校→59 校)
	★1 年生の受入れ前倒し(5 月以降→4 月当初)、冬期利用時間延長(終了時刻 16 時 30 分→17 時) [3,647 百万円]
	4 学童クラブの障害児受入れ枠拡大
	近隣に児童館内等学童クラブが無く、特別支援学級(固定級)のある小学校 11 校のねりっこ学童クラブで、障害児受入れを 48 名から 75 名に拡大する。
	○ねりっこ学童クラブ障害児受入れ枠の拡大 [48 百万円]
	5 学童クラブの ICT 化
	保護者の利便性を高めるため学童クラブの ICT 化を進める。電子連絡帳を導入し、スマートフォン等で欠席・早退などの連絡ができるようにする。秋に開始する 7 年度入会申請から、時間や場所を問わず、オンラインで申請が出来るようにする。
	★電子連絡帳の導入 [3 百万円]
	★入会申請のオンライン化 ※開発経費は要しない [—]

施策の柱 1

子どもたちの笑顔
輝くまち

6 学齢期の子どもたちの居場所の支援

学齢期の子どもたちに学校や家庭以外の安全・安心な居場所を提供し、支援していくことが求められている。現在直営児童館で行っている中高生タイムの実施回数を増やすなど、中高生向け事業を充実する。

○中高生向け事業の充実 [9 百万円]

7 若者自立支援事業の充実

若者自立支援事業により就労された方を招いたセミナーを行うなど、就労に向けた支援プログラムを充実する。就労にあたっては、マッチング支援や職場体験について区内経済団体と連携するなど支援を強化するとともに、定期的な面談等職場への定着もサポートする。

○就労支援プログラム・職場定着サポートの充実 [29 百万円]

【戦略計画 4】夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成

[13,755 百万円]

1 ICT を活用した教育内容の充実

デジタル教科書は、令和 6 年度に小学校 5 年生から中学校 3 年生の英語で導入する。7 年度以降順次、他の教科にも拡充される予定のため、6 年度に校内ネットワークを Wi-Fi 化（R6：中学校、R7：小学校）し、通信環境を強化する。

教科書改訂にあわせて、6 年度から小学校で、7 年度から中学校で指導者用のデジタル教科書を導入し、効果的な学習を行う。

★学習者用デジタル教科書の導入（国から無償提供） [－]

★中学校の校内 Wi-Fi 整備 [418 百万円]

★指導者用デジタル教科書の導入 [116 百万円]

2 小・中学校の改築等の推進

児童・生徒の安全で快適な教育環境を保持するため、区立小・中学校の校舎等の改築を推進する。小中学校体育館への空調設備は、令和 7 年度の整備完了を目指す。トイレの洋式化や床ドライ化などについては、平成 29 年度に 1 系統目の改修を完了しているため、順次 2 系統目以降の改修に取り組む。

○校舎改築等（設計 9 校、改築工事 3 校） [6,401 百万円]

○体育館空調整備（小学校 14 校・中学校 4 校） [1,384 百万円]

○トイレの洋式化等整備（小学校 6 校・中学校 1 校） [715 百万円]

3 若手教員の育成の強化

ベテラン教員の大量退職等に伴い、今後多くの採用が見込まれる若手教員の実践的な指導力の向上を図るため、採用 1～3 年目の教員への研修を充実する。また、教育アドバイザー（元校長）の配置を拡大し、若手教員の訪問型研修の回数を増やすなど、サポート体制を強化する。

○若手教員に対する研修内容の充実 [2 百万円]

○教育アドバイザーの配置拡大（都費職員） [－]

4 教員の働き方改革

「練馬区立学校（園）の教員の働き方改革推進プラン」に基づき、学校生活支援員や部活動指導員等の配置拡大を進め、教員の負担軽減に取り組む。教員が子どもたちと向き合う時間を確保するため、指導要録や保健帳票などを電子化する。また、日本語でのコミュニケーションに支障がある方への対応を充実するため、区立小中学校全 98 校に AI 通訳機を配備する。

○サポート人材（学校生活支援員、部活動指導員、副校長補佐）の配置拡大 [1,126 百万円]

★諸表簿の電子化 [7 百万円]

施策の柱 1

子どもたちの笑顔 輝くまち

★全区立小中学校への AI 通訳機配備 [8 百万円]

5 部活動の地域移行

関係部署を交えた検討会議を立ち上げ、休日部活動の地域移行に向けた検討を開始する。

★部活動の地域移行検討会議の設置 [1 百万円]

6 学校運営協議会制度の導入

学校運営協議会の実証校として位置付けた区立小学校 2 校、中学校 1 校において、令和 6 年度から学校運営協議会制度を本格的に導入し、学校運営や学校の課題に対して、保護者や地域住民が広く主体的に参画できる環境を構築する。

★学校運営協議会制度の本格導入（小学校 2 校、中学校 1 校） [1 百万円]

7 学校の防犯対策の充実

学校への不審者の侵入を未然に防ぐため、各校の門扉に電気錠を設置する。また、学校防犯指導員による教職員向けの不審者対応訓練を引き続き実施する。さらに、警察と連携し、実際に 110 番に電話をかける訓練や非常通報装置（学校 110 番）を使用した訓練を新たに実施する。

★区立小中学校門扉への電気錠の設置（小 19 校、中 30 校） [76 百万円]

★学校での防犯訓練の充実 [13 百万円]

8 特別支援教育に係る新方針策定・医療的ケア児支援の充実

特別な支援を必要とする児童生徒に対して一人ひとりの状況に応じた支援を実施するため、策定委員会を立ち上げ、新たな方針を策定する。

医療的ケア児支援法の成立を受け、令和 5 年度に策定した医療的ケア児に対する新たな支援方針に基づき、宿泊を伴う校外学習への看護師の派遣や学校内の受入れ環境を整備するなど、支援策を充実する。

★特別支援教育に係る新たな方針の策定 [9 百万円]

★医療的ケア児への新たな支援方針に基づく支援の実施 [32 百万円]

9 不登校対策の充実

不登校対策については、令和 3 ～ 4 年度にかけて実態調査を実施し、5 年度に対策の見直しを行った。

6 年度は、上石神井から移転し開設する「学校教育支援センター石神井台」で、メタバースを活用した学習・相談支援を試行実施し、ICT を活用した支援のさらなる充実に向け、具体的な検討を進める。

保健室などに別室登校している児童生徒の学習支援や見守りを行う校内別室指導支援員を、区立小・中学校 20 校に配置する。

★学校教育支援センター石神井台での適応指導教室事業の実施 [34 百万円]

★メタバースを活用した学習・相談支援の試行実施 [1 百万円]

★校内別室指導支援員の配置 [45 百万円]

10 ヤングケアラーへの支援

子ども家庭支援センターにヤングケアラーコーディネーターを配置し、福祉・教育・子育て等の関係者との調整を行い、個々の状況に応じた支援につなげる。

区立小中学校では、児童・生徒へ動画等を活用した周知啓発を実施し、教員向けの研修機会を増やす。

ヤングケアラー等、支援が必要となる家庭の家事や育児等の負担軽減するため、ヘルパー派遣事業を拡充する。

★ヤングケアラーコーディネーターの配置（区職員） [－]

★教員向けヤングケアラー研修の充実 [1 百万円]

○養育支援家庭訪問事業の拡充 [6 百万円]

施策の柱 1 子どもたちの笑顔 輝くまち	11 学校給食費および幼稚園副食費の無償化 国は、学校給食費の無償化を、自治体の判断に委ねるのではなく、明確な方針を示すよう、引き続き、特別区長会等を通じて要望していく。 都は、国に先行して学校給食費の無償化に取り組む方針を示した。区は、都の補助制度を活用し、第1子を含めた学校給食費の無償化を実施する。 令和5年度に拡大した、幼稚園副食費の補助についても、第1子から対象を拡大する。 ★学校給食費の無償化 [3,051 百万円] ★幼稚園への対応（副食費無償化） [308 百万円] ※保育園は R1.10 月以降、区独自の無償化を実施済み（約 5 億円 / 年）
施策の柱 2 高齢者が住みなれた 地域で暮らせるまち	【戦略計画 5】高齢者地域包括ケアシステムの深化・推進 [624 百万円] 1 地域包括支援センターの移転 地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターをより身近で利用しやすい窓口とするよう、区立施設等への移転を進める。 ★地域包括支援センターの移転 [114 百万円] R6 年度移転（1 か所） 大泉学園⇒東大泉地区区民館 R7 年度移転（3 か所） 練馬ゆめの木⇒高野台デイサービスセンター 関町⇒関区民センター 大泉⇒JA 東京あおば東大泉支店跡 R8 年度移転（1 か所） 第2育秀苑⇒旭丘小中一貫教育校 2 生活支援コーディネーター体制の拡充 地域包括支援センター 27 か所に生活支援コーディネーターを1名ずつ配置し、支援が必要な高齢者を地域で活動している団体等へつなぐ体制を強化するとともに、元気高齢者を団体の活動の担い手としてつなぎ、活躍の場を広げる。 ○生活支援コーディネーター配置の拡大（27 地区 27 人体制） [161 百万円] 3 高齢者の熱中症対策 室温・温度を感知して注意喚起する機能を備えた新たな緊急通報システムを導入する。また、温湿度センサーなどを備え、離れた家族がスマートフォン等により高齢者を見守ることができる ICT 機器導入助成を開始する。 ★緊急通報システムへの熱中症アラート機能の追加 [53 百万円] ★見守り ICT 機器導入助成の開始 [2 百万円] 4 認知症高齢者やその家族への地域支援の充実 認知症に早期に気づき適切な支援を受けられるようにするため、もの忘れ検診の対象者を 70 歳および 75 歳の高齢者に加えて、70 歳以上のすべての希望者にも拡大する。また、グループホーム等において、自宅に近い環境の中で相談を継続的に受けられるよう、認知症高齢者の支援実績が豊富な介護サービス事業所と連携し相談窓口を 2 か所設置する。 ○もの忘れ検診の充実 [17 百万円] ★介護事業所と連携した相談窓口の設置（モデル事業） [1 百万円] 5 介護福祉士等の養成の支援 介護福祉士などに加え、新たに介護支援専門員の資格取得費用助成を実施する。また、令和7年度開設に向け、介護福祉士養成施設を整備する。あわせて入学者確保のため、外国人留学生や高校生向けの PR 冊子を作成する。 ○資格取得費用助成の充実 [24 百万円] ★介護福祉士養成施設 PR 冊子作成 [1 百万円] ★介護福祉士養成施設の開設（令和7年4月）

施策の柱 2

高齢者が住みなれた 地域で暮らせるまち

〔再掲 ※【戦略計画 10】 1 練馬光が丘病院跡施設における医療・介護の複合施設の整備〕

6 練馬光が丘病院跡施設における医療・介護の複合施設の整備

令和 7 年度開設に向け、区内初の緩和ケア病床を備えた病院や介護医療院等からなる医療・介護の複合施設を整備する。

★医療・介護の複合施設の整備

〔再掲 ※【戦略計画 10】 1 練馬光が丘病院跡施設における医療・介護の複合施設の整備〕

7 特別養護老人ホーム等の整備促進

団塊の世代が後期高齢者となる令和 7 年に向け、在宅生活が困難な方全てが希望する時期に入所できるよう特別養護老人ホームなどの整備を促進する。

○特別養護老人ホーム [154 百万円]

1 施設（定員 129 人）に補助（開設 R8 年 3 月）

○ショートステイ [15 百万円]

1 施設（定員 13 人）に補助（開設 R8 年 3 月）

○都市型軽費老人ホーム [4 百万円]

1 施設（定員 16 人）に補助（開設 R8 年 3 月）

○認知症高齢者グループホーム [8 百万円]

1 施設（定員 9 人）に補助（開設 R6 年 8 月）

○看護小規模多機能型居宅介護事業所 [70 百万円]

2 施設（定員計 58 人）に補助（開設 R6 年 8 月、R7 年 4 月）

【戦略計画 6】 元気高齢者の活躍と健康づくり・介護予防の推進 [300 百万円]

1 元気高齢者が活躍する場の拡大

元気高齢者が介護職員の負担軽減のため、特別養護老人ホームなどで清掃や洗濯等の補助業務を行う事業について、デイサービス小規模事業者が利用しやすい仕組みづくりを進め、就業の場を拡大する。また、シルバー人材センターと連携してシニアのスマホ相談員を養成し、町会・自治会や街かどケアカフェ等に派遣する。

○元気高齢者介護施設業務補助事業の拡充 [12 百万円]

○スマホ相談員の育成・派遣の実施 [2 百万円]

2 高齢者の社会参加・就労の促進

高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かして、様々な場面で活躍できるよう、就職先や地域活動などを紹介し、高齢者の希望に沿った社会参加につなげる。また、職場体験者に対しては、希望する職場に就労できるよう、フォローアップを充実する。

○シニアセカンドキャリア応援事業の充実 [8 百万円]

3 街かどケアカフェの充実

交流・相談・介護予防の拠点となる街かどケアカフェを、地域のサロン活動との連携や敬老館の機能転換により増設する。また、地域団体が安定的に活動できるよう活動費の助成を開始する。

○街かどケアカフェの充実 [145 百万円]

区立施設活用：6 か所→8 か所（開設準備 2 か所※開設 R7 年度）

地域サロン連携：32 か所→35 か所（3 か所増）、助成制度の開始

4 新しいフレイル予防事業の推進

フレイル予防アプリ「フィット＆ゴー」に社会参加先 AI レコメンド機能を実装し、一人ひとりの興味関心にあったイベント等の情報を発信し、社会参加や健康づくりを推進する。また、高齢者筋力向上トレーニング事業に新たに PFS（成果連動型民間委託契約※）を導入し、民間事業者の創意工夫により、実効性の高い介護予防事業を実施する。

施策の柱 2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち	さらに、公衆浴場の営業時間前に体操やレクリエーションを行う「フロ・マエ・フィットネス」の開催場所を 1 か所増やし、9 か所の公衆浴場で実施する。 ○フレイル予防アプリ「フィット&ゴー」の充実 [50 百万円] ○高齢者筋力向上トレーニング事業への PFS の導入 [2 百万円] ※地方公共団体が設定した成果指標の改善状況に連動して民間事業者に対価を支払う事業方式。民間事業者に一定の裁量とリターンを付与。 ○「フロ・マエ・フィットネス」の充実（開催場所 8 か所⇒9 か所） [6 百万円] 5 スマホ教室・相談の充実 高齢者のデジタル格差の早期解消を図るため、スマホ教室を短期集中的に実施する。また、高齢者がスマートフォンの基本操作等を気軽に相談できるよう、はつらつセンターにスマホ相談窓口を設ける。 ○高齢者向けスマホ教室の充実 [11 百万円] ★スマホ相談窓口の設置 [6 百万円] 6 「高齢者みんな健康プロジェクト」の拡充 区が保有する医療・健診・介護などのデータを活用して抽出した対象者に、個別訪問や講座案内などの働きかけを行う。令和 6 年度から保健師等の専門職を増員し、ハイリスク高齢者への個別支援を強化する。また、練馬区薬剤師会との連携による服薬指導等を後期高齢者にも広げ、個別訪問や薬局窓口等での服薬指導・健康相談を実施する。さらに、フレイルリスクの高い高齢者等を対象とした転倒予防に関する講座・健康相談会を充実する。 ○実施体制の強化（専門職の人員増） [54 百万円] ★服薬指導・健康相談の対象拡大 [3 百万円] ○転倒予防の講座・健康相談会の充実（22 回⇒54 回） [1 百万円]
施策の柱 3 安心を支える福祉と医療のまち	【戦略計画 7】 障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備 [752 百万円] 1 重度障害者の支援の充実 介護者の急病等の緊急時に 24 時間対応できる相談機能とショートステイを備えた多機能型地域生活支援拠点として、旧石神井町福祉園用地に重度障害者グループホームを誘致する。 ★重度障害者グループホームの誘致（R7 年度開設予定） [42 百万円] 2 医療的ケアが必要な障害者の通いの場の充実 新たに取得した三原台二丁目用地に、医療的ケアが必要な障害者の通いの場や家族支援などの機能を備えた多機能型施設を誘致する。 ★用地管理費および事業者選定経費 [1 百万円] 3 重症心身障害者の通所定員の拡大 区内障害者通所施設の重症心身障害者の員を拡大する。令和 5 年 1 月に開設した Leaves 練馬高野台において、6 年度から毎年 1 名ずつ（計 3 名）拡大するほか、大規模改修工事を行う心身障害者福祉センターでは、8 年度から 2 名拡大する。 ○Leaves 練馬高野台運営費補助 [120 百万円] ★心身障害者福祉センター大規模改修工事費 [477 百万円] 4 医療的ケアが必要な障害者児への相談支援の充実 こども発達支援センターでの相談支援に加え、民間事業所の医療的ケア児等コーディネーターへの支援を通じ、身近な地域での相談体制を充実する。 ★コーディネーターによる相談支援の充実 [8 百万円] 5 災害時に備えた人工呼吸器利用者への蓄電池等の給付 災害時等、電気の確保が困難な時でも人工呼吸器等の医療機器の利用が継続できるよう、日常生活用具の給付対象品目に蓄電池等を追加する。

施策の柱 3

安心を支える福祉と 医療のまち

★人工呼吸器利用者への蓄電池等の給付 [3 百万円]

6 福祉作業所における生活介護事業の開始

利用者の高齢化や障害の重度化に対応するため、施設の民営化にあわせ、機能を拡充し、新たに生活介護事業を開始する。令和 6 年度には北町福祉作業所、7 年度には白百合福祉作業所を民営化する。

★北町福祉作業所運営費補助 [71 百万円]

★白百合福祉作業所パーティション設置工事 [2 百万円]

7 重度障害者等の就労を支援

重度障害等のある方が就労継続できるよう、介護者が通勤や勤務時間中の支援を行う重度障害者等就労支援事業を新たに実施する。

★重度障害者等就労支援事業 [25 百万円]

8 意思疎通支援の充実

障害者の意思疎通を助けるツールの相談・体験・操作方法のサポートを行う「障害者 ICT 相談窓口」において、頬で触れるだけで操作ができるスイッチなど、体験・貸出ができる機器を充実する。また、手話言語を紹介する動画の作成やイベントの開催等、当事者団体等との協働により、手話言語の普及啓発に取り組む。

○ ICT を活用した意思疎通支援の充実 [2 百万円]

★手話言語を紹介する動画の作成 [1 百万円]

【戦略計画 8】ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援 [174 百万円]

1 ひとり親家庭自立応援プロジェクトの深化

令和 4 年度に実施した「ひとり親家庭ニーズ調査」の結果を踏まえ、自立に向けた支援策の充実を図る。家賃等の固定費の負担を軽減するため、低廉な家賃の住居への転宅を希望する世帯に対し、引っ越し費用や敷金・礼金などの費用を助成する。また、早期に区のひとり親支援策につなぐため、離婚前後の親を対象とした支援講座を実施する。

さらに、ホームヘルプサービスの家事支援の充実、養育費を確保するための ADR（裁判外紛争解決手続）利用支援事業を充実する。

ひとり親家庭自立応援プロジェクトの深化 [51 百万円]

★転宅費用助成の実施

★離婚前後親支援講座の実施

○ホームヘルプサービスの家事支援の充実（調理、居室掃除、洗濯）

○ADR 利用支援事業の充実（上限 5 万円⇒7 万円、助成要件の拡充）

2 生活困窮者への支援体制の強化

生活にお困りの方の相談窓口である生活サポートセンターで、新たにオンライン相談を開始する。また、円滑な支援につながるよう、生活保護制度に関する AI チャットボットによる情報提供を開始する。

○オンライン相談の実施 [1 百万円]

★AI チャットボットによる情報提供 [－]

※ R5.8 から運用を開始した練馬区 AI チャットボットを活用して実施するため、新たな経費は要しない。

3 生活保護受給世帯に対する自立支援の充実

生活保護受給世帯の自立支援のため、就労自立にあたり、求人開拓・事業者とのマッチング・就労定着支援を行うサポーターを増員するとともに、ケースワーカー、ハローワーク等が連携して、生活困窮者から生活保護に至るまで、切れ目ない支援を実施する。

○就労サポート事業の充実 [122 百万円]

施策の柱 3	【戦略計画 9】 誰もが安心して生活できる地域福祉の推進 〔71百万円〕
安心を支える福祉と医療のまち	1 重層的な支援体制の充実
	地域福祉コーディネーターを2人から4人に増員し、区民や地域団体から地域で気になる方などの情報を収集し、個別訪問を実施するほか、相談に応じ、適切な支援につなげる。また、長期間ひきこもり状態にある方等の社会参加のきっかけづくりとなるよう、「あすはステーション」（練馬1丁目）において、居場所提供から就労準備・職場定着支援まで行っている。区西部地域への増設に向け、検討を進める。
	○アウトリーチ型支援体制の充実 〔62 百万円〕
	★居場所支援拠点の増設（1 か所→2 か所） 〔－〕
	※増設に向けた検討のため、新たな経費は要しない。
	2 権利擁護支援事業の充実
	住み慣れた地域で安心して自分らしく人生を全うできるよう、権利擁護支援事業を充実する。成年後見制度を利用するときに、必要な経費を支払うことができないという理由で利用をあきらめてしまう場合があるため、必要な人が安心して制度を利用できるよう、新たに成年後見制度利用申立経費と後見監督人への報酬の助成を開始する。また、権利擁護センターに終活相談窓口を設置する。あわせて、エンディングノートを作成・配布するとともに、書き方に関するセミナー等を実施する。
	★成年後見制度利用申立経費、後見監督人への報酬の助成の開始 〔1 百万円〕
	★終活相談窓口の設置 〔7 百万円〕
	★エンディングノート記入支援セミナー等の実施 〔1 百万円〕
	【戦略計画 10】 安心して医療が受けられる体制の整備 〔2,162百万円〕
	1 練馬光が丘病院跡施設における医療・介護の複合施設の整備
	令和7年度開設に向け、区内初の緩和ケア病床を備えた病院や介護医療院等からなる医療・介護の複合施設を整備する。
	★医療・介護の複合施設の整備 〔2,132 百万円〕
	2 在宅医療提供体制の充実
	医療連携・在宅医療サポートセンターと連携し、在宅医療における休日夜間診療を支援するモデル事業を実施する。また、区民自身が望む医療や介護を自ら選択できるよう、ACP（人生会議）や在宅療養の普及啓発を強化する。
	★医療連携・在宅医療サポートセンターの運営（休日夜間診療支援モデル事業の実施） 〔20 百万円〕
	○ACPの普及啓発の強化 〔10 百万円〕
	【戦略計画 11】 身体とこころの健康づくりを応援 〔168百万円〕
	1 スマホアプリを活用した健康インセンティブ事業
	健康管理アプリ「ねりまちてくてくサプリ」の利用者に、健康に関心を持ち継続して体を動かすきっかけづくりのため、入浴券やスポーツクラブの利用券を贈呈する健康インセンティブ事業を実施する。
	○健康インセンティブ事業の実施 〔10 百万円〕
	2 ナッジ理論や健診データを活用した受診勧奨
	受診率の向上につながるよう、健診（検診）を受ける行動を後押しするナッジ理論を用いた案内を実施する。また、国保特定健診を受診した結果、血圧の値が受診勧奨値に該当し、医療機関未受診の方に、正しい健康情報の提供と医療機関の受診を勧奨する。
	★受診率向上に向けたがん検診等案内の工夫 〔65 百万円〕
	★個別勧奨の実施 〔1 百万円〕

施策の柱 3 安心を支える福祉と医療のまち	3 HPV ワクチン男性予防接種費用助成の開始 小学 6 年生相当（12 歳）～高校 1 年生相当（16 歳）の男性を対象に、HPV4 価ワクチンの接種費用の全額助成を開始する。 ★接種費用助成の開始 [44 百万円] 4 がん対策の推進 仕事や子育て等で忙しい方々が健康診査と複数のがん検診を同時に受診できる医療機関を充実する。 がんに関する相談窓口や支援制度などをわかりやすく取りまとめたリーフレットを作成する。 がん患者等ニーズ調査や支援連絡会の意見を踏まえ、患者や家族の経済的負担を軽減するため、ウィッグなどアピアランスケア用品の助成を行う。 順天堂練馬病院がん相談支援センターなどとの連携を強化し、がん征圧月間のパネル展や、がん予防啓発に関する講演会などを充実して実施する。 ○健康診査と複数のがん検診を同時受診できる医療機関の拡充 [－] ※実施方法の見直しのため、新たな経費は生じない。 ★がんに関する相談窓口等の情報周知・普及啓発 [1 百万円] ★ウィッグ等購入費用の助成 [45 百万円] ○区内医療機関との普及啓発事業の充実 [1 百万円] 5 こころの健康問題を抱える方等への支援 SNS や電話による相談に通年に対応している NPO 法人と連携し、自殺対策に取り組む。あわせて、相談者に対して、保健師が早期に支援を開始する。また、区内の三次救急医療機関である順天堂練馬病院と連携し、保健師・地域精神保健相談員が自殺未遂者やその家族の相談に応じ、支援する。 ★ NPO 法人と連携した相談支援の実施 [－] ※ NPO 法人から相談者の情報提供を受け、区職員が支援するため、新たな経費は生じない。 ★自殺未遂者支援事業の実施 [1 百万円]
施策の柱 4 安全・快適、みどりあふれるまち	【戦略計画 12】地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」 [2,444 百万円] 1 地震・火災に対する防災まちづくりの推進 老朽木造住宅が密集する地域の改善に向け、桜台東部地区および貫井・富士見台地区では、道路拡幅や地区計画策定に向けた取組を進める。 区独自に指定した防災まちづくり推進地区（田柄、富士見台駅南側、下石神井）では、各種助成制度の個別勧奨などを推進する。 上記地区では、危険なブロック塀等の撤去費用の助成額を拡充する。 これまでの耐震化助成に加え、熊本地震で被害が発生した、いわゆる 2000 年基準を満たさない木造住宅への耐震助成を新たに開始する。 ○密集住宅市街地整備促進事業の推進 [490 百万円] （桜台東部、貫井・富士見台） ○防災まちづくりの推進（田柄、富士見台駅南側、下石神井） [32 百万円] ○危険なブロック塀等の撤去促進 [34 百万円] ○建築物の耐震化促進 [187 百万円] 2 出火防止対策および初期消火力の向上 密集住宅市街地整備促進事業実施地区、防災まちづくり推進地区において、地震・火災対策の周知啓発とともに感震ブレーカーを貸与する。 あわせて同地区の区立施設やコンビニなどの街頭に消火用スタンドパイプを設置する。

施策の柱 4

安全・快適、みどり
あふれるまち

また、区民防災組織にはスタンドパイプを貸与し、訓練を促進する。

★感震ブレーカーの貸与 [8 百万円]

★消火用スタンドパイプ設置 [6 百万円]

○区民防災組織へのスタンドパイプ配備 [1 百万円]

3 水害への対策

練馬区総合治水計画に基づき、都が実施する河川・下水道の整備と連携し、流域対策を進めるため、公共施設等への雨水流出抑制施設設置を促すとともに、個人住宅などに対して雨水浸透施設の設置費用を助成する。

○公共施設（国や地方公共団体等）や民間施設への雨水流出抑制施設設置の指導 [－]

○個人住宅などへの雨水浸透施設の設置費用の助成 [10 百万円]

4 避難行動要支援者対策の推進

災害時に自力で避難することが困難な方を登録する「避難行動要支援者名簿」を更新するとともに、災害時の避難支援の実効性を高めるため、「どこへ」「だれと」避難するかを明確にする個別避難計画の作成を進める。

あわせて感震ブレーカー、家具転倒防止器具等の貸与・取付支援を実施する。

★避難行動要支援者の安否確認体制の強化と個別避難計画の作成 [132 百万円]

★感震ブレーカー、家具転倒防止器具等の貸与・取付支援 [33 百万円]

5 地域の防災力の強化

(1) 区民の行動変容につながる周知・啓発

区民の具体的な行動変容につながるよう、防災の手引きや中高層住宅の防災対策ガイドブックなどの刊行物や区ホームページ内の防災、防犯・防火コンテンツの改訂を行うとともに、訓練・講座等の動画を配信する。

★刊行物、ホームページ改訂等の実施 [22 百万円]

(2) 地域別防災マップの作成・訓練の推進

水害リスクの高い地区から順に、地域別防災マップを地域住民と協働で作成する。令和 6 年度は新たに 3 地区で作成する。既に作成済の地区ではマップを活用した訓練を実施する。

○地域別防災マップの作成・訓練の推進 [17 百万円]

(3) 災害時の熱中症対策

災害時にエアコン等が使用できない事態を想定し、防災訓練等の参加者に瞬間冷却剤を配布し、家庭内備蓄を啓発する。

★瞬間冷却剤の配布 [7 百万円]

6 都市インフラの計画的更新

橋梁の計画的な更新、道路陥没対策、街路灯・公園灯の LED 化、公園遊具の予防保全型管理により、都市インフラを計画的に更新していく。

○都市インフラの計画的更新 [1,465 百万円]

【戦略計画 13】みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備 [4,224 百万円]

1 都市計画道路・生活幹線道路の整備

交通の円滑化、災害時の交通確保、みどりの創出など、多様な機能を担う都市計画道路や生活幹線道路の整備を着実に進める。第四次事業化計画は、令和 7 年度までの計画であることから、その先を見据えて、未着手の都市計画道路の計画的な整備について検討を開始する。

○都市計画道路の整備（区画街路 1 号線など 9 区間） [623 百万円]

○生活幹線道路の整備（主要区道 3 号線など 5 区間） [472 百万円]

○都市計画道路の整備方針の検討 [11 百万円]

施策の柱 4

安全・快適・みどり あふれるまち

2 大江戸線の延伸

大江戸線の確実な事業着手に向けて、大江戸線延伸推進基金を 30 億円積み増す。
延伸の事業着手に向け、都と連携して検討・協議を進める。

- ★大江戸線延伸推進基金の積増し（累計 80 億円） [3,000 百万円]
- 区民や各種団体と一体となった促進活動の実施 [15 百万円]

3 西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）の立体化

連続立体交差事業および側道整備事業について、工事着手に向け、都や鉄道事業者、沿線区市と連携して用地取得等に取り組む。

- 西武新宿線連続立体交差事業などの推進 [103 百万円]

4 自転車駐車場の定期利用 Web 申請の拡大

自転車駐車場の定期利用の申請において、Web で変更できる機能を追加する。

- Web 申請システムの利便性向上 [－]
- ※既存の管理運営費の範囲内で実施するため、新たな歳出は発生しない。

【戦略計画 14】人々の移動を支える交通体系の構築 [518百万円]

1 新たな地域公共交通計画の策定

従来の都市計画マスタープラン、公共交通空白地域改善計画に代わる新たな地域公共交通計画の策定に向けた検討を行う。

- ★地域公共交通計画策定に向けた検討 [14 百万円]

2 新たな交通手段の実証実験

デマンド交通等の新たな交通手段の導入に向けて取り組む。地域特性やニーズなどを踏まえ、運行エリアや運行形態の検討を行い、実証実験を実施する。

- ★実証実験の実施 [18 百万円]

3 鉄道駅や駅周辺のバリアフリー化

駅ホームの安全性向上のため、ホームドア整備を促進する。西武鉄道は、石神井公園駅と練馬高野台駅で、令和 6 年度の供用開始を目指して整備を進める。区は、ホームドア整備に対する補助制度を充実する。

駅と主要な公共施設を結ぶ経路（アクセスルート）のバリアフリー整備は、大泉学園駅周辺のアクセスルート（大泉学園駅から勤労福祉会館）について、滑り止め舗装の設置等、視覚障害者誘導用ブロックに代わる試行整備を実施する。

- 鉄道駅ホームドア整備への補助 [480 百万円]
- 大泉地域のバリアフリー整備の推進 [6 百万円]

【戦略計画 15】快適な住宅都市を実現するまちづくりの推進 [1,707百万円]

1 大江戸線新駅予定地周辺のまちづくり

（仮称）大泉学園町駅予定地周辺では、バス等への円滑な乗り換えや多彩なイベントなどを開催できる駅前広場、敷地の共同化による駅前にふさわしいまちづくりの検討を進める。（仮称）大泉町駅予定地周辺では、地域特性を活かした賑わいある新たな拠点整備を検討する。補助 233 号線沿道周辺地区では、地区計画など具体的なまちづくりルールの検討を進める。

- 大江戸線新駅予定地周辺のまちづくり [25 百万円]

2 西武新宿線沿線のまちづくり

上石神井駅周辺では、市街地再開発事業などの実施を目指し、権利者組織の設立に向けて取り組む。武蔵関駅周辺では、地区計画や建築物の共同化などの検討を進める。上井草駅周辺では、地区計画の検討や、隣接する杉並区と連携したまちづくりを進める。

- 西武新宿線沿線のまちづくり [26 百万円]

施策の柱 4

安全・快適、みどり あふれるまち

3 都市計画道路沿道のまちづくり

都市計画道路の整備にあわせて、沿道の土地利用や周辺環境の変化に対応したまちづくりを進める。

- 放射 35 号線および放射 36 号線沿道地区のまちづくり [415 百万円]
- 外環道および外環の 2 沿道地区のまちづくり [8 百万円]
- 補助 156 号線沿道地区のまちづくり [9 百万円]

4 石神井公園駅南口西地区市街地再開発事業の促進など

令和 9 年度の施設建築物の竣工を目指し、6 年度は新築工事に着手する。引き続き、円滑な事業実施に向けた再開発組合の取組を支援する。南口商店街においては、街並み整備のための計画を策定するとともに、無電柱化の検討を進める。

- 石神井公園駅南口西地区市街地再開発事業の促進など [1,188 百万円]

5 住宅の適正管理の促進

(1) マンション管理の適正化

管理不全に陥りやすい築 40 年を超えるマンションの増加を見据え、自主的かつ適切な維持管理を促進するため、令和 7 年度にマンション管理適正化推進計画を策定する。6 年度は、区内全ての分譲マンションの実態調査を実施する。

- ★マンション実態調査の実施 [10 百万円]

(2) 空き家等対策の推進

令和 7 年度の空き家等対策計画の改定に向け、6 年度は区内全域の空き家の老朽度等を把握するため実態調査を行う。

- ★空き家等実態調査の実施 [26 百万円]

【戦略計画 16】練馬のみどりを未来につなぐ [5,265 百万円]

1 みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクト

稲荷山公園では、段階的な整備のロードマップを策定する。大泉井頭公園では、「水辺空間の創出」をテーマに、基本計画の策定に向けた基礎調査を進める。

- 稲荷山公園の段階的な整備のロードマップの策定、大泉井頭公園基本計画の策定に向けた基礎調査の実施 [47 百万円]

2 特色ある公園等の整備

特色ある公園等の整備と整備に向けた取組を進める。こどもの森では、整備基本計画の改定にあたり、ツリーハウスの体験会を実施する。平成つつじ公園では、改修に向けた設計を行う。

- 石神井松の風文化公園（設計、用地買収）
- [再掲 ※【戦略計画 21】1 誰もがスポーツを楽しめる環境の充実]
- こどもの森整備基本計画の改定、ツリーハウスの体験会 [15 百万円]
- 平成つつじ公園（設計） [74 百万円]
- その他 [5,055 百万円]

【R6 年度整備予定（3 か所）】

- (新設) ・(仮称) 石神井台六丁目緑地
- ・(仮称) 北町六丁目公園
- (拡張) ・どんぐり山の森緑地

【R7 年度以降整備予定（8 か所）】

- (新設) ・(仮称) 大泉学園町六丁目公園（設計）
- ・(仮称) 西本村の森緑地（測量）
- ・(仮称) 松山の森緑地（設計）
- ・(仮称) 田柄二丁目公園（事業認可、用地買収）
- ・(仮称) 南田中の森緑地（事業認可、用地買収）

施策の柱 4

安全・快適、みどり あふれるまち

- (拡張) ・中ノ宮竹林公園（設計）
・西大泉こさくっぱら緑地（事業認可、用地買収）
- (改修) ・たけした公園（設計）

3 公園トイレのリニューアル

令和5年度に策定する「公園等トイレ改修等基本計画」に基づき、公園トイレのリニューアルを計画的に進める。

また、リーディングプロジェクトとして平成つつじ公園のトイレ改修を進める。小中学生から寄せられたデザインとアイデアをもとに、6年度は、トイレのリニューアル設計コンペを実施する。

○平成つつじ公園（設計）

〔再掲 ※ P.62〕

○計画に基づくリニューアル

（改修1か所、修繕2か所）

〔10 百万円〕

4 田柄川緑道の再整備着手

田柄川緑道について、道路機能の改善とみどりの軸にふさわしい再整備に着手する。令和6年度は測量を行う。

★田柄川緑道再整備

〔27 百万円〕

5 保護樹木等の剪定費用補助の充実

所有者の負担軽減と適切な剪定を促進するため、保護樹木等の剪定費用補助の補助上限額および年間限度額を引き上げるとともに、剪定頻度を3年に1度から2年に1度とする。

○保護樹木等の剪定費用補助の充実

〔26 百万円〕

6 宅地等の沿道緑化の推進

区民の目に映るみどりを増やすため、開発事業者等のヒアリング調査を実施し、緑化基準の見直しに着手する。

公共施設の基準は、民間施設に先行して令和6年度に改定する。

★宅地等の沿道緑化の推進

〔9 百万円〕

7 みどりを育むムーブメントの輪を広げる

みどりを育む基金の新たな短期プロジェクトを開始する。平成つつじ公園の改修に伴うツツジの新植、憩いの森の区民管理で使用する電動刈込機等の用具充実、牧野記念庭園の博士ゆかりの植物の保全のため、寄付を募集する。

ボランティアによる落ち葉清掃の活動を支える運営サポーターを育成する。

区内各地の憩いの森で行っている自然観察会を、スタンプラリーなどでつなぐ「(仮称)憩いの森こどもフェスタ」として開催する。

○新たな寄付メニューの開始

★平成つつじ公園プロジェクト (寄付目標額 100 万円)

★みどりの区民活動応援プロジェクト (寄付目標額 100 万円)

★落ち葉清掃運営サポーターの育成

〔1 百万円〕

★(仮称)憩いの森こどもフェスタの開催

〔1 百万円〕

【戦略計画 17】脱炭素社会の実現に向けた環境施策の展開

〔299 百万円〕

1 カーボンニュートラル化設備設置等補助金の充実

令和5年度策定の環境基本計画 2023 の施策実現に向けて、「カーボンニュートラル化設備設置等補助金」の予算を増額する。

○カーボンニュートラル化設備設置等補助金予算の増額

〔83 百万円〕

2 区役所の省エネ化・再エネ導入

区役所練馬庁舎の電力を実質再エネ 100%電力に切り替える。これにより、年間約

施策の柱 4 安全・快適、みどりあふれるまち	2,500t の CO₂ 排出量を削減する。 照明の LED 化は、本庁舎では設計、東庁舎・西庁舎では工事を行う。 ★再エネ 100%電力の導入 [5 百万円] ※現在の電力から再エネ 100%電力に変更することに伴う予算増額分 ○LED 化設計・工事 [206 百万円] 3 上田市と連携したカーボンオフセット事業の推進 環境基本計画 2023 に掲げる二酸化炭素排出削減目標の達成に資する取組の一つとして、友好都市の長野県上田市とともに森林整備によるカーボンオフセット事業の検討に着手する。あわせて、自然体験を通じた環境学習や相互交流を検討する。 ★カーボンオフセット事業の検討 [5 百万円] 4 総合的な環境学習拠点に向けた方針の策定 リサイクルセンターは、3R に加え、脱炭素に関する情報の発信、区民・事業者の自主的な行動や支援などを行う、総合的な環境学習拠点に向け、事業内容や実施体制などの方針を策定する。 ★方針の策定 [—] ※方針策定は区職員が行うため、経費はかからない。 5 事業者と連携した「ボトル to ボトル」の取組の推進 循環型社会・脱炭素社会の実現に向けた取組を一層推進するため、事業者と連携して、家庭から排出された使用済みペットボトルを新たなペットボトルにリサイクルする「ボトル to ボトル」の取組を進める。 ★ボトル to ボトルの取組実施 [—] ※ボトル to ボトルに取り組む企業と協定を締結することにより推進するため、新たな経費はかからない。 6 製品プラスチックの回収・資源化 既に資源化に取り組んでいる容器包装プラスチックに加え、令和 8 年度に、製品プラスチックの回収・資源化を目指す。 製品プラスチックについて、法の規定に基づく大臣認定ルートによるリサイクルを行うため、6 年度は再商品化事業者の選定を行う。 ★再商品化事業者の選定 [—] ※事業者選定のためのため、経費はかからない。
施策の柱 5 いきいきと心豊かに暮らせるまち	【戦略計画 18】意欲ある事業者の支援と商店街の魅力づくり [105 百万円] 1 企業活動の活性化に向けた支援の充実 (1) 積極的な事業展開に取り組む事業者への支援 新商品・新サービスの開発等に取り組む事業者に対して、練馬ビジネスサポートセンターの専門家チームが事業計画の策定から実行まで支援し、必要な費用を補助する。 ★新規ビジネスチャレンジ補助事業の実施 [28 百万円] (2) 企業活動のデジタル化への支援 企業活動のデジタル化を促進するため、会計ソフト等の業務効率化に資するソフトを設定したタブレット等の無料貸出事業を実施する。 ★デジタル機器体験事業の実施 [6 百万円] (3) 人材確保に向けた場を提供 区内事業者と求職者とのマッチングの場として、交流会や合同説明会を実施する。 ★人材確保支援事業の実施 [16 百万円] 2 意欲ある商店会や個店をサポート (1) 新たな形態でイベントを実施する商店会等への支援

施策の柱 5

いきいきと心豊かに 暮らせるまち

個店同士、商店会と企業など、新たな形態で連携して取り組むイベントに対して補助を実施する。

★商店街地域連携イベント支援事業の実施 [12 百万円]

★個店連携イベント支援事業の実施 [8 百万円]

(2) 空き店舗を活用した商店街の賑わい創出の支援

商店街が実施する、空き店舗を活用した魅力的な店舗の誘致活動を支援し、商店街の魅力向上や活性化を図る。令和 6 年度は新たに 1 商店会で開始し、区内 3 商店会で実施する。

○空き店舗活用商店街支援事業の実施 [22 百万円]

(3) スマート商店街プロジェクトの更なる展開

商店街のデジタル化を進めるため練馬区商店街連合会と連携して、デジタル技術を活用した商店街の利用促進につながる取組等を支援する。

★商店街デジタル化セミナーの実施等 [13 百万円]

【戦略計画 19】 生きた農と共存するまち練馬 [340 百万円]

1 全国都市農業フェスティバルの隔年開催に向けた取組

次回の全国都市農業フェスティバルを、令和 7 年度に開催する。令和 6 年度は、フェスティバルの被招聘都市等とともに、都市農業の魅力伝えるフェスティバルプレイベントを開催する。またフェスティバル被招聘都市、参加都市との意見交換を継続し、連携を深める。

★全国都市農業フェスティバルを踏まえた今後の展開 [15 百万円]

2 高松みらいのはたけの活用

令和 5 年 3 月に開設した「高松みらいのはたけ」では、ひまわりや菜の花など季節を感じられる花の作付けや畑で採れた野菜を使用した食育体験など、区民が農に親しむ機会の充実を図る。

○高松みらいのはたけの運営 [38 百万円]

3 農を気軽に体験できる環境整備

新鮮な果実の収穫体験が楽しめる「果樹あるファーム」を 3 か所増設する。また野菜の収穫を体験できる「ベジかるファーム」の PR を昨年に引き続き支援する。

○果樹あるファーム、ベジかるファームの開設・拡充・PR の支援 [9 百万円]

4 認定農業者への支援

認定農業者、都市型認定農業者に対し、生産性向上や温室効果ガス削減にむけた農業用機械の購入やパイプハウス設置等を支援する。

○認定農業者等支援の充実 [88 百万円]

5 区民農園の整備

上石神井二丁目に新規開設する区民農園の設計に着手する。あわせて谷原東区民農園および南大泉区民農園の改修工事を実施する。

○区民農園の整備（設計 1 園、工事 2 園） [180 百万円]

6 個々の営農状況に応じた営農支援の強化

農業者の営農状況に応じた提案型支援の実施に向けて、3 か年で全ての農業者の営農状況をヒアリングする。JA 東京あおばの全戸訪問や農業委員会の農地調査を活用し、後継者の意向や技術的な不安など、アンケートでは把握が難しい情報を収集する。情報収集と並行して、支援メニューの作成に着手する。

★情報収集および支援メニューの作成 [－]

※区職員により取組むため、経費はかからない。

7 都市農地の保全に向けた取組の推進

JA 東京あおばと連携し、営農の継続に課題を抱える農業者と、経営規模を拡大した

施策の柱 5

いきいきと心豊かに
暮らせるまち

い農業者等のマッチングを進め、農地保全を推進する。

また、農の風景育成地区では、高松地区で農地や屋敷林、憩いの森などが残る地区の魅力を PR する事業を、南大泉地区で地区内の農地を活用した収穫体験やマルシェの開催を実施する。

○農地保全に向けた考え方の検討等 [10 百万円]

【戦略計画 20】 みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまち [394百万円]

1 美術館・貫井図書館の全面リニューアル推進

全面リニューアルに向け、令和 6 年度は実施設計を進める。また、美術館と一体となった中村橋駅周辺の街並み整備に向けて、「美術のまち構想」を策定する。

★美術館・貫井図書館全面リニューアルに向けた実施設計 [88 百万円]

★「美術のまち構想」の策定 [9 百万円]

2 文化芸術イベントの充実

練馬文化センターの大規模改修工事完了に伴い、再開記念公演を開催する。

大谷康子さんプロデュースによる「真夏の音楽会」の開催に加え、「ねりまの森の音楽祭」は、新たに会場内でのランタンイベントを実施する。

野村万作さんの協力により、「みどりの風 練馬薪能」の開催に加え、「新たな能楽公演」を開催する。

★練馬文化センター再開公演 [8 百万円]

(野村万作さん・大谷康子さんによる公演)

○「真夏の音楽会」の開催 [13 百万円]

○「ねりまの森の音楽祭」の開催（ランタンイベント実施） [26 百万円]

○「みどりの風 練馬薪能」の開催 [22 百万円]

★「新たな能楽公演」の開催 [10 百万円]

3 練馬の歴史を活かした映像文化のまちづくり

新たな映画上映イベント「(仮称) ねりぶんシネマ day」は、「ねりまの森の音楽祭」と同日（11 月 3 日文化の日）に、音楽祭会場の近隣である練馬文化センターで開催する。

村上もとかさんプロデュースによる「ねりま漫画サロン in ゆめりあホール」は、トークイベントやワークショップを充実するとともに、展示イベントは期間を拡大して実施する。

★「(仮称) ねりぶんシネマ day」の開催 [7 百万円]

○「ねりま漫画サロン in ゆめりあホール」の開催 [6 百万円]

4 電子図書館の実現に向けた取組の推進

区立図書館の利便性を高めるため、利用登録手続きのオンライン申請、利用カードのデジタル化、電子書籍貸出サービスを導入する。

★利用登録手続きのオンライン化・利用カードのデジタル化 [157 百万円]

★電子書籍貸出サービスの導入 [23 百万円]

5 練馬の魅力を効果的に発信する観光施策

夏休みに野菜・果実の収穫体験、工場見学など、ファミリー層向け「区内周遊ツアー」を充実し、多様な世代に来訪してもらえるよう取り組む。

産業振興公社と連携し、区の魅力発信の拠点である観光案内所の在り方に関する方針を検討する。

○区内周遊ツアーの充実 [25 百万円]

【戦略計画 21】 みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち [189百万円]

1 誰もがスポーツを楽しめる環境の充実

石神井松の風文化公園の拡張部分に、フットサル・テニス兼用コートや、スケートボー

施策の柱 5 いきいきと心豊かに暮らせるまち	ド等が行える広場などを整備する。令和 8 年度の開設に向けて、基本設計および実施設計を進める。 土支田庭球場は、8 年度にテニスコートの改修と管理棟の改築を行うための基本設計を行う。大泉学園町体育館は、7 年度に老朽化している設備の更新工事に着手する。6 年度は実施設計を行う。 ★石神井松の風文化公園拡張整備実施設計 [11 百万円] ※基本設計は 5 年度からの繰越明許費によるため、6 年度当初予算には予算計上していない [限度額 26 百万円] ★土支田庭球場テニスコート改修および管理棟改築基本設計 [18 百万円] ★大泉学園町体育館改修実施設計 [25 百万円] 2 ユニバーサルスポーツの機会の充実 パラリンピック種目として注目されているボッチャの交流大会を充実し、団体戦に加えて個人戦も実施する。 車いす競技に対応したアリーナを備える光が丘体育館において、バスケットボール競技用車いすを配備し、ユニバーサルスポーツフェスティバルで体験会等に活用する。 ○ボッチャ交流大会の充実 [1 百万円] ★光が丘体育館へのバスケットボール競技用車いすの配備 [1 百万円] 3 練馬こぶしハーフマラソンの魅力向上 普段走ることができない目白通りなどの幹線道路に加え、昨年 5 月に開園した練馬城址公園を走る新たなコースを設定する。 ランナーや沿道で応援する方に楽しんでもらえるよう工夫を重ね、魅力ある大会を開催する。 ○練馬こぶしハーフマラソンの開催 [133 百万円]
施策の柱 6 区民とともに区政を進める	【戦略計画 22】地域コミュニティの活性化と区民協働の推進 [634 百万円] 1 町会・自治会等の活動支援 町会・自治会が加入案内や広報活動に SNS を活用できるよう、デジタル活用講習会やアドバイザー派遣を行うとともに、モバイルルーター等の回線使用料の補助を行う。 また、地区祭は実行委員会への補助金の補助率を引き上げ、開催を支援する。 ○町会・自治会のデジタル活用支援 [2 百万円] ○地区祭補助金の補助率引き上げ (1/2 → 10/10 上限額 50 万円) [9 百万円] 2 「ねりま協働ラボ」の実施 区民の自由な発想から生まれたアイデアを区と協働して具体化する「地域おこしプロジェクト」を、「ねりま協働ラボ」として新たに展開する。 「ねりま協働ラボ」では、区とともに地域課題に取り組む団体・アイデアを募集するとともに、町会・自治会や NPO、ボランティア団体等がコラボして取り組むプロジェクトを支援し、地域活動への新たなチャレンジを後押しする。令和 7 年度からの実施に向け、6 年度は事業の募集を行う。 ★ねりま協働ラボの事業募集 [2 百万円] 3 外国人に開かれた地域づくり 外国人に開かれた地域づくりに向け、外国人施策のあり方の検討を進める。令和 6 年度は、外国人住民の生活実態や、企業等の外国人従業員の雇用状況等の調査を実施する。 日本語講座・日本語教室ボランティア養成講座の定員を拡充し、外国人が地域で安心して生活できるよう、日本語学習の場の充実を図る。 ★外国人住民および区内事業所向けアンケート調査の実施 [10 百万円] ○日本語講座・日本語教室ボランティア養成講座の定員拡充 [3 百万円]

施策の柱 6

区民とともに区政を進める

4 地域施設の整備

平和台 1 丁目（現シルバー人材センター作業所）に、新たな地域活動倉庫を整備するため、設計および既存施設の除却を行う。

貫井地区区民館は、中村橋区民センターの大規模改修にあわせて、トレーニング室・会議室を増設し、施設貸出機能を拡充した上で、地域集会所に移行する。さらに、関町北地区区民館の大規模改修基本設計に着手するなど、地域施設の改修を進める。

- ★地域活動倉庫整備設計および既存施設除却工事 [73 百万円]
- ★貫井地区区民館 大規模改修工事 [150 百万円]
- 東大泉地区区民館 大規模改修工事 [332 百万円]
- ★西大泉地区区民館 大規模改修実施設計 [34 百万円]
- ★関町北地区区民館 大規模改修基本設計 [15 百万円]

5 上田市および地域団体との協働による記念事業の実施

旧武石村（現上田市）との友好提携 30 周年を記念し、両自治体の交流をさらに促進するため、上田市の魅力を活かした森林浴体験などが楽しめる親子バスツアーを実施する。ツアーは区地域おこしプロジェクトの採択団体および上田市内で活動する団体との協働により実施する。

- ★上田市親子バスツアーの実施 [4 百万円]

【戦略計画 23】DX で区民と区政を直につなぐ [2,570 百万円]

1 オンライン化・キャッシュレス化の推進

様々な申請・届出がパソコンやスマホからできるよう、令和 6 年度は約 2,400 手続きのうち、1,000 手続きについてオンライン化を目指す。

利用登録をオンライン化するなど、使いやすい新たな区立施設予約システムを構築し、令和 7 年度中の運用開始を目指す。

区立体育館（全館）をはじめ、公共駐車場など区民利用が多い施設で、券売機および精算機のキャッシュレス決済を導入し、利便性の向上を図る。

法人等が住民票や戸籍証明書などを郵送請求する際の発行手数料について、支払い方法にキャッシュレス決済を導入する。

マイナンバーカードの電子証明書の更新手続きなどに際して、マイナンバーカードや運転免許証等の IC チップを専用機器に読み込ませることで、申請書を自動作成するシステムを導入する。

- ★申請・届出のオンライン化の拡大 [9 百万円]
- ★新たな区立施設予約システムの構築 [283 百万円]
- ★券売機等での施設使用料支払いのキャッシュレス化 [135 百万円]
- ★法人等の住民票や戸籍証明書などの郵送請求キャッシュレス化 [5 百万円]
- ★マイナンバーカード電子証明書の更新時等における申請書の自動作成 [4 百万円]

2 アナログからデジタルへの業務改革

区民税や国民健康保険料の収納対策業務に、全国初の AI システムを導入する。ベテラン職員のノウハウ等を AI に学習させ、調査先とすべき銀行の候補を AI が提示すること等で、調査先の選定時間の大幅な短縮を図り、収納率と徴収額の向上を目指す。

戸籍業務において、電子書籍 AI 検索サービスを導入する。受け付けた書類を審査する際に活用する専門書籍の文献について、電子書籍として検索・閲覧を可能にすることで、窓口の待ち時間短縮を図る。

住民基本台帳や住民税などの 20 業務について、国が整備するガバメントクラウドを活用した標準システムへの移行を進める。

業務知識とデジタルスキルを兼ね揃え、DX を推進する中心的役割を担う職員を育成するため、業務にデジタルを取り入れるスキルや、データを活用するスキル等の習得に

施策の柱 6	必要な研修を実施する。	
区民とともに区政を進める	★収納対策 AI システムの導入	〔14 百万円〕
	★戸籍業務における電子書籍 AI 検索サービスの導入	〔4 百万円〕
	★標準システムへの移行	〔2,080 百万円〕
	★DX を推進する中心的役割を担う職員の育成	〔36 百万円〕

(3) 令和4年度決算

●一般会計

4年度における一般会計決算額は、歳入 3,219 億 272 万円（前年度 3,173 億 1,790 万円）、増減率 1.4%（前年度△ 11.4%）、歳出 3,121 億 9,362 万円（前年度 3,066 億 5,067 万円）、増減率 1.8%（前年度△ 12.1%）で、前年度に比べて歳入で 45 億 8,482 万円の増、歳出で 55 億 4,295 万円の増となった。

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は 97 億 910 万円（前年度比 9.0%減）の黒字となった。

1 歳入

歳入のうち、一般財源の構成比は 61.4%で、前年度（58.8%）と比べ、2.6 ポイント増となった。一般財源の内訳としては特別区税 22.2%、特別区交付金 30.8%と、この二つで 53.0%となっている。

特定財源の構成比は 38.6%で、前年度（41.2%）と比べ、2.6 ポイント減となった。

さらに、財源が自主的に調達できるか否かで区分した自主・依存財源別でみると、自主財源（区税、諸収入、繰入金、使用料など）は 29.3%（前年度 28.2%）、依存財源（国庫支出金、都支出金、地方債など）が 70.7%（前年度 71.8%）であり、自主財源の構成比は 1.1 ポイント増となった。

2 歳出

目的別（科目別）の構成比でみると、保健福祉費、こども家庭費、総務費、教育費の順となった。前年度に比べて、総務費、土木費、保健福祉費等が増となる一方、こども家庭費、公債費、教育費等が減となった。

性質別にみると、義務的経費、投資的経費、その他の経費に分けられる。

義務的経費は 1,664 億 2,675 万円で、前年度に比べて人件費が 0.4%の増、扶助費が 4.0%の減、公債費が 8.8%の減となった結果、義務的経費は 3.1%の減となった。歳出全体に占める構成比は 53.3%と前年度に比べ 2.7 ポイント減となった。

投資的経費は 262 億 1,354 万円で、前年度に比べて 6.1%の減、歳出全体に占める構成比は 8.4%と前年度に比べ 0.7 ポイント減となった。

その他の経費は 1,195 億 5,333 万円で、前年度に比べて 11.7%の増となった。構成比でみると物件費が大きく、以下、繰出金、補助費等の順となった。

3 特別区債

特別区債の歳入額は 40 億 1,956 万円で、前年度に比べて 35.2%減となった。このうち、保健福祉債が 22 億 6,356 万円で構成比は 56.3%であり、教育債が 7 億 9,200 万円で、構成比は 19.7%である。

また、特別区債の4年度の未償還元金は、568 億

9,942 万円である。

●特別会計

特別会計のうち、国民健康保険事業会計は、前年度に比べ歳入で 0.4%の減、歳出で 0.2%の増となった。

つぎに介護保険会計は、歳入で 2.1%、歳出で 2.2%の増、後期高齢者医療会計は歳入、歳出とも 9.5%の増、公共駐車場会計は歳入、歳出とも 13.1%の減となった。

●財政指標

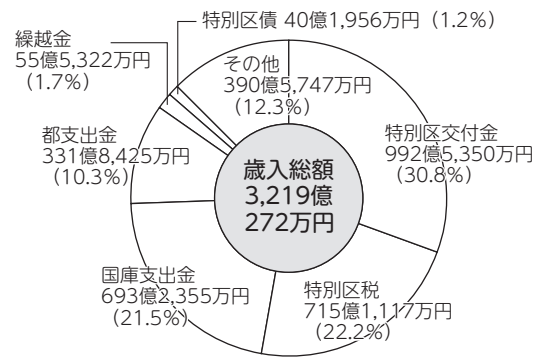
地方公共団体の財政状況の分析に用いる普通会計決算上の指標は、財政力指数が 0.47（前年度 0.47）、実質収支比率が 5.2%（前年度 5.9%）、実質公債費比率が△ 2.5%（前年度△ 2.5%）、公債費負担比率が 2.6%（前年度 3.7%）、経常収支比率が 81.7%（前年度 84.8%）であった。

4 年度一般会計決算

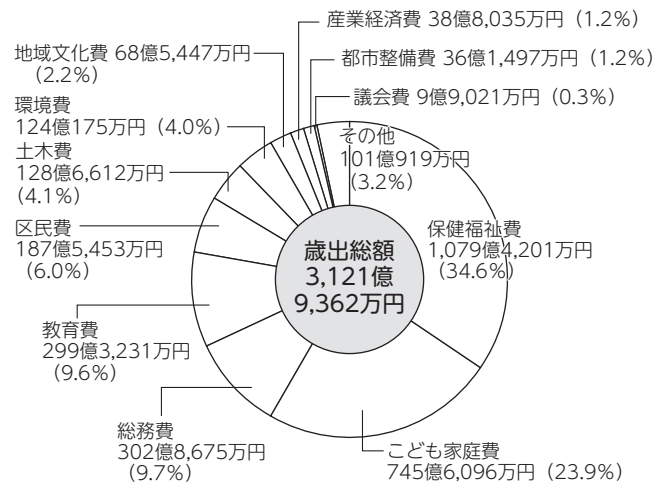
〔歳入〕

区 分	予算現額	決算額	構成比	収入率	前年度	増減率
	千円	千円	%	%	千円	%
特別区税	71,066,425	71,511,170	22.2	100.6	69,804,162	2.4
地方譲与税	1,068,000	1,074,149	0.3	100.6	1,068,686	0.5
利子割交付金	190,000	240,594	0.1	126.6	183,247	31.3
配当割交付金	1,000,000	1,280,407	0.4	128.0	1,315,414	△ 2.7
株式等譲渡所得割交付金	1,100,000	983,189	0.3	89.4	1,607,159	△ 38.8
地方消費税交付金	16,500,000	17,220,764	5.3	104.4	16,209,955	6.2
環境性能割交付金	360,000	271,321	0.1	75.4	235,302	15.3
地方特例交付金	610,323	610,323	0.2	100.0	569,058	7.3
特別区交付金	95,459,950	99,253,496	30.8	104.0	91,212,189	8.8
交通安全対策特別交付金	64,000	63,659	0.0	99.5	69,209	△ 8.0
分担金及び負担金	1,231,125	1,212,432	0.4	98.5	1,162,787	4.3
使用料及び手数料	5,072,296	5,030,028	1.6	99.2	4,630,620	8.6
国庫支出金	74,245,367	69,323,549	21.5	93.4	80,043,981	△ 13.4
都支出金	33,558,030	33,184,252	10.3	98.9	28,975,204	14.5
財産収入	341,905	351,641	0.1	102.8	349,097	0.7
寄付金	61,216	68,645	0.0	112.1	109,371	△ 37.2
繰入金	11,396,256	4,945,128	1.5	43.4	4,535,675	9.0
繰越金	5,553,221	5,553,222	1.7	100.0	4,720,187	17.6
諸収入	5,637,451	5,705,143	1.8	101.2	4,316,890	32.2
特別区債	4,198,000	4,019,563	1.2	95.7	6,199,700	△ 35.2
自動車取得税交付金	0	48	0.0	-	3	1,500.0
計	328,713,565	321,902,723	100.0	97.9	317,317,896	1.4

〔歳入〕



〔歳出〕



〔歳出（目的別）〕

区 分	予算現額	決算額	構成比	執行率	前年度	増減率
	千円	千円	%	%	千円	%
議会費	1,013,970	990,205	0.3	97.7	956,443	3.5
総務費	30,805,104	30,286,749	9.7	98.3	25,074,663	20.8
区民費	19,425,685	18,754,531	6.0	96.5	17,228,484	8.9
産業経済費	4,139,398	3,880,351	1.2	93.7	3,888,631	△ 0.2
地域文化費	7,059,941	6,854,465	2.2	97.1	6,495,929	5.5
保健福祉費	116,293,913	107,942,013	34.6	92.8	106,126,231	1.7
環境費	12,718,888	12,401,753	4.0	97.5	12,235,684	1.4
都市整備費	3,785,434	3,614,973	1.2	95.5	3,697,674	△ 2.2
土木費	13,604,741	12,866,122	4.1	94.6	10,712,679	20.1
教育費	31,328,696	29,932,308	9.6	95.5	31,141,649	△ 3.9
子ども家庭費	78,327,571	74,560,956	23.9	95.2	78,672,748	△ 5.2
公債費	4,625,866	4,625,711	1.5	100.0	6,008,727	△ 23.0
諸支出金	5,484,358	5,483,483	1.8	100.0	4,411,132	24.3
予備費	100,000	0	0.0	0.0	0	-
計	328,713,565	312,193,620	100.0	95.0	306,650,674	1.8

〔歳出（性質別）〕

区 分	決算額	構成比	前年度	増減率
	千円	%	千円	%
義務的経費	166,426,752	53.3	171,702,069	△ 3.1
人件費	44,065,462	14.1	43,889,055	0.4
扶助費	115,719,327	37.1	120,533,673	△ 4.0
公債費	6,641,963	2.1	7,279,341	△ 8.8
投資的経費	26,213,541	8.4	27,929,355	△ 6.1
普通建設事業費	26,213,541	8.4	27,929,355	△ 6.1
災害復旧事業費	0	0.0	0	-
失業対策事業費	0	0.0	0	-
その他の経費	119,553,327	38.3	107,019,250	11.7
物件費	59,217,462	19.0	55,885,301	6.0
維持補修費	3,003,501	1.0	2,598,676	15.6
補助費等	21,782,552	7.0	19,521,794	11.6
積立金	5,023,571	1.6	1,316,767	281.5
投資及び出資金貸付金	3,374,206	1.1	3,062,071	10.2
繰出金	27,152,035	8.7	24,634,641	10.2
計	312,193,620	100.0	306,650,674	1.8

4 年度特別会計決算

〔国民健康保険事業会計〕

区 分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
国民健康保険料	16,850,394	17,057,615	26.4
一部負担金	2	0	0.0
使用料及び手数料	1	162	0.0
国庫支出金	2,484	2,476	0.0
都支出金	42,368,329	40,886,543	63.4
財産収入	1	0	0.0
繰入金	6,258,276	5,760,624	8.9
繰越金	762,100	762,100	1.2
諸収入	49,990	67,066	0.1
特別区債	1	0	0.0
計	66,291,578	64,536,586	100.0
(歳出)			
総務費	1,154,160	1,129,036	1.8
保険給付費	41,909,823	40,062,453	62.5
国民健康保険事業費納付金	21,590,990	21,590,988	33.7
財政安定化基金拠出金	1	0	0.0
保健事業費	732,116	673,729	1.1
諸支出金	704,488	674,514	1.1
予備費	200,000	0	0.0
計	66,291,578	64,130,720	100.0

〔介護保険会計〕

区 分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
介護保険料	12,615,433	12,666,862	20.5
国庫支出金	14,658,914	14,948,077	24.2
支払基金交付金	16,138,246	15,604,790	25.2
都支出金	8,935,892	8,834,707	14.3
財産収入	2,211	2,190	0.0
繰入金	8,721,292	8,424,472	13.6
繰越金	1,310,376	1,310,377	2.1
諸収入	18,862	18,656	0.0
計	62,401,226	61,810,131	100.0
(歳出)			
保険給付費	58,224,181	56,354,429	93.2
財政安定化基金拠出金	1	0	0.0
地域支援事業費	2,862,168	2,832,144	4.7
基金積立金	641,429	641,429	1.1
諸支出金	673,447	670,400	1.1
計	62,401,226	60,498,402	100.0

〔後期高齢者医療会計〕

区 分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
後期高齢者医療保険料	9,161,120	9,210,148	50.5
使用料及び手数料	1	14	0.0
広域連合支出金	516,945	512,960	2.8
繰入金	8,487,174	8,393,427	46.0
繰越金	26,101	26,101	0.1
諸収入	101,317	101,725	0.6
計	18,292,658	18,244,375	100.0
(歳出)			
総務費	206,467	195,840	1.1
広域連合拠出金	16,934,921	16,934,918	93.0
保健事業費	780,939	737,935	4.1
葬祭費	343,000	330,120	1.8
諸支出金	22,331	19,865	0.1
予備費	5,000	0	0.0
計	18,292,658	18,218,678	100.0

〔公共駐車場会計〕

区 分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
繰入金	77,164	63,108	18.2
繰越金	1	0	0.0
諸収入	281,330	283,431	81.8
計	358,495	346,539	100.0
(歳出)			
公共駐車場事業費	299,049	291,019	84.0
公債費	37,084	37,084	10.7
諸支出金	18,437	18,436	5.3
予備費	3,925	0	0
計	358,495	346,539	100.0

4 税・財産

区は、特別区民税（個人分）、軽自動車税、特別区たばこ税、入湯税の4税を「特別区税」として課税している。

市町村民税（法人分）、固定資産税、特別土地保有税の3税は、一般には市町村が課税・徴収するが、特別区の地域においては、「都税」として都が特例により課税・徴収し、都区財政調整制度の原資となっている。

なお、特別土地保有税は平成15年度以降、新たな課税を停止している。また、都市計画税、事業所税についても、都が特例により課税・徴収しており、それぞれ都市計画事業や都市環境の整備等の費用に充てられている。

区民や区内事業者に対する固定資産税などの都税は練馬都税事務所（一部の税目は、豊島・新宿の各都税事務所で扱う。）が、所得税など国税は練馬東税務署と練馬西税務署が課税・徴収している。

(1) 区政を支える特別区税

●特別区税

区の5年度特別区税収入額は726億5,639万円（前年度比1.6%増）であり、区一般会計歳入額の22.5%を占めている。また、特別区税収入額に対する区民1人当たりの年間負担額は、98,329円（前年度比1.5%増）であった。

1 特別区民税（個人分）

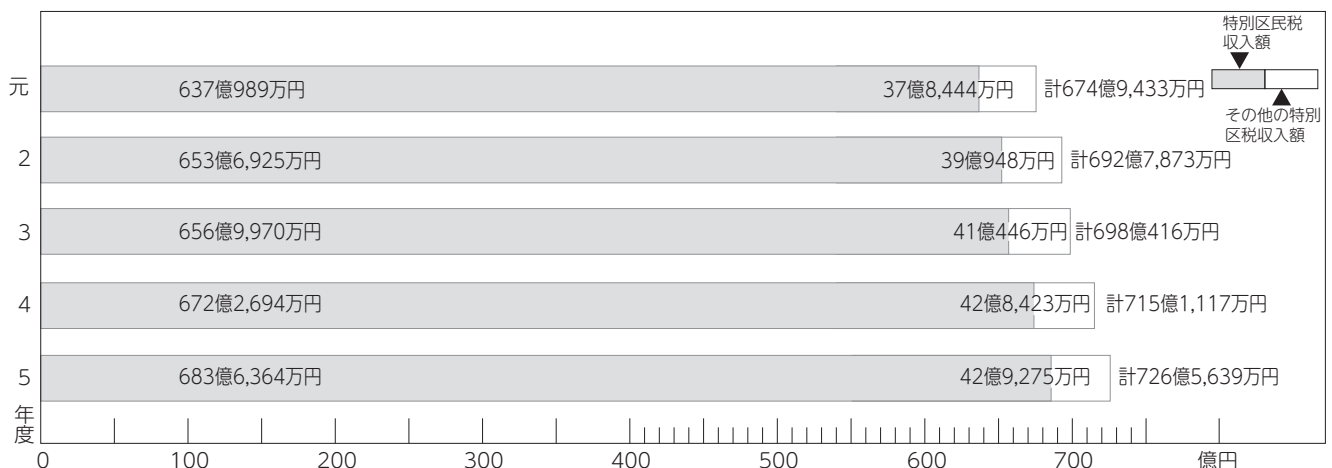
5年度の収入額は683億6,364万円で、特別区税に占める割合は94.0%と最も高い。4年度に比べ、1.7%増であった（前年度収入額は、672億2,694万円）。

また、納税義務者数は416,510人で、4年度に比べ1.1%増であった。

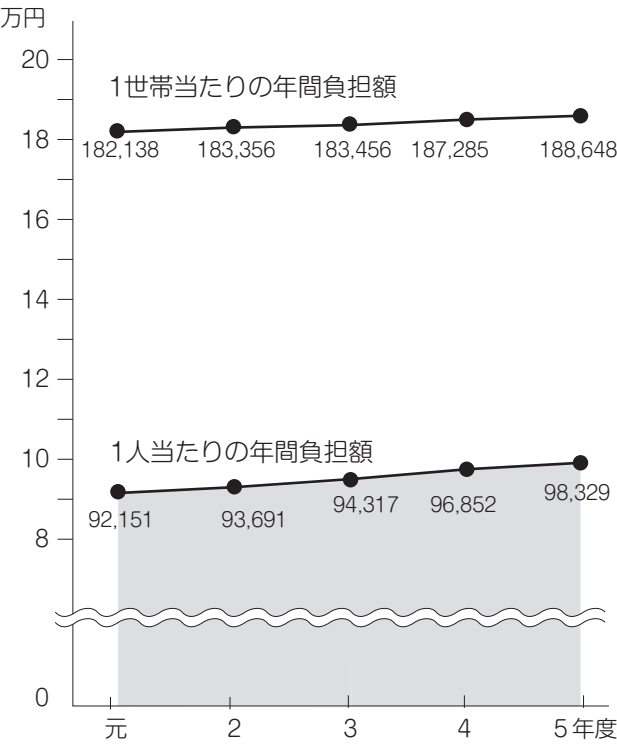
〔特別区税の収入状況（対前年度比較）〕

税 目	4 年度				5 年度			
	調定額	収入額（収入率）	前年比	構成比	調定額	収入額（収入率）	前年比	構成比
	千円	千円（%）	%	%	千円	千円（%）	%	%
特別区民税								
現年課税分	67,275,774	66,660,738 (99.1)	2.6	93.2	68,546,372	67,837,830 (99.0)	1.8	93.3
滞納繰越分	974,418	566,201 (58.1)	△ 18.8	0.8	873,294	525,812 (60.2)	△ 7.1	0.7
小 計	68,250,192	67,226,939 (98.5)	2.3	94.0	69,419,666	68,363,642 (98.5)	1.7	94.0
軽自動車税								
現年課税分	424,301	417,210 (98.3)	4.2	0.6	435,911	428,721 (98.4)	2.8	0.6
滞納繰越分	14,766	5,809 (39.3)	△ 4.2	0.0	11,728	4,729 (40.3)	△ 18.6	0.0
小 計	439,067	423,019 (96.3)	4.1	0.6	447,639	433,450 (96.8)	2.5	0.6
特別区たばこ税								
現年課税分	3,823,153	3,823,153 (100.0)	4.1	5.3	3,819,533	3,819,533 (100.0)	△ 0.1	5.3
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	3,823,153	3,823,153 (100.0)	4.1	5.3	3,819,533	3,819,533 (100.0)	△ 0.1	5.3
入湯税								
現年課税分	38,059	38,059 (100.0)	54.2	0.1	39,765	39,765 (100.0)	4.5	0.1
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	38,059	38,059 (100.0)	54.2	0.1	39,765	39,765 (100.0)	4.5	0.1
合 計	72,550,471	71,511,170 (98.6)	2.4	100.0	73,726,603	72,656,390 (98.5)	1.6	100.0

〔特別区税収入額の推移〕



〔特別区税負担額の推移〕



2 軽自動車税

5年度の収入額は4億3,345万円で、特別区税全体の0.6%を占めており、対前年度の伸び率は、2.5%増であった。

また、軽自動車税の現年課税件数（過年度分を含む。）は73,378件で4年度に比べて397件の増であった。

〔軽自動車税車種別課税件数（現年課税分）〕 5年度

車 種		件数 (件)	前年比 (%)	構成比 (%)
原動機付自転車	50cc 以下	12,501	△ 4.0	17.0
	90cc 以下	1,491	△ 0.4	2.0
	125cc 以下	9,785	1.3	13.3
	ミニカー	489	1.2	0.7
軽自動車	二輪	8,044	△ 0.3	10.9
	(うち、被けん引車)	81	3.8	0.1
	三輪	3	△ 25.0	0.0
	四輪 (乗用)	20,803	2.4	28.4
	四輪 (貨物)	11,794	0.8	16.1
	雪上車	1	0.0	0.0
	農耕作業用	139	△ 0.7	0.2
	その他	255	△ 8.9	0.3
	二輪の小型自動車	8,073	3.1	11.0
合 計		73,378	0.5	100.0

3 特別区たばこ税

5年度の収入額は38億1,953万円で、特別区税全体の5.3%を占めている。前年度に比べ、0.1%の減であった。たばこの売り渡し本数は5億8,295万本で、4年度に比べ54万本、0.1%の増であった。

4 入湯税

5年度の収入額は3,976万円であった。課税対象となる入湯客数は、265,098人であった。

(2) 都税

4年度都税収入は、前年度より約3,165億円増の6兆1,644億円となった。

4年度の練馬都税事務所の都税収入については、前年度より約27億994万円増の1,004億3,700万円である。この数値は、都税収入全体の約1.6%を占め、税収の規模は23区中12番目である。

収入状況は、収入全体の主要を占める固定資産税・都市計画税が3.9%の増、個人都民税が2.4%の増であった。全体としては、前年度の2.8%の増収となった。

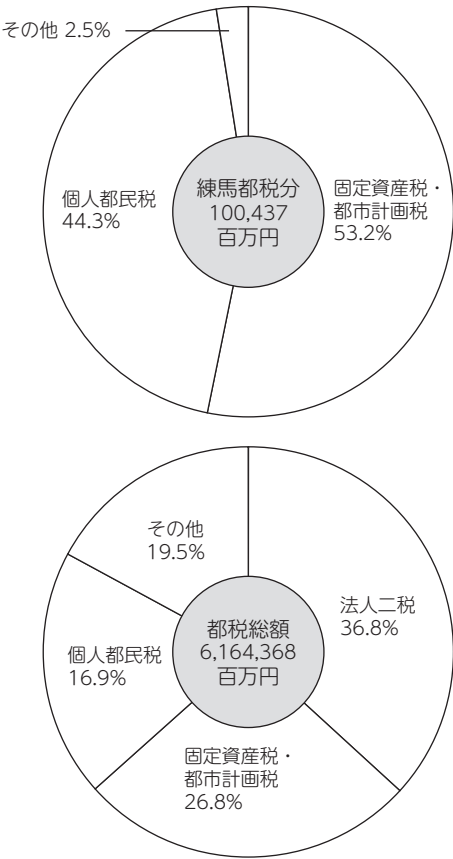
なお、法人二税、個人事業税、自動車税種別割、事業所税、および軽油引取税については、課税事務のブロック化により、練馬都税事務所については、滞納分がブロック所から徴収引継される。このため、練馬都税事務所の都税収入の特徴は、法人二税が収入全体の一定割合を占める都税全体と異なり、固定資産税・都市計画税の割合が高いことである。

〔練馬都税事務所の収入状況〕

税 目	区 分	3 年度		4 年度	
		税額	構成比	税額	構成比
		百万円	%	百万円	%
個 人 都 民 税		43,418	44.4	44,445	44.3
法 人 二 税		99	0.1	98	0.1
個 人 事 業 税		72	0.1	98	0.1
不 動 産 取 得 税		2,449	2.5	2,113	2.1
自 動 車 税 種 別 割		180	0.2	167	0.2
固 定 資 産 税		42,257	43.2	43,922	43.7
都 市 計 画 税		9,250	9.5	9,594	9.5
軽 油 引 取 税		0	0.0	0	0.0
事 業 所 税		2	0.0	0	0.0
そ の 他		0	0.0	0	0.0
合 計		97,727	100.0	100,437	100.0

注：①現年課税分と滞納繰越分の合計
②還付未済分を含む。
資料：練馬都税事務所

〔4年度都税収入構成比〕



資料：練馬都税事務所

(3) 国税

4年度、練馬区内税務署の国税徴収決定済額の総額は約2,374億円であった。

〔国税徴収決定済額の推移（練馬区内税務署分）〕

(単位：百万円)		
税 目	3年度	4年度
源泉所得税	260	222
源泉所得税及復興特別所得税	42,365	40,776
申告所得税	578	542
申告所得税及復興特別所得税	44,464	42,378
法人税	32,757	30,091
地方法人税	3,554	3,195
相続税（※1）	49,868	60,353
消費税	20	20
消費税及地方消費税	59,321	59,630
その他（※2）	281	240
計	233,468	237,447

注：係数は速報値である。
※1：「相続税」には贈与税を含む。
※2：「その他」は、酒税、たばこ税及たばこ特別税、たばこ税、揮発油及地方揮発油税、復興特別法人税、地価税、国際観光旅客税、石油石炭税、旧税、電源開発促進税、揮発油税及地方道路税、石油ガス税、自動車重量税、航空燃料税、印紙税の合計

(4) 区税負担の公平性を確保する

●適正な課税

特別区民税・都民税（住民税）を適正に課税するため、扶養関係等の調査や区民および事業所（特別徴収義務者）への申告等についての指導、税務署や都税事務所と連携した申告勧奨等についての広報活動（区報・区公式ホームページ）を行っている。

●確実な収納事務

区役所本庁舎4階収納課、区民事務所および金融機関窓口のほか、口座振替、コンビニエンスストア、ペイジー、スマートフォンを利用したモバイルレジクレジット、LINE Pay 請求書支払いなど、複数の納付方法を整備することで納期内納税を促進し、収納率の向上に取り組んでいる。なお、6年6月からは、楽天ペイ（請求書払い）も導入する。

滞納者に対しては、納付案内センターからの電話や訪問員による個別訪問で早期のお知らせを行い、滞納者数の減少と歳入の確保を目指している。また、滞納者の生活状況を踏まえ、担税力を的確に判断し、差押えなどの滞納処分を積極的に行うことにより滞納額の圧縮に努めている。

〔特別区税収納率の推移〕		(単位：％)		
年 度	3	4	5	
収納率	98.3	98.6	98.5	

〔特別区税滞納額の推移〕		(単位：千円 端数切り捨て)		
年 度	3	4	5	
滞納額	999,865	891,943	957,661	

(5) 財産

区が所有する財産は、公有財産、物品、債権、基金に分けられる。

公有財産は、土地、建物、工作物等の不動産や有価証券等であり、物品は各種備品、機器等の動産をいう。

基金は特定の目的のために資金を積み立てたり運用するものである。5年度現在、基金の種類は12となっている。

〔区有財産の現況〕

5 年度末現在

種 別	数 量	推定価格	摘 要
土 地	3,013,832㎡	8,930 億 3,012 万円	庁舎、学校等の敷地面積
建 物	1,165,361㎡	1,604 億 127 万円	庁舎、学校等建物の延べ面積
工作物等	－	113 億 9,526 万円	プール、公園施設等
無体財産権	12 件	1,558 万円	アニメキャラクター「ねり丸」の著作権等
有価証券	2,650 株	(額面) 4,250 万円	株式
出資による権利	－	4 億 9,934 万円	練馬区環境まちづくり公社出捐金、練馬区文化振興協会出捐金等
物品（特別整備品）	2,944 点	77 億 9,896 万円	各種事務用機器、機械、車両等
債 権	－	130 億 904 万円	練馬区土地開発公社資金貸付金等
基 金	(積立基金)	1,192 億 1,232 万円	財政調整基金、減債基金、まちづくり基金、区営住宅整備基金、福祉基金、みどりを育む基金、施設整備基金、大江戸線延伸推進基金、文化芸術振興基金、医療環境整備基金、介護保険給付準備基金
	(運用基金)	158 億 2,600 万円	用地取得基金

(6) 健全な財政運営を行う

●公有財産等の活用と管理

区有地等のうち、更地および低利用・暫定利用の土地で、公園用地等利用目的が明確になっている用地については、積極的に事業化を推進する。

なお、事業化まで長期間を要する用地は、地域開放などの暫定利用を行う。

●練馬区土地開発公社

練馬区土地開発公社は、区に代わって公共用地の先行取得を行うため、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づいて区が設立した特別法人である。

練馬区土地開発公社は、民間資金を積極的に活用し、機動的かつ弾力的な土地取得を行うことにより、まちづくりの重要な役割を担っていくものである。

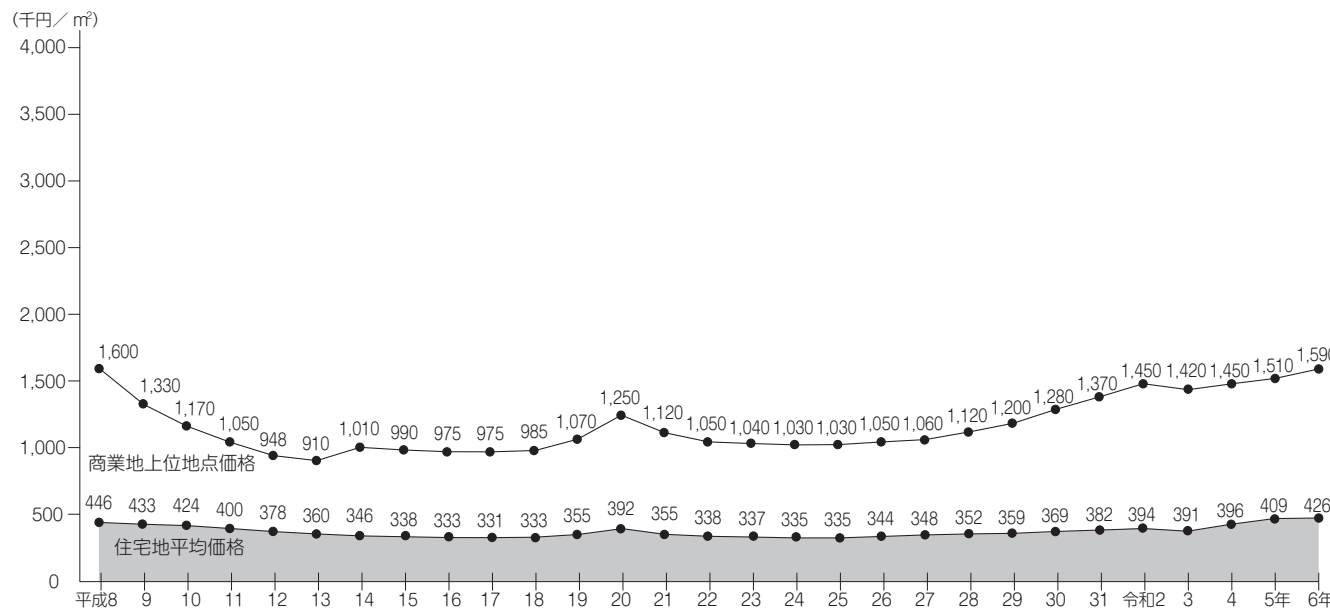
5 年度の事業実績は土地取得が 18,316.72㎡、売却が 19,837.72㎡であった。

●地価公示

地価公示制度は、国が標準的な土地を選び判定した適正な価格を公示して、土地の売買などに際し、指標として活用できるようにしたものである。

区では地価公示図書を閲覧できるようにし、土地の適正な取引に役立つよう努めている。

〔地価公示価格の推移（各年 1 月現在）〕



資料：「地価公示」（国土交通省土地鑑定委員会）

5 医療保険・年金制度

(1) 国民健康保険

【関連文書：「ねりまの国保」練馬区民部国保年金課】

●国民健康保険の役割と運営主体

わが国は、全ての国民が何らかの公的医療保険に加入し、相互に支え合う国民皆保険制度をとっている。

国民健康保険は、会社等の各種の医療保険の加入者以外が加入する医療保険制度であり、区市町村がその運営の主体（保険者）として、加入者（被保険者）から保険料を徴収し、保険給付を行っている。

平成 30 年度からは都道府県も保険者となり、区市町村とともに国民健康保険の運営を行っている。

●加入状況

区における国民健康保険の加入状況は下表のとおりとなっている。

〔国民健康保険の加入状況〕			各年度末現在
年度	世帯数	被保険者数	退職 被保険者数
	世帯 (%)	人 (%)	人
3	97,384 (25.4)	135,704 (18.4)	—
4	94,588 (24.4)	129,912 (17.6)	—
5	93,290 (23.8)	126,559 (17.0)	—

注：①（ ）内は区全体に対する割合

②退職者医療制度は平成 20 年 3 月 31 日で廃止。26 年度までは経過措置による加入。

●保険給付の概要

被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に対して給付を行う。

1 療養の給付

被保険者が保険医療機関等の窓口で医療費の 3 割を支払い、残りの 7 割相当分を保険者（区）が負担する。

70～74 歳の一部負担金の割合は 2 割（現役並み所得者は 3 割）である。

0～6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの一部負担金の割合は 2 割である。

2 療養費

やむを得ず保険証を提示できずに診療を受けた場合など、医療費を全額自己負担した場合は、後日、申請に基づき、審査により保険で認められたもののうち自己負担分以外の部分について給付を行う。

3 入院時食事療養費

入院中の食事代から、定額の自己負担分（低所得者は

減額制度あり）を差し引いた金額を保険者が負担する。

4 高額療養費の支給

1 か月間に支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、超えた分について申請により給付を行う。

5 高額医療・高額介護合算療養費の支給

国民健康保険・介護保険の両方を利用し、年間（8 月 1 日から翌年の 7 月 31 日まで）の医療保険と介護保険の自己負担額が世帯の負担限度額を超えた場合、超えた分について申請により給付を行う。

6 その他の給付

出産については出産育児一時金 50 万円（5 年 3 月 31 日までの出産は 42 万円）、死亡については葬祭費 7 万円の給付を行う。

〔給付の内容〕

5 年度

種類	件数（件）	金額（千円）
療養給付費	2,192,515	33,999,550
療養費	64,985	486,461
高額療養費	88,802	5,097,318
出産育児一時金	355	172,700
葬祭費	712	49,840
結核・精神医療給付金	55,888	56,603
傷病手当金	52	1,808

注：①療養給付費は、入院時食事療養費・入院生活療養費を含む。

②上記の数値は、厚生労働省提出資料の様式によるため、決算の数値とは異なる場合がある。

〔高額療養費の自己負担限度額〕

〔70 歳以上 75 歳未満〕

所得区分		外来 (個人単位)	外来＋入院（世帯単位）	
			3 回目まで	4 回目以降
現役 並み 所得 (※ 1)	Ⅲ	252,600 円＋ (総医療費 10 割－842,000 円)×1%	140,100 円	
	Ⅱ	167,400 円＋ (総医療費 10 割－558,000 円)×1%	93,000 円	
	Ⅰ	80,100 円＋ (総医療費 10 割－267,000 円)×1%	44,400 円	
一般 (※ 2)		18,000 円 (年間上限 144,000 円) (※ 3)	57,600 円	44,400 円
住民税 非課税 (※ 4)	Ⅱ	8,000 円	24,600 円	
	Ⅰ	8,000 円	15,000 円	

注：75 歳に到達する月（1 日生まれの人を除く。）は、上記の自己負担限度額が個人について 2 分の 1 になる。世帯ごとの自己負担限度額は上記のとおり。

※ 1：国保加入者のうち、70 歳以上で住民税課税所得金額が下記のいずれかに該当する人が 1 人でもいる世帯
Ⅲ…住民税課税所得金額 690 万円以上
Ⅱ…住民税課税所得金額 380 万円以上
Ⅰ…住民税課税所得金額 145 万円以上

※ 2：現役並み所得Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ / 住民税非課税Ⅰ・Ⅱのいずれにも該当しない世帯

※ 3：毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までに外来で支払った一部負担金を個人ごとに合算し、年間上限額を超えた場合、超えた分について申請により払戻しを行う。

※ 4：Ⅱ…世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯
Ⅰ…住民税非課税世帯のうち、所得が一定基準以下（年金収入のみの場合、それぞれの年金収入が 80 万円以下）の世帯

〔70 歳未満〕

所得区分	判定基準 (旧ただし書き所得 ※ 1)	3 回目まで	4 回目以降
ア	901 万円超	252,600 円＋ (総医療費 10 割－842,000 円)×1%	140,100 円
イ	600 万円超～ 901 万円以下	167,400 円＋ (総医療費 10 割－558,000 円)×1%	93,000 円
ウ	210 万円超～ 600 万円以下	80,100 円＋ (総医療費 10 割－267,000 円)×1%	44,400 円
エ	210 万円以下	57,600 円	44,400 円
オ	住民税非課税(※ 2)	35,400 円	24,600 円

※ 1：前年（1～12 月）の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から住民税基礎控除額 43 万円（合計所得金額が 2,400 万円を超えると、段階的に減少）を控除した額。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。なお、所得区分は国保加入者全員の旧ただし書き所得の合計で判定する。

※ 2：世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯

〔高額医療・介護合算療養費の自己負担限度額〕

〔70 歳以上 75 歳未満〕

所得区分	現役並み 所得Ⅲ	現役並み 所得Ⅱ	現役並み 所得Ⅰ	一般	住民税 非課税Ⅱ	住民税 非課税Ⅰ
世帯の限度額	212 万円	141 万円	67 万円	56 万円	31 万円	19 万円

〔70 歳未満〕

所得区分	ア	イ	ウ	エ	オ
世帯の限度額	212 万円	141 万円	67 万円	60 万円	34 万円

●医療費

5 年度の区の国民健康保険被保険者 1 人当たりの医療費は、362,070 円であり、前年度に比べ 3.9%の増となっている。

〔保険料調定額および総医療費の状況〕

年 度	保険料（調定額）			総医療費		
	1 人 当たり	1 世帯 当たり	現年度 調定額	1 人 当たり	1 世帯 当たり	総 額
	円	円	百万円	円	円	百万円
3	124,369	174,176	17,303	346,707	485,557	48,237
4	128,613	177,882	17,274	353,634	489,104	47,496
5	132,225	180,557	17,047	362,070	494,420	46,681

注：① 1 人当たりの保険料・総医療費を算出する際の世帯数・被保険者数は、年度の平均を使用している。
② 上記の数値は、厚生労働省提出資料の様式によるため、決算の数値とは異なる場合がある。
③ 5 年度の医療費の各数値は、6 年 6 月末現在のものである。
④ 元年度より総医療費には療養給付費だけでなく療養費等も含めている。

●国民健康保険料

保険料は、つぎの 3 つの保険料の合計である。それぞれ、加入者全員に等しくかかる均等割額と所得に応じてかかる所得割額からなる（保険料上限あり）。

5 年度の保険料の状況はつぎのとおりである。

1 基礎（医療）分保険料

均等割額（被保険者 1 人につき 45,000 円）と所得割額「被保険者全員の旧ただし書き所得（※）× 7.17 / 100」との合算額（賦課限度額：65 万円）

2 後期高齢者支援金分保険料

均等割額（被保険者 1 人につき 15,100 円）と所得割額「被保険者全員の旧ただし書き所得（※）× 2.42 / 100」との合算額（賦課限度額：22 万円）

3 介護分保険料

均等割額（介護保険第 2 号被保険者（40～64 歳）1 人につき 16,200 円）と所得割額「介護保険第 2 号被保険者全員の旧ただし書き所得（※）× 2.23 / 100」との合算額（賦課限度額：17 万円）

※旧ただし書き所得：
左表〔高額療養費の自己負担限度額〕の〔70 歳未満〕※¹

●財政状況

国民健康保険事業は、特別会計（国民健康保険事業会計）を設けている（49 ページと 72 ページの国民健康保険事業会計予算、決算参照）。

5 年度の国民健康保険事業会計は、歳入総額で 655 億円、対前年度比 1.5%の増、歳出総額で 649 億円、対前年度比 1.2%の増であった。

保険料収入は徴収強化に努めているが、高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増大等により、実質的には、国保財政は引き続き赤字状況にある。財源不足額（赤字分）は区の一般会計からの繰入れに頼らざるを

得ないため、区財政に対する大きな圧迫要因となっている。

●安定した事業運営のために

1 保険料収納率の向上

収納率は年々向上している。電話・訪問等による納付勧奨に努めるとともに、納付相談にきめ細かく対応している。財産があるにもかかわらず納付がない場合には、差押え等の滞納処分を実施し、未納解消に努めている。口座振替の勧奨やスマートフォンを利用した納付など、複数の納付方法を整備することで、納期内納付を促進している。

〔保険料収納率の推移〕 (単位：%)

年度	現年分	滞納繰越分	合計
3	93.5	42.4	87.4
4	93.6	43.1	88.6
5	93.8	43.5	89.2

2 医療費の適正化

保険医療機関等から提出されたレセプトの点検を行い、記載内容に疑義がある場合は、審査支払機関に再審査請求を行っている。また、支払った医療費をお知らせする医療費通知、後発医薬品の理解を促進するための後発医薬品利用差額通知を送付している。さらに、同じ病気で複数の保険医療機関等にかかる重複受診等について訪問服薬健康相談を行っている。

3 被保険者の資格の適正化

資格取得時において、本来の国民健康保険の適用者であるか（被用者保険加入者やその被扶養者等でないこと）の資格確認に努めている。2年度からは年金情報を活用し、被用者保険と二重加入になっている人に対し脱退の勧奨を行い、なお届出がない場合は職権で喪失処理を行っている。

●保健事業

1 練馬区国民健康保険データヘルス計画

平成27年度から、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施・評価・改善を行うことを目的に、「練馬区国民健康保険データヘルス計画」を策定し、保健事業の取組を行っている。

5年度には、計画標準化の推進に伴う共通の評価指標の設定等を踏まえ、6年度から11年度を計画期間とする「練馬区国民健康保険データヘルス計画第3期」を策定した。

2 特定健康診査・特定保健指導

40～74歳の被保険者に対して、内臓脂肪症候群

（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施している。

〔実績〕

4年度

	対象者数（人）	受診者数（人） 終了者数（人）	実施率（%）
特定健康診査	81,681	34,754	42.5
特定保健指導	4,184	685	16.4

3 保養施設

関東近郊の旅館等8施設（6年4月1日現在）との協定により、被保険者（後期高齢者医療制度加入者も含む。）が割引料金で利用できる。5年度は47件（延べ86人）の利用があった。

(2) 後期高齢者医療制度

【関連文書：「ねりまの後期高齢者医療」練馬区区民部 国保年金課】

高齢者と現役世代の負担、保険制度への責任の明確化・広域化を図ることを目的として、平成20年4月に老人保健制度から移行した。

●制度の運営

都内62区市町村が加入する東京都後期高齢者医療広域連合（広域連合）が運営主体である。

広域連合の事務は資格管理、医療給付、保険料賦課等であり、区の事務は被保険者証等交付、保険料徴収、申請等窓口事務等である。

●被保険者

75歳以上の人。ただし、65～74歳で一定の障害があり、申請により広域連合から認定を受けた人を含む。なお、生活保護受給者等を除く。

〔被保険者数の推移〕

各年度末現在

年 度	被保険者数（人）	対前年比（%）
3	85,033	101.6
4	87,689	103.1
5	89,718	102.3

●保険給付の概要

1 一部負担金の割合

病院などの窓口の支払は、外来・入院ともかかった費用の1割、2割または3割の定率負担である。

〔後期高齢者医療制度の一部負担金の割合および自己負担限度額〕

負担割合	所得区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得 690 万円以上		252,600 円+ (10 割分の医療費－842,000 円)× 1 % 〈140,100 円(※ 3)〉	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得 380 万円以上		167,400 円+ (10 割分の医療費－558,000 円)× 1 % 〈93,000 円(※ 3)〉	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得 145 万円以上		80,100 円+ (10 割分の医療費－267,000 円)× 1 % 〈44,400 円(※ 3)〉	
2割	一般Ⅱ		6,000 円+ (10 割分の医療費 － 30,000 円)× 10 % または 18,000 円の いずれか低い方 (144,000 円(※ 2))	57,600 円 〈44,400 円(※ 3)〉
1割	一般Ⅰ		18,000 円 〈144,000 円(※ 2)〉	57,600 円 〈44,400 円(※ 3)〉
	住民税 非課税等 (※ 1)	区分Ⅱ	8,000 円	24,600 円
		区分Ⅰ		15,000 円

- ※1：区分Ⅱ 住民税非課税世帯であり、区分Ⅰに該当しない被保険者
区分Ⅰ ① 住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が0円の被保険者（公的年金収入は80万円を控除、給与収入は給与所得控除後さらに10万円を控除し計算）
② 住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している被保険者
- ※2：計算期間1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）のうち、基準日（計算期間の末日）時点で自己負担割合が1割または2割の方の外来（個人ごと）の自己負担額の合計が144,000円を超えた場合、その超えた額を高額療養費（外来年間合算）として支給する。
- ※3：診療月を含めた直近12か月間に、高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降から適用になる限度額（多数回該当）。ただし、「外来（個人ごと）の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含まない。なお、現役並み所得の被保険者は、個人の外来のみで「外来+入院（世帯ごと）」の限度額に該当した場合も、多数回該当の回数に含む。
この多数回該当の回数には、それまで加入していた医療保険（他道府県の後期高齢者医療制度、国保、健康保険、共済）で該当していた回数は含まない。

2 療養費の支給

(1) 高額療養費の支給

1か月間に支払った後期高齢者医療の一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、超えた分について払戻しを行う。

(2) 療養費の支給

やむを得ず保険証を提示できずに診療を受けた場合や医師の指示により作成した補装具の代金などは、一旦本人が全額を支払い、後日、申請に基づき、自己負担分以外の部分について払戻しを行う。

(3) 高額医療・高額介護合算療養費の支給

1年間に支払った後期高齢者医療の自己負担と介護保険の利用者負担額の合計額が、世帯の自己

負担限度額を超えた場合、申請により高額医療・高額介護合算療養費が支給される。

〔高額医療・高額介護合算療養費の自己負担限度額（毎年8月～翌年7月の1年間）〕

負担割合	所得区分	後期高齢者医療制度+介護保険 世帯単位の自己負担限度額（年額）
3割	現役並み所得Ⅲ	212万円
	現役並み所得Ⅱ	141万円
	現役並み所得Ⅰ	67万円
2割	一般Ⅱ	56万円
1割	一般Ⅰ	56万円
	住民税 非課税等	区分Ⅱ 31万円
		区分Ⅰ 19万円

(4) 入院時食事療養費

入院したときの食事代から自己負担分（定額。低所得者は減額制度あり。）を除いた額を、広域連合が負担する。

3 葬祭費

亡くなった被保険者の葬儀を行った人（喪主）からの申請により、7万円を支給する。

区は申請受付・給付事務を実施する。広域連合の支給額が5万円、区の上乗せ支給額が2万円である。

5年度は、支給件数4,677件、支給額327,320千円であった。

●保健事業

1 後期高齢者健康診査

広域連合からの委託に基づき、後期高齢者医療制度の被保険者に対し健康診査を行う。

2 長寿すこやか歯科健診

76歳と80歳（年度末現在）を対象に歯科健診を行う。

〔実績〕 5年度

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	実施率 (%)
後期高齢者健康診査	84,645	43,868	51.8
長寿すこやか歯科健診	14,753	1,469	9.9

●後期高齢者医療保険料

保険料は、被保険者一人ひとりにかかる均等割額と所得に応じてかかる所得割額からなり（保険料上限あり）、所得に応じて保険料の軽減を行っている。なお、保険料は、2年ごとに広域連合が見直しを行う。

5年度の保険料の状況はつぎのとおりである。

- ・均等割額（46,400 円）と所得割額「賦課のもととなる所得金額（※）× 9.49/100」との合算額（賦課限度額：66 万円）

納付方法は、介護保険料が引かれている年金からの引き落とし（特別徴収）と、納付書または口座振替による納付（普通徴収）がある。

※ 賦課のもととなる所得金額：

前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。）

(3) 国民年金

●国民年金事業の運営

年金制度は、昭和 34 年に「国民年金法」が施行され、36 年 4 月から拠出制の国民年金制度として開始した。

これまでに、人口の高齢化や社会経済状況の変化等に対応するため、基礎年金制度の導入（61 年 4 月）、20 歳以上学生への強制加入（平成 3 年 4 月）、若年者に対する納付猶予制度の創設（17 年 4 月）、産前産後期間の保険料免除制度の創設（31 年 4 月）などの制度改正を行い現在に至っている。

22 年 1 月からは、公的年金に係る一連の運営業務は、主に国から委任・委託を受けた日本年金機構が行い、区では第 1 号被保険者に係る届出事務などを行っている。

●年金加入状況

国民年金は、日本国内に住む 20 歳以上 60 歳未満の外国籍の人を含む全ての人が加入する、国民の基本的な年金制度である。任意加入の仕組みもある。

国民年金の加入は、第 1 号被保険者から第 3 号被保険者までの 3 種類と任意加入被保険者に分かれている。

〔年金に必ず加入する人〕

加入者種別	年 齢	対象者
第 1 号被保険者	20 歳以上 60 歳未満	日本国内に住む、第 2 号・第 3 号被保険者以外の人（自営業・学生など）
第 2 号被保険者	就職時～ 70 歳未満	会社員や公務員などの厚生年金加入者。ただし、65 歳以降は老齢基礎年金の受給権を有しない人のみ
第 3 号被保険者	20 歳以上 60 歳未満	厚生年金加入者に扶養されている配偶者

〔希望すれば年金に加入できる人（任意加入被保険者）〕

年 齢	対象者
20 歳以上 65 歳未満	海外に住んでいる日本人
60 歳以上 65 歳未満	・ 60 歳になるまでに年金を受けるために必要な期間を満たせなかった人 ・ 年金を受ける資格はあるが年金額を満額に近づけたい人
65 歳以上 70 歳未満 (特例)	昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、65 歳になるまでに年金を受けるための必要な期間を満たせなかった人（受給できる資格期間を満たすまで）

5 年度末現在の区の加入者の推移はつぎの表のとおりである。

〔国民年金加入者の推移〕 (単位：人) 各年度末現在

年度	第 1 号被保険者	第 3 号被保険者	任意加入被保険者	計
3	98,374	45,765	1,829	145,968
4	95,834	43,492	1,932	141,258
5	94,792	41,458	2,044	138,294

●国民年金保険料

保険料は、将来の現役世代の過重な負担を回避するため保険料水準固定方式がとられている。6 年度の保険料は月額 16,980 円である。

また、保険料には免除制度がある。5 年度末現在の免除者は表のとおりである。平成 17 年 4 月から 30 歳未満を対象とする若年者納付猶予が、18 年 7 月から申請免除に 4 分の 3 免除と 4 分の 1 免除が加わった。28 年 7 月からは、納付猶予の対象が 50 歳未満に拡大された。さらに、31 年 4 月から産前産後期間の保険料免除が開始された。

〔免除者の推移〕 (単位：人) 各年度末現在

年度	法定免除	申請免除				学生納付特例	納付猶予	産前産後
		全額	3/4	半額	1/4			
3	8,154	13,237	790	574	367	11,630	3,247	54
4	8,470	13,093	851	642	342	11,136	3,257	41
5	8,628	12,939	900	670	339	10,867	3,188	35

●年金等の給付

国民年金の給付には、被保険者本人に支給される老齢基礎年金、障害基礎年金と条件により遺族に支給される遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金がある。このほかに、昭和 61 年 4 月の基礎年金制度導入以前の旧「国民年金法」に基づく老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、遺児年金がある。これらの年金の一部には、所得制限や他の年金との併給制限が定め

られているものがある。

なお、平成 29 年 8 月からは老齡基礎年金などを受けるために必要な期間（保険料納付済などの期間）が 25 年から 10 年に短縮された。

1 受給権者

5 年度末現在の受給権者数は、つぎの表のとおりである。今後、期間満了者が老齡基礎年金を受給することとなり、年金受給権者は年々増加していくものと思われる。

〔老齡年金等受給権者の推移〕 (単位：人) 各年度末現在

年度	老齡基礎	障害基礎	遺族基礎	旧老齡	通算老齡	旧障害	寡婦
3	146,009	9,756	984	1,362	1,186	129	47
4	146,426	10,014	1,025	1,182	926	120	53
5	147,062	10,273	1,002	1,067	740	113	59

2 年金額

平成 16 年の年金改定によって、年金額の改定方法は保険料水準の範囲内で給付を行うことを基本とし、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて給付水準を自動的に調整する仕組みが組み込まれることになった。

〔年金額の推移〕 (単位：円)

年度	老 齡 年 金		障害基礎年金 障害年金	遺族基礎年金 (子一人) 遺族年金
	福 祉	基 礎		
3	400,100	780,900	976,125 780,900	1,005,600
4	398,500	777,800	972,250 777,800	1,001,600
5	406,100	795,000	993,750 795,000	1,023,700
6	416,900	816,000	1,020,000 816,000	1,050,800

注：①障害基礎年金の上段金額は 1 級障害、下段金額は 2 級障害
②老齡基礎年金の年金額は満額を記載しており、各人の年金額は保険料納付月数等により異なる。
③6 年度の年金額は昭和 31 年 4 月 2 日以降生まれの人の年金額（老齡福祉年金を除く）

●練馬年金事務所

区内に所在する会社、工場、商店などの事業所および国民年金加入者等を管轄し、健康保険、厚生年金保険、国民年金、子ども・子育て拠出金の各制度についての業務を行っている。

なお、全ての法人事業所の従業員は、健康保険と厚生年金保険に加入することが義務付けられている。

1 健康保険

事業所に働いている役員および従業員を被保険者とする、被保険者およびその被扶養者のための医療保険制度であり、資格、徴収の業務を行っている。

なお、保険給付に関する業務については、全国健康保険協会で行っている。

〔健康保険（協会管掌）の状況〕 5 年度末現在

区 分	状 況
事業所数	13,584 件
被保険者数	54,359 人
平均標準報酬月額	340,313 円

資料：練馬年金事務所

2 厚生年金保険

事業所に働いている役員および従業員を被保険者として、被保険者あるいは被保険者であった人などに、年金や一時金を給付することにより生活の安定を図る制度であり、資格、給付、徴収の業務を行っている。

〔厚生年金保険の状況〕 5 年度末現在

区 分	状 況
事業所数	14,183 件
被保険者数	79,062 人
平均標準報酬月額	333,533 円

資料：練馬年金事務所

3 国民年金

取扱い業務のうち、区役所においては第 3 号被保険者に係る届出以外の諸届書等の窓口業務を、年金事務所では諸届書等について承認、裁定等を行っている。（国民年金事業の概要等については 81 ページ (3) 国民年金を参照）

4 子ども・子育て拠出金

家庭生活の安定のため、児童を養育している父母等に児童手当を支給している。取扱い業務のうち、区役所においては支給業務を、年金事務所では事業主からの拠出金の徴収業務を行っている。

6 区内の公共機関

(1) 警察

練馬、光が丘、石神井の3警察署が練馬区を管轄している。

令和5年中の認知件数は全体で3,493件で、前年に比べて570件、19.5%増加した。

窃盗は、全体の70.3%を占めている。うち侵入窃盗は前年より1件、1.3%減少した。一方、非侵入窃盗は、窃盗全体の96.9%を占め、前年に比べ415件、21.1%増加した。

中でも、自転車・バイクの盗難被害は1,476件で、1日平均4.0件認知した。

〔罪種別 認知件数〕 (単位：件) 5年

罪種別	署別	練馬警察署	光が丘警察署	石神井警察署	合 計
凶悪犯	計	10	6	10	26
	殺人	1	1	—	2
	強盗	1	3	2	6
	放火	2	—	1	3
	その他	6	2	7	15
粗暴犯	計	114	45	63	222
	暴行・傷害	102	41	57	200
	脅迫・恐喝	12	4	6	22
窃盗犯	計	840	732	885	2,457
	侵入窃盗	35	17	24	76
	非侵入窃盗	805	715	861	2,381
	うち) オートバイ盗・自転車盗	505	426	545	1,476
	計	95	64	68	227
知能犯	詐欺	93	60	63	216
	その他	2	4	5	11
風俗犯	計	27	13	13	53
	不同意わいせつ	18	6	3	27
	その他	9	7	10	26
	その他の刑法犯	177	130	201	508
合 計		1,263	990	1,240	3,493

資料：警視庁

(2) 消防

練馬（平和台・貫井）、光が丘（北町）、石神井（関町・大泉・大泉学園・石神井公園）の3消防署（7出張所）が管轄している。

張所）が管轄している。

5年中の火災件数は、120件で前年に比べ20件減少し、焼損床面積は935㎡で297㎡増加し、焼死者は3人で前年に比べ1人減少した。

火災原因は、電気関係が34件（約28%）で第1位、第2位がガス関係とたばこで22件（約18%）となっている。

救急件数は35,618件で1,166件減少した。

〔消防署別の消防力〕 (単位：台) 5年

消防力	消防署	練 馬	光が丘	石神井	計
ポンプ車		5	4	8	17
化学車		1	—	—	1
はしご車		1	1	1	3
救急車		3	3	6	12
特別救助車		1	—	1	2
指揮隊車		1	1	1	3
水槽車		1	—	—	1
その他の車		8	5	8	21
計		21	14	25	60

〔火災出場件数〕 5年（速報値）

区分	消防署	練 馬	光が丘	石神井	計
火災件数(件)		46	23	51	120
り災棟数(棟)		45	18	63	126
り災世帯(世帯)		39	20	54	113
焼損面積(㎡)		210	22	703	935
死 者(人)		—	1	2	3
負 傷 者(人)		9	3	13	25

〔救急出場件数〕 (単位：件) 5年（速報値）

種別	消防署	練 馬	光が丘	石神井	計
急 病		7,376	5,595	12,035	25,006
交通事故		475	387	845	1,707
一般負傷		1,851	1,343	3,038	6,232
転院搬送		426	338	788	1,552
そ の 他		117	301	703	1,121
計		10,245	7,964	17,409	35,618

〔救助出場件数〕 (単位：件) 5年（速報値）

種別	消防署	練 馬	光が丘	石神井	計
救助活動		424	275	569	1,268
緊急確認		187	76	134	397
危険排除		65	38	71	174
計		676	389	774	1,839

資料：練馬消防署、光が丘消防署、石神井消防署

第1章

子どもたちの笑顔輝くまち

10	教育・子育てに関する施策の方針と計画	86	14	教育の質の向上	95
11	子どもの教育・保育の充実	87	15	家庭や地域と連携した教育の推進	100
12	子どもと子育て家庭の支援の充実	91	16	支援が必要な子どもたちへの取組の充実	104
13	子どもの居場所と成長環境の充実	93			



本会議場で子ども議会の開会を宣言

10 教育・子育てに関する施策の方針と計画

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 練馬区総合教育会議による教育・子育て行政のさらなる活性化

●練馬区総合教育会議と「練馬区教育・子育て大綱」

1 「練馬区教育・子育て大綱」改定の背景

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、区長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、区の教育の課題やあるべき姿を共有しながら、民意を反映した教育行政を推進していくため、練馬区総合教育会議を設置している。

本会議において、教育および子育て施策の方針となる「練馬区教育・子育て大綱」を平成 28 年 2 月に策定した。策定から 5 年がたち、子どもたちを取り巻く環境の変化に加え、新型コロナウイルス感染症により、新たな課題が生じたため、3 年 3 月に改定を行った。

2 各分野の目標と重点施策

改定した大綱では、子どもの健やかな成長と子育ての総合的な施策を推進するため、各分野における目標と 6 つの取組の視点に基づき 17 の重点施策を定めた。

目標と取組はつぎのとおりである。

(1) 教育分野の目標

「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」

〔取組の視点〕

- ① 教育の質の向上
- ② 家庭や地域と連携した教育の推進
- ③ 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

(2) 子育て分野の目標

「安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備」

〔取組の視点〕

- ① 子どもと子育て家庭の支援の充実
- ② 子どもの教育・保育の充実
- ③ 子どもの居場所と成長環境の充実

(2) 練馬区教育振興基本計画

●練馬区教育振興基本計画の改定

教育委員会では、今後の区が目指す教育の姿を明らかにし、教育の振興に関する施策を総合的・計画的に進めるため、平成 24 年 5 月に「練馬区教育振興基本計画」を策定した。

計画期間は平成 24 年度から 3 年度までの 10 年間で、おおむね 5 年経過時点を目途に必要な見直しを行うこととしており、30 年 3 月、教育施策をめぐる状況の変化を踏まえ、構成と内容を改定した。

その後、3 年 3 月の大綱の改定を受け、大綱を踏まえて 4 年 3 月に計画体系の見直しを行った。第 2 次ビジョンと大綱で示されている目標や方向性に基づき、重点施策の主な取組については、改定アクションプランと整合を図り、8 年度までの目標を示した。

(3) 練馬区子ども・子育て支援事業計画

●練馬区子ども・子育て支援事業計画

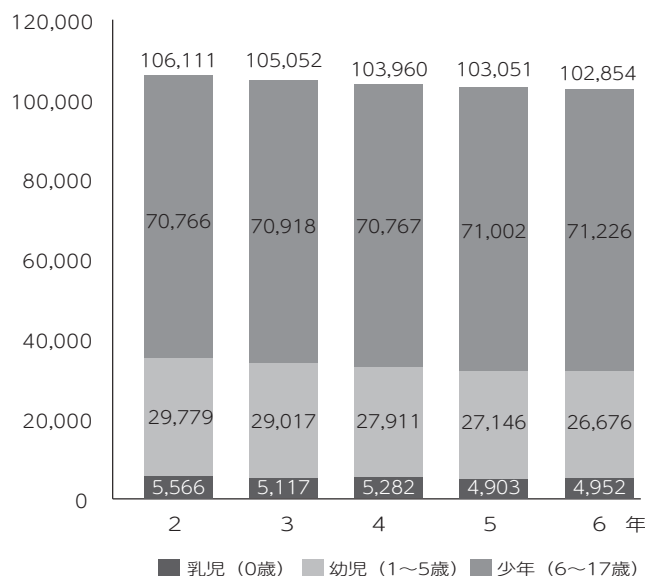
「子ども・子育て支援法」に基づく法定計画として、元年度に、2 年度から 6 年度までを計画期間とする「第 2 期 練馬区子ども・子育て支援事業計画」を策定した。

計画は、『ビジョン』を上位計画とする子ども・子育て分野の個別計画に位置付けられており、この計画に沿って、さまざまな事業を展開し、子どもの成長と子育ての総合的な支援を推進している。

なお、計画期間は 2 年度から 6 年度までの 5 か年としているが、区の出生数は近年減少傾向にあり、就学前児童人口が計画策定当時の推計よりも下振れしていることを踏まえ、4 年度に中間見直しを行った。また、5 年度は、7 年度から 11 年度までの次期計画策定に向けて、就学前児童の保護者等を対象にニーズ調査を実施した。

〔区の児童数〕

(単位：人) 各年 4 月 1 日現在



11 子どもの教育・保育の充実

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 家庭での子育てを支える

●親子で交流できる場

1 子育てのひろば ぴよぴよ

0～3歳の乳幼児とその保護者が自由に遊び、交流できるひろば事業である。各ひろばでは、子育て支援講座や人形劇などの催しを行っているほか、子育て相談も受け付けている。

練馬・光が丘・貫井・大泉・関ぴよぴよ、西大泉ぴよぴよ、光が丘・北大泉児童館ぴよぴよおよび田柄・春日町南・立野地区区民館ぴよぴよで実施しており、5年度は延べ164,052人の利用があった。

2 民設子育てのひろば

NPO法人などの民間団体が運営する子育てのひろばで、5年度は延べ67,865人の利用があった。

3 学童クラブ室活用型子育て支援事業 にこにこ

学童クラブ在籍児童がいない午前中の時間帯を活用して、学童クラブ室を子育て中の親子や子育てグループの交流の場として週2～4回開放している。

開放の形態には、つぎの2種類がある。

(1) 在宅子育て家庭集いの場（個人利用）

0～3歳の乳幼児とその保護者を対象として、自由に来所し、楽しく遊び、語らう場として学童クラブ室を開放している。5年度は71か所で実施し、延べ25,450人の利用があった。

(2) 子育てグループ活動の場（団体利用）

子育てグループを対象に、館内の学童クラブ室を貸し出す事業で、利用は予約制である。17児童館のうち学童クラブがある13館全てと、厚生文化会館の計14施設で実施している。5年度は延べ40団体への貸出しを行った。

4 外遊び型子育てのひろば おひさまぴよぴよ

公園で自然と触れ合いながら0～3歳の乳幼児親子がのびのびと楽しめる外遊び事業である。育児の孤立化や虐待の防止を目的に元年度から相談員を配置している。5年度は豊玉公園、中村かしわ公園、石神井公園、立野公園、大泉中央公園、井頭の森緑地、光が丘公園、城北中央公園で実施し、延べ21,061人の親子が参加した。

5 発達に不安のある親子を対象にしたひろば事業

発達に不安のある親子を対象にしたひろば事業「のびのびひろば」を地域子ども家庭支援センター（練

馬・光が丘・貫井・大泉・関）で月2回実施している。5年度は延べ2,268人の利用があった。

●多様な子育て支援事業

1 子育てスタート応援券

産後の保護者の不安や負担を軽減し、育児をスムーズに始めてもらえるように、2歳未満の子どもがいる家庭を対象につぎのサービスに利用できる応援券を8枚交付している。

〔利用できるサービス〕

5年度

サービス名	利用実績
育児支援ヘルパー事業	延べ925枚（時間）
助産師ケア事業	延べ2,146枚（件）
ファミリーサポート事業	延べ2,222枚（時間）
乳幼児一時預かり事業	延べ6,637枚（単位（※））
産科医療機関実施事業	延べ1,294枚（件）
子育て支援講座	延べ1,374枚（件）
民設子育てのひろば一時預かり事業	延べ707枚（件）

※：1単位は3時間

2 育児支援ヘルパー事業

産前産後の体調不良等により、家事支援を必要とする家庭に、日常的な掃除・洗濯・食事の支度等を支援するヘルパーを派遣している。利用期間は妊娠から2歳になる月の末日までで、原則36時間まで利用できる。5年度は延べ3,800時間の利用があった。

3 ファミリーサポート（育児支えあい）事業

区が実施する講習を修了した有償ボランティア（援助会員）が、利用会員に登録した区民の子どもを預かる育児支えあい事業である。5年度末現在の会員数は利用会員10,222人、援助会員270人、両方に登録している両方会員が15人だった。

4 多胎児ファミサポ利用券

多胎児が同時にファミリーサポート事業を利用する場合、1人分の料金で事業を利用することができる券を交付している。5年度は延べ1,246枚（時間）の利用があった。

5 子どもショートステイ・トワイライトステイ事業

保護者の疾病、出産による入院や就労等により、家庭で養育することが困難な時につぎの施設で一時的に養育する事業である。

(1) 子どもショートステイ（短期入所）事業

月6泊まで利用できる。なお、乳児院では宿泊を伴わない日帰り利用も実施している。5年度は

延べ 2,322 人の宿泊利用と延べ 201 人の日帰り利用があった。

【実施施設等（対象年齢）】

- ・聖オディリアホーム乳児院（生後 2 か月～2 歳未満）
- ・陽だまり荘（2 歳～小学校 6 年生）
- ・東京都石神井学園（2 歳～18 歳未満）
- ・登録家庭（2 歳～小学校 6 年生）

なお、6 年度から錦華学院（小学生～18 歳未満）で事業を開始する。

(2) 子どもトワイライトステイ（夜間一時保育）事業

午後 5～10 時の夜間一時保育事業。5 年度は延べ 930 人の利用があった。

【実施施設（対象年齢）】

- ・練馬ぴよぴよ（ひろば室）（2 歳～小学校 6 年生）
- ・光が丘ぴよぴよ（一時預かり室）（2 歳～小学校 6 年生）
- ・東京都石神井学園（2 歳～18 歳未満）

6 要支援家庭ショートステイ事業

児童に関わる関係機関で構成する練馬区要保護児童対策地域協議会において支援が必要と判断された家庭に対し、養育状況の改善を図るため、児童を最長 14 日間施設で養育することで児童および保護者への支援を行っている。5 年度は延べ 411 人の利用があった。

【実施施設（対象年齢）】

- ・聖オディリアホーム乳児院（生後 2 か月～2 歳未満）
- ・陽だまり荘（2 歳～小学校 6 年生）

なお、6 年度から錦華学院（小学生～18 歳未満）で事業を開始し、陽だまり荘で親子入所型（生後 4 か月～小学校 6 年生）を開始する。

7 乳幼児一時預かり事業

保護者のリフレッシュのためなど、理由を問わず生後 6 か月以上の未就学児を預かる一時預かり事業である。練馬・光が丘・貫井・大泉・関びよびよで実施しており、5 年度は延べ 27,158 人の利用があった。

8 外遊びの場の提供事業

光が丘公園などを会場に、自然と触れ合いながら自由な発想で遊びができる外遊び事業を実施する団体の経費の一部を補助している。

5 年度は 63 回実施し、延べ 12,135 人の参加があった。

9 子育て支援啓発講座

育児の悩みを抱えがちな親を対象に、ファシリテーターと呼ばれる進行役とともに、それぞれの悩みを話しながら子育てのノウハウとともに学ぶ講座（ノーバディーズ・パーフェクト）を実施している。5 年度は全 6 回の連続講座を 4 回実施し、45 人が受講した。

10 練馬こどもカフェ

在宅子育て世帯を対象に、民間カフェ等と協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックスできる場を提供するとともに、地域の幼稚園や保育事業者の協力を得て子育て支援講座などを実施している。

5 年度は 8 か所で事業を実施した。オンライン版を含め全 102 回開催し、親子延べ 285 組が参加した。

(2) 就学前の子どもの成長を支える

●区立保育所・私立保育所

保育所は、保護者が就労・病気等のため、家庭で十分な保育が受けられない児童を保護者に代わって保育する施設である。6 年 4 月 1 日現在、区には区立保育所 60 所と私立保育所 147 所（うち分園 6 所）がある。

区は、待機児童ゼロ継続のため、保育所の新設や定員の拡大、およびさまざまな保育ニーズに対応するための保育内容の充実に努めている。

1 乳児保育

区立保育所では、昭和 62 年 4 月に、生まれた日を含めて 58 日目からの産休明け保育を開始した。6 年 4 月 1 日現在、15 所で実施している。また、23 所で 101 日目から、12 所で 8 か月以上の乳児を受け入れている。

私立保育所では、131 所（うち分園 3 所）で生まれた日を含めて 58 日目から、1 所で 101 日目から、6 所で 6 か月以上、1 所で 8 か月以上の乳児を受け入れている。

2 障害児保育および医療的ケア児の受入れ

区立保育所では、集団保育が可能と認められる、中・軽度の障害のある児童を対象として、一保育所につき原則 3 人まで受け入れている。また、私立保育所でも園の状況に応じて受入れを行っている。6 年 4 月 1 日現在、区立保育所 59 所に 176 人、私立保育所 95 所に 203 人が在園している。

医療的ケア児の受入れについては、4 年 4 月入園の選考から一般児童より先に選考を行う「優先選考」を実施している（4 月 1 次利用調整のみ対象）。6 年 4 月 1 日現在、区立保育所 5 所に 5 人が在園している。

3 延長保育

満 1 歳以上の児童については、全保育所で午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分（一部私立保育所では時間帯が異なる。）まで保育する。

さらに、保護者の就労等の事情に対応するため、下表のとおり延長保育を実施している。

〔延長保育実施状況〕		6年4月1日現在
区 分	区 立	私 立
(利用児童数)	(229人)	(394人)
朝 30分	30所	41所
朝 1時間	—	1所
夕方 30分	—	2所
夕方 1時間	7所	27所
夕方 1時間 30分	—	10所
夕方 2時間	30所	102所
夕方 2時間 30分	—	2所

また、平成16年4月から、延長保育利用定員の空きを活用した、一日単位の延長保育スポット利用を実施している。5年度は、区立保育所39所で延べ6,863人の利用があった。

4 年末保育

保護者の多様な就労形態に対応するため平成13年度から開始した。12月29・30日において午前7時30分から午後6時30分まで保育する。5年度は、区立保育所10所で延べ94人、私立保育所1所で延べ13人の利用があった。

5 休日保育

認可保育所が休みとなる日曜日と祝休日（12月29日から1月3日を除く。）に、就労のため保育を必要とする保護者に代わって児童を保育する事業である。対象は、区の認可保育所に在園する満1歳以上の児童である。

平成18年4月から区立保育所1所で開始し、5年度は区立保育所計7所で実施した。5年度は延べ2,265人の利用があった。

●地域型保育事業

1 家庭的保育事業（保育ママ）

保育士・教員・看護師などの資格を有することを条件に区が認定した家庭的保育者が自宅等で、生まれた日を含めて58日目から2歳児までの児童3～5人を保育する事業である。

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、平成26年度までの家庭福祉員が家庭的保育者に移行した。6年4月1日現在、44人の家庭的保育者が事業を実施している。

2 小規模保育事業

区の定めた設置運営基準を満たし認可された民間の保育施設で、定員19人までの児童の保育を行う事業である。職員の配置基準に応じて、A型、B型、C型の3類型がある。6年4月1日現在、A型39所、B型3所、C型1所で事業を実施している。

3 事業所内保育事業

事業所の従業員の児童を対象として開設し、区が認可した事業所内保育所に、保育を必要とする地域の児童を一定の割合で受け入れ、保育する事業である。6年4月1日現在、2所で事業を実施している。

4 居宅訪問型保育事業

児童の自宅に保育者を派遣し、1対1の保育を提供する事業である。生まれた日を含めて58日目から就学前の児童を対象とした一般児向けと、障害や疾病等により医療的ケアが必要で、集団保育が著しく困難である児童を対象とした障害児向けがある。6年4月1日現在、5事業者で実施している。

●その他の保育制度

1 認証保育所

大都市の多様化する保育ニーズに対応するため、都が独自の基準を満たす施設を認証し、区が運営費を助成している。また、保護者に保育料の一部助成を行っている。6年4月1日現在、17所が開設されている。

2 短期特例保育

保護者の出産、入院、家族の疾病などの理由により、一時的に保育を必要とする場合に、保育員または定員に欠員のある保育施設で児童を保育する制度である。

6年4月1日現在、保育員または認証保育所、区立保育所、私立保育所、地域型保育事業の定員に欠員がある施設で実施している。5年度は49人、延べ613日の保育を行った。

3 一時預かり

保護者の育児疲れ解消、急病や出産などさまざまな理由で一時的に子どもを預けたいときに、保育所の専用保育室などで預かる制度である。

6年4月1日現在、区立保育所1所と私立保育所29所で実施している。

5年度は区立保育所2所で延べ1,308人、私立保育所29所で延べ1,565人の利用があった。

4 病児・病後児保育

病児・病後児保育は、病気の回復期にある児童や、病気の回復期に至らないが、当面急変の恐れのない児童を一時的に保育する事業である。

6年4月1日現在、病児・病後児保育は8所で実施している。5年度は8所で延べ7,783人の利用があった。

●待機児童ゼロ継続のために

5年度は300人以上の定員枠を拡大した。当初計画を上回る定員枠を確保し、6年4月1日現在の待機児童数は4年連続で0人となった。5年度実施の就学前児童の保護者等のニーズ調査結果等を踏まえながら、今後も待機児童ゼロを継続できるよう取り組んでいく。

〔保育所数・児童定員・待機児童数の推移〕

各年度 4 月 1 日現在							
年度	保育所数（所）			児童定員（人）			待機児童（人）
	区立	私立	合計	区立	私立	合計	
2	60	121	181	6,808	8,793	15,601	11
3	60	130	190	6,795	9,423	16,218	－
4	60	136	196	6,762	10,018	16,780	－
5	60	146	206	6,751	10,696	17,447	－
6	60	147	207	6,711	11,056	17,767	－

●私立保育所等への助成の充実

私立保育所等の誘致を進めるに当たり、国および都の補助金を活用して、保育事業者へ施設整備や運営に対する財政的な援助を行っている。

●幼稚園の現況

幼児期は、心身の発達の基礎を培う重要な時期である。

近年は、幼児を取り巻く家庭環境も大きく変わってきており、幼稚園の果たす役割はますます大きくなっている。

区立幼稚園は、北大泉、光が丘むらさきおよび光が丘さくらの3園があり、4・5歳児を対象とした2年保育を実施している。

私立幼稚園は38園あり、保護者の経済的負担を軽減するため、入園料や保育料等に対する区独自の補助等を行っている。また、園に対する教育環境整備への補助等を行い、幼児教育の一層の充実を図っている。

その他、幼稚園ではさまざまなニーズに応えるため、全ての幼稚園で在園児を対象とした預かり保育を実施しているほか、支援の必要な幼児も多く受け入れている。6年5月1日現在、要支援児は区立幼稚園3園に69人、私立幼稚園24園に173人が在籍している。

〔区内の幼稚園・保育所の入園（入所）状況〕

幼児数・幼稚園児数 6年5月1日現在 保育所入所者数 6年4月1日現在					
区 分		3歳児 人(%)	4歳児 人(%)	5歳児 人(%)	計 人(%)
幼 児		5,213 (100)	5,449 (100)	5,529 (100)	16,191 (100)
幼稚園 児数	区立3園	－	66 (1.2)	81 (1.5)	147 (0.9)
	私立38園	1,788 (34.3)	2,142 (39.3)	2,370 (42.9)	6,300 (38.9)
	計	1,788 (34.3)	2,208 (40.5)	2,451 (44.3)	6,447 (39.8)
区立・私立保育所 入所者数 計		3,186	3,094	3,055	9,335
幼稚園・保育所 合 計		4,974	5,302	5,506	15,782

●練馬こども園

区独自の幼保一元化施設として、通年（夏・冬・春休みも含む）で1日9～11時間の保育を実施する私立幼稚園（認定こども園を含む）を「練馬こども園」として認定している。

認定された私立幼稚園は、認証保育所等との提携や教育・保育の質の更なる向上（研修や職員交流）に取り組んでいる。

6年4月1日現在、26園で事業を実施し、定員2,124人となっている。

12 子どもと子育て家庭の支援の充実

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 地域で子育てを支える

●相談支援体制

1 すくすくアドバイザー

妊娠期を含めた子育てに関する「なんでも相談」を受け付け、地域の子育て支援サービスを円滑に利用できるように情報提供を行っている。また、必要に応じて関係機関への橋渡しを行っている。

区役所内および地域の子ども家庭支援センター（練馬・光が丘・大泉・関）に配置しており、5年度は9,650件の相談があった。

2 子どもと家庭の総合相談

子ども家庭支援センターおよび地域子ども家庭支援センター（練馬・光が丘・貫井・大泉・関）では、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに専門機関やサービスの紹介・調整を行っている。

5年度は虐待に関する相談1,716件、養育に関する相談3,052件、不登校に関する相談125件、育児・しつけ等の相談（児童相談所等の問合せ含む。）9,037件で、計13,930件の相談があった。

●児童虐待防止

1 要保護児童対策地域協議会の設置

「児童福祉法」により、地方公共団体は、要保護児童等（要保護児童もしくは要支援児童およびその保護者または特定妊婦）への適切な保護または支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置するように努めなければならないとされた。

区では、平成19年3月に、従来の児童虐待防止協議会を練馬区要保護児童対策地域協議会（要対協）に発展的に移行し、児童虐待防止と早期発見のため、関係機関等とネットワークを形成している。

なお、子ども家庭支援センターを要対協の調整機関として指定している。

2 児童相談体制「練馬区モデル」の強化

虐待通告が急増する中、都区の連携を強化するため、2年7月、子ども家庭支援センター内に都区合同で「練馬区虐待対応拠点」を設置した。都児童相談所と子ども家庭支援センターの専門職員の日常的な情報共有が可能となり、虐待発生時の速やかな合同訪問や一時保護等につなげるとともに、3年度から虐待通告の初期対応の振り分けに都区の職員が合同で取り組むなど、大き

な成果を上げている。

都は、6年6月に東京都練馬児童相談所を、区の子ども家庭支援センターと同一施設内に設置する。都立児童相談所の設置により、都区合同の検討会議や虐待通告に基づく家庭訪問等が随時可能となり、広域的・専門的機能である一時保護や児童養護施設入所などの法的対応も更に的確・迅速に行われるようになる。

都区の緊密な連携を深め、児童相談体制を更に強化していく。

●区立保育所子育て支援事業

地域に開かれた保育所としての機能を拡充するために、全区立保育所でつぎの事業を行っている。

1 子育て相談

園長や栄養士、看護師が、専門知識や保育所での経験を基に子育てに関する相談に応じている。

5年度は3,670件（うち電話相談は177件）の相談があった。

2 地域交流事業

季節の行事や園庭開放、園児と一緒に給食を食べる「ふれあい給食」などの事業を各保育所で実施している。

●練馬こどもまつり

子どもたちに楽しい遊びを伝えること、親と子の交流の場を提供すること等を目的として、「児童福祉週間」にちなみ、原則として毎年5月の第2土曜日に開催している。5年度の「第41回練馬こどもまつり」は区立児童館17館、厚生文化会館、地区区民館21館の全39会場で開催し、延べ13,685人が参加した。

(2) 手当・助成

●児童手当等の支給

児童の健全な育成と福祉の向上を目的に、各種手当の支給や、子どもおよびひとり親家庭等への医療費の助成を行っている。

なお、子ども医療費の助成と第3子誕生祝金を除き、それぞれの手当等には一定の所得制限がある。

1 児童手当

中学校修了までの児童の保護者に支給している。5年度末現在の支給児童数は65,315人である。支給月額はずぎのとおりである。

〔児童一人当たり支給月額〕 (単位：円) 5年度末現在

対象		金額
0～3 歳未満 (一律)		15,000
3 歳～小学生	第 1 子・第 2 子	10,000
	第 3 子以降	15,000
中学生 (一律)		10,000
所得制限超過 (一律)		5,000
所得上限超過		支給されない

2 児童育成手当

(1) 育成手当

父または母が死亡・離婚・未婚・行方不明等、あるいは父または母に重度の障害があり、18 歳に達した年度の末日までの児童を養育する人に支給している。ただし、児童が施設に入所している場合は除く。

支給月額は児童 1 人につき 13,500 円、5 年度末現在の支給児童数は 6,458 人である。

(2) 障害手当

心身に一定程度の障害がある 20 歳未満の者を養育する保護者に支給している。支給月額は対象者 1 人につき 15,500 円、5 年度末現在の支給対象者数は 444 人である。

3 第 3 子誕生祝金

今回出生した子どもを含めて 3 人以上の 18 歳に達した年度の末日までの子どもと同居している保護者で、第 3 子以降の子どもの出生日の 1 年以上前から区内に居住し、祝金を受給した後引き続き 1 年以上、第 3 子等の子どもを含む子どもとともに区内に居住する意思がある人を対象に、子ども 1 人につき 10 万円を支給している。5 年度は 516 人に支給した。

4 児童扶養手当

離婚や死亡、生死不明などで父または母がいない、あるいは父または母に重度の障害があり、18 歳に達した年度の末日まで（心身に一定程度の障害がある人は 20 歳未満）の施設に入所していない児童の保護者に支給している。

支給月額は、受給者本人の所得が一定額以上のとき、所得金額に応じて支給制限を受ける。

児童 1 人の場合の 5 年度末現在の支給月額は、全部支給は 44,140 円（一部支給は 44,130 円～10,410 円）、児童 2 人の場合 10,420 円（一部支給は 10,410 円～5,210 円）加算、3 人目以降は 1 人につき 6,250 円（一部支給は 6,240 円～3,130 円）加算となる。5 年度末現在の支給児童数は 4,340 人である。

5 特別児童扶養手当

重度の障害、または中度の障害がある 20 歳未満の施設に入所していない者の保護者に支給している。

5 年度末現在の支給月額は、1 人につき重度障害児は 53,700 円、中度障害児は 35,760 円、5 年度末現在の支給児童数は合わせて 595 人である。

6 子ども医療費助成

小学校就学前までを対象に乳幼児医療証、小・中学生を対象に小・中学生医療証、高校生年代まで（18 歳に達した年度の末日まで）の子どもには高校生等医療証を交付して、健康保険が適用される診療等について自己負担分および入院時食事療養標準負担額を助成している。

5 年度末現在の対象人数は乳幼児医療証が 36,930 人、小・中学生医療証が 52,854 人、高校生等医療証が 17,253 人、合計 107,037 人である。

7 ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭、父母ともにいない家庭、父または母に重度の障害がある家庭を対象に医療証を交付し、健康保険が適用される診療等について、保護者が支払う自己負担分（高額療養費および入院時食事療養標準負担額を除く）の全部または一部を助成している。5 年度末現在の対象人員は 2,732 世帯、2,795 人である。

13 子どもの居場所と成長環境の充実

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 学童期の子どもの成長を支える

●学童クラブ

学童クラブは、保護者の就労等により保育を必要とする小学校に在籍する児童の健全育成を図る施設である。5年度末現在、86の区立学童クラブを開設している。

内訳は、34学童クラブ（児童館・厚生文化会館・地区区民館内22、小学校内5、単独7）と52ねりっこ学童クラブ（ねりっこ学童クラブの詳細は、本ページ「●練馬型放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」」を参照）となっている。

また、一定の条件を満たした学童クラブでは、高学年（小学校4～6年生）の受入れや、保育を必要とする日数（入会要件）を4週16日から4週12日に緩和し、受入れを行っている。

1 保育日

月～土曜日（国民の祝日、12月29日～1月3日を除く。）

2 保育時間

(1) 月～金曜日：放課後～午後6時（夏休み等の学校休業日は午前9時～午後6時）

(2) 土曜日：午前9時～午後5時

注：5年度末現在、区立委託学童クラブ（14）およびねりっこ学童クラブ（52）では、朝（午前8時から）と夕方（午後7時まで）の延長保育を実施している。

3 障害児および医療的ケア児の受入れ

心身に軽・中程度障害のある児童は、障害児優先受入枠を設定し、受入れを行っている。5年4月1日現在、80クラブに241人（うち、ねりっこ学童クラブでは47クラブに129人）の障害児が在籍している。

また、医療的ケア（※）が必要な児童は、障害児優先受入枠とは別に医療的ケア児優先受入枠を設定し、受入れを行っている。5年4月1日現在、4クラブに4人（うち、ねりっこ学童クラブでは1クラブに1人）の医療的ケア児が在籍している。なお、自身で医療行為を行う児童は人数に含んでいない。

※：医療的ケアとして、たん吸引、経管栄養、導尿、血糖値測定・インシュリン注射に対応している。

●学校応援団

「学校応援団」は、小学校の児童および地域のために学校施設を有効活用し、「ひろば（児童放課後等居

場所づくり）事業」や「学校開放事業」等を行うPTAや町会・自治会などの地域住民からなる団体で、地域の特色を活かした企画・運営が行われている。

平成16年度から順次設置を進め、23年3月末までに全小学校65校への設置を完了した。

ひろば事業では、放課後帰宅せずに児童がそのまま、校庭、図書室、体育館、ひろば室などで、自主遊びや宿題、読書などを行うことができる。

●練馬型放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」

ねりっこクラブは、小学校の施設を活用して、「学童クラブ」と「ひろば事業」のそれぞれの機能や特色を維持しながら、事業運営を一体的に行うものである。

保育を必要とする児童を対象とした「ねりっこ学童クラブ」と、実施校の児童なら誰でも利用できる「ねりっこひろば」があり、児童の成長などに合わせて選択することができる。

平成28年度から開始した事業で、5年度は新規に7校実施し、52校となった。また、6年度は7校開始する。

〔5年度開始校〕

南町小／練馬第三小／石神井小／上石神井北小／関町北小／大泉第二小／泉新小

〔6年度開始校〕

豊玉南小／早宮小／光が丘四季の香小／大泉第四小／大泉西小／南田中小／南が丘小

●放課後児童等の広場（民間学童保育）事業

保護者の就労等により主に放課後の時間帯に保育を必要とする児童が、年齢が異なっても仲間となって楽しく遊び共に過ごすことで、豊かに育つための事業である。

株式会社、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の団体が実施し、区の基準を満たしている場合に、区が運営費等の一部を助成している。5年度末現在、13施設で実施している。

また、児童のいない午前中などに乳幼児親子の交流の場を提供している施設もある。

●児童館（室）

18歳未満のすべての子どもを対象とし、学校や地域と連携しながら子どもの自主活動や遊びを通じて子どもの心身を育成し、情操豊かに育つよう援助することを目的としている。

5年度末現在、児童館等の施設は児童館 17 館、厚生文化会館児童室 1 室、地区区民館 22 館である。

5年度は、1日平均で1館（室）当たり 76 人の児童が利用した。

〔児童館（室）利用状況の推移〕 (単位：人)

館名	年度	3	4	5
(児童館)				
栄 町		20,835	24,715	29,786
中 村		43,586	44,816	49,660
平 和 台		26,621	26,525	32,073
北 町 は る の ひ		41,161	44,368	55,836
北 町		24,190	23,998	26,710
光 が 丘		41,433	44,093	42,373
光が丘なかよし		54,232	60,411	66,435
土 支 田		35,519	35,477	42,267
南 田 中		37,066	38,652	41,312
三 原 台		25,357	29,324	31,210
石 神 井		27,097	26,595	26,233
石 神 井 台		32,236	28,777	33,893
上 石 神 井		24,021	23,501	25,021
関 町		24,717	26,054	27,587
東 大 泉		29,709	32,133	35,018
西 大 泉		24,966	28,495	30,420
北 大 泉		19,278	22,205	24,881
(児童室)				
厚 生 文 化 会 館		25,178	28,793	24,181
地 区 区 民 館		194,231	239,004	243,032
合 計		751,433	827,936	887,928

児童館（室）では、図書室、工作室、音楽室や遊戯室等を利用して、卓球、工作やダンス等の各種クラブ活動や四季折々の行事を行っている。また、つぎのような事業も行っている。

1 乳幼児や保護者対象事業

主に乳幼児とその保護者を対象として、リズム体操、読み聞かせ、育児について語り合う集い等の事業を、週1～3回、午前中に実施している。

5年度は、1館平均 108 回の事業に延べ 2,000 人（1館あたり）の乳幼児が参加した。さらに、乳幼児の保護者を対象とした子育てに関する講演会等は1館あたり年間平均 7 回開催した。

また、子育てに関する相談事業、子育てサークルの支援、子育て情報の提供等、子育て支援の地域の拠点

として積極的な事業展開を行っている。

2 親子のふれあう場等提供事業

幼児およびその保護者等のふれあいの場、小学生の遊び場の提供を目的として、日曜・祝日の午前9時から午後5時まで光が丘なかよし児童館の施設開放を実施している。

3 中高生向け事業

栄町・石神井・北大泉・土支田・北町はるのひ・中村・南田中・北町・関町・石神井台・西大泉・三原台の 12 児童館では週 2～3 回、光が丘なかよし・光が丘・上石神井・平和台・東大泉の 5 児童館では月～土曜日に、「中高生の居場所づくり事業」として中高生のための時間を設けている。通常の利用時間が午後6時までのところ、実施日は中高生に限り午後7時（光が丘なかよし児童館は午後8時）まで児童館で過ごすことができる。

中高生の居場所と自己実現の場として交流や音楽活動のほか、飲食をしながら気軽に悩みを話したり相談したりできる「中高生カフェ」を実施している。

14 教育の質の向上

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 小・中学校の教育内容を充実する

● ICT を活用した教育内容の充実

教員全体の ICT 活用能力を高め、効果的な学習指導を推進し、児童・生徒の情報活用能力の向上を図る教育活動に取り組んでいる。

5 年度は、ICT 支援員による専門的な授業支援の実施、各校の ICT 活用推進リーダーへの研修を行ったほか、教員用タブレットから研修動画・マニュアルを閲覧できるサイトを充実させた。また、教員の校務負担を軽減し、授業準備時間の拡充を図るため、デジタル採点システムを中学校へ一斉導入したほか、欠席連絡や学校からの連絡を行うための保護者向け情報伝達サービスを導入した。

●人権教育および豊かな心を育成する教育を推進するために

全ての子どもが人権尊重の理念を正しく理解するとともに、人権尊重の精神を行動で示すことができるよう、人権教育を推進している。また、家庭や地域と連携して、社会貢献の精神の育成を図っている。

〔具体的な取組例〕

- ・教員で構成する人権教育推進委員会による研修の充実
5 年度 6 回
- ・人権尊重教育推進校（5 年度 南町小学校、開進第二中学校）からの研究報告の実施
南町小学校：東京都教育委員会人権尊重教育推進校紙上発表の実施
開進第二中学校：東京都教育委員会人権尊重教育推進校研究発表の実施

●学校図書館の充実

全区立小・中学校に導入した学校図書館蔵書管理システムにより適切な蔵書管理を行い、学校図書館の利活用を推進している。また、学校図書館において、より統一した対応を図るため、指定管理による学校図書館支援員を順次業務委託による学校図書館管理員に切り替え、4 年度から一本化した。

●教育情報の発信

1 教育情報の収集と提供

- (1) 適応指導教室用に作成した「3 年進路授業資料」を中学校全校に提供した。
- (2) 各種の教育研究資料や教育図書等を収集し、教職員が閲覧できるようにしている。（適応指導教室の詳細は、105 ページ「2 (1) 適応指導教室」を参照）

2 教科書展示会

教職員および区民を対象に、教科書の法定展示会を毎年 6 月から 7 月にかけて 14 日間開催し、さらに採択替えの前年度には、法定展示と連続する前後 10 日間の特別展示会を開催している。5 年度は 6 月 16 日から 7 月 9 日の 24 日間、学校教育支援センター内の教科書センターにおいて特別展示会および法定展示会を開催し、延べ 55 人の来場があった。併せて、区独自の取組として、貫井図書館（6 月 17 日、18 日、24 日、25 日の 4 日間）・大泉図書館（6 月 28 日～7 月 2 日の 5 日間）・関町図書館（7 月 5～9 日の 5 日間）において、採択対象となる小学校の教科書展示を行い、延べ 125 人の来場があった。

なお、教科書センターでは、現在使用している教科書に加え、これまで使用した教科書を常設展示している。

3 保護者講演会

5 年度は、8 講座 15 回を実施し、延べ 295 人が参加した。

●確かな学力の定着・向上と主体的に学ぶことが

できる子どもを育てる教育を推進するために

社会の変化に主体的に対応し行動できる子どもの育成を目指し、一人ひとりの個性を伸ばして、学ぶことの楽しさや達成感を体得できるよう教育の充実を図っている。

1 一人ひとりの確かな学力の定着・向上を図る

- ・学力向上支援講師を配置
5 年度 小学校 65 校、中学校 21 校（年度末時点）
- ・習熟度別指導や個に応じた指導を充実するために教員の加配を実施
5 年度 小学校 65 校、中学校 31 校

2 特色ある教育課程を編成し、教育の質を高める

- ・学習指導要領の確実な実施に向けた、趣旨および内容の理解促進
- ・社会に開かれた教育課程の実現に向けて土曜授業を実施
5 年度 小・中学校年間 8 回以上

●小中一貫教育の推進

義務教育9年間を見通した教育を実践するため、すべての区立小・中学校において小中一貫教育を実施している。

施設一体型小中一貫教育校としては、平成23年度に大泉桜学園を設置しており、現在、旭丘・小竹地域において、2校目の小中一貫教育校「(仮称) みらい青空学園」の設置に向けた取組を保護者や地域住民等から意見を聞きながら進めている。

児童・生徒数、学級数の状況等を踏まえ、旭丘小学校・旭丘中学校については、先行して新たな小中一貫教育校の設置に向けた準備を開始し、2年度から改築に着手した。

24年度には中学校1校に対し小学校1～3校の組合せで構成する小中一貫教育グループを設定した。2年度から、各グループにおいて「目指す15歳の姿」を定め、4年度から義務教育9年間を見通した「小中一貫教育の取組プログラム」の作成に取り組み、児童・生徒の発達段階に応じた系統的・連続的な教育活動を行っている。また、26年2月からは、特別支援学級における小中一貫教育の取組を開始し、さらに、30年度からはこれまで作成してきた段階表の名称を「ステップシート」に変更し、より一層の活用と指導の充実を図っている。

●教員研修等の充実

教育委員会は、全ての教職員が意欲的に教育活動に参画し、学校が組織として機能するよう指導・支援を行っている。

また、教育課程の編成および実施については、指導内容や指導方法の工夫・改善および授業の質的向上に努めるよう、各学校に対し指導・助言を行っている。

〔具体的な取組例〕

- ・教育課程編成に関わる説明会や相談会を実施し、授業内容や実施時間数の管理を行っている。
 - ・学校訪問等により、授業の実態や校内研究の取組を把握し、直接指導・助言を行っている。
5年度 1園、34校に訪問
 - ・教職員の資質向上等のための各種研修会を実施している。
5年度 38分野の研修会を計画
- なお、研修会の一部は教員の働き方改革推進のため、オンライン（Web会議システム）やオンデマンドで実施した。
- ・教育アドバイザーを増員し、若手教員の指導機会を拡充した。

●教員の働き方改革

教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、児童生徒一人ひとりに応じた指導を充実するため「練馬区立学校（園）の教員の働き方改革推進プラン」に基づき、教職員出勤管理システム導入による適切な業務管理、教員の業務改善などを進めるとともに、教員の業務をサポートする会計年度任用職員を配置している。

1 教員サポート人材の配置拡大

〔副校長補佐〕		各年度末現在
年 度	小学校	中学校
4	39校（39人）	19校（19人）
5	59校（59人）	32校（33人）

〔スクール・サポート・スタッフ〕		各年度末現在
年 度	小学校	中学校
4	65校（73人）	33校（37人）
5	65校（82人）	33校（41人）

2 部活動指導員の配置拡大

〔部活動指導員〕		各年度末現在
年 度	中学校	
4	7校（8人）	
5	12校（13人）	

●英語教育の充実

グローバル社会でたくましく生き抜く「英語力」と「コミュニケーション能力」の基礎を身に付けた児童・生徒の育成を目標に、小・中学校で連続した英語教育を実施している。

外国語指導助手を活用した指導体制の充実に加え、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能のバランスのとれた英語力の向上を目指し、中学校2年生および小学校6年生で英語4技能検定を実施している。また、4年度から、中学校1年生を対象としたイングリッシュキャンプを実施している。

- 1 外国語指導助手の配置
5年度 小学校3～6年生、中学校全学年
- 2 英語4技能検定の実施
5年度 小学校6年生、中学校2年生
- 3 イングリッシュキャンプの実施
5年度 中学校1年生の希望者

(2) 教育環境を充実する

●施設の整備

- 1 校舎等の改築・改修
学校施設の5割以上が築50年を経過し、老朽化が進んでいる。そのため、区では「練馬区公共施設等総

合管理計画【実施計画】「練馬区学校施設管理実施計画」「練馬区立施設建築安全基本方針」に基づき、計画的に校舎等の改築を行っている。

5年度はつぎの改築、長寿命化改修を実施した。

〔学校施設の改築実施状況〕 5年度	
設 計	工 事
向山小学校 田柄中学校 練馬東小学校 豊溪小学校 石神井南中学校	関町北小学校 上石神井北小学校 旭丘小・中学校 (小中一貫教育校)

なお、改築の際には、太陽光発電設備の設置など自然エネルギーの活用や省エネルギーの仕組みを導入している。

2 校舎等の改修工事

小・中学校の施設や設備は、経年による老朽化が進んでおり、長期間施設を使用していくためには、日頃から維持補修を行っていくことが重要である。そのため安全性・利便性・快適性を備えた教育環境の確保と、大切な区民の財産を良好に管理する観点から、定期的・計画的な保守点検や必要に応じた改修工事等を行っている。

5年度は主につぎの改修工事を実施した。

〔学校施設の主な改修工事実施状況〕 (単位：校) 5年度		
改修工事件名	小学校	中学校
校舎屋上防水等工事	5	3
トイレ改修工事	4	1
給水設備等改修工事	3	2
プール等改修工事	6	3
受変電設備改修工事	3	3
屋内運動場空調機設置工事	11	7
普通教室化改修工事	3	—

3 校地の取得

児童・生徒の教育環境を良好にするため、校地の面積や校舎等の配置を勘案し、学校が有効に活用できる用地を取得している。

4 学校の緑化

みどり豊かなうおいのある学校環境を整備し、子どもたちの緑化意識を育む環境学習の場作りを目指して、校庭の芝生化、屋上緑化、みどりのカーテン（壁面緑化）の整備に取り組んでいる。

5年度までに、小学校 36 校、中学校 4 校の校庭の芝生化および小学校 12 校、中学校 7 校の屋上緑化を実施した。また、小学校 53 校、中学校 6 校にみどりのカーテンを整備した。



〔中村小学校の校庭芝生〕

●小・中学校の現況

6年5月1日現在、小・中学校の現況は、つぎの表のとおりである。

なお、学級編制について、小学校第1～5学年は35人を1学級とし、第6学年からは40人を1学級とする。ただし、中学校第1学年は35人を1学級として学級編制することができる。

〔小・中学校の児童・生徒・教員数〕 6年5月1日現在			
区 分		小学校	中学校
学校数（校）		65	33
学級数（学級）		1,182	417
児童・生徒数（人）	男	17,168	6,868
	女	16,375	6,356
	計	33,543	13,224
教員数（人）		1,782	822

●学校選択制度

4月に中学校に入学する生徒を対象に、一定の受入れ人数枠の範囲で、希望により中学校を選ぶことのできる「学校選択制度」を実施している。

受入れ人数枠に対して希望者が多く、辞退者等を見込んでも超過する場合には抽選を実施する。6年度入学者の選択希望状況は、5年10月1日現在の学齢者5,666人に対して、通学区域外の学校を選択希望した生徒は1,063人（全体の18.8%）であった。

●教材等の整備

全校が共通して必要とする、机・椅子の購入や黒板の整備などは、教育委員会でまとめて行っている。学校により内容が異なる教材教具の購入や修繕などは、各学校に予算を配当し、直接学校で執行している。

●区立学校の適正配置

今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえた、区立学校の適正規模・適正配置のあり方に関する新たな基本方針に基づき、教育環境を整備する。

(3) 児童・生徒の健やかな体の成長を促す

●校外学習

実地で見学や体験などを行うことのできる校外学習事業を、積極的に推進している。実施状況は、つぎの表のとおりである。

[校外学習事業実施状況]			5年度	
区 分	場 所	日 数	参加人数 (人)	参加校数 (校)
移動教室 (小学校5・6年生)	軽井沢、 武石、岩井	(5年) 2泊3日	5,266	65
		(6年) 2泊3日	5,243	65
イングリッシュ キャンプ(※) (中学校1年生)	軽井沢、武石、 岩井	2泊3日	3,233	33
移動教室 (中学校2年生)	軽井沢(湯の 丸スキー場) 武石(番所ヶ 原スキー場)	2泊3日	3,895	33
修学旅行 (中学校3年生)	関西方面、東 北方面	2泊3日	4,238	33

※：イングリッシュキャンプは希望参加

●学校災害

児童・生徒が学校管理下で災害にあったときの災害給付等を目的として制定されている「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」に基づき、(独)日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいる。共済掛金は、児童・生徒1人につき年額935円で、区が全額負担している。学校管理下における災害の多くは、すり傷、打撲、ねん挫、骨折等である。

●アレルギー疾患対策

全ての学校教職員がアレルギーに対する共通認識を持ち、アレルギー疾患のある児童・生徒が、安全で安心な学校生活を送れるように努めている。

●学校給食

1 学校給食の充実

区では、食育の「生きた教材」として学校給食を活用している。また、学校ごとにきめ細やかな調理をするため、全小・中学校において、自校調理または親子調理のいずれかの方式を採用した完全給食を実施している。

(1) 献立

文部科学省により示されている学校給食摂取基準を踏まえ、栄養バランスのとれた献立を作成し

ている。

(2) 米飯給食

日本の食生活の根幹である米飯を通じて望ましい食習慣の形成を図るため、昭和55年7月から米飯給食を開始し、現在週3.8回以上実施している。

(3) 衛生管理

各学校に対して、安全衛生巡回指導や調理員・栄養職員等への研修を実施し、学校給食における衛生意識の高揚を図っている。

また、使用する食材料やできあがったおかず、調理器具等について、定期的に専門の検査機関で検査し、衛生管理の徹底に努めている。

[学校給食実施状況]		6年5月1日現在	
区 分		小学校	中学校
自校調理 (80校)	給食実施食数 学校数	31,047食 55校	11,879食 25校
親子調理 (18校)	給食実施食数 学校数	4,979食 10校	2,478食 8校
計 (98校)	給食実施食数 学校数	36,026食 65校	14,357食 33校

2 学校給食調理業務民間委託の導入

区が持つ知識や経験を委託先と共有し、サービスの維持・向上と効率化を図るため、順次、学校給食調理業務を民間に委託している。

委託の内容は、調理業務、配缶・運搬、食器洗浄・消毒、その他調理に付随する作業である。献立の作成や食材の購入など、学校給食の運営は、学校と教育委員会が責任を持って行っている。6年4月現在、小・中学校93校に民間委託を導入している。

(4) 小学校就学前からの切れ目のない取組を展開

●幼保小連携の推進

子どもの学びと育ちは連続していることから、遊びや生活を中心とした幼児期の幼児教育・保育と、教科などの学習を中心とした小学校教育との連携を強化して円滑に接続し、子どもの望ましい成長と発達に向けて適切な支援を行うことが求められている。

平成24年度から幼児教育・保育と小学校教育との連携について協議するため、幼稚園・保育所・小学校の関係者を構成員とする「練馬区幼保小連携推進協議会」を設置し、協議を進めている。

5年度は、「練馬区における幼保小連携の推進について」と「ねりま接続期プログラム」の改定について協議を行い、「練馬区幼保小連携推進方針」と「ねりま幼保小の架け橋期プログラム」を策定した。

また、幼稚園・保育所・小学校の交流・連携を充実するため、それぞれの管理職等を対象とした研修会や懇談会を実施し、幼児教育・保育と小学校教育について理解を深め、連携、円滑な接続を推進している。

●家庭教育支援事業の実施

家庭教育は、子どもの基本的な生活習慣や、他人に対する思いやり、善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどの「生きる力」の基礎を育む上で重要な役割を果たすことが期待されている。一方、少子化や核家族化の進行等、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、悩みや不安を抱える子育て家庭の増加や、家庭における子育て機能の低下が指摘されている。子どもの健全な育成を進めるために、家庭の教育力の向上や保護者の子育ての悩みの軽減につながる取組を実施している。

4年度からインターネット上で家庭教育に関する情報を得ようとする保護者等が、区で実施している事業につながりやすくするため、区公式ホームページ内に専用の検索サイト「ネリまなび～親子で見よう～」を作成し、公開している。

また、情報リテラシーチェックシートをオンラインで配信し、情報モラルや機器を使用する際の健康面への配慮について、保護者と子どもが共に学ぶ機会を提供している。

15 家庭や地域と連携した教育の推進

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

「ふれあい給食」などにより、交流を進めている。

(1) 学校との連携を推進する

●家庭および地域社会に開かれ、信頼される学校づくりを推進するために

区は、各幼稚園、各小・中学校が取り組む教育活動を支援するとともに、家庭・地域との連携を推進している。

1 外部人材等の活用

多様な知識、経験を持つ地域人材や専門家などを、総合的な学習の時間や部活動等で活用している。

- (1) 5年度 総合的な学習の時間等における活用例
 - ・外国の文化への理解を深める学習
 - ・日本の伝統文化・芸能（生け花、和楽器、茶道等）や昔遊び、浴衣の着付けなどの体験学習
 - ・学校農園や地域農家の畑で練馬大根作りなどの農作業体験やたくあん漬体験など
- (2) 5年度 部活動外部指導員活用実績
 - ・運動部 148 部、文化部 89 部
- (3) 地域未来塾（学習支援）
 - 5年度 83 校
- (4) 農業者と連携した体験学習等の実施
 - 4年度から、農園見学や農産物の栽培など、農業者と連携した教育活動を全ての区立小学校で実施している。

2 地域と協議した学校運営

地域と連携した教育活動を更に充実するため、3年度から区立小・中学校3校（練馬東小、光和小、豊浜中）において、学校運営協議会制度に関する研究や導入に向けた検証を行ってきた。6年度からは、正式に学校運営協議会制度を導入した学校運営を行う。

●学校評議員制度

地域や社会に開かれた学校づくり推進のため、平成12年度に開始し、現在、全幼稚園、全小・中学校で実施している（学校運営協議会実施校を除く。）。委員は、教育に関する有識者に教育委員会が委嘱している。

●学校安全安心ボランティア事業

平成16年度から、全小学校で実施している。

児童の安全を高めるため、ボランティア（保護者や地域住民）による来校者への声かけなどを行っている。

また、児童とボランティアが一緒に給食を食べる

●学校安全対策事業

平成27年4月から警察官OBによる学校防犯指導員を増員し、防犯施策等に関する助言、指導および支援を充実している。

また、学校、地域等が連携して行う児童・生徒の見守り活動を補完するため、26年度から28年度の3年間で区立小学校全65校の通学路に各校5台、計325台の防犯カメラを整備した。さらに、元年度には区立中学校全33校の通学区域に各校2台ずつ、防犯カメラを設置し、計391台の防犯カメラによる見守り体制を整備した。

●教育委員と児童・生徒、保護者との意見交換会

教育委員会の仕組みについて理解を深めるとともに、意見や要望を直接聞き、教育施策に反映させるため、平成13年度から毎年度開催している。5年度は、小学校1校で開催し、通算の開催校は75校となった。

●広報活動

「教育だより」を年4回発行している。また、区公式ホームページでも、教育委員会の議事録、学校・幼稚園の紹介など情報の提供に努めている。

(2) 家庭・学校・地域で連携して青少年の健全育成を推進する

●青少年育成活動方針目標

練馬区青少年問題協議会・練馬区青少年対策連絡会で、区の青少年健全育成のための施策および青少年団体の活動の基本方針を決定している。6年度の方針はつぎのとおりである。

- 1 心のかような明るい家庭づくりを進めよう
- 2 青少年の社会参加の機会を増やそう
- 3 健全で安全な社会環境づくりを進めよう
- 4 家庭・学校・地域・関係機関の連携を深めよう

●家庭・地域社会の教育力の向上

家庭は、青少年が育つ場であり、身近にいる大人の行動が青少年の人間形成に大きく影響している。家庭教育の重要性を認識するとともに、地域と一緒に支え

ていく必要がある。地域では、家族のつながりを深めるきっかけになるよう、親子等で参加ができる行事を行っている。

●練馬区青少年問題協議会

区長の附属機関として、区の青少年施策の基本的な方針や問題について審議し、その結果を区に具申している。

●練馬区青少年対策連絡会

練馬区青少年問題協議会の下部組織として、諮問を受け、「青少年育成活動方針（案）」等の検討を行っている。

●青少年育成地区委員会

地域住民のボランティア組織で、17 地区に設置し、約 2,000 人の委員が活動している。

主な活動は、ハイキング・キャンプ等の野外活動、スポーツ大会、音楽祭・カルタ大会等の文化活動、ボランティア体験・地域清掃等の地域交流会などを通じた青少年の育成である。

また、青少年が企画から運営までを行う、高齢者との交流会・こどもフェスティバルや、中学生の意見発表会などの事業も行い、青少年が自ら考え、表現する場を提供している。5 年度は、243 事業に、延べ 54,781 人が参加した。

さらに、青少年の健全育成にかかる知識の向上と事業の充実を図るため、青少年育成地区委員を対象に研修会を開催している。

●青少年委員会

各小学校の通学区域から 1 人ずつ、小・中学校校長会から代表各 1 人の計 67 人を青少年委員に委嘱している。青少年リーダーの養成（5 年度 ジュニアリーダー小学校 5・6 年生 208 人、中学生 90 人、青年リーダー（15～23 歳）79 人）、小学校ごとの子ども会事業や、学校・保護者・青少年育成地区委員等との地域懇談会を開催するなど、地域・学校・区をはじめ委員相互の連携を図っている。

●健全で安全な社会環境づくりと非行防止の推進

青少年を取り巻く社会環境の変化に対応するため、青少年団体などと協力し取り組んでいる。

1 「子どもたちを健やかに育てる運動（健やか運動）」

青少年の非行防止と健全育成を全ての区民に認識してもらい、区民全体の運動として推進しようというもので、主につぎのような活動を行っている。

(1) 「健やか運動」協力店

コンビニエンスストアや飲食店など、青少年の出入りの多い店に対し、「健やか運動」協力店ステッカーを掲示し、子どもたちへの呼びかけ等の協力を依頼している。6 年 4 月 1 日現在、1,358 店が協力店として活動している。

(2) 「健やか運動」の PR

毎年、子どもたちから募集した原画を使ったカレンダーを作成し、健全育成推進事業で活用している。

(3) 「夕べの音楽」の放送

子どもたちに帰宅を促すことを目的に、ナレーションに合わせて「夕やけ小やけ」の音楽を毎夕、区の防災無線設備を利用して放送（3～9 月は午後 5 時 30 分、10～2 月は午後 4 時 30 分）している。

(4) 青少年を取り巻く環境実態調査

青少年育成地区委員会に委託し、毎年、コンビニエンスストアやレンタルビデオ店での自主規制の状況や成人向け雑誌自動販売機等実態調査を行っている。

〔成人向け雑誌自動販売機などの調査結果〕

項 目	4 年度	5 年度
自動販売機	6 台	6 台
レンタルビデオ店	5 店	4 店
成人向け取扱いあり	5 店	4 店
コンビニエンスストア	238 店	235 店
24 時間営業	233 店	230 店
成人向け取扱いあり	45 店	53 店

2 「社会を明るくする運動」の推進

法務省が主唱する運動である。

区では、青少年関係団体・機関による練馬区推進委員会を設置し、毎年 7 月の強調月間に「フェスティバル」、「つどい」を行っている。

3 地域における子どもたちの安全のために

「子ども防犯ハンドブック」の配布（小学生対象）や、子どもたちの緊急避難所事業を実施している PTA 等地域団体への「ひまわり 110 番」標示板等の提供、緊急避難所見舞金支給制度を実施している。

●学習の機会の充実

さまざまな講座の企画運営を、地域の団体等に委託している。地域の教育力向上を図るとともに、子どもたちの遊びや体験活動・学習の機会を提供している。

1 子育て学習講座

子育てや子どもの教育に関するさまざまな課題等を

学習する場として実施している。5年度は19講座を実施し、延べ826人が参加した。

2 ねりまイクメン講座

父親が育児や家事について学ぶ機会を提供するとともに、子どもと父親・父親同士の交流を図る場として実施している。5年度は5講座を実施し、延べ60人が参加した。

3 ねりま遊遊スクール（子どもの居場所づくり）

放課後や休日などに、公共施設等を会場に、子どもたちが遊びや体験活動・学習の機会を得るための場として実施している。5年度は207講座を実施し、延べ6,700人が参加した。

4 すまいるねりま遊遊スクール（子どもの居場所づくり）

主に知的障害のある子どもを対象に、居場所づくりおよび精神面での成長・発達を促す場として実施している。5年度は13講座を実施し、延べ170人が参加した。

5 子供安全学習講座

子ども自身が犯罪や災害などの危険から身を守る方法を学び、大人が子どもの安全に関する知識を習得する場として実施している。5年度は2講座を実施し、延べ37人が参加した。

(3) 青少年の自主的な活動を支援する

●社会参加の促進

青少年が、単に行事に参加するだけでなく、その行事の企画段階から積極的に関わりをもち、意見を述べる機会を増やすことで、青少年自身の主体性と社会の一員としての役割意識を育んでいる。

1 青少年リーダーの養成

小学校5・6年生と中学生を対象に、グループ活動の楽しさやルール、レクリエーション活動の技術や知識などを体験しながら学ぶジュニアリーダー養成講習会を行っている。

また、講習会を修了した高校生から大学生年代までの青少年を対象に、青年リーダーを養成している。青年リーダーは、子どもたちの指導・育成にあたっては、小学校を中心に行われる子ども会事業など、地域の活動に参加、協力をしている。

2 成人の日のつどい

20歳を迎える区内在住者を対象に毎年1月の第2月曜日に「成人の日のつどい」を開催している。5年度は、1月8日に日本大学芸術学部江古田キャンパスを会場に、午前と午後の2回に分けて行われ、対象者7,035人に対して、3,426人の参加があった。

3 練馬子ども議会

中学生が日頃疑問に思っていることや意見を区政に反映させる機会とするとともに、区政や区議会の仕組みを学習することを通じて、区政への関心を高めることを目的に開催している。5年度は、35人が「子ども議員」として参加し、8月3日に生涯学習センターでグループごとに、「環境」「スポーツ」「教育ICT」「読書活動」をテーマに政策提言発表を行った。

4 情報教育推進事業

情報を正しく判断する能力（情報リテラシー）を育成するため「中学生のための情報番組制作講座」を実施している。

日本大学芸術学部に運営を委託し、地域への取材、スタジオ収録など、実際に番組を制作している。5年度は16人が参加した。

5 珠算コンクール

珠算の技術向上と発展を図るため、小・中学生を対象に、練馬区珠算教育連盟との共催で開催している。5年度は114人が参加した。

6 若者自立支援事業

平成25年6月に厚生労働省が実施する「地域若者サポートステーション」を春日町青少年館3階に誘致・開設し、若者総合相談窓口の設置や、就労等の自立支援を開始した。

区では、若者自立支援事業として、就労が困難な若者等（15～49歳）に対する相談や就労体験などを実施している。5年度の利用者数は延べ3,603人、進路決定者は延べ72人であった。

また、2年6月にひきこもりや自立に不安を抱える若者を対象に、社会とのつながりを支援するため、同施設に居場所を開設した。5年度の利用者は延べ2,184人であった。

●青少年の活動の場

1 秩父青少年キャンプ場

青少年が自然に親しみながら共同生活の体験を積むことができるよう、埼玉県秩父市の秩父さくら湖を望む山腹に開設している。

バンガロー4棟、炊事場2棟、集会所1棟を備えており、110人の宿泊（テントを含む。）ができる（夏休み期間は常設テント15張を開設）。

利用期間は毎年5月1日から10月31日までで、5年度は延べ1,284人の宿泊があった。

2 民間遊び場

子どもたちが身近なところで気軽に遊べるよう民間の空き地を遊び場としたものである。管理と運営は、地域住民の自主的団体である管理委員会が行っている。6年4月1日現在、16か所で延べ面積

11,301.91㎡となっている。

3 公有地一時開放遊び場

公有地が本来の目的（公園・道路等）に使用されるまで、子どもの遊び場として一時的に開放している。運営は、地域住民の自主的団体である運営委員会が行っている。6年4月1日現在、5か所を開放している。

4 民有地一時開放遊び場

民間の空き地を区が直接土地所有者から借りて、子どもの遊び場として一時的に開放している。運営は、地域住民の自主的団体である運営委員会が行っている。6年4月1日現在、3か所を開放している。

●少年自然の家

少年自然の家は、恵まれた自然環境の中での集団宿泊生活を通じ、少年たちの創意と活力あふれる人間形成を図るとともに、区民の健全な余暇活動に役立てるため設置されている。

少年自然の家にはベルデ（スペイン語で「緑」という意味）という呼称が付いており、長野県にはベルデ軽井沢、ベルデ武石、千葉県にはベルデ岩井がある。

小・中学校の移動教室等の校外学習に利用されているほか、夏・冬休みを中心に少年団体や区民にも広く利用されている。

〔少年自然の家の利用状況〕 (単位：人) 5年度

施設名	利用者数（延べ）（※）
軽井沢少年自然の家	30,393
武石少年自然の家	17,998
岩井少年自然の家	18,364
計	66,755

※：小・中学校の校外学習、少年団体および区民等の総利用者数

●青少年館

青少年館は、青少年の健全育成を目的とした施設で、青少年を対象としたさまざまな講座や催しを実施している。また、青少年団体や生涯学習団体を中心とした地域の団体の学習、趣味、スポーツなどの活動の場としても利用されている。個人でも気軽に利用できるよう学習室、レクリエーションホールなどの開放を行っている。

5年度は、主催事業と団体利用を合わせて延べ76,223人の利用があった。

併せて、知的障害や肢体不自由のある青年たちのさまざまな生活課題や学習要求に応じられるよう、4つの心身障害者青年学級を運営している。

春日町青少年館と南大泉青少年館（南大泉図書館との併設施設）がある。

〔青少年館の内容別利用状況〕

5年度

区 分	春日町青少年館		南大泉青少年館	
	件	人	件	人
青少年団体	1,453	15,031	236	2,269
生涯学習団体	1,519	17,954	393	3,199
一般団体	472	3,080	1,024	2,437
館主催事業	1,257	18,622	387	8,870
官公署	236	2,659	101	1,417
その他	5	88	533	597
計	4,942	57,434	2,674	18,789

〔青少年館の事業実施状況〕

5年度

施設名	事業名	実施状況
春日町 青少年館	文化祭	青少年館まつり 530人参加 ウインドアンサンブル・ライブ 335人参加 サークル合同発表会（バレーボール大会） 93人参加 サークル合同発表会（作品展示、ダンス等） 158人参加
	青年自主企画等講座	2講座 延べ96人参加
	演劇活動	2講座・発表会 延べ2,458人参加
	野外講座	1講座 延べ50人受講
	スポーツ講座	2講座 延べ243人受講
	心身障害者青年学級	4学級 学級活動 延べ1,126人参加
	学習室開放	常設学習室 延べ3,499人利用 臨時学習室 延べ1,299人利用
	和室開放	青少年将棋コーナー 延べ161人利用
	レクリエーション ホール開放	バレーボール 延べ157人利用 バスケットボール 延べ292人利用 卓球・バドミントン 延べ913人利用
	野外講座	1講座 延べ16人受講
南大泉 青少年館	スポーツ講座	4講座 延べ543人受講
	学習室開放	教室の利用がない時に学習室として開放 利用者数 延べ8,344人
	音楽練習室	利用講習会 12回実施 延べ24人受講

16 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 支援が必要な子どもと子育て家庭を 応援する

●相談と指導

総合福祉事務所に つぎの相談員を配置している。

1 母子・父子自立支援員兼婦人相談員

女性やひとり親などが抱えるさまざまな問題について必要な助言と指導を行っている。

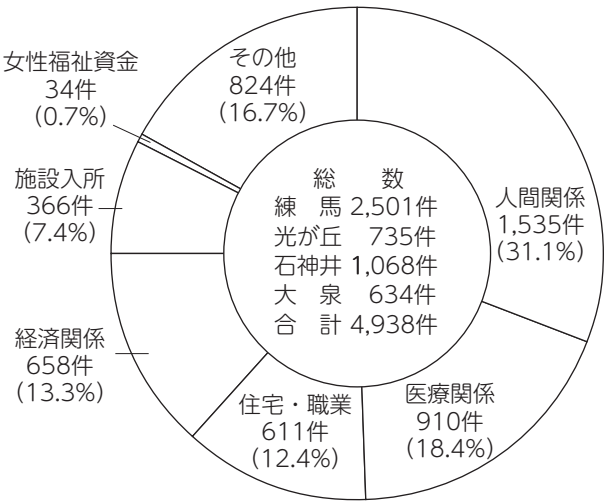
2 家庭相談員

経済的問題など、家庭に関わるさまざまな悩みごとについての助言と指導を行っている。

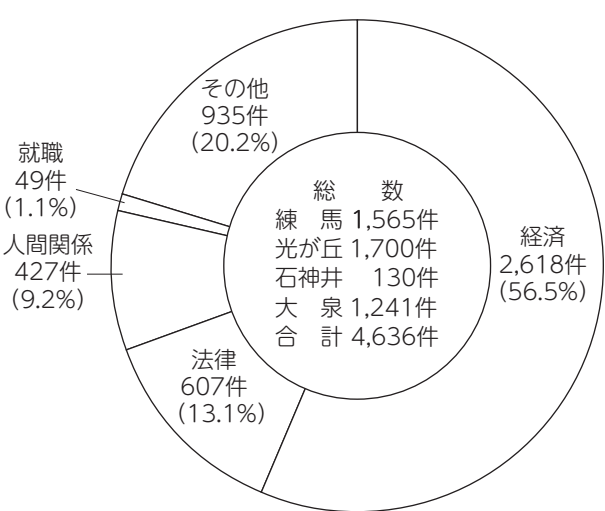
〔母子・父子自立支援員の相談・指導件数〕 5 年度

総合福祉事務所		練馬	光が丘	石神井	大泉	合計
項目						
相談実人員（人）		1,017	2,309	1,220	743	5,289
合計件数（件）		2,434	3,314	2,667	2,256	10,671
生活一般	住 宅	118	111	404	21	654
	医 療	182	200	302	73	757
	家庭紛争	190	140	758	115	1,203
	就 労	231	207	108	290	836
	その他（結婚・内職・家事援助他）	286	280	312	412	1,290
児 童	養 育	210	620	98	157	1,085
	教 育	95	32	18	35	180
	非 行	2	3	3	—	8
	就 職	1	—	—	—	1
	その他	88	28	10	3	129
生活資金等	母子および父子福祉資金	115	461	102	742	1,420
	公的年金	16	1	18	—	35
	児童扶養手当	16	49	20	31	116
	生活保護	108	71	131	66	376
	その他	644	990	254	203	2,091
その他		132	121	129	108	490

〔婦人相談員の相談・指導〕 5 年度



〔家庭相談員の相談・指導〕 5 年度



●就学援助

「学校教育法」に基づき、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に学用品費等を援助することによって、教育機会の均等を保障している。

〔就学援助の状況〕 5 年度

区 分		人 数 (人)	全児童・生徒数に 対する比率 (%)
小学校 就学予定者	準要保護者（※ 2）	260	—
	要保護者（※ 1）	286	0.85
小学校	準要保護者（※ 2）	3,355	10.01
	要保護者（※ 1）	197	1.46
中学校	準要保護者（※ 2）	1,952	14.48

※ 1：要保護者は「生活保護法」による教育扶助を受けている者
※ 2：準要保護者は生活保護受給世帯に準じる程度に生活が困窮していると教育委員会が認める者

●いじめ・不登校などへの対応

学校教育支援センターは、教育相談の拠点の役割を担い、つぎのような事業を行っている。

1 教育相談事業

(1) 教育相談室

学校教育支援センター教育相談室、学校教育支援センター練馬、学校教育支援センター関および学校教育支援センター大泉でつぎの支援を行っている。

① 来室教育相談

問題に応じてカウンセリング等を行う。希望に応じた学習支援や他機関への紹介も行っている。

② 電話教育相談

電話による助言、情報の提供および他機関への紹介を行う。

③ 学校訪問教育相談

保護者や児童・生徒の了解を得て、相談員が学校への訪問を行う。

④ オンライン教育相談

Zoomを使ったオンラインの教育相談を行う。

〔教育相談実施状況（4 教育相談室合算）〕 5 年度
〔来室〕 (単位：件)

相談内容	件数
学校・学習	1,066
対人関係・集団（社会）生活	308
家族関係・家庭生活の問題	487
身体に出てくる問題	241
不安・自信喪失	117
精神疾患	0
発達の問題	378
その他	26
合 計	2,623

〔電話〕 (単位：件)

相談内容	件数
学校・学習	164
対人関係・集団（社会）生活	36
家族関係・家庭生活の問題	44
身体に出てくる問題	18
不安・自信喪失	6
精神疾患	0
発達の問題	21
その他	469
合 計	758

(2) メール・チャット相談

令和元年度から運用していた「ねりまホッとアプ

リ」の機能を充実させた「ねりまホッとアプリ+（プラス）」の運用を5年7月11日から開始した。

児童生徒用タブレットパソコンや個人のスマートフォン等からチャット形式で毎日（年末年始を除く）悩みをカウンセラーに相談することができ、児童生徒の相談環境を整えている。

なお、「ねりまホッとアプリ+（プラス）」の運用開始に伴い、5年7月10日で「子ども相談メール」の運用を終了した。

・子ども相談メール 5年度 82 件
・ねりまホッとアプリ+（プラス） 5年度 564 件

(3) 学校支援

① スクールカウンセラー配置事業

全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、子どものカウンセリング等の支援を行っている。

② 心のふれあい相談員配置事業

全小・中学校に心のふれあい相談員を配置し、子どもや保護者の悩み相談等を行っている。

③ 校内教育相談等支援事業

不登校などの教育相談に関する教員、保護者対象の校内研修会等に、心理学の専門家や学識経験者を講師または助言者として派遣している。5年度は、29回派遣し、延べ867人の参加があった。

④ ソーシャルスキルトレーニング学校実施事業

主に児童・生徒を対象として、不登校の未然防止や子どものコミュニケーション能力を育成することを目的に、講師を派遣している。5年度は、小・中学校12校へ派遣し、延べ5,561人の参加があった。

2 不登校対策事業

(1) 適応指導教室

適応指導教室（小学生対象「フリーマインド」、中学生対象「トライ」）では、不登校の児童・生徒に対し、一人ひとりが希望する学習活動、心の安定を図るための相談支援、集団生活を図るためのグループ活動等を実施している。

3年3月から上石神井において、フリーマインド・トライの事業を民間事業者に委託した。また、6年4月から支援を充実させるため、施設を上石神井から石神井台へ移転している。

〔適応指導教室実施状況〕 5 年度

教室名	年間登録数	活動日数
フリーマインド	184人(※1)	177日
トライ	348人(※2)	177日

※1：うち上石神井フリーマインド46人

※2：うち上石神井トライ78人

光が丘第一分室では集団での学習支援が困難な不登校の児童・生徒に対しての個別学習支援、保護者支援、親子宿泊行事を適応指導教室機能強化事業として委託実施している。5年度の登録者は23人だった。また、元年度から15～18歳の不登校等の生徒・保護者への支援も委託実施しており、5年度の登録者は12人だった。

(2) 居場所支援事業

適応指導教室への通室や学校内の別室登校が困難な不登校の児童・生徒が過ごせる場所として民間事業者へ委託し、「居場所ぱれっと」を運営している。生活習慣や学習習慣の形成、社会性を育成するための支援を行っている。5年度の登録者は19人だった。

3年3月から上石神井において、居場所支援事業を民間事業者へ委託した。また、6年4月から支援を充実させるため、施設を上石神井から石神井台へ移転している。

(3) スクールソーシャルワーク事業

児童・生徒の不登校、問題行動、養育、発達に関することなどに関して、関係機関と連携し支援を行う。

① スクールソーシャルワーカーの派遣

学校からの依頼に基づき、関係機関と連携し支援を行っている。5年度の個別支援の対象人数は小学校228人、中学校266人だった。

② ネリマフレンド派遣事業

不登校等の状況にある児童・生徒に対し、学校復帰に向けての支援を行っている。5年度は24人を対象に延べ366回の支援を行った。

●学習支援事業

生活保護世帯または就学援助を受けている準要保護世帯の中学校3年生を対象に、基礎的な学力を身につけるための勉強会を行っている。学習や進路に関する相談にも対応している。

●区立小・中学校等における医療的ケア児への支援の充実

平成27年度に初めて、区立小学校、学童クラブで医療的ケア児の受入れを行った。6年4月1日現在、区立小学校7校に8人、区立中学校1校に1人が在籍している。

6年3月に策定した新たな支援指針に基づき、宿泊を伴う学校行事への看護師同行や教職員への意識啓発研修等の充実を図る。

●ヤングケアラーへの支援の充実

スクールソーシャルワーカーや子ども家庭支援センターの専門職員の増員および「ねりまホッとアプリ+（プラス）」の導入により、ヤングケアラー（※）支援体制の強化を行った。ヤングケアラーチェックリストの活用やスクールソーシャルワーカーの学校訪問をより頻回に行うことで、ヤングケアラーを早期に発見し、関係機関と連携して、支援を行っていく。併せて、学校や支援者向けの研修や啓発を行っていく。

※ ヤングケアラー：

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども

●特別支援教育

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育や必要な支援を行っていくため、学識経験者や保護者の代表、学校関係者等を委員とした練馬区特別支援教育推進委員会での検討を踏まえ、指導方法の充実や支援体制の整備を進めている。

1 特別支援学級

障害の重複化、多様化の傾向に対応して、知的障害、言語障害、難聴および弱視などの子どもたちのために、それぞれの課題に応じた教育活動を実施している。

これらの学級では、子どもたち自身が自らの課題を克服し、学習や生活をする意欲を高めるための実践を行っている。

2 特別支援教室

発達や情緒的な課題のある児童・生徒が、課題を改善・解決するために、きめ細やかな指導が受けられるよう、全小・中学校に特別支援教室を設置している。小学校は17校、中学校は4校の拠点校から、教員が全校へ巡回指導を行っている。

〔特別支援学級および特別支援教室〕 6年4月1日現在

種 別	小学校数	中学校数
知的障害	16校	8校
弱 視	1校	1校（休級）
難 聴	2校	1校
言語障害	5校	—
特別支援教室拠点校	17校	4校
特別支援教室巡回校	48校	29校

●母子生活支援施設

「児童福祉法」に基づく児童福祉施設で、18歳未満の子どもを養育している生活上の問題を抱えた母子等が利用できる。

居室の提供の他、相談対応、子どもの学習指導などを行い、自立促進のために生活を支援する。

●練馬区ひとり親家庭自立応援プロジェクトの実施

ひとり親家庭のさまざまな相談に応じるとともに、「生活」「就労」「子育て」における3つの支援を総合的に推進するため、ひとり親家庭自立応援プロジェクトを実施している。

1 ひとり親家庭向け相談窓口

(1) 総合相談

専門相談員がひとり親家庭のさまざまな相談に応じ、関係機関の適切な支援につないでいる。5年度は延べ6,873件の相談があった。

(2) 出張相談

専門相談員がひとり親家庭の自宅に出張し、支援制度などの案内や相談に応じる。5年度は8件の相談があった。

(3) 法律相談

弁護士が離婚前後に関することや養育費についての相談に応じる。5年度は136件の相談があった。

(4) 家計相談

ファイナンシャルプランナーが、ひとり親の長期的なライフプランの設計などの家計相談に応じる。5年度は延べ44件の相談があった。

2 生活を応援

(1) 生活応援セミナー

5年度は資格取得セミナー、教育資金対策セミナー、ビジネスマナー講座を計3回開催し、延べ73人の参加があった。

(2) 養育費に関する公正証書作成等費用助成

養育費の取決めにかかる公正証書の作成等費用に対し、給付金を支給する。5年度は68人に支給した。

(3) 養育費に関するADR（裁判外紛争解決手続）費用助成

養育費の取決めにかかるADR費用に対し、給付金を支給する。5年度は1人に支給した。

3 就労を応援

(1) 自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親の主体的な能力開発を支援するため、教育訓練講座の受講経費の一部を支給する。5年度は8人に支給した。

(2) 高等職業訓練促進給付金等事業

就労に結びつきやすい看護師等の資格を取得するために6ヶ月以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費として給付金を支給する。5年度から支給額を月額20,000円増額するとともに、第2子以降の子ども一人につき20,000円を加算することとし、5年度は延べ80人に支給した。

(3) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親または子が、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要な場合、試験対策講座開始時、修了時および合格時に対象講座受講経費の一部を支給する。5年度は1人に支給した。

(4) 就労支援セミナー

① パソコン講習会

就労に有利となるパソコンスキルを身につけるための講習会を3日制で実施した。5年度は2回開催し、17人が参加した。

② 在宅就業推進事業

在宅就業に必要とされる知識・スキルを身につけるため、通信環境とパソコンを3か月間貸出し、在宅就業体験を行う。5年度は17人が参加した。

(5) 自立支援プログラムによる支援

各家庭の自立や就業に向けて課題を把握し、個別の支援プログラムを策定して総合的に支援を行う。5年度は延べ67人にプログラムを策定した。

(6) ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業

小学生以下の児童のいるひとり親家庭が、子どもの見守りや保育園の送迎などに支障があるときにホームヘルパーの利用を支援する。5年度は、63世帯が利用登録し、延べ3,413回の利用があった。

4 子育てを応援

(1) 家庭訪問型学習支援事業

小学校4年生から中学校2年生までの児童・生徒のいるひとり親家庭に学習支援員を月3回・計24回派遣し、学習の支援と併せ、子どもの心に寄り添った悩み相談等を行う。5年度は32世帯39人が利用した。

(2) 親子レクリエーション事業

親子間、ひとり親家庭間のコミュニケーションをとる機会を提供するため、区内農園で収穫体験を3回開催した。5年度は延べ57世帯127人が参加した。

(3) ひとり親家庭等休養ホーム

ひとり親家庭および寡婦のレクリエーションと休養のために、関東近郊の宿泊施設を指定し、宿泊料の一部を助成する。5年度は延べ115人の利用があった。

第2章

高齢者が住み慣れた地域で暮らせるまち

- 21 高齢者の在宅生活を支える
仕組みづくり 110
- 22 介護施設の整備と介護人材の
確保 117
- 23 元気高齢者の社会参加・
介護予防の推進 120



「高齢者みんな健康プロジェクト」専門員による個別訪問の様子

21 高齢者の在宅生活を支える仕組みづくり

(1)「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定

●高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

「老人福祉法」および「介護保険法」に基づき策定する計画である。5年度に、「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）」を策定した。

「第9期計画」は、6年4月の介護保険制度の改正を踏まえ、団塊ジュニア世代が高齢者となる22年を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が切れ目なく一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを深化・推進することを目標として、計画の理念や施策の方向性を明示している。

なお、この計画は『ビジョン』に基づく個別計画である。

(2) 地域での生活を支援するサービス等を拡充

<地域で高齢者を支える>

●地域包括支援センターの設置

保健師・看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が連携をとりながら、介護・福祉・医療などさまざまな分野について総合的に高齢者とその家族の生活を支える地域の窓口として、区内27か所に地域包括支援センターを設置している。

●包括的支援事業

介護予防サービス計画の作成、総合的な相談、虐待防止等の権利擁護、包括的かつ継続的なマネジメント支援などのほか、医療と介護の連携、認知症施策、介護予防・生活支援サービスの体制整備などの事業を行っている。

●高齢者の総合相談・医療と介護の相談窓口

地域包括支援センターでは、保健、医療および福祉のサービスを一体的に受けられるよう、助言や案内を含む総合相談を行っている。また、医療と介護の相談窓口では、一人ひとりに合った医療・介護連携チームの構築を支援するとともに、状況により認知症専門医による相談を行っている。

〔高齢者サービスに関わる相談件数〕（単位：件）5年度

種 別	相談件数
施設入所	4,083
在宅福祉サービス	11,145
経済的事項	5,162
家庭的事項	7,479
医療・保健	24,953
住宅	2,078
介護保険	123,695
権利擁護	7,231
その他	44,826
合 計	230,652

●高齢者支えあいサポーター育成研修の実施

ボランティア活動を希望する元気高齢者等に研修を実施し、修了者を「高齢者支えあいサポーター」として認定している。

サポーターは、高齢者施設における職員の補助、街かどケアカフェ事業の補助やチームオレンジ活動を行う。5年度は研修を1回行い、35人を育成した。

●生活支援コーディネーターの配置

生活支援コーディネーターは、高齢者支えあいサポーターと活動場所である高齢者施設等との橋渡しや、地域団体等への働きかけによる地域におけるネットワークづくり等を行った。

6年度から、生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに1人ずつ配置し、これまでの2人体制から27人体制へ生活支援体制を大幅に強化した。

支援が必要な高齢者を地域で活動している団体へつなぐ、また、元気高齢者を地域団体の活動の担い手としてつなぎ、活躍の場を広げていく。

●高齢者見守りネットワークの構築

地域団体や民間事業者等と高齢者見守りネットワーク協定を締結するなどの取組を行っている。

地域で事業を行う民間事業者等の協力も得ることで、見守りの層を拡充・強化した。5年度末現在、協定締結団体は49団体であった。

●ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業

地域包括支援センターの職員と区民ボランティアが自宅を訪問し、介護予防など個々の状況に応じた支援につなげる取組を実施している。5年度の訪問人数は

14,815 人であった。

＜高齢者等への支援＞

●地域支援事業

「介護保険法」に基づき、高齢者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業である。費用は、公費（国、都、区）と介護保険料で賄われている。

5 年度は、介護予防・日常生活支援総合事業および包括的支援事業のほか、つぎの任意事業を実施した。

1 介護給付費適正化推進事業

- ・ケアプラン点検
- ・介護給付費通知

2 家族介護支援事業

- ・介護学べるサロン
- ・認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成事業
- ・認知症介護者支援事業
- ・家族介護慰労金（5 年度をもって新規申請受付終了）
- ・紙おむつ等の支給

3 その他事業

- ・認知症理解普及促進事業

●三療サービス

65 歳以上の高齢者を対象に、はり、きゅう、マッサージ、指圧のいずれか 1 つを 1 回 1,500 円、年 4 回を限度に受けることができる利用券を希望者に交付している。5 年度は 10,499 回利用された。

また、6 年度から、要介護 3～5 と認定された人と同居し、在宅で介護している満 50～64 歳の親族等の人にも対象を拡大した。

●ひとり暮らし高齢者等に対する給付

1 入浴証の交付

65 歳以上のひとり暮らしの高齢者に、区が契約した公衆浴場を 1 回 200 円で利用できるシール方式の入浴証を、1 人年間 52 回分を限度に交付している。5 年度の入浴証の交付決定者数は 3,373 人で、利用は 93,418 回であった。

2 居宅火災予防設備の給付

65 歳以上で要介護 3 以上（認知症の診断を受けた人は要介護 1 以上）であって、心身機能に低下のあるひとり暮らしの高齢者などを対象に生活環境や健康状態などを考慮して、居宅火災予防設備を給付している。5 年度の自動消火器の給付件数は 9 件、火災警報器

の給付件数は 2 件であった。

なお、5 年度をもって火災警報器の給付を終了した。

3 補聴器購入費用助成

65 歳以上の住民税非課税世帯で、専門医により補聴器の必要性を認められた人を対象に、25,000 円を上限として補聴器の購入費用を助成している。5 年度の補聴器購入費用助成者数は 231 人であった。

なお、6 年度から住民税課税者まで対象者を拡大し、非課税者は 72,000 円、課税者は 36,000 円を上限に助成する。

4 高齢者お困りごと支援事業

75 歳以上のひとり暮らし高齢者または 75 歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、日常生活上のちょっとした困りごとを、地域の元気高齢者が解決して安心した生活を送ることを支援するとともに、元気高齢者の地域貢献活動の推進を図っている。5 年度は延べ 825 件の利用があった。

●高齢者自立支援用具給付および住宅改修給付事業

介護保険の非該当者のうち自立生活への支援が必要な人を対象に給付している。

また、この両事業では、一部、介護保険の要介護・要支援認定者にもサービスを実施している。5 年度の給付件数は、自立支援用具 1,034 件、住宅改修（予防改修）30 件、住宅改修（設備改修）158 件であった。

●車いす等の貸与事業

年齢に関係なく、一時的なけがや病気などにより居宅で車いすや介護用ベッドの利用を必要とする場合に 6 か月を限度に用具の貸与を行っている（介護保険で要介護・要支援認定を受けた場合などを除く。）。5 年度の延べ利用件数は、介護用ベッド 174 件、車いす 505 件であった。

＜要介護・要支援高齢者への支援＞

●介護保険制度

介護保険制度は、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、必要な介護サービスを総合的に利用できる社会保険制度である。平成 12 年 4 月の創設から 24 年が経ち、高齢者の生活を支える基幹的な制度として定着している。

「第 8 期介護保険事業計画」に基づき、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを確立することを目標とし、介護保険施設の整備や地域密着型サービスの更なる充実などを進めている。

1 保険者

保険者である区は、制度運営を主体として行い、保

険者と国・都・医療保険者・年金保険者が重層的に協力しあう構造となっている。

2 被保険者

被保険者は、区内に住所を有する 40 歳以上の区民である。被保険者は、つぎの 2 つに分かれる。

- (1) 第 1 号被保険者（65 歳以上）
保険料は、3 年を単位とした事業計画期間ごとに、区が決定する。3 年度から 5 年度まで、基準年額を 79,200 円とし、本人の所得や住民税課税状況等に応じた 17 の段階に定めた。
納付方法は、年金からの差し引き（特別徴収）と、納付書または口座振替による直接納付（普通徴収）がある。介護サービスは、介護が必要となった原因は問わずに、要介護認定を受けたときに利用できる。
- (2) 第 2 号被保険者（医療保険に加入している 40 ～ 64 歳）
保険料は、加入している医療保険の保険料と併せて徴収され、算定方法は医療保険ごとに異なる。
介護サービスは、介護保険で対象となる病気（16 種類の特定疾病）が原因で要介護認定を受けたときに利用できる。

〔第 1 号被保険者数の推移〕 (単位：人 (％))

年 次	第 1 号被保険者
2	161,729 (21.8)
3	162,420 (21.9)
4	162,974 (22.1)
5	163,278 (22.1)
6	163,960 (22.1)

注：() は練馬区全人口に対する割合

〔第 1 号被保険者の保険料収納状況〕

年度	現年分		滞納繰越分	
	収納額 (円)	収納率 (%)	収納額 (円)	収納率 (%)
元	12,364,923,830	98.3	74,978,330	16.6
2	12,119,139,840	98.5	80,656,540	19.5
3	12,480,273,600	98.6	71,426,450	19.7
4	12,581,940,785	98.6	67,594,972	20.7
5	12,684,916,980	98.8	70,556,140	22.6

注：収納額は、還付未済額を除く。

3 要介護・要支援認定

介護保険サービスを利用するには、申請をして、要介護・要支援認定を受ける必要がある。
被保険者への訪問調査と主治医の意見書を基に、介護認定審査会において審査・判定を行う。

介護認定審査会は、学識経験者 4 人（1 合議体）で構成され、5 年度は委員 222 人、50 合議体で運営した。

〔要介護認定申請等の状況〕

年 度	要介護認定申請 (件)	審査会開催数 (回)	審査判定 (件)
3	35,747	768	22,177
4	41,496	798	26,727
5	33,465	775	29,431

〔要介護認定者数の状況〕 (単位：人 (％)) 各年度末現在

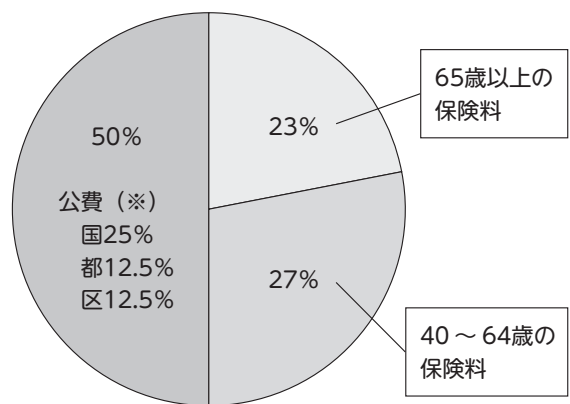
区分 \ 年度	3	4	5
	人数 (割合)	人数 (割合)	人数 (割合)
要支援 1	4,701 (12.9)	4,997 (13.7)	5,211 (14.1)
要支援 2	4,290 (11.8)	4,176 (11.5)	4,448 (12.0)
要介護 1	6,995 (19.3)	7,089 (19.5)	6,916 (18.7)
要介護 2	7,169 (19.7)	6,976 (19.2)	6,979 (18.9)
要介護 3	5,016 (13.8)	4,908 (13.5)	5,032 (13.6)
要介護 4	4,627 (12.7)	4,746 (13.0)	4,815 (13.0)
要介護 5	3,504 (9.7)	3,514 (9.7)	3,519 (9.5)
合 計	36,302 (100.0)	36,406 (100.0)	36,920 (100.0)

※資料：介護保険事業状況報告（東京都福祉局）

4 財源の仕組み

保険財源の収支を明確にするため、一般会計と区別して特別会計（介護保険会計）を設けている（介護保険会計予算は 49 ページ、決算は 72 ページを参照）。
保険給付に要する費用は、公費 50% と保険料 50% で賄われている。その他の内訳は図のとおりである。

〔保険給付の財源割合〕



※：居宅給付費の場合の内訳
国の負担のうち 5% 分は、全国の区市町村格差の調整に使われる。
5 年度、区は 5.89% の交付を受けた。

5 保険者機能の強化

- (1) 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

区市町村が行う自立支援・重度化防止の取組に対し、年度ごとに定められた評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、国が交付金を交付する制度である。交付金は、地域支援事業の第1号被保険者の介護保険料分に充て、高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防等の取組を進めている。取組の結果、当該年度において第1号被保険者の介護保険料に余剰が生じた場合には、介護保険給付費準備基金に積み立てている。区は、5年度に2つの交付金を合わせて、約 1.73 億円の交付を受けており、得点、交付額とも 23 区で1位であった。

●相談・苦情

利用者からのサービスについての相談・苦情を処理する仕組みが設けられている。サービス事業者、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護保険課、国民健康保険団体連合会、都などが窓口となる。区では、地域包括支援センターおよび介護保険課で受けた相談や苦情を取りまとめ、5年度は東京都国民健康保険団体連合会へ 18 件の報告を行った。

また、要介護認定や保険料の賦課徴収などに関する行政処分に対して不服がある場合には、都に設置された介護保険審査会に審査請求を行うことができる。5年度は、1 件の審査請求があった。

●保険給付

介護保険のサービスを利用すると、原則として 1 割から 3 割を利用者が負担し、残りの 9 割から 7 割が介護保険から給付される。対象となるサービスは、つぎの 3 種類である。

1 居宅サービス（介護給付・予防給付）

在宅での介護を中心としたサービスで、「訪問介護」「通所介護」「短期入所生活介護（ショートステイ）」等のサービスの中から、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できる。

2 施設サービス

施設に入所して利用する介護サービスのことで、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（6 年 3 月末に廃止）、介護医療院の 4 つのタイプに分かれる。利用者が直接、施設に申し込みをして利用する。

3 地域密着型サービス

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、区が指定した事業者が区民に提供するサービスをいう。利用者は原則として区民に限定される。

〔保険給付費の状況〕

〔居宅サービス〕

年 度	給 付 費（円）	受給者数（人）	1人当たり（円）
元	28,549,276,807	251,425	113,550
2	29,354,493,740	257,500	113,998
3	31,094,688,108	267,744	116,136
4	31,594,973,105	270,850	116,651
5	32,864,283,730	272,944	120,407

〔施設サービス〕

年 度	給 付 費（円）	受給者数（人）	1人当たり（円）
元	14,666,871,799	50,613	289,785
2	15,065,379,867	51,348	293,398
3	15,325,026,054	51,862	295,496
4	15,724,280,898	52,755	298,062
5	16,165,198,565	53,567	301,775

〔地域密着型サービス〕

年 度	給 付 費（円）	受給者数（人）	1人当たり（円）
元	5,757,538,967	52,293	110,102
2	5,728,629,990	48,436	118,272
3	5,940,400,862	49,950	118,927
4	6,001,872,094	50,396	119,094
5	6,255,753,024	51,677	121,055

〔介護サービスの種類および利用実績〕 (単位：人)

サービスの種類	年度	3	4	5
居宅サービス				
(介護給付)				
訪問介護		80,734	80,563	79,538
訪問入浴介護		5,958	5,977	5,804
訪問看護		52,384	54,235	58,300
訪問リハビリテーション		7,498	7,708	7,482
居宅療養管理指導		92,992	97,482	103,594
通所介護		62,350	63,118	63,372
通所リハビリテーション		17,558	17,414	17,596
短期入所生活介護・療養介護		13,753	13,804	14,585
特定施設入居者生活介護		33,212	34,051	35,796
福祉用具貸与		131,123	132,488	132,003
居宅介護支援		185,991	187,526	185,918
福祉用具購入費の支給		2,170	2,016	1,951
住宅改修費の支給		1,395	1,328	1,296
(予防給付)				
介護予防訪問介護		—	—	—
介護予防訪問入浴介護		—	1	—
介護予防訪問看護		4,759	5,190	5,742
介護予防訪問リハビリテーション		693	816	824
介護予防居宅療養管理指導		5,632	5,784	5,919
介護予防通所介護		—	—	—
介護予防通所リハビリテーション		4,340	4,097	4,421
介護予防短期入所生活介護・療養介護		121	141	167
介護予防特定施設入居者生活介護		3,308	3,111	3,112
介護予防福祉用具貸与		23,444	24,085	24,853
介護予防支援		29,812	30,413	31,842
介護予防福祉用具購入費の支給		469	478	431
介護予防住宅改修費の支給		664	703	708
施設サービス				
介護老人福祉施設		36,847	38,763	40,306
介護老人保健施設		13,536	13,037	12,176
介護療養型医療施設		980	440	119
介護医療院		607	799	851
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		1,838	1,760	1,816
夜間対応型訪問介護		3,174	3,068	3,016
地域密着型通所介護		32,146	32,642	33,285
認知症対応型通所介護		2,608	2,312	2,345
小規模多機能型居宅介護		2,967	2,802	2,719
認知症対応型共同生活介護		6,738	6,954	7,101
看護小規模多機能型居宅介護		863	1,063	1,479
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		12	8	—
介護予防認知症対応型通所介護		—	—	—
介護予防小規模多機能型居宅介護		114	98	159
介護予防認知症対応型共同生活介護		—	—	12

注：①人数は各月の利用者数の合計
②3月～翌年2月利用分
③居宅サービスおよび地域密着型サービスの一部は各サービスを組み合わせて利用するため、人数は重複している。

●利用者負担の軽減

低所得者等でも介護サービスが利用しやすいように、利用者負担を軽減している。

1 高額介護（介護予防）サービス費の支給

介護保険の自己負担額が所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を払い戻している。5年度は延べ128,433件、1,795,930,112円を支給した。

2 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

介護保険と医療保険の自己負担額を合算した額が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を払い戻している。5年度は延べ7,177件、274,601,604円を支給した。

3 居住費および食費の減額（補足給付）

介護保険施設の入所者および短期入所サービスの利用で、低所得者には居住費（滞在費）および食費を減額する。5年度の減額認定証交付件数は延べ4,641件、1,034,833,451円を減額した。

4 旧措置入所者の負担軽減

「介護保険法」施行日前からの特別養護老人ホーム措置入所者に対して、利用者負担および居住費・食費の減免を行う。5年度の利用者負担減免の認定証交付件数は0件、食費・居住費の減額認定証交付件数は1件であった。

5 生計困難者に対する利用者負担軽減

低所得者負担軽減実施事業者が提供するサービスを利用した場合、自己負担額を軽減している。5年度の軽減確認証の交付件数は511件であった。

●要介護高齢者の在宅支援サービス

1 出張調髪

65歳以上の外出困難な高齢者で、要介護3～5と認定された人が対象となる。高齢者の住宅および区内入院先で出張調髪を受けられる利用券を、年5枚を限度に交付している。なお、1回当たり500円の利用者負担金がある。5年度の利用者は延べ5,391人であった。

2 布団乾燥消毒・丸洗い

65歳以上の在宅の高齢者で要介護1～5と認定された人で、ひとり暮らしの高齢者および高齢者のみの世帯が対象となる。5年度は乾燥消毒が3,737件、薬品消毒が405件、水洗いが403件であった。

3 寝具クリーニング券の支給

65歳以上の在宅の高齢者で、要介護3～5と認定された人が対象となる。区内の対象店で利用できる券を年24枚を限度に交付している。5年度は延べ3,162枚の利用券が使用された。

4 紙おむつ等の支給

65歳以上の常時紙おむつ等を必要とする高齢者で、要介護1～5と認定された人および第2号被保険者における要介護認定を受けている人で、本人の住民税が非課税の人が対象となる。なお、購入額の1割が利用者負担となる。5年度は延べ58,211人に支給した。

また、支給対象者ではあるが区が支給する紙おむつ等を使用できない（入院先が指定しているおむつを購入する等）場合に、おむつ代（月額4,800円）を延べ3,277人に支給した。

なお、6年度から前年の合計所得金額 320 万円未満の方まで対象者を拡大し、現物支給は 6,000 円（利用者負担 1 割）、現金支給は 5,400 円に月額上限を引き上げる。

5 リフト付福祉タクシーの運行

65 歳以上で要介護 3～5 と認定され、外出時、車いす等を利用する人を対象に、予約料および迎車料に相当する料金を区が負担している。5 年度の運行回数は 11,804 回であった。

6 認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成事業

認知症により、外出したまま自宅に戻れなくなる症状がある高齢者を介護している家族が、区と協定を結んでいる事業者の位置情報提供サービスを利用する際に、利用料の半額を助成している。5 年度は延べ 453 人の利用があった。

7 家族介護慰労金

要介護 4・5 と認定された家族を在宅で介護しており、過去 1 年間介護保険サービスを利用しなかった住民税非課税世帯を対象に、年額 10 万円の家族介護慰労金を支給している。5 年度は 8 人に支給した。

なお、5 年度をもって新規申請者の受付を終了した。

●緊急一時宿泊事業

1 緊急一時宿泊（緊急保護利用）

生活上の諸問題を抱え、援助または緊急の保護を必要とするおおむね 65 歳以上の高齢者（介護保険で要介護・要支援認定を受けた場合を除く。）に対し、区内の福祉施設の居室を緊急保護利用として原則 10 日以内で提供する。利用料は区が負担する（食費は自己負担）。5 年度の被保護者数は 33 人、滞在延べ日数は 218 日であった。

2 緊急一時宿泊（緊急ショートステイ利用）

要介護・要支援の認定を受けた人のうち、介護をする家族の急病、けがまたは親族の葬儀への参加などのため介護できず、かつ介護保険による短期入所生活介護の空きがない場合に、区内の福祉施設の居室を緊急ショートステイとして原則 10 日以内で提供する。

利用者は、1 泊 3,000 円および食費を負担する。5 年度の利用者数は 6 人、利用日数は 30 日であった。

●高齢者在宅生活あんしん事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、65 歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の高齢者で、慢性疾患等のため日常生活で、常に注意を要する人または要介護・要支援・総合事業対象者の人が、①緊急通報システム、②生活リズムセンサー、③定期訪問、④電話訪問、⑤見守り配食のうち、必要なサービスを組み合わせて利用できる。

5 年度の利用者数は 2,344 人であった。

また、見守り配食のみを利用する人に向け、事業者案内を行っている。

なお、6 年度から 65 歳以上の人に区が指定する見守り ICT 機器の導入費用の助成を開始した。

●見守り ICT 機器活用事例紹介講座

練馬区高齢者見守りネットワーク事業協定を締結している事業者が提供している見守り ICT 機器について、街かどケアカフェやはつらつセンター、介護学べるサロンなどで講座を開催し、活用事例を紹介している。5 年度の講座の開催数は 4 回で、参加人数は延べ 77 人であった。

●認知症対策事業

啓発活動や地域活動の育成支援を実施した。また、認知症の理解を広め、認知症の人や家族を支えるための事業も展開している。

〔予防事業〕 5 年度

区 分		回数・延べ人数など	
啓 発	講演会	1 回	163 人
	パンフレット作成・配布		6,500 部
地域活動 育成支援	認知症予防プログラム	113 回	1,338 人
人材育成	認知症予防推進員連絡会	1 回	52 人

〔支援事業〕 5 年度

区 分		回数・延べ人数など	
啓 発	講演会	1 回	37 人
	早期対応	36 回	62 件
人材育成	認知症サポーター養成講座	72 回	2,070 人
地域支援	介護相談・交流カフェ	10 回	145 人
	認知症介護家族による「介護なんでも電話相談」	51 回	86 件

●介護学べるサロン

介護をしている家族等を対象に、気軽に足を運べる地域の介護施設などで気分転換や健康に役立つ学習（ミニ講座）を実施している。5 年度は 568 人が参加した。

●もの忘れ検診

70 歳以上の人を対象に、認知症に早期に気づき適切な支援を受けられるようにするため「もの忘れ検診」を実施している。5 年度は 133 か所の医療機関で実施し、440 人が受診した。4 年度までは 70 歳と 75 歳の人を対象としていたが、5 年度は 70 歳以上で認知症の気づきチェックリストが 20 点以上の人にも受診できるように対

象を拡大した。6年度は更に拡大して、希望者全員が受診できるようにした。

●チームオレンジ活動

認知症の人が地域の中で希望を持って自分らしく暮らし続けることができるよう、本人や家族の声を聞く「本人ミーティング」を開催し、認知症サポーター等とともに地域で活動するチームオレンジ活動を実施している。5年度は283回開催し、認知症である本人が延べ814人、家族が延べ200人、認知症サポーターが延べ667人参加した。

<在宅療養の推進>

●在宅療養に従事する多職種連携の推進

在宅療養を支援する職種は、医療、介護などさまざまであり、多職種の相互理解を深める機会を提供することを目的に、事例検討会を実施している。5年度は、対面やオンラインで4回実施した。また、区内の病院スタッフが、在宅スタッフの業務内容に関する理解を深め、入院患者が在宅療養へスムーズに移行できる体制を構築することを目的に、在宅療養の現場における研修を実施している。5年度の実施回数は54回であった。

●サービス提供体制の充実

医療と介護の情報を誰もがすぐに入手できる環境を整えることを目的に、医療と介護の情報サイトを区ホームページ内に開設している。また、練馬区医師会の協力を得て、在宅療養者の短期間の入院に対する後方支援病床を確保している。5年度の利用件数は137件であった。

●区民への啓発、家族への支援

在宅療養について、区民の理解を深める機会を提供することを目的に講演会を実施している。5年度は3回開催し、参加者数は延べ569人であった。

22 介護施設の整備と介護人材の確保

(1) 介護施設の整備と介護人材の確保

●老人ホーム

1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

原則、要介護3以上の認定を受け、常時介護が必要なため家庭での生活が困難な高齢者などを対象とした入所型施設である。入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的としている。

区では、社会福祉法人が施設を建設する場合、建設費用の一部を助成することにより、設置促進を図っている。6年4月1日現在、37施設（定員2,761人）がある。

[介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）]

6年4月1日現在

名 称	開設年月	定員 (人)	設置・運営
育秀苑	昭和 62年11月	60	(福) 育秀会
田柄	平成 元年4月	100	(福) 練馬区社会福祉事業団
光陽苑	3年4月	60	(福) 泉陽会
関町	5年6月	70	(福) 練馬区社会福祉事業団
富士見台	6年6月	50	(福) 練馬区社会福祉事業団
やすらぎの里大泉	6年11月	50	(福) 章佑会
練馬キングス・ガーデン	8年12月	50	(福) キングス・ガーデン東京
第2 育秀苑	10年4月	50	(福) 育秀会
第二光陽苑	11年4月	100	(福) 泉陽会
大泉	11年4月	120	(福) 練馬区社会福祉事業団
やすらぎミラージュ	11年5月	70	(福) 章佑会
練馬高松園	12年4月	100	(福) 東京福祉会
土支田創生苑	13年4月	86	(福) 創生
フローラ石神井公園	15年4月	90	(福) 練馬豊成会
豊玉南しあわせの里	16年4月	63	(福) 安心会
こぐれの里	17年4月	50	(福) 東京雄心会
さくらヶ丘	19年2月	72	(福) 北山会
第2 練馬高松園	19年10月	65	(福) 東京福祉会
こぐれの杜	22年4月	60	(福) 東京雄心会
みさよはうす土支田	22年4月	30	(福) シルヴァーウィング
サンライズ大泉	24年11月	100	(福) サンライズ
石神井台秋月	25年3月	177	(福) さわらび会
南大泉かがやきの里	25年4月	47	(福) 安心会
上石神井	25年5月	30	(福) 練馬区社会福祉事業団
第3 育秀苑	25年6月	60	(福) 育秀会
やすらぎグランド	26年6月	90	(福) 章佑会
やすらぎシティ東大泉	26年12月	101	(福) 章佑会
タムスさくらの杜練馬	29年8月	108	(福) 春和会
練馬の丘キングス・ガーデン	29年8月	96	(福) キングス・ガーデン東京
タムスさくらの杜練馬アネックス	31年4月	83	(福) 春和会
上石神井幸朋苑	令和 元年10月	40	(福) こうほうえん
あおぞら緑小竹テラス	2年9月	30	(福) 宝満福祉会
第3 練馬高松園	3年5月	72	(福) 東京福祉会
練馬いやし園	4年2月	55	(福) 気づき福祉会
ケアホーム練馬	4年6月	72	(福) 道心会
おいずみの里	4年8月	108	(福) 香南会
大泉学園ふれあいの里	4年10月	96	(福) 安心会

2 都市型軽費老人ホーム

60歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、独立して生活するには不安が認められる高齢者を対象とした入所型施設である。自立した生活の維持を支援するため、食事などのサービスが提供されている。

また、居室の床面積・職員配置等の基準を緩和し、利用料の低廉化を図った都市型軽費老人ホームの設置促進のため、区では民間事業者等が施設を整備する場合、建設費用の一部を助成している。6年4月1日現在、16施設（定員310人）がある。

●介護老人保健施設

要介護1～5の認定を受け、病状が安定し、入院治療を要しないものの医療上のケアを必要とする高齢者などを対象とした入所型施設である。医学的な管理の下で介護や機能訓練などを行い、在宅復帰を支援することを目的としている。6年4月1日現在、14施設（定員1,316人）がある。

●地域密着型サービス

平成18年4月に創設され、原則として区民のみが利用できるサービスで、区内にはつぎの7種類がある。

民間事業者等が施設を整備する場合、建設費用の一部を助成することにより、設置促進を図っている。

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護が連携しながらサービスを提供している。

[対象] 要介護1～5の認定を受けた高齢者など

[サービス] 日中・夜間を通じて受ける定期巡回および随時対応の訪問介護や訪問看護など

2 夜間対応型訪問介護

[対象] 要介護1～5の認定を受けた高齢者など

[サービス] 夜間に受ける定期巡回および随時対応の訪問介護など

3 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所施設である。

[対象] 要介護1～5の認定を受けた高齢者など

[サービス] 入浴、食事、機能訓練など

4 認知症対応型通所介護

[対象] 要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた認知症の高齢者など

[サービス] 入浴、食事、機能訓練など

5 小規模多機能型居宅介護

「事業所への通い」を中心として、利用者の希望などにより「訪問」や「宿泊」を組み合わせ、サービスを受けることができる。

〔対象〕 要支援 1・2 または要介護 1 ～ 5 の認定を受けた高齢者など

〔サービス〕 入浴、食事、機能訓練など

6 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護のサービスに加えて、必要に応じて「通い」での看護サービスや「訪問看護」を組み合わせたサービスを提供している。

〔対象〕 要介護 1 ～ 5 の認定を受けた高齢者など

〔サービス〕 入浴、食事、機能訓練など

7 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

少人数で家庭的な雰囲気の中で生活しながら介護を受けられる施設である。

〔対象〕 要支援 2 または要介護 1 ～ 5 の認定を受けた認知症の高齢者など

〔サービス〕 入浴、食事、機能訓練など

●事業者状況

介護サービス事業者には、都が指定した居宅サービス・介護予防サービス事業者、介護保険施設と区が指定した地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者および介護予防・生活支援サービス事業者がある。

「介護保険法」の規定により、地域包括支援センターが介護予防支援事業者として指定を受けている。

なお、平成 30 年 4 月 1 日から、居宅介護支援事業者の指定権限が都から区に移管された。

〔区内の居宅サービス・介護予防サービス事業者等の状況〕

6 年 4 月 1 日現在

サービスの種類	事業者数	介護予防サービス事業者数
居宅介護支援	187	－
介護予防支援	－	27
訪問介護	204	－
訪問入浴介護	8	8
訪問看護	100	99
訪問リハビリテーション	17	17
通所介護	83	－
通所リハビリテーション	20	20
短期入所生活介護	42	40
短期入所療養介護	14	14
特定施設入居者生活介護	83	61
福祉用具貸与	41	－
特定福祉用具販売	44	－
合 計	843	286

〔区内の地域密着型サービス・

地域密着型介護予防サービス事業者の状況〕

6 年 4 月 1 日現在

サービスの種類	事業者数	介護予防サービス事業者数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	15	－
夜間対応型訪問介護	2	－
地域密着型通所介護	106	－
認知症対応型通所介護	11	11
小規模多機能型居宅介護	15	15
看護小規模多機能型居宅介護	8	－
認知症対応型共同生活介護	38	38
合 計	195	64

〔区内の介護保険施設の状況〕

6 年 4 月 1 日現在

サービスの種類	施設数
介護老人福祉施設（定員 2,761 人）	37
介護老人保健施設（定員 1,316 人）	14
合 計	51

〔区内の介護予防・日常生活支援サービス事業者の状況〕

6 年 4 月 1 日現在

サービスの種類	事業者数
第 1 号訪問事業（訪問型サービス）	159
第 1 号通所事業（通所型サービス）	157
合 計	316

●社会福祉法人練馬区社会福祉事業団

（福）練馬区社会福祉事業団は、区立の特別養護老人ホームなどの社会福祉施設の効率的・効果的運営を図ることを目的に、平成4年10月に区の外郭団体として設立した社会福祉法人である。

令和6年4月1日現在、指定管理者として、デイサービスセンター7施設、はつらつセンター3施設等を運営管理している。区の委託事業として、地域包括支援センター9施設、敬老館等を運営し、介護予防支援事業を実施するほか、練馬福祉人材育成・研修センターにおいて、介護および障害福祉サービス従事者の確保・育成・定着を支援する事業を実施している。

また、平成23年4月に民営化した旧区立特別養護老人ホーム（デイサービスセンター併設）を運営するほか、25年5月に同法人が初めて建設した上石神井特別養護老人ホームを開設し、26年12月には都市型軽費老人ホーム橋戸の丘を開設し運営している。

●介護人材の確保・育成・定着支援

良質な介護サービスが安定的に提供されるよう介護人材の確保、育成、定着を支援している。

〔介護人材確保・育成・定着支援事業〕（単位：人）5年度

区 分		申請者・ 受講者数など
練馬区福祉人材育成・研修センター事業		5,078
受講料等 助成	介護職員初任者研修受講料助成	84
	介護職員実務者研修受講料助成	156
	介護福祉士資格取得費用助成	81
	介護支援専門員資格更新研修費助成	139
介護従事者養成研修事業		148（※）

※：修了者数

23 元気高齢者の社会参加・介護予防の推進

(1) 高齢者の多様な社会参加の促進

●老人クラブ・文化祭など

1 老人クラブ等運営助成

地域のおおむね 60 歳以上の高齢者で組織する老人クラブや、老人クラブで組織する老人クラブ連合会の活動を支援するため、助成金を交付している。5 年度のクラブ数は 106 団体（会員数 6,171 人）、助成額は老人クラブが 2,830 万円、老人クラブ連合会が 619 万円であった。

2 老人クラブ農園

農園事業を実施している老人クラブに農園を提供している。5 年度末現在の農園数は 21 か所 15,662.01 m²で、37 の老人クラブが利用した。

3 老人クラブゲートボール場

老人クラブ会員相互の親睦と健康の増進に寄与するため、民有地を借り上げ、ゲートボール場として提供している。5 年度末現在、2 か所 2 面を提供し、1 つの老人クラブと 1 つのゲートボール愛好団体が利用した。

4 寿文化祭

練馬区老人クラブ連合会の主催で、おおむね 60 歳以上の高齢者を対象に、芸能大会を開催している。5 年度は、練馬文化センター改修工事のため、地区ごとに会場を分けて実施した。

●高齢者サークル事業助成

高齢者サークルが行うボランティア活動および会員以外の区民等の参加を中心とする事業に対して、事業費の一部を助成している。5 年度の助成額は 13 サークル計 44 万円であった。

●公益社団法人練馬区シルバー人材センター

働くことを通して健康を保持するとともに、生きがいなどを得ることを目的として、昭和 52 年 7 月に設立され、平成 23 年 4 月に公益社団法人となった。

区に居住する、おおむね 60 歳以上の健康で働く意欲があり、就業および社会奉仕活動等を通じて生きがいの充実や社会参加等を希望する人で構成される会員組織である。5 年度末現在の会員数は 3,635 人で、受注実績は 14 億 6,271 万円であり、延べ 321,103 人が就業した。

●高齢者就業・社会参加支援事業

1 元気高齢者介護施設業務補助事業

介護現場で元気な高齢者が活躍できるよう、介護施設の清掃や洗濯などの軽作業の担い手として、（公社）練馬区シルバー人材センターの会員を活用し、実施している。5 年度は、特別養護老人ホーム、認知症対応型グループホーム、介護老人保健施設、通所介護（デイサービス）を対象とした。

2 シニア職場体験事業

高齢者の就労促進を図るため、平成 29 年に開始した「シニア就職活動支援事業」を見直し、元年 9 月に事業を開始した。シニア世代の就職を支援するセミナーを区内 2 地域で計 4 回行くとともに、個別相談会と（公社）練馬区シルバー人材センターの紹介を行った。5 年度の参加者は延べ 80 人であった。また、就労前に職場の見学や体験の機会を設け、高齢者と企業の相互理解を促進した。

3 シニアセカンドキャリア応援事業

高齢者がいきいきと生活できるよう、就職や起業、地域活動に関して学ぶセミナーを開催した。

●高齢者の生活ガイド

区が実施している高齢者向けの保健・福祉サービス等を掲載した冊子を 3 年に 1 回発行し、無料配布している。



●シニアナビねりま

おおむね 50 歳以上のシニア世代の人を対象に、ホームページで社会参加活動を支援するための情報発信を行った。

●高齢者いきいき健康事業

75 歳以上の高齢者が、公衆浴場・理美容店・豊島園庭の湯等、7 事業から希望の 1 事業に利用できる「いきいき健康券」を交付している。5 年度は 32,137 人の申込みがあった。

●敬老祝品

最高齢者、百歳以上、白寿（99 歳）、米寿（88 歳）の区民にそれぞれ祝品を贈呈している。5 年度は、祝品を最高齢者（111 歳）1 人、百歳以上 559 人、白寿 341 人、米寿 4,081 人に贈呈した。

●高齢者みんな健康プロジェクト

区が保有する医療・健診・介護等のデータを活用し、管理栄養士・歯科衛生士・保健師の資格を持つ高齢者保健指導専門員が地域包括支援センターと連携して、高齢者の健康について総合的な支援を行う。後期高齢者の糖尿病重症化予防やフレイル予防の支援、健診未受診者への働きかけを個別訪問により行うほか、地域の教室事業等を行い、高齢者の健康の保持・増進につなげている。

〔支援内容〕 5年度

区 分	延べ件数・回数など
個別訪問支援	583 件
健康教育・健康相談	244 回 2,371 人

●オンラインによる介護予防事業・スマホ事業

1 オンラインツールを活用した介護予防・フレイル予防事業

自宅等で他者と交流しながら心身機能の維持に取り組めるよう、理学療法士による介護予防・フレイル予防講座（講義・運動）を5年度は年10回開催した。オンラインツールを活用し、メイン会場のはつらつセンターからリアルタイム配信を行い、敬老館や自宅で他者と交流しながら参加することができる。

2 スマートフォン教室・相談会

高齢者のデジタル格差解消を目指し、はつらつセンター、敬老館および街かどケアカフェで、都が実施する「高齢者向けスマートフォン利用普及啓発事業」などを活用し、スマートフォン教室・相談会を実施している。5年度からは、目的別のスマートフォン教室を追加した。6年4月1日からは、はつらつセンターに常設のスマホ相談窓口を開設し、スマートフォンの基本操作の質問に対応している。

3 シニアデジタル活用支援事業

高齢者のデジタル格差解消を図り、かつ元気高齢者の活躍の場を拡大するため、（公社）練馬区シルバー人材センターと連携して、シニアのスマホ相談員を養成し、相談会を開催した。

4 フレイル予防アプリ「フィット&ゴー」の配信

概ね60歳以上の高齢者を対象に、フレイル予防のためのアプリを開発し、5年9月21日に配信を開始した。アプリはAIがフレイルリスクを判定し、一人ひとりにあった健康アドバイスを配信する。また、地域団体等の情報（趣味、教養、体験、イベント）を地図上に見える化し、健康状態やアンケート等を基に、利用者の興味関心にあった情報を発信する。5年度の登録者数は2,142人だった。

●高齢者施設

1 はつらつセンター

60歳以上の高齢者を対象に、健康の増進、教養および福祉の向上を図ることを目的とした高齢者センターを、平成元年7月に光が丘、7年10月に関、16年10月に豊玉に開設した。29年4月のはつらつセンター大泉開設と同時に、高齢者センターの名称を「はつらつセンター」に変更した。

2 敬老館等

地域の高齢者施設として敬老館、また敬老館事業を行う施設として厚生文化会館、地区区民館が設置されている。

これらの施設には、娯楽室、休養室、集会室等があり、高齢者の憩いと交流の場として利用されている。

〔高齢者施設の個人利用状況〕 (単位：延べ人)

施設名	3	4	5
〈はつらつセンター〉			
光が丘	38,905	46,479	51,054
関	11,576	15,998	17,707
豊玉	17,186	21,939	30,010
大泉	27,502	33,854	36,465
〈敬老館〉			
栄町	7,471	9,176	8,896
中村（※1）	9,038	—	—
南田中	8,168	7,931	8,237
高野台	6,001	7,544	7,591
三原台	6,409	10,191	10,084
石神井	5,971	7,232	10,358
石神井台	5,838	5,859	5,659
上石神井	6,929	7,563	7,552
東大泉	6,799	6,990	8,325
西大泉	7,832	8,729	8,503
大泉北（※2）	—	6,258	8,526
〈敬老室〉			
厚生文化会館	2,289	2,914	2,706
地区区民館	34,097	46,341	54,946
合 計	202,011	244,998	276,619

注：3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止により休館または事業を縮小した。

※1：中村敬老館は街かどケアカフェに機能転換工事のため、4年4月1日から5年3月31日まで休館し、5年3月31日に閉館した。

※2：大泉北敬老館は、新型コロナウイルスワクチン保管施設として使用したため、3年3月24日から4年3月31日まで休館した。

(2) 介護予防の推進

●介護予防・日常生活支援総合事業

一般介護予防事業と介護予防・生活支援サービス事業で構成され、介護予防と日常生活の自立を支援することを目的とする。

1 一般介護予防事業（健康長寿はつらつ事業）

- (1) 介護予防普及啓発事業
 - ・はつらつライフ手帳の発行
 - ・介護予防キャンペーン
 - ・「ねりま ゆる×らく体操」の普及
 - ・健康長寿はつらつ教室
 - ・認知症予防啓発
 - ・いきがいデイサービス事業
 - ・公衆浴場活用事業「フロ・マエ・フィットネス」
 - ・高齢者のための料理本「練馬発わかわか かむかむ元気ごはん」の普及
 - ・「ねりまお口すっきり体操」の普及等
- (2) 地域介護予防活動支援事業
 - ・認知症予防プログラム
 - ・介護予防推進員活動支援
 - ・認知症予防推進員活動支援
 - ・フレイル予防サポーター育成・支援
- (3) 地域リハビリテーション活動支援事業
 - 自主活動支援・自立生活支援
- (4) 介護予防把握事業
 - はつらつシニアクラブ
- (5) 街かどケアカフェ

高齢者をはじめとする地域の人が気軽に集い、介護予防について学べる、交流・相談・介護予防の拠点として、常設型6所（区立施設内）、地域サロン型32所（地域の集いの場）計38所で運営している。

また、27所の地域包括支援センターが地域に出向いて開催する、出張型街かどケアカフェを実施している。

2 介護予防・生活支援サービス事業

- (1) 訪問型サービス事業
- (2) シルバーサポート事業
- (3) 通所型サービス事業
- (4) 食のほっとサロン事業
- (5) 高齢者筋力向上トレーニング事業

第3章

安心を支える福祉と医療のまち

31	障害者の地域生活を 支える	124
32	生活の安定に向けた 自立の応援	131

33	地域福祉の推進	134
34	医療環境の充実	137
35	健康づくりの推進	140



食育推進ボランティアと協働による「ちゃんとごはん」事業

31 障害者の地域生活を支える

(1) 総合相談体制を構築する

●相談支援の充実

1 総合福祉事務所および保健相談所

総合福祉事務所（身体・知的障害）および保健相談所（精神障害）では、障害者（難病患者等を含む。）やその家族からの相談に応じ、福祉サービスの案内等を行っている。

〔障害者支援系の相談件数〕 (単位：件) 5年度

総合福祉事務所 種別	練馬	光が丘	石神井	大泉
身体障害者手帳交付	2,682	2,686	2,459	2,226
自立支援医療（更生医療）	1,595	1,190	1,195	840
補装具交付	903	1,153	1,249	761
職業	—	—	—	—
施設入所および紹介	428	822	494	585
医療保健	1,214	1,757	1,037	1,304
在宅・生活	5,555	6,988	15,556	5,973
無料乗車券	711	593	654	339
その他	215	93	320	227
小計	13,303	15,282	22,964	12,255
合計	63,804			

〔知的障害者担当系の相談件数〕 (単位：件) 5年度

総合福祉事務所 種別	練馬	光が丘	石神井	大泉
施設入所	115	938	82	566
職親（しよくおや）委託	—	—	—	—
職業	5	92	26	174
医療保健	—	50	31	51
生活	44	114	35	115
教育	5	78	104	56
その他	11,497	11,186	8,881	4,340
小計	11,666	12,458	9,159	5,302
合計	38,585			

〔保健相談所の保健師等による相談者数〕 (単位：人) 5年度

保健相談所 相談内容	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
一般精神（心の健康）	3,789	3,087	3,199	6,039	1,965	2,841
社会復帰	842	87	250	729	238	394
依存（アルコール・薬物等）	236	144	101	283	42	49
児童・思春期	122	105	207	195	104	57
高齢者精神	30	63	60	44	27	5
小計	5,019	3,486	3,817	7,290	2,376	3,346
合計	25,334					

2 障害者地域生活支援センター

障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように必要な支援を行う施設で、相談、各種講座の開催、地域との交流を通じた障害への理解の促進などの事業を行っている。

〔障害者地域生活支援センターの相談件数〕 (単位：件) 5年度

施設 種別	きらら	すてっぴ	ういんぐ	さくら
サービス利用	3,721	2,735	4,435	5,661
障害状況の悩み	6,751	4,176	7,125	6,119
就労	335	121	24	114
社会生活	1,049	919	425	484
その他	597	675	99	122
小計	12,453	8,626	12,108	12,500
合計	45,687			

3 障害者虐待防止センターの設置

「障害者虐待防止法」に基づいて設置され、虐待の通報・届出の受付および虐待の防止のための相談等の対応、実施体制に関する総合調整等を行っている。

●手帳の交付

「身体障害者福祉法」、「東京都愛の手帳交付要綱」および「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて、都が身体障害者手帳、愛の手帳および精神障害者保健福祉手帳の発行を行っており、区が受付、交付事務等を行っている。

交付を受けた障害者は、各種福祉制度のほか、交通機関の運賃割引や税の軽減措置などが利用できる。

〔身体障害者手帳所持者数〕 (単位：人) 各年度末現在

区分 年度	視覚 障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 機能障害	内部 障害	肢体 不自由	合計
3	1,484 (30)	2,081 (115)	259 (—)	7,178 (86)	9,190 (263)	20,192 (494)
4	1,513 (31)	2,116 (112)	262 (1)	7,223 (88)	9,053 (263)	20,167 (495)
5	1,520 (31)	2,183 (112)	265 (—)	7,268 (91)	8,982 (268)	20,218 (502)

注：（ ）内の人数は18歳未満を再掲

〔知的障害者（児）愛の手帳所持者数〕

(単位：人) 各年度末現在

区分 年度	最重度	重度	中度	軽度	合計
3	188 (23)	1,327 (247)	1,167 (260)	2,555 (589)	5,237 (1,119)
4	191 (24)	1,356 (245)	1,202 (289)	2,677 (639)	5,426 (1,197)
5	188 (22)	1,395 (268)	1,223 (306)	2,786 (662)	5,592 (1,258)

注：() 内の人数は 18 歳未満を再掲

〔精神障害者保健福祉手帳所持者数〕

(単位：人) 各年度末現在

区分 年度	1 級	2 級	3 級	合計
3	445	4,315	3,511	8,271
4	476	4,618	4,030	9,124
5	491	4,689	4,328	9,508

(2) サービス提供体制を拡充する

●障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」は、障害者に必要な支援を規定した法律で、平成 25 年 4 月から施行された。

1 対象者

身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者または知的障害があると判定された人、精神障害者保健福祉手帳所持者または精神障害（発達障害を含む。）があると判定された人、難病患者等が対象である。

2 障害支援区分認定

「障害者総合支援法」では、支給決定の仕組みの透明化・明確化のため、障害支援区分認定制度を取り入れている。

障害福祉サービス（介護給付等）を利用するには、障害支援区分認定を受ける必要がある。

一次判定（障害者の心身の状態についての認定調査等による）、二次判定（障害保健福祉の学識経験者で構成される審査会による）を行い、障害支援区分 1 ～ 6 が認定される。その後、サービス利用意向の聴取などを経て、サービス内容等を決定する。

〔障害支援区分の判定状況〕

(単位：件) 5 年度

支援 対象者	判定区分							計
	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
身体 障害者	—	1	16	65	46	65	198	391
知的 障害者	—	—	57	96	183	202	295	833
精神 障害者	—	4	216	149	31	10	2	412
難病 患者等	—	1	—	3	1	—	2	7
計	—	6	289	313	261	277	497	1,643

●「障害者総合支援法」による障害福祉サービス等

「障害者総合支援法」による給付は、介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付、自立支援医療、補装具費支給の自立支援給付と地域生活支援事業で構成されている。

1 自立支援給付

(1) 給付状況

〔給付状況一覧〕

(単位：人) 5 年度

区 分	内 容	延べ人数
介護給付	居宅介護（身体・家事）	13,114
	重度訪問介護	1,515
	同行援護	2,434
	行動援護	95
	療養介護	989
	生活介護	14,922
	短期入所	2,927
	重度障害者等包括支援 施設入所支援	— 5,882
訓練等給付	自立訓練	1,093
	就労移行支援	3,532
	就労継続支援	16,259
	就労定着支援	1,547
	自立生活援助	39
	共同生活援助	10,524
地域相談支援給付	地域移行支援	11
	地域定着支援	—
計画相談支援給付	計画相談支援	12,443

(2) 自立支援医療

自立支援医療には、精神通院医療、更生医療、育成医療の 3 種類がある。5 年度の利用者は精神通院医療が 16,277 人、更生医療が 1,160 人、育成医療が 14 人であった。

(3) 補装具費支給

障害の種別、状態に応じて、車椅子、義足、視覚障害者安全つえ、補聴器などの費用を支給している。5 年度の支給状況は購入 800 件、修理 675 件の計 1,475 件であった。

2 地域生活支援事業

障害者が地域で自立した生活ができるように、障害状況に応じた支援を行う。主な事業はつぎのとおりである。

(1) 意思疎通支援事業

意思疎通に支障のある障害者を支援するため、手話通訳者派遣や要約筆記者派遣を行っている。
5年度の派遣回数は、手話通訳 3,243 件、要約筆記 362 件であった。また、本庁舎、総合福祉事務所、障害者地域生活支援センターに手話通訳者を設置しており、5年度の設置回数は 344 回であった。

そのほか、タブレット等を通して手話オペレーターが通訳する遠隔手話通訳を実施しており、5年度の利用件数は 65 件であった。

また、5年6月から、失語症者向け意思疎通支援者の団体派遣を開始した。5年度の派遣件数は 129 件であった。

(2) 日常生活用具および住宅設備改善費の給付

障害者の在宅生活を支援するための制度で、特殊寝台、携帯用会話補助装置などの日常生活用具や浴室、便所等の改善費用を給付している。住宅設備改善費の給付については、65 歳以上の人は屋内移動設備・階段昇降機のみが対象になる。40 ～ 64 歳の「介護保険法」に基づく住宅改修の対象者は、介護保険の住宅改修費の受給後、不足する分が対象となる場合がある。5年度の日常生活用具の給付は 12,504 件、住宅設備改善費給付は 32 件であった。

(3) 移動支援事業

地域での自立生活や社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のための支援を行っている。5年度の利用者は延べ 11,391 人であった。

(4) 地域活動支援センター事業

障害者の創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図っている。区内に 6 か所ある。

(5) 訪問入浴サービス事業

重度身体障害者で、家族等の介護だけでは入浴困難な人を対象として、巡回入浴車による訪問入浴を行っている（介護保険対象者を除く。）。5年度の利用者は延べ 762 人であった。

(6) 日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行うとともに、家族等の就労支援、一時的な休息の確保を行っている。5年度の利用者は延べ 1,180 人

であった。
3 「児童福祉法」による障害児通所支援事業等
障害児が地域生活を営めるよう支援を行っている。

〔給付状況一覧〕 (単位：人) 5年度

支援・サービス等	延べ人数
児童発達支援	12,439
医療型児童発達支援	40
放課後等デイサービス	15,012
居宅訪問型児童発達支援	97
保育所等訪問支援	1,401
障害児相談支援	4,600

●「障害者総合支援法」以外の障害福祉サービス

1 緊急一時保護（家庭委託）

障害者の保護者が、病気や家庭の都合などで緊急に介護ができなくなった場合、一時的に他の家庭に委託して介護を行うもので、月 5 回まで依頼できる。5年度は延べ 644 回の利用があった。

2 重度脳性まひ者介護人の派遣

20 歳以上の身体障害者手帳 1 級の重度脳性まひ者に、障害者本人が推薦した介護人を派遣し、介護人には介護料を支給する（「障害者総合支援法」における障害福祉サービス等の受給者を除く。）。5年度末現在の対象者は 41 人で、5年度は延べ 7,046 回派遣した。

3 紙おむつの支給

在宅の 3 歳以上 65 歳未満で身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度の人で、本人の所得（20 歳未満は保護者の所得）が基準額以下の人に紙おむつ等を支給している。5年度は延べ 5,184 人に支給した。

4 出張調髪

東京都重度心身障害者手当の受給者で外出が困難な人、もしくは同等の障害を有する人を対象に、区内理容組合、美容組合の協力を得て、在宅で出張調髪を受けられる利用券を、年 6 枚まで交付している。1 回当たり 500 円の利用者負担金がある。5年度の利用者は、延べ 514 人であった。

5 福祉タクシー券の交付

外出困難な心身障害者の社会生活の利便を図るため、1 か月につき 500 円券 6 枚、100 円券 5 枚を交付している。5年度の交付人数は、4,842 人であった。年齢、所得による対象制限がある。

6 リフト付き福祉タクシーの運行

身体障害者手帳または愛の手帳所持者で外出時に車椅子等を利用する人を対象に、予約料および迎車料を区が負担している。5年度の運行回数は 52,823 回であった。

7 自動車燃料費助成

外出困難な心身障害者を対象に、1 か月 2,500 円

の燃料費を助成している。5年度末現在の受給者は1,365人であった。年齢、所得による対象制限がある。

8 中等度難聴児発達支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない区内居住の18歳未満の中等度難聴児を対象に、補聴器の購入費用の一部を助成している。5年度は43件の助成を行った。

9 重症心身障害児（者）等在宅レスパイトおよび当該家族の就労等支援事業

医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）等の健康の保持と在宅で介護する家族の介護負担の軽減および当該家族の就労等の支援を図ることを目的として、訪問看護事業所から看護師等を1年度の間に144時間を限度に、1回あたり2～4時間の範囲で派遣し、家族が行っている医療的ケアや食事・排泄の介助等を行っている。5年度は延べ581回実施した。

●障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進

障害者に関する基本的な計画の「障害者計画」と障害福祉サービス等の提供体制確保のための「障害福祉計画」、障害児に関するサービス等の提供体制確保のための「障害児福祉計画」がある。

6年3月に『ビジョン』を上位計画とする個別計画である「練馬区障害者計画（令和3～8年度）」を一部改定するとともに、「第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画」を策定し、障害者施策の充実に取り組んでいる。

●福祉園等

福祉園等では、「障害者総合支援法」に基づく生活介護事業を実施し、日中活動の場として、心身の発達や社会生活能力を維持向上させるための支援を行っている。

谷原フレンドでは、日中一時支援事業として入浴サービスも行っている。

〔福祉園等在籍者数〕（単位：人） 5年4月1日現在

施設名	在籍者
大泉町福祉園	55
氷川台福祉園 [※]	52
関町福祉園	34
光が丘福祉園	39
大泉学園町福祉園 [※]	65
貫井福祉園	31
谷原フレンド	21

※：氷川台福祉園および大泉学園町福祉園では、医療的ケアを必要とする重症心身障害者を受け入れている。（1日当たり 氷川台福祉園9人、大泉学園町福祉園7人）

●就労継続支援B型事業所

区では、知的障害のある人のうち、一般企業などでの就労が困難な人や、一定の年齢に達している人に働く場を提供するため、「障害者総合支援法」に基づく就労継続支援B型事業所を設置している。5年4月1日現在、白百合福祉作業所37人、かたくり福祉作業所58人、北町福祉作業所32人の利用があった。

〔作業内容と年間売上金額〕（単位：円） 5年度 〔白百合福祉作業所〕

作業内容	年間売上金額
紙器組立等	1,738,514
建物清掃等	385,433
古紙回収等	268,959
自主生産等	1,787,584
合 計	4,180,490

〔かたくり福祉作業所〕

作業内容	年間売上金額
封入等	3,783,717
日用品組立等	262,583
公園清掃等	399,010
自主生産等	3,910,962
合 計	8,356,272

〔北町福祉作業所〕

作業内容	年間売上金額
紙器組立等	3,255,565
公園・アパート等の清掃等	1,232,600
自主生産等	1,033,945
合 計	5,522,110

●心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）

1 生活介護事業

医療的ケア等が必要で、常時介護を必要とする障害者を対象として、排せつ・食事の介護、創作的活動または生産活動の機会等を提供している。

重症心身障害者を1日当たり9人、重症心身障害に該当しない障害者を1日当たり6人受け入れている。

2 中途障害者支援事業

高次脳機能障害等の中途障害者を対象とした相談等事業、社会復帰や地域生活の充実を図るための自立訓練（機能訓練・生活訓練）および地域活動支援センター事業を行っている。

3 障害者 ICT 相談窓口

障害のある人の意思疎通を助ける ICT（情報支援）機器の相談・体験、操作方法のサポートを行う。

4 講座・講習会の開催

ボランティア育成を目的とした手話講習会（初級、中級、上級、通訳養成）、中途失聴者・難聴者を対象とした手話講習会、視覚障害者・点訳ボランティア希望者を対象とした点字教室、障害者を対象とした初歩のパソコン講習会、ボランティア希望者を対象とした障害者 IT 支援者養成講座を実施している。

5 施設等貸出事業

障害者団体等に対して施設の貸出しや機器の利用・貸出しを行っている。

〔相談・通所事業・施設提供人数〕		5 年度
区 分	延べ人数	
高次脳機能障害等の相談	251人	
生活介護事業	1,288人	
中途障害者通所事業	1,549人	
施設提供	16,054人	

●しらゆり荘

しらゆり荘は、障害者が介護者の事情で介護を受けられない場合等に、日中の預かりや宿泊を伴う支援を行っている。また、就労または就労継続支援事業所等に通所している知的障害者に生活の場を提供し、地域での自立生活へ向けた支援を行っている。

〔施設概要〕

事業内容	定 員
共同生活援助事業（グループホーム）	8 人
日中一時事業（日中の預かり） 短期入所事業（宿泊を伴う支援）	6 人（短期入所 4 人を含む。）

●障害者グループホーム

障害者の自立した生活を推進するため、障害者の居住の場として共同で暮らし、世話人などが相談や食事などの介護を行うグループホームの整備を進めている。5 年度末現在、整備数は 759 室である。

●こども発達支援センター

医師、心理士等の専門職員を配置して 18 歳までの児童を対象とした相談・通所訓練等の事業を実施している。

1 相談

18 歳までの児童を対象に、心理士による発達相談、医師による医療相談などを予約制で行い、障害を早期発見し、適切な支援につなげる。

また、医療的ケア児とその家族からの相談に対応する窓口を 5 年 10 月に開設した。

2 通所訓練

発達相談や医療相談の結果、通所訓練が必要と判断された児童を対象に、基本的生活習慣を身につける指導、発達を促すための遊びを通じた指導、機能訓練や言語訓練などを行う。また、0 歳から 1 歳 6 か月までのダウン症児等とその家族を対象に療育指導を行う、0 歳児超早期支援を行っている。

3 訪問

重い障害や医療的ケア等があり外出が困難な児童の居宅や障害児が通園している保育園等を訪問し、早期療育と集団適応のための専門的な支援を行っている。

4 家族支援、地域支援

通所訓練児童の家族対象の講習会や、区民を対象とした発達の障害等に関する理解を深める取組を行う。また、障害児の家族で構成される団体等に多目的室・運動場の活動の場を提供する。

障害児および発達に心配のある児童を一時的に預かる障害児一時預かり事業を実施している。

〔相談・訓練・施設提供等人数〕		5 年度
区 分	延べ人数	
専門相談	4,900人	
通所訓練	4,397人	
施設提供	13,378人	
障害児一時預かり事業	876人	

〔地域支援事業〕			5 年度
内 容	実施回数	参加延べ人数	
区民向け啓発事業：講演会（※1）	2 回	109人	
事業者向け支援事業：講演会等（※2）	2 回	511人	

※1：対面とオンラインの同時開催

※2：オンデマンドによる開催

(3) 障害者の就労を推進する

●練馬区障害者就労支援センター（レインボーワーク）

就職を希望する障害者、企業等で働く障害者、障害者を雇用する企業等への支援などを行っている。

1 就労支援事業

(1) 就労相談
来訪や電話等により、働くこと等に関する相談支援を行った。5 年度は延べ 1,478 件の相談があった。

(2) 就職支援
アセスメントや模擬面接、履歴書等の作成支援など、就職活動支援を行った。5 年度は 56 人が就職した。

2 職場定着支援事業

障害者が働く企業等への支援員の訪問や障害者から

の相談等を行い、就労の継続を図った。5年度の対象者は847人、支援件数は延べ8,663件であった。

3 障害者就労ネットワーク推進事業

障害者就労支援ネットワーク会議は、区内の就労支援事業所や企業、特別支援学校等の関係機関で構成し、障害者就労の支援体制の構築を図った。5年度は8回開催した。

4 共同受注窓口事業

区内作業所等が企業や農業者等からの請負作業を共同で受注する体制づくりを行い、作業所利用者の工賃向上に取り組んでいる。5年度の受注件数は243件、受注金額は3,650,475円であった。

5 普及・啓発事業

9月の障害者雇用支援月間において、講演会、パネル展および障害者施設の自主生産品販売会を行った。また、区内企業等の障害者雇用への理解を深めるため、雇用支援セミナーを開催した。

●就労移行支援事業所

区では、一定期間就労に向けた訓練を経て就職を目指す場として、「障害者総合支援法」に基づく就労移行支援事業所を2か所設置している。定員は、貫井福祉工房が20人、かたくり福祉作業所が10人である。5年度の就職の状況は、貫井福祉工房で7人、かたくり福祉作業所で1人であった。

●就労定着支援事業所

区では、一般就労した人の就労に伴う生活面の課題に対し、就労が継続できるように支援を行うため、「障害者総合支援法」に基づく就労定着支援事業所を2か所設置している。5年度の利用状況は、貫井福祉工房で23人、かたくり福祉作業所で4人であった。

〔就職などの状況〕 5年度

内 容	人 数
福祉施設等から一般就労した人数	213人
就労定着支援事業の利用者数	173人

注：民間施設等利用者を含む

(4) 障害者の社会生活を支援する

●精神保健福祉

こころの健康を保ち、安定した生活を営むためには、本人が不調を感じた時に早めに対応・治療することや本人の変化を感じた時に周囲にいる家族等が気軽に相談できる窓口が必要である。

各保健相談所では、保健師等が家庭訪問を行い、本

人および家族等の相談に応じるとともに、精神科医師による精神保健相談を行っている。5年度は延べ25,334人の相談を受けた。

精神疾患が疑われる人や未治療者等に対して実施しているアウトリーチ（訪問支援）事業では、保健師に加え、平成27年度から地域精神保健相談員（精神保健福祉士）を配置し、支援体制を強化している。この他にも、こころの病の理解を広めるため、講演会を開催している。

また、自立支援を目的に、精神障害者に対する障害福祉サービスの提供（サービスの内容については、125ページ「●「障害者総合支援法」による障害福祉サービス等」を参照）、通院にかかる医療費（自立支援医療）や小児精神病の入院医療にかかる医療費の助成による支援も行っている。

・障害福祉サービス利用者	1,830人
・自立支援医療利用者	16,277人（再掲）
・入院医療利用者	1人

●心身障害者福祉集会所

障害者とその家族および団体を対象に、自主的活動や交流の場として、光が丘区民センター内に集会所を設置している。5年度の利用状況は、団体利用が延べ1,930団体、15,764人であった。

●福祉手当と年金、医療費助成

障害の種類、程度により、区をはじめ国、都は各種の助成を行っている。

1 練馬区心身障害者福祉手当

身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ、進行性筋萎縮症および特殊疾病（353疾病）の人に月額15,500円、身体障害者手帳3級、愛の手帳4度の人および精神障害者保健福祉手帳1級の人に月額10,000円をそれぞれ年3回に分けて支給している。なお、年齢、所得等の制限がある。5年度末現在の受給者は12,159人であった。

2 東京都重度心身障害者手当

東京都心身障害者福祉センターの判定で認定された重度の心身障害者の人に、月額60,000円を毎月支給している。なお、年齢、所得等の制限がある。5年度末現在の受給者は534人であった。

3 特別障害者手当等（国制度）

身体または精神に重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする人を対象に手当を支給している。なお、年齢、所得等の制限がある。5年度は、特別障害者手当月額27,980円、障害児福祉手当および経過的福祉手当月額15,220円を年4回に分けて支給した。同年度末現在の受給者は、特別障害者

手当 857 人、障害児福祉手当 244 人、経過的福祉手当 4 人であった。

4 心身障害者扶養共済

障害者を扶養する保護者が死亡または重度障害者になったとき、残された障害者の生活の安定を図ることを目的に、全国共通の心身障害者扶養共済制度の加入申込手続を行っている。5 年度末現在の加入者は 57 人であった。

5 心身障害者医療費助成

身体障害者手帳 1、2 級（内部障害は 3 級まで）、愛の手帳 1、2 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級の人が各種健康保険で受診した場合、保険診療の自己負担分の一部を助成している。なお、年齢、所得による対象制限がある。また、後期高齢者医療制度適用者については、非課税者のみ一部負担金分の助成を行っている。5 年度末現在の対象者は 5,601 人であった。

●啓発活動等の推進

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、区報による広報、障害者福祉施設の地域交流事業など啓発活動の強化に努めている。

また、障害者の社会活動を促進するために交通手段や公共施設の改善などのほか、ボランティア活動の促進に努めている。

●福祉大会

地域社会で活躍している障害者および障害者福祉の向上に功績のあった人を表彰する大会である。5 年度は、地域活躍者 1 人、援護功労者 2 人、感謝状贈呈者 1 人の表彰を行った。

32 生活の安定に向けた自立の応援

(1) 生活の安定に向けた自立支援を行う

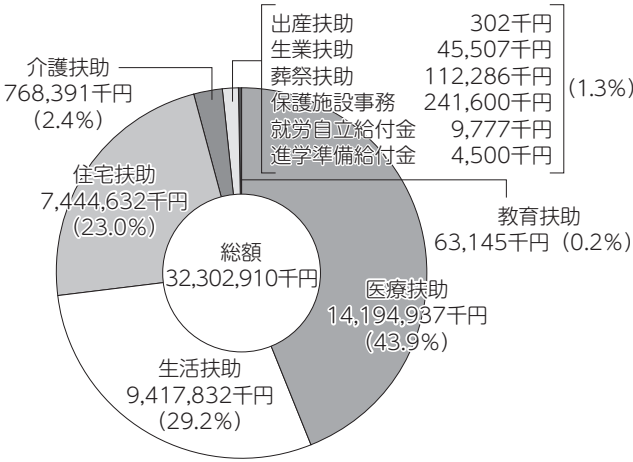
●生活保護

生活保護制度は、憲法第 25 条に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした「最後のセーフティネット」である。

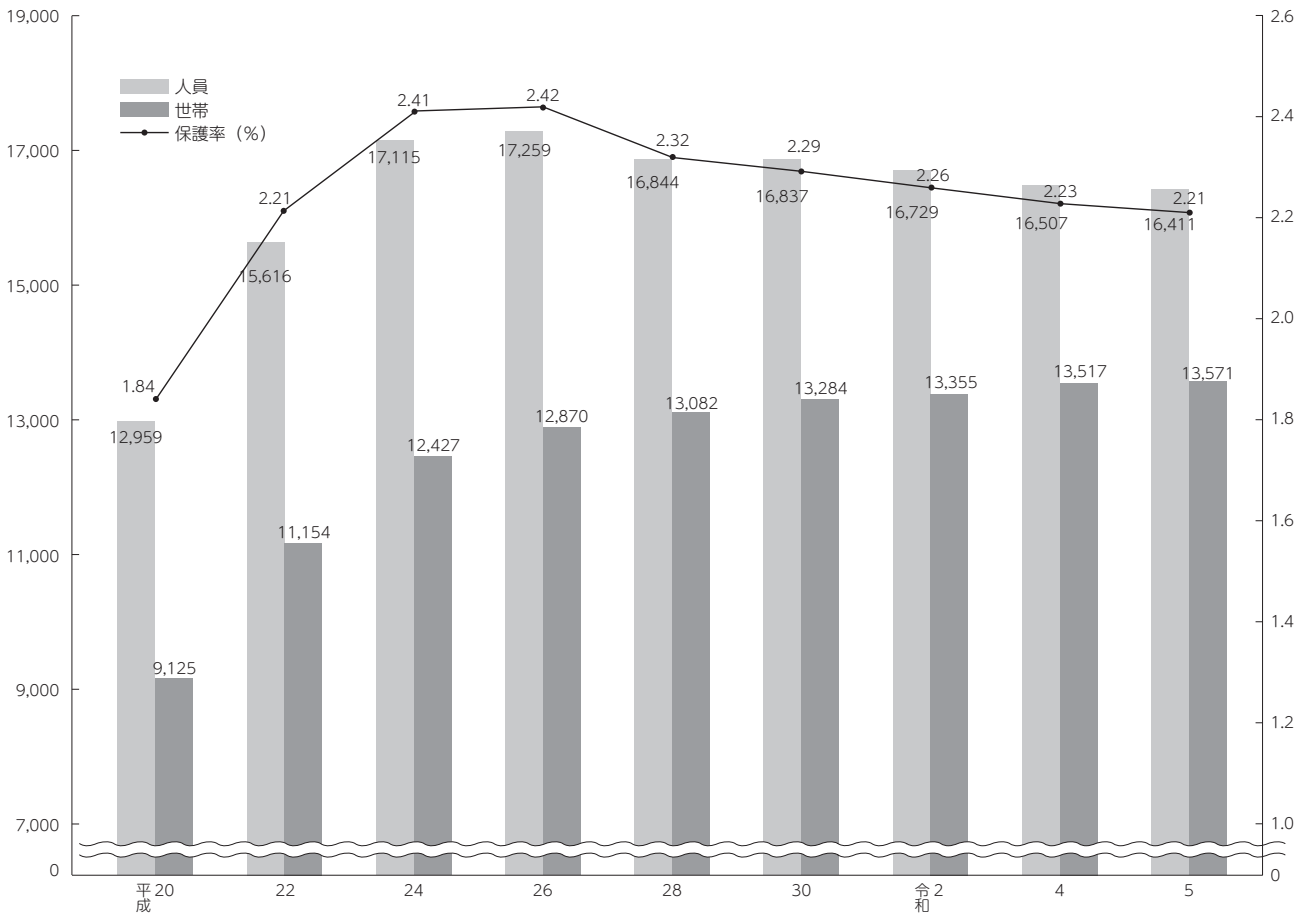
1 生活保護受給状況

受給者は、平成 4 年度を底に増加し続けており、20 年度以降急増したが、近年は横ばい傾向である。

〔生活保護費支出状況〕



〔生活保護受給世帯、受給者数および保護率の推移〕



※：生活保護費支出総額は、4 年度と比較して 2.26% 増加している。

〔生活保護世帯および人員〕

年度	実数		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		生業扶助		葬祭扶助		出産扶助	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
元	13,278	16,889	11,845	14,936	12,116	15,234	580	831	2,817	2,938	12,898	16,092	4,519 *	4,669 *	456 *	456 *	7 *	7 *
2	13,355	16,729	11,965	14,845	12,228	15,147	517	736	2,911	3,040	12,947	15,950	4,031 *	4,139 *	539 *	539 *	3 *	3 *
3	13,451	16,607	12,015	14,700	12,316	15,022	474	673	3,023	3,151	13,068	15,867	3,745 *	3,769 *	468 *	468 *	1 *	1 *
4	13,517	16,507	12,058	14,589	12,331	14,900	426	601	3,094	3,233	13,117	15,754	3,497 *	3,664 *	515 *	515 *	4 *	4 *
5	13,571	16,411	12,102	14,516	12,414	14,870	396	552	3,129	3,269	13,209	15,721	3,393 *	3,637 *	545 *	545 *	1 *	1 *

注：* は、年間累計数値

2 自立への取組

就労自立、社会生活自立および日常生活自立を支援するため、自立支援プログラムを策定している。5年度は6,812人を支援した。

【実施中のプログラム】			
1	「生活保護受給者等就労自立促進事業」活用プログラム		
2	就労支援（専門員による取組）プログラム		
3	就労サポート事業プログラム		
4	精神保健福祉支援 退院促進プログラム		
5	精神保健福祉支援 居宅生活支援プログラム		
6	高校進学支援プログラム		
7	学力向上支援プログラム		
8	子ども支援プログラム		
9	債務整理支援プログラム		
10	居宅生活支援プログラム		
11	高齢者世帯訪問支援業務および高齢者世帯日常生活支援プログラム		

●法外援護

生活保護世帯の自立を支援するため、「生活保護法」では給付の対象とならない各種費用の支給を行っている。5年度の実績は92,332,857円であった。

【支給内容】

入浴証、児童・生徒への通学用被服等の購入費および中学校卒業者就職等支度金、家財保管料および処分料、自立促進費5種（就労支援・社会参加活動支援・地域生活移行支援・健康増進支援・次世代育成支援）

●生活困窮者自立支援事業

平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、経済的困窮者に対し、自立の促進を図ることを目的とした事業である。生活サポートセンターを相談窓口とし、自立相談支援を中心に家計改善支援、住居確保給付金の支給を実施している。

このほかに、就労準備支援、一時生活支援、子どもの学習・生活支援の事業を実施している。

【生活サポートセンターの利用状況】 (単位：人)

年度	自立相談支援事業 利用者数	家計改善支援事業 利用者数	住居確保給付金(※) 受給者数
3	2,684	15	2,194
4	2,702	11	676
5	2,652	15	208

※：住居確保給付金については、相談、申請受付、受給期間中の就労支援を生活サポートセンターが実施する。

●戦争犠牲者の援助

1 戦没者等の遺族の援助

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の請求受付を行っている。5年度の特別弔慰金等の請求受付は12件であった。

2 原爆被爆者見舞金

5年8月1日現在、区に住所がある被爆者健康手帳の交付者に、見舞金を支給している。5年度は、1人当たり12,500円を229人に支給した。

●中国残留邦人等への支援

1 支援給付

一定の要件を満たした中国残留邦人等を対象に実施している。5年度末現在、受給世帯数は53世帯、受給人員は71人であった。

2 配偶者支援金

中国残留邦人等の亡き後も配偶者が安定した生活を送るため、支援給付に加えて平成26年10月から支給している。5年度末現在、対象者は7人であった。

3 地域生活支援事業の実施

中国残留邦人等とその同伴帰国した家族に対し、通訳派遣、地域との交流事業などを実施している。

●各種資金貸付制度などの運営

1 応急小口資金の貸付け

災害や疾病等により応急に資金が必要となり、その調達が困難な方に資金を無利子で貸し付けている。

貸付限度額は、一般貸付が20万円まで、特別貸付が60万円までである。

【応急小口資金貸付け状況】

年 度	件 数 (件)	金 額 (千円)
3	85	10,648
4	84	10,610
5	73	8,910

2 高等学校進学準備資金の貸付け

高等学校進学者のいる生活保護世帯の自立更生を促すために、進学者1人につき7万円を限度に無利子で資金を貸し付けている。

【高等学校進学準備資金】

年 度	件 数 (件)	金 額 (千円)
3	10	485
4	7	381
5	3	182

3 入院資金の貸付け

65 歳以上の高齢者、身体障害者手帳や愛の手帳の所持者が入院し、入院費用（差額ベッド代、医療費等）の支払いが困難な場合に、120 万円を限度に無利子で資金を貸し付けている。5 年度は 15 件、266 万円の貸付けを行った。

●生活の安定と自立のために

1 東京都母子及び父子福祉資金の貸付け

20 歳未満の児童を扶養している母子家庭の母および父子家庭の父を対象に、事業開始、技能習得、修学など 12 種類の福祉資金を貸し付けている。5 年度は 68 件、4,368 万円の貸付けを行った。

2 女性福祉資金の貸付け

配偶者がいない女性等を対象に、11 種類の福祉資金を貸し付けている。5 年度は 4 件、383 万円の貸付けを行った。

3 入院助産

経済的な理由で、入院して出産することが困難な妊産婦が安心して出産できるように、指定病院への入院費用の全部または一部を助成している。5 年度は 25 件の利用があった。

33 地域福祉の推進

(1) 「ともに支え合う ずっと住みたいやさしいまち」

●練馬区地域福祉計画

2年3月に、地域生活課題に対応する施策等を総合的に進めるため、福祉のまちづくりと成年後見制度の利用促進を地域福祉として一体的に展開する「練馬区地域福祉計画（ずっと住みたいやさしいまちプラン）（令和2～6年度）」を策定した。

この計画は、「社会福祉法」に規定する市町村地域福祉計画であり、「練馬区福祉のまちづくり推進条例」に基づく福祉のまちづくりの推進に関する計画、「成年後見制度利用促進法」に基づく成年後見制度利用促進基本計画としても位置付けられている。

1 基本理念

本計画で定められている基本理念は、つぎのとおりである。

- 【共感】 人や暮らしの多様性への「気づき」を広げ、多様な意見を取組に反映させます。
- 【協働】 区、事業者および区民等が、主体的に取り組む、相互に尊重し、協力して福祉のまちづくりを推進します。
- 【安心】 区民一人ひとりが尊厳を持ち、安心して暮らせるよう、必要な支援を行います。

2 計画の体系（施策と事業）

「ともに支え合う ずっと住みたいやさしいまち」の実現を計画目標とし、その実現に向けた施策と事業（5施策 60事業）で構成されている。

- (1) 区民との協働と地域の支え合いを推進する
12事業
- (2) 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる
13事業
- (3) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める
10事業
- (4) 多様な人の社会参加に対する理解を促進する
14事業
- (5) 権利擁護が必要な方への支援体制を整備する
11事業

(2) 区民との協働と地域の支え合いを 推進する

●民生・児童委員

民生委員は、「民生委員法」に基づいて厚生労働大臣が委嘱している。生活に困っている人や高齢者などの相談に応じている。

任期は3年で、「児童福祉法」に基づく児童委員を兼ね、児童福祉の向上にも努めている。

●つながるカレッジねりま（福祉分野）

「地域福祉を担う人材の育成」と「育成した人材を活かす仕組みづくり」を目標に「地域福祉パワーアップカレッジねりま」として開設し、2年度から「つながるカレッジねりま」としてリニューアルした。5年度は年間の授業日数が28日で、28人が受講した。

●地域福祉コーディネーターによる地域福祉の基盤づくり

（福）練馬区社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが、地域福祉協働推進員（ネリーズ）や地域活動団体等と協力しながら、地域のネットワークづくりを進める活動を支援している。

●やさしいまちづくり支援事業

地域福祉や福祉のまちづくり活動を行う区民活動グループの創意工夫あふれる企画提案事業に対して、活動費の一部助成や活動への助言などの支援を実施している。5年度は14団体に対して支援を行った。

●非営利地域福祉活動団体への補助金交付

非営利で、家事援助・介護サービス、移動サービスおよび食事サービスの活動を3年以上実施している団体を対象に補助金を交付している。5年度は9団体に対して交付を行った。

●福祉有償運送の支援

NPO法人等が障害者や高齢者などの送迎を有料で行う福祉有償運送は、自治体で設置する運営協議会の協議を経て、運輸支局に登録された法人に限り合法的に実施できる。区では、学識経験者やタクシー関係者、NPO法人などで構成される福祉有償運送運営協議会を設置し、協議を行っている。

(3) 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる

●指導監査（検査）・運営指導および社会福祉法人の設立認可

区に本部があり、区内のみで事業を行う社会福祉法人を対象に、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るため、指導監査を行っている。5年度は7法人に対する一般監査を実施した。

また、区内の福祉サービス事業者等を対象に、サービスの質の確保および支給等の適正化を図るため、指導検査を行っている。5年度は、障害福祉サービス事業者等で97事業所に対する実地指導、保育施設等で159施設に対する一般指導検査、介護サービス事業者等で167事業所に対する運営指導を実施した。

説明会および集団指導は、YouTubeの動画配信により実施した。

社会福祉法人の設立認可について、5年度はなかった。

●保健福祉サービス苦情調整委員の設置

保健福祉サービスの利用に関する苦情や相談に適切に対応する第三者機関として、平成15年6月に保健福祉サービス苦情調整委員を設置した。

弁護士等学識経験者からなる委員3人と、専門相談員2人で構成されている。

(4) 多様な人の社会参加に対する理解を促進する

●ユニバーサルデザイン体験教室

まちの中にあるバリア（段差など）等への興味関心を高めることにより、多様な人に対する理解の促進に取り組んでいる。5年度は、小・中学校への出張型を12校、区内在住・在学の小学校4～6年生と保護者を対象に学校外編を2回実施し、延べ1,260人が参加した。

●情報通信技術を活用した情報バリアフリーの推進

誰もが気軽に外出できるよう、区立施設や駅などの公共施設のバリアフリー状況が分かる練馬区バリアフリーマップ「あんしんおでかけマップ」を平成29年2月から区公式ホームページで公開している。

(5) 権利擁護が必要な人への支援体制を整備する

●権利擁護センター「ほっとサポートねりま」

平成17年1月に、高齢者や障害のある人など判断能力が十分でない人が、地域で安心して生活できるように支援することを目的として、（福）練馬区社会福祉協議会に設置した。

福祉サービスの利用手続、金銭管理の支援や成年後見制度の利用支援、周知・啓発などを行っている。

19年1月には、区における成年後見制度活用を推進するための「成年後見制度推進機関」として位置付けた。

2年度から、国が定める中核機関の運営主体としての業務を行っている。区は、設置主体として運営を支援している。

中核機関の運営業務は、つぎのとおりである。

- (1) 相談および利用支援
- (2) 広報および周知・普及啓発
- (3) 地域連携ネットワークの構築
- (4) 市民後見人の養成・活動支援
- (5) 親族後見人の支援
- (6) 利用促進協議会の開催
- (7) 法人後見事業の実施

また、6年度から終活相談窓口を開設している。

●地域福祉権利擁護事業等の実施

成年後見制度の利用に至る前の支援として、福祉サービスの利用援助や支払・手続等、日常の金銭管理をサポートする「地域福祉権利擁護事業」や「財産保全・手続き代行サービス」を実施している。

(6) 練馬区社会福祉協議会との連携

●社会福祉法人練馬区社会福祉協議会（社協）

社協は、地域の社会福祉活動を推進する営利を目的としない民間組織である。全国の自治体に設置されており、「社会福祉法」において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められている。

1 活動

公益性の高い組織としてつぎの活動をしている。

- (1) 練馬ボランティア・地域福祉推進センター、権利擁護センター「ほっとサポートねりま」および障害者就労支援センター「レインボーワーク」等の運営
- (2) 共同募金への協力
- (3) 区の福祉事業の受託

2 理念

「ひとりの不幸も見逃さない～つながりのある地域をつくる～」を理念に掲げている。

元年度に「第5次地域福祉活動計画」を策定した。この計画は、区の「地域福祉計画」と両輪をなす計画であり、区と社協は協働して地域福祉の向上に取り組んでいる。

34 医療環境の充実

(1) 医療機関の役割分担と連携

●休日・夜間救急医療

入院を必要としない患者に対する初期救急医療を区が担い、一方、入院を必要とする患者に対する二次救急医療、重篤患者に対する三次救急医療を都が担っている。

1 初期救急医療

地域の診療所の多くが休診となる土・日曜日、祝休日や年末年始に、練馬休日急患診療所（区役所東庁舎 2 階）と石神井休日急患診療所（石神井庁舎地下 1 階）を設置し、初期救急医療を提供している。

また、ニーズの高い小児初期医療に対応するため、練馬区夜間救急こどもクリニック事業を練馬休日急患診療所において、毎日準夜間（平日午後 8～11 時、土・日・祝休日午後 6～10 時）に実施している。

〔初期救急医療施設〕 5年度

施設名	診療日数 (日)	受診者数 (人)
練馬休日急患診療所	366	8,909
練馬区夜間救急こどもクリニック	366	2,902 (※)
石神井休日急患診療所	123	8,220

※：練馬休日急患診療所の内数

2 歯科（初期）救急医療

地域の歯科診療所の多くが休診となる日曜日、祝休日や年末年始に練馬歯科休日急患診療所（区役所東庁舎 3 階）を設置し、歯科（初期）救急医療を提供している。

また、ゴールデンウィークと年末年始には、休日診療当番制歯科診療所を区内に 2 か所開設している。

〔歯科（初期）救急医療施設〕 5年度

施設名	診療日数 (日)	受診者数 (人)
練馬歯科休日急患診療所	72	518
当番制歯科診療所	12	134

3 二次救急医療

都は、区内 6 病院と 1 診療所を二次救急医療機関として指定し、休日・全夜間診療を委託して入院を必要とする救急患者に医療を提供している。

〔二次救急医療機関〕

5年度

	施設名	所在地
病院	順天堂練馬病院	高野台 3-1-10
	練馬光が丘病院	光が丘 2-5-1
	練馬総合病院	旭丘 1-24-1
	大泉生協病院	東大泉 6-3-3
	田中脳神経外科病院	関町南 3-9-23
	浩生会スズキ病院	栄町 7-1
診療所	川満外科	東大泉 6-34-46

4 三次救急医療

都は、5年3月に順天堂練馬病院を三次救急医療機関として指定し、生命の危機が切迫している重症および複数の診療科領域にわたる全ての救急患者に医療を提供している。

〔三次救急医療機関〕

5年度

	施設名	所在地
病院	順天堂練馬病院	高野台 3-1-10

●心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療

練馬つつじ歯科診療所（区役所東庁舎 3 階）では、地域の歯科診療所で治療の困難な心身障害者（児）や要介護高齢者を対象に歯科診療を実施している。

また、摂食・えん下機能が低下している心身障害者（児）や要介護高齢者を対象に、摂食・えん下リハビリテーション診療を行っている。

摂食・えん下機能支援センター（区役所東庁舎 3 階）では、機能の低下が疑われる要介護高齢者を対象に、摂食・えん下機能に関する事前調査を行っている。

〔心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療状況〕

5年度

区 分	診療日数 (日)	治療件数 (件)
心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療	99	2,260
摂食・えん下リハビリテーション診療	101	212

区 分	調査件数 (件)
摂食・えん下機能支援事業	50

(2) 病床の確保

●順天堂大学医学部附属練馬病院

区が病院を誘致する方式により、平成 17 年 7 月に順天堂練馬病院が開院した。区の中核的な病院として、主につぎの機能を担っている。

- ・救急医療、小児医療、周産期医療、災害時医療、がん医療など
- ・内科、外科、小児科の 24 時間救急医療
- ・区内医療機関との連携

既存病棟の改修により、3 年 4 月から 90 床増床するとともに、手術室、ICU（※ 1）および NICU（※ 2）の増設、GCU（※ 3）の新設等、医療機能を拡充した。

5 年 3 月に、生命の危機が切迫している重症および複数の診療科領域にわたる全ての救急患者に対応する三次救急医療機関に指定された。

※ 1 ICU：

集中治療室。重篤な患者に対し、24 時間体制で高度な医療・看護を行う病床

※ 2 NICU：

新生児集中治療室。保育器や人工呼吸器、こども用点滴器具等を備え、早産児や先天性疾患等を患った重症新生児が集中的な治療・ケアを受ける病床

※ 3 GCU：

新生児治療回復室。NICU で治療を受け、低出生体重から脱した新生児や状態が安定してきた新生児などが、引き続きケアや治療を受ける病床

●公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院

区内の病床を維持するため、日本大学医学部付属練馬光が丘病院を引き継ぎ、平成 24 年 4 月に（公社）地域医療振興協会練馬光が丘病院が開院した。

区の中核的な病院として、主につぎの機能を担っている。

- ・救急医療、小児医療、周産期医療、災害時医療など
- ・高度で専門的および総合的な医療
- ・区内医療機関との連携

29 年度に策定した「練馬光が丘病院改築基本構想」に基づき、既存の医療機能の充実に加え、光が丘地域では初となる回復期機能（※）を有する新たな病院として、4 年 10 月に開院した。

※ 回復期機能：

急性期の病院を退院後、すぐに自宅に戻ることが難しい人を受け入れ、在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。また、容体が悪化した人の緊急時の受入れにも対応

●慈誠会・練馬高野台病院

旧高野台運動場用地の一部を活用し、区が病院の建設および運営を行う事業者を誘致する方式により、4 年 8 月に慈誠会・練馬高野台病院が開院した。

218 床の病院として、回復期・慢性期（※）の機能を有している。

※ 慢性期機能：

比較的最長期間にわたり療養が必要な人を入院させる機能

●練馬光が丘病院跡施設における新病院の整備

練馬光が丘病院跡施設を活用し、区が病院の改修および運営を行う事業者を誘致する方式により、回復期・慢性期の機能を有する 157 床の病院を整備する。

7 年度中の開院を目指して整備を進める。

(3) 在宅療養の推進

●在宅医療提供体制の充実

3 年度に、在宅医療の提供体制の充実を図るため、練馬区医師会医療連携・在宅医療サポートセンターを開設した。病院から在宅医療へ移行する際の訪問診療医のコーディネートや区民からの在宅医療に関する相談等を実施している。

●在宅療養の推進

高齢者地域包括ケアシステムの一翼を担う、在宅療養を支援する在宅療養ネットワークの構築を目指し、在宅療養推進のための取組を行っている。（詳細は、116 ページの＜在宅療養の推進＞を参照）

(4) 災害時医療救護体制の構築

●医療機関の役割分担と連携

災害時に区立小・中学校に設置される避難拠点のうち、10 校に医療救護所を設ける。医療救護所では、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会が派遣した医療スタッフを中心に、来所する傷病者をトリアージ（※）し、軽症者の応急処置を行う。重症者等については、災害拠点病院（2 か所）または災害拠点連携医療機関（6 か所）に搬送する。

※ トリアージ：

災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて、適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること

●医療救護所訓練の実施

医療救護所に参集する医療スタッフや近接医療機関等による訓練を実施している。5 年度は谷原中学校および練馬東中学校で実施した。

〔医療救護所設置校〕

医療救護所	所在地
旭丘中学校	旭丘 2-40-1
開進第三中学校	桜台 3-28-1
貫井中学校	貫井 2-14-13
練馬東中学校	春日町 2-14-22
光が丘秋の陽小学校	光が丘 2-1-1
石神井東中学校	高野台 1-8-34
谷原中学校	谷原 4-10-5
大泉南小学校	東大泉 6-28-1
大泉西中学校	西大泉 3-19-27
石神井西中学校	関町南 3-10-3

35 健康づくりの推進

【関連文書：「ねりまの保健衛生」練馬区健康部・保健所・地域医療担当部】

(1) 健康づくりを支援する

●健康都市練馬区宣言

区は、健康づくりに取り組む基本姿勢や決意を述べた「健康都市練馬区宣言」を宣言し、その理念のもと、区民とともに健康づくりを進めている。(宣言文は裏表紙参照)

●健康づくりサポートプラン

人生 100 年時代を迎え「誰もが健康づくりに取り組むまち」の実現を目指して 2 年 3 月に「練馬区健康づくりサポートプラン」を策定した。計画では、5 年度までの 4 年間に取り組む具体的な事業を示している。なお、国の「健康日本 21 (第二次)」および都の「東京都健康推進プラン 21 (第二次)」の計画期間が延長されたことに伴い、計画期間を 1 年延長し、6 年度までとした。

●乳幼児と親の健康づくり

1 母子健康手帳の交付・妊婦全員面談・妊婦健康診査

妊娠届出書を提出した妊婦に対し、妊娠・子育て相談員が母子健康手帳、妊婦健康診査受診票等の交付および面談を行い、妊娠中の健康管理を支援している。

2 産後ケア事業

産後 1 年未満（母子ショートステイは概ね 4 か月まで）の母子を対象に、助産師のいる施設での母子ショ

ートステイや母子デイケア、助産師が自宅を訪問する産後ケア訪問により、安心して子育てができる環境の充実に努めている。

3 新生児聴覚検査・乳幼児健康診査

新生児聴覚検査受診票を交付し、聴覚障害の早期発見、早期療育につなげている。また、乳幼児（4 か月、6 か月、9 か月、1 歳 6 か月、3 歳）の健康診査を実施し、子どもの健康保持増進、疾病の早期発見だけでなく、保護者の健康面にも対応し、育児不安の軽減に努めている。

4 赤ちゃん準備教室・育児栄養歯科相談など

妊娠、出産、育児に関する知識の習得および地域での仲間作りを目的とした集いを開催している。

5 こんにちは赤ちゃん訪問

保健師や助産師が生後 4 か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、乳児の発育・子育て相談、産婦の健康相談、情報提供を行い、育児不安の軽減を図っている。

また、必要に応じ妊婦や乳幼児の訪問指導も行っている。

6 歯科保健

むし歯予防と健全な口腔育成の支援として、乳幼児を対象とした歯みがき相談や、1 歳 6 か月から 3 歳までを対象とした半年ごとの歯科健康診査と口腔衛生指導を実施している。

また、歯と口の健康週間行事として、歯の衛生に関する普及啓発事業を実施している。

【むし歯のない子の割合】 (単位：%) 5 年度

区 分	むし歯のない子の割合
1 歳 6 か月児健康診査	99.6
3 歳児健康診査	96.3

【区民の保健・衛生の主要指標】

指 標		練 馬 区				東京都	全 国
		4 年 (人)	4 年 (率)	3 年 (率)	2 年 (率)	4 年 (率)	4 年 (率)
出 生	生 ^{※1}	5,104	7.1	7.3	7.5	6.8	6.3
死 亡	亡 ^{※1}	7,397	10.3	9.1	8.8	10.4	12.9
主 要 死 因 ^{※2}	悪性新生物	1,802	250.6	236.3	248.8	258.9	316.1
	心疾患	1,077	149.8	133.0	133.0	154.5	190.9
	老 衰	922	128.2	103.7	86.7	125.6	147.1
	脳血管疾患	490	68.2	63.0	68.2	66.9	88.1
	肺炎	338	47.0	43.4	43.8	44.8	60.7
乳 児 死 亡	亡 ^{※3}	9	1.8	1.9	1.5	1.6	1.8
新 生 児 死 亡	亡 ^{※3}	3	0.6	1.1	0.7	0.8	0.8
周 産 期 死 亡	亡 ^{※4}	19	※5 3.7	3.2	3.8	3.3	3.3
死 産	産 ^{※4}	111	21.3	18.9	20.3	19.1	19.3
低 体 重 児 出 生	生 ^{※3}	482	94.4	97.0	91.2	93.2	---

注：※1印の率は人口千当たり、※2印の率は人口 10 万当たり、※3印の率は出生千当たり、※4印の率は出産千当たり

※5印の率は、出生・妊娠 22 週以降の死産千対の数値（全国および東京都と同様の算出方法）

資料：①「令和 4 年（2022）人口動態統計（確定数）の概況」厚生労働省

②「人口動態統計 令和 4 年」東京都保健医療局

7 給付・助成等

未熟児養育医療給付、妊娠高血圧症候群等医療給付、育成医療給付、療育給付、特定不妊治療費助成（経過措置分）などの給付・助成事業を行っている。

また、都が小児慢性特定疾病の医療費助成を行っており、区では申請を受け付けている。

●出産・子育て応援事業

妊娠期から出産・子育てまで切れ目なく身近で相談に応じる「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体として実施する出産・子育て応援事業を行っている。

経済的支援として、妊娠届出時と出産後に、育児用品や子育て関連サービス等に使用できるギフトカードを支給している。

●バースデーサポート事業

子育てに関する相談支援体制の強化を目的に、1歳の誕生日を迎える子どもを育てる家庭を対象に、バースデーサポート事業を5年4月から開始した。子育てに関するアンケートを行うとともに、保健相談所で実施する1歳児子育て相談等の情報提供を行い、アンケート回答者にはギフトを贈呈する。アンケートの回答は保健相談所と共有し、必要に応じて相談支援につなげている。

●学校保健の充実

成長期にある児童・生徒の身体測定や体力調査、定期健康診断等を行い、健康の保持増進や疾病の早期発見に努めている。

〔定期健康診断における疾病等の状況〕

(単位：人) 5年度

区 分		小学校			中学校		
		男	女	計	男	女	計
在籍者数（5月1日現在）		17,192	16,311	33,503	7,066	6,416	13,482
受診者数		16,762	15,991	32,753	6,749	6,122	12,871
栄養状態	栄養不良 ※	1	13	14	—	—	—
	肥満傾向 ※	231	117	348	54	19	73
脊柱側湾症・脊柱異常 ※		28	46	74	19	44	63
胸郭異常 ※		19	15	34	11	4	15
四肢の異常 ※		9	8	17	25	20	45
裸眼視力	1.0 以上	10,264	9,143	19,407	2,229	1,592	3,821
	1.0 未満 0.7 以上	1,927	1,900	3,827	719	663	1,382
	0.7 未満 0.3 以上	2,111	2,114	4,225	1,222	987	2,209
	0.3 未満	1,455	1,527	2,982	1,240	1,103	2,343
	上記のうち、眼鏡・コンタクト装用者	1,152	1,251	2,403	800	896	1,696
矯正視力のみ測定者（眼鏡・コンタクト装用者）		1,257	1,484	2,741	1,445	1,852	3,297
感染性眼疾患		6	7	13	—	—	—
アレルギー性眼疾患		1,821	1,498	3,319	1,218	953	2,171
その他の眼疾患		303	254	557	127	117	244
難聴（小学校1・2・3・5年生および中学校1・3年生のみ）		44	48	92	11	18	29
耳疾患		1,145	1,019	2,164	476	319	795
アレルギー性鼻疾患		4,423	3,074	7,497	1,990	1,358	3,348
その他の鼻・副鼻腔疾患		355	210	565	54	25	79
口腔咽喉頭疾患		14	7	21	3	2	5
感染性皮膚疾患 ※		8	5	13	—	—	—
アレルギー性皮膚疾患 ※		1,383	1,126	2,509	386	379	765
その他の皮膚疾患 ※		66	39	105	16	5	21
結核	結核患者	—	—	—	—	—	—
	精密検査対象者	23	21	44	4	6	10
心臓	心臓疾患	131	132	263	42	43	85
	心電図異常（小・中学校ともに1年生のみ）	58	50	108	56	65	121
尿蛋白検出		96	169	265	202	142	344
尿糖検出		13	10	23	8	7	15
その他	気管支喘息 ※	760	503	1,263	215	141	356
	腎臓疾患 ※	57	94	151	70	109	179
	言語障害 ※	83	25	108	7	2	9
	その他の疾病・異常 ※	176	187	363	59	63	122
歯および 口腔の検査	歯科受診者数	16,749	16,022	32,771	6,690	6,055	12,745
	う歯：処置完了者	2,319	2,065	4,384	1,102	1,212	2,314
	う歯：未処置歯のある者	1,611	1,374	2,985	486	475	961
	歯周疾患	80	54	134	152	80	232
	歯列・咬合の異常	418	415	833	334	263	597
	顎関節の異常	1	5	6	8	9	17
	歯垢の状態	668	444	1,112	328	161	489
	その他の歯・口腔の疾病および異常	72	65	137	16	12	28
	永久歯のう歯の内容：未処置歯数	165	161	326	276	278	554
	う歯による喪失歯数（小学校6年生および 処置歯数（中学校1年生のみ）	8	5	13	9	6	15
		268	330	598	573	706	1,279

注：①受診者数は※印の検査を全て受診した人（内科検診を受診した人）

②集計期間は4月から6月まで（定期健康診断実施期間）

1 定期健康診断

診断結果によると、アレルギー性の疾患が多くみられる。

また、むし歯の未処置率は、小学生が9.1%、中学生が7.5%である。むし歯は偏食などの原因にもなるため、歯垢染色テストやよい歯のバッジの配付等を通じて、予防と治療の啓発に努めている。

2 脊柱側湾症の精密検査

定期健康診断で異常が認められた小学校5・6年生、中学校1・3年生および学校医が必要と認めた児童・生徒を対象に実施している。

3 生活習慣病対策

肥満度の高い児童・生徒に対して精密検査を実施し、個別指導や集団指導を行っている。

4 貧血検査

中学校1年生の希望者を対象に実施している。

〔身体発育状況〕					5年度
学年	男 子		女 子		
	身長 (cm)	体重 (kg)	身長 (cm)	体重 (kg)	
小学校1年生	117.2	21.6	116.3	21.1	
2年生	123.4	24.7	122.1	23.9	
3年生	128.8	27.7	128.1	26.9	
4年生	134.4	31.2	134.6	30.8	
5年生	140.0	35.2	141.4	34.9	
6年生	146.2	39.4	148.0	40.1	
中学校1年生	154.0	44.8	152.7	44.5	
2年生	161.7	50.4	155.4	47.4	
3年生	166.4	54.7	156.9	49.4	

〔区内小・中学校の体力・運動能力調査の結果〕 5年度

男 子		小学校						中学校		
項 目	単位	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生
握力	kg	8.8	10.5	12.1	13.9	16.0	18.8	23.4	28.4	33.4
上体起こし	回	10.9	13.8	15.5	17.3	19.3	21.0	23.1	25.8	27.7
長座体前屈	cm	25.7	27.4	29.6	31.1	33.9	36.4	38.6	42.1	45.8
反復横とび	点	26.5	30.0	33.1	36.4	40.3	43.7	47.8	51.3	53.8
20 mシャトルラン	回	16.9	25.0	31.6	38.2	45.6	53.0	65.5	78.1	82.6
50 m走	秒	11.5	10.6	10.1	9.7	9.3	8.9	8.6	7.9	7.6
立ち幅とび	cm	112.7	122.3	131.7	141.0	149.9	161.5	180.0	197.5	209.8
ボール投げ	m	7.2	10.3	13.3	16.4	19.9	22.9	17.2	19.6	22.3
体力合計点	点	29.1	36.0	41.5	47.0	52.6	58.3	32.4	40.3	46.6

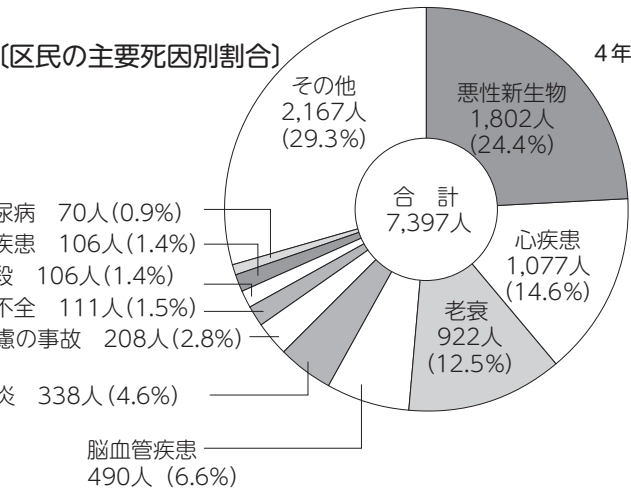
女 子		小学校						中学校		
項 目	単位	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生
握力	kg	8.1	9.9	11.5	13.4	16.0	18.9	21.1	22.9	23.9
上体起こし	回	10.3	13.1	14.8	16.4	18.5	19.5	20.1	21.8	23.0
長座体前屈	cm	28.2	30.4	33.1	35.5	38.6	41.8	42.9	44.7	46.5
反復横とび	点	25.3	28.7	30.9	34.4	38.6	41.0	44.0	45.2	45.2
20 mシャトルラン	回	13.4	18.8	22.6	27.4	33.6	38.0	44.0	50.4	48.7
50 m走	秒	11.9	11.0	10.5	10.0	9.6	9.2	9.2	8.9	8.8
立ち幅とび	cm	103.0	113.8	123.1	133.3	142.5	151.4	160.9	166.1	166.0
ボール投げ	m	4.9	6.7	8.4	10.4	12.3	13.9	10.6	12.0	13.1
体力合計点	点	28.3	36.0	41.6	47.5	53.9	59.0	41.5	46.2	48.2

●成人の健康推進

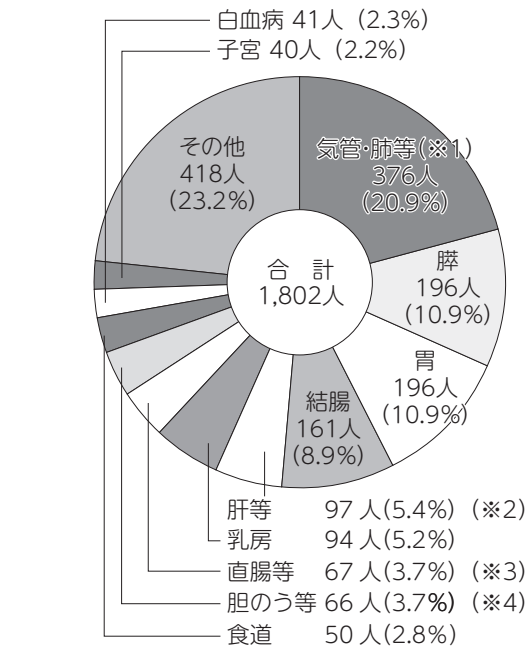
1 健康診査・がん検診等

生活習慣病などを予防し健康を維持するための健康診査、およびがんを早期発見し適切な治療を行うことで、がんによる死亡を減少させるための各種がん検診を実施している。

また、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、眼科(緑内障等)健康診査、成人歯科健康診査および長寿すこやか歯科健診を実施している。



〔悪性新生物（がん）の部位別死亡割合〕 4年



※1：気管・肺等：気管・気管支および肺
 ※2：肝等：肝および肝内胆管
 ※3：直腸等：直腸S状結腸移行部および直腸
 ※4：胆のう等：胆のうおよびその他の胆道

2 成人の健康づくり事業

区民の健康づくりを支援するため、生活習慣病予防を中心にさまざまな健康づくり事業を実施している。

〔主な健康づくり事業〕 5年度

事業	実績（参加数等）
練馬区健康いきいき体操普及啓発	304人/19回
健康づくりボランティア育成講座	209人/6回
健康づくりのための講習会	26人/1回
健康管理アプリ「ねりまちてくてくサプリ」	25,942件
乳がん出張講座（患者会と協働）	25人/2回
生活習慣病予防教室	603人/38回
歯周病予防講演会	47人/1回
睡眠・休養講演会	39人/1回
出張健康づくりセミナー	32人/1回

〔健康診査・がん検診等〕 5年度

健診（検診）名	受診者（人）	有所見者（人）	対象者	実施場所
健康診査				
30歳代健診	5,494	5,104	30～39歳の人	健康診査室・医療健診センター
国保特定健診	32,692	—	練馬区国保の被保険者で40～74歳の人	協力医療機関・健康診査室・医療健診センター
75歳健診	3,560	3,484	75歳の人	協力医療機関
後期高齢者健診	42,574	41,924	後期高齢者医療制度の被保険者の人	協力医療機関
医療保険未加入者健診	3,718	3,630	生活保護受給者等で40歳以上の人	協力医療機関
一般胸部エックス線検査	62,154	21,487	40歳以上で区が実施する健康診査を受診する人	協力医療機関・健康診査室・医療健診センター
肝炎ウイルス検診	7,049	C型 20 B型 36	30歳以上で、区が実施する肝炎ウイルス検診を受診したことのない人	協力医療機関・健康診査室・医療健診センター
骨粗しょう症検診	4,262	2,565	40・45・50・55・60・65・70歳の女性	区内協力医療機関
がん検診				
胃がん検診（エックス線検査）	6,613	445	40歳以上で、前年度に区の胃内視鏡検査を未受診の人	健康診査室・医療健診センター
胃がん検査（内視鏡検査）	10,595	186	50歳以上で、前年度に区の胃内視鏡検査を未受診の人	区内協力医療機関・医療健診センター
子宮がん検診	20,877	347	20歳以上の人（前年度未受診の女性）	協力医療機関
乳がん検診	16,659	1,039	40歳以上の人（前年度未受診の女性）	区内協力医療機関・医療健診センター
肺がん検診	24,989	778	40歳以上の人	区内協力医療機関・健康診査室・医療健診センター
大腸がん検診	48,703	3,391	40歳以上の人	協力医療機関・健康診査室・医療健診センター
前立腺がん検診	736	60	60・65歳の男性	協力医療機関・健康診査室・医療健診センター
成人歯科健診	3,675	3,402	30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の人	協力歯科医療機関
長寿すこやか歯科健診	1,469	1,329	76・80歳の人	区内協力歯科医療機関
眼科（緑内障等）健診	2,920	572	50・55・60・65歳の人	区内協力眼科専門医療機関

注：①がん検診の場合の有所見者は、精密検査が必要な人の数（精密検査の結果、大半の人はがんではない）
 ②国保特定健診および後期高齢者健診の受診者は、6年5月31日現在において確認している人の数

3 難病患者支援

難病とは、発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない希少な疾病であって、その疾病にかかることにより、長期にわたり療養を必要とする疾病をいう。このうち、国の指定難病、都単独の対象疾病、人工透析が必要な腎不全および血友病については、都が医療費助成を実施しており、区で申請を受け付けている。

保健相談所では、公費負担医療申請者を対象とする所内面接相談・訪問指導や講演会を実施している。

このほか、難病患者については、都が都医師会に委託して実施している在宅難病患者訪問診療事業や、都が実施している在宅難病患者医療機器貸与事業（吸入・吸引器）の対象となっている。

4 骨髄等提供者支援事業

骨髄・末梢血幹細胞提供者（ドナー）の負担を軽減し、骨髄移植やドナー登録を推進するため、平成 29 年 8 月 1 日から、ドナーやドナーが勤務する事業所に助成金を交付している。

交付額は、骨髄等の提供に要した通院（検査）および入院した日数に応じて、通算 7 日を上限とし、1 日につきドナーは 2 万円、ドナーが勤務する事業所は 1 万円である。5 年度の交付状況はドナー 6 件、事業所 3 件の計 9 件であった。

(2) 食育を推進する環境づくり

●練馬区食育推進ネットワーク会議

区民、関係団体と連携し「農地が身近にあるねりまならではの食育」の推進に取り組んでいる。5 年度は 4 回開催し、若い世代、特に 20 ～ 30 歳代に対する食育の推進の検討およびねりまの食育応援店事業の普及啓発について検討した。

●生涯を通じた食育の推進

1 地域での食育事業

保健相談所では乳幼児から大人までを対象として、家族そろって健康的な食生活を実践するための支援を行っている。乳幼児健診や相談の機会に実施する食育講習会等のほか、地域の施設と連携して実施する地域食育講座を実施した。

【保健相談所が実施している食育講習会】		5 年度
講習会	回数（回）	参加延べ人数（人）
赤ちゃんからの飲む食べる相談	96	1,891
すこやか親子の食事講習会	72	1,412
地域食育講座	111	1,947

2 食育推進講演会

広く食育を普及・啓発するために、年 1 回開催している。5 年度は、「災害時の食に備えて～自助・共助・公助・3 つの輪をつなぐもの～」をテーマに講演会を実施し、参加者数は延べ 211 人であった。

3 食育実践ハンドブックの作成・活用

食生活の課題や「ねりまならではの食育」をテーマに食育実践ハンドブックを作成し、冊子を活用した食育事業を展開している。

4 インスタグラムの活用

野菜摂取量の向上と正しい食の情報の周知を目的に、3 年度から野菜レシピ等を投稿している。5 年度は 61 品目投稿した。

5 ねりまの食育応援店

平成 29 年度から、練馬ならではの食材を使っているお店や健康的な食生活を応援するお店で、かつ食育に取り組むお店を登録している。5 年度末現在、94 店舗が登録している。

●食育推進ボランティア

1 ねりまの食育推進ボランティア講座

地域で食育活動を行う人材を育成するために、年 1 回 5 日制の講座を実施している。5 年度の受講者数は延べ 201 人であった。

2 活動支援

講座修了生を対象に知識の習得のための講座や情報交換会を実施している。5 年度は 3 回、延べ 59 人に継続支援を行った。

3 協働事業

世代に合わせ、健康的な食事を作って食べる体験事業「ちゃんとごはん」を実施している。5 年度は、小・中学生を対象とした「ちゃんとごはん」を地域の施設で 6 回実施し、Zoom を活用した「オンラインでちゃんとごはん」を 2 回実施した。参加者数は延べ 151 人であった。また、高齢者向けの「高齢者のためのちゃんとごはん」を街かどケアカフェ（常設型）で 17 回実施し、延べ 195 人が参加した。

(3) 健康に関する危機管理を行う

●予防接種

感染症の予防に関して予防接種の果たしてきた役割は極めて大きい。

特に乳幼児の時期に予防接種を受けることにより、個々人のり患を防ぐ（個人予防）だけでなく、感染症の流行も抑えている（社会予防）。

定期予防接種および任意予防接種は、区が委託する

予防接種協力医療機関で通年（高齢者インフルエンザは秋冬期）個別接種により実施している。

1 定期予防接種

「予防接種法」に基づく定期予防接種は、BCG（結核）、B型肝炎、ロタウイルス、Hib（ヒブ）、小児用肺炎球菌、DPT-IPV（4種混合）、DPT（3種混合）、不活化ポリオ、MR（麻しん風しん混合）、水痘（みずぼうそう）、日本脳炎、DT（2種混合）、子宮頸がん（HPV感染症）、子宮頸がん（HPV感染症）キャッチアップ、風しん追加的対策、高齢者用肺炎球菌および高齢者インフルエンザである。

2 任意予防接種

「予防接種法」に定めのない予防接種について、つぎの表のとおり接種費用を助成している。

〔任意予防接種の接種費用助成〕

	助成開始時期	対象者	助成費用
おたふくかぜ	平成25年4月	1歳以上3歳未満の人	3,000円（※1）
MR（麻しん風しん混合）未接種者対策	平成24年4月	2歳以上19歳未満で、接種が終了していない人	全額
風しん抗体検査	平成26年4月	19歳以上の人 ①妊娠を希望している女性 ②①の同居者 ③妊娠中の女性の同居者	全額
風しん予防接種	平成25年3月		
带状疱疹	令和5年4月	50歳以上	生ワクチン（1回）：4,000円/回 不活化ワクチン（2回）：11,000円/回（※2）

※1：生活保護受給者は全額助成

※2：生活保護受給者および中国残留邦人等支援給付受給者は全額助成

3 ねりますくすくアプリ（ねりすく）

4年3月から、乳幼児健診の記録や妊娠・子育て情報の入手、予防接種のスケジュール管理などの機能を搭載した電子母子手帳アプリ「ねりますくすくアプリ」のサービスを開始した。

●感染症対策

感染症対策については、平成10年に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」に基づき、対応している。各感染症は、感染症法により一類から五類等に分類され、感染症の日常的な発生状況を把握するとともに、感染症発生時には適切な医療の確保・防疫対応、疫学調査等を行っている。

感染症法の一部改正により、27年に中東呼吸器症

候群および鳥インフルエンザ（H7N9）が二類感染症へ、28年にジカウイルス感染症が四類感染症へ、30年に急性弛緩性麻痺が五類感染症へ位置付けられた。

1 新型コロナウイルス感染症

2年1月、国内で初の感染者が発生して以来、5年5月までに新規感染者が急増する流行の波が8回繰り返された。その間、感染者の積極的疫学調査やクラスター対応、患者の入院調整、医療費の公費負担等を実施した。5年5月8日、感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザと同じ五類感染症へ変更（※）され、それに伴い医療提供体制は、6年3月31日にかけて段階的に通常の体制へ移行した。

6年3月、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえて次の感染症危機に備えるため、感染症法に基づく「練馬区感染症予防計画」を策定した。

また、5年3月に「新型インフルエンザ等医療対策連絡会」から改組し、医療機関や高齢者施設等で構成する「練馬区新型インフルエンザ等感染症対策ネットワーク会議」を設置した。同会議においては、平時から関係機関との連携強化や情報共有を図っている。

※：2年2月1日に指定感染症、3年2月13日に新型インフルエンザ等感染症に変更された。

2 結核

結核のり患率は低まん延の水準にあるが、耐性菌に感染した患者が確実に治療できるよう支援するなど、医療機関と連携した支援がより重要となっている。

5年の新登録患者数は68人であった。半数が高齢者であり、高齢者の結核対策は重要な課題である。

結核の正しい知識の普及、結核患者への服薬支援や、家族や接触者に対する健康診断等の対策を実施している。

〔保健所への届出患者数〕		(単位：人) 5年
分類	疾患名	届出患者数
一類	1 エボラ出血熱	0
	2 クリミア・コンゴ出血熱	0
	3 痘そう	0
	4 南米出血熱	0
	5 ペスト	0
	6 マールブルグ病	0
	7 ラッサ熱	0
二類	8 急性灰白髄炎（ポリオ）	0
	9 結核（※1）	90
	10 ジフテリア	0
	11 SARS（重症急性呼吸器症候群）	0
	12 MERS（中東呼吸器症候群）	0
	13 鳥インフルエンザ（H5N1）	0
	14 鳥インフルエンザ（H7N9）	0
三類	15 コレラ	0
	16 細菌性赤痢	0
	17 腸管出血性大腸菌感染症	19
	18 腸チフス	0
	19 パラチフス	0
四類	20 E型肝炎	3
	61 レジオネラ症	4
	62 レプトスピラ症	1
五類 （全数届出）	64 アメーバ赤痢	2
	65 ウイルス性肝炎（A型・E型を除く）	1
	66 カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	3
	68 急性脳炎	3
	70 クロイツフェルト・ヤコブ病	2
	71 劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1
	74 侵襲性インフルエンザ菌感染症	2
	76 侵襲性肺炎球菌感染症	15
	77 水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）	1
	79 梅毒	27
感染症等 （エイズ・新型インフル）	新型コロナウイルス感染症（※2）	3,686 (12,283)

注：四・五類感染症は対象疾患が多いため、届出のあった疾患のみ掲載している。

※1：結核の届出患者数には、潜在性結核感染症患者（感染はしているが、発病していない状態の者）が含まれる。

※2：五類感染症への移行に伴い、5月7日までの保健所への届出数（4年9月26日から、届出対象者を限定化）を掲載している。（ ）内の数値は区内医療機関からの陽性者報告数。

3 エイズ・性感染症

国内のHIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染者、エイズ患者の報告数は、ここ数年、横ばい状態で推移している。都内におけるHIV感染者、エイズ患者の報告数は、全国の報告数の約30%を占めている。また、近年、梅毒の患者数が増加しており、男性は20～50歳代に多く、女性は20歳代が多くを占めている。

HIVや梅毒は症状がない間に感染が広がっている可能性があり、正しい知識の普及や感染予防、早期発見の取組が重要となっている。

そこで、区内の中学校や高校、大学で、エイズや性感染症の正しい知識の普及啓発を行っている。

また、豊玉保健相談所では、HIV抗体検査と同時に、性感染症（梅毒・クラミジア・淋菌）検査を無料・匿名で実施している。

〔エイズ相談・HIV・性感染症抗体検査実施数〕
(単位：件) 5年度

区 分	件 数
エイズ相談	182
HIV 検査	177
梅毒検査	172
クラミジア検査	36
淋菌検査	36

4 新型インフルエンザ

区では、平成26年6月に「練馬区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。さらに、27年3月に「新型インフルエンザ等対策行動マニュアル」を整備し、より実効性の高い対策がとれるよう体制整備を図った。

(4) 安全な衛生環境を確保する

●食品衛生

食中毒防止、食品の安全性確保のため、5年度は営業者の監視指導を3,035件、食品等の検査を1,316検体行った。また、営業者向けの食品衛生講習会を実施した。

こうした監視指導を行うに当たり、区では毎年度「食品衛生監視指導計画」を策定している。計画策定に当たっては、区民から意見を求めるとともに、練馬区食品衛生推進員会議での意見を参考にしている。

5年度の区内での食中毒の発生は3件であった。

●食品衛生普及啓発活動

5年度は消費者向けの食中毒予防講習会を12回実施し、延べ322人が参加した。中でも、食育の一環として、区内の保育園などを対象とした、紙芝居や手洗い練習を通して食中毒予防について学ぶ「食の安全教室」には、166人が参加した。

なお、「食の安全・安心講演会」を10月と3月にオンラインで開催し、延べ83人が参加した。テーマは「プロに聞く！ 家に発生する害虫を防ぐには?～台所

にやってくる虫対策～」と「分からないから怖い!?～食品添加物を理解しよう～」であった。

そのほか、「ねりま食品衛生だより」（年4回発行）、区公式ホームページ、区公式X(旧 Twitter)等を活用して普及啓発活動を行った。

●環境衛生

多数の人が利用するプール、公衆浴場、理・美容所、クリーニング所、旅館等では一定の衛生水準が確保されることが必要である。

そのため、これらの施設に対する監視指導を行うとともに、施設の空気環境や細菌、水質等の検査を実施している。5年度は743件の監視指導を行った。このほかにも飲料水についての相談受付・指導を行っている。

●ペット動物の飼養

犬については、「狂犬病予防法」および「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」により、畜犬登録、狂犬病予防注射、正しい飼い方の啓発などの事業を行っている。5年度末現在、区内の犬の登録件数は25,809頭であった。

猫については、飼い猫の去勢・不妊手術費の一部を助成する事業を行っている。また、飼い主のいない猫をめぐる問題に取り組む団体を登録し、団体に対して去勢・不妊手術費用の助成や猫保護ケージ等の貸出しなどを行っている。5年度末現在、61団体の登録があった。

なお、災害時に、適切に飼育動物の保護を行い区民の安全・安心を確保するため、災害時のペット対策事業を行っている。5年度は、9月にペットの飼い主を対象にした講演会「ペットの災害対策～様々な避難の形を考える」を開催した。そのほか、災害時ペット管理ボランティアを募り、5年度末現在、84人が登録している。

●ねずみ・害虫対策

衛生的で快適な生活環境を確保するため、ねずみ・害虫等の相談を受けている。5年度はねずみに関して660件、害虫等に関して1,352件の苦情・相談を受けた。また、ボウフラ、ユスリカの駆除およびスズメバチの巣の除去を行った。

なお、「害虫相談ダイヤル」を5月から11月まで開設した。

●医療監視・指導

診療所、助産所、施術所、歯科技工所の施設・設備の管理状況について、監視・指導を行っている。5年

度は118か所の監視指導を行った。

●薬事衛生

1 薬事監視

医薬品等の品質と、その有効性および安全性を確保するため、薬局・医薬品販売業（卸売販売業、配置販売業を除く）・麻薬小売業・医療機器販売業等の監視指導、医薬品等の検査を行っている。5年度は1,118件の監視指導、5品目の医薬品等の検査を行った。

また、薬事関連法令の趣旨の徹底を図るため、営業者および薬剤師等を対象に啓発活動を行った。

2 毒物劇物監視

毒物劇物による保健衛生上の危害防止を目的として、毒物劇物販売業および業務上取扱者の監視指導を行っている。

また、盗難や事故等が発生した場合に社会的影響の大きい農薬、トルエン、シアン等を取り扱う販売業および業務上取扱者の一斉監視を行っている。5年度は78件の監視指導を行った。

3 有害物質を含有する家庭用品の検査

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、日常使用する家庭用品に含まれる有害物質によって健康被害が発生することを防ぐため、規制対象となっている家庭用品の試買検査を行っている。5年度は34品目、延べ60件の試買検査を行った。

●免許申請などの取扱い

医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の免許の交付、書換え、再交付等の申請を取り扱っている。5年度の取扱い数は1,385件であった。

第4章

安全・快適、みどりあふれるまち

40-1	良好な地域環境を作る …	150	45	地域生活を支える 駅周辺のまちづくり ……	177
40-2	地域特性を活かした まちづくりの推進 ……	154	46	みどりの保全と創出 ……	179
41	災害に強い安全な まちづくり ……	158	47	脱炭素社会の実現 ……	182
42	地域防災力の向上 ……	162	48	リサイクルの推進と ごみの発生抑制 ……	185
43	安全・安心な地域づくり …	167	49	住まい確保のサポート ……	190
44	鉄道・道路など 都市インフラの整備 ……	169			



密集住宅市街地整備促進事業を実施した江古田北部地区

40-1 良好な地域環境を作る

【関連文書：「練馬区の環境」練馬区環境部環境課】

(1) まちづくりで環境に配慮する

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、大規模なまちづくりを進める際に、その計画の実施が環境に与える影響を予測・評価して結果を公表し、住民や自治体の意見を事業計画に反映させ、環境に対する著しい影響の発生を未然に防止するための一連の手続である。

これまで区が関係地域になった事業は、5年度末現在20件である。5年度は、「和光都市計画事業和光北インター東部地区土地区画整理事業」に係る手続が行われた。

(2) 公害問題の解決を図り、地球環境の保全・改善を推進する

●大気汚染

大気汚染は、自動車や工場等から排出される二酸化窒素（NO₂）、光化学オキシダント（O_x）および浮遊粒子状物質（SPM）等によって引き起こされる。大気汚染物質に関する環境基準（※）は、つぎの表のとおりである。

特に、廃棄物焼却炉を主な発生源とするダイオキシン類汚染と、建築物の耐火材等に使用されていたアスベストの飛散が問題となっている。このため、環境調査および発生源対策を実施している。

※環境基準：

「環境基本法」に基づき定められた、人の健康を保護し生活環境を良好に保つため維持することが望ましい基準

【大気汚染物質に関する環境基準】

物 質	環境基準	長期的評価の方法
二酸化窒素（※）	1時間値の1日平均値が、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下	年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する日の値（98%値）が0.06ppm以下であれば「達成」とする。
浮遊粒子状物質（※）	1時間値の1日平均値が、0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあたるものを除外した日の値（2%除外値）が環境基準以下であれば「達成」とする。 （ただし、1日平均値が2日以上連続して環境基準を超えていた場合は「非達成」）
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下	

※：1年間に6,000時間以上測定した測定局が評価の対象

1 大気汚染の状況

区内における大気汚染の実態を把握するため、区は7か所の測定室を設置している。5年度の各大気汚染物質の状況は、つぎのとおりである。

なお、大気汚染は改善傾向にあるため、北町小学校、大泉北小学校、大泉町三丁目での測定を元年度末、長光寺橋公園、小竹、高松一丁目を4年度末で終了した。

【大気汚染測定結果（区測定）】

5年度

測定室	二酸化窒素 (単位：ppm)			浮遊粒子状物質 (単位：mg/m ³)			光化学オキシダント (単位：ppm)	
	適否	1日平均値	1時間値の98%日平均値	適否	1日平均値	1時間値の2%日平均値	適否	1時間値
豊玉北	○	0.011	0.029	○	0.014	0.030	×	0.129
石神井南中学校	○	0.011	0.032	—	—	—	×	0.123
大泉中学校	○	0.013	0.034	—	—	—	×	0.107
くすのき緑地	○	0.018	0.038	—	—	—	—	—
石神井西小学校	○	0.015	0.035	—	—	—	—	—
谷原交差点	○	0.016	0.033	○	0.014	0.031	—	—
大泉町四丁目	○	0.013	0.031	—	—	—	—	—

(1) 二酸化窒素1時間値の1日平均値（一般環境・沿道環境）

1時間値の1日平均値は、つぎのとおりである。
全か所とも環境基準を下回っていた。

【一般環境】

(単位：ppm)

測定室	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
豊玉北	0.013	0.013	0.012	0.012	0.011
石神井南中学校	0.013	0.013	0.012	0.012	0.011
大泉中学校	0.014	0.014	0.015	0.013	0.013

【沿道環境】

(単位：ppm)

測定室	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
北町小学校	0.020	---	---	---	---
くすのき緑地	0.022	0.020	0.020	0.019	0.018
石神井西小学校	0.018	0.017	0.016	0.016	0.015
長光寺橋公園	0.019	0.019	0.017	0.016	---
谷原交差点	0.019	0.018	0.018	0.017	0.016
大泉北小学校	0.015	---	---	---	---
小竹	0.015	0.015	0.014	0.014	---
高松一丁目	0.015	0.015	0.014	0.013	---
大泉町三丁目	0.015	---	---	---	---
大泉町四丁目	0.016	0.015	0.014	0.013	0.013



- (2) 浮遊粒子状物質 1 時間値の 1 日平均値
1 時間値の 1 日平均値については、つぎのとおりである。全か所とも環境基準を下回っていた。

〔浮遊粒子状物質〕 (単位：mg/m³)

測定室	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
豊玉北	0.015	0.015	0.012	0.014	0.014
長光寺橋公園	0.015	0.014	0.012	0.014	---
谷原交差点	0.017	0.017	0.013	0.015	0.014
小竹	0.014	0.013	0.011	0.012	---
高松一丁目	0.013	0.014	0.011	0.013	---

- (3) 光化学オキシダント 1 時間値
環境基準 (1 時間値 0.06ppm 以下) については、全か所ともに達成していない。

〔光化学オキシダント〕 (単位：ppm)

測定室	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
豊玉北	0.145	0.178	0.149	0.160	0.129
石神井南中学校	0.158	0.151	0.156	0.149	0.123
大泉中学校	0.145	0.133	0.106	0.123	0.107

2 光化学スモッグ

5 年度の注意報の発令日数は 3 日で、光化学スモッグによると思われる被害の届出はなかった。

3 ダイオキシン類環境調査

5 年度も区内 3 か所で年 4 回 (5・8・11・2 月)、大気環境中のダイオキシン類について調査を行った。

結果は、各項目とも、全ての地点で環境基準を下回っていた。

4 アスベスト環境調査

5 年度も区内 4 か所で年 4 回 (5・8・11・2 月)、大気環境中のアスベストについて調査を行った。

結果は 0.19 本/L (総繊維数濃度) であった。

なお、アスベストの環境基準は設定されていない。

●練馬区アスベスト飛散防止条例

平成 18 年 1 月に「練馬区アスベスト飛散防止条例」を施行し、「大気汚染防止法」の対象外であったアスベスト含有成形板等の除去等工事についても規制の対象とした。

また、露出したアスベスト含有吹付け材が存在する一定規模以上の集客施設等に対し、除去・囲い込み等の措置を義務付けている。

「改正大気汚染防止法」が 3 年 4 月に一部施行され、アスベスト含有成形板等の除去等工事も法の規制対象に加えられたことから、法との整合を図るため条例を改正した。4 年 4 月から改正法による事前調査結果報告制度が開始されたことに合わせて、アスベスト含有建材の除去等工事に関する標識の設置に係る報告を条例で義務付けている。

●事業所の有害化学物質適正管理に関する規制指導

「東京都環境確保条例」により、59 種類の化学物質について年間各 100kg 以上使用した場合に、使用量等を区に報告することが義務付けられている。5 年度は、ガソリンスタンド等 45 事業所から使用量等の報告があった。

●事業所の土壌汚染対策に関する規制指導

「東京都環境確保条例」により、有害物質による土壌汚染が人の健康に支障を及ぼすことを防止するため、指定された 26 物質 (揮発性有機化合物、重金属、農薬等) の取扱い履歴のある事業所が、事業場の廃止または主要な施設等を除却する場合、あるいは 3,000 m²以上の土地等を改変する場合 (都所管) は土壌調査

が義務付けられている。

なお、調査の結果、汚染が判明した場合には、基準を超過した物質の種類や汚染の状態に応じた措置を講じなければならない。

5年度は、土壌汚染状況調査報告書等の届出が11件あった。

●放射線量の測定

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故を受けて、平成23年6月から区内の区立施設12か所の定点で空間放射線量の測定を行っている。5年度の測定結果は0.024～0.082マイクロシーベルト/時であり、区の対応基準である0.24マイクロシーベルト/時以下であった。

●水質汚濁

水質汚濁は生活排水、工場・事業所の排水などの影響によって生じる。

5年度の水質調査結果は、降雨や河川改修工事の影響を除き、人の健康に影響を及ぼす恐れのある有機重金属等の項目について、環境基準を満たしていた。一方、水の性質や見た目の清浄さを示す生活環境項目について、白子川の新東埼橋付近のpH値が環境基準を満たさなかった。

●公害に関する苦情および相談の処理事務

騒音、振動および悪臭等の公害問題に関する対応として、騒音計および振動計の貸出し、啓発パンフレットの配布、相談等を受け付けている。

相談等への対応として、現地調査、対象となる原因者への指導等を行っている。夜間に発生している相談への対応として、夜間騒音等実態調査も実施しており、5年度は延べ25件実施した。

〔現象・業種別苦情受付件数〕 (単位：件) 5年度

	工場	指定作業場	建設作業	一般	不明	合計(件)	構成比(%)
ばい煙	—	—	—	5	1	6	1.6
粉じん(※)	—	—	49	1	—	50	13.4
有害ガス	—	—	—	—	—	—	—
悪臭	—	1	2	35	3	41	11.0
汚水	—	—	—	1	—	1	0.3
騒音	1	5	100	65	1	172	46.1
振動	—	1	82	3	1	87	23.3
地盤沈下	—	—	—	—	—	—	—
土壌汚染	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	1	12	3	—	16	4.3
合計	1	8	245	113	6	373	100.0

注：2項目以上の公害現象がある場合、各現象ごとに1件としてカウント
※：石綿に関するものを含む

(3) まちの美化を進める

●「ポイ捨て・落書防止条例」および「歩行喫煙等の防止条例」の施行

「練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例」(平成9年3月制定)、「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」(21年10月制定)に基づき、まちの美化や安全で快適な歩行空間を確保するため、区・区民・事業者が協力してつぎの取組を行っている。

1 まち美化意識の啓発

5年度は、5月と11月を美化活動月間と位置づけ、町会・自治会を中心に清掃活動を実施した。

2 美化活動の推進

(1) 環境美化推進地区

区民が積極的にまちの環境美化に取り組む地域や、駅前など人通りが多い地域を「環境美化推進地区」として指定し、地域内の町会・自治会等に清掃用具を提供している。(5年度37地区 44,017世帯)

(2) 環境美化活動団体

区民による自主的な清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録し、清掃用具を提供している。(5年度町会・自治会75団体 58,054世帯、ボランティア団体36団体 3,310人)

3 条例の周知および歩行喫煙等の防止の推進

(1) マナーアップ指導業務

平成21年12月から、マナーアップ指導員が区内の駅周辺を中心に巡回し、歩行喫煙者等に対する注意指導を行っている。

(2) 電柱巻看板による周知

歩行喫煙等禁止の看板を区内246本の電柱に掲出している。

(3) 喫煙所の設置

歩行喫煙やたばこのポイ捨てを防止するため、練馬駅2か所、大泉学園駅、中村橋駅、光が丘駅に喫煙所を設置している。



〔電柱巻看板〕

4 歩行喫煙率調査

歩行喫煙の現況を把握するため、平成14年度から、練馬・大泉学園・石神井公園・光が丘の4駅で歩行者に占める歩行喫煙者の割合を調査している。

歩行喫煙率は、14年度は2.6%であったが、令和5年度は0.1%にまで減少した。(数値は4駅全20調査地点の集計値)

5 ポイ捨て実態調査

区内の駅周辺におけるポイ捨ての現況を把握するため、平成 19 年度から、練馬・大泉学園・石神井公園・光が丘の 4 駅で、ポイ捨てされたたばこの吸い殻の本数を調査している。

調査開始当初は、4 駅合計で 1 日あたり 500 本前後であった。5 年度は 169 本となっている。

6 落書き対策

民家の塀や壁に落書きされた場合、被害者からの申請に応じて、消去している。5 年度は 1 件、1 か所、2 m²を消去した。

●カラス対策

民有地の樹木などにカラスが営巣し、親カラスが人を威嚇、攻撃する場合、その原因となる巣の撤去などを行っている。5 年度は 23 巣を撤去した。

●アライグマ・ハクビシン対策

平成 30 年度から、アライグマやハクビシンが天井裏へ侵入するなどの生活被害を受けている場合、わなを設置し、捕獲する事業を行っている。5 年度はハクビシンを 1 頭、アライグマを 2 頭捕獲した。

●空き家およびいわゆる「ごみ屋敷」対策の推進

適正に管理されていない空き家やごみ屋敷が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

区は「練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例」（平成 29 年 7 月制定）に基づき、空き家等の発生予防、有効活用および管理不全な空き家への必要な措置を進めている。また、「空家地域貢献事業」の条件を満たす空き家については、所有者等と活用希望団体等のマッチングに取り組み、有効活用を促進している。5 年度は 2 件成立した。

〔空き家相談対応件数〕 (単位：件)

年度	3	4	5
相談件数	295	344	466
適正管理通知件数	150	130	180

●あき地管理

「あき地の管理の適正化に関する条例」（昭和 45 年 10 月制定）に基づき、所有者等に対し、あき地の適正な管理を依頼している。

〔あき地相談対応件数〕 (単位：件)

年度	3	4	5
相談件数	82	101	106
適正管理通知件数	59	34	39

40-2 地域特性を活かしたまちづくりの推進

(1) 計画的な土地利用を誘導し、良好な市街地を形成する

「練馬区都市計画マスタープラン」は、今後の区政運営の方向性を明らかにした『ビジョン』を上位計画とするまちづくり分野の計画であり、つぎの2つの役割を持つ。

- ① 区などの行政の果たす役割が大きい都市計画についての基本方針

② 区民等（区民、民間事業者、NPO、各種の団体など）が主体となって行うまちづくりの指針

当初の策定から10年以上が経過したため、区のまちづくりの進捗状況、都市計画関連制度の改正等を踏まえ、平成27年12月に計画を改定した。

「練馬区都市計画マスタープラン」で示したまちの将来像、まちづくりの方針は、個別の都市計画や地域のまちづくりなどにより実現を目指す。

●地域地区制度

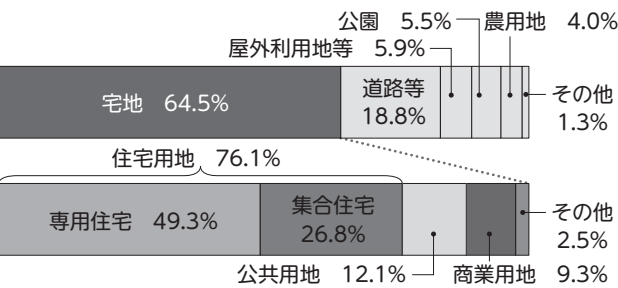
土地の自然的条件や利用動向をもとに、都市計画により土地利用を規制誘導する制度である。

区で指定されている地域地区には、用途地域、特別工業地区、防火地域および準防火地域、高度地区、生産緑地地区、風致地区等がある。

区では、敷地の細分化や、周辺の街並みとかけ離れた高層建築物の建設などによる市街地環境の悪化が進行していることから、平成20年3月に、建築物の敷地面積の最低限度と高さの最高限度の都市計画決定を行った。

生産緑地地区は、5年9月現在602地区、162.85haである。

〔用途別土地利用面積率〕（練馬区の全面積）



注：屋外利用地等とは駐車場・材料置場等を表す。
資料：「令和3年度土地利用現況調査」

〔練馬区用途地域等の面積〕 5年度末現在

地域地区	面積 (ha)	比率 (%)
用途地域		
第1種低層住居専用地域	2,756.0	57.2
第1種中高層住居専用地域	837.8	17.4
第1種住居地域	548.6	11.4
第2種住居地域	55.3	1.1
準住居地域	83.4	1.7
近隣商業地域	301.7	6.3
商業地域	93.5	1.9
準工業地域	139.0	2.9
工業地域	3.4	0.1
計	4,818.7	100.0
高度地区		
第1種	2,551.0	52.9
17m第1種	23.4	0.5
第2種	204.9	4.3
17m第2種	405.5	8.4
20m第2種	944.7	19.6
25m第2種	50.0	1.0
30m第2種	90.2	1.9
17m第3種	38.6	0.8
20m第3種	16.6	0.3
①25m第3種	151.2	3.1
②30m第3種	210.2	4.4
③35m第3種	31.4	0.7
20m	2.9	0.1
30m	0.5	0.0
④指定なし	97.6	2.0
(①～④のうち最低限高度地区)	(58.9)	(1.2)
計	4,818.7	100.0
防火地域および準防火地域		
防火地域	644.4	13.4
準防火地域	4,105.8	85.2
指定なし	68.5	1.4
計	4,818.7	100.0
特別用途地区		
特別工業地区	132.4	2.7
指定なし	4,686.3	97.3
計	4,818.7	100.0

●地区計画制度によるまちづくり

地区計画は、「都市計画法」に基づき、生活に密着した身近な地域について、その特性にふさわしい良好な住環境の街区を整備・保全するため、住民と区が協働してまちづくりのルールを定めた都市計画である。

まちづくりの目標や方針、公共施設の配置、建築物等の制限内容（建築物の用途や高さ、敷地面積の最低限度等の建築物等に関する事項）などを定めることにより、個々の建築や開発に対して規制・誘導を行い、目標とするまちづくりを進めていく。

現在 46 の地区において地区計画を定めている。

●「練馬区風致地区条例」に基づく事務

風致地区内での建築物等工作物の建築、樹木の伐採、切土・盛土などの行為を行う場合には許可が必要である。5年度は1,973件の問合せがあり、250件の事前相談を受け、311件の許可書を交付した。

●優良宅地の認定審査

優良な土地の供給を目的として、土地を造成した場合などに、土地を譲渡して得た譲渡益の税率の低減等優遇措置が適用される。

(2) 区民・事業者とともにまちづくりを進める

●練馬区まちづくり条例

区民、事業者および区の協働によるまちづくりの公共性の実現を図り、豊かで魅力的な都市環境の形成を目指して、「練馬区まちづくり条例」を定め、平成18年4月に施行した。

この条例では、まちづくりにおける区民、事業者および区の責務を明らかにするとともに、都市計画やまちづくりにおける住民参加の仕組み、開発事業における調整の仕組み等を定めている。

●区民・事業者・区の協働によるまちづくり

「練馬区都市計画マスタープラン」では、まちづくりの基本的な進め方として、区民・事業者・区がそれぞれの役割を担いながら、共に連携・協力して地域の課題解決に取り組む協働のまちづくりを推進することとしている。

また、「練馬区まちづくり条例」では、まちづくりへの住民参加の充実・促進を図るために、独自の提案制度や住民によるまちづくりへの支援について定めている。この支援の仕組みのひとつとして、（公財）練馬区環境まちづくり公社内にみどりのまちづくりセン

ターを開設している。（詳細は、156 ページ「●公益財団法人練馬区環境まちづくり公社」を参照）

●「練馬区まちづくり条例」に基づく開発調整

開発事業を行う場合は、区が定めるまちづくりに関する計画や開発基準などを遵守するとともに、良好な自然環境の保全・育成と、周辺の居住環境への配慮や良好な街並み・居住環境の保全形成に努めるように、調整の手続を定めている。

【開発調整に関する届出件数】 (単位：件) 5年度

区 分	対 象	件数
大規模建築物	①延べ面積 3,000㎡以上かつ高さ 15 m以上の建築物	7
	②床面積 1,000㎡以上の集客施設	3
	③床面積 500㎡以上の深夜営業集客施設	—
	④床面積 1,000㎡以上の葬祭場等	—
特定用途建築物	①床面積 500㎡以上 1,000㎡未満の集客施設	2
	②床面積 1,000㎡未満の葬祭場等	—
	③専用床面積 40㎡未満のワンルーム住戸が 15 戸以上	15
	④寄宿舍	1
	⑤大規模長屋等	14
宅地開発事業	①開発区域面積 3,000㎡以上の宅地開発事業	8
	②開発区域面積 500㎡以上 3,000㎡未満の宅地開発事業	174
墓地等	①墓地	—
	②納骨堂	—
	③火葬場	—
自動車駐車場等	①床面積 300㎡以上の自動車駐車場	—
	②開発区域面積 300㎡以上の自動車駐車場	10
	③開発区域面積 300㎡以上の材料置場	—
	④開発区域面積 300㎡以上のウエスト・スクラップ処理場	—
	⑤ペット火葬施設等	—
計		234

また、上記宅地開発事業のうち、「都市計画法」に基づく開発許可（500㎡以上）件数は79件、「練馬区まちづくり条例」に基づく協定締結（500㎡以上）件数は36件であった。

●建築紛争の予防・調整

区では、中高層建築物および特定用途建築物等の建築に伴う紛争を未然に防止するために、「練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（建築紛争予防条例）」を平成 17 年 12 月に改正し、18 年 4 月から施行している。

この条例では、良好な近隣関係の形成・保全のため、日照、プライバシー等の近隣への影響や工事中の騒音・振動等の不安から起こる建築紛争を「予防するための手続」と、紛争が発生した場合の「調整を図るための手続」について定めている。

〔「建築紛争予防条例」の取扱い状況〕			5 年度
項 目		件 数	
中高層建築物対象件数		616 件	
あっせん	取扱い件数		－
	結果	解決	－
		打ち切り	－
		計画取止め	－
		次年度へ繰越	－
	あっせん回数		－
調 停	取扱い件数		－
	結果	解決	－
		打ち切り	－
		次年度へ繰越	－
	委員会開催回数		4 回

●建築協定

建築協定は、一定区域の住民が、建築物の敷地・構造・用途などに関する基準について協定を締結し、住民相互の協力によって生活環境の維持向上を図り、住み良いまちづくりを進める制度である。

区内には、現在 2 か所の建築協定を定めた地区がある。

〔建築協定の状況〕		6 年 4 月 1 日現在	
協定名称	認可日	期間	協定者数
武蔵関建築協定	昭和 47 年 2 月 (4 年 2 月更新)	10 年	98 人
コスモアベニュー 練馬春日町建築協定	平成 16 年 1 月 (6 年 1 月更新)	10 年	26 人

●「練馬区福祉のまちづくり推進条例」等による
バリアフリー整備

全ての人が等しく社会参加する機会を確保し、安心・快適に暮らし続けられる地域社会実現のため「練馬区福祉のまちづくり推進条例」を制定し、安全かつ円滑に利用できる公共的建築物および公共施設の整備等を

進めている。

この条例では、区民に身近な店舗や診療所、共同住宅等（以下「店舗等」という。）で着実なバリアフリー整備を促進するため、「バリアフリー法」で定められている対象建築物の拡大と整備基準の追加等を行った。さらに、新築・改築等において建築確認申請手続き前の事前協議と完了検査の義務付けや、区立施設等では区民の意見聴取を定め、区民、事業者および区の協力でより水準の高い整備を推進している。

また、既存建築物のバリアフリーを促進するため、店舗等のバリアフリー改修等費用の一部を助成している。

〔公共的建築物の手続件数〕		(単位：件)		
年 度	3	4	5	
事前協議受付	136	140	121	
公表	34	43	48	

●土地区画整理事業の推進

一定の広がりをもった不整形で利用しにくい土地の区画を整え、宅地の利用増進を図るとともに、道路や公園などの公共施設を整備して、良好な市街地の形成を実現することを目的としている。区は、事業実施の円滑な活動を支援するため、「練馬区土地区画整理事業助成要綱」を昭和 61 年 4 月に施行し、公園築造費用などを助成している。

また、都は土地区画整理事業の機会を捉えた無電柱化を推進するため、令和 3 年 3 月に「東京都土地区画整理事業助成規程」を一部改正した。

5 年度末までに、土地区画整理事業が終了しているのは 22 地区（約 64.1ha）である。

●公益財団法人練馬区環境まちづくり公社

（公財）練馬区環境まちづくり公社は、平成 24 年 4 月に、前身である（財）練馬区都市整備公社から移行・名称変更し発足した。

公社では、「練馬区まちづくり条例」の公布に伴い、18 年 4 月に練馬まちづくりセンター（現みどりのまちづくりセンター）を設置し、区民主体のまちづくり活動等を支援している。

平成元年度から委託しているタウンサイクルおよび 4 年度から委託している有料自転車駐車場の管理については、18 年度から指定管理者として管理運営業務を行っている。17 年度から委託している放置自転車等の自転車対策事業とともに、区の自転車行政の一翼を担っている。

22 年度から、粗大ごみの収集業務、練馬区資源循環センターの管理運営、27 年度から、可燃ごみの収集業務、4 年度から、不燃ごみの資源化に向けた金属

類の選別作業を行っている。

また、22 年度から、練馬区地球温暖化対策地域協議会の事務局運営を担っており、脱炭素社会の実現に向けた啓発事業を行っている。

1 みどりのまちづくりセンターの運営

- (1) みどり・景観事業に関する取組
 - ① 憩いの森等の区民管理活動の支援
 - ② 地域ぐるみのみどり保全活動の普及
 - ③ つながるカレッジねりま「みどり分野」の運営
 - ④ みどりを守り育てる人材の登録・紹介
 - ⑤ 景観形成支援
- (2) まちづくり事業に関する取組
 - ① まちづくり啓発・相談・活動助成
 - ② まちづくり条例に基づく専門家派遣等の支援
 - ③ 地区まちづくりの活動支援
 - ④ 空家等地域貢献活用
 - ⑤ 建築物等のバリアフリー化協働推進
 - ⑥ みどり・まちづくりに関する調査・研究

2 放置自転車対策事業

- (1) 放置自転車の撤去・移送
- (2) 撤去した自転車の保管・返還
- (3) 自転車駐車場への誘導・案内
- (4) 自転車の問い合わせセンター運営
- (5) 自転車対策地域協議会の設立・活動支援

3 自転車駐車場・タウンサイクルの管理運営

5 年度末の管理施設数はつぎのとおりである。

- (1) 有料自転車駐車場 73 か所
- (2) ねりまタウンサイクル 7 か所
- (3) 公社立自転車駐車場 10 か所
- (4) 無料自転車駐車場 5 か所

4 資源循環推進事業

- (1) 粗大ごみの収集・再使用、金属類の回収
- (2) 容器包装プラスチックの回収
- (3) 可燃ごみの収集
- (4) 集団回収支援事業
- (5) 練馬区資源循環センターの管理運営
- (6) 資源循環推進事業の普及啓発
- (7) 不燃ごみの資源化に向けた金属類の選別作業

5 地球温暖化対策事業

- (1) 練馬区地球温暖化対策地域協議会事務局の運営
- (2) 地球温暖化対策に関するイベント等の企画・運営
- (3) ホームページやメールマガジンによる情報発信

(3) 調和のとれた都市景観を形成する

●景観形成のルールづくり

区では、地域特性に応じた景観施策を展開するため、平成 23 年 3 月に「練馬区景観条例」を制定し、同年 5 月には「景観法」に基づく景観行政団体となった。

また、景観行政の基本的な考え方である「練馬区景観計画」を 23 年 8 月に策定し、良好な景観の形成に向け実行性のある景観まちづくりに取り組んでいる。

●景観まちづくり

区は、(公財)練馬区環境まちづくり公社を、良好な景観を形成するための専門的情報の提供や相談業務を担う「景観整備機構」に指定し、協力体制のもと「景観まちなみ協定制」等を設け、区独自の景観まちづくりを進めている。

●景観に関する届出

一定規模以上の建築行為等を行う場合は、「景観法」に基づく届出が必要となる。区では、区全域を 7 つの区域に区分し、区域ごとに方針を定めて良好な景観形成を誘導している。

5 年度の届出・通知件数はつぎのとおりである。

・建築物の建築等	223 件
・工作物の建設等	3 件
・開発行為	30 件

41 災害に強い安全なまちづくり

(1) まちの防災性を向上する

●防災まちづくりの推進

区内には、高度経済成長期を経て急激に市街化が進んだため、老朽木造住宅が密集した災害に弱い地域がある。

また、狭い道路が多いため、大地震等の災害時にあって、家屋・ビルの倒壊および二次災害として発生する火災などによる大きな被害が心配される。

1 老朽木造住宅が密集する地域の改善

区では、密集住宅市街地整備促進事業や防災まちづくり事業により、道路の拡幅や公園整備によるオープンスペースの確保、建物の更新による不燃化、危険な塀の撤去や狭あい道路拡幅の促進など、地区の防災性向上に取り組んでいる。

2 住宅・建築物の耐震化促進

区は、区内の建築物の耐震化を促進することにより、災害に強い安全なまちづくりを推進し、震災から区民の生命および財産を守ることを目的とする「練馬区耐震改修促進計画」を2年度末に策定した。

この計画に基づき、一般緊急輸送道路沿道建築物や住宅等の耐震改修等に対する費用助成や、耐震化に係る啓発、所有者への個別訪問、指導および助言等に重点的に取り組んでいる。

●都市計画道路事業に合わせた延焼遮断帯の形成

都市計画道路は、災害時においても地域の骨格となる道路である。さらに、沿道建築物の不燃化を行うことにより不燃空間を作り、火災の延焼を防ぐ機能を有している。

区は、区民が安全に避難できる道路を確保するため、都市計画道路、幹線道路および避難道路に準ずる道路に面する地域にも、積極的に防火地域の指定を行ってきた。

放射7号線や補助230号線等の都市計画道路の整備に合わせた沿道まちづくりにおいても、防火地域等の都市計画決定を行い、沿道建築物の不燃化を誘導し、災害に強いまちづくりを進めている。

●建築物の規制と誘導

農地の宅地化が進む一方、既成市街地では宅地の細分化による過密狭小な住宅が増えている。また、都市化に伴い、中高層建築物の増加と相まって、市街地環境が変化している。

こうした状況に対応し、良好な環境を維持するため、建築物の敷地面積の最低限度と高さの最高限度を定めている。

これらを含み、「建築基準法」および関係法令に基づいて建築物を交通、安全、防災、衛生などの観点から規制・指導をしている。

1 建築確認

建物を建築するときは、あらかじめ建築計画を示した申請書を提出し、建築法規に基づく確認を受ける必要がある。

〔建築確認の受付件数（構造別）〕

（単位：件）5年度

区分	一 般	計画通知	計
木造	26	2	28
鉄骨鉄筋	—	—	—
鉄骨	3	7	10
鉄筋	—	6	6
ブロック	1	—	1
その他	—	—	—
計	30	15	45

2 道路の位置の指定など

建物を建築しようとする敷地が、「建築基準法」（以下「同法」という。）上の道路に接していない場合、新たに同法上の道路を築造するか、同法第43条第2項第2号の許可を受ける必要がある。

5年度は、指定道路等の申請（指定件数）が27件、許可を受けるための空地（協定通路認定等）の申請が9件であった。

3 違反建築取締り

違反建築物の発生を未然に防止するとともに早期かつ効果的に是正させるため、現場調査に基づき違反建築の取締りを行っている。5年度の違反建築物取扱件数は43件であった。主な違反の内訳は、申請手続19件、接道義務7件、用途地域2件、表示義務16件であった（重複を含む。）。

(2) 災害に強いまちをつくる

●密集住宅市街地整備促進事業

老朽木造住宅が密集し、防災上の課題を抱えている地域において、防災性の向上と住環境の改善を図るため、道路・公園などの公共施設の整備や老朽建築物の建替え費用に対して助成を行う等、災害に強い総合的

なまちづくりを行っている。

現在は貫井・富士見台地区および桜台東部地区で事業に取り組んでいる。

〔取組状況〕 5年度末現在

地区名	対象	面積	取組状況
練馬	練馬一～四丁目の各一部	約 20.0ha	平成 17 年度完了
江古田北部	小竹町一・二丁目の各一部、羽沢一丁目、栄町の一部、旭丘一・二丁目の各一部	約 46.4ha	平成 30 年度完了
北町	北町一・二丁目の各一部	約 31.1ha	元年度完了
貫井・富士見台	貫井一～四丁目の各一部、富士見台三・四丁目の各一部	約 92.3ha	実施中
桜台東部	桜台一・二丁目、三・四丁目の各一部	約 50.6ha	実施中

●防災まちづくり事業

この事業は、防災上の危険性が懸念される地区を指定した上で、地域住民と区が防災上の課題を共有し、地区の防災性向上に資する整備の促進、不燃性向上のための規制、住民への周知啓発に集中的に取り組むものである。

元年度に、防災まちづくり推進地区として、田柄地区、富士見台駅南側地区、下石神井地区の3地区を指定し、防災性の向上に取り組んでいる。4年度には、建替え時における不燃化を促進するため、都条例に基づく新たな防火規制の区域を指定した。

〔取組状況〕 5年度末現在

地区名	対象	面積	取組状況
田柄	田柄一～四丁目の各一部、光が丘二丁目の一部	約 87.2ha	実施中
富士見台駅南側	富士見台一・二丁目、南田中三丁目の一部	約 44.2ha	実施中
下石神井	下石神井二・五・六丁目	約 60.2ha	実施中

●無電柱化の推進

区では、平成 12 年度から、都市防災機能の強化、安全な歩行空間の確保等のため、都市計画道路や生活幹線道路の整備、駅周辺のまちづくりに併せて、無電柱化を積極的に推進している。5年度末現在、電線共同溝による無電柱化は、区道全路線中の約 3.2kmで完了、約 6.1kmで事業中である。

平成 30 年 3 月に「練馬区無電柱化推進計画」を策定し、7 年度までに新たに約 9.7kmの区道の無電柱化に着手する。



整備前



整備後

〔補助 132 号線（石神井町二丁目）〕

●河川の改修

かつて区内には 3 河川が流れていた。しかし、都市化の進展に伴い田柄川は下水道幹線として地下化され緑道となり、現在では石神井川、白子川の 2 河川となっている。このような都市化の進展と下水道の普及に伴い、河川は都市排水の基幹としての能力増強を求められている。

区内の河川について、都は 1 時間あたり 50 ミリの降雨に対応した護岸改修を進めている。白子川では、運用が開始されている比丘尼橋上流調節池（34,400 m³）、白子川地下調節池（212,000m³）、比丘尼橋下流調節池（212,000m³）に加え、75 ミリ対応に向けて新たに 3 か所の調節池が計画されている。

また、石神井川では、運用が開始されている富士見池調節池（33,800m³）に加え、75 ミリ対応に向けて、新たに環状七号線地下広域調節池、城北中央公園調節池の 2 か所の整備が進められている。

なお、区では、河川防災のため、降雨量および河川水位の観測、河川内の障害物撤去等の維持管理を行っている。

〔河川の現況〕 5年度末現在

河川名	東京都整備計画 延長 (km)	本改修済延長 (km) (改修率)
石神井川	24.5	18.6 (76%)
白子川	8.6	4.4 (51%)

●雨水貯留浸透施設の設置

1 時間に 50 ミリを超える集中豪雨が近年頻発し、浸水被害が発生している。浸水被害軽減のため、都の河川改修や下水道貯留管の整備に加えて、内水氾濫等に対応するため、公園などの公共施設を活用し、雨水浸透施設の設置を実施した。

●雨水流出抑制施設の整備

急速な都市化の進展に伴い、多くの雨水が下水道や河川に一気に流下して起こる「都市型水害」を防ぐ必要がある。区では、河川改修や下水道の整備、流域対策を推進するため、平成 2 年 6 月に「練馬区総合治水計画」を策定した。

令和 3 年 3 月に改定を行い、雨水流出抑制施設の整

備を更に促進し、5年度末現在、道路、公園、学校などの公共の施設で246,829㎡、大規模民間施設などで368,403㎡、合計615,232㎡の雨水流出抑制施設を整備した。

●地下室等設置に係る浸水対策の届出

近年の浸水被害は、台風を原因とするものだけでなく、短期間集中豪雨を原因とする地下構造の住宅への雨水流入などが増加している。

地下室への浸水が起これば人命を脅かす事態に結びつくため、建物を建築する際に区では浸水対策の啓発や指導を行い、あらかじめ届け出ることを義務付けている。

〔地下室等設置に係る浸水対策の届出件数〕（単位：件）

年度	届出件数
3	20
4	14
5	9

●ねりま情報メール・練馬区公式X（旧Twitter）・LINE【防災気象情報】

登録した区民のパソコンやスマートフォンなどに、気象情報や避難情報など災害に関する情報を電子メールや、区公式SNSで配信している。

●橋りょう

区内の橋は、5年度末現在、185橋であり、このうち区の管理する橋は130橋である。

今ある橋を有効に活用し、道路ネットワークの更なる安全性の確保を目的とした「練馬区橋梁長寿命化修繕計画」を平成25年度に策定（4年度更新）し、事後保全的な修繕から予防保全的な修繕へ方針を転換した。

都は、河川の改修事業に併せて、橋の架け替え工事を実施しており、石神井川の曙橋の架け替えが完了した。

なお、区は道路管理者として、橋の拡幅に係る費用の負担をしている。

●街路灯等の省エネルギー化促進

3年度までに水銀ランプ型街路灯の省エネルギー化が完了し、引き続き蛍光灯を使用した街路灯の省エネルギー化を進めていく。5年度は、3,578基の街路灯の改修を実施した。

また、公園灯については、4年度から計画的にLED化を進めている。

(3) 災害に強いまちの実現に向けた取組を支援する

●旧耐震建築物等の耐震化に係る助成および支援事業

一般緊急輸送道路沿道建築物や民間住宅、災害時医療機関等および私立幼稚園・私立保育所等の耐震化に重点的に取り組み、耐震改修等に要する費用を助成している。さらに、老朽木造住宅が密集する地域内の旧耐震建築物を対象に建替え費用や除却費用を助成している。

また、6年度から、昭和56年6月から平成12年5月までに建築された木造住宅に対しても耐震改修等に要する費用の助成を開始する。

このほか、迅速な避難が困難な高齢者や障害者などに対し、耐震シェルターや防災ベッドの設置費用を助成している。

区民が安心して耐震化を進められるよう、区民向けの無料耐震相談会を実施し、アドバイザーの派遣や簡易耐震診断の経費を全額補助している。

6年度

〔耐震診断・実施設計・改修工事助成額〕（ ）内は限度額（単位：円）

区 分		耐震診断	実施設計	改修工事
住宅 ※ 1		費用の4分の3	費用の3分の2	
		(12万)	(22万)	(130万) ※ 2
分譲マンション		費用の6分の5		費用の3分の2
		(150万)	(200万)	(3,000万)
賃貸集合住宅・事務所など	主に3階以上で延べ面積1,000㎡以上	費用の3分の2		費用の6分の1
		(150万)	(200万)	(1,000万)
事務所・商店など	主に2階以下で延べ面積1,000㎡未満	費用の3分の2	—	
		(100万)	(—)	
私立幼稚園・保育所など		費用の3分の2		費用の2分の1
		(150万)	(200万)	(3,000万)
災害時医療機関等		費用の3分の2	費用の6分の5	費用の2分の1
		(200万)	(1,000万)	(6,000万)
一般緊急輸送道路沿道の建築物		費用の10分の9 ※ 3	費用の6分の5	費用の6分の5 ※ 4
		限度額なし	(450万)	(6,000万)
特定緊急輸送道路沿道の建築物		—	費用の6分の5 ※ 5	
		(—)	(1,000万)	限度額なし

※ 1：昭和56年6月から平成12年5月末までに建築された木造住宅を含む。
※ 2：所有者が居住し、所有者を含む世帯全員が非課税世帯である場合などは、費用の5分の4で限度額150万円
※ 3：延べ面積によっては、助成額が異なる。
※ 4：延べ面積が5,000㎡を超える部分は費用の6分の1
※ 5：延べ面積や事業費によっては、助成額が異なる。

6年度

〔建替え工事・除却工事助成額〕（ ）内は限度額（単位：円）

区 分	建替え工事	除却工事
住宅 ※ 1	費用の 3 分の 2	費用の 4 分の 3
	(225 万)	(150 万)
一般緊急輸送道路 沿道の建築物	費用の 6 分の 5 ※ 2	
	(6,000 万)	
特定緊急輸送道路 沿道の建築物	費用の 6 分の 5 ※ 3	
	限度額なし	

※1：住宅（戸建住宅、小規模な長屋や共同住宅）は、密集事業実施地区および防災まちづくり推進地区に限る。

※2：延べ面積が5,000㎡を超える部分は費用の6分の1

※3：延べ面積や事業費によっては、助成額が異なる。

●ブロック塀等撤去費用助成について

事故を未然に防止するため、倒壊の恐れがあるブロック塀などの撤去費用の助成をしている。5年度の助成件数は98件であった。

●狭あい道路の拡幅などに係る費用の助成等

1 狭あい道路の拡幅をするための費用の助成

幅員4m未満の狭あいな道路は、災害時における延焼の拡大や緊急車両の通行を妨げるなどの恐れがある。そのため、狭あい道路の拡幅に必要な費用の助成や、区による私道の拡幅整備を行っている。なお、5年度の助成件数は8件、拡幅整備は11件であった。

2 「建築基準法」の道路にするための費用の助成

「建築基準法」の道路に接していない土地では、適法な建替えができず、違反建築物や空き家化するなどの問題を抱えている。そのため、既に家が建ち並んでいる道を「建築基準法」の道路とするために必要な申請費用を助成している。5年度の助成件数は2件であった。

3 すみ切りの公道化の奨励

すみ切りは、交差点において見通しを確保し、歩行者や車両通行の円滑化、災害時の緊急車両の容易な進入を可能にする。そのため、すみ切り用地を区に寄付などする人に対して奨励金を交付している。5年度の交付件数は8件であった。

(4) 上・下水道の整備

●上水道

水道は、最も重要な都市基盤の施設の一つとして人々の生活と都市活動を支えており、区内の給水普及率は100%である。

都の水道は、より安全でおいしい水を供給するため、通常の浄水処理に加えて高度浄水処理の導入や国が定めた水質基準より高い目標を定めるなどの取組を

進めている。

災害発生時でも水道施設の被害を最小限にとどめ、可能な限りの給水を確保するため、地震に強い施設の整備や応急給水体制の整備の対策を推進している。

さらに、災害により一時的に断水した場合にも、飲料水を確保できるよう災害時給水ステーション（給水拠点）を設けている。

〔災害時給水ステーション（給水拠点）〕

施設名	所在地
練馬給水所	光が丘 2-4-1
区立大泉公園	大泉学園町 6-25
区立学田公園	豊玉南 3-32
区立はやいち公園	早宮 1-47-11
区立みんなの広場公園	石神井町 8-41

●下水道

1 普及率はおおむね 100%に

下水道は、日常生活や都市活動で発生する汚れた水をきれいにし川や海に戻すほか、道路や宅地に降った雨水を速やかに排除するなど、安全で快適な生活環境の確保や良好な水循環の形成に必要な不可欠な役割を担っている。

昭和42年度から始まった区の下水道整備は、平成7年度末に普及率がおおむね100%に達した。

なお、石神井・大泉地区では、雨水流出抑制型下水道（透水性舗装や浸透雨水ます等により雨水を地下に浸透させ、急激な河川への流れ込み等を抑制する方式）を採用している。

また、下水道管の総延長は、5年度末現在約1,296kmとなっている。

〔下水道管延長〕

5年度

総延長	管きょ内訳	
	幹線	枝線
1,296,067m	68,363m	1,227,704m

資料：都下水道局

2 道路陥没の抑制

道路陥没の主な原因は、下水道本管へ接続する、ます（汚水・雨水）の取付管（陶製管）の破損である。そこで、道路工事に合わせて陶製管から衝撃等に強い硬質塩化ビニル管へ取り替え、道路陥没の抑制を図っている。

42 地域防災力の向上

(1) 自然災害に対する体制を強化する

●練馬区災害対策条例

災害対策の理念や施策の基本を定め、災害対策を総合的・計画的に進め、区民の生命・身体および財産を災害から守ることを目的として、平成16年3月に制定した。

●災害対応力の向上

地震等による被害を最小限に抑えるためには、区民・行政・防災関係機関などが連携し、災害対応力を高めることが必要である。

1 自助（自分の命は自分で守る）

「防災の手引 災害にそなえて」など各種冊子の配布、防災講演会や出前防災講座の実施、起震車体験などを通じて啓発を行っている。

2 共助（自分たちのまちは自分たちで守る）

区民防災組織などの育成を進めるとともに、組織数の増大を図り、区および防災関係機関等と連携した効果的な活動をするように働きかけを行っている。

3 公助（行政や防災関係機関の防災活動）

区は、消防署、警察署、自衛隊などの防災関係機関と連携して災害対策に取り組んでいる。

防災関係機関や学識経験者等で構成する練馬区防災会議で「練馬区地域防災計画」を作成し、その実施を推進している。

4 地震災害以外の課題

都市化の進展により、雨水の不浸透区域が拡大し、「都市型水害」といわれる局地的な浸水被害がたびたび発生しており、水災害対策が喫緊の課題となっている。

都による河川改修のほか、区では、雨水浸透区域の拡大・貯留施設の普及など雨水流出抑制の事業を推進し、総合的な治水対策に取り組んでいる。

また、水災害時の避難について注意喚起のチラシを作成し、浸水被害が予想される地域に毎年配布している。

〔過去の集中豪雨による大規模被害（50件以上）〕

（床上・床下浸水、道路冠水）（単位：件）

発生年月日	件数
平成17年9月4日	738（※）
22年7月5日	163
23年8月26日	61
30年8月27日	122

※：石神井川氾濫

5 避難行動要支援者支援の充実

「災害対策基本法」に基づき、大地震などの災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする人（避難行動要支援者）をあらかじめ登録する避難行動要支援者名簿を作成している。また、避難行動要支援者名簿登録者の中で作成に同意した人を対象に、「どこへ」「だれと」避難するかをあらかじめ定める個別避難計画も作成している。

名簿は、一定の要件に該当する人を自動で登録しているほか、要件に準ずる人も希望により登録しており、計画作成者は計画内容も記載し98か所の避難拠点に配備している。また、そのうち個人情報の外部提供に同意した人の情報を、平常時から関係機関（民生・児童委員、区民防災組織等、地域包括支援センター、消防機関、警察機関）と共有するなど、災害時に地域全体で安否確認・避難支援を行う体制を構築している。

平成28年度には、介護・障害福祉サービス事業者と災害時におけるサービス利用者の支援に関する協定を締結し、要支援者に対する災害時の生活支援体制を強化した。また、協定に基づき、区と介護・障害福祉サービス事業者の選定委員による「練馬区介護・障害福祉サービス事業者災害時連携検討会」を設置している。5年度は9月に119事業者と安否確認訓練を行ったほか、6年1月に105事業者でサービス提供訓練を実施した。

5年度には、東京都理学療法士協会と災害時における避難行動要支援者等の支援協力に関する協定を締結し、要支援者に対する生活支援体制をさらに強化した。

また、災害時に一般の避難拠点での避難生活が困難な要配慮者を受け入れる福祉避難所の拡充および整備を図っている。5年度は福祉避難所1か所を新規指定し、49か所となった。災害時に福祉避難所を円滑に運営できるよう、無線機および備蓄物資を配備するとともに、震災時および台風接近時を想定した災害時対応訓練を実施している。

6 地域別防災マップの作成・訓練の実施

水害リスクの高い地区で、地域住民と協働して、地域の防災情報をまとめたマップを作成している。5年度末までに、14地区中10地区で作成した。マップを活用した訓練を通じて、地域住民の適切な避難行動につなげていく。

●災害対策関連計画

1 練馬区地域防災計画

災害の予防から応急、更に復旧・復興に至る対策を定めた、区の防災対策の基本である。直近では、首都直下地震等による東京の被害想定で示された防災・減災対策上の課題、法改正、「東京都地域防災計画 震災編」の修正、令和6年能登半島地震の被害から見える状況を踏まえ、5年3月に修正した。

2 練馬区業務継続計画（地震編）

震災時のさまざまな制約が発生する状況下においても、適切な業務執行を継続できる体制を確立するための計画である。直近では、3年5月に修正した。

〔「首都直下地震等による東京の被害想定」
（令和4年5月 東京都防災会議公表）における練馬区の被害〕

主な被害		多摩東部直下地震 (M7.3)
建物全壊棟数		2,493 棟
出火件数		28 件
焼失棟数		11,004 棟
死者数		314 人
負傷者数		3,564 人
避難者数		129,837 人
帰宅困難者数		43,191 人
閉じ込めにつながり得る エレベーター停止台数		586 台
ラ イ フ ラ イ ン	電力（停電率）	10.9%
	通信（不通率）	7.4%
	上水道（断水率）	14.4%
	下水道（管きよ被害率）	3.9%
ガス（供給停止率）		32.7%

注：①区の想定震度 震度6強～6弱
②冬・夕方 風速8m/sの場合

●防災センター

1 情報連絡体制の整備

災害時の情報連絡手段として、つぎの無線通信システムを整備している。

(1) 移動系防災行政無線

防災センターを基地局として、避難拠点や防災関係機関等との間で、情報の収集および伝達を行う。
5年度末現在、216 台を配備している。

(2) MCA 無線

帰宅困難者対策および支援物資等の物流対策用として、各拠点等と災害対策本部との間で情報の収集および伝達を行う。5年度末現在、21 台を配備している。

(3) 同報系防災行政無線

災害に関する情報を区民へ一斉放送するシステムである。5年度末現在、子局（無線放送塔）207 局と区立施設等に戸別受信機（防災ラジオ）1,065

台を配備している。

2 臨時災害放送局（FM 放送）

大規模災害発生時に、臨時に開局することができる FM 放送（77.1MHz）である。被災者支援情報など必要な情報を発信する。区では、平成 27 年度に放送機材を導入し、定期的に放送訓練を実施している。

30 年に、日本大学芸術学部をはじめ区内関係団体と臨時災害放送局の開設および運営に関する協定を締結した。

●備蓄対策

水や食料等は、家庭内で最低 3 日分、可能な限り 1 週間分程度を備蓄することが望ましい。

区は、被害想定に応じて、避難拠点 1 か所あたり 700 人の 1 日分に相当する食料やペットボトル飲料水を備蓄している。2 日目以降は、都等から輸送された食料を避難拠点で提供する。

また、避難拠点には、毛布・寝袋などの生活必需品や、停電に備えた発電機などの資器材も備蓄している。

●飲料水の確保

区内には、給水所が光が丘公園内（66,600㎡）に、応急給水槽が大泉公園・学田公園内（各 1,500㎡）・はいち公園・みんなの広場公園内（各 100㎡）にあり、断水時には都と連携して応急給水を実施する。

また、避難拠点では、応急給水栓や消火栓から給水できるスタンドパイプセットを使用して、応急給水を行う。

そのほか、更に不足する場合にも給水が受けられるよう、主に区と民間の協定により、5 年度末現在、区内 22 か所の深井戸を「防災井戸」として指定している。

●区民防災組織

災害時に地域住民が自主的な防災活動を展開できるよう、区民防災組織の育成を図っている。区民防災組織には、各種資器材を貸与するとともに、訓練等助成金を支給し活動を支援している。

1 市民消防隊

災害時に地域で発生した火災について、消火や延焼防止活動を行う目的で編成されている。軽可搬消火ポンプ（C 級）などの資器材を配備している。

2 防災会

大地震や水害に際して、初期消火や救出救護、安否確認、避難誘導などにより、地域の被害を軽減し、災害後の復興を行うために結成されている。防災資器材格納庫を設置し、軽可搬消火ポンプ（D 級）、組立式リヤカー、担架、スコップ、ヘルメットなどの資器材を貸与している。

3 避難拠点運営連絡会

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の教訓と経験を踏まえ、全ての区立小・中学校を避難拠点として位置付け、区職員および学校職員を拠点要員として配置している。

避難拠点には、地域住民による避難拠点運営連絡会が結成されており、平常時から、訓練・講習会・会議等さまざまな活動を通して「いざ!」というときに備えている。

〔区民防災組織の数〕 5年度末現在	
組織の種類	組織数
市民消防隊	12 隊
防災会	310 組織
避難拠点運営連絡会	98 組織
その他	2 組織

●防災訓練

区は、区民の災害対応力を高めるために、消防署・警察署・自衛隊などの防災関係機関や、市民消防隊・防災会・避難拠点運営連絡会などの区民防災組織と連携し、各種の防災訓練を行っている。

1 震災総合訓練

- 〔開催日〕 5年9月9日
- 〔場 所〕 全避難拠点 98 か所、防災センター
- 〔参加者〕 1,724 人
- 〔概 要〕・検温・健康確認場所および咳・熱症状者専用スペースの設置訓練（感染症対策）
 - ・ペット避難場所確認
 - ・資器材操作訓練
 - ・通信訓練
 - ・安否確認とりまとめ訓練

2 防災フェスタ

- 〔開催日〕 5年9月3日
- 〔場 所〕 光が丘第一中学校
- 〔参加者〕 3,311 人
- 〔概 要〕・各種体験コーナー（はしご車、起震車、初期消火等）
 - ・防災関係機関によるブース展示

3 水防訓練

- 〔開催日〕 5年5月20日
- 〔場 所〕 都立城北中央公園
- 〔参加者〕 1,211 人
- 〔概 要〕・土のう積みなどの浸水防止工法
 - ・現地指揮本部運営訓練
 - ・避難指示地域住民の避難誘導訓練
 - ・各種体験コーナー（土のう作り、VR防災体験車、降雨体験車、自然災害体験車等）
 - ・防災関係機関による広報

4 区民防災組織における訓練

地域の災害対応力を一層向上させるため、市民消防隊・防災会・避難拠点運営連絡会等による自主的な訓練等が、年間を通して実施されている。

- (1) 訓練・講習会等
 - 5年度は訓練等を680回実施し、延べ56,685人が参加した。
- (2) 軽可搬ポンプ操法大会
 - ポンプ操作の習熟と組織間の交流を目的として、区内を3地域（練馬・光が丘・石神井）に分けて、ポンプ操法大会（発表会）を開催している。
 - 5年度は、39団体121人が参加した。

●防災企画展

- 大地震に備えて、区民の防災意識を向上させることを目的として開催した。5年度は588人が来場した。
- 〔開催日〕 6年2月9日
- 〔場 所〕 区役所アトリウム
- 〔概 要〕・避難拠点紹介
 - ・パネル展示
 - ・災害用トイレ啓発
 - ・初期消火体験

●防災功労者・功労団体表彰

昭和62年度から、地域防災力の向上に貢献した個人および団体を表彰している。5年度は功労者50人、功労団体18団体を表彰した。

●普及啓発活動

1 防災講演会

- 「災害の時代におけるコミュニティ防災のあり方」をテーマに、講演会を開催した。
- 〔開催日〕 6年3月3日
- 〔会 場〕 区民・産業プラザ ココネリホール
- 〔講 師〕 神戸大学 名誉教授 室崎益輝氏
- 〔参加対象者〕 区民、区民防災組織関係者

2 防災用品のあっせん

家具転倒防止器具、感震ブレーカー、非常持ち出し品セット、保存飲料水・食料などをあっせんしている。5年度は143件の申込みがあり、564品をあっせんした。

3 「防災の手引」などの発行

発行している刊行物は、つぎのとおりである。

〔手引などの一覧〕

名称	内 容	配布場所
防災の手引	地震や水害時取るべき行動や日頃の備えについて	7 階危機管理室、防災学習センター、各区民事務所（転入者へ配布）など
水害ハザードマップ	大雨の時に浸水が予想される区域や避難所に関する情報	7 階危機管理室、防災学習センター、各区民事務所（転入者へ配布）など
土砂災害ハザードマップ	土砂災害警戒区域および特別警戒区域や避難所に関する情報	7 階危機管理室、防災学習センター、各区民事務所など
防災地図	避難拠点・各種施設など防災に関する情報	7 階危機管理室、防災学習センター、「わたしの便利帳」に挟み込み
食と防災	災害時の食事に関する情報	7 階危機管理室、防災学習センター

4 起震車による地震体験訓練

震災時の身の守り方や震災による火災防止の普及を図ることを目的としている。5 年度は 310 回実施し、延べ 25,348 人が参加した。（うち、V R 体験は 30 回実施、延べ 312 人が参加）

●ねりま防災カレッジ事業

地震防災をはじめとする防災に対する意識の向上を図り、地域において活動する人材を育成するため、防災学習センターを中心拠点として、ねりま防災カレッジ事業を実施している。



〔5 年度ねりま防災カレッジ自助講座の案内〕

1 人材育成カリキュラム

(1) 自助講座

「自助に関わる基礎的な知識・技術について」をテーマに開催した。5 年度は 169 人が受講

した。

(2) つながるカレッジねりま防災分野共助コース

「区民防災組織の活動などを学び、発災時に共助活動ができるようになること」をテーマに開催した。5 年度は 20 人が受講した。

(3) 区民防災組織向け講座（区民防災組織加入者向け）

「運営にかかる手法等を習得し、日頃の防災活動のレベルアップをはかること」をテーマに開催した。5 年度は 54 人が受講した。

(4) 女性防災リーダー育成講座

「日頃の備えと助け合い」をテーマに開催した。5 年度は 20 人が受講した。

(5) 小学生（4～6 年生）向け講座

防災に関する基礎的な知識を習得し、自分の身は自分で守ることの大切さについて学ぶ講座を実施した。5 年度は 128 人が受講した。

(6) 中学生向け講座

災害時に中学生に求められる役割と、それを果たすための技術や知識について学ぶ講座を実施した。5 年度は 13 人が受講した。

(7) 合同フォローアップ講座（つながるカレッジねりま防災分野共助コース・区民防災組織向け・女性防災リーダー育成講座の修了者向け）

「円滑な災害対応に向けた地域連携のあり方」をテーマに開催した。5 年度は 37 人が受講した。

2 防災普及啓発カリキュラム

さまざまな視点から知識や技術を学ぶ講習会を実施した。5 年度は 370 人が受講した。

〔開催した講座〕

- ・中高層住宅向け防災講習会
- ・事業所向け防災講習会
- ・食と防災
- ・乳幼児の保護者向け防災講習会
- ・一般公開防災講習会

3 出前防災講座・授業

区内の事業所や町会・自治会・学校などの団体を対象に、防災に関する講座・授業を実施した。5 年度は 6,704 人が参加した。

4 防災体験講座

防災学習センターの来所者を対象に、起震車による地震体験や消火器操作・応急手当など、防災に関する体験講座を実施した。5 年度は 261 人が参加した。

5 防災学習コースメニュー

防災学習センターの来所者を対象に、防災に関する講話や体験などを組み合わせて実施した。5 年度は 3,065 人が参加した。

●各種団体との協定

災害時における応急・復旧活動を迅速に実施するため、他の地方自治体（12 団体）、民間事業者や各種団体等（233 団体）と協定を締結し、応急対策活動が円滑に行えるよう体制を整えている。

5 年度末現在、災害時協定を締結している自治体は、つぎのとおりである。

〔災害時総合応援協定〕

- ・長野県上田市
- ・群馬県前橋市
- ・埼玉県上尾市

〔災害時物資等支援協定〕

- ・福島県塙町
- ・群馬県下仁田町
- ・群馬県館林市

〔災害時隣接自治体応援協定〕

- ・東京都および都内区市町村
- ・特別区
- ・東京都西東京市
- ・埼玉県和光市
- ・埼玉県新座市
- ・東京都武蔵野市

43 安全・安心な地域づくり

(1) 犯罪等に対する体制を強化する

●練馬区民の安全と安心を推進する条例

区内で生活する全ての人々による、安全で安心なまちづくりの礎とするため、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」を制定し、平成 16 年 12 月に施行した。

●「街かど安全 72 万区民の目」警戒運動

区内の 3 警察署および 3 防犯協会と覚書を締結し、区民向け防犯意識啓発のイベントを共同で実施している。

●地域防犯防火連携組織

「地域のことは地域で協力して守る」という考え方に基づき、小学校区域を単位として、学校、町会、自治会および PTA などの各地域団体が連携して、自主的活動を展開できる体制を構築している。

連携組織に対し、その運営費用の一部を助成し、必要な支援を行っている。5 年度末現在、41 学区域で設立されている。

●パトロール団体

区内で自主的にパトロール活動を実施している団体のうち、一定の要件を満たす団体について、申請に基づき「パトロール団体」として登録し、各種支援を行っている。5 年度末現在で 264 団体が登録している。

〔支援の内容〕

- ・夜光ジャンパーや誘導灯など、パトロールに必要な用品の支給
- ・パトロール中のけがなどに備えて、区の費用負担で保険に加入
- ・パトロールを行う際の委託警備員が運転する安全・安心パトロールカーの貸出し

〔登録の要件〕

- ・パトロール活動に従事する人員が 5 人以上で、かつ、その過半数が区内に在住、在勤、在学していること
- ・月 1 回以上または年 12 回以上の頻度で、将来にわたって継続的にパトロール活動を行うこと
- ・営利を目的としないこと

●消防団

消防団は、地域住民が生業を持ちながら、火災や震

災が発生した時に消防署と連携し、消火・人命救助・応急救護活動を行う組織である。

区内の消防団は 3 消防署管轄ごとに組織されており、各団は更に地域ごとに分かれた分団により構成されている。

平常時は、区民に対して、火災予防や応急救護の指導を行うなど、地域における防火防災のリーダーとして幅広い活動を行っている。区は消防団の行う各種活動にかかる経費の一部について、助成等を行っている。

●防犯設備整備費および防犯カメラ維持管理費の補助制度

一定の要件を満たす地域の団体が、街頭に防犯カメラなどの防犯設備を設置した場合、その設置費用の一部について補助を行っている。また、地域団体が設置したカメラで、一定の要件を満たすものについて、その維持管理費用の一部について補助を行っている。

●ねりま情報メール・練馬区公式 X (旧 Twitter) ・ LINE 【安全・安心情報】

区内で発生した犯罪に関する情報や、防犯・防火に役立つ情報などを、あらかじめ登録された区民のパソコンやスマートフォンなどに、電子メールや区公式 SNS で配信している。

●安全・安心パトロールカー

区内のパトロール体制を強化するため、青色回転灯を装備した「練馬区安全・安心パトロールカー」を 6 台導入している。

区が委託した警備員が毎日 24 時間、公園や通学路などの巡回パトロールを行うとともに、パトロール団体などが自主的にパトロールを実施する際に、委託警備員が運転するパトロールカーを貸し出している。5 年度は延べ 263 件の貸出しを行った。

●街頭消火器の設置

区民が火災を発見した際の初期消火活動用および災害対策用として、おおむね 100m 四方に 1 本の割合で、街頭消火器を設置している。5 年度末現在で 5,405 本を設置している。

(2) 安全な道路環境の整備

●交通安全啓発

交通ルールとマナーを身につけることは、交通事故の防止に有効である。

平成 10 年 12 月 15 日に「交通安全都市練馬区宣言」を行い、生命尊重、人間優先の理念に基づき、交通事故のない安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて努力することを表明した。(宣言文は裏表紙参照)

5 年度には、春・秋の全国交通安全運動等で、高齢者の事故防止、歩行者・自転車の交通ルール・マナーの向上などについての PR を行った。

1 区立小学校での啓発

新入生を対象に、蛍光反射ランドセルカバーを配布した。また、「自転車の乗り方教室」を実施し、受講した児童に「自転車運転免許証」を発行している。5 年度は小学校 56 校で実施し、4,879 人の児童に免許証を発行した。



〔自転車運転免許証〕

2 自転車安全教室

平成 21 年度から、スタントマンが自転車による事故の瞬間を再現し、その衝撃や恐怖を体験してもらう自転車安全教室を実施している。5 年度は中学校で 11 回、高等学校で 2 回実施した。

3 自転車シミュレーターを活用

平成 26 年度から、自転車シミュレーターを区立施設に配置し、自転車のルール・マナーの向上に向けた取組を進めている。5 年度の自転車シミュレーター利用者は 5,148 人であった。

●交通安全計画

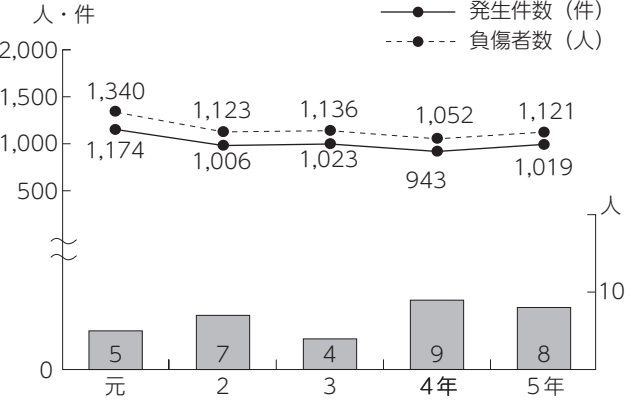
「交通安全対策基本法」に基づき、4 年 3 月に「第 11 次練馬区交通安全計画」を策定した。この計画の目標である「交通事故件数および死傷者数を前年以下に減少させること」を踏まえ、交通安全施設の整備、交通安全啓発活動を進めている。5 年の区内における交通事故（人身事故）の発生状況は発生件数 1,019 件、死傷者数 1,129 人であり、発生件数・死傷者数ともに前年からほぼ横ばいであった。また、発生件数はピーク時の平成 13 年の 4,038 件と比べ、約 4 分の 1 となり、大きく減少している。

〔交通安全施設〕

6 年 4 月 1 日現在

種 別	総 数	対前年度増減
歩 道	129,936 m	49 m
道路標識	2,708 本	0 本
街路灯	45,784 基	79 基
道路反射鏡	6,303 本	3 本
歩行者用防護柵	88,668 m	71 m
点字ブロック	2,499 か所	4 か所

〔区内の交通事故の状況〕



●区民交通傷害保険

交通事故等の被害者を救済することを目的としている保険事業で、少額の保険料で加入でき、入院や通院治療日数に応じて保険金が支払われる。

自転車の運転者が歩行者等と衝突し、加害者となる事故が増加している。中には高額な賠償責任を負担するケースも出ていることから、平成 21 年度分から「自転車賠償責任プラン」を付加した。毎年 2 月上旬から 3 月下旬まで受付をしている。

44 鉄道・道路など都市インフラの整備

(1) 公共交通を充実する

●区内交通の現状と「練馬区都市交通マスタープラン」

区内の交通インフラは、整備が進められてきているものの、慢性的な交通渋滞や脆弱な南北方向の交通などさまざまな課題がある。

また、道路網の整備が未完了であることから、公共交通の不便な地域が依然として存在している。道路の整備率は、都市計画道路が約5割、生活幹線道路が約3割であるなど、交通の円滑化が図られておらず、解決すべき課題は多い。

今後、高齢者が増加していく中で、円滑な移動手段の確保が求められている。その一方で環境問題の高まりなどから、自動車交通に過度に依存しない交通体系の確立も求められている。

区は、平成20年3月に「練馬区都市交通マスタープラン」を策定し、誰もが快適に移動できる交通環境の実現を目指して、さまざまな交通問題の解決に取り組んでいる。

●都営大江戸線

都営大江戸線は、光が丘地区の開発に伴う大量輸送機関として、また、西武池袋線と東武東上線との間に残る交通不便地域の解消などに寄与するものとして計画された鉄道路線であり、放射部と環状部からなっている。

平成12年12月には、現行の営業区間が全線（汐留駅は14年11月開業）開通した。これにより、区内から六本木、大門方面へは乗換えがなくなるとともに、都心・副都心へのアクセス利便性が向上した。

光が丘駅～大泉学園町までの延伸は、首都圏の鉄道ネットワークを充実・強化するうえで欠くことのできない路線であり、都区部にわずかに残る鉄道駅から離れた地域を大きく改善することができる。また、豊かなみどりが残る地域に、都市の利便性を兼ね備えることで、延伸地域のポテンシャルを最大限引き出し、良好な住宅都市を形成することができる。

本路線は、27年7月に都の計画に、28年4月には国の答申において、整備に向けた明確な位置付けを得ている。加えて、5年1月に都が公表した、『『未来の東京』戦略』では、延伸について「関係者と事業化について協議・調整を進める」、「事業化についての検討を実施」と位置付けた。

また、都議会令和5年第1回定例会において、知事

から「副知事をトップとする庁内検討組織を立ち上げ、練馬区と一層連携を図って、協議、調整を重ねながら、課題解決の方策や今後の進め方について、スピード感を持って検討を深めていく」との発言があった。5年3月には、「大江戸線延伸にかかる庁内検討プロジェクトチーム」が設置された。

区は、延伸の早期実現を目指し、大江戸線を運営している都との具体的な協議や、新駅予定地周辺を含む延伸地域のまちづくりに取り組んでいる。また、実現には積極的に区が役割を担う必要があることから、延伸に資するために活用する大江戸線延伸推進基金50億円を、6年度には30億円、その後も計画的に積み増ししていく。さらに、区議会、地域住民とともに大江戸線延伸促進期成同盟を設立し、促進大会の開催や都に対し、早期着工に向けた働きかけを行ってきた。29年8月、期成同盟は、区内経済・産業団体、町会等と大江戸線延伸推進会議を設立し、延伸実現に向けてともに活動している。

大泉学園町から先のJR武蔵野線東所沢駅までの延伸については、新座市等で構成する都市高速鉄道12号線延伸促進協議会に加盟し、要請活動等を行っている。

●西武池袋線

西武池袋線は、区内を東西方向に走る鉄道路線である。区内には、江古田駅から大泉学園駅までの8駅があり、また保谷駅が区に近接していることから、多くの区民の日常生活を支えている。

この路線は、踏切による慢性的な交通渋滞や踏切事故の抜本的な対策として、都により高架化が行われてきた。併せて、複々線化事業も、西武鉄道（株）により進められてきた。

昭和46年1月に桜台駅～石神井公園駅付近間の都市計画が決定されて以降、順次事業に着手した。平成6年12月には練馬高野台駅が開業し、利便性が高まった。また、15年3月までに桜台駅～練馬高野台駅付近間の高架複々線化が完了し、19か所の踏切が無くなった。

練馬高野台駅～大泉学園駅付近間については、17年6月に都市計画が決定（変更）され、19年5月に事業着手し、27年1月には高架化が完了した。その結果、9か所の踏切が無くなり、鉄道により隔てられていた地域が一体化するなど、安全で快適なまちづくりに大いに寄与した。また、この事業に併せて練馬高野台駅～石神井公園駅間が複々線化され、25年3月

に西武池袋線・有楽町線と東急東横線・横浜高速鉄道みなとみらい線との相互直通運転が開始された。

●西武新宿線

西武新宿線は、区南西部を東西方向に走る鉄道路線である。区内には、上石神井駅と武蔵関駅の2駅があり、また上井草駅と東伏見駅が区に近接していることから、多くの区民が西武新宿線を利用している。

この路線は、南北方向の道路と交差する箇所が全て踏切による平面交差となっているため、特に朝夕のラッシュ時には踏切付近などで慢性的な交通渋滞が発生している。

都は、平成16年6月に策定した踏切対策基本方針において、井荻～東伏見駅付近を鉄道立体化の検討対象区間（全20区間）のひとつとして位置付けている。区では、各駅周辺のまちづくりに取り組むとともに、27年1月には、区民、区議会、区が一体となって西武新宿線立体化促進協議会を設立し、鉄道立体化の早期実現の要請活動を都へ行ってきた。31年2月に都、関係区市および西武鉄道（株）が、西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）の連続立体交差化計画等について、都市計画素案等の説明会を行い、2年10月には、都市計画案および環境影響評価書案の説明会を行った。3年11月に連続立体交差化計画等が都市計画決定し、6年3月に、都市計画事業の認可を取得した。

●東武東上線

東武東上線は、川越街道と平行して、練馬区と板橋区との区境を走る鉄道路線である。区内に駅はないものの、東武練馬駅、下赤塚駅および成増駅の3駅は、区と近接していることから区民の利用が多く、重要な交通手段の一つとなっている。

●東京メトロ有楽町線・副都心線

東京メトロ有楽町線は、区内で最初の地下鉄として昭和58年6月に池袋駅～営団成増駅（現地下鉄成増駅）間が開業した。池袋駅から先の都心部とつながることで、区北東部地域から都心方面への交通利便性が飛躍的に向上した。

平成6年12月には、西武有楽町線が練馬駅まで開通し、10年3月に西武池袋線との相互直通運転が実現するなど、利便性の向上とともに西武池袋線の混雑緩和に大きく寄与している。20年6月には、小竹向原駅から池袋駅を経由して渋谷駅に至る東京メトロ副都心線が開業し、25年3月に、東急東横線・横浜高速鉄道みなとみらい線との相互直通運転が実現するなど、都心部へのアクセスなどの利便性が更に向上して

いる。

●鉄道駅のバリアフリー化

公共交通機関を利用する際の移動の利便性や安全性の向上を図ることを目的に、平成12年5月、行政、公共交通事業者および国民の役割を明確にする「交通バリアフリー法」（18年12月に「バリアフリー法」に統合）が施行された。区内鉄道駅のバリアフリー化を促進するため、区では、補助要綱を策定し、大泉学園駅など区内5駅のエレベーター等の整備費用の一部を補助してきた。23年8月には、区内全21駅において、駅出入口からホームまでのバリアフリー化された経路が1ルート確保された。1ルートでは利便性を欠く駅について、更なるバリアフリー化が必要であり、2ルート目の整備に取り組んでいる。現在、光が丘駅において、都が6年度内の供用開始を目指しエレベーターの整備を進めている。

駅ホームの安全性向上のためには、ホームドア整備が必要である。西武鉄道（株）は、元年度に練馬駅に整備し、5年度から中村橋駅、富士見台駅、練馬高野台駅、石神井公園駅、新桜台駅の整備に着手した。練馬高野台駅と石神井公園駅は、6年度内の稼働を予定している。区は、平成30年3月に「練馬区鉄道駅ホームドア整備事業補助金交付要綱」を策定し、練馬駅の整備費用の一部を補助した。6年4月には、同要綱の一部を改正し、補助金を増額した。

区は、更なるバリアフリー化およびホームドア整備の促進のため、引き続き、鉄道事業者に整備を働きかけていく。

〔各駅の1日平均乗降客数〕

(単位：人) 5年度

駅名	乗車	降車	総数
西武池袋線(※1)			
江古田	---	---	30,837
桜台	---	---	14,704
練馬	---	---	116,257
中村橋	---	---	37,326
富士見台	---	---	26,662
練馬高野台	---	---	25,409
石神井公園	---	---	74,675
大泉学園	---	---	78,557
保谷	---	---	55,681
西武豊島線(※1)			
豊島園	---	---	14,849
西武新宿線(※1)			
上井草	---	---	18,132
上石神井	---	---	39,751
武蔵関	---	---	28,819
東伏見	---	---	21,285
東武東上線			
東武練馬	27,176	27,230	54,406
下赤塚	7,257	7,407	14,664
成増	25,572	25,853	51,425
東京メトロ有楽町線			
小竹向原(※2)	45,906	43,549	89,455
氷川台	18,500	18,344	36,844
平和台	20,578	20,691	41,269
地下鉄赤塚	19,675	19,505	39,180
地下鉄成増	23,793	24,013	47,806
東京メトロ副都心線			
小竹向原(※2)	42,431	38,851	81,282
西武有楽町線(※1)			
小竹向原(※2)	---	---	130,634
新桜台	---	---	9,386
都営大江戸線			
新江古田	13,968	13,717	27,685
練馬	37,341	37,079	74,420
豊島園	6,772	6,754	13,526
練馬春日町	10,906	10,797	21,703
光が丘	27,515	27,435	54,950

※1：西武鉄道は総数のみ公表

※2：小竹向原駅

①西武鉄道：直通連絡客を含む。

②東京メトロ：直通連絡客を含み、有楽町線・副都心線間の乗換旅客を除く。

資料：西武鉄道(株)、東武鉄道(株)、東京地下鉄(株)、東京都交通局

●エイトライナー

東京近郊の環状鉄道は、JR 山手線、都営大江戸線、その外側に JR 武蔵野線、JR 南武線があるが、これらの中間部にあたる環状8号線の沿線区には環状鉄道が無く、南北方向の移動に多くの時間を要している。

区では、環状8号線を基本ルートとする新しい交通システムについて、関係区との研究を始め、平成5年10月に「エイトライナー構想」を取りまとめた。この構想を実現することにより、①環状方向の移動時間が短縮する、②沿線の拠点整備に大きく寄与する、③羽田空港へのアクセスが向上する、などの効果が期待されている。

6年5月には、大田区、世田谷区、杉並区、板橋区、北区とともにエイトライナー促進協議会を設置し、環状7号線を基本ルートとするメトロセブン促進協議会とも連携して、メトロセブンとエイトライナーをつなぐ環状線「区部周辺部環状公共交通」の実現に向けた調査・研究を行っている。

平成28年4月に交通政策審議会が国土交通大臣に答申した「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」において、「区部周辺部環状公共交通」は、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として位置付けられた。

●バス交通

区内を東西方向に走る西武池袋線や西武新宿線、板橋区との区境を走る東武東上線の各鉄道路線は、南北の間隔が広い。これら路線の各駅をつなぐ路線バスが、区民の日常生活の「足」となっており、区内では、西武バス(株)、国際興業(株)、関東バス(株)、京王バス(株)、都交通局の5つの事業者により、約160系統が運行されている。

しかし、区内は狭い道路が多いことなどから、路線バスの運行がない地域や1日の運行回数が少ない地域がある。そのため、区は、「公共交通空白地域(※)改善計画」を策定し、計画に基づく既存路線バスの再編などにより公共交通空白地域の改善に取り組んでいる。

また、路線バスを補完するものとして、区運営のコミュニティバス「みどりバス」を区内6ルートで運行している。

※公共交通空白地域：

鉄道駅から800m以上、かつ、30分に1便以上運行しているバス停から300m以上離れた地域

〔みどりバスの運行ルート〕

ルート	運行開始 (平成)	路 線 (6年4月1日時点)	主な経由地
保 谷	3年8月	保谷駅北口 ～練馬光が丘病院	光が丘駅
北 町	15年3月	練馬光が丘病院 ～東武練馬駅入口 ～練馬光が丘病院	光が丘駅
関 町	17年7月	関町福祉園 ～上石神井駅 ～順天堂練馬病院	武蔵関駅南口 練馬高野台駅
氷川台	17年7月	光が丘公園～練馬駅 ～東武練馬駅入口	光が丘駅 練馬春日町駅東 氷川台駅 氷川台福祉園
大 泉	20年1月	大泉学園駅 ～大泉学園町5丁目 ～大泉学園駅	
南大泉	23年12月	保谷駅入口 ～武蔵関駅南口 ～関町福祉園	

(2) 道路交通ネットワークを形成し、
沿道を整備する

●区内の道路事情

区内の道路は、それぞれの機能や役割に応じて、自動車専用道路、幹線道路（都市計画道路等）、生活幹線道路、主要生活道路、生活道路に分類される。

自動車専用道路としては、関越自動車道、東京外かく環状道路、骨格となる幹線道路として、放射 6 号線（青梅街道）や放射 7 号線（目白通り）、放射 8 号線（川越街道）、環状 7・8 号線、補助的な幹線道路として、補助 76 号線（新青梅街道）、補助 134 号線（笹目通り）、補助 229 号線（千川通り）などがある。

骨格となる幹線道路の整備が比較的進捗している一方で、区西部地域の都市計画道路の整備率は未だ約3割であり、更なる整備が必要である。

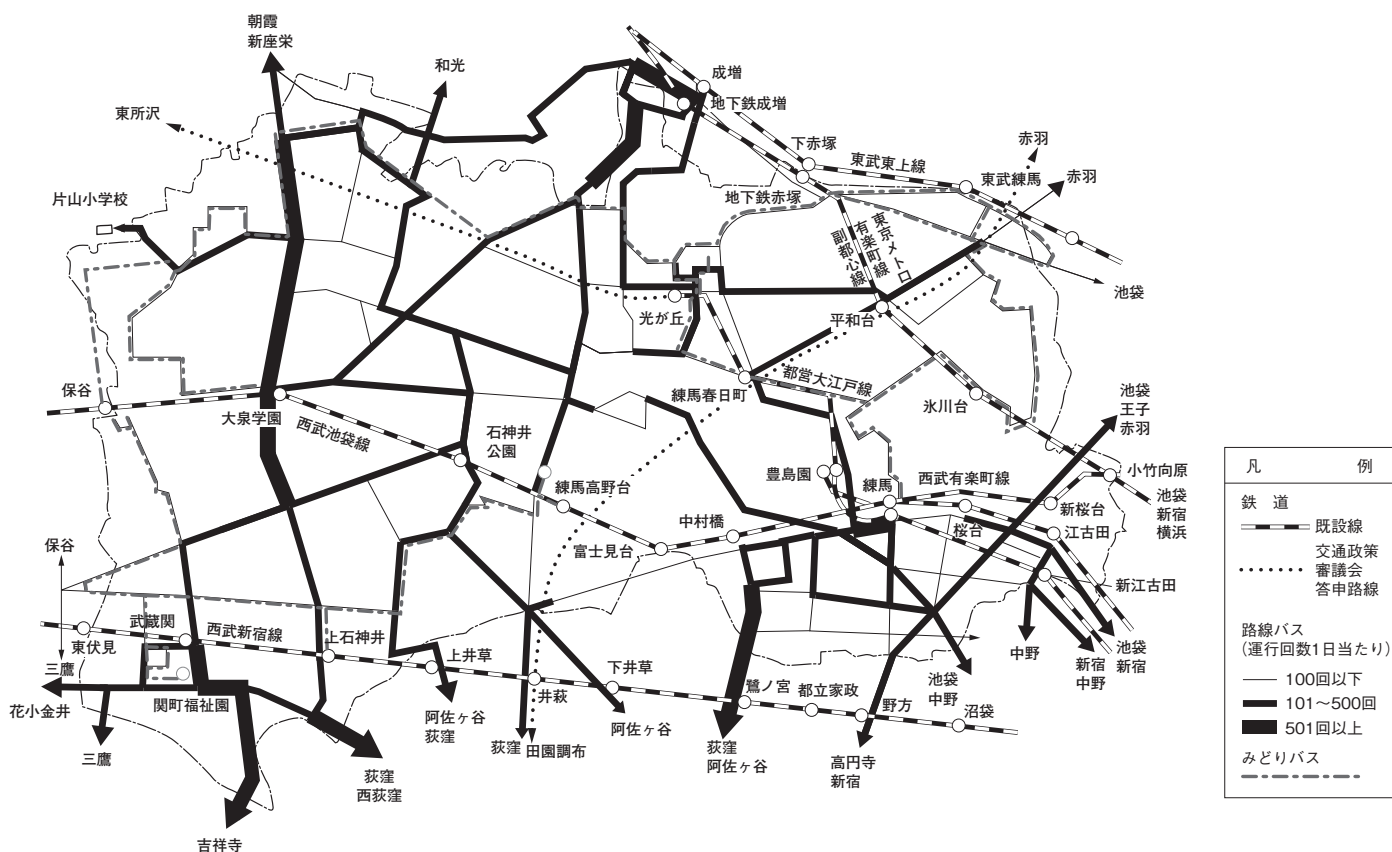
生活道路としての役割を果たす区道は、かつて農道であったなど、狭く曲がったものが多く、幅員も4.5 m未満の道路が総延長の39.9%を占めている。

●都市計画道路の整備状況

５年度末現在、区内の都市計画道路は 38 路線あり、計画延長は 108.4km である（都市高速道路および鉄道付属街路等を除く。）。整備状況は、事業完了が 56.3km（51.9%）、事業中が 16.1km（14.8%）、未完

〔練馬区の公共交通図〕

6年4月1日現在



了は 36.1km (33.3%) である。

都と特別区および 26 市 2 町は、平成 28～7 年度の 10 年間で優先的に整備すべき路線を示した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」を 27 年度末に公表した。区内では、11 路線（20 区間）、延長 18.5km が指定されており、引き続き都と連携して整備を着実に進めていく。

〔事業中の主な都市計画道路〕 6 年 3 月 31 日現在

路線名	事業状況
放射 7 号線	大泉学園町二丁目～西大泉五丁目 2,000 m 工事中、一部用地取得中
放射 35 号線	早宮二丁目～北町五丁目 1,330 m 工事中、一部用地取得中
放射 35・36 号線	板橋区小茂根四丁目～練馬区早宮二丁目 1,970 m 工事中、一部用地取得中
補助 133 号線	中野区上鷲宮一丁目～練馬区中村北三丁目 1,105m 用地取得中
補助 156 号線	東大泉四丁目～西大泉一丁目 1,400m 用地取得中
補助 172 号線	早宮三丁目 390 m 用地取得中
補助 229 号線	下石神井四丁目～上石神井南町 290 m 用地取得中
補助 230 号線 (Ⅰ期)	大泉町三丁目～大泉町二丁目 850 m 工事中、一部用地取得中
補助 230 号線 (Ⅱ期)	大泉学園町七丁目～大泉町三丁目 1,250 m 用地取得中
補助 230 号線	関町北二丁目～関町北四丁目 914 m 用地取得中
補助 233 号線	大泉学園町四丁目～大泉学園町八丁目 500 m 用地取得中
外郭環状線の 2 (大泉 JCT 地域)	石神井町八丁目～東大泉二丁目 1,000 m 用地取得中
外郭環状線の 2	石神井台三丁目～石神井町八丁目 950 m 用地取得中
外郭環状線の 2 (上石神井駅周辺)	上石神井一丁目～上石神井四丁目 790 m 用地取得中
外郭環状線の 2 (交通広場)	上石神井一丁目、二丁目および四丁目 各地内 5,164.41㎡用地取得中
補助 135 号線 (補助 156 号線交差部)	東大泉一丁目、三丁目および四丁目 各地内 142m 用地取得中
補助 135 号線 (補助 230 号線交差部)	大泉学園町五丁目～大泉学園町六丁目 461 m 用地取得中
補助 232 号線	石神井町三丁目 220 m 用地取得中
区画街路 1 号線	早宮三丁目～練馬二丁目 230 m 工事中
区画街路 8 号線 (交通広場)	関町北二丁目および四丁目各地内 5,113 ㎡用地取得中

〔自動車保有台数の推移〕 (単位：台) 各年 3 月 31 日現在

年 次	登録自動車	届出自動車等	
		軽自動車等	原 付
4	155,582	49,187	24,779
5	154,696	50,031	24,367
6	153,683	50,401	24,135

資料：登録自動車は、練馬自動車検査登録事務所

●東京外かく環状道路

東京外かく環状道路は、都心から約 15km 圏域を環状に連絡する延長約 85km の道路であり、首都圏の渋滞緩和、環境改善や円滑な交通ネットワークを実現する上で重要な道路である。現在、区内においては、埼玉県境から関越自動車道までが供用中である。関越自動車道から東名高速道路の区間については、平成 19 年 4 月に高架方式から地下方式に都市計画が変更され、21 年 5 月に事業化した。交通渋滞など、区内における交通問題の抜本的改善のため、事業者である国や高速道路会社に対し、工事の安全・安心に万全を期すとともに、早期完成を求めている。

●都市計画道路沿道地域のまちづくり

都市計画道路の整備に併せ、沿道の土地利用や周辺環境の変化に対応したまちづくりを進めている。

1 大江戸線延伸地域

大江戸線延伸の導入空間となる補助 230 号線は、土地区画整理事業をはじめとした区の精力的な取組により、笹目通りから別荘橋通りの区間が交通開放されている。

現在は都が別荘橋通りから大泉学園通りの区間および大泉学園町四丁目付近において接続する補助 233 号線（大泉学園町四～八丁目）の事業を進めている。

区は、大江戸線延伸を見据えたまちづくりを進めており、これまでに補助 230 号線沿道の全ての地区で地区計画の都市計画決定を行った。

引き続き、補助 233 号線沿道のまちづくりを進めるとともに、新駅予定地周辺では、道路や広場の整備による交通利便性の向上や商業施設等の立地を促し、まちの中心となる新たな拠点づくりを進めていく。

2 外かく環状道路沿道地区

国等が、地下の高速道路である東京外かく環状道路の事業を、都が、地上部の一般道路である外郭環状線の 2 の事業を進めている。区は、区西部地域の南北を繋ぐこの重要な都市計画道路の整備が良質な都市空間を創出する絶好の機会と捉え、道路整備に併せたまちづくりを進めている。

大泉 JCT 周辺地区では、平成 27 年 7 月に重点地区まちづくり計画を策定し、現在、地域住民とその実現に向けた検討を進めている。

外環の 2 沿道富士街道北部地区では、地域住民とともに重点地区まちづくり計画の策定に向けて、検討を進めている。

3 その他の都市計画道路沿道周辺地区

放射 35 号線沿道周辺地区では、歩行者の利便性と安全性の向上を図るため、環状 8 号線を横断し、平和台駅に連絡する地下通路の完成に向け、工事を進めて

いる。

放射 36 号線等沿道周辺地区では、羽沢・桜台地区において地区計画を決定した。氷川台駅周辺地区においては地区計画検討会を設置し、にぎわいの創出や駅へのアクセス性の向上を目指し、検討を進めている。

補助 156 号線沿道周辺（東大泉・西大泉・南大泉）地区では、まちづくり協議会から提出された提言書の内容等を踏まえた重点地区まちづくり計画を策定した。

現在、地区計画の策定に向け地域住民とまちづくりのルールを検討を進めている。

●沿道地区計画制度によるまちづくり

沿道地区計画は、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」に基づき、道路交通騒音に強い建築物等を沿道に誘導することで住環境の向上を図り、沿道地区にふさわしい土地利用を促進するためにまちづくりのルールを定めた都市計画である。

防災性や遮音性の向上を図るために、まちづくりの方針や建築物等の制限内容（間口率の最低限度、高さの最低限度等）を定めることにより、個々の建築や開発に対して規制・誘導を行い、適切な土地利用を促進していく。なお、一定の防音改良工事や建替え工事に対しては、都の補助を受けることができる。

現在、区内の環状 8 号線の一部、環状 7 号線および笹目通りで沿道地区計画を定めている。

●生活幹線道路の整備

都市計画道路を補完し、地区の交通の主要な動線となる道路を生活幹線道路として位置付け、昭和 63 年 5 月に整備計画を策定した。これは均衡のとれた道路網を形成し、区民生活の安全性・利便性の向上と良好な市街地の形成に寄与することを目的としたものであり、延長約 110km を計画した。このうち、5 年度末現在、区道延長は約 93km であり、約 25km の整備が完了している。

区では、計画した路線のうち延長約 4km で事業を実施するとともに、延長約 4km を早期に整備を行う必要性が特に高い路線として、整備促進路線に指定している。

〔主要道路の自動車交通量（12 時間値）〕（単位：台）

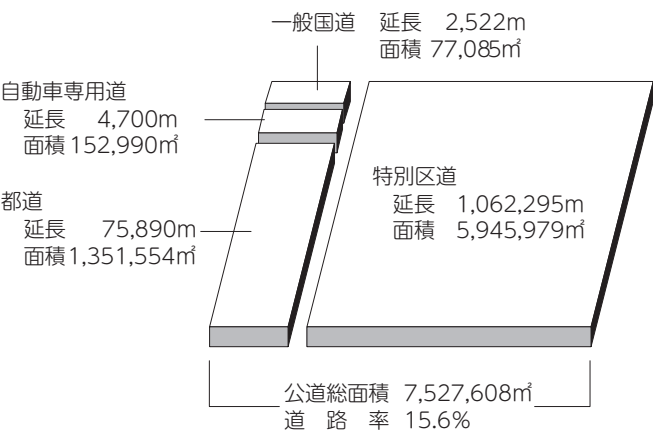
路線名 (観測地点)	観測年度		
	平成22	27	令和3
環状 7 号線 (羽沢 2 丁目)	35,225	34,165	29,202
目白通り (豊玉北 4 丁目)	30,908	27,379	27,636
川越街道 (旭町 3 丁目)	21,803	29,545	---
笹目通り (谷原 3 丁目)	31,312	29,828	30,429
新青梅街道 (関町北 4 丁目)	10,971	9,452	9,906
青梅街道 (関町南 1 丁目)	27,641	25,248	25,494

注：台数は、午前 7 時から午後 7 時までの秋の 1 日（平日）の測定値
資料：「交通量調査報告書」（都建設局）

●生活道路

区では、一定の条件に合った私道などを区道として認定する公道化を進めている。5 年度に認定した路線は 31 件、延長 1,706m、面積 9,927㎡であった。

〔練馬区の道路の現状〕 6 年 4 月 1 日現在



資料：一般国道、自動車専用道、都道は「東京都道路現況調書令和 5 年版」（都建設局）

●私道整備助成制度

生活環境向上のため、私道を舗装または再舗装する場合や、私道に排水施設（下水）を設置する場合の工事費用の一部を助成している。5 年度は舗装 13 件、舗装面積 1,597㎡を助成した。

(3) 快適な道路環境を整備する

●練馬区自転車利用総合計画

区の自転車に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「自転車利用総合計画」を策定している。

4年3月には、「第3次練馬区自転車利用総合計画（令和4～13年度）」を策定した。

本計画では、「第2次練馬区自転車利用総合計画（平成23～33年度）」での実績を踏まえ、継続して取り組むべき施策と、平成29年に施行された「自転車活用推進法」に基づく新たな施策に取り組むこととしている。

●駅周辺の放置自転車等の状況

道路上の自転車の放置については、歩行者の安全な通行を妨げるほか、災害時などの救助活動にも支障となる。このため、区は、駅周辺などへの自転車駐車場の設置や、自転車等の放置禁止区域を指定し撤去を行っている。

6年5月の調査では、駅周辺の午前中の放置自転車は248台で、過去最大だった平成7年(13,142台)の約2%までに減少した。

一方、午後も減少はしているが、午前の約1.4倍(343台)の自転車等が放置されていた。

●自転車駐車場の整備

区では平成4年7月から、利用者が使用料として費用の一部を負担する有料化を進めた。

通勤、通学による午前中の放置自転車は大幅に減少した一方で、買物客などによる午後の放置自転車の問題が顕在化している。買物客等を対象にした自転車駐車場の整備を店舗や商店会等に要請するとともに、短時間無料の区立自転車駐車場の整備を進めている。

現在、公営自転車駐車場は区内に89か所あり、6年5月1日現在の収容台数は43,010台である（（公財）自転車駐車場整備センター等の運営を含む。）。このうち21駅56か所は、短時間無料の公営自転車駐車場である。

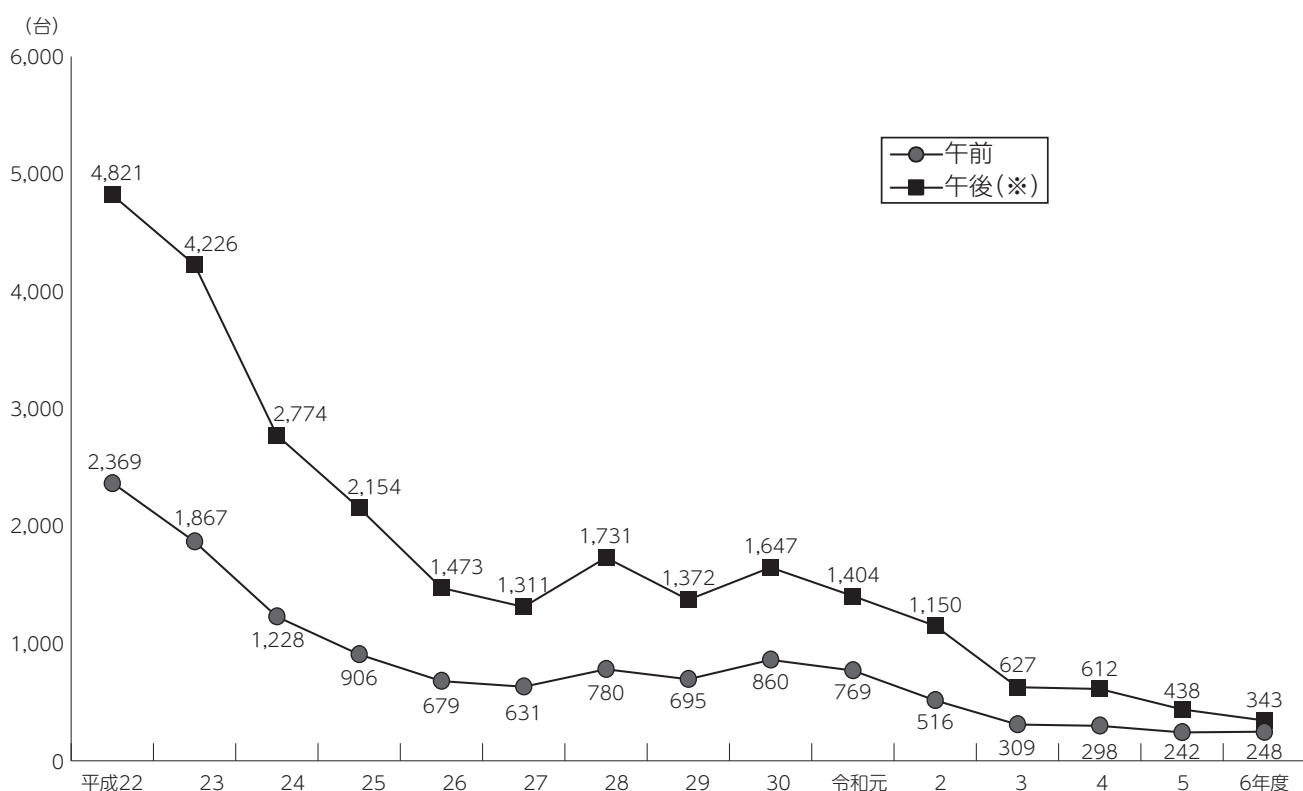
●自転車通行空間の整備

5年度末現在、区道での自転車専用通行帯の総延長は約3.2kmである。

4年3月には、「第3次練馬区自転車利用総合計画（令和4～13年度）」を策定し、自転車ネットワークの整備を位置付けた。

今後、国、都などと連携し、都市計画道路の整備にあわせて、自転車専用通行帯等の自転車通行空間の整備を進めていく。

〔駅周辺の放置自転車等の状況〕 各年5月調査



※：午後調査については、平成27年度以前は午後2時前後、28年度以降は午後4時前後に実施

●レンタサイクルシステム

区では、1 台の自転車を複数の人が使うことにより、自転車の有効利用が図れるとともに、駅周辺における放置自転車の抑制、地域振興、環境改善などを主な目的とし、シェアサイクルの社会実験とねりまタウンサイクルの運営を行っている。

シェアサイクルは、同じ事業者のサイクルポートであれば、いつでもどこのポートでも自転車の貸出・返却ができるシステムで、平成 29 年 10 月から光が丘地区、大泉・石神井・上石神井地区においてシェアサイクルの社会実験を実施してきた。

この社会実験では、会員登録数が増加し続けていること、未実施区域や他自治体との相互乗入れの需要が高いことなどがわかった。

そこで、4 年 4 月からは、「区内全域への拡大」と「他自治体との相互乗入れ」を行う新たな社会実験を実施している。

一方、ねりまタウンサイクルは平成 4 年 6 月から運営しており、区内 6 駅 7 か所に設置し 2,700 台の自転車が利用可能である。なお、当日利用についてはシェアサイクル社会実験の効果検証のため休止している。

また、駅周辺の自転車駐車場や、シェアサイクル社会実験の利用状況によるねりまタウンサイクル各施設の利用の変化を踏まえ、ねりまタウンサイクル事業の見直しについて検討していく。

●自動車駐車場の運営

区内には練馬駅北口地下駐車場、石神井公園駅北口駐車場、大泉学園駅北口駐車場、大泉学園駅南口駐車場と 4 か所の区立自動車駐車場があり、収容台数は合計 1,057 台である。

また、平成 19 年 3 月、練馬駅北口地下および石神井公園駅北口に、自動二輪車用駐車スペースを整備した。

全ての施設で指定管理者制度を導入し、運営している。

〔各駅における放置自転車等の状況〕

(単位：台) 6 年 5 月調査

駅 名	放置台数	
	午 前	午 後
江古田	30	35
桜台	24	29
練馬	29	68
豊島園	12	14
中村橋	26	26
富士見台	8	11
石神井公園	21	19
大泉学園	21	35
大泉バス停 (※)	—	—
保谷	—	—
上井草	—	—
上石神井	5	7
武蔵関	3	3
東武練馬	7	20
小竹向原	6	5
氷川台	4	4
平和台	9	12
地下鉄赤塚	17	16
新桜台	—	—
光が丘	1	1
練馬春日町	3	3
練馬高野台	21	34
新江古田	1	1
計	248	343

※：大泉バス停とは、西武バスの都民農園・大泉風致地区・大泉郵便局バス停を指す。

45 地域生活を支える駅周辺のまちづくり

(1) まちの拠点機能を向上させる

●駅周辺地区の整備

区内の駅周辺では、交通広場やアクセス道路などの整備が必ずしも十分ではない状況がある。また、利便性や安全性を高め、商業活動の活性化を図る必要がある。

このため、区内の各駅周辺を中心核、地域拠点、生活拠点と位置付け、交通広場や道路の整備を進めている。さらに、便利でにぎわいのある商業環境等の生活利便性を向上させるなど、まちの拠点としての整備を進めている。

●練馬駅周辺整備

練馬駅周辺は、「練馬区都市計画マスタープラン」で『練馬の中心核』と位置づけられている。これまで、道路や駅前広場をはじめとした都市基盤の整備など、まちづくりを推進してきた。

駅南口の豊玉北五丁目地区においては、区内で初めて「街並み誘導型地区計画」を活用した「練馬駅南口地区地区計画」を平成16年12月に都市計画決定した。また、道路の無電柱化が23年3月に完成した。

練馬駅南地区の商店会、町会、自治会有志が中心となり、まちづくり活動の理念と目標像、方針について定めた「練馬駅南地区まちづくり憲章」を25年3月に策定し、自主的なまちづくり活動に取り組んでいる。

駅北口の練馬一丁目地区では、道路の拡幅整備に併せたまちづくりの実現を図るため、「練馬駅北口地区地区計画」を21年6月に都市計画決定した。

●石神井公園駅周辺整備

石神井公園駅周辺は、公共機関や商業施設が多く、周辺住宅地域を含めた地域の中心的役割を果たしている。また、都立石神井公園の玄関口でもあり、地区外からの来訪者も少なくない。

このような状況にもかかわらず、駅に通じる道路は狭く、駅前広場や道路、踏切など駅周辺の交通環境の整備が十分とはいえない状況であったため、鉄道の高架化や駅前広場の整備を行い、現在、都市計画道路の整備を進めている。

1 整備の方針

区では、石神井公園駅周辺地区を区西部における地域拠点の一つと位置付け、平成15年6月に「石神井公園駅周辺地区まちづくり全体構想」を策定し、つぎ

のような整備方針に基づいて総合的なまちづくりを推進している。

- (1) 鉄道の連続立体交差事業の計画にあわせて、補助132号線、補助232号線、南口駅前広場、富士街道の整備について、地域住民と検討・協議しながら進めていく。
- (2) 基盤整備と連携して、駅周辺の土地利用の転換を適切に誘導し、災害に強く、石神井公園と一体となったみどりを大切にしたいまちづくりを進めていく。

2 駅周辺まちづくり事業の推進

区では、これまで「石神井公園駅周辺地区まちづくり全体構想」に基づき、南口駅前広場の整備や周辺の都市計画道路の整備などを行い、駅周辺のまちづくりを段階的に進めてきた。

平成29・30年には、駅南口西地区市街地再開発事業について検討状況報告会を開催し、30・31年には、補助132号線周辺地区における地区計画によるまちづくりのルールを検討する意見交換会を開催した。2年7月には補助132号線周辺地区等に関連する地区計画変更、南口西地区の市街地再開発事業およびこれらに関連する都市計画の原案説明会等を開催し、12月に都市計画決定した。4年には、都知事から認可を受けて再開発組合が設立され、再開発事業に着手した。

現在は、新築工事着手に向けた再開発組合の取組を支援している。

●上石神井駅周辺整備

上石神井駅は急行停車駅であり、駅周辺には多くの商業施設が立ち並ぶなど、まちの発展の可能性を多く秘めた地域である。しかし、交通広場がなく、歩行者や自転車、自動車などが駅に通じる狭い道路に集中するうえ、踏切遮断の影響もあり、交通渋滞などが課題となっている。そのため、交通広場を含む外郭環状線の2（千川通り～新青梅街道間）の整備と西武新宿線の立体化に取り組んでいる。

外郭環状線の2は、平成27年12月から測量を行い、30年12月に事業認可を取得し、事業に着手した。また、西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）の連続立体交差事業は、3年11月に都市計画決定され、6年3月に事業認可を取得し、事業に着手した。現在はこれらの整備に向けて取り組んでいる。

1 整備の方針

平成20年3月に重点地区まちづくり計画を策定し、

3年6月には外郭環状線の2の事業化や鉄道の連続立体交差化計画の具体化に併せて、その一部を改定した。改定後の整備方針に基づき、まちづくりを推進している。

2 まちづくり事業の推進

区では、重点地区まちづくり計画に基づき、外郭環状線の2と交通広場の整備に加え、元年5月から、地域住民とまちづくりルールの検討を重ね、活気ある商店街と良好な住宅地が調和した災害に強い市街地の形成を目標とし、6年3月に「上石神井駅周辺地区地区計画」を都市計画決定した。また、駅前における建物の共同化について検討を進めている。

●生活拠点の整備

練馬駅・石神井公園駅・大泉学園駅・光が丘駅・上石神井駅を除く各駅周辺地区を生活拠点として位置付け、地域の状況に合わせて道路整備などと連動しながらまちづくりを進めている。

1 江古田駅周辺地区

平成30年度まで江古田北部地区密集住宅市街地整備促進事業によるまちづくりに取り組んできた。災害に強く、安全で快適なまちの形成を誘導していくため、18年6月に「江古田駅北口地区地区計画」、30年3月に「江古田北部地区地区計画」、元年11月に「江古田南部地区地区計画」を都市計画決定している。

2 中村橋駅周辺地区

平成17年1月に「中村橋駅南口地区地区計画」を、25年3月に「中村橋駅北口地区地区計画」を都市計画決定し、住環境の保全と活力ある市街地の形成を目指している。

また、美術館のリニューアルに併せて、中村橋駅周辺のまちづくりを更に進めるため、4年度からは、地域住民が参加する検討会でアートを感じられるまちなみの整備などを検討している。

3 富士見台駅周辺地区

平成23年2月に重点地区まちづくり計画を策定し、貫井・富士見台地区密集住宅市街地整備促進事業によるまちづくりを行っている。

平成30年度に「富士見台駅北部地区」、5年度に「富士見台三・四丁目環八南地区」の地区計画の都市計画決定および新たな防火規制区域の指定を行うなど、災害に強く、安全・快適なまちを目標に取組を進めている。

4 保谷駅周辺地区

保谷駅周辺地区まちづくり協議会の提言を踏まえ、地域住民が協議を重ね、元年12月、建替え時の自主ルールである「保谷駅南口駅前通りまちづくり宣言」を策定した。安全で快適な環境を目指し、区も連携し

てまちづくりに取り組んでいる。

5 東武練馬駅周辺地区

元年度まで北町地区密集住宅市街地整備促進事業によるまちづくりに取り組んできた。災害に強く、安全で快適なまちの形成を誘導していくため、平成22年11月に「東武練馬駅南口周辺地区地区計画」、27年1月に「北町二丁目西部地区地区計画」、元年8月に「北町一丁目地区地区計画」を都市計画決定している。

6 武蔵関駅周辺地区

平成26年5月に重点地区まちづくり計画を策定し、西武新宿線の立体化に併せた交通広場や補助230号線などの整備に向けて取り組むとともに、まちづくりを進めている。西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業や武蔵関駅交通広場等は、3年11月に都市計画決定、6年3月に事業認可を取得し、事業に着手した。現在はこれら整備に向けて取り組んでいる。

7 上井草駅周辺地区（下石神井四丁目）

平成26年11月に重点地区まちづくり計画を策定し、西武新宿線の立体化に併せ、計画の実現に向けた取組を進めている。

8 桜台駅周辺地区

4年9月に重点地区まちづくり計画を策定し、駅周辺では、周辺の環境と調和した街並みを誘導するとともに、地域住民が買物や交流を楽しむ日常的なにぎわいを創出する駅前空間の整備を検討している。

また、5年度から桜台東部地区密集住宅市街地整備促進事業に着手し、災害に強く、安全・快適なまちづくりを進めている。

46 みどりの保全と創出

(1) みどりのネットワークの形成

●みどりのネットワーク形成の推進

区の緑被率（草地、樹林地や農地などのみどりに覆われた面積の割合）は、22.6%であり、減少傾向にある。

区は、「練馬区みどりの総合計画（令和5年度改定）」を策定し、みどりの拠点としての公園の整備や樹林地の保全、それらをつなぐみどりの軸となる道路や河川沿いの緑化により、みどりあふれるまちづくりを進めている。

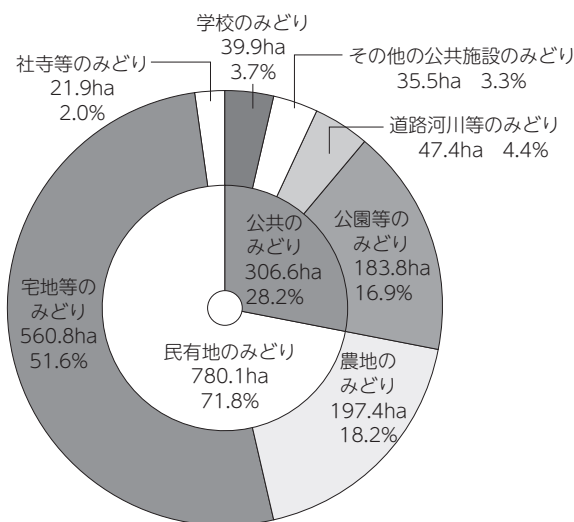
〔緑被率の推移〕

調査年度	緑被率
23年	25.4%
28年	24.1%
3年	22.6%

注：緑被率＝樹木緑被率＋草本被覆率

〔公民別緑被状況の内訳〕

3年度調査



●みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクト

白子川の源流部に位置する約5haの大泉井頭公園は「水辺空間の創出」を、そこから約4km下流に位置する約10haの稲荷山公園は「武蔵野の面影」をテーマに、みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクトとして検討を進めている。

5年10月には、「稲荷山公園の整備に関する専門家委員会」を設置し、5年度は会議を2回開催した。

●特色ある公園の整備

誰もが利用できる身近なみどりの空間が公園である。

5年度は「大泉町もみじやま公園」、「北原公園」の拡張整備および「南高松の森緑地」の整備を行った。

大泉町もみじやま公園は、既存公園の豊かな自然と一体となるように樹木などを配置し、多目的に利用できる芝生広場、その周りを散策できる園路を整備した。

北原公園は、みどりに親しみながらさまざまな遊び方ができるよう起伏のある芝生広場を設けた。

南高松の森緑地は、樹林地の保全を目的として、既存の自然環境を活かした整備を行った。土の園路を残しながら、車いすの方も通行できるようバリアフリー対応の園路を設けた。また、休憩できるスペースを確保し、緑地内でゆっくりとできる空間を創出した。

今後も地域の特性等を活かし、スポーツや花の名所など、区内外から多くの人々が訪れるような魅力的で特色ある公園の整備を進めていく。

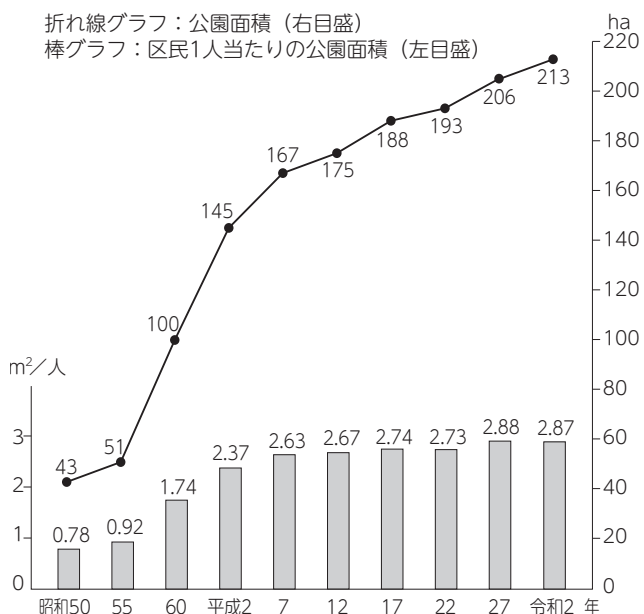
〔公園の現況〕

6年4月1日現在

種類	数(か所)	面積(m ²)
都立公園	5	1,091,817.07
区立公園	209	841,427.33
区立児童遊園	218	90,489.34
区立緑地緑道	266	154,513.82
計	698	2,178,247.56
区民1人当たり		2.93

〔公園面積の推移〕

各年4月1日現在



●区立公園等の維持管理

区民が快適に公園等を利用できるよう遊具等の補修、清掃および樹木せん定などの維持管理を行っている。維持管理の際には、事前周知を行い、区民、利用者の意見要望を取り入れることとしている。

1 樹木の管理

街路樹や公園等の樹木については、日常的な点検などにより樹木の状況を把握するとともに、樹種特性や樹木の立地状況などを踏まえてせん定等を行っている。

大泉学園通りのサクラ並木は、平成26年度から計画的に樹木更新を進めている。

2 遊具の管理

遊具については、長期的な公園機能の安全性の確保や、補修および更新費用の平準化等を目的とした「練馬区公園施設長寿命化計画(令和4年8月)」に基づき、予防保全型管理を実施している。

●みどりの普及啓発施設

〔四季の香ローズガーデン〕

平成28年5月に花とみどりの相談所温室植物園跡を整備して開園した。香りの異なる6種類のバラを分けて配置した「香りのローズガーデン」の他、「色彩のローズガーデン」、「香りのハーブガーデン」など四季折々に五感で楽しめる庭園である。管理運営は指定管理者が行い、5年度の来園者数は145,874人だった。

〔牧野記念庭園〕

昭和33年12月に故・牧野富太郎博士の偉業を後世に伝えるため、邸宅跡を整備し開園した庭園である。令和2年3月に都指定文化財（名勝及び史跡）になった。5年度は、牧野博士をモデルとした連続テレビ小説「らんまん」の放送に合わせて、庭園や区の魅力発信と地域の賑わい創出事業を実施した。5年度の来園者数は188,985人だった。

〔土支田農業公園〕

平成5年5月に、野菜づくりを通して自然と触れ合い、農文化に親しめる公園として開園した。毎年100世帯に向けて農場スタッフの指導のもと、畑作りから収穫までを体験できる農業教室を開催している。

〔こどもの森緑地〕

平成27年4月に子どもたちがみどりを活用した、木登りや泥遊びなどの自然体験ができる施設として開園した緑地である。プレーリーダーが常駐し、子どもたちが自由な発想で遊べるようサポートしている。5年度の来園者数は29,922人だった。

〔中里郷土の森緑地〕

平成29年3月にみどりや生き物と触れ合う体験ができる施設として開園した緑地である。周辺の町会や

商店会の協力を得て毎年、ホタルの観察会を開催している。5年度の来園者数は12,214人だった。

●公共施設の樹木管理

「練馬区公共施設樹木管理要綱」に基づき、区内の小中学校や地区区民館、保育園などの公共施設の樹木管理を行っている。

●民有樹林地の保全

区内のみどりの約4分の3は民有地のみどりであり、区は、民有地のみどりを保全する事業を実施している。

1 都市計画緑地の拡大

屋敷林などの樹林のうち特に重要なものは、「緑確保の総合的な方針（2年7月改定）」に基づき、公有地化による保全に向けて地権者と交渉を進めている。

2 市民緑地

区は、300㎡以上の樹林について、都市計画税・固定資産税が非課税となる市民緑地制度を活用して保全に努めている。区と所有者は土地の貸借契約（無償）を結び、園路整備や清掃・せん定などの日常管理を区が行うことで、樹林を広く区民に開放している。敷地面積が1,000㎡以上を「憩いの森」、その他を「街かどの森」と呼称している。

〔市民緑地の推移〕 各年度末現在

	3年度	4年度	5年度
憩いの森	40 か所	39 か所	40 か所
1,000㎡以上	99,127㎡	98,387㎡	100,359㎡
街かどの森	5 か所	5 か所	6 か所
300㎡以上	2,753㎡	2,753㎡	2,325㎡

3 保護樹木・保護樹林

区は、一定の条件を満たす樹木・樹林の所有者からの申請に基づき、保護樹木・保護樹林を指定している。指定された樹木・樹林の所有者に対して、せん定費の助成や賠償責任保険の加入などの支援を行っている。

〔保護樹木・保護樹林の推移〕

	3年度	4年度	5年度
保護樹木	1,152 本	1,157 本	1,153 本
保護樹林	74 か所	77 か所	78 か所
	20.5ha	20.9ha	21.7ha

●みどりの美しい街並みづくり

個人や団体が行う、まとまりや連続性のあるみどりの街並みづくりを支援する取組を進めている。

1 みどりの協定

区は、地域の緑化に取り組む町会や自治会などと協定を結び、苗木を提供するなど、協定地区の緑化活動を支援している。

〔みどりの協定の推移〕

	協定地区数	協定に基づく支援（本）
3年度	21	苗木の提供 1,658
4年度	21	苗木の提供 1,771
5年度	20	苗木の提供 1,291

2 区民協働花壇事業

区は、区民団体による公園や区立施設などの花壇管理活動を支援している。5年度は、76 か所 64 団体が活動を行った。

3 緑化助成制度

道路に面した生け垣を新たに設置する場合や、低木等緑化、フェンス緑化等に要す費用の一部を助成している。5年度の助成実績は、生け垣化 6 件（51.9m）、低木等緑化 6 件（39.6㎡）だった。

●緑化計画の事前協議

区内で開発行為や建築行為を行うときは、その規模に応じて緑化に関する事前協議をしなければならない。5年度は、問合せが 2,156 件、事前協議申請が 1,010 件あった。

●樹木等伐採の届出

基準以上の樹木・樹林を伐採しようとするときは区長に届け出なければならない。また、伐採したときは代替の植栽に努めるものとしている。5年度は 36 件の届出があった。

●緑化委員会

「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」に基づき、みどりの保全と創出に関する重要事項を調査、審議する区長の附属機関として設置している。第 22 期は学識経験者や公募区民等を含む 20 人で構成されている。5年度は 3 回開催した。

(2) みどりを育むムーブメントの輪を広げる

●個人のみどりを地域で守る活動の拡充

民有地のみどりを地域で守る取組として、区民ボランティアによる落ち葉清掃を実施している。5年度の活動は 6 か所の保護樹木・保護樹林地周辺で 23 回行い、参加者数は 279 人だった。

●公園や憩いの森の区民管理の拡充

区は、町会や自治会などの地域団体による公園の自主管理活動（清掃・除草等）や、区民団体による憩いの森の自主管理活動を支援している。

〔公園や憩いの森の自主管理活動の推移〕

	3年度	4年度	5年度
公園	32 か所	31 か所	28 か所
	23 団体	22 団体	20 団体
憩いの森	3 か所	6 か所	9 か所
	3 団体	6 団体	9 団体

●みどりを守り育てる人材や団体の育成

みどりを守り育てる人材や団体の育成を推進するため、「つながるカレッジねりま」で草花の基礎知識、植栽デザイン、グループ活動のコツなどを学べる「コミュニティ・ガーデナーコース」を実施している。5年度は 12 回開催した。

また、憩いの森の管理活動に必要な知識と技術を学べる「ねりまの森維持管理コース」を実施している。5年度は 9 回開催した。

●マッチングの仕組みづくりの推進

みどりを守り育てる活動に参加したい個人と活動の現場をつなげるため、「練馬みどりの人材バンク」を運用している。5年度は個人登録者数が 222 人、団体登録数が 30 団体、マッチング件数が 70 件だった。

●練馬みどりの葉っぱい基金

区は、平成 16 年 10 月に「練馬みどりを育む基金（練馬みどりの葉っぱい基金）」を設置した。さらに、元年 12 月には、練馬みどりを守り育てる活動の中から使いみちを選んで寄付ができる仕組みを構築した。5年度は牧野記念庭園プロジェクト、中里郷土の森ホテルプロジェクト、区民の森プロジェクト等の寄付募集を実施した。5年度末の現在高は 21 億 8,292 万 2 千円である。

47 脱炭素社会の実現

(1) ゼロカーボンシティの表明

区は、4年2月の区議会定例会において、2050年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明した。

(2) 「練馬区環境基本条例」と「環境都市練馬区宣言」

区の環境の保全にかかわる基本理念、区・事業者・区民の責務、環境の保全にかかわる基本的事項を定め、地球環境や広域的な環境の保全に貢献することを目的として、平成18年6月に条例を制定した。

条例施行を機に、地域環境・地球環境の保全に取り組む決意と基本方針を内外に明らかにし、より良い環境を次の世代に引き継ぐことを宣言した。(宣言文は裏表紙参照)

●練馬区環境審議会

「練馬区環境基本条例」に基づき、区の環境保全に関する基本的事項を調査審議するための組織である。委員の任期は2年で、公募区民、団体代表、学識経験者などで構成されている。5年度は1回開催した。

(3) 練馬区環境基本計画

脱炭素社会の実現に向け、区民・事業者と協働して環境施策を展開するため、「練馬区環境基本計画2020」、「練馬区エネルギービジョン」および「練馬区環境管理実行計画」を統合し、5年9月に「練馬区環境基本計画2023」を策定した。

本計画は、「2030年度までに、区内CO₂排出量を2013年度比46%削減」を目標としている。また、地球温暖化対策推進法の「地方公共団体実行計画（区域施策編・事務事業編）」および気候変動適応法の「地域気候変動適応計画」として位置付けている。

(4) 住宅等の消費エネルギー削減

●既存住宅の省エネ化・再エネ導入支援

平成18年度から、省エネ効果の高い設備や再エネ設備を導入する費用の一部を補助している。5年度の実績はつぎのとおりである。

〔実績〕		5年度
設備	件数(件)	金額(千円)
太陽光発電設備	172	30,453
蓄電システム	383	22,836
エネファーム	125	6,250
エコキュート	101	2,525
V2H	15	1,226
LED化改修	18	3,416
改修窓(窓の断熱改修)	179	15,873
合計	993	82,579

(5) 環境に配慮したライフスタイルの推進

●エコライフチェック事業

エコライフチェックとは、区民が環境に配慮した行動(エコライフ)に取り組む日を決めて実践し、普段の日の行動と比較(チェック)することで、エコライフの効果(CO₂排出量の削減)を確認する啓発事業である。5年度は、18,757人が参加し、548kgのCO₂排出量を削減した。

●環境学習事業

1 ねりま打ち水大作戦

「打ち水」は、誰にでも手軽にできるヒートアイランド対策であり、打ち水の体験を通じて環境意識の向上を図ることを目的としている。5年度は、7月23日から8月23日までを「ねりま打ち水強化月間」と定め、打ち水の実施を呼びかけた。

2 ねりまエコ・アドバイザーによる学習支援

ねりまエコ・アドバイザーとは、区が行う環境学習事業や地域で行われる環境保全活動への助言・協力等を行うため、区が委嘱した区民(ボランティア)である。5年度は44人に委嘱を行った。

区は、小学校や図書館などへねりまエコ・アドバイザーを派遣し、学習支援を行っている。5年度は延べ7施設に派遣した。

3 こどもエコクラブ

(公財)日本環境協会が実施・運営することもエコクラブの地域事務局として、事業の周知などに協力している。5年度は9クラブ142人が登録、活動した。

●練馬区地球温暖化対策地域協議会（ねり☆エコ）の活動

区民・事業者・区等が連携・協力して、日常生活で排出する温室効果ガスを削減するため、平成22年5月に発足した。協議会は27会員で構成されており、5年度は、つぎの取組を実施した。

1 ねりま環境まなびフェスタ

主に小・中学生とその保護者を対象に、夏休みの宿題や自由研究のヒントとなる参加・体験型イベントを開催した。(来場者 約1,400人)

2 スタート!エコライフ

区民団体・事業者等が、省エネ・省資源・節電等、環境に役立つくらしのヒントをパネル等で展示し、紹介した。

3 こどもエコ・コンクール

小学校3年生から中学校2年生までを対象に、環境に関する絵のコンクールを実施している。5年度は、2,370点の応募があり、入賞作品は区役所や図書館等で展示した。

4 ホームページでの意識啓発

地球温暖化や省エネに関する知識をクイズ形式で学べる「ねり☆エコeラーニング」、動画で学べる「たのしく学ぼう!地球温暖化」、家庭での省エネのコツ等を紹介する「ねりまのエコ暮らし帳」等のコンテンツを充実した。

5 事業者向け支援

国・都・区などが実施する事業者支援策の周知を行った。

(6) 区の率先行動

●事業執行における環境配慮の徹底

省エネの推進、環境に配慮した電力調達、省資源・廃棄物削減の取組は、「練馬区環境基本計画 2023」に基づき推進している。取組の実効性は、環境配慮手順書を定めて確保している。

●区立施設の省エネ対策等

全施設で節電を励行するとともに、施設の改修にあたっては、省エネに配慮した空調、照明設備等を導入している。

使用する高圧電力の調達は、平成24年度から「練馬区電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき入札を

導入している。

5年度は、前年度に引き続き小売電力市場の混乱により入札が見込めない状況のため、入札を一時見合わせた。

●区立施設への再エネ設備の導入

区立施設等の新築・改築に合わせ、太陽光発電設備などの再エネ設備の導入を進めている。避難拠点となる区立小・中学校には、太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設置を進めている。

●低公害車の導入と電動化の拡大

区が導入する車両については、「低燃費・低公害車の導入に関する手順書」に基づき、九都県市指定低公害車(※)を選定条件にしている。

2年度に手順書を改定し、小型乗用車および普通乗用車の調達はハイブリッド自動車を原則とした基準としている。

※九都県市指定低公害車：

九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)が指定した窒素酸化物等の排出量が少ない低公害な自動車や燃費性能の優れた自動車のこと

●プラスチック削減の取組

「練馬区役所プラスチック削減指針」に基づき、マイボトルの積極的な活用によりペットボトルの使用を抑制するため、5年度にマイボトル対応型給水機を16台設置した。給水機は、区役所や区民事務所など区民が多く訪れる場所に設置し、意識啓発を図っている。

(7) 先進技術の導入

●超高効率燃料電池システムの実証

田柄特別養護老人ホームに、都市ガスから取り出した水素と空気中の酸素を反応させて電気をつくる超高効率燃料電池システムを設置し、発電した電力を施設に供給する実証試験を行っている。

(8) 災害時のエネルギーセキュリティの確保

●家庭等におけるエネルギーセキュリティ確保

災害時に非常用電源となる太陽光発電設備や蓄電池、エネファームなどの設置を促進している。

●地域コジェネレーションシステムの運用

3年3月に順天堂練馬病院と石神井東中学校、4年10月に練馬光が丘病院と光が丘秋の陽小学校との間で

地域コジェネレーションシステム（※）の運用を開始した。

※地域コジェネレーションシステム：

災害拠点病院が天然ガス等を燃料として発電した電力を災害時に近隣の医療救護所に供給すること

●電動車を活用した非常用電源の確保

災害による大規模な停電発生時には、電気自動車等の「動く蓄電池」としての特性を活かし、区、事業者、区民が協働して、医療救護所等で給電活動を行う。

公用車の電気自動車9台、燃料電池自動車2台を活用するほか、自動車販売店およびメーカー3社と「災害時における電気自動車等からの電力供給の協力に関する協定」を締結し、災害時に電気自動車等および充電スタンドの貸与を受ける体制を整備している。

また、区民が保有する電気自動車等を災害時に避難拠点（区立小・中学校）の電源として活用する「災害時協力登録車制度」を運用している。

災害時の円滑な給電に備え、日頃から区民・事業者と訓練を実施している。また、医療救護所10か所に外部給電器を配備している。

48 リサイクルの推進とごみの発生抑制

(1) ごみの発生を抑制する

●ごみの発生抑制の計画的推進

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画（平成29年度～8年度）」を平成29年3月に策定した。

計画では、「みどりあふれる循環型都市をめざして」を基本理念とし、ものを大事にする、資源を循環させるという習慣が根付き、区民・事業者・区が取組が生活の快適さやうまいのある環境づくりにつながっていく、住んでよかったと思える循環型のまちづくりを目指している。

また、「練馬区リサイクル推進条例」第19条に定める「練馬区リサイクル推進計画」は、「練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画（平成29年度～8年度）」の施策と不可分であることから、これに包含されるものとしている。

●普及啓発の推進

1 情報の発信

区で行っている取組について、普及啓発用パンフレット「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」を作成し、情報を発信している。



〔練馬区資源・ごみの分け方と出し方〕

2 清掃事務所における啓発活動

清掃事務所では、ごみの減量や正しい排出方法、リサイクルへの一層の理解と協力を得るため、さまざまな啓発活動・指導を行っている。

(1) ふれあい環境学習

主に小学校4年生を対象に、模擬ごみの分別体験を通じ、ごみの分別等への関心を持ってもらうほか、環境学習車を使ってごみ収集の仕組みや機能を説明



〔「できることから始めよう!」〕

している。5年度は区立小学校56校で実施し、区作成の冊子「できることから始めよう!」を配布した。また、保育園および幼稚園等でも実施している。

(2) 大規模建築物排出指導

1,000㎡以上の事業用建築物の所有者に対して、廃棄物の減量と再利用の推進に関する指導、助言を行っている。また、廃棄物管理責任者の選任を義務付け、講習会を実施している。

3 練馬区環境清掃推進連絡会

練馬区環境清掃推進連絡会は、町会・自治会を中心とした環境、清掃およびリサイクルに関わる類似の住民組織を統合して、平成15年7月に組織された任意団体である。区と協働で、循環型社会づくりを推進し、地域環境の保全に寄与している。

5年度は、5月と11月を美化活動月間とし、各町会・自治会が清掃活動を実施した。また、東京都中央防波堤埋立処分場の見学会や環境問題に関連する研修会を実施した。

●生ごみの発生抑制

生ごみの資源化を進め、ごみの減量を図るために、生ごみコンポスト化容器のあっせんを行っている。

また、家庭用生ごみ処理機の貸出しも行っており、5年度は33件の利用があった。

●食品ロス削減の取組

家庭で食べきれずに廃棄されてしまう未利用食品を有効利用につなげ、食品ロスを削減するため、平成29年度からフードドライブ事業を開始した。5年度は、7月10日からリサイクルセンターにフードドライブ受付窓口を常設したほか、練馬まつりや練馬こぼしハーフマラソン等のイベント開催時に食品を集め、集まった食品を区内のこども食堂等に提供した。

●リサイクルセンター

1 整備・運営

リサイクルおよび環境学習活動の拠点として、平成9年3月に関町リサイクルセンター、14年10月に春日町リサイクルセンター、21年4月に豊玉リサイクルセンター、29年4月に大泉リサイクルセンターが開館した。

施設には、展示室、リサイクル工房、情報資料コーナー、実習室、多目的室、会議室、コミュニティコー

ナーなどがある。いずれも指定管理者が運営している。

2 事業

多くの区民ボランティアとともに、リサイクルや環境に関する事業を行っている。

- (1) 環境・リサイクル講座の開催
不用品を使った衣類のリメイクやおもちゃ作り、環境を扱った講座などを行った。5年度は538回開催した。
- (2) 再使用家具等の展示・販売
粗大ごみとして出された家具類のうち、再使用可能なものは簡易な修理・清掃を行い、低廉な価格で販売した。5年度は、区民提供の小物と合わせて123,354点を販売した。
- (3) 環境リサイクル情報の収集・提供
環境およびリサイクルに関する情報・資料（書籍・ビデオなど）を収集し、区民に提供している。5年度は情報誌「ゆずりは」を6回発行した。

●再使用の促進

1 リサイクル・マーケット支援

家庭で不用となった衣類、生活雑貨などを、地域で再使用してもらうことを目的にリサイクル・マーケットを開催する団体に対して、区報への掲載、区立公園使用の許可申請などの支援を行っている。5年度は公園や区立施設など8会場で、48回のリサイクル・マーケットが開催された。

2 大型生活用品リサイクル情報掲示板

家庭で使用しなくなった大型の生活用品を区民相互で有効に活用してもらうため、「譲ります」「譲ってください」カードを掲示できる大型生活用品リサイクル情報掲示板を運用している。5年度末現在、区立施設17か所に設置している。

(2) リサイクルを進める

●庁舎等区立施設でのリサイクルの推進

1 再生資源の分別回収

区では事業者責任として、事業活動に伴う廃棄物のリサイクルを図るため、平成9年度から、これまでの古紙回収に加え、びん・缶・ペットボトル・トレイの回収を全施設で開始した。さらに、13年度から乾電池、20年度から廃食用油、22年度から蛍光管を回収品目に加えた。

また、練馬庁舎では、14年度からマテリアル資源を回収している。

〔庁舎等区立施設回収〕 (単位：t)

年 度	3	4	5
古紙等	917.4	911.5	904.5
びん	5.1	5.7	6.5
缶	16.2	13.7	15.7
ペットボトル	10.8	12.3	13.4
トレイ	0.0	0.0	0.0
乾電池	1.7	3.1	3.6
マテリアル資源	34.6	31.8	31.2
廃食用油	7.3	8.0	7.9
蛍光管	3.1	2.5	2.6
計	996.2	988.7	985.4

2 学校等生ごみの資源化

平成14年2月から、小・中学校92校および学校給食総合調理場2か所で、区の委託事業による生ごみの一括回収および肥料化を開始した。

これに加え15年度から保育園、16年度から福祉施設での回収も開始した。

5年度末現在、小・中学校97校、保育園60園、福祉施設6か所および庁舎1か所の計164か所で回収を行っている。

肥料は一般公募により「練馬の大地」と名づけられ、平成15年6月20日に区で商標登録した。5年度は1,009.6tの生ごみが回収され、347.6tの「練馬の大地」が出荷された。

●効率的な資源回収システムの構築

1 集団回収団体支援

各区の事業として、平成4年7月に都から移管された。資源回収業者と協力してリサイクルに取り組む区民の自主的な団体は、登録団体になることができる。

区は、登録団体から資源回収の実績報告を受け、年2回、回収量1kg当たり6円の報奨金を支給するのに加え、29年7月から、区内登録業者と契約して資源回収を行った団体に対し、報奨金を一割加算して支給している。このほか、集荷場所案内板などの支給や資源回収業者の紹介も行っている。

〔集団回収〕

年 度	3	4	5
回収量	8,967.8 t	8,501.1 t	8,013.9 t
団体数	659 団体	655 団体	659 団体

2 集積所資源回収（古紙）

平成9年6月から都清掃局のモデル事業として、光が丘地区で古紙・びん・缶の回収を開始し、12年2月

から区内全域で週1回集積所での古紙の回収を開始した。

資源の種別ごとに定められた方法で出すことになっている。23年4月からは、集積所での紙パックの回収を開始した。

なお、古紙など資源持ち去りに対する防止策として、21年7月に「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例」を改正し、持ち去り行為を行った者に対する罰則規定を設けた。

また、禁止命令の行政処分を受けた者の氏名などを区ホームページなどで公表する制度を25年4月から開始し、古紙持ち去り対策の強化を図っている。

26年12月には、古紙問屋、製紙メーカー、資源回収事業者と覚書を締結し、広域的な取締り体制を構築した。

〔古紙回収〕 (単位：t)

年 度	3	4	5
回収量	15,176.7	14,879.1	14,030.9

3 集積所資源回収（容器包装プラスチック）

平成20年10月の資源・ごみの分別変更から、プラマーク表示のある容器包装プラスチックの資源回収を開始した。

容器包装プラスチックは、法により製造・販売事業者がリサイクルの義務を負い、その費用を負担している。

区の役割は分別回収し、容器包装プラスチックの中間処理（選別、圧縮、梱包）を行い、指定されたリサイクル事業者に引き渡すことである。

リサイクルされた容器包装プラスチックは、プラスチック製品（パレット、擬木など）や化学原料として再利用されている。

〔容器包装プラスチック回収〕 (単位：t)

年 度	3	4	5
回収量	5,722.1	5,580.1	5,380.2

4 街区路線回収（びん・缶・ペットボトル）

平成8年12月から区内の一部地域で、約30世帯に1か所の割合で回収用コンテナを設置し、毎週交互に飲食用びんと飲食用缶を回収する街区路線回収を開始した。

その後、15年度までに、区内全域で毎週同時に回収する方式に変更した。18年度からは、ペットボトルの回収も区内全域で展開している。19年度からは、排出量の少ない小規模事業者についても有料で回収する事業を開始した。

〔街区路線回収量〕

(単位：t)

年 度	3	4	5
アルミ缶	940.8	964.7	937.1
スチール缶	1,106.3	966.9	889.5
リターナブルびん	412.9	383.6	365.1
ワンウェイびん	4,884.6	4,629.7	4,414.7
ペットボトル	2,673.9	2,667.9	2,706.8
計	10,018.5	9,612.8	9,313.2

5 拠点回収（乾電池）

5年度末現在、区内88か所の販売店および区立施設等に回収ボックスを設置し、使用済み乾電池の回収を行っている。また、小学校2校では、児童を対象として使用済み乾電池の回収を行っている。

6 拠点回収（古着・古布）

集団回収に参加することが困難な区民に対して、リサイクルへの参加の機会を確保するため、平成13年度まで行っていたエリア古布回収支援事業を本事業に移行し、14年度から、区立施設を利用した古着・古布の回収を行っている。5年度は29か所を拠点として回収を行った。なお、平成17年度以降は春と秋の衣替えの時期に臨時回収を行っている。

7 拠点回収（廃食用油）

平成20年6月から家庭で不用になった天ぷら油・サラダ油などの植物油回収を開始した。5年度は45か所の区立施設等で回収を行った。

8 拠点回収（小型家電）

レアメタル等の有用金属資源のリサイクルを進めるため、平成23年9月から区立施設5か所に専用ボックスを設置し、他区に先駆けて小型家電9品目の回収を開始した。5年度末現在、16か所に設置し13品目の回収を行っている。

〔拠点回収量〕

(単位：t)

年 度	3	4	5
乾電池	91.9	87.8	84.1
古着・古布	554.0	530.5	515.8
廃食用油	17.3	16.0	15.2
小型家電	5.9	6.0	6.3
計	669.1	640.3	621.4

9 事業系の資源回収支援

「商店街・オフィスリサイクル・ねりま」という名称で回収業者が主体となり、商店街等の事業者から出るダンボール・板紙・OA紙等の古紙類を中心に回収を行っている。5年度は13事業所が参加し、37.1tを回収した。

●練馬区資源循環センター

循環型社会づくりの中心的施設として、平成 22 年 11 月に開館した。環境に配慮し、雨水利用、屋上緑化や太陽光発電設備等を設置している。

資源回収事業の充実・発展を担う事業拠点として、粗大ごみの収集・再使用や金属類の回収、不燃ごみの資源化に向けた金属類の選別作業などを行っている。

また、施設見学の実施や、相談コーナー・展示スペースを設けるなど、資源循環推進に関する普及・啓発に取り組んでいる。

(3) ごみの適正処理を進める

●ごみの収集・運搬事業の推進

「地方自治法」等の改正により、特別区は基礎的な地方公共団体となり、区民に身近な清掃事業などを担うこととなった。これにより、それまで都が担当していたごみの収集・運搬は、平成 12 年 4 月から区が行うようになった。

●ごみ排出ルールの確立

1 ごみの排出方法

ごみの収集は、可燃・不燃・粗大の 3 区分により行っている。可燃ごみは週 2 回、不燃ごみは月に 2 回収集している。

おおむね 30cm 角を超える家具などの粗大ごみは、粗大ごみ受付センターに申し込み、有料粗大ごみ処理券を貼って、指定された日に自宅前などに出すか、練馬区資源循環センターに持ち込む。

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、平成 13 年 4 月に施行された「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」により、リサイクル料金等を支払って販売店などに引き取ってもらうこととなった。また、家庭用パソコンは、「資源有効利用促進法」に基づき、15 年 10 月からメーカーが自主的に回収、リサイクルを行っている。

なお、事業所や商店などが排出する事業系ごみは、許可業者に処理を依頼するか、有料ごみ処理券を貼って出す。

2 ごみの収集量

5 年度中に区内で収集したごみの種類・量は、つぎの表のとおりである。前年度と比較して、可燃ごみは 4,197t の減、不燃ごみは 343t の減、粗大ごみは 263t の減となった。

平成 23 年度から粗大ごみの資源化事業を開始し、5 年度は再使用家具 6,157 点 38.9t、家電分解品

42.2t、粗大鉄 575.0t、布団 71.2t、衣装ケース 1.8t を資源として回収した。

2 年度から不燃ごみの資源化事業を開始し、5 年度は蛍光灯 31.8t、小型家電 431.1t、金属類 696.0t を資源として回収し、ごみ量の抑制を図った。

〔ごみの収集量〕 (単位：t)

年 度	3	4	5
可燃ごみ	118,379	114,819	110,621
不燃ごみ	4,676	2,723	2,380
粗大ごみ	5,583	5,483	5,220
計	128,638	123,025	118,221

3 ごみの処理

区内の可燃ごみは、主に練馬清掃工場と光が丘清掃工場で焼却処理している。

不燃ごみは金属類、小型家電、蛍光灯等を選別したのち、中央防波堤内の不燃ごみ処理センターに搬入して、破碎・減容化している。さらに、鉄分・アルミ分を回収後、埋立処理している。

粗大ごみは再使用家具、金属、布団等を選別したのち、中央防波堤内の粗大ごみ破碎処理施設に搬入して破碎・減容化している。さらに、鉄分・アルミ分を回収後、可燃系粗大ごみは清掃工場で焼却し、不燃系粗大ごみは埋立処理している。

焼却灰の一部はセメントの原料としたり、加工した上で、建設資材として有効利用を図っている。

なお、清掃工場・不燃ごみ処理センター等の中間処理施設は東京二十三区清掃一部事務組合が、最終処分場（埋立処分場）は都が設置・運営している。

4 し尿と浄化槽の処理

現在、区内においては下水道の普及率はおおむね 100% に達しているが、109 戸程度でくみ取り式の便所が残っている。

また、区に届け出されている浄化槽は、5 年度末現在、5 基である。

5 犬猫等の死体処理および防鳥用ネットの貸出し

飼い主または土地・建物の占有者から、犬猫等の死体処理の依頼があった場合、および都・区道上の動物の死体処理については、清掃事務所で対応している。5 年度の処理件数は 651 件であった。

また、カラス等による集積所のごみの散乱を防ぐために、責任ある管理を条件に防鳥用ネットを貸し出している。平成 14 年 2 月から宅配サービスを開始した。5 年度の貸出枚数は 3,143 枚であった。

6 戸別訪問収集

清掃事務所では、65 歳以上の高齢者または障害者のみで構成されている世帯のうち、ごみを集積所まで持

ち出すことが困難で、身近な人の協力も得られない世帯について、戸別に訪問収集を行い、日常生活の負担を軽減するとともに区民生活の向上を図っている。5年度末現在 1,740 世帯で収集を行っている。

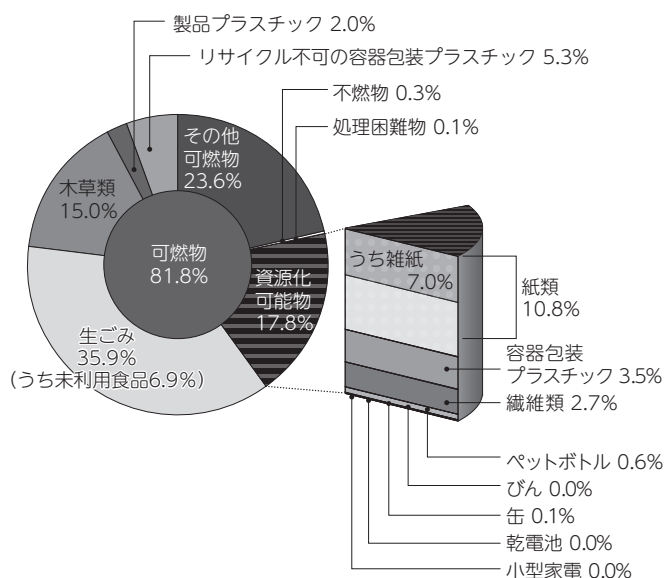
●資源・ごみの排出実態調査

家庭から排出されるごみの種別ごとの割合を明らかにし、資源化可能物の混入割合や正しく分別しているごみの割合を把握することを目的に、資源・ごみの排出実態調査を行っている。

5年 8～9月に実施した調査のうち、可燃ごみの調査結果は、正しく分別されている割合が81.8%となっている。一方で、正しく分別されていない割合は18.2%で、そのうち、17.8%は紙類や容器包装プラスチックといった資源化可能物である。

〔可燃ごみの調査結果〕

5年度



●清掃事務所における排出指導

清掃事務所では、分別ルール等が守られていないごみに警告シールを貼付して排出者に自主的改善を促している。また、つぎのような改善に向けた取組を行っている。

1 ふれあい指導

区民・事業者に対して、集積所への適正排出や不法投棄の防止などについて、直接、個別に相談に応じ、指導・改善をしている。

2 青空集会

集積所単位から町会・自治会を対象として、ごみ・資源の分け方・出し方を、模擬ごみの分別体験により再確認をしてもらう。また、ごみの減量とリサイクルについて理解を深めてもらうための説明を行っている。

●一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物の収集運搬または処分を業として行おうとする者は、当該区域を管轄する区市町村長の許可を受けなければならない。

区が許可している業者数は、5年度末現在、247である。

49 住まい確保のサポート

(1) 良質な住まいづくりを支援する

●分譲マンションに関する支援事業

マンション管理組合や区分所有者を対象に、必要な情報提供と相談体制の充実を図るため、下記の3つの事業を行っている。

1 ねりまマンションセミナー“未来塾”

分譲マンションの管理運営について、理解を深めることを目的としたセミナーを開催した。

[実施状況] 5年度

時 期	参加者	参加 マンション数	主なテーマ
5年6月	27	23	管理規約・細則の 必要性和内容
11月	23	20	作成する側から見た 長期修繕計画
6年3月	21	19	マンション管理組合の 空き住戸と対策

2 分譲マンション管理・運営相談事業

毎月第一・第三木曜日の午後に24回開催し、61件の相談を受けた。

3 分譲マンションアドバイザー制度利用助成

5年度は、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施する「マンション管理アドバイザー制度」を利用する2管理組合に対して、派遣料を助成した。

●住宅修築資金の融資あっせん

一般住宅に対しては、住宅修築資金融資あっせんを行っており、5年度の利子補給件数は2件、金額は70,061円であった。

●マンション管理計画認定制度

適切に管理している民間の分譲マンションの管理計画を公的に認定する制度である。認定を受けると、住宅金融支援機構の金利の優遇等を受けることができる。5年度の認定は9件であった。

●長期優良住宅の認定

長期優良住宅とは、住宅の構造および設備について長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅をいう。長期優良住宅の認定を受けた住宅は、所得税等の税制上の優遇を受けることができる。5年度の申請は662件であった。

(2) 公共賃貸住宅を管理・運営する

●区が管理する住宅

区営住宅は、都営住宅として建設されたもののうち一定年数が経過した小規模の団地（おおむね100戸程度まで）の中で、都との協議の結果、区に移管されたものであり、毎年5月に入居者の募集を行っている。

現在、区が管理する区営住宅は、20団地803戸である。このほかに、区立高齢者集合住宅4団地140戸がある。

[区営住宅の状況] (単位：戸) 5年度

住宅名	戸数
平和台三丁目アパート	21
平和台三丁目第二アパート	27
東大泉一丁目アパート	34
桜台六丁目アパート	36
高野台四丁目アパート	56
豊玉南三丁目アパート	30
上石神井一丁目第二アパート	60
早宮三丁目第三アパート	38
高野台三丁目アパート	57
豊玉北一丁目アパート	33
北町五丁目アパート	15
北町五丁目第二アパート	52
関町北二丁目アパート	24
下石神井二丁目アパート	21
小竹町二丁目アパート	36
東大泉二丁目アパート	66
東大泉二丁目第二アパート	60
下石神井四丁目アパート	48
石神井台三丁目アパート	68
豊玉北六丁目アパート	21

[区営住宅応募状況] [募集月：5月] 5年度

区 分	募集戸数 (戸)	応募数 (人)	倍率 (倍)
一般世帯向	13	132	13.5
ひとり親 (母子・父子)世帯向	4	10	2.5
若年ファミリー向	3	2	0.7

●他の公共住宅

都や事業者等が管理する区内公共賃貸住宅の5年度末管理戸数は、都営住宅12,083戸、(独)都市再生機構住宅5,992戸、東京都住宅供給公社住宅1,643

戸、都民住宅 88 戸の計 19,806 戸（ただし、都営住宅は 4 年度末管理戸数）である。

このうち、都営住宅については、都公募分とは別に、区民を対象とした地元割当分があり、区が入居者の募集を行っている。

〔都営住宅地元割当応募状況〕 5 年度

募集月	区 分	募集戸数 (戸)	応募数 (人)	倍率 (倍)
5 月	単身者または 2 人世帯向	3	400	133.3
	2 人以上 世帯向	1	116	116.0
11 月	単身者または 2 人世帯向	2	363	181.5
	2 人以上 世帯向	1	89	89.0

(3) だれもが安心して暮らせる 住まいづくりを促進する

●区立高齢者集合住宅

区立高齢者集合住宅は、都営住宅シルバーピアに準じた設備を備えている民間住宅を区が一定期間借り上げ、管理・運営している住宅である。毎年 11 月に入居者の募集を行っている。

5 年度末現在、4 団地 140 戸を管理している。

〔区立高齢者集合住宅の状況〕 (単位：戸) 5 年度

住宅名	戸数
羽沢高齢者集合住宅	50
土支田高齢者集合住宅	47
豊玉高齢者集合住宅	19
高松高齢者集合住宅	24

〔高齢者集合住宅応募状況〕 5 年度

募集月	住宅名 (区分)	募集戸数 (戸)	応募数 (人)	倍率 (倍)
11 月	土支田 (単身者向)	3	82	27.3
	豊玉 (単身者向)	1	68	68.0
	高松 (単身者向)	1	47	47.0

●他の高齢者向け公共住宅

1 都営住宅シルバーピア

通常の都営住宅と同様に、都が入居者の募集を行っている。

〔都営住宅シルバーピア地元割当応募状況〕 5 年度

募集月	区 分	募集戸数 (戸)	応募数 (人)	倍率 (倍)
8 月	単身者向	3	383	127.7
2 月	単身者向	3	388	129.3

2 UR (独立行政法人都市再生機構) シルバー住宅

(独) 都市再生機構が、独自に募集を行っている。

(4) 住まい探しを支援する

●住まい確保支援事業

高齢者や障害者、ひとり親家庭が、民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、不動産団体と連携して物件情報提供を行う事業を元年 6 月から開始した。5 年度は延べ 226 件の申込みがあり、165 戸の物件情報を提供した。

また、高齢者や障害者、ひとり親家庭で、自分だけでは契約や転居等の手続きができない人等を対象に、物件の紹介や見学・契約への同行などを行う伴走型支援を居住支援法人に委託して実施する事業を、3 年度から開始した。5 年度の支援数は 51 件であった。

●住宅確保要配慮者専用賃貸住宅への補助制度

「住宅セーフティネット法」に基づき高齢者や障害者、ひとり親家庭を対象に賃貸を行う住宅に対して、改修費補助および家賃補助を元年 6 月に開始した。

●練馬区居住支援協議会

不動産団体や福祉団体等から委員を構成する練馬区居住支援協議会を平成 31 年 4 月に設置した。高齢者や障害者、ひとり親家庭など、住宅の確保に特に配慮を要する人の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関して協議を行っている。

第5章

いきいきと心豊かに暮らせるまち

- | | | | | | |
|----|-----------------------------|-----|----|-----------------------------|-----|
| 51 | 地域特性を活かした
区内企業の活性化 …………… | 194 | 55 | 練馬の魅力づくりと
練馬ならではの観光の推進 … | 218 |
| 52 | 魅力ある商店街づくり …… | 201 | 56 | 多文化共生、
国際・都市交流の推進 ……… | 221 |
| 53 | 都市農業の振興と
都市農地の保全 …………… | 202 | 57 | 平和と人権の尊重、
男女共同参画の推進 ……… | 223 |
| 54 | 文化・生涯学習・
スポーツの振興 …………… | 207 | | | |



Warner Bros. Studio Tour Tokyo - The Making of Harry Potter.

区役所アトリウムでのNHK連続テレビ小説「らんまん」紹介パネル展や
スタジオツアー東京の開設に合わせた庁内装飾の様子

51 地域特性を活かした区内企業の活性化

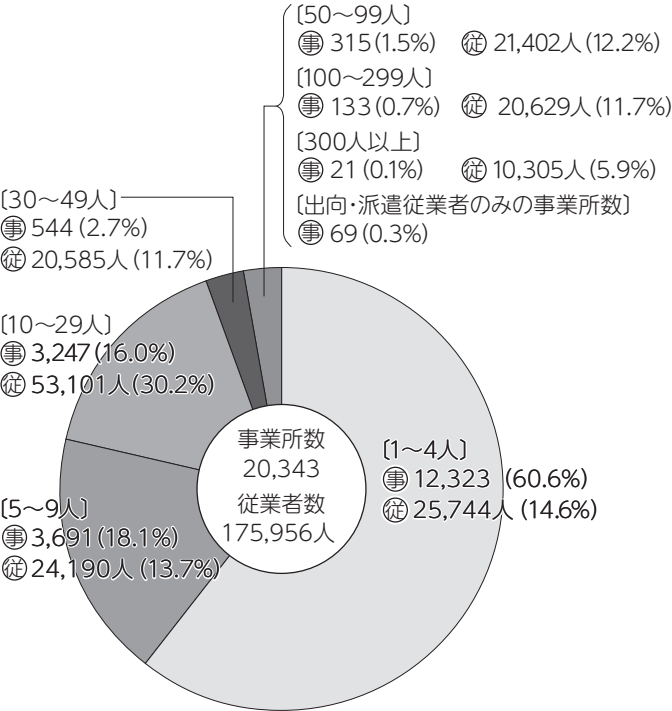
(1) 練馬区の産業振興施策

●区の産業構造と特性

区の産業別構成では、卸売業・小売業（19.8%）、医療・福祉業（12.7%）、建設業（11.9%）、不動産業・物品賃貸業（11.5%）、宿泊業・飲食サービス業（10.0%）、生活関連サービス業・娯楽業（8.5%）を合わせると全体の 74.4%となり、区民の日常生活に密着・関連した産業が4分の3を占めている。

また、事業規模では、従業者数 20 人未満の事業所が全体の 90.3%を占め、区内産業活動の中心となっている。

〔規模別事業所構成と従業者数〕 3年6月1日現在



注：① [] 内の記述は事業所の規模を示す。
② ㊦は事業所数、㊧は従業者数の略である。
資料：「令和3年経済センサス活動調査報告」都総務局統計部

〔工場数と従業者数および出荷額〕 2年6月1日現在

産業中分類	工場数	従業員数(人)	出荷額(万円)
食料品	29	790	1,445,680
飲料・飼料等	—	—	—
繊維工業	12	149	292,337
木材・木製品	—	—	—
家具・装備品	7	110	216,854
紙・紙加工品	11	202	454,045
印刷・同関連業	18	324	458,419
化学工業	2	74	非公表
石油・石炭	—	—	—
プラスチック	13	140	197,537
ゴム製品	2	14	非公表
皮革・同製品	1	12	非公表
窯業・土石	5	56	362,461
鉄鋼業	—	—	—
非鉄金属	1	122	非公表
金属製品	11	108	145,884
はん用機械	3	51	131,318
生産用機械	6	77	120,480
業務用機械	9	107	122,196
電子・デバイス	1	14	非公表
電気機械	11	147	278,220
情報通信機械	1	299	非公表
輸送用機械	3	30	非公表
その他	7	74	99,350
総 数	153	2,900	6,448,777

注：①本統計調査は、従業者 4 人以上の事業所を対象に実施
②総数は非公表の数値を含む。
資料：「2020年工業統計調査報告」都総務局統計部

●一般社団法人練馬区産業振興公社との連携

（一社）練馬区産業振興公社は、平成25年4月1日に、区内の産業振興と地域経済の活性化を目指す団体として発足した。（前身である（一社）ねりまファミリーパークを改組、名称変更した。）

26年度には、区民・産業プラザの指定管理者となり、施設の維持運営のほか、中小企業の経営相談から支援までを一体的に行う「練馬ビジネスサポートセンター」の業務を開始した。また、29年度からは、解散した練馬区観光協会の事業を引き継ぎ、観光事業を展開する「ねりま観光センター」を設置した。

区と公社は、産業・観光振興に関する協定を締結し、必要な事業を公社に移管した。互いに連携・補完しながら、区内の産業振興施策を展開している。

5年度の公社の事業内容は、つぎのとおりである。

1 練馬ビジネスサポートセンターの運営

- (1) 起業・創業や経営に係る各種相談事業
- (2) 起業・創業および経営者セミナーの開催
- (3) 経営支援に係る各種補助金の交付
- (4) 販路拡大・集客の支援
- (5) 産業情報の収集および提供

2 区民・産業プラザの維持運営

- (1) 貸出し業務（研修室、ホール等）
- (2) 維持管理

3 勤労者福祉共済事業

中小企業で働く従業員と事業主のために、会員制の福祉共済事業「ねりまファミリーパック事業」を展開している。（詳細は、198ページ「ねりまファミリーパック」を参照）

4 ねりま観光センターの運営

- (1) 観光振興事業
- (2) 観光案内所運営事業

（詳細は、219ページ「ねりま観光センターの運営」を参照）

(2) 中小企業の経営を支援する

●産業融資による支援

1 産業融資あっせん事業

区内の中小企業が区内金融機関から低利で融資を受けられるよう、あっせんを行っている。5年度は緊急経営支援特別貸付1,189件、76億2,882万円のほか、新型コロナウイルス感染症対応借換特別貸付、デジタル化・イノベーション等支援特別貸付、景気対策特別貸付、地球温暖化等環境対策特別貸付、アニメ産業特別貸付、創業支援特別貸付など16種類の融資あっせんを行い、利子の一部と信用保証料を補助した。

〔産業融資状況（業種別）〕

5年度

業種別内訳	貸 付	
	件数（件）	金額（万円）
建設業	698	547,537
製造業	133	101,652
運輸・通信業	55	46,940
卸・小売・飲食業	417	296,982
内 訳	卸売業	152
	小売業	156
	飲食業	109
サービス業	465	297,267
その他（不動産業含）	241	165,743
合 計	2,009	1,456,121

2 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）支援事業

日本政策金融公庫のマル経融資利用者に対し、支払った利子の一部を補助している。5年度は、148件の補助を行った。

●練馬ビジネスサポートセンターによる支援

中小企業の経営支援と起業・創業の支援として、つぎの事業を行っている。

1 各種相談

中小企業診断士等による総合相談、起業・創業相談のほか、法律、デジタルサポート、労務、販路拡大・集客、経営および税務について各分野の専門家による相談ならびにワンストップ相談による特定創業支援等事業を実施した。また、オンライン相談を引き続き実施し、5年7月から税務相談の枠を拡充した。

〔相談実績〕

（単位：件）5年度

内 容		件 数
総合相談		646
起業・創業相談		423
専門相談	法 律	82
	デジタルサポート	36
	労 務	74
	販路拡大・集客	167
	経 営	51
	税 務	292
ワンストップ相談		389
出張相談		5
計		2,165

2 経営指導（企業診断）

中小企業診断士が経営改善等のために指導するもので、5年度は45件の指導を行った。

3 合同経営相談会

社会保険労務士、中小企業診断士および税理士を一堂に集めた事業者向けの相談会を開催している。5年度は5月と10月に2回開催し、計50件の相談に対応した。

4 経営者セミナー

経営力を高めるためのセミナーを、年間を通じて定期的に開催している。5年度は会場のほか、オンラインライブ方式により開催し、計378人が受講した。

5 起業・創業セミナー

創業するための基礎的知識やノウハウを学ぶセミナー「創業！ねりま塾」を開催している。5年度は会場のほか、オンラインライブ方式および動画配信により開催した。

〔起業・創業セミナー〕

5年度

内容	会場開催 (人)	オンライン ライブ開催 (人)	動画配信 (回)
入門編	56	30	117
一般編	33	17	729
女性編	40	23	—
若者編	11	8	—
応用編	23	11	—
実践編	35	—	—
計	198	89	846

6 見本市等出展に対する支援

区内の中小企業およびその団体に、見本市等に出展する経費の一部を補助している。5年度は9件の補助を行った。

7 ホームページ作成に対する支援

ホームページ未開設の区内の中小企業者に対し、ホームページ作成費の一部を補助している。5年度は23件の補助を行った。

8 区内事業者等の連携による製品等開発への支援

区内事業者等が連携して取り組む製品・サービス等の開発に係る経費の一部を補助している。5年度は1件の補助を行った。

9 各種認証取得に対する支援

国内外の公共機関等が定めた規格の認証取得を予定している区内の中小企業者に対し、経費の一部を補助している。

10 商店街空き店舗入居者に対する支援

区内の商店街にある空き店舗に入居し、新たに開店する区内の中小企業者に対し、店舗の内外装改修工事費および賃借料の一部を補助するとともに、経営面のサポートを行っている。5年度は11件の改修工事費補助、42件の賃借料補助を行った。

11 産業財産権取得に対する支援

新たに産業財産権を取得する区内の中小企業者に対し、経費の一部を補助している。5年度は2件の補助を行った。

12 ねりま産業情報紙

「neri・made (ネリマデ)」の発行

中小企業の経営者や商店会への産業振興に関する情報提供のため、「neri・made (ネリマデ)」を発行している。5年度は4回発行した。

(neri・made 6年4月号)



13 事業者支援サイトの運営

事業者ならではの知恵やテクニックを紹介する動画配信を行うコンテンツや、新規オープン・新サービ

ス情報、イベント開催などの情報を事業者が発信するコンテンツ、経営に役立つ知識や情報を「いつでも・どこでも・何度でも」学ぶことが出来るオンラインセミナーを配信するコンテンツなどを提供する事業者支援サイトを公開している。

5年度は、動画配信を行うコンテンツで4本の動画を配信し、計256回の視聴があった。情報発信を行うコンテンツでは、21件の投稿があった。また、オンラインセミナーを配信するコンテンツでは12本の動画を公開し、計1,477回の視聴があった。

14 景況調査の実施

区内中小企業の景況などを四半期ごとに調査し、その結果を中小企業や関係機関に提供している。

●商工業団体との連携強化、各種団体への支援

1 商工業団体への支援

区内の商工業団体が行う事業に対して、補助金を交付するなどの支援を行っている。

2 生鮮食料品共同販売事業への支援

魚介類など各小売業組合に対し、自主的な共同購入・共通価格の販売を通して、各組合の協業化を促進している。また、健全な経営基盤の強化を図るため、補助金を交付するなどの支援を行っている。5年度は生鮮食料品全体で1小売業組合が、12月8日に魚介類（7品目）の販売を実施し、8店舗が参加した。

3 家屋修繕等小規模工事あっせん事業の実施

区民の小規模な家屋修繕工事に対する需要に応えるとともに、区内中小建設業者等の振興を図るため、区内事業者団体へ小規模工事のあっせんを行っている。5年度は380件のあっせんを行った。

4 公衆浴場への支援

公衆浴場の利用喚起および経営の安定を図るため、季節事業、施設設備改善および燃料費に対して補助金を交付するなどの支援を行っている。5年度は、季節事業は19浴場、施設設備改善は11浴場、燃料費は19浴場に補助を行った。

5 中小企業サポートガイドブックの発行

区内の中小企業者、創業者、勤労者および就職希望者を対象にした、区および区内産業団体等の主な産業振興施策をまとめた「中小企業サポートガイドブック」を毎年発行している。

●中小企業等地域貢献事業補助

区内中小企業等が地域団体等との連携・協働により行う、経済や文化の振興に関する活動や環境を保全する活動など、地域の活性化や地域課題解決に資する活動に必要な経費の一部を補助している。

●練馬産業見本市

優れた技術や特徴ある商品など、区内産業の魅力を多くの区民に伝えることを目的として開催している。

〔開催日〕 5年10月15日

〔場 所〕 区民・産業プラザ

〔来場者〕 4,000人

〔出展者〕 47者

〔概 要〕 商品やサービスの展示・販売・体験のほか、デジタル技術展などの特別企画を実施

〔主 催〕 練馬区

〔後 援〕 (一社)練馬産業連合会、東京商工会議所練馬支部、(一社)練馬区産業振興公社

〔協 賛〕 経済産業省関東経済産業局、(公財)東京都中小企業振興公社、(地独)東京都立産業技術研究センター、練馬区商店街連合会、(公社)練馬東法人会、(公社)練馬西法人会、東京あおば農業協同組合、練馬漬物事業組合、練馬区伝統工芸会

●練馬ビジネスチャンス交流会

事業者同士の交流によるビジネスチャンス拡大の場を提供し、区内産業の活性化を図ることを目的として開催している。

	開催日	テーマ	場 所	参加者
第1回	5年7月28日	ICT化	オンライン	19者
第2回	5年11月13日	新たな取組	区民・産業プラザ	38者
第3回	6年2月26日	農商・農福連携	区民・産業プラザ	31者

〔概 要〕 グループ交流会・フリー交流会・個別商談会

〔主 催〕 練馬区

〔後 援〕 (一社)練馬産業連合会、東京商工会議所練馬支部、(一社)練馬区産業振興公社、練馬区商店街連合会、練馬区しんきん協議会、東京あおば農業協同組合、(福)練馬区社会福祉協議会

●練馬区伝統工芸展

練馬に生き続ける伝統工芸を地域に広く紹介し、伝統産業の普及と振興を図り、併せて区の文化発展に寄与することを目的として、練馬区伝統工芸会が開催している。

〔期 間〕 5年10月27日～29日

〔場 所〕 区民・産業プラザ

〔来場者〕 3,061人

〔概 要〕 東京手描友禅、江戸刺繍、江戸筆等13業種の展示・実演・販売・体験

〔主 催〕 練馬区伝統工芸会

〔後 援〕 練馬区、練馬区教育委員会、(一社)練馬区産業振興公社

●ねりま漬物物産展

練馬の伝統的産物である漬物の展示・販売を通じて、広く消費者の理解を得るとともに、漬物産業の振興を図ることを目的として、練馬漬物事業組合が開催している。

〔期 間〕 ①オンライン開催 6年1月13日～31日

②会場開催 6年2月9日～10日

〔購入者〕 2,060人(オンライン開催等200人、会場開催1,860人)

〔参加業者〕 8者

〔概 要〕 ①専用ホームページ「ねり漬.com」によるオンライン販売

②区民・産業プラザで会場販売

〔主 催〕 練馬漬物事業組合

〔後 援〕 練馬区、(一社)練馬産業連合会、(一社)練馬区産業振興公社

●区民・産業プラザの運営

区内産業の振興、区民の文化活動と相互交流の促進ならびに地域における公益的な活動の支援および協働の推進を図ることを目的として設置した施設である。

区民・産業プラザには、中小企業の経営支援と起業・創業の支援に取り組む「練馬ビジネスサポートセンター」が設置されている。

〔区民・産業プラザ利用状況〕

5年度

施設名	利用状況	
	利用数(件)	利用者数(人)
ココネリホール	649	83,011
産業イベントコーナー	221	—
研修室 1	797	38,451
研修室 2	937	22,744
研修室 3	770	12,029
研修室 4	704	9,850
研修室 5	743	9,990
多目的室1・2	1,332	14,462
計	6,153	190,537

●キャッシュレス決済ポイント還元事業

物価上昇の影響を受けている区民および事業者を支援するため、区内の対象店舗で対象のキャッシュレス決済サービスを利用して支払いをした方に、支払額の最大20%分(上限あり)のポイントを還元する「キャッシュレス決済ポイント還元事業」を3・4年度に引

き続き5年度も実施した。実施期間は6・7月の2か月間とした。

(3) 中小企業の勤労者と就労を支援する

●福利厚生事業への支援

区は、(一社)練馬区産業振興公社への運営補助を通して、区内中小企業等の従業員に対する福利厚生の充実に努めている。

1 ねりまファミリーパック

(一社)練馬区産業振興公社が実施する会員制の福祉共済事業で、中小企業等に勤務する勤労者と事業主を対象として、給付金の支給、遊園地等のチケットあっせん、人間ドック利用補助などを行っている。なお、5年度末の会員数は9,185人である。

2 各種共済制度の周知

国の退職金共済制度などを、会報への掲載やパンフレットの配布などで周知している。

●勤労者への支援

勤労者の労働意欲を高め区内中小企業への定着化を図るため、従業員表彰や労働相談により勤労者を支援している。

また、就労支援については、池袋公共職業安定所(ハローワーク池袋)と連携して、積極的に取り組んでいる。

なお、区内事業所の労働組合は、5年6月末現在で95組合、組合員数19,309人となっている。

1 中小企業等従業員表彰

区内の中小企業における従業員の定着と労働意欲の向上を図るため、永年勤続者を表彰している。5年度は92人を表彰した。

2 労働相談

勤労福祉会館とサンライフ練馬において、社会保険労務士が、労働問題に関する相談を受け付けている。

3 労働者向けの講座

社会的に高い関心もたれている労働問題を取り上げ、勤労福祉会館で労働者向けの講座を開催している。5年度は「春闘情勢講座」「知って役立つ労働法」の2講座を開催し、延べ138人の参加があった。また、「働き方改革講座」を開催し、延べ22人の参加があった。

4 職業相談・紹介

石神井公園区民交流センター2階にハローワーク池袋との連携により設置している「ワークサポートねりま」では、15歳以上を対象に職業相談・紹介に応じるとともに、求人情報自己検索機により職業情報を提供している。5年度は11,367件の相談があった。

5 就労支援

「ハローワーク池袋就職面接会 in 練馬」を5年8月28日および6年1月19日に開催した。37人の参加があり、6人の採用が決定した。

勤労福祉会館では「就労支援講座」を開催し、5年度は延べ33人の参加があった。

6 内職事業所の情報提供

家庭外において就業することが困難な内職希望者に対し、内職求人事業所に関する情報提供を実施している。

●勤労福祉会館およびサンライフ練馬の運営

1 勤労福祉会館

中小企業に働く勤労者の文化・教養と福祉の向上を図ることを主な目的として設置した施設である。5年度は簿記教室、パソコン教室などの事業を実施し、延べ4,188人の参加があった。

〔勤労福祉会館利用状況〕 5年度

施設名	利用状況	
	利用数(件)	利用者数(人)
集会室(※)	780	29,094
会議室(大)	833	17,305
会議室(中)	768	9,278
会議室(小)(※)	596	4,020
和室(大)(※)	560	6,408
和室(小)	725	3,250
職業講習室兼会議室	846	6,837
音楽室	1,091	9,901
料理室	283	3,020
トレーニング室	29,032	29,032
展示コーナー	154	—
囲碁・将棋コーナー	—	5,515
計	35,668	123,660

※：新型コロナウイルスワクチンの接種会場等として利用のため、5年5月3日から6月2日まで貸出を休止

2 東京中高年齢労働者福祉センター
(サンライフ練馬)

中高年齢労働者の雇用の促進と福祉の向上を図ることを目的として設置した施設である。5年度は、ボディーコントロール体操、絵手紙教室などの事業を実施し、延べ895人の参加があった。

〔東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬）
利用状況〕 5年度

施設名	利用状況	
	利用数（件）	利用者数（人）
体育室（※1）	167	2,181
トレーニング室	42,694	42,694
和室 第一	598	7,356
和室 第二	619	4,160
会議室（※2）	632	7,608
研修室 第一	838	10,735
研修室 第二	722	8,799
クラブ室（※1）	77	676
職業講習室（※1）（※2）	27	252
職業相談室	668	4,065
計	47,042	88,526

※1：新型コロナウイルスワクチンの接種会場および保管施設等として利用のため、体育室は5年4月1日から6年1月31日まで、クラブ室および職業講習室は5年4月1日から12月28日まで貸出を休止

※2：中村橋区民センターの大規模改修中の代替施設として利用のため、会議室は6年3月1日から、職業講習室は6年2月1日から貸出を休止

（4）消費者の自立を支援する

●消費者意識の啓発

1 消費者講座

日々の暮らしの中で、消費者が直面している問題を取り上げ、消費者意識を高めるための学習の機会を提供している。

〔消費者講座〕 5年度

講座名	概要	開催回数	参加者数
消費者講座	身近な消費生活に関する問題を講師の講演や実習により学習する。新NISAなどに関する講座を実施した。	2回	88人
消費者教室	消費生活センター運営連絡会の自主企画による講座。講演会のほかに料理や実験を交えて学習する。環境問題などに関する講座を実施した。	6回	179人

2 消費生活展

〔開催日〕 5年11月11日

〔場 所〕 石神井公園区民交流センター

〔来場者〕 535人

〔主 催〕 練馬区消費生活展実行委員会、練馬区

〔概要〕 パネル展示、共同事業（1日図書館）、バザー

3 消費者だより

消費生活相談を通じて収集した情報の提供と、消費生活に関する知識の普及による区民の消費生活の安定と向上を図るため、消費者だより「ぶりずむ」を年6回発行している。5年度は「私のお墓、どうする?」「ネット通販気をつけて利用しましょう」「老後のお金の話 60代から始める新NISAを考える」などを主な内容とした。

●消費者の安全の確保

1 消費生活相談

消費者が安全で安心な生活を送るために、専門相談員による消費生活相談窓口を開設し、各種相談に応じている。5年度の相談件数は5,373件であった。

総件数の3割強（契約・購入金額別件数においては300万円以上の相談の約4割）が60歳以上の相談となっており、高齢者の消費者被害が依然として多い。

消費生活相談ではさまざまな相談に対応しているが、国民生活センターや消費者庁、都、警察、福祉関係部署などとも連携を図り、相談の解決と情報提供に努めている。

〔相談が多かった商品・サービスの種類（上位5位）〕

（単位：件） 5年度

順位	区 分	相談数
1	商品一般	439
2	レンタル・リース・貸借	364
3	役務その他	356
4	化粧品	314
5	工事・建築・加工	183

2 販売事業者等立入検査

「家庭用品品質表示法」および製品安全4法（※）に基づき、販売事業者等に対する立入検査を実施し、適正な表示がされた商品を販売しているか確認を行っている。5年度は1事業者、22品目について検査を行い、適正に表示されていた。

※製品安全4法：

「電気用品安全法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」、「消費生活用製品安全法」をいう。

●石神井公園区民交流センターの運営

1 石神井公園区民交流センター

区民の文化活動と交流の場の提供、区内産業振興に関する情報発信、職業・就職相談のための場の提供などを目的として設置した施設である。

消費者施策・活動の拠点となる消費生活センターの機能を担うほか、就労支援を行う「ワークサポートねりま」が設置されている。

〔石神井公園区民交流センター利用状況〕

5年度

施設名	利用状況	
	利用数（件）	利用者数（人）
展示室兼集会室	766	25,593
（展示利用）	30	807
（集会利用）	736	24,786
大会議室（１）（※）	498	5,260
大会議室（２）（※）	484	4,788
会議室（１）	824	6,269
会議室（２）	785	5,444
会議室（３）	791	7,049
和 室（１）	781	4,010
和 室（２）	760	3,776
研修室（※）	411	3,402
テスト室	597	4,141
料理実習室（※）	146	1,483
保育室	56	162
計	6,899	71,377

※：新型コロナウイルスワクチンの接種会場および保管施設等として利用のため、大会議室（１）・（２）・研修室は５年４月１日から７月１９日まで、料理実習室は５年４月１日から８月１５日まで貸出を休止

２ 消費生活センター

消費生活センターは、区の消費者行政の拠点として、消費生活に関する各種啓発事業を実施している。施設には、消費者の自主的な活動を支援するため、研修室、テスト室、料理実習室、消費者団体活動室を設置している。消費生活相談では、消費者と事業者との契約に関するトラブルなどの相談を専門相談員が受けている。

さらに、消費者の参加を積極的に推進するため、区民の自主的参加により組織される運営連絡会と連携して、消費者教室の企画・運営、啓発用パネルの貸出、情報誌の編集などを行っている。

52 魅力ある商店街づくり

(1) 魅力的な商店街づくりを進める

商店街は、買い物場であると同時に、地域コミュニティの場としても重要な役割を担っている。区では商店会が行う取組に対し、さまざまな支援を行っている。5年度の区内商店会数は、90商店会、会員数3,532人となっている。

●魅力ある個店づくり

商店会を構成する個店の意欲的な取組を支援し、商店会の核となる個店・人材を育成することで、魅力ある個店づくりを進めている。5年度は、練馬区商店街連合会が実施している「まちゼミ」（商店主等が講師となり、プロならではの知識や情報を伝える講座を開催する事業）1件に対して、補助金を交付するなどの支援を行った。

●特色のある商店街づくり

商店会同士の連携強化を進め、複数の商店会が合同で行う地域の特色を活かした取組を支援し、特色のある商店街づくりを進めている。

●商店街振興への取組

1 商店会のイベントや環境整備等への支援

商店会が、商業活動の活性化や近隣住民との交流を目的に実施する各種イベント事業や、快適な商環境づくりを目的に実施する環境整備事業に対し、補助金を交付するなどの支援を行った。

また、商店街通行者や地域の安全・安心な環境整備に寄与している商店会の街路灯等について、維持管理に係る経費の一部を助成している。5年度は、維持費（電気代）に対し、補助を行った。

2 商店街空き店舗活用の促進

商店会への加入促進および事業者の安定した事業運営を目的として、商店街にある複数の空き店舗に事業者を積極的に誘致する取組を支援している。5年度は、商店会に対する専門家支援や出店事業者に対する賃借料への補助等の支援を行った。

〔商店街振興事業実績〕

5年度

支援（助成）内容	商店会数	事業数
イベント事業	52	115
環境整備等事業	12	13
街路灯等維持費	60	60
空き店舗活用事業	2	5

●商店街連合会等との連携

区内商店会の連合組織である練馬区商店街連合会や練馬区商店街振興組合連合会と連携し、商店会活動の充実や区内商業の振興発展を進めている。5年度は、商店街連合会の開催する「商業まつり」（年2回）や団体ニュース発行事業に対し、補助金を交付するなどの支援を行った。

また、新型コロナウイルス感染症および物価上昇の影響を受けている商店街を応援するため、2～4年度に引き続き商店街連合会が実施する30%のプレミアム付商品券事業の支援を行った。

53 都市農業の振興と都市農地の保全

(1) 農の活きるまち練馬

●意欲的な都市型農業経営の支援

1 経営改善に取り組む農業者の支援

平成23年度から、経営改善に計画的かつ意欲的に取り組む農業者を、「農業経営基盤強化促進法」の規定に基づく認定農業者または区独自の制度による都市型認定農業者として認定し、その取組を支援している。

5年度末現在の認定農業者数は76経営体、都市型認定農業者数は9経営体である。

2 農の学校

区民の中から農業者の支え手を育成し、支え手を必要とする農業者とのマッチング等を行うため、平成27年3月に開講した。5年3月から一部を除く敷地を一般開放しており、年末年始を除く毎日午前9時から午後5時まで開園している。

農の学校では、区内農業者を実技講師とした複数のコースを設置している。なお、初級コース以上を修了した者を「ねりま農サポーター」に認定しており、5年度末までに142人を認定した。農業者とのマッチングは5年度末までに延べ147件成立した。

3 練馬果樹あるファーム事業

新鮮な果実の摘み取り・もぎ取りおよび直売を行う農園を「練馬果樹あるファーム」と位置付け、消費者が季節を通じて手軽に果樹と触れ合える機会の充実を図る。5年度は区内果樹の包括的なPR支援を行うとともに、新たに果樹栽培に取り組む農園や栽培規模の拡大を図る農園への整備支援や広報事業に対する支援事業等、計3件を実施した。

4 ねりまベジかるファーム事業

野菜の収穫体験を実施する農園について統一したネーミングによるブランド化を行い、一体的にPRすることで、農業経営の安定化を図るとともに区民に対し身近な農体験を提供することで区民が農とふれあう機会の充実を図る。5年度は野菜の収穫体験ができる農園を紹介する冊子「ねりまベジかるファーム」を作成するとともに、収穫体験の取組を区内農業者に広げるため、農業者向け「野菜収穫体験取組事例集」を作成した。

●練馬の都市農業の特色を活かした魅力の発信

1 高松みらいのはたけ

高松みらいのはたけは、「高松一・二・三丁目農の風景育成地区」の区域内に位置し、5年3月に開設した区立の畑である。「農の景観を区民とともに育て・

守る畑」をコンセプトとし、「見る」「触れる」「楽しむ」体験を通じ、誰もが気軽に農とふれあい、農の風景を楽しむことができる。

年末年始を除く毎日午前9時から午後5時まで開園しており、とうもろこしや枝豆、ミニトマトといった人気の夏野菜や、練馬の伝統野菜である練馬大根を栽培する。種まきや間引きといった農作業のポイントとなる作業を手軽に体験でき、収穫を楽しむことができる。農業振興の発信拠点として、地域を中心とした人と人のつながりを広げる交流を図る。

2 ねりマルシェの開催・支援

「ねりマルシェ」とは、新鮮で美味しい練馬産農産物やその加工品などの魅力を区内外に発信することを目的に、区内農業者、商業者等が連携し開催する即売会である。

農業者により組織された「ねりマルシェ実行委員会」と区の共催（後援：東京あおば農業協同組合）で、平成27年度から平成つつじ公園で開催しており、5年度は11月12日に開催した。区民が農業者と触れ合う機会を更に増やすため、区役所アトリウムでマルシェを行い、5年度は延べ14回開催した。

また、自らマルシェを開催する農業者等の団体に対して、当該マルシェのPRおよび運営経費に係る補助等の支援を行っている。5年度は9団体を支援した。

3 ビール麦「金子ゴールデン」のブランド化支援

地場農産物の育成およびブランド化を図るため、東京あおば農業協同組合が実施する、国産初のビール麦「金子ゴールデン」の生産および「金子ゴールデン」を使用した地ビールの醸造に要する経費の一部を、平成22年度から助成している。

4 練馬大根育成事業

ほとんど生産されなくなっていた練馬大根の栽培を促進するとともに、地場農産物のブランド品としての販路開拓を図るため、平成元年から練馬大根育成事業を実施している。5年度は、21軒の農家への栽培委託等により約14,000本を生産した。生大根・たくあん漬けの販売のほか、第17回「練馬大根引っこ抜き競技大会」を東京あおば農業協同組合と開催し、収穫した大根を学校給食に提供した。また、区内農業者の協力のもと、練馬大根の昔ながらの伝来種（代々受け継いできた種）を守り、未来へ継承していく取組を行っている。そのほか区民、学校、保育園等による栽培を推進するため、種の無料配布を行っている。

5 ふれあい農業推進事業

区民が新鮮な農産物を自ら収穫し、農業者と触れ合うことを通して、都市農業についての理解を深めてもらうため、つぎの事業を実施している。

(1) ふれあい農園

区内農業者の^{ほじょう}圃場で、参加者がジャガイモやサツマイモの収穫を体験する。区は、参加申込みの受付等を行っている。

(2) 大泉橋戸公園水田事業

地域住民の都市農業への理解を深めることを目的として、平成23年度に整備した大泉橋戸公園内の水田(230㎡)で、24年度から地域団体や小学校と共同で稲作を実施している。

(3) 果樹を活用した体験学習事業

カキを収穫するまでの年間の作業を、家族や友人と一緒に体験し学習する。枝の剪定や摘果等の果樹の手入れ方法を学び、農との触れ合いや収穫の喜びを味わうことを目的に、平成24年度から実施している。

6 農の魅力を発見できる情報の発信

(1) 練馬の農業紹介冊子

練馬大根、キャベツなどの練馬の農産物や、農業体験農園をはじめ、身近に農と触れ合うことのできる場やイベントなど、練馬の農業の魅力を紹介する冊子「ねりまの農業」を配布している。



〔冊子「ねりまの農業」〕

(2) 直売所の紹介ガイド

区民等に練馬産農産物をより身近に感じてもらう地産地消を推進するため、区内の直売所情報などを掲載した「練馬区農産物ふれあいガイド」を配布している。



〔「練馬区農産物ふれあいガイド」〕

(3) 練馬果樹あるファーム紹介冊子

区内で生産されるブルーベリー、ブドウ、ミカン、カキ、キウイ、イチゴ、クリ等の果実を紹介する冊子「練馬果樹あるファーム」を配布している。5年度は内容を一部改訂した。



〔冊子「練馬果樹あるファーム」〕

(4) ねりまベジかるファーム紹介冊子

野菜の収穫体験ができる農園を紹介する冊子「ねりまベジかるファーム」を配布している。



〔冊子「ねりまベジかるファーム」〕

(5) とれたてねりまアプリ

練馬産農産物を販売する直売所や練馬産農産物を使用している飲食店等の情報、農に関するイベント情報を発信するアプリ「とれたてねりま」を開発し、3年11月から配信を開始した。

練馬産農産物に関する情報を区内の農業者や飲食店等が自ら発信している。



〔アプリ「とれたてねりま」〕

7 区役所アトリウムに練馬産農産物自動販売機の設置

区民が来庁をきっかけとして、練馬産農産物の魅力や区内農業者を知る機会を創出するため、区役所アトリウムにコインロッカー式の農産物自動販売機『ねり丸直売所』を設置している。

区内全域から区内農業者が生産した新鮮な野菜、果物、加工品を販売している。

8 食農教育推進教材の作成

区立小学校3年生の社会科の地域学習や総合学習の授業において、練馬の伝統野菜である「練馬大根」について学習する機会を創出するため、平成27年度から補助教材を作成し、配布している。補助教材の提供により、都市農業や練馬大根への関心、地域への愛着を深め、食農教育の推進を図っている。



〔冊子「まると練馬大根」〕

9 農業体験農園

農業体験農園は、区が管理する区民農園とは異なり、農業者が自ら開設し、経営・管理する農園である。区は園主に対し助言等を行うほか、施設整備および管理運営に要する費用の一部を助成している。

利用者は、年間利用料を支払い、園主の指導のもと、種まきから収穫まで、年間20種類以上の野菜づくりを体験することができる。

平成8年4月に全国初の農業体験農園「緑と農の体験塾」が区内に開園し、5年度末現在は18園、1,971区画が利用されている。

10 区民農園

区民農園は、練馬区が所有者から借り受けた農地（一部区有地あり）を整備して区画割りし、区民が耕作を楽しめるようにした農園である。区民農園には休憩施設（クラブハウス）がない農園（21園）と休憩施設がある農園（5園）があり、5年度末現在は合計26園、1,881区画が利用に供されている。

〔農業体験農園一覧〕（18 園） 5年度末現在

名 称	区画数
緑と農の体験塾	146
大泉風のがっこう	125
田柄すずしろ農園	118
イガさんの畑	118
学田体験農園	98
農学校「石泉愛らんど」	160
農業体験農園「緑の散歩道」	135
農業体験農園「どろんこ・わあるど」	125
農業体験農園「百刃の里」	101
農業体験農園「楽農くらぶ」	82
農業体験農園「南大泉やさい村」	100
農業体験農園「農の詩」	89
農業体験農園「旬感倶楽部」	109
あーばんあぐりーぱーく石神井台	77
関町グリーンガーデン	109
農業体験農園「百刃の里第二」	66
農業体験農園「井頭体験農園」	113
農業体験農園「春日の森ファーム」	100
合 計	1,971

注：1 区画の面積はおおむね 30㎡

〔区民農園一覧〕（26 園） 5年度末現在

休憩施設なし

名 称	区画数
田柄一丁目	235
西大泉二丁目	169
関町南三丁目	95
大泉学園町四丁目	146
南大泉やまぶし	50
関町南三丁目第二	82
中村南一丁目	90
春日町二丁目	38
高松三丁目	38
高松一丁目	30
高野台三丁目	59
羽沢三丁目	48
上石神井三丁目	50
向山二丁目	34
南田中四丁目	119
南大泉三丁目	42
高松一丁目第二	39
東大泉一丁目	54
向山四丁目	76
石神井台二丁目	28
土支田二丁目	112
合 計	1,634

注：1 区画の面積はおおむね 15㎡

休憩施設あり

名 称	区画数
西大泉	49
旭町	44
南大泉（※）	48
谷原東（※）	56
谷原西	50
合 計	247

注：1区画の面積はおおむね 30㎡

※：南大泉・谷原東区民農園は改修工事のため、6年3月1日から7年2月28日まで休園

11 地域住民と農のつながりを深める取組の推進

子どもたちの都市農業への理解を深めるため、全区立小学校において農業者と連携した体験学習の実施を支援している。

●全国都市農業フェスティバルの開催

元年度に開催した「世界都市農業サミット」の成功をもとに、都市農業に積極的に取り組む自治体や農業者とともに、都市農業の魅力を広く発信し、更なる都市農業振興を図るため、5年11月19日に「全国都市農業フェスティバル」を開催した。

都内および三大都市圏から国分寺市、松戸市、名古屋市、京都市を招聘したほか、全国から20自治体が参加し、「買う」、「食べる・体験する」をテーマとしたイベントや、「話す・学ぶ」をテーマとしたトークライブを実施した。

今回は7年度に開催する予定で、6年度は全国都市農業フェスティバルに招聘した都市等とともに、都市農業の魅力を伝えるフェスティバルプレイベントを開催する。

●都市農地の保全に向けた取組の推進

1 都市農地の保全

都市農地は、安全で新鮮な農産物の生産に加え、防災、食育など多様な機能を有している。しかしながら、都内の市街化区域内農地は、年々減少しており、適切な保全を図っていくことが求められている。

都市農地の減少という共通の課題を抱えた基礎自治体が連携して活動することにより、都市農地の保全に取り組むため、平成20年10月に都内38の区市町からなる都市農地保全推進自治体協議会が設立された。区は、協議会の会長区として他自治体とともに、農地制度や税制度の早期見直しを国に働きかけてきた。27年に「都市農業振興基本法」の制定、29年に「生産緑地法」の一部改正、30年には「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行されるなど、要望事項が着実に実現されてきている。

2 「農の風景育成地区制度」の活用

都市の貴重な農地を保全し、農のある風景を将来に引き継ぐため、都の独自制度として平成23年8月に創設された。区内では27年6月に「高松一・二・三丁目農の風景育成地区」、元年12月に「南大泉三・四丁目農の風景育成地区」が指定された。

地区指定により、農業者との協力・連携を図ることで、農地の活用を通じた農業者と地域住民との交流が促進され、また都市農地の重要性などについて住民の理解が進み、農のある風景が育まれることが期待される。

区は、2年度から、地区内の農業者等による農地保全活動を支援している。5年度は高松地区で、地域の農の魅力を知り愛着を持ってもらうため、育成地区をPRする看板を高松みらいのはたけ等に設置した。また、にぎわいを創出するため、地区内の庭先直売所に野菜を描いた装飾物（ガーランド）を飾った。南大泉地区では、「南大泉 with 農フェスタ」を開催し、クイズラリーや収穫体験、マルシェ等を実施した。

3 防災機能の周知

区内には、23区で最も多くの農地がある。都市農地には、住宅などが密集している地域で火災時の延焼を防止したり、一時避難スペースを提供したりするなどの機能が期待されている。5年度は、農地の防災機能をより発揮させるため、東京あおば農業協同組合と締結している災害時の協定について、内容の見直しを検討した。

4 生産緑地制度

(1) 生産緑地地区の指定

平成3年4月に「生産緑地法」が一部改正され、区内（市街化区域内）の農地は、保全するものと宅地化するものとに都市計画に明確に区分された。保全する農地は生産緑地地区として指定することになった。

指定された農地は30年間の営農義務と建築制限が課される一方、固定資産税等の減額や相続税の納税猶予など税制特例が設けられている。

29年5月の「生産緑地法」一部改正により、区市町村が条例で定めた場合、生産緑地の指定下限面積を500㎡から300㎡まで引き下げることが可能となった。区は、29年10月に「練馬区生産緑地地区の区域の規模に関する条例」を制定し、下限面積を300㎡とした。

5年9月の生産緑地地区面積は、約163haとなっている。

(2) 特定生産緑地制度の周知・指定

生産緑地は指定から30年経過すると区へ買取申出ができるようになり、区が買い取らない場合に宅地等への転用が可能となる。平成29年5月

の「生産緑地法」一部改正により、特定生産緑地制度が創設された。特定生産緑地に指定されると、買取申出が可能となる時期が10年間延長され、以後も10年毎に指定を繰り返す限り税制特例が適用される。同制度は30年4月に施行された。

区は、元年度から、30年を経過する日を近く迎える生産緑地を対象に特定生産緑地への指定手続を進め、5年9月までに特定生産緑地を約138ha指定した。区内の生産緑地を保全するため、特定生産緑地制度について引き続き農業者に周知していく。

(3) 生産緑地の貸借制度の創設

平成30年6月に「都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下「貸借法」という。）」が成立し、それまで実質的に不可能だった生産緑地の貸借について、農業者が経営規模拡大のために生産緑地を借りること等が可能となった。また、農地を所有しない民間事業者が、所有者から直接生産緑地を借りて貸農園を開設することが可能となった。

5年度末現在「貸借法」に基づく貸借は、農業者によるものが18件、民間事業者による貸農園の開設が5件である。

〔農家戸数・農業従事者数および農地面積〕

年次	農家戸数 (戸)	農業従事者数 (人)	農地面積	
			(ha)	生産緑地面積 (ha)
元	426	953	199.7	177.8
2	421	938	193.7	175.5
3	415	927	188.6	172.5
4	398	886	182.3	169.7
5	385	859	177.7	162.85

資料：農家戸数と農業従事者数は「農業経営実態調査」（各年8月1日現在）、農地面積は都税事務所固定資産税課税（各年1月1日現在）、生産緑地面積は各年の告示面積による。

〔地区別農産物生産面積〕

〔単位：アール〕

品 目		合 計	練 馬	石神井	大 泉
野 菜 類	キャベツ	2,025	368	703	954
	大 根	884	389	199	296
	枝 豆	850	351	211	288
	ブロッコリー	846	347	188	311
	トウモロコシ	597	279	96	222
	ジャガイモ	557	224	134	199
	ネギ	462	166	126	170
	ほうれん草	446	175	135	136
	こまつな	371	129	145	97
	にんじん	344	190	61	93
野 菜 類	サトイモ	326	120	93	113
	トマト	300	85	65	150
	サツマイモ	247	108	37	102
	白 菜	239	81	60	98
	カリフラワー	185	88	35	62
	ナ ス	176	51	49	76
	キュウリ	171	71	39	61
	レタス	92	12	29	51
	いちご	38	15	4	19
	その他野菜類	1,659	514	416	729
野菜類計		10,815	3,763	2,825	4,227
野 菜 類 以 外	ブルーベリー	748	170	172	406
	柿	704	131	145	428
	みかん	419	175	62	182
	ブドウ	288	121	85	82
	栗	236	14	33	189
	梅	227	14	108	105
	キウイ	92	61	3	28
	その他果樹類	288	145	37	106
	植 木	911	247	523	141
	芝	785	2	50	733
野 菜 類 以 外	花 類	760	214	19	527
	さつき	33	22	3	8
	その他	464	156	154	154
	野菜類以外計	5,955	1,472	1,394	3,089
延べ生産面積計		16,770	5,235	4,219	7,316

※その他野菜類…南瓜、水菜、玉ねぎ、生姜、たら芽、おくら、竹の子、いんげん、かぶ、絹さや、ふき、ピーマン、うど、しそ、アスパラ、サニーレタス、八つ頭、なばな（のらぼう）等
その他果樹類……ゆず、かりん、すもも、レモン 等
その他……麦、緑肥、茶、牧草 等
資料：「農業経営実態調査」（5年8月1日）

54 文化・生涯学習・スポーツの振興

(1) 区民の文化芸術・生涯学習活動を支援する

●文化芸術・生涯学習施策の推進

『ビジョン』に基づき、区の魅力的な文化の掘り起こしや一流の音楽家・芸術家などによる本格イベントの開催など、文化芸術および生涯学習施策のさまざまな取組を進めている。

●文化芸術の振興に関する事業

身近に文化芸術に触れる機会を提供するため、「絵画展示」と「野外彫刻設置」の2つの事業を行っている。

また、地域の魅力を高めるため、区ならではの文化芸術事業を実施している。

- ・真夏の音楽会 vol. 6 大谷康子と楽しむ音楽の旅
ー魔法の世界へー
- ・こどもアートアドベンチャー
- ・みどりの風 練馬薪能
- ・ねりまの森の音楽祭

●映像∞文化施策の推進

区では昭和初期から現在に至るまで実写・アニメを問わず映像を作る環境が整っている。こうした状況を背景に、区と映像のつながりや映画の魅力を伝える様々な事業を実施した。

1 映像∞文化のまち構想の策定

映像やアニメなどの映像文化をテーマとしたソフト・ハードが一体となった夢のあるまちづくりを進めるため、3年11月に構想を策定した。

2 映画上映会

「ワーナー ブラザース スタジオツアー東京 -メイキング・オブ・ハリー・ポッター」開設に合わせ、「ファンタスティック・ビースト」シリーズ3作品を上映した。

3 映像文化と教育の連携事業の実施

区内の小・中学校において、映像制作等の体験授業を実施している。5年度は10校で延べ14授業を実施した。

4 映像文化情報の発信

(1) ねりま映画サロンの実施

日本を代表する俳優による対談動画をオンライン配信した。

出演：西田敏行氏、毒蝮三太夫氏、長峰由紀氏

(2) 映像∞文化のまち ねりまの本格稼働

練馬アニメーションサイトと統合し、区が誇る

映像文化の魅力を区内外に発信するサイトとして4年10月にリニューアルをした。上記対談動画やインタビューに加え、マップや年表、コラムなど、練馬と映像文化の理解が深まる様々なコンテンツを公開した。



〔サイトメインビジュアル〕

5 ねりま漫画サロンinゆめりあホールの実施

多くの漫画家が在住している区の特徴を活かし、トークイベントやワークショップ、複製原画の展示など、区ゆかりの漫画家と連携したイベントを実施した。

●公益財団法人練馬区文化振興協会

豊かな区民文化の創造と多様な文化の発展に寄与することを目的に、昭和57年9月に財団法人として設立した。その後、平成24年4月に公益財団法人に移行し、28年度から、日本を代表するヴァイオリニストの大谷康子氏を理事長に迎えた。

地域における自主的な文化芸術活動を促進し、また文化芸術の裾野を広げるため、区内文化団体への活動支援を行うとともに、区民に向けて情報を広く発信している。

石神井公園ふるさと文化館、美術館、練馬文化センターおよび大泉学園ホールの指定管理者として、魅力ある文化芸術事業の充実に取り組んでいる。

●練馬文化センター

区の文化芸術拠点として区民文化の創造と発展に寄与するため、昭和58年4月に開館した。

4年10月から大規模改修工事を行い、6年5月1日にリニューアルオープンした。

休館中の5年度は、区内外の他のホール施設を活用しながら音楽・伝統芸能などの公演事業、区民の文化芸術活動・団体の支援などを引き続き実施した。(11事業)

1 公演事業 6事業

- (1) 音楽事業 3事業
 - ①クラシックコンサート
 - ②アトリウムミニステージ
 - ③拠点コンサート
- (2) 伝統文化事業 3事業
 - ①伝統文化記録映画「野村万作から萬斎、裕基へ」上映会&トークショー
 - ②小学校狂言師派遣事業
 - ③小学校能楽師派遣事業

2 区民の文化芸術活動・団体の支援に係る事業

5事業

- (1) 演奏家等派遣事業
- (2) 舞台芸術支援事業 など

●大泉学園ホール（大泉学園ゆめりあホール）

区民文化の創造と発展に寄与するため、大泉学園駅北口再開発ビル「ゆめりあ1」内に、平成14年2月に開館した。

〔大泉学園ホールの利用状況〕 5年度

	利用件数（件）（※）	入場者数（人）
ホール	474	36,043
ギャラリー	112	6,487
計	586	42,530

※：延べ利用団体件数

●練馬区立美術館

区民の美術に関する知識および教養の向上を図り、区民文化の発展に寄与することを目的に、昭和60年10月に開館した。

美術に関する学識経験者等により構成する美術館運営協議会を設置し、幅広い意見を反映した活動を行っている。

美術館の再整備については、基本構想策定検討委員会の提言をもとに、区民意見反映制度に寄せられた意見等を踏まえ、4年3月に基本構想を策定した。公募型プロポーザル方式により選定された(株)平田晃久建築設計事務所の平田晃久氏による基本設計が6年1月に完了し、2月より実施設計に着手した。6年度は引き続き実施設計を進める。

1 展示事業

年間4～6回の企画展や、美術館の所蔵作品によるコレクション展などの展覧会を開催している。また、地域に根差した美術館として、区内在住の美術家協会会員の作品を紹介する「練馬区美術家協会展」や、区民の公募作品による「練馬区民美術展」を開催している。

〔企画展〕 5年度

展覧会名	会 期	観覧者数（人）
「生誕120年 大沢昌助」展	4月29日～6月18日（44日間）	4,181
「練馬区立美術館コレクション + 植物と歩く」展	7月2日～8月25日（47日間）	11,942
「宇川直宏」展 -FINAL MEDIA THERAPIST @DOMMUNE-	9月10日～11月5日（49日間）	6,432
「生誕120年 古賀忠雄」展 -塑造（像）の楽しみ-	11月17日～2月25日（82日間）	10,114
「生誕150年 池上秀畝」展 -高精細画人-	3月16日～4月21日（32日間）	11,530

2 教育普及事業

展覧会関連の企画を中心に各種講座やワークショップを実施している。また、「スクールプログラム」による団体鑑賞や職場体験等の受入れ、小・中学校の教員を対象に学芸員が作品解説を行う「ティーチャーズデイ」の実施、鑑賞学習教材の貸出しなど、学校との連携を深めている。

3 美術作品の収集

区にゆかりのある優れた作品の収集を行うとともに、幅広い視野から近・現代の優れた美術作品を系統的に収集している。5年度末の全所蔵数（寄託含む）は7,579点である。

4 美術の森緑地

平成27年3月に美術館の前庭にあたる緑地をリニューアルし、動物彫刻等32体を野外展示している。

●石神井公園ふるさと文化館

区の伝統文化を生かし、新たな地域文化を創造するため、観光振興にも寄与する博物館機能を有する施設として、平成22年3月に開館した。

また、隣接公園内に「旧内田家住宅」（区指定文化財）を移築復元し、建物内部も公開している。

26年4月1日に石神井松の風文化公園管理棟内に分室を設置した。

館の事業には区民サポーター91名が携わり、区民と館を結ぶ役割を担う存在として活動している。5年度は、分室を含め延べ178,800人が来館した。

1 展示事業

(1) 常設展

「江戸・東京近郊の暮らし」をテーマに、練馬区の歴史・民俗・伝統文化の特色を伝える展示を行っている。分室では、練馬区ゆかりの文化人に関する展示事業と作家・五味康祐氏が愛用したオーディオの展示などを行っている。

(2) 特別展

区の歴史などのほか、幅広い視野からテーマを設定した特別展を5年度は1回開催した。

〔特別展〕

5年度

展覧会名	会 期	観覧者数 (人)
紙のおもちゃがいっぱい 北原コレクション	9月16日(土) ～11月5日(日) (44日間)	4,214

(3) 企画展

収蔵資料などからテーマを決めた企画展を5年度は3回開催した。

〔企画展〕

5年度

展覧会名	会 期	観覧者数 (人)
産業で振り返る練馬の近代	4月8日(土) ～6月4日(日) (50日間)	3,223
田中小実昌 －物語を超えた作家－	6月17日(土) ～8月13日(日) (50日間)	3,160
ナニコレ!? ねりまコレクション －収蔵品のなぞを解明しよう－	1月20日(土) ～3月17日(日) (50日間)	7,746

(4) わがまち練馬情報コーナー 1・2

区内の自然・名所や、伝統工芸、ねりコレなどの産業情報、区民の創作作品を展示、紹介している。

2 教育普及事業

区の歴史・民俗・伝統文化等に関する講座、季節体験事業などを実施している。分室では、貴重なオーディオを用いて、さまざまなイベントを開催している。

3 資料収集事業

区の伝統文化にかかわる資料を幅広く系統的に収集している。

4 施設貸出し

区民の文化活動の練習・発表の場として、多目的会議室、企画展示室、ギャラリー、展示用ボックス等の貸出しを行っている。

●生涯学習センター

昭和28年に練馬公民館として開館し、平成24年4月に名称を生涯学習センターと変更した。29年度に

は、生涯学習施設を生涯学習センター分館と向山庭園を合わせた3館体制とし、生涯学習センターを区の生涯学習の中核を担う施設とした。

地域活動を行う人材の基盤づくり、生涯学習を行う団体への支援、生涯学習に関する情報提供を中心とした事業を行っており、施設は区民の自主的な活動場所として利用されている。

1 地域活動を行う人材の基盤づくり

(1) 武蔵大学特別履修生制度

4月から翌年3月までの1年間、武蔵大学で大学生と一緒に授業を履修する制度である。ボランティア活動の経験者、「つながるカレッジねりま」または「練馬Enカレッジ」の受講生もしくは修了生を対象としている。履修料の一部を区と武蔵大学で負担する。5年度の履修生は13人だった。

2 生涯学習団体等の支援

(1) 生涯学習団体届出制度

芸術・文化、市民生活、社会教育、子育て、健康、福祉、レクリエーション、スポーツ等さまざまな分野で活動し、一定の要件を満たす団体を生涯学習団体として登録している。

団体の名簿を公開しており、新たな会員獲得による団体の活性化を支援している。5年度末現在、1,328団体が区に届出されている。

(2) 団体活動支援

区民文化祭、サークル文化祭、文化団体舞台発表促進事業等の文化活動団体の発表を支援するほか、趣味と仲間づくり講座「縁ジョイ倶楽部」を実施し、新たな会員募集の支援を行っている。

3 生涯学習情報の提供

(1) 区民発出前講座

さまざまな趣味や特技を持つ区民・団体に、講座の企画内容を登録してもらい、地域の団体・サークルに講師として紹介している。5年度末現在で、48講座が登録されている。

(2) 学びと文化の情報サイト(あ・そ・ぶサイト)

学びに関する団体情報や区内で開催されるさまざまな催し等の最新情報を、区民が活動したいときや学びたいときに、いつでも得られるよう情報提供している。

〔各種事業実施状況〕 5年度

事業名	実施状況	
縁ジョイ倶楽部	12講座 延べ564人受講 講演会1回269人受講	
盆踊り講習会	2回 延べ162人受講	
練馬児童合唱団	在団生 65人 定期演奏会 1回 684人入場	
サークル文化祭	舞台発表会	2日 延べ632人受講
	作品展	3日 延べ828人受講
区民文化祭	参加団体 17団体 6,574人参加	
寿大学通信講座	書道・俳句2科目 延べ4,819人受講	
	スクーリング 5回 延べ140人受講	
	書初め展 1回 書道119点 俳句180句 出品	
公開講座	4大学 延べ809人受講	

〔生涯学習センターの利用状況〕 5年度

	利用件数（件）	利用者数（人）
ホール	544	60,442
第一会議室	556	4,067
第二会議室	494	3,419
第一教室	829	13,285
第二教室	572	5,065
第三教室	632	6,544
和室（大）	684	5,607
和室（中）	476	3,267
和室（小）	558	3,044
美術工芸室	427	3,769
視聴覚室	764	10,180
調理実習室	198	1,865
陶芸室	177	463
保育室	375	1,755
合 計	7,286	122,772

〔生涯学習センター分館の利用状況〕 5年度

	利用件数（件）	利用者数（人）
講座室 1	340	3,315
講座室 2	201	1,310
講座室 3	404	2,539
講座室 4	409	3,227
講座室 5	435	5,143
講座室 6	416	2,567
講座室 7	279	1,862
講座室 8（※）	－	－
講座室 9（※）	－	－
和 室（※）	－	－
料理室	22	277
工作室	325	2,648
美術室	418	3,008
音楽室 1	791	9,549
音楽室 2	655	4,668
陶芸室	644	2,509
保育室（※）	－	－
合 計	5,339	42,622

注：学習室利用人数…4,297人
※：講座室8・9、和室、保育室は、新型コロナウイルスワクチン
配送センターとして利用のため、5年4月1日から6年3月31
日まで貸出を休止

●向山庭園

庭園を有する和風の施設である。文芸・茶道・華道・
囲碁などの活動場所としてだけでなく、会議や学習の
会場としても、広く区民に親しまれている。

平成30年度からは、春に観桜会、秋に観楓会として、
コンサート・茶会・いけ花の展示などのイベントを
行っている。

管理運営は指定管理者が行い、年末年始を除く通年
開園している。

〔向山庭園の利用状況〕 5年度

	利用件数（件）	利用者数（人）
茶 室	669	2,832
和室（第1）	626	2,653
和室（第2）	694	2,951
和室（第3）	554	3,639
多目的室	612	3,053
日本庭園	6	11
庭園見学者	－	59,675
計	3,161	74,814

●学習の機会の充実

現代社会のさまざまな人権問題に関する学習を推進す
るため、人権講座を開催している。5年度は地域ふれあ
い講座を開始し、14人が参加した。

●学校施設の地域開放推進

学校が地域の核として健全で豊かなコミュニティづくりの場となることを目指して、学校施設を開放している。

- ・校庭開放
- ・学校図書館開放
- ・教室開放
- ・学校体育館開放

●学校施設の一般利用

学校応援団や学校開放運営委員会による施設開放のほかに、学校への事前申請に基づき、区民が一般利用できる。

利用できる施設は、校庭、屋内運動場、教室などのほか、開進第二中学校と大泉中学校に設置しているセミナーハウスがある。

(2) 読書活動を支援する

【関連資料：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

●図書館

地域の情報拠点として、図書館資料の収集・貸出しをはじめ、行政情報や地域情報を発信するとともに、区民の読書活動の普及・啓発のため、さまざまな事業を実施している。

また、利用者が求めている資料を的確に探し出し、調査や学習を手助けするためのレファレンスサービスの充実を図っている。

さらに、4年11月に策定した「これからの図書館構想」により、図書館運営の基本理念を「世界につながる 彩り豊かな 知の情報拠点」とし、サービスの充実を図っている。

1 施設の概要

(1) 図書館（12館）

光が丘、練馬、石神井、平和台、大泉、関町、貫井、稲荷山、小竹、南大泉、春日町、南田中

(2) 分室（1分室）

南大泉図書館分室（こどもと本のひろば）

乳幼児から小学校低学年までの子どもたちと、その保護者を対象としている。

(3) 図書館資料受取窓口（6所）

高野台（生涯学習センター分館内）、豊玉（豊玉リサイクルセンター内）、石神井公園駅（西武池袋線高架下）、大泉学園駅（リズモ大泉学園4階）、北町（北町地区区民館内）、上石神井（上石神井南地域集会所内）に設置している。

予約した資料の受取と返却および利用登録ができる。また、資料の検索・予約ができる（高野台を除く。）。

2 利用の促進

「東京都公立図書館調査（5年度）」によると、図書館資料の個人貸出点数および、個人予約点数は23区中第1位となっている。

資料の閲覧や貸出しのほか、季節や社会情勢に沿ったテーマの資料を展示するなど、利用者の読書の幅が広がるよう工夫している。加えて、普段馴染みのない本にも興味を持ってもらうため、内容が分からないように本を包装した「本の福袋」の貸出しも行っている。

また、読んだ日、タイトルや感想などを自分で記入することにより、読書記録をつけることができる読書ノートを配布している。

このほか、図書館をより身近に感じてもらうため、生活や趣味に関連した講座や講演会、参加型イベント、バリアフリー映画会や音楽会なども開催し、一部をYouTube練馬区立図書館公式チャンネルで公開している。

3 子どもの読書活動の推進

子どもたちが本に親しみ、生涯にわたり読書習慣を身につけることができるよう「第四次練馬区子ども読書活動推進計画」を2年3月に策定した。これにより、発達段階に応じた読書環境を整えるため、さまざまな取組を進めている。

(1) 事業

・よみきかせ・おはなし会やおたのしみ会

・ブックスタート事業

赤ちゃんと保護者が絵本を介して触れ合えるよう、絵本を手渡す事業

5年度 3,415セット配付

・本の探検ラリー

クイズを解きながらさまざまな本と出会い、親しむことができる参加型イベント

(2) ボランティアとの連携

読書活動の担い手の育成に努め、関係団体との連携を図っている。

・ボランティアへの講習会の実施

・ボランティア団体との協働

・地域文庫の活動への助成

5年度 16団体 711冊

〔子どもの読書活動推進に関する催し実施状況〕 5年度

催し名	実施数	参加者数（人）
よみきかせ・おはなし会	1,071 回	11,815
おたのしみ会	27 回	800
子ども読書の日・こども読書週間記念行事	25 回	839
本の探検ラリー (小・中学校開催)	延べ 41 校	4,383

〔予約状況〕

5年度

項 目	点数等
予約点数（個人）	2,245,298点
うちインターネットからの予約	1,975,705点
予約点数に占めるインターネット予約割合	88.0%

4 学校支援

小・中学校への団体貸出し、「ブックトーク」（テーマに沿ってさまざまなジャンルから本を紹介する事業）や「本の探検ラリー」、図書館見学・職場体験の受入れなどを実施し、子どもたちの読書活動を支援している。

- ・各校の学校図書館運営計画に基づく、学校図書館の図書選定の支援や蔵書管理
- ・調べ学習のための資料の提供

5 障害のある人へのサービス

全国の図書館などと連携して点字資料・録音資料の郵送貸出しを行うほか、ボランティアの協力を得て、本や雑誌の録音資料製作や対面朗読サービスを行っている。

また、外出が困難な区内在住の障害者等には、郵送で図書館資料を貸出すサービスを行っている。

そのほか、乳幼児や障害児向けの布の絵本の製作や、聴覚障害児も楽しめる手話つきおはなし会を行っている。

〔サービスの状況〕

5年度

項 目	点数等	
製作録音資料数	147点	
対面朗読実施時間	延べ 1,562時間	
外出困難障害者等資料郵送サービス貸出点数	8,529点	
布の絵本製作数	39点	
講習会名	実施数（回）	参加者数（人）
音訳者養成等講習会	13	延べ 205
布の絵本製作講習会	4	延べ 47

6 図書館情報システム

図書館資料の貸出し・返却・予約などの基本的な業務を管理するシステムで、年間約650万点の資料貸出しに対応している。

また、利用者の利便性を高めるため資料検索機や家庭用パソコン・携帯電話等からの資料検索・予約サービス、Eメールによる予約資料の取置き通知サービス等を実施している。

〔図書館の利用状況等〕

5年度

館名	種別	個人利用 登録者数 (人)	団体利用 登録数 (団体)	来館者数 (人)	貸出数			貸出予約数		
					個人貸出 点数 (点)	団体貸出 点数 (点)	協力貸出 点数 (点)	個人貸出 予約数 (点)	団体貸出 予約数 (点)	協力貸出 予約数 (点)
光が丘		37,253	171	631,386	1,040,314	13,149	3,541	305,056	1,097	1,828
練馬		24,441	149	413,991	573,045	12,864	401	202,303	3,932	424
石神井		21,833	95	297,317	572,118	14,647	973	124,987	5,322	1,006
平和台		14,238	144	223,919	460,399	11,659	445	140,456	3,282	478
大泉		14,105	142	252,732	436,789	19,238	571	116,237	14,573	592
関町		14,608	148	267,120	469,741	9,658	294	166,722	1,203	305
貫井		19,035	72	626,162	573,591	9,221	383	201,969	2,654	409
稲荷山		5,466	101	99,426	170,077	13,933	683	44,308	778	721
小竹		10,505	76	205,823	375,169	10,917	199	142,012	3,646	222
南大泉		7,975	78	175,645	339,357	3,696	138	99,778	1,855	142
南大泉分室		3,513	20	52,357	126,775	1,423	11	30,918	36	13
春日町		11,232	113	324,177	437,274	12,256	239	133,459	3,458	245
南田中		6,951	113	173,084	300,888	8,354	201	85,889	124	207
全館計		191,155	1,422	3,743,139	5,875,537	141,015	8,079	1,794,094	41,960	6,592
高野台受取窓口		634	—	13,950	39,680	—	—	33,280	—	—
豊玉受取窓口		826	—	23,997	62,735	—	—	53,135	—	—
石神井公園駅受取窓口		3,337	—	77,914	181,281	—	—	155,067	—	—
大泉学園駅受取窓口		4,584	—	57,951	152,760	—	—	127,754	—	—
北町受取窓口		934	—	14,869	36,337	—	—	32,514	—	—
上石神井受取窓口		1,225	—	20,879	57,525	—	—	49,454	—	—
合 計		202,695	1,422	3,952,699	6,405,855	141,015	8,079	2,245,298	41,960	6,592

〔図書館の所蔵資料〕

5年度末現在

館名	種別	図書資料 (冊)	雑誌 (冊)	視聴覚資料 (組)	視覚障害 者用資料 (点)
光が丘		331,611	13,171	21,930	6,502
練馬		149,053	3,082	11,661	1,172
石神井		223,723	2,788	8,000	—
平和台		162,415	3,578	8,213	—
大泉		220,858	3,415	8,394	—
関町		151,139	6,255	7,134	—
貫井		138,214	4,125	7,439	—
稲荷山		90,012	3,265	4,517	—
小竹		83,918	2,329	8,011	—
南大泉		68,435	1,963	4,691	—
南大泉分室		27,328	235	—	—
春日町		112,710	2,665	9,258	—
南田中		108,562	2,278	6,305	—
合 計		1,867,978	49,149	105,553	7,674

(3) 文化財を保存・活用・継承する

●文化財保護の推進

区には、郷土の歴史や自然を伝える有形、無形の文化財が多数ある。

文化財を守るためには、区民一人ひとりの理解と認識を高めることが必要である。区は、かけがえのない文化財を保護・保存するとともに区民に紹介し、文化財に対する理解と認識の向上に努めている。

●文化財の指定・登録

昭和61年3月に制定された「練馬区文化財保護条例」に基づき、同年12月に学識経験者で構成された練馬区文化財保護審議会を設置している。

区指定・登録文化財は、区が事前調査を行い、文化財保護審議会の答申に基づき、所有者の同意を得て指定・登録される。5年度は新規の登録が1件であった。(区内の指定・登録文化財については、巻末資料の240～241ページを参照)



〔北新井遺跡出土の縄文土器〕

●文化財保護のための主な事業

1 埋蔵文化財の調査・保存・活用

開発行為により、埋蔵文化財（遺跡）の破壊の危険があることから、区では、遺跡等の範囲の確認を行うとともに、その保護・保存に努めている。遺跡消滅の恐れがある場合は、事前に発掘調査等を実施し、記録保存の措置をとっている。

5年度は遺跡地で工事を行う届出が128件、通知が3件あり、遺跡の有無を確認するための試掘・立会調査が112件、発掘調査が4件あった。

出土品の一部は、生涯学習センター分館などに展示している。

2 東京文化財ウィーク参加事業

都の呼びかけによる「東京文化財ウィーク」は、国・都指定文化財の公開を促進する期間である。5年度は10月28日から11月5日までの9日間を中心に、つぎの企画事業を行った。

・^{おさき}尾崎遺跡の展示説明会（11月4日 23人参加）

また、石神井公園ふるさと文化館で、つぎの企画事業を行った。

- ・石神井城跡発掘パネル展（11月3日～11月5日）
- ・特別公開「小野蘭山墓誌」（10月28日～11月5日）

3 刊行物の発行

5年度はつぎの刊行物を発行した。

- ・ねりまの文化財（年2回）
- ・埋蔵文化財調査報告38
- ・練馬区文化財あんない（改訂版）

4 文化財説明板、道標の設置

身近な文化財に対する区民の理解を深めるため、説明板などの設置を行っている。5年度は、新規設置1件、既に設置された説明板の修繕3件を実施し、総数179件となっている。また、道標は29か所に設置している。

5 文化財防火デー

昭和24年1月26日、法隆寺金堂壁画が焼損したことをきっかけとして、毎年この日を中心に全国的に文化財防火運動が行われている。

区では、各消防署と連携しながら、文化財愛護のPRに努めている。5年度は、高松八幡神社、妙福寺で一斉放水等の訓練を行った。

6 郷土芸能ねりま座公演

区内で継承されている民俗芸能の普及・発展のために公演を開催している。5年度は、6年2月18日に開催し、祭囃子連が4団体出演した。

●文化財保護推進員

文化財の現況を把握し、区民に文化財保護思想の普及・啓発を図るため、昭和63年2月に文化財保護推進員制度を設けた。

文化財の所有者をはじめ多くの区民の協力のもとに、文化財の保護・保存を行っている。

●^{おさき}尾崎遺跡資料展示室

春日小学校建設の際に調査した「尾崎遺跡」の資料展示室を、昭和58年、同小学校内に開設し、出土品約200点を展示している。

(4) 区民のスポーツ活動を支援する

●スポーツ施設の整備

区民のスポーツ活動参加を促進するために、区ではスポーツ施設の整備を図り、活動の場の確保を進めている。

5年度は、桜台体育館の天井・空調設備等改修工事、大泉学園町希望が丘公園庭球場の人工芝張替工事および中村南スポーツ交流センターのプール可動床補修工事等を行った。

5年度末現在、区のスポーツ施設は、体育館7館、プール7か所、成人野球場5面、少年野球場5面、庭球場29面、多目的運動場6面、競技場1面、多目的広場4か所、スポーツ広場1か所である。

●スポーツの機会の充実

みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまちを目指し、スポーツ施設を積極的に整備してきた。

これらの施設では、地域のスポーツ団体をはじめ、区民の活発なスポーツ活動が行われている。こうしたスポーツ団体との協働により、区民体育大会、練馬こぼしハーフマラソンといったイベントや初心者スポーツ教室などを実施している。

〔屋外施設の利用状況〕

5年度

区 分	施設名（面）	利用数（人）
庭球場	豊玉中公園庭球場	3 24,757
	びくに公園庭球場	2 6,001
	土支田庭球場	7 42,306
	夏の雲公園庭球場	4 40,966
	大泉さくら運動公園庭球場	3 20,803
	大泉学園町希望が丘公園庭球場（※）	3 21,533
	石神井松の風文化公園庭球場	7 49,874
成人 野球場	学田公園野球場	1 10,956
	北大泉野球場	2 14,109
	東台野球場	2 22,849
少年 野球場	練馬総合運動場少年野球場	2 26,126
	荒川河川敷野球場（硬式少年野球）	3 32,337
運動場等	練馬総合運動場公園（陸上競技場・多目的広場）	76,719
	大泉運動場	44,690
	大泉さくら運動公園多目的運動場	85,230
	大泉学園町希望が丘公園多目的運動場	51,983
	石神井松の風文化公園多目的広場	40,815
	びくに公園多目的広場	26,189
	総合体育館東側多目的広場	686

※：大泉学園町希望が丘公園庭球場は、人工芝張替工事のため、5年10月1日から11月30日まで休場

〔体育館の利用状況〕

(単位：人) 5年度

施設名 区分	総合体育館	桜台体育館(※1)	上石神井体育館	平和台体育館	大泉学園町 体育館	光が丘体育館	中村南スポーツ 交流センター
個人利用	33,422	4,344	43,802	49,677	44,930	(※2) 25,119	28,864
登録団体利用	36,552	9,687	24,957	20,120	15,916	16,862	16,507
連盟・SSC	21,553	2,051	5,867	25,297	17,295	21,484	20,454
大会・事業等	11,545	3,168	4,972	2,681	2,547	20,452	1,644
自主事業	—	168	5,511	3,332	6,227	10,068	27,644
健康体力相談等	—	—	—	—	—	191	—
トレーニング室	25,907	—	35,290	25,697	38,279	61,098	46,841
合 計	128,979	19,418	120,399	126,804	125,194	155,274	141,954

注：トレーニング室には説明会参加者を含む。

※1：桜台体育館は、改修工事のため5年7月1日から12月31日まで休館

※2：光が丘体育館の個人利用には屋内ランニングコース利用者を含む。

〔プールの利用状況〕

(単位：人) 5年度

施設名 区分	上石神井体育館 温水プール	平和台体育館 温水プール	大泉学園町 体育館温水 プール	光が丘体育館 温水プール	中村南スポーツ 交流センター 温水プール(※)	三原台 温水プール	石神井プール
個人利用	70,057	71,597	57,098	93,824	105,069	68,715	28,785
登録団体利用	6,880	2,104	4,032	6,548	3,360	12,654	—
連盟・SSC	1,572	5,573	10,551	1,740	13,866	4,333	—
大会・事業等	3,099	250	335	3,104	1,213	480	—
自主事業	3,282	5,864	—	815	6,135	3,886	—
障害者専用コース	1,073	700	1,534	887	810	932	—
合 計	85,963	86,088	73,550	106,918	130,453	91,000	28,785

※：中村南スポーツ交流センター温水プールは、補修工事のため6年2月20日から2月29日まで休場

〔スポーツ事業〕 5年度

区 分		内容および参加人数 (人)	
各種大会	区民体育大会	34種目	18,052
		総合開会式	551
	都民体育大会	28種目	437
	都民生涯スポーツ大会	14種目	154
	城北地区競技会	5種目	230
	女性スポーツ大会	3種目	656
	都民スポレクふれあい大会	2種目	33
	城西ブロックスポーツ交流大会	5種目	742
野外活動	練馬区ボッチャ交流大会2023	11月29日 光が丘体育館	33
	親子アウトドア体験	7月30日 光が丘公園	24
	区民歩行会	11月19日 国分寺～深大寺	27
	初心者スポーツ教室	30種目70教室	3,647
	夏休み水泳教室	2校	63
	スポーツ・レクリエーション教室	7月17日、9月10日 大泉特別支援学校	39
	少年少女スポーツふれあいひろば	2月17日実施	141
	スポーツの日記念行事	10月9日実施 光が丘体育館ほか5会場	7,723

●地域スポーツ指導者の育成

スポーツ実施率を更に高めるため、多様なスポーツへの要望に応じられるよう、質の高い指導者等の育成に努めている。

1 スポーツ推進委員

区内でのスポーツ推進のため、スポーツ事業の実施に係る連絡調整やスポーツに関する指導と助言等を行っている。5年度末現在、19人のスポーツ推進委員が活動している。

区民歩行会や小学生を対象としたアウトドア事業など、さまざまなイベントの実施を通して、区民にスポーツをする楽しさを伝え、参加へつなげている。また、区内スポーツ関係団体が連携して実施するスポーツイベントの連絡調整および運営や、パラスポーツに係る取組も行っている。

2 スポーツリーダー養成講習会

スポーツリーダー養成講習会を開き、修了者に対して認定を行っている。5年度末現在、499人が認定を受けている。

●総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブ（SSC）は、地域の人々が中心となって運営し、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が交流できる点に特色がある。

5年度末現在、7つのクラブは区立体育館に活動拠点を設け、会員制による運営を行っている。

〔総合型地域スポーツクラブ（SSC）〕 5年度

クラブ名 (通称名)	設立年月日	主催・共催 事業参加者数 (人)
NPO法人SSC谷原アルファ (SSC谷原)	平成14年8月24日	19,459
NPO法人スポーツコミュニティー桜 (SSC桜台)	平成14年9月5日	2,672
NPO法人スポーツクラブホワイエ 上石神井 (SSC上石神井)	平成14年12月17日	9,689
NPO法人総合型地域スポーツ クラブ平和台 (SSC平和台)	平成14年10月4日	24,343
NPO法人光が丘総合型地域 スポーツ・レクリエーションクラブ (SSC光が丘)	平成14年9月10日	7,747
NPO法人コミュニティネットSSC 大泉 (SSC大泉)	平成14年8月13日	43,046
NPO法人豊玉・中村地域スポーツクラブ クラブプラッツ (SSC豊玉・中村)	平成21年2月21日	21,365

●練馬こぶしハーフマラソン

区民の健康・体力の更なる増進と地域スポーツの振興、練馬の魅力の発信を目的として、平成26年度から30年度まで毎年実施していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、元年度から3年度まで開催を中止した。4年度は4年ぶりに開催し、5年度は第7回大会として、「練馬こぶしハーフマラソン2024」を6年3月24日に開催した。

満開のこぶしや桜を楽しみながら幹線道路を走行できるコースや、沿道からの途切れない応援が大会の特色であり、参加者から高い評価を得ている。

〔練馬こぶしハーフマラソン ロゴ〕
区の木である「こぶし」の花がデザインされている。



〔開催状況〕

ハーフマラソン種目

	開催日	開催時天気	エントリー数	当日出走者数	完走者数 (完走率)
第3回	29.3.26	雨	5,239人	4,021人	3,899人 (97.0%)
第4回	30.3.25	晴	5,423人	4,807人	4,510人 (93.8%)
第5回	31.3.24	晴	5,433人	4,764人	4,512人 (94.7%)
第6回	5.3.26	雨	5,442人	4,361人	4,182人 (95.9%)
第7回	6.3.24	曇り	5,317人	4,672人	4,554人 (97.5%)

マイルラン種目

	エントリー数		当日出走者数	
	中学生 の部	小学生と ペアの部	中学生 の部	小学生と ペアの部
第3回	150人	330組 660人	100人	約 200組
第4回	100人	296組 592人	83人	269組 538人
第5回	58人	342組 684人	53人	303組 606人
第6回	—	445組 890人	—	328組 656人
第7回	—	379組 758人	—	349組 698人

注：①第3回は試行実施

②第6回から中学生の部は廃止

55 練馬の魅力づくりと練馬ならではの観光の推進

(1) 練馬の魅力の発信

●広報キャンペーンの実施

3大事業を中心とした「ねりま推し」関連のPR

5年度は、牧野博士をモデルにしたNHKの連続テレビ小説の放映開始や、「ワーナー ブラザース スタジオツアー東京 -メイキング・オブ・ハリー・ポッター」の開設、全国都市農業フェスティバルの開催など、区内で大きなプロジェクトが実施された。区はこれらの3大事業を、区の魅力発信の絶好の機会と捉え、「ねりま推し」を合言葉に、積極的なPRを行った。

5年4月には、区民とともに練馬の魅力を発掘・発信するため、Instagram「ねり丸の#ねりま推し」を開設した。4月から11月まで、Instagram・イベント・アンケートなどを通して「ねりま推し」を募集し、2,130件の応募があった。これらをgoogle map上に「ねりま推し MAP」として、6年3月に区公式ホームページで公開した。

また、区にゆかりのある12名の方に、推しの場所や思い出を伺い、「ねりま推し冊子」としてまとめ、6年3月に区ホームページで公開した。



●スタジオツアー東京の開設に合わせた練馬の魅力発信

1 ねりまシティ・ウィザード・プロジェクトの展開

ねりま観光センターで、スタジオツアー東京周辺商店会等での賑わい創出のため、「魔法」をコンセプトにした「ねりまシティ・ウィザード・プロジェクト」を展開した。

5年度は、西武鉄道(株)および日本大学芸術学部と連携し、壁面装飾によるフォトスポットを1か所設置した。

また、「シティ・ウィザード(まちの魔法使い)」として認定した、区内で活躍する職人等や魔法メニューを巡るキャンペーンを実施した。

2 区内周遊ツアーの実施

スタジオツアー東京来場者の区内周遊を促進するため、野菜・果実の収穫体験や牧野記念庭園、美術館等を巡る「区内周遊ツアー(ようこそ練馬ぶらり旅)」を5年度から実施し、延べ2,005人が参加した。

3 外国人観光客受け入れセミナーの開催

豊島園通り周辺商店および「区内周遊ツアー」協力事業者を中心に、インバウンド対応を含めた外国人観光客受け入れセミナーを2回開催し、延べ100人が参加した。

(2)「練馬ならではの観光」の推進

●練馬の魅力を体感できる仕組みづくり

1 観光案内板の設置

区内の鉄道20駅に1基ずつ観光案内板を設置している。区内の観光スポット、名所、区立施設などを紹介することで、区民や来訪者に練馬区の魅力を発信している。観光案内板には、地図情報のほか、練馬区ゆかりのアニメを活用し、区の魅力を発信している。

注：観光案内板の設置駅：

練馬区内にある西武池袋線、西武新宿線、西武有楽町線、都営大江戸線、東京メトロ有楽町線・副都心線、東武東上線の各駅

2 練馬の魅力を発信

練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」や練馬区ゆかりのアニメを活用し、区の魅力に関する情報を区内外に発信している。

5年度は区内4か所に設置している東映、東映アニメーションの人気キャラクターをデザインしたマンホールのマンホールカードを観光案内所等で配布し、区内周遊を促進している。

3 ねりま観光センターの運営

区は、(一社)練馬区産業振興公社ねりま観光センターに、事業費等の補助を行うとともに、連携して観光振興事業を展開している。ねりま観光センターが5年度に実施した主な事業は、「ねりコレ2024」の募集・認定、「体験型観光ツアー」の実施、「練馬カプセル」等の観光ガイドの作成・配布およびねり丸グッズの制作・販売などである。また、区が区内2か所に設置した観光案内所の運営を行っており、観光スポットやイベントなどの情報発信のほか、「ねりコレ」等区内名産品の販売を行っている。

〔観光案内所利用状況〕

5年度

名 称	利用者数 (人)
ねりま観光案内所	67,299
石神井観光案内所	52,226

(3) 練馬の魅力を感じるイベントづくり

区民や区外からの来場者が参加・交流し、練馬の魅力を体感できる機会を創るため、区の2大まつりである練馬まつり・照姫まつりを開催している。

また、ジャパンアニメーション発祥の地である大泉地域において、アニメをはじめとした映像文化資源を活用したイベントを開催している。

●第46回練馬まつり

練馬駅北口およびマロニエ通り周辺を会場に、出展やステージイベントのほか、区民・産業プラザで練馬産業見本市を同時開催した。

なお、今回は雨天での開催だったため、予定していたプログラムの一部中止や変更等を行った。

〔開催日〕 5年10月15日 (日)

〔場 所〕 練馬駅北口およびマロニエ通り周辺

〔来場者〕 20,000人

〔概 要〕 ・ステージ

・各種出展

・車両展示

・ヘブンアーティストによるパフォーマンス

・スポーツひろば

〔主 催〕 練馬まつり推進協議会



〔第46回練馬まつりポスター〕

●第36回照姫まつり

華やかな時代衣装を身にまとった照姫を中心に、勇ましい鎧姿の武者などで構成された約100人が照姫行列を行った。

〔開催日〕 5年5月14日 (日)

〔場 所〕 都立石神井公園および西武池袋線石神井公園駅前とその周辺

〔来場者〕 45,000人

〔概 要〕 ・照姫行列・出陣式・帰還式

・ステージ

・各種出展

・チャンバラ合戦・戦国ワークショップ

〔主 催〕 照姫まつり推進協議会



〔第36回照姫まつりポスター〕

(4) 風を感じるまちづくり

●散策しやすいまちづくり

区では、都市計画道路や生活幹線道路などの新設に当たり、バリアフリー化を図っている。併せて、地域の景観に配慮した緑化、無電柱化、街路灯などの施設整備による道路の質の向上を図り、安全・安心で散策しやすいまちづくりを進めている。

●アニメプロジェクトin大泉2023

大泉学園駅北口周辺の各会場で、アニメをはじめとした映像文化資源を活用したイベントを開催した。

〔開催日〕 5年5月28日（日）

〔場 所〕 ・大泉小学校・大泉図書館・妙延寺

・大泉風致地区公園

・東映アニメーションミュージアム

〔来場者〕 19,500人

〔概 要〕 ・キャラクターショー

・アニメーション上映会

・トークショー

〔主 催〕 アニメプロジェクトin大泉推進連絡会



〔アニメプロジェクトin大泉2023キービジュアル〕

56 多文化共生、国際・都市交流の推進

(1) 各国文化の相互理解

●相互理解の促進と生活支援

外国人区民と日本人区民が互いの文化・習慣の違いを認め合い継続的な関係を築いていけるよう、さまざまな交流事業や講座を実施している。

また、外国人区民の日常生活上の不安を解消し地域の構成員として生活ができるよう、きめ細やかな生活支援を行っている。

1 相互理解促進事業

(1) 外国人と日本人の交流

各国の文化紹介等を行うことにより、外国人区民と日本人区民とが気軽に交流する場として、文化交流カフェ（5月・7月・9月・11月・1月・3月、全6回）を開催した。

(2) やさしい日本語研修

分かりやすい日本語によるスムーズな意思疎通を目指した研修を、区民と区職員を対象として実施した。

(3) 日本語ボランティア実践研修

外国人区民へ日本語を教えるボランティアのスキルアップ研修を実施した。

2 外国人区民への生活支援

(1) 外国語による相談窓口

毎週月～金曜日の午後、区役所本庁舎に外国語による相談窓口を設け、区の事業・文化・学習情報の提供や日常生活上の相談を受けている。（英語・中国語・韓国語・タガログ語）

注：韓国語は金曜日、タガログ語は月曜日のみ

(2) 文化交流ひろば 情報コーナー

平日午前10時～午後1時、土・日・祝休日午後1～4時に、文化交流ひろば（光が丘）に情報コーナーを設け、各種の生活情報を多言語により提供している。（英語：火・木・土、中国語：水・金・日、韓国語：月）

(3) 日本語講座

「にほんごのきょうしつ」（4～12月）、「こども日本語教室」（原則、学校休業期間および第二土曜日を除く毎週土曜日）を開催した。

3 ボランティアとの協働

区の窓口で日本語を母語としない外国人への通訳を行う通訳・翻訳ボランティアや、日本語講師のボランティアの登録を随時受け付けている。5年度末現在の登録者数は通訳・翻訳ボランティアが333人、日本語

講師ボランティアが180人である。

●友好都市等との交流

1 北京市^{かいでん}海淀区

年	動 ぎ
昭和 63 年	「東京都区市町村友好代表团（団長・練馬区長）」が北京市を訪問（交流開始）
平成 4 年	海淀区長を招き「友好・協力交流に関する合意書」に調印
5 年	区民親善訪問団を海淀区へ派遣
14 年	・海淀区に桜を寄贈 ・「友好交流 10 周年記念写真展」開催 ・海淀区少年少女合唱団と練馬児童合唱団による合同演奏会を開催（友好交流 10 周年記念） ・区長が海淀区を訪問し「友好・協力交流に関する合意書」に調印
19 年	・「練馬区・北京市海淀区友好文化交流展」開催 ・「友好交流 15 周年記念写真展」開催 ・区議会代表团が海淀区を訪問
20 年	海淀区から贈られた記念碑（友好交流 15 周年・練馬区独立 60 周年記念）を区役所本庁舎正面玄関に設置
24 年	・海淀区少年少女合唱団と練馬児童合唱団による合同演奏会を開催（友好交流 20 周年記念） ・練馬区スポーツ交流団（14 人）を海淀区へ派遣
28 年	北京市青少年キャラバン訪日団が練馬区を訪問、中学生と交流
29 年	練馬区独立 70 周年記念式典参列のため、北京市海淀区代表团が練馬区を訪問
30 年	・練馬区長・区議会代表团が北京市海淀区を訪問 ・北京市海淀区代表团が練馬区を訪問
令和元年	北京市海淀区区民訪問団が練馬区を訪問
4 年	友好提携30周年記念事業を実施

〔北京市海淀区 ^{いわえん}頤和園〕



ユネスコの世界遺産に登録されている庭園公園

2 イプスウィッチ市

年	動 ぎ
昭和 63 年	練馬区国際交流友好都市提携調査団がオーストラリアを訪問（交流開始）
平成 5 年	区立中学校生徒のイプスウィッチ市への派遣を開始
6 年	イプスウィッチ市長を招き「友好都市提携に関する合意書」に調印
13 年	イプスウィッチ市に友好のシンボル「ネリマガーデン」が開園し、区長、区議会議員が開園式に出席
16 年	区長、区議会議員団がイプスウィッチ市を訪問、「友好都市提携 10 周年に関する合意書」に調印
21 年	区長、区議会議員団が「ネリマガーデン」茶室の完成式典に出席（友好都市提携 15 周年）
22 年	練馬区手工芸作家連盟がイプスウィッチ市自治体 150 周年に参加し、展覧会とワークショップ実施
23 年	・洪水により甚大な被害を受けたイプスウィッチ市に対し、区・区議会から義援金送付 ・イプスウィッチ市の小学生から東日本大震災のお見舞いメッセージ付きのぬり絵が届く
24 年	イプスウィッチ市長と友好訪問団が練馬区を訪問、第 35 回練馬まつりに参加
26 年	・イプスウィッチ市長と友好訪問団が練馬区を訪問 ・「友好都市提携 20 周年に関する合意書」に調印、石神井松の風文化公園での記念植樹を実施
令和元年	イプスウィッチ市訪問団が練馬区を訪問、世界都市農業サミットおよび関連イベントに参加
5 年	区立中学校生徒派遣事業の再開に伴い、区長がイプスウィッチ市を訪問

〔イプスウィッチ市 セントメアリーズカトリック教会〕



市の中心部にある歴史的建造物

3 諸外国との交流

平成 9 年 11 月に練馬区独立 50 周年、フランスにおける日本年などを記念し、フランス・ストラスブール市に桜を寄贈した。10 年 5 月には同市からマロニエの苗木 100 本が寄贈され、区画街路 3 号線と中村小学校に植樹するなどの交流歴がある。

21 年 4 月にはフランス・アヌシー市とアニメ産業交流協定を締結した。

また、4 年 8 月に駐日エクアドル大使が練馬区を訪問した。

4 海外友好都市等の周知

(1) 海外友好都市紹介事業

①北京市海淀区

5 年 7 月、区役所アトリウムで写真展を開催

した。

②イプスウィッチ市

5 年 5 月、区役所アトリウムでミニコンサートおよびオーストラリアの食文化紹介を行った。

(2) 海外友好都市パネル展

6 年 1 月、区役所アトリウムで海淀区およびイプスウィッチ市について、パネル等による紹介展示を行った。

(3) 海外友好都市紹介ケースの常設展示

海外友好都市紹介の展示ケースを区役所アトリウムに常設している。

5 国内都市（長野県上田市）との交流

昭和 55 年に長野県武石村（現上田市）に武石少年自然の家を開設したことから交流が始まり、平成 6 年に「友好提携に関する合意書」の調印を行った。その後、18 年の市町村合併により上田市となったことから、同年 8 月に改めて「友好提携に関する合意書」の調印を行った。

令和 4 年 10 月には上田市がアンテナショップ「信州上田物産館（UEDA Nerima BASE）」を石神井町 7 丁目に開設した。

5 年度の交流実績は、つぎのとおりである。

- (1) 友好都市・上田市写真展を開催（5 年 4 月）
- (2) 上田市が照姫まつりに出展（5 年 4 月）
- (3) 上田市物産販売会を開催（5 年 6 月～6 年 2 月の毎月）
- (4) 上田市が練馬まつりに出展（5 年 10 月）
- (5) 上田市が「うえだ推し！キャンペーン 2023 in 練馬」（5 年 10 月、11 月）を開催
- (6) 上田市が「全国都市農業フェスティバル」に出展（5 年 11 月）
- (7) 区長が上田市を訪問（5 年 11 月）
- (8) 上田市の「稲倉の棚田」のオーナー募集記事を区報に掲載（6 年 1 月）
- (9) 上田市を紹介するパネル展を開催（6 年 1 月）
- (10) 上田市が「イラストレーター キン・シオタニさん 1 日店長物産販売会」を区民・産業プラザで開催（6 年 3 月）

57 平和と人権の尊重、男女共同参画の推進

(1) 平和を尊ぶ心を育む

●平和推進事業

平和を尊ぶ心を育み、人々へ伝えていくため、昭和58年に「非核都市練馬区宣言」を行い、区立施設に「非核都市練馬区宣言パネル」を設置している（宣言文は裏表紙参照）。また、平成7年に光が丘公園内に「平和祈念碑」を建立し、平和への願いを発信している。

1 平和祈念コンサート

音楽や戦時体験の講演等を通して世界の恒久平和を祈念しようという趣旨で、平成4年度から実施している。

5年度は8月4日に生涯学習センターで開催した。出演者は住谷美帆氏（サクソフォン）、佐藤采香氏（ユーフォニアム）、清水初海氏（ピアノ）。音楽演奏のほか、区内在住の石塚太郎氏を招き、疎開先での生活や、爆撃があった日のことについて語っていただいた。また、友好都市である中国北京市海淀区、オーストラリア・イプスウィッチ市から送られた平和への思いを込めたメッセージを披露した。

2 平和祈念パネル展

5年7月28日から8月16日に石神井公園ふるさと文化館で、8月2日から8月15日に区役所アトリウムで東京大空襲、原爆投下、戦時下の練馬等を写したパネルやポスターを展示した。

(2) 人権の尊重と男女共同参画を進める

●人権尊重の理解を深めるための啓発

平成28年に「障害者差別解消法」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が、31年には都が「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を施行し、多様な個性を持った人々が、違いを認め合い、自由に参画し、支え合う社会を作るための法令整備が行われている。

しかし、いじめや虐待、配偶者による暴力など、相手の人権を考えない行為が後を絶たず、また、公共施設への差別的な落書き、街頭宣伝でのヘイトスピーチなど外国人や同和問題に対する差別行為が発生している。

5年に区が実施した「人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査」では「人権侵害や差別を受けた経験がある」と答えた区民の割合は、34.1%であっ

た。区はそれらを踏まえ、差別を許さないという認識のもと、周知・理解促進に取り組んでいる。

1 人権啓発事業

(1) 人権週間行事

毎年12月の人権週間に合わせて、講演や映画の上映、中学生による人権作文の朗読等を行っている。5年度は映画「ズートピア」の上映と人権作文の朗読を生涯学習センターで行い、参加者数は延べ131人であった。

また、区役所アトリウム、男女共同参画センター、春日町図書館で女性や子ども、犯罪被害者やその家族等、さまざまな人権問題についてパネルやポスターを展示した。

(2) 人権セミナー

人権問題に関する当事者・関係者・学識経験者等を講師に迎え、主に成人を対象として、より深い人権啓発を行うことを目的に全3回開催し、参加者は延べ70人であった。

(3) 啓発DVDの貸出し

団体の研修会や個人等に対し、同和問題等の啓発DVDを貸し出している。

(4) 区報による啓発

毎年、5月3日の憲法記念日と12月の人権週間にあわせ、人権についての啓発記事を掲載している。

(5) 啓発用小冊子の配布

新成人に向けた人権啓発として、小冊子「自分らしくGO!!! 大人になるあなたへ」を「成人の日のつどい」で配布した。

(6) LGBT等の理解啓発

性の多様性の理解促進のため、東京学芸大学附属国際中等教育学校と協力し、「マンガで高校生と一緒に考える LGBT パネル展」を実施した。また、パネル展での高校生の作品を活用して、思春期の子供を持つ保護者向けのリーフレットを作成し、区立中学校等へ配布した。

2 犯罪被害者等支援施策の総合的推進

平成21年3月に「練馬区犯罪被害者等支援基本方針」を策定し、犯罪被害者等支援施策の総合的推進を図っている。

区の窓口での二次的被害を防止する取組として、22年2月に「犯罪被害者等支援の手引」を作成した。さらに、3年度には「窓口対応力向上の手引」への掲載により、犯罪被害者等の立場を理解し適切な対応を

行うことを職員へ周知した。

5年度の人権パネル展は、区内三警察署および（公社）被害者支援都民センター協力のもと、犯罪被害者等支援に関する展示を拡大し、区内3か所で行った。

3 職員研修の充実

職員がさまざまな人権問題を正しく認識し、職務を行ううえで適切な対応が行えるよう、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」および「練馬区職員研修実施計画」に基づき、職員研修を実施している。

4 厚生文化会館の人権尊重に関する事業

住民相互の交流や高齢者・児童の福祉を増進するとともに、人権尊重活動を推進するため、昭和48年4月に厚生文化会館を開設した。地域住民の身近な施設として親しまれ、相互交流を深めるために、「けやきまつり」等の事業を行っている。

施設には、集会室、敬老室、児童室および学童クラブのほか、人権図書コーナーがあり、人権に関する資料・図書の収集、貸出しを行っている。

区および地域住民等で構成する、厚生文化会館運営協議会を設けている。

●第5次練馬区男女共同参画計画

「第5次練馬区男女共同参画計画（計画期間2～6年度）」は、「男女共同参画社会基本法」の定める「市町村男女共同参画計画」であるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」および「女性活躍推進法」に定める「市町村推進計画」に該当するものである。

本計画は「すべての人が輝くまち」を基本理念に掲げ、4つの目標として「人権の尊重と男女平等意識の形成」「配偶者等暴力被害者への支援と性暴力やハラスメントの防止」「家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進」「女性の健康と安心を支える暮らしの実現」を設定し、新たな課題にも取り組む。

公募区民、団体代表や学識経験者などで構成する男女共同参画推進懇談会が、「練馬区男女共同参画計画」や、区内における女性活躍推進に関して検討を行っている。6年3月には「『第6次練馬区男女共同参画計画』策定に向けての意見」が区に出された。

●男女平等意識を高める啓発事業

1 男女共同参画の集い・ねりまフォーラム

男女共同参画を広く区民に理解してもらい、自分自身の問題として考えてもらうために開催している。平成10年度から、公募区民による実行委員会の企画・運営により実施している。5年度は、関区民センターと生涯学習センターで映画「his」の上映会を開催

し、参加者数は230人であった。

2 女性の日・男女共同参画週間・国際男性デー

4月10日の「女性の日」、6月23日から29日までの「男女共同参画週間」、11月19日の「国際男性デー」にあわせ、女性活躍や男性の育児休暇など、男女共同参画に関する理解を深めてもらうためのパネル展示を行っている。5年度は、父と子で作るクッキングレシピの紹介も行った。

3 企業・事業所向け男女共同参画セミナー

ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のため、企業・事業所の雇用主および人事労務担当者等を対象にセミナーを開催している。5年度は、「それってハラスメント？どこからハラスメント？」と題して開催し、参加者数は68人であった。

4 啓発冊子の発行

男女共同参画情報紙「MOVE」（年2回発行）において、テーマ「女性活躍」（Vol.53）、「おうちの性教育」（Vol.54）を特集し、また「女性手帳」等の冊子を発行した。

【男女共同参画情報紙「MOVE」
Vol.53
特集テーマ「女性活躍」】



●配偶者等暴力被害者への支援と性暴力等の防止

1 練馬区配偶者暴力相談支援センターの運営

平成26年5月から練馬区配偶者暴力相談支援センターを運営している。

配偶者暴力相談支援センターが持つ各機能（相談、一時保護、DV証明書の発行、生活支援等）を総務部人権・男女共同参画課と福祉部の各総合福祉事務所が担いつつ、関係各課と連携して被害者支援に取り組んでいる。

2 女性や若年層への暴力等の防止に関する啓発

(1) 女性に対する暴力をなくす運動

11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの女性に対する暴力をなくす運動実施期間に、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図る啓発事業を実施している。

5年度は区役所本庁舎および男女共同参画センターで、配偶者からの暴力や性犯罪・性暴力被害防止の啓発パネルを展示し、合わせて相談窓口を記載したリーフレットの配布を行った。

男女共同参画センターでは、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなみ、

パープルライトアップも実施した。

(2) 啓発用小冊子の発行

新成人向けに、ハラスメントやデートDV等の啓発小冊子の配布や、小・中学生の保護者向けに、子どもの性暴力被害についての啓発小冊子の配布を行った。

(3) 出前講座

中学生を対象とした「デートDV防止講座」を区立中学校3校で実施した。

●男女共同参画センターの運営

男女共同参画センターは、昭和62年4月、女性が学び、活動し、交流することにより、女性問題の解決に寄与することを目的に、婦人会館として開館し、平成3年には練馬女性センターに改称した。

22年4月からは、男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設として男女共同参画センターに名称を変更した。

なお、20年4月に、区民公募により施設の愛称を「えーる」と定めた。

施設には、会議室、視聴覚室、和室、研修室、録音室、相談室、図書・資料室、団体等の交流コーナー、授乳コーナーなどがあり、施設の貸出しも行っている。また、センターで実施する講座に子どもを持つ区民が参加しやすいよう、保育室を設置している。

30年4月には女性のための就活応援コーナーを開設し、就職活動に役立つ資料を揃えている。

3年1月には視聴覚室および会議室、4年4月には図書・資料室、5年9月には全部屋に無料Wi-Fiを整備した。

また、広報紙「えーるだより」を年4回発行している。

〔事業実施状況〕

(単位：人) 5年度

事業名（講座数）	参加者 (延べ)	保育人数 (延べ)
男女共同参画講座（22講座）	595	78
区民企画講座（10講座）	360	16
出前講座（5講座）	1,212	—
映画上映会（2講座）	110	6

〔施設利用状況〕

(単位：人) 5年度

施設	利用者
会議室	6,566
視聴覚室	13,666
和室（大）	4,915
和室（小）	3,308
第1研修室	8,388
第2研修室	4,618
第3研修室	6,623
録音室	2,753
保育室	7,472
合 計	58,309

1 男女共同参画センター えーるフェスティバル

男女共同参画について知識を深める機会にするとともに、日頃、センターで活動するサークルの成果の発表と、区民が自由に参加・交流できる場の提供を目的として、毎年6月に実施している。

5年度は、「あなたも私も輝く社会へ」をテーマに、6月17日から19日までオンラインと会場参加型を併用して開催した。

〔男女共同参画センター えーるフェスティバル〕 5年度

テーマ	
講演会・ ワークショップ	・上智大学教授 三浦まり特別講演会 ・パネルディスカッション あいてをよく知るために ～今おもって（思っで・想って）いること～ ・パネルディスカッション 産後パパ育児をとりましょう！ ～誰でもとれる育児休業～ ・女性の権利を国際基準に ～ねりまの女性をもっと元気に～ ・防災・減災に男女共同参画の視点を ～男女共同参画でつなげよう「防災知識の輪」～

2 図書・資料室

男女共同参画の推進に係る図書の貸出しや、行政資料の閲覧ができ、学習に関する読書相談にも応じている。また、子育て中の保護者を対象とした保育付きブックタイム事業を実施している。5年度は毎月1回の計12回実施し、参加者は保護者延べ57人、子ども延べ64人であった。また、情報ライブラリーニュース「すてっぶ」を隔月に発行している。平成18年4月に創刊し、4年12月に100号を迎えた。

〔所蔵資料〕

5年度末現在

種 別	数 量
図 書	13,450 冊
行政資料	1,576 冊
各種団体資料	495 種
雑 誌	13 誌
新 聞	7 紙

〔図書・資料室の利用状況〕

5年度

開館時間	利用登録者	貸出図書	読書相談
午前9時から午後 9時30分まで (読書相談は午後 5時まで)	995人	7,531冊	46件

3 相談室

カウンセラーによる専門相談など、さまざまな相談に応じている。

〔相談室開設状況〕

5年度

相 談	相談日 (※2)	件数(件)
総合相談	毎 日	5,295
性的マイノリティに関する相談	第3土	8
男性のための相談(※1)	第2火	3
心の相談(カウンセリング)(※1)	月～土	193
配偶者等の暴力(DV)に対する 専門相談(カウンセリング)(※1)	月・水・金	206

※1：予約制

※2：年末年始および施設点検日を除く。

第6章

区民とともに区政を進める

- 61 地域コミュニティの活性化と協働の推進 228
- 62 区政改革の推進 232



地域おこしプロジェクト「ねりまのみどりってこんなに素敵！プロジェクト」の森林浴体験会

61 地域コミュニティの活性化と協働の推進

(1) 区民の自主的な活動を尊重した支援と連携

●町会・自治会の活動支援

区内には247の町会・自治会があり、区政の最大のパートナーとして、行政情報の周知や公設掲示板等の管理など幅広く区の事業に協力している。防犯・防災対策、環境保全対策、住民同士の交流など、さまざまな活動を通じて、まちの安全・安心に貢献している。

また、区全体の町会・自治会の連絡調整を図るため、町会連合会がある。町会連合会では、区内の17地域に支部組織を設置し、区との意見交換や町会・自治会同士の情報交換を行っている。

区は、町会・自治会の活動の支援として、加入促進のためのリーフレット、取組事例を紹介した「これらの町会・自治会運営のヒント集」、担い手の負担軽減を目的とした「町会・自治会運営ハンドブック」および集合住宅入居者に対して加入促進を行う際の事例等をまとめた「集合住宅における加入促進ハンドブック」の作成・配布をしている。そのほか、ホームページの開設・運用、活動費の補助、活動保険への加入、町会掲示板や会館の建替えおよび修繕等に対する補助を行っている。

●町会・自治会のデジタル活用支援

町会・自治会における情報発信や加入案内へのデジタル活用を進めるため、それぞれの団体が抱える課題やニーズを個別に聴き取り、その団体にあった SNS ツールの使い方を提案するなどの支援を行っている。

5年度は、町会・自治会のデジタル担当者を対象とした SNS 講座や意見交換会を実施するとともに、専門知識をもったアドバイザーを派遣するなど、デジタル活用の運用支援を行った。

また、インターネット接続サービス利用料等に対する補助や、デジタル活用に取り組んでいる団体の事例をまとめた「練馬区町会・自治会デジタル活用事例集」を作成・配布し、デジタル活用の導入を促進している。

●地域活動団体の支援

区内には、自分たちの暮らす地域を良くしようと、NPOやボランティアグループ等の地域活動団体が数多く活動している。こうした地域活動がより活発に行われるよう支援するため、情報紙「ねりま地域活動ニュース」の発行（毎月1回）、ホームページの運用、

団体活動に関する講座等を行っている。

また、地域活動の魅力の紹介や参加のきっかけを提供するとともに、団体同士の協働を促進するため、「練馬つながるフェスタ」を開催している。5年度は、5か所の地域会場とメイン会場の区民・産業プラザで、ワークショップ、団体の自主生産品の販売等を行った。78団体が参加し、延べ約2,400人の来場があった。併せて、図書館など8か所の区立施設で団体の活動を紹介するパネル展を行った。

●区民協働交流センター

区民の自主的な地域活動の支援と協働を推進するため、地域活動に関する相談に応じるとともに、活動の場、情報発信・収集の場を提供している。

〔利用状況〕

・相談数	141件
・情報コーナー利用数	1,203件
・作業コーナー利用数	2,510件
・交流コーナー利用者数	15,585人

●相談情報ひろば

身近な地域の日常生活上の相談窓口、地域情報などの提供、住民同士の交流の場として、10か所で開設している。町会・自治会やNPO等の地域活動団体が、それぞれ特性を活かして運営しており、区は、運営費および会場費に対する補助を行っている。

●地域情報コーナー

町会・自治会や地域活動団体の情報発信の場として、地区区民館、地域集会所等17か所に設置している。5年度は50件の利用があった。

●地域おこしプロジェクト

区民の自由な発想により、未来に向けた練馬の発展につながる取組を区との協働により推進する事業で、区独立70周年記念事業として平成29年度から実施している。選定した事業には、3年間で最大300万円の補助金を交付するほか、プロジェクト推進担当として区の若手職員の配置、専門家による経営相談の実施など、各団体の事業実施をサポートしている。5年度は4事業において、さまざまな取組を進めた。

〔5年度実施事業〕

〔「ねりま」で育って良かったプロジェクト～未来につながる「ねりま」のひと・もの・こと～（団体名：「ねりま」で育って良かったプロジェクトチーム）〕

地域で活躍する高校生以上の青少年「青年リーダー」とともに、「ジュニアリーダー」への関心、参加を動機付けられる小学校3・4年生を対象にした練馬区内を巡るツアーの開催や SNS の更新を通して、子どもたちに練馬区の魅力を実感してもらう活動を展開した。

〔春日町まるっと発見プロジェクト（団体名：春日町町会）〕

自分の住むまちへの愛着醸成や住民同士のつながりを深めるきっかけを作るために、イベントの開催や住民がやりたいことを自由に話し合う「春日町妄想会議」を実施している。会議参加者にイベントの担い手として関わってもらい、アイディアを実現することで、町会への興味、関心を深め、非町会員にも町会の必要

性やまちの魅力を伝えるための取組を進めている。

〔お菓子 de つながるプロジェクト（団体名：大泉パティシエクラブ）〕

「大泉＝お菓子のまち」というイメージを広げるため、お菓子づくりの魅力発信・伝統継承につながるイベントの開催や情報発信のほか、練馬産農産品を使用したお菓子を開発し、区内のイベントで紹介・販売するなど、お菓子で大泉地域を盛り上げるための活動を行っている。

〔ねりまのみどりってこんなに素敵！プロジェクト（団体名：Co もれび～光と風が通る場所～）〕

「ねりまのみどり」（都立・区立公園、憩いの森等）を活用した都会の「森林浴」を実施し、区民の心身の健康維持（自然とのふれあいを通じた健康増進やストレスの軽減）を図っている。また、「森林浴」を案内できるトレーナーを育成・増員するため、「ねりま森林浴トレーナー育成講座」を開講した。

〔地区区民館利用状況〕

（単位：延べ人）5年度

施設名	個人利用						団体利用	計
	児童利用	高齢者利用	一般利用	学童クラブ	びよびよ	個人利用計		
豊玉北	7,546	3,202	371	－	－	11,119	27,421	38,540
高松	10,205	421	478	3,996	－	15,100	28,727	43,827
桜台	19,553	1,483	254	7,789	－	29,079	29,831	58,910
北町	12,826	606	675	－	－	14,107	74,203	88,310
早宮	14,158	1,771	879	－	－	16,808	32,391	49,199
下石神井	4,659	518	903	5,829	－	11,909	29,821	41,730
貫井	9,769	2,874	476	3,272	－	16,391	69,707	86,098
富士見台	9,616	3,329	875	－	－	13,820	40,549	54,369
北町第二	12,211	1,440	129	－	－	13,780	35,369	49,149
氷川台	22,165	1,630	609	8,191	－	32,595	36,609	69,204
大泉学園	9,467	725	358	－	－	10,550	25,234	35,784
北大泉（※1）	5,802	3,751	487	－	－	10,040	24,764	34,804
旭町南（※2）	13,846	8,523	27,154	－	－	49,523	86,048	135,571
東大泉（※3）	1,593	327	27	－	－	1,947	10,425	12,372
田柄	8,998	3,678	371	－	7,596	20,643	40,699	61,342
西大泉	16,146	1,926	430	8,727	－	27,229	44,609	71,838
関町北	10,475	1,149	569	－	－	12,193	45,032	57,225
春日町南	12,258	4,634	1,466	－	12,218	30,576	31,893	62,469
立野	11,104	1,511	1,636	－	7,882	22,133	33,848	55,981
南大泉	16,770	6,702	10	－	－	23,482	58,327	81,809
旭町北	6,566	1,293	226	－	－	8,085	32,696	40,781
光が丘（※2）	7,299	3,453	1,193	－	－	11,945	62,071	74,016
計（22）	243,032	54,946	39,576	37,804	27,696	403,054	900,274	1,303,328

※1：北大泉地区区民館は、4年6月から5年6月まで大規模改修工事のため休館

※2：旭町南地区区民館の一般利用・団体利用の数値と光が丘地区区民館の団体利用の数値は、特別施設利用者数を含む。

※3：東大泉地区区民館は、5年6月から6年6月まで大規模改修工事のため休館。

●つながるカレッジねりま

地域のために活動したい区民を後押しするため、「パワーアップカレッジねりま」や「練馬Enカレッジ」など既存の事業を再編し、新たに「つながるカレッジねりま」を2年度から開講している。

福祉・防災・農・みどり・環境の5つの学習分野のほか、地域を知るための共通講座を実施している。共通講座をはじめ、一部のコースの講義では、オンライン配信を行った。また、「つながる窓口」やポータルサイトを設け、受講生・卒業生の学びや地域での活動をサポートしている。

〔実施状況〕

5年度

分野	コース		実施 (回)	参加 (延べ人)
福祉	福祉コース		28	640
防災	共助コース		8	141
農	農の学校初級コース		20	325
みどり	コミュニティ・ガーデナーコース		12	255
	ねりまの森	樹木管理専攻	6	81
	維持管理コース	草地管理専攻	6	84
環境 (※)	エコ・アドバイザーコース		－	－
	リサイクルボランティアコース		－	－
	共通講座		4	242

※：環境分野は、5年度の実施を休止した。

●地区祭補助事業

青少年育成地区委員会、町会・自治会等地域のさまざまな団体を母体として組織された17地区の地区祭実行委員会に対して補助金を交付している。

5年度に補助を行った地区祭は15地区25会場で、56,564人が参加した。

(2) 地域活動を支える機会・場の充実を行う

●活動と交流の場の提供

1 地区区民館

地域住民の相互交流や自主活動を促進し、子どもから高齢者までが利用できる施設として、現在22館を開設している。

運営は、区民参加と協働の観点から、地域住民で構成する運営委員会に順次委託を進め、平成24年度までに全ての館で委託を完了した。

今後は、「練馬区公共施設等総合管理計画」に基づき、これまで以上に世代にとらわれず広く地域の区民が交流できるよう機能の転換を図るとともに、エレベーターの設置などバリアフリー化を進めていく。

地区区民館の各種事業については、館だよりやホー

ムページ等で情報発信している。

2 地域集会所

地域住民の相互交流および自主的活動の場を提供する身近な集会施設である。平成21年度からは出張所併設の区民館を地域集会所に移行し、29年3月までに27か所を開設した。29年4月に練馬高野台駅前地域集会所、同年8月に豊玉地域集会所を開設し、29か所となった。

運営は、地域住民で構成する管理運営委員会に委託しているところと、事業者に委託しているところがある。

〔地域集会所利用状況〕

5年度

施設名	利用件数 (件)	利用者数(延べ人)
石神井台	2,703	21,824
上石神井北	2,822	14,260
南田中	1,491	12,254
谷原	1,085	8,347
旭丘	2,254	16,467
中村	2,704	17,986
向山	2,529	10,333
土支田	3,088	14,399
大泉町	1,931	9,468
高野台	3,728	18,601
大泉学園町	2,376	12,417
三原台	2,613	11,853
北町	2,045	8,695
東大泉	2,845	15,775
小竹	2,059	13,339
石神井台みどり	3,354	16,423
関町	3,002	15,713
大泉北	1,838	11,471
旭町	750	4,167
田柄	2,118	17,316
南大泉	1,859	13,318
上石神井南	3,630	22,891
土支田中央	2,354	21,406
東大泉中央	5,173	24,650
早宮	2,784	17,037
桜台	6,430	36,539
春日町	2,367	17,195
練馬高野台駅前(※)	816	11,500
豊玉	1,761	13,460
合計	74,509	449,104

※：練馬高野台駅前地域集会所は5年10月1日から6年2月14日まで空調工事のため休館

3 区民ホール（光が丘、関）

区民文化の向上および区民相互の交流を図り、地域社会の健全な発展と福祉の増進に寄与することを目的とした施設である。管理運営は指定管理者に委託している。

なお、光が丘区民センター内の心身障害者福祉集会所は、心身障害者団体優先の施設であるが、空きがある場合は一般区民も利用できる。はつらつセンター光が丘、光が丘なかよし児童館および関区民センター内のはつらつセンター関についても、本来利用のない夜間・日曜・祝休日に一般区民が利用できる。

〔光が丘区民ホール等の利用状況〕

5年度

施設名	利用状況	
	利用件数（件）	利用者数（人）
光が丘区民ホール 多目的ホール	945	41,544
保育室	70	819
集会室（1）	645	6,005
集会室（2）	512	4,879
集会室（1・2）（※ 1）	267	6,527
音楽室	872	11,673
美術工芸室	525	3,682
和室	204	1,460
会議室（1）（※ 2）	—	—
会議室（2）	786	8,185
小計	4,826	84,774
心身障害者福祉集会所（※ 3）	2,776	54,381
はつらつセンター光が丘（※ 4）	271	3,177
光が丘なかよし児童館（※ 5）	5	116
計	7,878	142,448

※ 1：集会室（1）（2）を合わせて使用

※ 2：会議室（1）は光が丘区民事務所で行っているマイナンバーカード交付窓口を設置しているため利用を停止している。

※ 3：心身障害者団体以外の利用件数

※ 4：平日午後5時30分以降と日曜・祝休日（敬老の日を除く。）の利用件数

※ 5：日曜・祝休日午後5時30分以降の利用件数

〔関区民ホール等の利用状況〕

5年度

施設名	利用状況	
	利用件数（件）	利用者数（人）
関区民ホール 多目的ホール	703	36,338
リハーサル室	681	6,678
小計	1,384	43,016
はつらつセンター関（※）	385	5,235
計	1,769	48,251

※：平日午後5時30分以降と日曜・祝休日（敬老の日を除く。）の利用件数

4 地域活動倉庫

良好な地域社会の維持および形成に資する地域活動を支援するため、町会・自治会、商店会等が利用できる地域活動倉庫37区画（大1区画、中26区画、小10区画）を関越自動車道高架下に設置している。

5 地域交流ひろば

地域住民および地域団体の交流の推進を図るため、イベントなど多目的に利用できるひろば（400㎡×2面）を関越自動車道高架下に設置している。個人利用、団体利用（要予約）をすることができる。

〔地域交流ひろば利用状況〕

年度	個人利用（人）	団体利用	
		件数（件）	人数（人）
5	10,327	15	640

●区役所会議室の活用

区役所の会議室を区民相互交流の場として提供している。区内在住・在勤・在学者の団体が行う会議・研修会・講演会等に利用され、5年度は延べ915件の利用があった。

●指定葬儀場使用料助成事業

区が指定した葬儀場で区民が通夜または葬儀を行った場合に、会場使用料の一部（上限あり）を助成している。

〔指定葬儀場使用料助成金の推移〕

年度	助成件数（件）	助成金額（円）
3	1,229	20,520,000
4	1,341	20,115,000
5	1,327	19,905,000

62 区政改革の推進

(1) 区政の改革に向けて

区政改革は、『ビジョン』に掲げた政策を実現するための具体的な仕組みや態勢を、区民の視点から改めて見直すものである。

区政改革の目的は、区民サービスを充実し、向上することにある。基礎的自治体としての役割を果たすためには、公共サービスのあり方を根本から見直し、時代の状況と地域の実態に即した、質の高いものにしなければならない。同時に、厳しい財政状況にあっても、これを継続していく持続可能な仕組みをつくる必要がある。

そのため、将来を見通した観点から施策の質や方向性を検証し、これまでの発想を転換して見直すこと、さらに区政全般において、情報化の推進や区民との協働を進めることが不可欠である。

●区政改革推進会議

区政改革の具体的内容について検討を行うため、平成27年6月に公募区民や学識経験者などで構成する区政改革推進会議を設置した。5年度は、「第3次まどりの風吹くまちビジョン」、「公共施設等総合管理計画〔実施計画〕」、「『ビジョン』の重要行政評価指標およびアクションプランの達成状況の点検・評価」、「少子化問題」等について検討した。

●取組体制強化プラン

～区民協働 DX 人事・人材育成～

「グランドデザイン構想」で示した将来像の実現に向け政策を進めるため、「区民協働」「DX(※)」「人事・人材育成」を3つの柱とする取組体制強化プランを5年3月に策定した。5年度は同プランに基づき、政策を実現する具体的な取組と体制を強化した。

※DX（デジタル・トランスフォーメーション）：

デジタル技術やデータを活用して、制度やサービス、業務を抜本的に「変革」し、これまで実現できなかった新たな価値を創造すること

(2) DX推進による区民サービスの向上と効率的な区政運営の実現

デジタルを活用した区民サービスの向上と業務の効率化を実現するため、「改定アクションプラン」に新たな戦略計画として「DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進」を掲げている。

計画に基づき、区のDXを推進するとともに、区民の更なる利便性向上と業務の効率化に職員が一丸となって取り組むため、5年3月に「DX推進方針」を策定した。

1 区民の視点に立ったサービスの展開

- (1) 窓口に行くことが難しい子育てや介護に携わる人や働く世代などが、場所や時間を選ばず、パソコンやスマートフォンから手続・相談ができるよう、民間の電子申請サービスを活用し、計445件の手続をオンライン化した。
- (2) 5年7月から、地域子ども家庭支援センターの乳幼児一時預かり事業およびこども発達支援センターの障害児一時預かり事業等の利用料を対象に、キャッシュレス決済を導入した。
- (3) 5年8月から、住民票や戸籍証明、税証明、狂犬病予防注射済票などの請求手続にオンライン申請を導入し、申請手数料等の支払いにキャッシュレス決済を導入した。
- (4) 5年8月から、引っ越し、おくやみの手続、妊娠・出産や予防接種などの問合せにAIが対話形式で応答するチャットボットを導入した。
- (5) 5年9月から、高齢者の社会参加を後押しするため、一人ひとりの趣味や関心、健康状態にあわせて、教室やイベント、健康行動を促すアドバイスを配信するフレイル予防アプリ「フィット&ゴー」を配信している。
- (6) 5年10月から、保護者の更なる利便性向上のため、オンラインでの保育園入園申請の受付を開始した。
- (7) 6年3月に、区の「オープンデータ(※1)推進指針」を改定し、データを視覚的に分かりやすい形で表示する「データダッシュボード(※2)」の取組を記載し、予算と人口動態のデータを公開した。
- (8) デジタルに不慣れな高齢者等を対象としたスマホ教室の開催回数等を充実するとともに、新たに目的別の実践的な教室を開催した。

- (9) 町会・自治会が日々の活動にデジタルを活用できるように、SNSについて学べる講習会の実施やアドバイザー・デジタル担当者の派遣などの支援を充実した。

2 業務の改革

- (1) 5年7月から、生成 AI を試行導入し、職員が行う文章の作成や要約、アイデアの創出などに活用することで、業務の改善と効率化を図っている。
- (2) 5年10月に、ペーパーレス会議やモバイルワークなどの場所に捉われない柔軟な働き方の実現に向けて、庁舎や区立施設などの「LAN 環境整備方針」を策定した。

3 DXを推進する体制の整備

- (1) 手続のオンライン化や、AI・RPA（※3）、ノーコードツール（※4）の活用を促進するため、高度な専門的知識を有する情報処理専門技術員を2人から4人に増員し、DX 推進体制の強化を図った。
- (2) 「練馬区デジタル人材育成プログラム」に基づき、DX を推進する中心的役割を担う職員の育成に向けて、必要な知識やスキルを習得するための研修を実施した。

※1 オープンデータ：

区の保有する公共データを、区民等が活用しやすいように、機械判読性が高いデータ形式により公開されたデータ

※2 データダッシュボード：

オープンデータを活用し、グラフなど直感的で分かりやすい形で可視化した資料

※3 RPA：

Robotic Process Automation の略。人間が手作業で行っているパソコン操作を、自動化することができる仕組み

※4 ノーコードツール：

プログラミングの知識やスキルがなくても、アプリや Web サービスが開発できるツール

(3) 開かれた区政に向けた情報発信の充実と区民要望への迅速な対応

●主な広報出版物

1 ねりま区報

毎月3回（1・11・21日）、各回約20万部を発行している。日刊6紙の新聞に折り込むほか、区立施設、区内および隣接の駅、区内の金融機関などで配布している。新聞未購読で、配布場所での入手が困難な希望者には個別配布も行っている。電子ブック版では、8か国語（英語・中国語・韓国語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語・インドネシア語・ベトナム語）に自動翻訳した情報を配信している。

また、「点字広報」とカセットテープ版、デジター版CDによる「声の広報」を区報とほぼ同じ内容で発行

し、希望する視覚障害者に郵送している。

2 ねりま区議会だより

区議会定例会の内容を中心に、年4回、各回17万5,000部を発行している。日刊6紙の新聞に折り込むほか、区立施設、区内および隣接の駅、区内の金融機関などで配布している。希望者には郵送している。

また、「点字版区議会だより」、カセットテープ版、デジター版CDによる「声の区議会だより」を発行し、希望する視覚障害者に郵送している。声の区議会だよりの音声データは、ホームページでも提供している。

3 練馬区勢概要

区政のあらましをまとめ、年1回発行している。5年度は4年度の区政の動きを中心に編集し、9月に発行した。

4 わたしの便利帳

区のさまざまなサービスや施設のご案内、区に関する情報を掲載した冊子を年1回発行している。5年度に区内の全世帯へ配布した。

また、希望する視覚障害者に音声版（カセットテープ版、デジター版CD）および点字版を配布している。

5 練馬区くらしのガイド

外国人住民に区のサービスや手続、相談窓口などの情報を提供するため、4か国語（日本語・英語・中国語・韓国語）を1冊に集約し、年1回発行している。

●その他の広報活動

1 報道機関への情報提供（プレスリリース）

区の施策や催しなど各種情報を、報道機関（新聞、テレビなど）に提供している。5年度は主要日刊紙と地元報道機関へ144件の情報を提供した。

2 練馬区公式ホームページ

区政の最新情報や区の手続に関する情報、区の各種事務事業、イベント・観光情報、区の自然や歴史などの情報を紹介している。

また、英語・中国語・韓国語を含む131言語の自動翻訳にも対応している。

5年度のアクセス件数は約3,095万件であった。

3 ねりま情報メール

防災、防犯に関する情報を、登録したメールアドレスに配信している。登録者数は、5年度末現在で38,766人である。

4 ソーシャルメディアの活用

- ・練馬区公式 X（旧Twitter）
- ・練馬区公式フェイスブック
- ・練馬区公式YouTubeチャンネル
- ・練馬区公式LINE

5 練馬区情報番組「ねりまほっとライン」

平成19年5月からケーブルテレビJ:COM東京で、区の事業やできごとなどを毎日2回放送している。

また、区公式ホームページおよび練馬区公式YouTubeチャンネルでも配信している。

●区民情報ひろばの運営

区民情報ひろばは、情報公開制度に基づく情報公開の総合的な推進を担っている。区政資料等の閲覧・貸出し・配布、有償刊行物の販売、公文書公開請求および保有個人情報の開示請求等の受付を行っている。

【区民情報ひろば利用状況】 5年度	
項 目	件数等
区民情報ひろば利用者数	8,964人
インターネット利用者数	567人
区政資料等開架点数（貸出数）	2,413点（12冊）
有償刊行物取扱点数（販売数）	116点（208冊）

【区民情報ひろばで販売している主な有償刊行物】 (単位：円) 6年3月現在	
刊行物の名称	価 格
ねりま区報縮刷版（令和4年版）	1,400
平和への架け橋 上巻	1,000
平和への架け橋 下巻	1,000
練馬区統計書（令和4年版）	1,000
練馬区勢概要（令和5年版）	1,900
練馬区独立70周年記念誌 くるりとねりま	1,700
ねりま60	2,500
練馬区小史	1,100
練馬区史 歴史編	8,300
練馬区史 現勢編	9,800
練馬区史 現勢資料編	6,400
練馬の伝統野菜 練馬大根	900
練馬発わかわかかむかむ元気ごはん	300
夢の工場 ねりま・映画・ものがたり	1,300

●区政資料管理体制の整備

刊行物、写真資料等を含む公文書のうち、歴史的資料として重要なものを体系的に収集・管理し、利活用を図るため、平成21年11月に「練馬区区政資料管理整備計画」を策定した。

現在は、歴史的資料の管理および利活用の充実を図るため、特に重要な資料のデジタル化に着手している。併せて、2年9月に区政資料公開用ウェブサイト「練馬わがまち資料館」を開設。所蔵写真やデジタル化した資料の閲覧・検索、利用申込等を時間や場所に捉われず行える環境を整備した。

●情報公開と個人情報保護

区民参加を促進し、公正で開かれた区政を実現するため、情報公開制度を設けている。「知る権利」の具体化の一つとして区民等に公文書公開請求権を保障するとともに、情報の公表や提供を積極的に行っている。

個人情報の保護については、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、「個人情報の保護に関する法律」に則り適正な執行に努めている。また、法の施行に関し、開示請求の手数料（無料）および開示請求等の決定期限等を定めた「練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例」を整備している。

1 公文書の公開請求と処理状況

5年度における公文書の公開請求と処理状況は、つぎの表のとおりである。

【公文書の公開請求件数と処理状況【全2,520件】】 (単位：件) 5年度						
区分	全部公開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	取下げ
件数	1,321	740	15	197	4	243

請求件数（「不存在」、「存否応答拒否」および「取下げ」を除く）に占める「全部公開」と「部分公開」の割合は、99.3％であった。また、5年度は2件の審査請求があった。

【公開請求に対する非公開の理由別件数】 (単位：件) 5年度	
非公開とした理由（部分公開を含む）	件 数
個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るもの	418
法人等に関する情報で、法人等の正当な利益を害するもの	315
公共の安全と秩序の維持に支障が生じる恐れがあるもの	5
審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどの恐れがあるもの	12
事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるもの	146
法令等の規定によって公開できないもの	－
他の制度との調整が必要なもの	3

注：同一公文書に複数の理由が含まれている場合がある。

2 開示請求等の処理状況

5年度における開示請求等の処理状況はつぎの表のとおりである。

〔開示請求等の処理状況【全 341件】〕 (単位：件) 5年度

区分	全部開示	部分開示	不開示	不存在	存否 応答 拒否	取下げ
開示請求	189	118	1	15	—	10

区 分	応じる		応じられない	取下げ
	全 部	一 部		
訂正請求	—	—	8	—
利用停止請求	—	—	—	—

3 練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会

情報公開制度および個人情報保護制度の適正な運用を図るため、区長の附属機関として練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を設置している。審議会は、区長等の諮問に応じて審議を行い、答申を出している。また、制度運営の重要な事項について区長等に意見を述べている。

審議会は、区民および学識経験者から区長が委嘱した委員 13 名で組織されている（任期2年）。5年度は 1 回開催した。

4 練馬区情報公開および個人情報保護審査会

区長等が行った公文書の非公開決定や保有個人情報の不開示決定等の処分に対する請求者からの審査請求を審査するため、区長の附属機関として練馬区情報公開および個人情報保護審査会を設置している。

審査会は、優れた識見を有する者のうちから区長が委嘱した委員5人で組織されている（任期2年）。5年度は11回開催した。

●主な広聴活動

1 意見要望等の受付

文書等で寄せられた意見・要望等を区長室広聴広報課で一括して受け付け、各担当主管部との連携により速やかな解決に努めている。5年度の受付件数はつぎのとおりであった。

〔受付件数〕

(単位：件) 5年度

区 分		件 数
個別広聴（※ 1）	区長への手紙	251
	一般郵便	18
	電話・来訪等	104
	電子メール	686
合 計		1,059
団体陳情（※ 2）		29

※ 1：個人が行う要望・苦情等

※ 2：団体等が文書で行う陳情・要望等

2 ねりまちレポーター

区民が、スマートフォンの専用アプリを使って道路や公園遊具の破損、粗大ごみの不法投棄等を区に投稿し、区が修復・撤去をして、その対応結果をレポーターにメールで報告する仕組みである。投稿内容や区の対応は、専用ホームページで公開している。

5年度末現在のレポーター数は3,169人で、投稿数は1,066件であった。

3 区長とともに練馬の未来を語る会

区民と区長が区政の課題を直接話し合い、今後の区政運営に活かしていくため、平成26年度から開催している。5年度は意見交換を8回、計57人が参加した。

4 区民意識意向調査

区民の意識や意向を統計的に把握し、区政運営の基礎資料としている。対象者数は3,000人である。

5年度の調査テーマは、「区の施策および評価」と「防災」であった。

●区民相談

練馬区区民相談所および石神井庁舎区民相談室では各種の区民相談を行っている。

〔区民相談件数〕

(単位：件) 5年度

相談名	件 数
一般区民相談	18,800
法律相談（※）	3,063
交通事故相談	83
身の上相談	325
税務相談	571
不動産取引事前相談	162
人権擁護相談	8
行政相談	91
表示登記（調査・測量）相談	62
暮らしと事業の手續相談	59
権利登記・供託相談	136
心の相談	497

※：法律相談の件数は、男女共同参画センターえーるでの実施分を含む。

(4) 行政需要に柔軟に対応するための
人材育成・体制整備

●職員の人材育成

1 人事・人材育成改革プランに基づく人材育成の推進

「練馬区人事・人材育成改革プラン」に基づき、改革を進める人材を育成するため、職員自らが描く「職業人生」実現のサポートや、全ての職員の学びの支援等を実施している。

2 職員の能力開発

区の研修に加え、23区が共同で設置した特別区職員研修所での多種多様な研修を活用し、職員の能力開発を進めている。また、専門分野については、国・都・民間研修機関等の研修に職員が参加している。

区で実施する研修はつぎの4つに大別できる。

(1) 職層研修

新規採用者から管理職まで一定の職務段階に応じて、必要な知識やスキルを習得するための研修を実施している。

- ① 新任研修
- ② 現任研修
- ③ 係長研修
- ④ 管理職研修

上記のほかに、全職員を対象にコンプライアンスeラーニング研修を実施している。

(2) 能力開発型研修

日常業務の処理に要する知識や技能の修得等の実務能力向上を目的とした研修や、職務のみでは習得できない知識等を修得し個別の課題に対応した能力の向上を目的とした研修を実施している。

(3) 能力開発支援

各職場や職員の能力開発意欲を促し、自発的な取組を支援するため「派遣研修」、「職場研修」および「担当課企画研修」を実施している。

(4) その他

インターンシップ生を各大学から受け入れて就業体験を実施している。学生への教育等を通じ、職員の能力開発および職場の活性化につなげている。

【研修受講者数】 (単位：人) 5年度

研修機関	受講者
練馬区職員研修所	
職層研修	2,003
能力開発型研修	1,275
能力開発支援	4,318
特別区職員研修所	801
計	8,397

3 職員の意識改革

問題意識を持って仕事に取り組み、突破力で現状を変えていける地域行政のプロを育成するため、さまざまな学ぶ機会の充実に取り組んでいる。

また、区職員を対象に、モチベーションの向上や健康の保持・増進などを目的に、意識啓発のツールとして、「やる気応援スイッチ」を隔月発行している。

4 職場環境の向上

健康診断やメンタルヘルス対策などの健康管理、過重労働対策および安全衛生委員会の活動等を行い、職場環境の向上を推進している。

また、「次世代育成支援対策推進法」および「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「練馬区職員ワーク・ライフ・バランス推進計画(第二期)」を策定し、職員の仕事と子育て・介護等の両立支援や、女性職員の活躍の推進に努めている。

●施設の適切な管理・活用

1 区立施設等の総合的な維持管理・更新

これまで、人口の増加や区民ニーズに対応して施設建設に取り組んできたが、これらの施設の老朽化が進み、大規模改修や改築が集中する時期を迎えている。施設の建設当時とは、人口構成や社会状況が大きく変わり、区民の意識や利用の仕方も変化している。

施設の維持・更新、管理には多額の財政支出が伴うため、限られた財源の中、必要に応じて施設のあり方を見直し、区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立が求められている。

これらの課題に対応するため、区立施設等の総合的マネジメント方針を示した「練馬区公共施設等総合管理計画」を平成29年3月に策定した。計画に基づく具体的な取組を進めるため、「実施計画」を策定し、施設配置の最適化、改修・改築、長寿命化に取り組んでいる。6年3月に、改めて安全性の向上や財政負担の平準化などを基本に優先順位を精査し、6年度から10年度までの取組内容について「実施計画」を策定した。

また、区立施設の床面積の約半分を占める学校施設は、個別計画として「練馬区学校施設管理基本計画」を平成29年3月に策定し、学校施設の管理に関する方針を定めた。基本計画に基づく年度別計画等を明らかにするため、「実施計画」を31年3月に策定した。その後、小学校における35人学級編制の拡大、築50年を経過した学校に行った長寿命化の適否の調査や、避難拠点の運営上課題がある2階以上に設置した体育館を1階に配置した場合のシミュレーションの結果等を踏まえ、実施計画の中間見直しを6年3月に行い、改修・改築、長寿命化等に取り組んでいる。

2 指定管理者制度

指定管理者制度は、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず民間事業者も、地方自治体の指定を受けて「公の施設」の管理を行うことができる制度である。平成15年6月の「地方自治法」の一部改正によって導入された。

29年3月に策定した「練馬区公共施設等総合管理計画」において、区立施設の運営は、施設の特性に応じて、「業務委託」、「指定管理者制度」、「民営化」および「直営」から最適な手法を選択することとしている。6年4月1日現在、187施設で指定管理者制度を適用している。

(5) 窓口から区役所を変える

●区民視点での窓口改革の推進

これまで、「またない」「まごつかない」「何度も書かない」窓口の実現に向け、目に見える形で窓口改革を進めてきた。

今後は、時間や場所を選ばず、パソコンやスマホから手続・相談ができる“行かない・書かない”デジタル区役所の実現を目指す。

1 窓口情報提供システムの導入

窓口の混雑情報をインターネットで確認できる窓口情報提供システムを、区民事務所、税務課、国保年金課、保育課などで2年1月から稼働させ、19か所で運用している。

2 区民事務所に申請書一括作成システムを導入

転入や転出等の手続の際、氏名などが印字された複数の申請書を一括で作成する申請書一括作成システムを3年1月に導入した。

3 おくやみコーナーの設置

おくやみに関する多岐にわたる手続について、遺族の負担を減らすことができるよう、4年6月から本庁舎2階におくやみコーナーを設置した。

コーナーでは、戸籍証明書や住民票の写しの請求のほか、健康保険の手続など、区役所内の手続に必要な各種申請書を一括して作成し、ワンストップで受付を行っている。

4 キャッシュレス決済の推進

4年9月から、区民事務所など計11か所の窓口で、住民票の写しや戸籍証明書などの発行手数料の支払いにキャッシュレス決済を導入した。

5年7月には、地域子ども家庭支援センターおよびこども発達支援センターの計6か所で一時預かり事業等の利用料の支払いにも、キャッシュレス決済を拡大した。

5 AIチャットボットシステムの導入

5年8月から、引っ越しやおくやみの手続、妊娠・出産や予防接種などの問合せに、AIが対話形式で応答するチャットボットシステムを導入した。区公式ホームページおよび区公式LINEから24時間利用することができる。

6 オンライン申請の拡大

5年8月から、住民票の写しをはじめとする本人確認が必要な証明書などの請求手続について、マイナンバーカードを使用した本人確認を行うことで、パソコンやスマートフォンから申請できるようにした。発行手数料の支払もオンラインで決済することができ、証明書などは郵送で交付する。区公式ホームページおよび区公式LINEから24時間利用することができる。

●マイナンバーカードの交付

マイナンバー制度の施行に伴い、申請に基づくマイナンバーカードの交付を平成28年2月から開始した。5年度末現在で、累計573,999枚交付した。

●コンビニ交付サービスの実施

マイナンバー制度の施行に伴い、マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機で各種証明書を取得できるサービス（コンビニ交付）を平成28年4月から開始した。

また、区民事務所に同様の機器（証明書発行機）を29年8月1日から設置している。

〔コンビニ交付で交付する証明書〕		5年度末現在
交付する証明書		交付手数料
住民票の写し		1通 200円
印鑑登録証明書		1通 200円
住民税の証明書		1通 200円
戸籍全部（個人）事項証明書		1通 350円

〔コンビニ交付による証明書の交付状況〕（単位：枚）

年度	住民票の写し	印鑑登録証明書	住民税の証明書	戸籍全部（個人）事項証明書
3	87,706	50,475	19,495	14,269
4	109,451	62,308	24,219	22,647
5	146,625	81,153	30,351	36,164

〔証明書発行機による証明書の交付状況〕（単位：枚）

年度	住民票の写し	印鑑登録証明書	住民税の証明書	戸籍全部（個人）事項証明書
3	15,667	12,851	4,522	3,082
4	17,910	15,669	4,968	3,782
5	22,339	20,451	5,943	5,294

資料編

区内の指定・登録文化財	240
練馬区の年表	242
関連文書一覧	259



牧野富太郎博士が命名したオオキツネノカミソリ（牧野記念庭園）

区内の指定・登録文化財

注：練馬区指定文化財は、練馬区登録文化財の中から特に重要なものとして指定されたもの。
文化財の所在地のうち「練馬区」は、石神井公園ふるさと文化館（石神井町5-12）所在を示す。
5年度の新規登録文化財は213ページを参照。

6年4月1日現在

国指定文化財

●天然記念物

- 練馬白山神社の大ケヤキ 白山神社
- 三宝寺池沼沢植物群落 石神井公園

●重要有形民俗文化財

- 江古田の富士塚 浅間神社(小竹町)

●歴史資料

- 銀板写真（黒川嘉兵衛像）
日本大学芸術学部

国登録文化財

●登録有形文化財

- 青柳家住宅主屋 羽沢1丁目
- 佐々木家住宅主屋 小竹町1丁目

都指定文化財

●史跡

- 東高野山奥之院 長命寺
- 尾崎遺跡 春日小学校
- 石神井城跡 石神井公園

●旧跡

- 池永道雲墓 受用院墓地
- 練馬城跡 向山3-25

●名勝および史跡

- 牧野記念庭園（牧野富太郎宅跡）
東大泉6-34

●有形文化財

- 板絵着色役者絵（「双蝶々曲輪日記図絵馬」と同一物）
長命寺
- 小野蘭山墓及び墓誌 迎接院墓地
（墓誌は練馬区）
- 丸山東遺跡方形周溝墓出土品 練馬区

区指定文化財

●有形文化財

- 小島家文書 練馬区
- 南蔵院鐘楼門 南蔵院
- 北条氏康印判状 道場寺
- 町田家文書 個人蔵
- 服部半蔵奉納の仁王像 御嶽神社(高松)
- 長命寺仁王門 長命寺
- 春日町出土の壺形土器 練馬区

- 妙福寺文書 妙福寺
- 尾崎遺跡出土品 春日小学校尾崎遺跡資料展示室
- 下練馬の大山道道標 北町1-25地先
- 豊島氏奉納の石燈籠
氷川神社(石神井台)
- 御内井村方旧記 個人蔵
- 井口家文書 個人蔵
- 井口家文書 個人蔵
- 井口家文書 個人蔵
- 石幢七面六観音勢至道しるべ
良弁塚

- 長命寺の梵鐘 長命寺
- 三宝寺の梵鐘 三宝寺
- 妙福寺の梵鐘 妙福寺
- 千川家文書 練馬区
- 丸山東遺跡出土の木製品 練馬区
- 閻魔・十王像と檀拏幢 教学院
- 小美濃英男家文書 個人蔵
- 相原家薬医門 田柄5丁目
- 金乗院御朱印状 金乗院
- 伊賀衆奉納の水盤・鳥居
氷川神社(大泉町)

- 旧内田家住宅 池淵史跡公園
- 中宮遺跡5号住居址の盛土状遺構出土品 練馬区
- 愛染院文書 愛染院
- 丸山東遺跡出土の石棒 練馬区
- 小竹遺跡出土の大珠 練馬区
- 金銅製飾具 練馬区
- 田中家資料 個人蔵
- 旧見留家納屋 土支田農業公園
- 丸山東遺跡出土の片口土器 練馬区

●有形民俗文化財

- 中里の富士塚 富士浅間神社
- 大八車 練馬区
- 下練馬の富士塚 浅間神社(北町)
- 氷川神社富士塚 氷川神社(北町)
- 北町聖観音座像 北町観音堂
- 長享二年の申侍板碑 練馬区
- 本寿院のみくじ道具 本寿院
- 関のかんかん地蔵 関町東1-18
- 神輿渡御行列図絵馬
氷川神社(氷川台)

- 永享八年の夜念仏板碑 三宝寺
- 無形民俗文化財
- 鶴の舞 氷川神社(氷川台)
- 天然記念物
- 練馬東小学校のフジ 練馬東小学校
- 井頭のヤナギ 大泉井頭公園
- 内田家の屋敷林 早宮3丁目

区登録文化財

●有形文化財

- 双蝶々曲輪日記図絵馬 長命寺
- 牛若丸・弁慶図絵馬 長命寺
- 氷川神社の水盤 氷川神社(石神井台)
- 角柱型水盤 氷川神社(氷川台)
- 氷川神社の旧拝殿 氷川神社(豊玉南)
- 榎本家長屋門 南田中4丁目
- 氷川神社の狛犬 氷川神社(氷川台)
- 加藤家文書 個人蔵
- 尾張殿鷹場碑 大泉第一小学校
- 横山家文書 個人蔵
- 新井家文書 個人蔵
- 縄文時代の竹カゴ 練馬区
- 尾張殿鷹場碑 練馬区
- 宮田橋敷石供養塔 高松2-3
- 紙本着色以天宗清像 廣徳寺
- 絹本着色明叟宗普像 廣徳寺
- 紙本墨画淡彩希叟宗罕像 廣徳寺
- 土支田八幡宮の半鐘 土支田八幡宮
- 阿弥陀寺の半鐘 阿弥陀寺
- 莊家文書 練馬区
- 増島家薬医門 谷原3丁目
- 比丘尼橋遺跡出土の旧石器 練馬区
- 相原正太郎家住宅 春日町5丁目
- 石製絵馬 稲荷神社(南田中)
- 武蔵関遺跡出土の大型槍先形石器
練馬区
- 三宝寺山門 三宝寺
- 高稲荷遺跡出土の旧石器 練馬区
- 西大泉の稲荷神社本殿 稲荷神社(西大泉)
- 阿弥陀寺の伏せ鉦 阿弥陀寺
- 氷川神社の神輿 氷川神社(豊玉南)
- 本寿院の賽銭箱 本寿院
- 明叟宗普の墨跡 廣徳寺

- ・八幡神社の本殿 八幡神社(中村南)
- ・北町の仁王像 北町観音堂
- ・長谷川家文書 個人蔵
- ・絹本着色釈迦十六善神像 廣徳寺
- ・橘紋椿几帳柄鏡 禅定院
- ・八ヶ谷戸遺跡出土の大形把手付縄文土器 練馬区
- ・中野屋商店文書 練馬区
- ・石神井城跡出土小刀 練馬区
- ・子ノ聖観世音碑 円光院門前
- ・広川松五郎関係資料 個人蔵
- ・相原好吉家文書 個人蔵
- ・小林家住宅 個人蔵
- ・石神井西尋常小学校のリードオルガン 練馬区
- ・木下家文書 練馬区
- ・栗原家文書 練馬区
- ・丸山東遺跡方形周溝墓出土品 練馬区
- ・千川上水の記録フィルム 練馬区
- ・織部燈籠 個人蔵
- ・愛染院の梵鐘 愛染院
- ・関口家文書 個人蔵
- ・内国勲業博覧会褒状 練馬区
- ・東早淵遺跡出土の局部磨製石斧 練馬区
- ・千川上水調査アルバム 武蔵学園記念室
- ・中村南遺跡第2地点5号住居址出土土器 中村南スポーツ交流センター
- ・関東大震災犠牲者慰霊碑 円明院
- ・八幡神社の水盤 八幡神社(中村南)
- ・十一面観音懸仏 光傳寺
- ・光伝寺の地蔵菩薩立像および閻魔十王像 光傳寺
- ・下練馬の三十三所観音菩薩像 光傳寺
- ・大泉井頭遺跡出土の有孔鍔付土器 練馬区
- ・篠家文書 個人蔵
- ・小野蘭山墓および墓誌 迎接院墓地(墓誌は練馬区)
- ・武内家資料 練馬区
- ・天祖神社東遺跡出土の石核 練馬区
- ・貫井の東高野山道道標 貫井5-17
- ・北新井遺跡出土の土偶 練馬区
- ・正親町天皇綸旨 廣徳寺
- ・明叟宗普道号頌 廣徳寺
- ・明叟宗普書状 廣徳寺
- ・妙福寺の駕籠 妙福寺
- ・石神井火車站之碑 石神井町3-23
- ・草摺引図絵馬 氷川神社(氷川台)
- ・森田家資料 練馬区
- ・アニメーション撮影台 練馬区
- ・加藤家文書 個人蔵
- ・武蔵学園大講堂 武蔵大学内
- ・武蔵大学3号館 武蔵大学内

- ・阿弥陀堂の半鐘 阿弥陀堂
- ・五十嵐家文書 練馬区
- ・千川堤植櫻楓碑 浅間神社(小竹町)
- ・金乗院山門 金乗院
- ・山口家資料 練馬区
- ・鴨下家文書 練馬区
- ・光傳寺の半鐘 光傳寺
- ・妙福寺の半鐘 妙福寺
- ・妙福寺の半鐘 妙福寺
- ・豊島家文書 練馬区
- ・北新井遺跡出土の縄文土器 武蔵高等学校中学校
- 無形文化財
- ・絵馬制作 平田郡司氏
- 有形民俗文化財
- ・江古田の富士塚 浅間神社(小竹町)
- ・弥陀三尊来迎画像板碑 三宝寺
- ・狐の大根取り入れ図絵馬 浅間神社(小竹町)
- ・沢庵漬製造用具 練馬区
- ・文応元年の弥陀板碑 道場寺
- ・氷川神社の力石 諏訪神社(西大泉)
- ・高松の庚申塔 高松2-3
- ・僧形馬頭観音 本寿院
- ・金乗院の一石六地藏 金乗院
- ・丸彫青面金剛庚申塔 下石神井5-7地先
- ・力持ち惣兵衛の馬頭観音 大泉学園町7-2
- ・石幢六面六地藏 禅定院
- ・織部燈籠 禅定院
- ・富士講巡拝装束 練馬区
- ・棒屋資料 練馬区
- ・井戸替え用具 練馬区
- ・醤油醸造業用具 練馬区
- ・斎藤水車用具 練馬区
- ・丸彫聖観音立像廻国供養塔 上練馬公園
- ・江古田の富士講関係資料 浅間神社(小竹町)
- ・谷原延命地藏 谷原1-17
- ・二十一夜待供養塔 天祖神社(下石神井)
- ・大氷川の力石 氷川神社(氷川台)
- ・林稻荷神社の庚申塔 林稻荷神社
- ・高松の板碑型庚申塔 高松1-22
- ・八幡神社の石造大山不動明王像 八幡神社(高松)
- ・御獄講奉納の水盤 稲荷神社(富士見台)
- ・福德元年の月待板碑 妙福寺
- ・谷原の庚申塔 富士見台4-36
- ・三原台の馬頭観音 三原台2丁目
- ・上石神井立野の庚申塔 上石神井1-11
- ・出羽三山・百八十八ヶ所観音供養塔 上石神井1-11
- ・本覚寺の版木 本覚寺
- ・文明十七年の月待板碑 円明院
- ・文亀元年の月待板碑 円明院

- ・高松の御獄講関係資料 御獄神社(高松)
- ・東本村の庚申塔 平和台1-4
- 無形民俗文化財
- ・探湯の儀 御獄神社(中村)
- ・関のぼろ市 本立寺門前
- ・八丁堀三吉囃子 北野神社(旭町)ほか
- ・石神井囃子 和田稻荷神社ほか
- ・中村囃子 八幡神社(中村南)ほか
- ・ちがや馬飾り 丹羽幸男氏伊藤弥五郎氏
- ・関町囃子 天祖若宮八幡宮ほか
- ・神輿渡御の御供道中歌 氷川神社(氷川台)
- ・中里囃子 八坂神社ほか
- ・田柄囃子 天祖神社(田柄)ほか
- ・石神井台囃子 石神井台地域ほか
- ・南田中囃子 南田中地域ほか
- ・大山講灯籠立て行事 下石神井地域
- ・貫井囃子 貫井地域ほか
- ・春日町囃子 春日町地域ほか
- ・富士見台囃子 富士見台地域ほか
- ・谷原囃子 谷原地域ほか
- ・白山神社囃子 白山神社ほか
- ・北町囃子 氷川神社(北町)ほか
- ・上石神井囃子 上石神井地域ほか
- 史 跡
- ・東高野山奥之院 長命寺
- ・池永道雲墓 受用院墓地
- ・尾崎遺跡 春日小学校
- ・池淵遺跡 池淵史跡公園
- ・栗原遺跡の竪穴住居跡 都立城北中央公園
- ・千川上水跡 関町南2~4丁目ほか
- ・旧大泉村役場跡 大泉中島公園
- ・田柄用水記念碑 天祖神社(田柄)
- ・千川家の墓 阿弥陀堂墓地
- ・河野鎮平筆子碑 寿福寺墓地
- ・田柄用水跡 けやき憩いの森
- ・圓淨法師塚 春日町5-35
- ・観蔵院の筆子碑 観蔵院
- 名 勝
- ・牧野記念庭園 東大泉6-34
- 天然記念物
- ・練馬白山神社の大ケヤキ 白山神社
- ・カタクリ群落 清水山の森
- ・八の釜の湧き水 東大泉2-27
- ・光伝寺のコウヤマキ 光傳寺
- ・開進第一小学校のクスノキ 開進第一小学校
- ・土支田八幡宮の社叢 土支田八幡宮
- ・井口家の屋敷林 立野町
- ・金乗院の大イチョウ 金乗院

※：公開していないものもあり。
詳細は文化・生涯学習課伝統文化係まで

練馬区の年表

注：①本文中、敬称略

②区議会議員の定数は変更時のみ

③区の独立から令和4年度まで

【昭和22年】(1947年)

8月1日 板橋区から分離独立し練馬区誕生、区役所を開進第三小学校講堂に仮開設

1日 練馬税務署(国)開設

8月 衛生局清掃課練馬出張所(現練馬清掃事務所)(都)開設

9月20日 第1回区議会議員選挙(定数36人)、区長選挙

20日 初代区長に白井五十三就任

【昭和23年】(1948年)

6月 成増飛行場跡地に米軍家族宿舎グラントハイツ完成

10月1日 練馬保健所(都)開設

12月31日 第六出張所開設

【昭和24年】(1949年)

1月15日 区役所庁舎が現在地(豊玉北6-12-1)に完成

8月1日 練馬授産場開設

1日 南町出張所開設

11月1日 練馬税務署(国)移転(現栄町23)

【昭和25年】(1950年)

4月1日 独立後、初の都立公園として、豊中公園・上練馬公園開園(27年4月1日に区に移管)

8月1日 練馬都税事務所開設

10月1日 独立後初の国勢調査(第7回)練馬区の人口125,197人

1日 都から移管の区立公園として、中新井・北新井・徳殿公園が開園

11月10日 第1回区議会議員補欠選挙

【昭和26年】(1951年)

7月20日 第1回練馬区農業委員選挙

9月18日 第2回区議会議員選挙(定数38人)、区長選挙

20日 2代区長に須田操就任

10月1日 練馬福祉事務所(都)開設

1日 練馬診療所開設

【昭和27年】(1952年)

3月26日 千川上水暗渠(あんきょ)化工事、区内着手

4月1日 石神井公益質屋開業

7月1日 区立児童遊園として初の氷川児童遊園開園

8日 (福)練馬区社会福祉協議会設立

8月30日 千川上水暗渠化工事(第1期)終了

9月1日 南町・北町小学校開校

1日 区長公選制廃止(地方自治法改正)

10月5日 第1回教育委員選挙

11月1日 練馬区教育委員会設置

3日 長命寺所蔵「板絵着色役者絵(鳥居清長筆)」が都指定有形文化財に指定

◎ 練馬大根は病害虫などのため、この年を境に栽培されなくなっていく。

【昭和28年】(1953年)

5月11日 「練馬区広報」創刊

8月15日 練馬母子寮開設

9月 都内で初の区営分譲住宅を春日町に10棟建設

10月1日 牧野富太郎が第1回名誉都民となる

1日 練馬公民館開館

12月3日 区の紋章制定

【昭和29年】(1954年)

6月10日 石神井保健所(都)開設

11月1日 豊玉東・上石神井小学校開校

◎ 石神井川改修工事完了。蛇行していた旧石神井川を幅8m、高さ1.2mの長線に直し、コンクリート板棚工が施される。また、500,826㎡に及ぶ両岸は、耕地整理・土地整理を行う

土地改良事業が実施される。

【昭和30年】(1955年)

3月1日 学田公園(野球場)開園

4月1日 開進第四・光和小学校開校

27日 都立豊玉中公園(庭球場併設)開園(10月1日に区に移管)

9月16日 第3回区議会議員選挙(定数36人)

10月 第8回国勢調査実施練馬区の人口185,814人

11月9日 3代区長に須田操就任(選任)

◎ (栗原遺跡)昭和30～32年にかけて、立教大学グラウンド(氷川台一丁目)建設中に、石器・土器や縄文・弥生時代の住居跡が発掘される。

【昭和31年】(1956年)

3月3日 長命寺「東高野山奥之院」が都指定史跡に指定

4月1日 関町・大泉東小学校開校

6月30日 教育委員の公選制廃止(議会の同意を得て区長が任命する任命制に移行)

7月1日 練馬区印鑑条例施行

10月1日 練馬区議会定例会の回数に関する条例施行

【昭和32年】(1957年)

4月1日 田柄・旭町・谷原小学校、大泉第二中学校開校

1日 上板橋緑地(現都立城北中央公園)開園

10月1日 区独立10周年記念「練馬区史」発行

【昭和33年】(1958年)

4月1日 北町西・仲町小学校、北町中学校開校

8月1日 東京都第五清掃工場(石神井清掃工場・現練馬清掃工

場)竣工
 9月26～27日
 台風22号(狩野川台風)で31,000世帯の被害発生(仲町、北町、田柄町、貫井町、向山町等)
 12月1日 牧野記念庭園開園
 25日 練馬区立都市公園条例施行
【昭和34年】(1959年)
 3月11日 都立石神井公園開園
 4月1日 中村西・関町北・大泉南小学校、上石神井中学校開校
 9月16日 第4回区議会議員選挙(定数40人)
 12月3日 4代区長に須田操就任(選任)
 ◎ 谷原町に球形ガスタンクが建設される。
【昭和35年】(1960年)
 4月1日 小竹・向山小学校、田柄中学校開校
【昭和36年】(1961年)
 4月1日 石神井警察署開設
 1日 上石神井北・豊玉南・練馬東小学校、石神井南・開進第四中学校開校
 1日 練馬区立保育所設置条例施行
 1日 豊玉保育園開園
 1日 豊玉第二保育園開園
 11月1日 北町保育園開園
【昭和37年】(1962年)
 4月1日 立野小学校、大泉学園・豊玉第二中学校開校
 8月1日 練馬図書館が一部開館
【昭和38年】(1963年)
 1月1日 第七出張所、上石神井出張所開設
 2月1日 第1回住居表示開始(南町三丁目は桜台四～六丁目、南町四・五丁目は練馬一～四丁目に変更)
 4月1日 貫井中学校開校
 5月1日 下石神井保育園(現石神井町さくら保育園)開園
 7月1日 住民登録実態調査実施
 8月31日 集中豪雨で、北町、春日町、向山町などに被害(床上浸水155戸、床下浸水2,137戸)
 9月17日 第5回区議会議員選挙(定数48人)

10月1日 東大泉保育園開園
 12月26日 5代区長に須田操就任(選任)
【昭和39年】(1964年)
 5月1日 関町保育園開園
 6月22日 都水道局北部第二支所開設
 8月1日 区役所庁舎完成(5階建旧庁舎)
 1日 練馬青年館(現南大泉青少年館)開館
 9月7日 学校給食第一総合調理場完成(センター方式による区立小・中学校の給食開始)
 10月10日 第18回オリンピック東京大会開催
【昭和40年】(1965年)
 4月1日 区の組織を5部制の新組織機構に改正(地方自治法改正により社会福祉等事務が都から大幅に移管されたため)
 1日 石神井支所を石神井庁舎に名称変更
 1日 石神井福祉事務所開設(石神井庁舎内)
 1日 区政モニター制度を開始(25人に委嘱)
 5月1日 春日町・平和台保育園開園
 10日 軽井沢高原寮(小・中学校の校外授業施設)を長野県浅間山麓に開設
 7月2日 区内初の学童クラブとして、北町西・練馬第二・石神井東小学童クラブ開設
 8月1日 区立小学校15校で校庭開放を開始
 ◎ アメリカシロヒトリが異常発生し、区内の街路樹のブラタナス、サクラや一般の家庭の庭木に被害を与える。
 10月 第10回国勢調査実施練馬区の人口434,721人
【昭和41年】(1966年)
 5月1日 区民相談室開設
 1日 上石神井保育園開園
 6月1日 下田学園を静岡県下田市に開園
 1日 桜台・谷原保育園開園
 6日 第1回特別区自治権拡充大会開催(千代田区公会堂)
 29日 台風4号で区内各地に浸水

被害発生(5,000余世帯)
 9月30日 新選挙人名簿制度実施(公職選挙法の一部改正)
 12月16日 区議会「区政刷新に関する決議」全会一致で可決
【昭和42年】(1967年)
 1月16日 学校給食第二総合調理場完成(区立中学校の完全給食実施)
 4月1日 大泉第四小学校開校
 5月1日 田柄・上石神井第二保育園開園
 2日 臨時区議会で区長の不信任案可決。区議会解散
 30日 第6回区議会議員選挙(定数52人)
 5月 練馬図書館で移動図書館開始
 6月21日 須田操区長退任
 8月1日 練馬福祉会館開館
 9月2日 区長公選条例直接請求の区民運動起こる
 10月7日 区は区長公選条例請求のための代表者証明書の交付を拒否
 19日 区議会が公募公聴方式による区長候補者の公募を開始
 25日 民有地を区が借り上げた区内初の民間遊び場「もちの木こども遊園地」「きりの木遊園地」開設
 11月10日 住民基本台帳法施行
 12月11日 区長公選を求める住民団体(区長を選ぶ区民の会)が区の処分を不服として東京地裁に提訴
 26日 区内初の下水道使用開始
【昭和43年】(1968年)
 2月6日 区長選任のため臨時区議会開催
 4月1日 南田中・高松・大泉学園小学校開校
 1日 南田中保育園開園
 22日 区長選任のため臨時区議会を再度開催
 5月1日 春日町第二・貫井保育園開園
 22日 区議会に区長候補者選出特別委員会を設置
 6月1日 南田中第二保育園開園
 6日 東京地裁緒方判決で区が敗訴(区の代表者証明書交付

拒否処分は違法)		敬老館併設)開設		報用霧笛設置	
7 日	区は即時控訴	【昭和 46 年】(1971 年)		1 日	厚生文化会館開館
7 月 29 日	6 代区長に片健治就任(選任)。区長の空席期間は 403 日間	3 月 1 日	第六出張所移転(旭町区民館・旭町保育園併設)開設	1 日	光が丘保育園開園、光が丘児童館開館
10 月 1 日	23 区共同の交通災害共済制度開始	1 日	大泉保健相談所開設	20 日	練馬休日・夜間診療所、石神井休日急患診療所開設
11 月 28 日	東京高裁、6 月 6 日東京地裁 緒方判決に対する区の控訴を棄却	4 月 1 日	八坂・下石神井小学校開校	7 月 21 日	石神井公園ボート池に「ちびっ子つり場」を開設
12 月 1 日	練馬診療所廃止	1 日	北保健相談所開設	8 月 1 日	静岡県熱海市に区民保養施設として「網代荘」開設
12 月	「わたしの便利帳」を初めて全世帯に配布	11 日	第 7 回区議会議員選挙	1 日	上石神井出張所移転(区民館・児童館併設)開設
【昭和 44 年】(1969 年)		27 日	区の花にツツジ、区の木にコブシを選定	9 月 30 日	グラントハイツが全面返還
2 月 1 日	区独立 20 周年記念「練馬区二十年の歩み」発行	10 月 9 日	グラントハイツ跡地利用区民総決起集会開催	10 月 1 日	老人三事業(友愛訪問、老人ヘルパー派遣、老人福祉電話設置(6 月から))開始
3 月 28 日	区議会にグラントハイツ対策特別委員会を設置	11 月 13 日	第 1 回 消費生活展 開催	16 日	7 代区長に準公選で田畑健介就任。区長の空席期間は 444 日間
4 月 1 日	泉新小学校開校	12 月 1 日	関出張所移転(区民館・敬老館併設)開設	11 月 1 日	第五出張所移転(土支田区民館・児童館・保育園併設)開設
7 月 20 日	練馬・石神井・大泉の三区農業委員会を廃止、新たに練馬区農業委員会を設置	【昭和 47 年】(1972 年)		12 月 1 日	春日町児童館(敬老館併設)開館
9 月 16 日	旧練馬診療所跡に区民相談所、石神井庁舎に区民相談室開設	1 月 1 日	栄町児童館(保育園・敬老館併設)開館	1 日	区の組織を 8 部制に改正
10 月 1 日	氷川台保育園開園	2 月 5 日	武蔵関建築協定(関町五丁目)締結	【昭和 49 年】(1974 年)	
1 日	白百合福祉作業所開設	4 月 1 日	八坂中学校開校	1 月 26 日	日常生活用品交換市開催
11 月 1 日	区の組織にグラントハイツ対策室を設置	1 日	中小企業へ公害防止資金の融資制度発足	29 日	第 1 次オイルショックに伴う区民の生活防衛のための臨時区議会開催
12 月 1 日	老人医療費助成と児童手当制度実施	5 月 12 日	石神井南中学校で光化学スモッグによる被害発生	2 月 23 日	生活防衛区民集会開催
1 日	上石神井第三保育園開園	6 月 1 日	総合体育館開館	3 月 1 日	練馬区中高層建築物に関する指導要綱施行
【昭和 45 年】(1970 年)		17 日	魚の産地直送事業開始	11 日	都がグラントハイツ跡地に大公園設置のための都市計画決定
1 月 28 日	春日町青少年館一部開館(4 月 1 日全面開館)	7 月 28 日	片健治区長退任	4 月 1 日	大泉西・大泉北小学校開校
3 月 1 日	関町第二保育園開園	8 月 1 日	石神井プール予定地から縄文土器片や住居跡などが発掘される(現池淵史跡公園)	1 日	練馬区愛育手当条例施行
4 月 1 日	大泉第六・田柄第二小学校開校	1 日	石神井児童館(敬老館併設)開館	6 日	富士見台駅北口に初の区営自転車駐車場開設
1 日	東京都公害防止条例施行	11 月 6 日	区長準公選条例公布	5 月 2 日	第 1 回 憲法記念の集い開催
6 月 1 日	平和台児童館開館	12 月 1 日	第七出張所移転(田柄区民館併設)開設	6 月 1 日	区長公選制復活(地方自治法改正公布)
7 月 1 日	下田臨海寮(現下田少年自然の家)を小・中学校の校外授業の施設として静岡県下田市に開設	1 日	大泉西出張所移転(南大泉区民館・南大泉保育園併設)開設	7 月 1 日	中村児童館(敬老館併設)開館
8 月 1 日	下石神井第二保育園(現高野台保育園)開園	【昭和 48 年】(1973 年)		20 日	石神井プール開設
9 月 1 日	豊玉第三保育園開園	1 月 1 日	田柄第二・南大泉・北大泉保育園(児童館併設)開園	20 日	集中豪雨で区内各地に床上浸水 5 戸・床下浸水 383 戸・道路冠水 53 か所の被害発生
24 日	石神井庁舎改築完成	23 日	日米安全保障協議委員会において、キャンプ朝霞の一部(練馬地域の全て)が 3 年以内の返還決定	8 月 1 日	練馬区独立を記念して「一
10 月 1 日	石神井区民館(石神井庁舎内併設)開館	4 月 1 日	初めての老人クラブ農園開園		
12 月 1 日	石神井図書館開館	1 日	富士見台小学校、練馬東・大泉西中学校開校		
1 日	大泉北出張所移転(区民館・	1 日	練馬保育園開園		
		5 月 1 日	光化学スモッグ発生時の警		

日区長]行事開始(一日区長に区在住の女優檀ふみ氏)
 1 日 寝たきりの高齢者に巡回入浴車運行開始
 10月20日 区民祭「54万・人間ひろば」・「くらしを守る練馬区民青空市」開催
 11月 1 日 南田中児童館(敬老館併設)開館
 15日 練馬区行財政調査会が特別区行財政の強化を区長に提言

【昭和 50 年】(1975 年)

1 月25日 財政格差の解消を求める練馬区民大会を練馬公民館で開催
 2 月 1 日 北町児童館(北町第二保育園併設)開館
 2 月 区の事務の効率化を図るため、電子計算機導入
 4 月 1 日 改正地方自治法施行(都から保健所の事務が移管、24 年ぶり区長公選制復活)
 1 日 区の組織を 9 部制に改正
 1 日 関中学校開校
 27日 第 8 回区議会議員選挙(定数 56 人)
 27日 区長選挙、8 代区長に田畑健介就任
 5 月 1 日 大泉東出張所移転(東大泉区民館併設)開設
 1 日 初の区立北大泉幼稚園開園
 1 日 向山保育園開園
 6 月 1 日 第二出張所移転(早宮区民館併設)開設
 1 日 関町児童館開館
 10月 第 12 回国勢調査実施練馬区の人口 559,665 人
 11月 1 日 初の憩いの森として、清水山憩いの森(カタクリ自生地)開園
 12月15日 桜台出張所移転開設(南町から名称を変更)

【昭和 51 年】(1976 年)

1 月 1 日 桜台区民館(桜台出張所に併設)開館
 2 月 1 日 東大泉児童館(敬老館・東大泉第二保育園併設)開館
 4 月 1 日 練馬第三・南が丘小学校開校
 6 月 1 日 区営ボート場を武蔵関公園に開設

7 月 1 日 平和台図書館開館
 20日 高野台運動場(野球場・庭球場)開設
 9 月 9 日 台風 17 号で関町四・五丁目、大泉学園町などに床上浸水 344 戸、床下浸水 491 戸の被害発生
 12月 1 日 戸籍の閲覧が禁止
【昭和 52 年】(1977 年)

1 月 1 日 大泉交通公園開園
 2 月24日 第 1 回練馬区保育問題懇談会開催
 2 月 グラントハイツ跡地の都立公園建設工事開始
 3 月29日 みどりを保護し回復する条例制定
 4 月 1 日 練馬区緑化委員会設立
 1 日 石神井台児童館(保育園・敬老館併設)開館
 1 日 早宮・田柄第三・橋戸・石神井台小学校、谷原中学校開校
 5 月 1 日 埼玉県秩父市に秩父青少年キャンプ場開設
 1 日 豊玉北地区区民館開館
 1 日 西大泉児童館(保育園・敬老館併設)開館
 5 月11日 グラントハイツ跡地開発計画会議で 1 万 2 千戸の住宅建設決定
 20日 福祉タクシー券制度開始
 7 月 1 日 緊急一時保育制度開始
 18日 第四出張所移転(都営住宅内に併設)開設
 21日 練馬区高齢者事業団(現(公社)練馬区シルバー人材センター)設立
 8 月 1 日 区独立 30 周年記念碑を開進第三小学校校庭に建立
 1 日 春日町区民館(第四出張所併設)開館
 21日 北大泉野球場開設
 10月 1 日 区独立 30 周年記念「11 万から 55 万区民へ」発刊
 7 日 練馬区基本構想策定
 23日 休日歯科応急診療開始

【昭和 53 年】(1978 年)

3 月 練馬駅北口カネボウ跡地の区と都による先行取得決定
 4 月 1 日 三原台温水プール(児童館・敬老館併設)開設

1 日 大泉学園緑小学校、三原台・大泉北中学校開校
 17日 武蔵関公園が都から区へ移管
 6 月 1 日 中大グラウンド跡地(現練馬総合運動場)を区民に暫定開放
 21日 暗渠化に伴い、田柄川緑道工事完成
 8 月 2 日 カネボウ跡地を区民に暫定開放
 9 月 1 日 高松地区区民館(高松保育園併設)開館
 22日 グラントハイツ跡地開発計画原案、都から提示
 10月 1 日 石神井休日急患診療所で歯科休日急患診療開始
 1 日 北町・桜台地区区民館(桜台第二保育園併設)開館
 11日 練馬区宅地等開発指導要綱施行
 12日 建築物の日影規制の都条例施行

【昭和 54 年】(1979 年)

1 月 4 日 石神井保健所移転開設
 24日 グラントハイツ跡地開発の東京都案を都市計画決定
 2 月24日 練馬区勤労者福祉共済会(ファミリーパック)発足
 3 月23日 みどりの推進協定第 1 号として、向山三丁目の城南住宅組合と協定締結
 4 月 1 日 北原小学校、南が丘中学校開校
 22日 第 9 回区議会議員選挙、区長選挙
 27日 9 代区長に田畑健介就任
 5 月 1 日 早宮・下石神井地区区民館開館
 1 日 下石神井第三・春日町第三保育園開園
 8 月 1 日 中村橋区民センター(心身障害者センター、消費生活センター、貫井地区区民館、第三出張所併設)開館
 1 日 軽費老人ホーム「すずしろ園」が都から区に移管
 20日 心身障害者(児)のための病院委託による緊急一時保護開始
 9 月 1 日 都と合同で大規模総合防災訓練実施(光が丘運動場)

10月19日 台風20号で区内各地に被害発生
 12月 ひとり暮らしの高齢者にアパートのあっせん開始

【昭和55年】(1980年)

2月1日 大泉図書館開館
 3月1日 生活実習所(現氷川台福祉園)、大泉福祉作業所、平和台授産場が都から区に移管
 4月1日 総合教育センター開設
 1日 大泉学園桜小学校開校
 10日 長野県武石村(現上田市)に武石少年自然の家開設
 5月1日 向山庭園開園
 15日 区役所庁舎東館(現東庁舎)完成
 21日 谷原出張所移転(総合教育センター内に併設)開設
 6月2日 中野区と共同で、富士見台ケアセンター開設
 8月10日 区独立30周年記念「練馬区史 現勢資料編」発行
 9月1日 富士見台地区区民館開館(富士見台こぶし保育園併設)、豊玉第四保育園開園
 10月1日 氷川台(氷川台第二保育園併設)・北町第二地区区民館開館
 12月1日 第八出張所開設

【昭和56年】(1981年)

1月23日 国土庁主催の「農住タウン・ミーティング」を練馬区で開催
 2月17日 練馬区など関係11区が都営地下鉄12号線促進連絡協議会を結成
 3月1日 大泉学園地区区民館(大泉学園保育園併設)開館
 4月1日 防災行政用無線局開局
 1日 大泉学園桜中学校開校
 1日 東京中高年齢労働者職業福祉センター(サンライフ練馬)開設
 5月1日 放射36号線の建設に建設大臣の事業認可
 6月18日 光が丘地区医療施設構想試案が、光が丘地区医療施設構想協議会から区長に答申
 7月1日 防災無線を利用し「タベの鐘(現タベの音楽)」放送開始
 8月28日 特別区政調査会が特別区長

会に「特例市」構想の最終答申提出

10月1日 東京都環境影響評価(アセスメント)条例施行
 20日 区独立30周年記念「練馬区史 現勢編」発行
 12月26日 都立光が丘公園が一部開園

【昭和57年】(1982年)

3月24日 練馬区長期総合計画(昭和56～65年度)策定
 4月1日 関町第三保育園開園、関保健相談所開設、春日小学校開校
 1日 桜台体育館開館(開進第三中屋内運動場に併設)
 1日 白百合福祉作業所、しらゆり荘開設
 5月1日 北大泉地区区民館開館
 6月1日 光が丘地区開発推進本部設置
 9月1日 関町図書館開館
 1日 (財)練馬区文化振興協会(現(公財)練馬区文化振興協会)設立
 12日 台風18号で区内各地に床上浸水484件、床下浸水720件の被害発生
 10月1日 父子・母子家庭への家事援助者派遣事業開始
 11月5日 地下鉄12号線建設促進大会開催
 12日 練馬地区(練馬駅北西側約13ha)環境改善計画策定
 30日 区独立30周年記念「練馬区史 歴史編」発行(3部作完成)
 12月7日 光が丘地区医療施設誘致構想まとめる
 20日 障害者福祉施策推進を図るための練馬区行動計画策定

【昭和58年】(1983年)

1月17日 災害時の生活用水を確保するため「ミニ防災井戸」の指定開始
 4月1日 収入役室の業務を電算化
 1日 光が丘第一小学校開校、石神井台第二・旭町第二・光が丘第二保育園開園
 1日 練馬区建築審査会設置
 3日 練馬文化センター開館
 24日 第10回区議会議員選挙、区長選挙

27日 10代区長に田畑健介就任
 5月5日 第1回 少年少女スポーツフェスティバル開催
 22日 第1回 練馬こどもまつり開催
 6月4日 尾崎遺跡資料展示室(春日小学校内)開設
 24日 区内に初めて地下鉄(営団有楽町線の池袋～営団成増駅間で小竹向原・氷川台・平和台の3駅)開通
 30日 地下鉄12号線計画路線(案)を都が提案
 7月1日 旭町南地区区民館開館
 9月1日 区営の公益質屋廃止
 10月 練馬清掃工場光が丘分工場(現光が丘清掃工場)竣工
 1日 北町福祉作業所・北保健相談所(改築)開設
 1日 ひとり暮らし等の高齢者に給食サービス開始
 1日 地下鉄西武有楽町線の小竹向原～新桜台駅間開通
 3日 「非核都市練馬区宣言」を行う
 17日 「ビデオねりま」放映開始

【昭和59年】(1984年)

1月1日 区旗制定
 2月2日 二十三特別区議会が主催し、特別区を「市」にするための促進大会開催
 3月23日 光が丘出張所開設
 4月1日 光が丘第三保育園開園
 1日 光が丘第四小学校、光が丘第一・光が丘第四中学校開校
 1日 区役所庁舎西館(現西庁舎)完成
 1日 東大泉地区区民館開館
 16日 田柄・西大泉地区区民館開館
 16日 婦人関係施策推進会議設置
 6月11日 区議会が「都営地下鉄12号線を光が丘から大泉以西へ延伸するための意見書」を運輸大臣に提出
 19日 大泉公園内に災害時の応急給水施設完成
 9月1日 光が丘第四保育園開園
 5日 独立後初の大泉町二丁目土地区画整理組合を設立認可
 10月4日 光が丘地区に練馬区医師会立病院の誘致を決定

【昭和 60 年】(1985 年)

- 2 月 1 日 練馬区電子計算組織に係る個人情報保護に関する条例施行
- 1 日 住民記録の電算化開始
- 3 月 22 日 練馬区婦人行動計画策定
- 31 日 区職員の定年制実施
- 4 月 1 日 関町北・春日町南地区区民館開館
- 1 日 光が丘第五・光が丘第六保育園開園、光が丘あかね幼稚園開園
- 1 日 光が丘第三・光が丘第七小学校開校
- 1 日 練馬区ワンルーム形式集合建築物の建築に関する指導要綱施行
- 5 月 1 日 千葉県富山町(現南房総市)に岩井少年自然の家開設
- 7 日 練馬公民館(改築)開館
- 25 日 外郭環状線の建設に伴う公聴会開催
- 6 月 1 日 練馬図書館(改築)開館
- 7 月 1 日 貫井図書館開館
- 1 日 貫井第二保育園開園
- 11 日 運輸政策審議会が都営地下鉄 12 号線の光が丘から大泉学園町までの延伸を運輸大臣に答申
- 8 月 1 日 勤労福祉会館開館
- 10 月 第 14 回国勢調査実施練馬区の人口 587,887 人
- 10 月 1 日 区立美術館開館
- 1 日 石神井台・上石神井地域集会所開設
- 2 日 関越自動車道全線開通

【昭和 61 年】(1986 年)

- 2 月 1 日 戸籍謄本・抄本を出張所でも交付開始
- 19 日 特別区制度改革について都区間で最終合意
- 3 月 1 日 区立保養所「網代荘」閉鎖
- 4 月 1 日 立野・南大泉地区区民館開館、関町生活実習所(現関町福祉園)開設
- 1 日 早宮・光が丘第七保育園開園、光が丘むらさき幼稚園開園
- 1 日 光が丘第五小学校開校、開進第二中学校セミナーハウス開設
- 1 日 練馬区特別区制度改革推進

会議設置

- 12 日 平和祈念碑を区役所庁舎前に設置
- 7 月 1 日 練馬区自転車の適正利用に関する条例施行
- 8 月 12 日 春日町一・二丁目地区の地区計画、春日町二丁目地区の沿道整備計画が都市計画決定
- 9 月 1 日 練馬区公文書公開条例施行
- 25 日 東台野球場開設
- 10 月 1 日 練馬区文化財保護条例施行
- 11 月 1 日 練馬区医師会立光が丘総合病院開院
- 12 月 2 日 早宮二丁目地区・大泉町二丁目地区の地区計画が都市計画決定
- 10 日 練馬区文化財保護審議会設置

【昭和 62 年】(1987 年)

- 1 月 8 日 環状 7 号線(羽沢・小竹町地区)沿道整備計画が都市計画決定
- 2 月 2 日 エイズ相談窓口開設
- 4 月 1 日 婦人会館(現男女共同参画センターえーる)開館
- 1 日 花とみどりの相談所開設
- 1 日 光が丘第八・石神井町つづじ保育園開園
- 1 日 光が丘第二小学校、光が丘第二中学校開校
- 1 日 びくに公園庭球場、南田中・谷原地域集会所開設
- 12 日 都道放射 36 号線一部開通
- 26 日 第 11 回区議会議員選挙、区長選挙
- 27 日 11 代区長に岩波三郎就任
- 6 月 15 日 大泉郵便局 開局
- 7 月 21 日 アスベスト撤去作業を小・中学校合わせて 4 校で開始
- 8 月 1 日 区独立 40 周年記念「練馬区小史」発行
- 9 月 1 日 ひとり暮らしの高齢者に学校給食提供開始
- 11 月 10 日 (財)練馬区都市整備公社(現(公財)練馬区環境まちづくり公社)設立
- 16 日 区内初の特別養護老人ホーム「育秀苑」開設
- 12 月 1 日 練馬区医師会立光が丘総合病院で夜間の急病・安心コール開設

- 3 日 区独立 40 周年を記念して、区民の応募による「ねりま百景」決定
- 10 日 西武池袋線 富士見台－石神井公園駅間の高架化完成

【昭和 63 年】(1988 年)

- 1 月 14 日 環状七号線沿道整備計画が都市計画決定
- 18 日 初の育秀苑デイサービスセンター開設
- 2 月 1 日 旭丘地域集会所開設
- 3 月 1 日 第 1 回 練馬区少女ネットボール大会開催
- 4 月 1 日 光が丘わかば幼稚園開園
- 1 日 光が丘第三中学校開校
- 1 日 光が丘生活実習所(現光が丘福祉園)開設
- 1 日 光が丘第九保育園開設
- 5 月 6 日 区役所西館(現西庁舎)1 階に区民課総合窓口開設
- 27 日 稲荷山図書館開館
- 6 月 16 日 石神井公園駅北口地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定
- 7 月 19 日 地下鉄 12 号線延伸促進期成同盟発足
- 8 月 1 日 練馬区福祉公社設立
- 17 日 第 1 回中学生海外派遣(区立中学校各 1 人、34 人を米国へ 10 日間派遣)を実施
- 9 月 11 日 第 1 回照姫まつり 開催
- 10 月 1 日 初の地下鉄 12 号線延伸促進大会開催

【昭和 64 年】(1989 年)

- 1 月 7 日 昭和天皇崩御

【平成元年】(1989 年)

- 1 月 8 日 「平成」に改元
- 13 日 池袋のデパートで第 1 回ねりま漬物物産展 開催
- 2 月 1 日 中村地域集会所開設
- 3 月 26 日 第 1 回 ねりまボランティアまつり 開催
- 29 日 千川上水の一部に清流が復活(関町南の一部)
- 4 月 1 日 光が丘さくら幼稚園開園
- 1 日 光が丘第十・十一保育園開園
- 1 日 光が丘第八小学校開校
- 1 日 区立として初の田柄特別養護老人ホーム開設
- 3 日 住民票などを区内の郵便局

	から郵送請求できる行政サービス開始		(都)設置		行
8日	区役所が第二・第四土曜日閉庁開始	25日	英語版・中国語版広報紙発刊	21日	北京市海淀区に練馬区日中友好訪中団を派遣
15日	夏の雲公園庭球場開設	31日	練馬区長期総合計画(平成2～12年度)策定	9月21日	初の高齢者集合住宅「鶴の里」を羽沢に開設
5月1日	土支田庭球場開設、向山地域集会所開設	9月1日	出張所で住民税証明書発行開始	10月15日	生産緑地法一部改を受け、区に生産緑地対策本部設置
25日	心身障害者中村訓練作業室開設	10月1日	練馬区の面積が48.17km ² から48.16km ² に変更(建設省国土地理院調べ)	11月5日	光が丘郵便局開局
7月1日	光が丘福祉事務所開設	10日	第1回練馬区健康フェスティバル開催	12月10日	都営地下鉄12号線(現都営大江戸線)が光が丘駅～練馬駅まで部分開通
3日	光が丘区民センター(光が丘区民ホール、高齢者福祉センター、心身障害者福祉集会所、光が丘出張所、光が丘福祉事務所、光が丘保健相談所、光が丘なかよし児童館、光が丘デイサービスセンター、健康増進センター、衛生試験所併設)開設	18日	花とみどりの相談所温室植物園開園	【平成4年】(1992年)	
9月1日	初のねりまタウンサイクルを大泉学園駅北口に開設	11月1日	練馬区障害者就労促進協会(レインボーワーク)設立	2月2日	練馬歯科休日急患診療所開設
30日	練馬区国際交流協会設立	3日	空き缶・空きびんの分別回収開始	4日	練馬区の緑化計画が「緑の都市賞」受賞
10月8日	「練馬区の歌ーわが街・練馬ー」発表	6日	大泉学園駅前地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定	13日	全国自転車問題自治体連絡協議会発足、岩波区長が初代会長に選任される
11月10日	国土地理院の測量方法変更に伴い練馬区の面積が47km ² から48.17km ² に変更	11日	電話申込した住民票の写しなどを夜間・休日に交付する「閉庁時窓口サービスコーナー」開設	3月1日	大泉町地域集会所開設
12月1日	光が丘消防署開設	【平成3年】(1991年)		3日	全国自転車問題自治体連絡協議会が国に自転車法等の改正を求めて要望書を提出
【平成2年】(1990年)		1月20日	上石神井体育館開館	4月1日	区の組織を13部制に改正
1月1日	昭和38年2月から始まった練馬区内の「住居表示」事業が第28回の豊玉上・豊玉北地区実施で全て完了	2月9日	大泉中学校セミナーハウス開設	7月1日	区役所が毎週土曜日を完全閉庁日とする週休2日制導入
4日	電算業務専用棟の中村北分館開館	28日	練馬春日町駅西地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定	15日	区立図書館全館を結ぶオンラインネットワーク完成
3月31日	軽井沢高原寮閉所	3月1日	戦争体験記「平和への架け橋」(上巻)発刊	16日	練馬区自転車駐車場条例施行
4月1日	光が丘第六小学校開校	30日	練馬区街づくり基本計画策定	10月1日	(福)練馬区社会福祉事業団設立
1日	看護学生に看護婦への修学資金・就業支度資金貸付制度開始	4月1日	土支田地域集会所開設	13日	北京市海淀区と友好・協力交流に関する合意書に調印
1日	光が丘警察署開設	1日	光が丘病院が「日本大学医学部付属練馬光が丘病院」として再出発	11月1日	初の区立西大泉市民農園開設
8日	障害者が再生した放置自転車(ネリマレインボーサイクル)を区内で販売開始	21日	第12回区議会議員選挙(定数52人)、区長選挙	12日	区内の農地を計画的に保全する生産緑地地区の都市計画決定(区の農地の約半分の242.39haが生産緑地となる)
5月8日	長野県軽井沢町に軽井沢少年自然の家開設	27日	12代区長に岩波三郎就任	12月13日	びん・缶の分別回収の「サンデー・モーニングリサイクル」を区内8路線で試験的に開始
10日	旭町北地区区民館開館	6月1日	区独立40周年記念「練馬区議会史」発行	23日	社会教育施設・区民施設の祝日開館開始
6月1日	区民相談所で外国語による専門的相談開始	1日	都立大泉中央公園全面開園	【平成5年】(1993年)	
7月10日	練馬西税務署(国)開設	8月1日	外国都市との連絡・交流などに携わる初の国際交流員として、オーストラリア人を採用	1月12日	練馬春日町駅西地区市街地再開発組合が設立され、区で初めて市街地再開発事業
18日	小竹図書館開館	15日	戦争体験記「平和への架け橋」(下巻)発刊		
24日	学田公園地下に応急給水槽	20日	練馬区シャトルバス試行運		

	開始	北の6区で構成するエイトライナー促進協議会発足	共地下駐車場開設
21日	北京市海淀区、オーストラリアのイプスウィッチ市の児童・生徒の書や絵画作品の展示を美術館で開催	8月1日 三原台・北町地域集会所開設	8月15日 平和祈念碑を光が丘公園内に建立
2月2日	長尾幸作氏からの寄付を受け、練馬区芸術作品設置基金を創設(条例施行は3月18日)	10月8日 西武池袋線 桜台駅付近ー練馬駅付近までの下り線の高架化完成	9月1日 ペットボトルの回収開始
3月	練馬区障害者福祉行動計画策定	15日 オーストラリアのイプスウィッチ市と友好都市提携の合意書に調印	10月 第16回国勢調査実施練馬区の人口635,746人
23日	土支田高齢者集合住宅が開設(初のデイサービスセンターを併設)	11月10日 長野県武石村(現上田市)と友好提携の合意書に調印	1日1日 関区民センター(関区民ホール、関出張所、関高齢者センター併設)開設
4月1日	大泉学園・高野台地域集会所開設	12月1日 武石少年自然の家に新館開館	23日 憩いの森制度が「緑の都市賞」を受賞
1日	練馬区で初めて都市型CATV事業を行う「ケーブルテレビネリマ」(現J:COM東京)開局	7日 西武池袋線の新駅、練馬高野台駅開業	12月13日 大泉学園駅前地区第一種市街地再開発事業の事業計画が認可される
10日	フランスのストラスブルフィルハーモニー管弦楽団が、練馬文化センターで公演、同市長が練馬区を表敬訪問	7日 西武有楽町線が練馬駅から小竹向原駅まで開通し、営団有楽町線への乗り入れ開始	【平成8年】(1996年)
5月9日	体験農場を備えた土支田農業公園開園	21日 都と23区が、都区制度改革に必要な法令改正について自治大臣に正式に要請し、受理される	3月30日 区役所本庁舎アトリウム棟竣工、落成記念区民コンサート開催
6月6日	石神井川に平成みあい橋と緩傾斜護岸完成	【平成7年】(1995年)	4月1日 東大泉地域集会所開設
29日	南大泉図書館開館、南大泉青少年館(改築)開館	1月17日 阪神・淡路大震災(マグニチュード7.3)発生	30日 子育ての広場「光が丘びよびよ」、「大泉びよびよ」を試行的に設置
7月1日	厚生文化会館(改築)開館	2月1日 初の在宅介護支援センター(光陽苑・安らぎ舎)開設	4月 初の農業体験農園「緑と農の体験塾」開設
9月1日	中国から招へいた中医が、日大光が丘病院で漢方医としての指導助言を開始	13日 練馬区生涯学習推進計画策定	6月4日 三宝寺池が環境庁の日本の音風景100選に認定される
11月13日	平和台体育館開館	22日 光が丘図書館開館	7日 練馬春日町駅西地区再開発ビル「エリム春日町」完成
17日	練馬区環境基本計画策定	4月1日 練馬・光が丘・石神井総合福祉事務所開設	7月10日 健康センター内に練馬区医師会訪問看護ステーション開設
12月27日	練馬区住宅マスタープラン策定	1日 石神井町福祉園開設、知的障害者生活寮大泉つつじ荘開設	28日 立野公園開園
【平成6年】(1994年)		1日 区内共通商品券発行開始	8月1日 O157 等対策本部設置
2月1日	区役所新庁舎(本庁舎20階建)竣工	15日 区役所内に健康センター開設	28日 春日町図書館開館
3月17日	練馬区福祉基本計画策定	23日 第13回区議会議員選挙、区長選挙	9月 初の避難拠点訓練実施
30日	東京外環自動車道の大泉ICと和光ICの区間約2.9km開通	27日 13代区長に岩波三郎就任	12月18日 第1回 アトリウムミニコンサート開催
4月1日	地域別街づくり計画策定	5月21日 ねりま区報1000号を発行	24日 練馬区行政改革実施計画(平成9～11年度)決定
15日	平成つつじ公園開園	6月21日 「防災の手引」を全戸配布	【平成9年】(1997年)
20日	光が丘地区区民館開館	21日 健康づくり推進会議が「練馬区における健康づくり施策の基本的な考え方とその進め方について」を答申	1月1日 基礎年金番号制度開始
4月	ねりまの名木百選 決定	7月1日 狭あい道路拡幅整備事業開始	3月15日 初のリサイクルセンター(現関町リサイクルセンター)開設
5月14日	光が丘体育館開館	1日 練馬区行政手続条例施行	4月1日 名誉区民顕彰制度創設
26日	練馬・大田・世田谷・杉並・板橋・	18日 西武池袋線練馬駅北口に公	1日 大泉学園町福祉園開園
			30日 環状八号線 井荻トンネル開通
			5月1日 リサイクルセンターで大型家具の展示・販売開始
			6月1日 24時間巡回型ホームヘル

プサービス事業開始
 11日 立体区道「やすらぎ歩道橋」利用開始
 7月1日 練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例施行
 20日 区独立50周年を記念してNHK ラジオ体操の全国公開放送を光が丘体育館前ひろばで実施
 8月1日 区独立50周年記念「ねりま50年の移り変わり」発行
 9日 大泉学園町体育館開館
 10月6日 初の介護老人保健施設「練馬ゆめの木」開設
 15日 区民親善訪問団が北京市海淀区訪問
 16日 大泉井頭公園が親水公園として利用再開
 11月1日 小竹地域集会所開設
 2～3日 区独立50周年記念区民オペラ「アイダ」上演
 19日 フランスのストラスブール市で、桜の植樹記念式典開催
 12月13日 西武池袋線 中村橋駅付近一富士見台駅付近の下り線の高架化完成
 19日 都営地下鉄12号線の練馬駅～新宿駅間開業

【平成10年】(1998年)

3月26日 西武池袋線と地下鉄有楽町線が相互直通運転開始
 4月1日 石神井台みどり地域集会所開設
 5月27日 フランスのストラスブール市から寄贈されたマロニエの植樹式開催
 7月1日 大泉総合福祉事務所開設
 6日 練馬区産業振興計画策定
 9日 練馬区リサイクル推進協議会設置
 31日 都が練馬区全域を緑化地区に指定
 8月3日 練馬区みどりの基本計画策定
 9月16日 学校給食を活用した高齢者食事サービス開始
 10月1日 児童手当支給事業開始
 12月1日 ねりま区テレホン・ファックスサービス開始

12日 初の区内共通商品券の特別販売を実施
 15日 交通安全区民大会で「交通安全都市練馬区宣言」を行う

【平成11年】(1999年)

1月5日 子どもショートステイ事業開始
 20日 ねりま区報が東京都広報コンクールで最優秀賞を初めて受賞
 3月1日 練馬駅周辺道路を環境美化推進地区に指定
 27日 江古田駅地下横断歩道開通
 4月25日 第14回区議会議員選挙、区長選挙
 27日 14代区長に岩波三郎就任
 6月1日 練馬区保健所を設置し、桜台・石神井保健相談所を開設
 1日 東大泉グループ保育室を開設し駅型グループ保育開始
 7月21日 集中豪雨による水害発生
 11月1日 練馬中学校内にデイサービスセンター開設

【平成12年】(2000年)

1月4日 育児支援あい事業開始
 4月1日 特別区制度改革実施
 1日 都から区に清掃事業移管、谷原清掃事業所開設
 1日 練馬区介護保険条例施行
 1日 練馬区個人情報保護条例施行
 1日 練馬区リサイクル推進条例施行
 1日 区ホームページ開設
 5月25日 練馬区自転車利用総合計画策定
 7月1日 ストーカー被害防止のため、住民票の写しの交付請求や閲覧の制限実施
 1日 練馬区介護保険運営協議会発足
 9月21日 練馬区リサイクル推進計画策定
 11月7日 大泉学園再開発地区の名称が、一般公募により「大泉学園ゆめりあ」に決定
 12月1日 びん・缶街区路線回収を拡大し、区内全域で実施
 12日 都営地下鉄大江戸線全線開業

【平成13年】(2001年)

1月1日 戸籍事務の電算化開始
 3月3～4日 中村陸橋と西武池袋線の逆立体切替工事実施
 16日 練馬区長期総合計画(平成13～22年度)策定
 4月1日 練馬区区民・勤労者福祉サービスセンター発足
 5月17日 オーストラリアのイプスウィッチ市に日本庭園「ネリマガーデン」開園
 6月1日 練馬区夜間救急こどもクリニック事業開始
 8月8日 特別区制度改革に伴い、区として初めて区立小・中学校使用教科書を採択
 9月7日 「ねりまの名品21」決定
 10日 平日夜間特別窓口開設
 23日 大泉学園駅西側に補助135号線(アンダーパス)開通
 10月8日 「健康都市練馬区宣言」を行う
 11月22日 大泉学園駅北口再開発ビル「ゆめりあ1」完成
 12月20日 新病院の運営主体が、学校法人順天堂に決定

【平成14年】(2002年)

2月1日 大泉学園ゆめりあホール開館
 3月12日 石神井公園駅北口再開発ビル「石神井公園ピアレス」完成
 19日 練馬福祉会館閉館
 4月1日 練馬区情報公開条例施行
 22日 石神井公園ピアレス内に、石神井公園区民交流センター開設
 5月20日 谷原出張所が西武池袋線練馬高野台駅高架下に移転
 7月 ねりま遊遊スクール開始
 2日 学校給食リサイクル肥料「練馬の大地」を製品化
 8月5日 住民基本台帳ネットワークシステムの第1次稼動開始(国)
 10月1日 石神井公園駅北口駅前広場完成
 1日 夜間休日の住民票などの即時発行窓口開設
 1日 春日町リサイクルセンター

開設	7月30日	ペットボトル街区路線回収 モデル事業開始	スストアでの納付開始
11月15日 大泉学園駅南口再開発ビル 「ゆめりあ2」完成	9月11日	初の財政白書を公表	28日 環状八号線全面開通
【平成15年】(2003年)	10月16日	豊玉高齢者センター開設	6月2日 練馬区観光協会設立
1月1日 総合教育センター(現学校 教育支援センター)が旧練 馬福祉会館に移転	18日	練馬区みどりを育む基金 (愛称:練馬区みどりの葉 っぱい基金)創設	8月1日 練馬区環境基本条例施行
2月1日 関町地域集会所開設	23日	新潟県中越地震(マグニチ ュード6.8)発生	1日 「環境都市練馬区宣言」を行 う
3月3日 北町・田柄地区と光が丘を 結ぶシャトルバスの運行開 始	12月13日	練馬区区民の安全と安心を 推進する条例施行	8月 都市計画道路補助230号 線(笹目通り～土支田通り 区間)が事業認可
16日 環状八号線練馬春日町トン ネル開通	【平成17年】(2005年)		10月2日 自動交付機を導入し、住民 票の写し、印鑑登録証明書 の交付開始
4月1日 練馬駅北口・大泉学園駅南 口に駅前広場完成	1月25日	各種届出の電子申請サービ ス開始	11月1日 練馬区環境審議会設置
1日 図書館資料のインターネッ ト予約サービス開始	3月14日	練馬区産業振興基本条例施 行	12月7日 区独立60周年を記念して 「練馬区健康いきいき体操」 発表
27日 第15回区議会議員選挙、 区長選挙	31日	下田学園閉園	11日 わがまち練馬みらい債(住 民参加型市場公募地方債) 発行
27日 15代区長に志村豊志郎就任	3月末	区立小中学校のアスベスト 除去工事完了	26日 みどり30推進計画(19～ 28年度)策定
5月23日 練馬区観光協議会発足	4月1日	区の組織に3事業本部制を 導入	【平成19年】(2007年)
7月15日 区立小中学校で初めて春日 小学校校庭の芝生化完成	1日	屋上緑化助成事業開始	1月11日 区独立60周年を記念して 「練馬区の素敵な風景100 選」発表
9月3日 「練馬区にちなんだ商品(愛 称:ねりコレ)」を決定	1日	中学校学校選択制実施	27日 都市農地保全推進自治体フ ォーラム開催
5日 第1回 とともに地域を築く 区民と区長のつどい開催	7月1日	順天堂大学医学部附属練馬 病院開院	3月23日 地図情報ねりまっぷ運用開 始
10月31日 学校・区民施設のアスベス ト除去方針・計画策定	8月1日	練馬子ども家庭支援センタ ー開設	25日 区独立60周年を記念して、 NHKのど自慢公開生放送 を練馬文化センターで実施
12月1日 豊玉障害者地域生活支援セ ンターきらら開設	10月	第18回国勢調査実施練馬 区の人口692,339人	4月1日 関子ども家庭支援センター 開設
25日 新行政改革プラン(平成16 ～18年度)策定	10月3日	社会福祉協議会内に権利擁 護センターほっとサポート ねりま開設	1日 中学生までの医療費無料化 実施
【平成16年】(2004年)	12月28日	練馬区新長期計画(平成18 ～22年度)策定	1日 いきいき健康券事業開始
1月27日 学校給食調理業務の民間委 託を4校で開始	【平成18年】(2006年)		1日 全中学校で二期制を導入
2月17日 貫井福祉園(福祉工房、活 動交流室併設)開設	1月1日	練馬区アスベスト飛散防止 条例施行	22日 第16回区議会議員選挙、 区長選挙
4月1日 区立大泉さくら運動公園開 園	4日	全国で初めて印鑑登録証明 書にホログラムを導入	27日 16代区長に志村豊志郎就 任
6日 安全・安心パトロールカー 運行開始	19日	区が環境省の平成17年度 「循環・共生・参加まちづく り表彰」受賞	5月6日 練馬区情報番組「ねりまほ っとライン」放送開始
5月9日 区役所に屋上庭園・屋上緑 化見本園開設	3月末	区立施設のアスベスト除去 工事完了	7月11日 ブルーベリー摘み取り観光 農園開園
5月 練馬区アスベスト対策大綱 を策定	4月1日	練馬区まちづくり条例施行	8月1日 初の名誉区民として6名 (上野徳次郎、梅内正雄、 小口政雄、加藤隆太郎、栗 原佐吉、林信助)を顕彰
6月1日 国民健康保険料のコンビニ エンスストアでの納付開始	1日	区立施設の指定管理者制度 開始	1日 区独立60周年記念「ねり ま60」発行
21日 練馬区洪水ハザードマップ 発行	1日	東大泉第三保育園開園	
6月1日 学校安全安心ボランティア 事業開始	13日	みどり30基本方針策定	
	5月11日	軽自動車税のコンビニエン	

31日	練馬駅地下1階に練馬区観光案内所開設	8月3日	23区初のアニメキャラクター(銀河鉄道999)入り証明書(住民票の写しなど)発行開始	3月7日	区の公式アニメキャラクター「ねり丸」発表
10月31日	行政改革推進プラン(平成19～22年度)策定			11日	東日本大震災(マグニチュード9.0)発生
11月1日	光が丘障害者地域生活支援センターすてっぷ開設	16日	3つのコミュニティバスを統一し、みどりバス運行開始	24日	区公式ツイッターアカウントを作成、区政情報の発信を開始
12月2日	第1回 練馬大根引っこ抜き競技大会開催	12月11日	練馬区基本構想策定	4月1日	初の小中一貫教育校「大泉桜学園」が開校
【平成20年】(2008年)		【平成22年】(2010年)		4日	大泉学園町希望が丘公園運動場開設
1月4日	出張所を区民事務所(4か所)と出張所(13か所)に再編	1月15日	貫井子ども家庭支援センター開設	12日	区職員の第一次支援隊が宮城県亘理町へ向けて出発
29日	北京市海淀区との友好交流15周年記念碑除幕式開催	3月12日	練馬区長期計画(平成22～26年度)策定	24日	第17回区議会議員選挙、区長選挙
2月8日	区立学校適正配置第一次実施計画策定	19日	練馬区区民との協働指針策定	27日	17代練馬区長に志村豊志郎就任
3月16日	第1回 ねりたんアニメプロジェクト in 大泉開催	28日	石神井公園ふるさと文化館開館	5月1日	区が景観法による景観行政団体となる
4月1日	全小学校で二学期制を導入	4月1日	練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例施行	1日	練馬区景観条例施行
9日	光が丘子ども家庭支援センター開設	1日	光が丘地区で統合新校4校(光が丘四季の香・光が丘春の風・光が丘夏の雲・光が丘秋の陽小学校)が開校	6月13日	区立施設等で、東日本大震災による放射線等の測定を開始
14日	区の人口が70万人を超える	5月1日	大泉子ども家庭支援センター開設	9月1日	粗大ごみや小型家電から金属の資源化事業を開始
6月1日	練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例施行	1日	大泉障害者地域生活支援センターさくら開設	2日	新座市と災害時相互応援協定を締結
10月29日	都市農地保全推進自治体協議会設立、初代会長に志村区長が選出される	25日	練馬区地球温暖化対策地域協議会設立	10月1日	自治体として初めて使用済み食用油のバイオ燃料精製事業を開始
11月5日	名誉区民として5名(牧野富太郎、田畑健介、岩波三郎、野村万作、松本零二)を顕彰	8月10日	都市計画道路補助230号線(外環道～大泉学園通り区間)が事業認可	【平成24年】(2012年)	
22～24日	第1回 ねりたんアニメカーニバル開催	20日	西東京市と災害時相互応援協定を締結	1月30日	武蔵野市と災害時相互応援協定を締結
【平成21年】(2009年)		27日	和光市と災害時相互応援協定を締結	3月27日	館林市と災害時相互応援協定を締結
1月22日	中村南スポーツ交流センター開館	10月	第19回国勢調査実施練馬区の人口716,124人	4月1日	(公社)地域医療振興協会練馬光が丘病院が開院(3月31日に日本大学医学部付属練馬光が丘病院が運営終了)
30日	練馬区地域共存型アニメ産業集積活性化計画策定	1日	練馬区福祉のまちづくり推進条例施行	5月10日	練馬区施設建築安全審査会設置
2月12日	牧野記念庭園が国の登録文化財に指定	11月1日	練馬区資源循環センター開設	28日	練馬区教育振興基本計画策定
4月1日	練馬みどりの機構設置	24日	下仁田町と災害時物資等支援協定を締結	6月1日	しらゆり荘を(移転)開設
2日	豊玉リサイクルセンター開設	【平成23年】(2011年)		8月1日	原付自転車オリジナルナンバープレート(「ねり丸」「銀河鉄道999」)交付開始
22日	フランスのアヌシー市とアニメ産業交流協定締結	1月1日	練馬区政推進基本条例施行	11月1日	大泉学園駅北口地区再開発事業を開始
5月1日	南田中図書館開館	6日	前橋市と災害時相互応援協定を締結	1日	初の都市型軽費老人ホーム2施設が開設
1日	石神井障害者地域生活支援センターういんぐ開設	24日	野村万作氏が練馬文化センター名誉館長に就任		
7月21日	都市計画道路補助230号線(土支田通り～外環道区間)が事業認可	2月14日	日本銀行石神井運動場を公園用地として取得		

【平成 25 年】(2013 年)

- 1 月 15 日 前橋市と災害時の行政情報の発信に関する覚書を締結
- 21 日 旧光が丘第五小学校跡地にこども発達支援センター開設
- 1 月 中村地区浸水対策施設が竣工
- 4 月 1 日 練馬区暴力団排除条例施行
- 1 日 (一社)練馬区産業振興公社設立
- 3 日 上尾市・上田市と災害時相互援助協定締結(3 自治体間での災害時応援体制を構築)
- 7 月 1 日 練馬区子ども・子育て会議設置
- 9 月 1 日 災害時・緊急時の連絡網として、「緊急一斉メール」連絡網システム導入
- 10 月 1 日 練馬区公式フェイスブック開設
- 15 日 自動交付機での住民税の証明書交付開始
- 11 月 15 日 補助 230 号線が笹目通りから土支田通りまで開通
- 12 月 2 日 ハローワークと連携した、就労応援ねりま開設

【平成 26 年】(2014 年)

- 2 月 23 日 志村豊志郎練馬区長が逝去
- 3 月 18 日 区内警察署、防犯協会と区の三者で、「練馬区街かど安全 71 万人区民の目」警戒運動に関する覚書を締結
- 31 日 光が丘あかね幼稚園・光が丘わかば幼稚園開園
- 4 月 1 日 石神井松の風文化公園開園、同公園内に石神井公園ふるさと文化館分館開館
- 1 日 旧光が丘第二小学校に学校教育支援センター、防災学習センター開設
- 14 日 区施設と民間施設からなる複合施設 Coconeri(ココネリ)が練馬駅北口に開設
- 20 日 第 13 回区長選挙、区議会議員補欠選挙
- 20 日 18 代区長に前川燿男就任
- 5 月 1 日 Coconeri(ココネリ)に初の回復期リハビリテーション病院開設
- 6 月 1 日 初の民設民営福祉園として

田柄福祉園開設

- 20 日 区の執行体制を強化するため、副区長 2 名制を採用
- 7 月 1 日 区内 11 か所の郵便局で住民票の写し等の証明書発行開始
- 22 日 区長とともに練馬の未来を語る会初開催
- 22 日 早宮・関区民事務所開設
- 8 月 1 日 区役所西庁舎 10 階にハーブテラス開園
- 10 月 1 日 上石神井敬老館開設
- 1 日 計測方法の変更に伴い区の面積が 48.16km²から 48.08 km²に変更
- 20 日 オーストラリアのイプスウィッチ市友好都市提携 20 周年記念調印式開催
- 11 月 20 日 大江戸線延伸の実現をめざし、都へ要望書を提出

【平成 27 年】(2015 年)

- 1 月 25 日 西武新宿線立体化促進協議会(会長前川区長)発足
- 3 月 14 日 練馬区農の学校開校
- 19 日 みどりの風吹くまちビジョン策定
- 19 日 区の魅力を発信する「Yori Dori Midori(よりどりみどり)練馬」プロジェクト開始
- 29 日 第 1 回 練馬こぶしハーフマラソン開催
- 4 月 1 日 大泉学園駅北口直結のペDESTリアンデッキに大泉アニメゲート開設
- 1 日 美術の森緑地リニューアルオープン
- 1 日 こどもの森開園
- 1 日 練馬区区政改革推進会議設置
- 10 日 練馬区総合教育会議設置
- 26 日 第 18 回区議会議員選挙
- 29 日 みどりの風吹くまちビジョンアクションプラン策定
- 9 月 6 日 練馬区農の学校初の「ねりま農サポーター」誕生
- 17 日 全国初、地方自治体独自の幼保一元化施設「練馬こども園」13 園を認定
- 10 月 第 20 回国勢調査実施練馬区の人口 721,722 人
- 10 月 24 日 第 1 回 ねりまビッグバンを光が丘地域で開催

- 11 月 7 日 練馬産野菜や農産物等を使用した加工品などの即売会「ねりマルシェ」初開催
- 12 月 21 日 練馬区の「これから」を考える～区政の改革に向けた資料～公表

【平成 28 年】(2016 年)

- 2 月 練馬区教育・子育て大綱策定
- 1 日 大泉さくら運動公園多目的運動場を人工芝化
- 3 月 4 日 ねりま区報が東京都広報コンクールで最優秀賞を受賞
- 4 月 1 日 練馬区文化振興協会の新理事長に大谷康子氏が就任
- 1 日 学童クラブ事業とひろば事業を一体的に運営する「ねりっこクラブ」を一部の小学校で開始
- 1 日 ねりま子育てサポートナビ運用開始
- 1 日 全小・中学校で新たな三学期制を導入
- 4 日 マイナンバーカードを利用して住民票などの証明書が取れるコンビニ交付サービス開始
- 15 日 街かどケアカフェこぶし開設
- 20 日 国の交通政策審議会が進めるべき 6 つのプロジェクトの一つに大江戸線延伸を選定
- 5 月 3 日 四季の香ローズガーデン開園
- 9 月 12 日 世界都市農業サミット推進委員会設置
- 10 月 1 日 スマートフォンなどを活用し、区民の気づきを区政に活かす「ねりまちレポーター」創設
- 5 日 介護人材の確保・育成を支援する「アドバイザー派遣事業」開始
- 10 日 区独立 70 周年プレイベント「みどりの風 練馬新能」開催
- 14 日 練馬区みどりの区民会議設立
- 19 日 ユニバーサルスポーツフェスティバル初開催
- 21 日 区政改革計画一みどりの風吹くまちを実現するために

一策定			に加え、在勤・在学者も対象に含めた骨髓提供者支援事業を開始			の早期発見と児童虐待の未然防止に向けた情報共有等に関する協定」を締結		
【平成 29 年】(2017 年)								
2 月 19 日	練馬つながるフェスタを初開催	5 日	練馬区独立 70 周年記念「真夏の第九」開催	11 日	マイナンバーを活用した、保育の現況届のオンライン受付を開始			
3 月 1 日	石神井観光案内所開設							
23 日	清水山の森(旧清水山憩いの森)開園	10 月 1 日	電動アシスト付自転車を使用したシェアサイクル事業の社会実験を開始	9 月 1 日	区公式ホームページを 8 年ぶりに全面リニューアル			
25 日	中里郷土の森開園							
26 日	区独立 70 周年記念 練馬こぶしハーフマラソン 開催	14 日	練馬区独立 70 周年記念「みどりの風 練馬薪能」開催	10 月 6 日	小学生の放課後居場所説明会を初開催			
4 月 1 日	空き家地域貢献事業開始	12 月 1 日	区役所アトリウム等区内 4 か所で無料公衆無線 LAN「Nerima Free Wi-Fi」の運用開始	16 日	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を応援する「ハンドスタンプアートプロジェクト」に、全国の自治体に先駆けて支援を開始			
1 日	関越自動車道高架下を活用した、はつらつセンター大泉、大泉リサイクルセンター、大泉運動場、地域交流ひろば、地域活動倉庫を開設	7 日	「グランドデザイン構想(素案)」発表					
5 月 23 日	広報キャンペーン「よりどりみどり練馬」が日本広報協会会長賞(入選)受賞	【平成 30 年】(2018 年)			29 日	「訪れてみたい日本のアニメの聖地 88(2019 年版)」に練馬区が選出		
6 月 1 日	ひとり親家庭総合相談窓口開設	1 月 21 日	西武新宿線立体化促進大会を開催					
1 日	臨時災害放送局の取組が総務省関東総合通信局長表彰を受賞	2 月 13 日	区内 3 消防署と震災時における、り災証明書発行に関する協定を締結	11 月 1 日	区初の障害児保育園「ヘレン中村橋」が、中村橋区民センターで開園			
5 日	地域団体と「街かどケアカフェ連携協定」を締結	3 月 19 日	新たな「アクションプラン(平成 30～31 年度)」策定	19 日	「農の活きるまちねりま」が第 38 回緑の都市賞の国土交通大臣賞を受賞			
9 日	練馬区独立 70 周年を記念して名誉区民として 2 名(野見山暁二、ちばてつや)を選定	3 月	練馬区無電柱化計画策定	23～25 日	世界都市農業サミット・ブレイベントを開催			
7 月 3 日	窓口で聴覚障害者とのコミュニケーションを円滑に行うためのアプリ「UD トーク」を導入	4 月 1 日	心身障害者福祉手当の対象を拡大し、精神障害者を追加	12 月 25 日	上石神井駅の交通広場整備事業に着手			
5 日	九州北部豪雨発生	1 日	ひとり暮らし高齢者等への訪問支援を区内全域で開始	【平成 31 年】(2019 年)				
26 日	都内で初めてアイメイト(盲導犬)の訓練を区役所庁舎内で実施	1 日	高齢者在宅生活あんしん事業を開始	1 月 18 日	東京の民生委員制度創設 100 周年記念式典・イベントを開催			
28 日	「I♥(ラブ)練馬あるある」絵本・ムービーが完成	1 日	区内在住外国人向けフェイスブックページ「多文化ねりま～文化交流ひろばから」開設	26 日	東京外かく環状道路(関越～東名)シールドマシン発進式が開催			
7 月	ねりまユニバーサルフェスとして、みんなの UD パーク、ユニバーサルスポーツフェスティバル、Nerima ユニバーサルオーケストラコンサート等を開催(開催期間 7 月～12 月)	15 日	第 19 回区長選挙、区議会議員補欠選挙(5 人)	31 日	練馬区町会・自治会の在り方検討会が、冊子「練馬区のこれからの町会・自治会運営のヒント集」を発行			
8 月 1 日	練馬区 70 周年記念「くるとねりま」発行	20 日	第 19 代区長に前川耀男就任	2 月 2 日	区と東京あおば農業協同組合とが共同で実施した農地所有者に対する意向調査で、約 8 割の農業者が、農地面積の維持を希望			
1 日	練馬区独立 70 周年記念「花火フェスタ」開催	6 月 1 日	地震等の災害時における電源確保の取組として「災害協力登録車制度」を創設	3 月 7 日	「練馬ビジネスチャンス交流会」を初開催			
1 日	全国で初めて、区内在住者	1 日	禁煙医療費補助事業を開始	15 日	「第 2 次みどりの風吹くまちビジョン」を策定			
		1 日	寄付金のインターネットによる申込み、クレジットカード決済を開始	21 日	ねりコレ初の PR イベント「ねりコレぐるぐるクーポ			
		6 月	おおむね 10 年後から 30 年後の将来像を示した「グランドデザイン構想」を策定					
		7 月 10 日	区内警察署と「要保護児童					

ン」を開催(4月20日まで)
21日 都市農業の魅力を伝えるWEBサイト「TOKYOとれたて♡キッチン」を公開
26日 順天堂練馬病院と災害時に避難拠点への電力を供給する協定を締結
4月 1日 ひとり親のための弁護士による法律相談・専門相談員による出張相談を開始
1日 練馬総合運動場が「練馬総合運動場公園」としてリニューアルオープン
21日 第19回区議会議員選挙(定数50人)
4月 練馬区みどりの総合計画策定

【令和元年】(2019年)

6月 3日 年齢や身体状況などを理由に住まいの確保が難しい高齢者等を対象にした住まい確保支援事業を開始
3日 都児童相談センターと子ども家庭支援センター間でテレビ会議システムを導入
18日 練馬こどもカフェをタリーズコーヒー大泉店で初開催
28日 第2次みどりの風吹くまちビジョン[年度別取組計画]を策定
7月 4日 コンビニエンスストアや薬局で、街かどケアカフェを開始
9月 11日 日本大学芸術学部、武蔵大学および武蔵野音楽大学と世代や地域を超えた取組を進めていく包括的な連携・協力に関する協定を締結
27日 世界都市農業サミットPRアニメを公開
10月 1日 練馬区プレミアム付商品券「ねり丸お買物券」を都内最多となる102か所で販売開始
1日 幼児教育・保育の無償化開始
11日 ねりコレ2020を選ぶ、初の区民による投票を実施
23日 「練馬区はつらつシニア活躍応援塾」事業を開始
11月 29日 世界都市農業サミット開催(～12月1日)

12月 1日 世界都市農業サミット宣言を行う
4日 民間データセンターの機器故障により、区の20のシステムに障害が発生(復旧は令和2年1月17日)
12日 みどりの葉っぱい基金が、「ローズガーデン」、「中里郷土の森」、「区民の森」の3つの具体的なプロジェクトから寄付先を選択できるようになった
27日 都の「『未来の東京戦略』ビジョン」の中で、大江戸線の延伸が位置付けられた

【令和2年】(2020年)

1月 4日 順天堂練馬病院の外來棟が完成、診療を開始
4日 窓口の混雑状況等をリアルタイムで確認できる窓口情報提供システムを導入
30日 新型コロナウイルス感染症拡大防止と区民の不安解消のため、健康危機管理対策本部を設置
2月 26日 新型コロナウイルス感染症対策として、区長を本部長とする危機管理対策本部会議を設置し、3月末までの区主催するイベント等に関する対応方針を決定
28日 区立小・中学校で、3月2日から春季休業まで臨時休業の実施を決定
28日 東京2020オリンピック・パラリンピック大会に向けて、区がデンマークとエクアドルのホストタウンとなる
3月 1日 「防災の手引き」「水害ハザードマップ」を区内全世帯に配布開始
11日 新型コロナウイルス感染症対策により、事業活動に影響を受けた中小事業者支援として、特別貸付を実施
24日 地域医療振興協会と災害時に避難拠点への電力を供給する「地域医療コジェネレーションシステム整備に関する協定」を締結
27日 新型コロナウイルス感染症

に対する新たな練馬区方針を決定

4月 1日 区の人口が74万人を突破
1日 成年後見人制度を更に充実させるため、専門職が参加する検討支援会議、(福)練馬区社会福祉協議会による法人後見を開始
1日 障害児への発達支援を拡充し、居宅訪問型児童発達支援事業と保育所等訪問支援事業を開始
3日 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、区立小・中学校を5月6日まで臨時休業
8日 新型コロナウイルス感染拡大防止ため、区立施設を5月6日まで休館
16日 国は全都道府県に対し、緊急事態宣言を発令(東京都は5月25日に解除)
17日 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、区職員の5割を出勤抑制
5月 6日 区立小・中学校の休業および区立施設の休館を5月31日まで延長
6日 区議会臨時会を開催し、新型コロナウイルス対策として総額777億円の補正予算を可決
8日 練馬区新型コロナウイルスPCR検査検体採取センターを旧光が丘第七小学校跡地に開設
9日 6か所の区民事務所で、マイナンバーカード電子証明書関係の手続きを行う臨時窓口を開設
15日 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、国から給付される特別定額給付金の申請書を発送し、19日から給付開始
5月 台風接近時に区が取り組むべき行動を時系列で示した行政タイムラインを策定
6月 1日 新型コロナウイルス感染拡大防止を徹底しながら、区立小・中学校を再開。また、各区立施設を順次再開。

12日	練馬城址公園の整備に向け、区、都、西武鉄道(株)、ワーナーブラザースジャパン(同)、伊藤忠商事(株)で覚書を締結	葉県・埼玉県に対し、2度目の緊急事態宣言を発令(3月21日に解除)	本格稼動。345か所の診療所で個別接種を開始、週あたり約4万6千回の接種体制を確保
7月 3日	区内診療所で唾液を用いたPCR検査を開始	19日 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の200日前を記念して、洋画家で練馬区名誉区民の野見山暁治氏が制作した大会応援アート『こんな風の話』の展示を、区役所アトリウムで開始	22日 小中学校や保育所等に勤務する区民への新型コロナウイルスワクチン接種を優先的に実施するため、対象となる区民7,800人に接種券を発送
8日	東京あおば農業協同組合と「練馬区内の都市農業の振興と都市農地の保全に関する基本協定書」と「練馬区内の都市農地の保全に関する連携協定書」を締結	29日 新型コロナウイルスワクチンの接種体制について、かかりつけ医による個別接種と集団接種のベストミックスにより短期間で接種完了を目指す「練馬区モデル」を策定。厚生労働省はこれを先行事例として、30日に全国自治体に提示。	22日 大泉学園駅北口周辺に、アニメキャラクターのデザインマンホール蓋を設置
13日	都区共同で、「練馬区虐待対応拠点」を練馬子ども家庭支援センター内に設置	3月15日 平成28年から建て替え工事を行っていた光が丘清掃工場が完成	26日 期日前投票所の混雑状況を、東京23区で初めてリアルタイムで配信(～7月3日)
23日	全国で初めて起震車を活用したVR防災体験システムの運用を開始	19日 「映像∞文化のまち構想」に先立ち、特設ホームページを開設し、練馬区ゆかりの俳優による対談動画を配信	7月 1日 高齢者の補聴器購入費用助成事業の開始
8月31日	遊園地のとしまえんがこの日の21時に閉園し、94年の歴史に幕を下ろす	4月 1日 ひとり親家庭の養育費取決めに係る公正証書作成費用等の助成を開始	17日 練馬総合運動場公園で、東京2020オリンピック聖火リレー点火セレモニーを開催
9月10日	区が所蔵する区政資料を公開するウェブサイト「練馬わがまち資料館」を開設	1日 田柄特別養護老人ホームで超高効率燃料電池システムの実証試験を自治体で初めて開始	30日 東京海上日動火災保険(株)と連携し、同社保有の石神井スポーツセンターに、1日最大1,200人が接種できる大規模接種会場を区独自に開設
23日	区役所本庁舎1階の練馬区民事務所で、受付カウンター増設、案内ブース新設などを行い、リニューアルオープン	1日 練馬区医師会館内に、医療連携・在宅医療サポートセンターを開設	8月18日 区内小学校の児童が、まいごり式など昔ながらの方式で火をおこし、東京2020パラリンピックの聖火の種火とする
26日	練馬区新型コロナウイルスPCR検査検体採取センターを石神井公園駅西側高架下に開設	1日 保育所等利用待機児童数「ゼロ」を実現	9月 1日 小中学校および小中一貫教育校において、新学期を短縮授業で始業
27日	旭町二丁目、三丁目の土砂災害警戒区域で、区内初の土砂災害訓練を実施	5月 1日 四季の香ローズガーデンがリニューアルオープン	1日 妊婦等へ新型コロナウイルスワクチンの優先接種を実施
10月13日	全国初、LINEで保活支援(子どもが保育園に入園できるための保護者の活動支援)サービスを提供開始	6日 中小企業の資金繰りを支援するための「新型コロナウイルス感染症対応借換特別貸付」の受付開始	4日 平成2年度に行われた「ねりまを聴く、し・ず・け・さ10選」が評価され、第1回日本サウンドスケープ協会賞を受賞
11月26日	区内の農業者が「ソウル都市農業国際会議」に参加	5月 介護・障害福祉サービス事業所の利用者、従事者全員を対象に、週1回のPCR検査を区独自に実施(5月上旬～4年3月)	6日 西武鉄道(株)から遊園地としまえんで使用していた備品の寄付を受領
12月25日	都市農業や映像文化、遊園地などの練馬の魅力を映像で体験する「バーチャルねり丸ランド」を公開	6月 1日 新型コロナウイルスワクチン接種体制「練馬区モデル」	17日 新型コロナウイルス感染症に感染した自宅療養者への医療提供体制をさらに強化するため、総合的な「三つの柱」の取組を実施
【令和3年】(2021年)			
1月 4日	転入転出時等の手続きを軽減する申請書一括作成システムを導入		
7日	国は東京都・神奈川県・千		

25日	大泉学園町希望が丘公園が全面開園		知りたいコロナのこと」を区ホームページで初公開		け・案内を行う専用窓口「おくやみコーナー」を開設
10月 4日	全国初、入園選考の基準となる保育指数を保活支援サービスでシュミレーションできるようにした	21日	子どもたちを感染から守るため、保育士・教員等への新型コロナウイルスワクチン3回目接種の前倒しを発表	30日	練馬区薬剤師会と連携し、国保加入者で「重複受診」「頻回受診」等の人を対象に、保健相談およびお薬相談を開始
18日	新型コロナウイルス感染症の軽症・中等症患者の重症化を防ぐため、練馬区酸素・医療提供ステーションで、「中和抗体療法」を開始	2月 1日	18～64歳の新型コロナウイルスワクチン3回目接種を6か月に前倒しして、区内集団接種会場で接種を開始	7月30日	小・中学生とその保護者を対象に、「夏休み！ねりま環境まなびフェスタ」を初開催
22日	中学3年生への新型コロナウイルスワクチン優先接種を開始	11日	子ども関連施設の保育士・教員等への新型コロナウイルスワクチン3回目接種をさらに促進するため、区内集団接種会場で接種を開始	8月 1日	慈誠会・練馬高野台病院が開院
11月 1日	練馬区の都市農業を知ってもらうため、区役所アトリウムに農産物自動販売機を設置するほか、アプリ「とれたてねりま」の運用、マルシェ開催など様々な取組を開始	3月 3日	区長と区議会がロシアのウクライナ侵略に抗議	21日	障害者施設の手作り品を販売するウェブサイト「ねりいちポータル」を開設
11日	新型コロナウイルスワクチン3回目接種に対応した「練馬区モデル【3回目接種】」を公表	19日	区立施設等の新型コロナウイルスワクチン集団接種会場で「予約なし」でも接種を可能とした	9月 5日	住民票の写しや戸籍証明書などの発行手数料の支払いに、キャッシュレス決済を導入
12日	区民ボランティアと協働し、保護樹林に指定している民有樹林地周辺の落ち葉清掃を開始	28日	電子母子手帳アプリ「ねりますくすくアプリ(ねりすく)」配信開始	10月 1日	障害者の意思疎通支援の取組の一つで、タブレット等を利用した、「遠隔手話通訳」を開始
13日	移動が困難な人を対象に、新型コロナウイルスワクチン訪問接種を開始	4月 1日	区が送付する封筒に音声コードの印字を開始	11日	光が丘第四中学校跡地に、新しい練馬光が丘病院が開院
12月 1～31日	区内のお店を支援するため、キャッシュレス決済サービス「PayPay」を利用したキャンペーンを開始	1日	練馬ビジネスサポートセンターで「デジタルサポート相談」および「デジタル化・イノベーション等支援特別貸付」を開始	17日	住居確保給付金等の受給者の一部に区独自の生活支援臨時給付金の給付を開始
7日	第四回練馬区議会定例会で、新型コロナウイルスワクチン3回目接種や子育て世帯への臨時特別給付等に要する約98億円の補正予算案を可決	7日	国による保育士等の処遇改善をさらに充実し、区独自に対象者を拡大して支援を実施	17日	区内の中小企業等を対象に、緊急経営支援特別貸付の申込受付を開始
27日	第二回練馬区議会臨時会を開催し、臨時特別給付金などに要する約153億円の補正予算案を可決	17日	第20回区長選挙、区議会議員補欠選挙(2人)	30日	長野県上田市のアンテナショップ「信州上田物産館 UEDA Nerima BASE」がオープン
		20日	20代区長に前川耀男就任	11月 1日	こども発達支援センターで障害児一時預かり事業を開始
		5月14日	牧野富太郎博士生誕160年記念事業として、博士命名のヒメアジサイの記念植樹式を開催	1日	練馬光が丘病院で、医療的ケア児のショートステイを開始
		6月 1日	防災・減災の取組が評価され、総務省関東総合通信局長表彰を受賞	11月	「これからの図書館構想」を策定
		22日	練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例施行	12月	低所得の子育て家庭に区独自の給付金を支給開始
		27日	戸籍住民課に、おくやみの手続きを一括して受け付		
【令和4年】(2022年)				【令和5年】(2023年)	
1月 6日	一般高齢者への新型コロナウイルスワクチン3回目集団接種を開始			1月11日	中村橋福祉ケアセンターに「障害者ICT相談窓口」を開設
14日	専門医のコラム「みんなが				

- 2月 3日 コージェネ大賞 2022 で
「地域コジェネレーション
システム」が民生用部門優
秀賞を受賞
- 3月 20日 高松一、二、三丁目の農の
風景育成地区に「高松みら
いのはたけ」がオープン
- 27日 富士通 Japan(株)と共同
で、住民税等の滞納整理業
務に AI を活用する実証実
験を開始
- 3月 「取組体制強化プラン～区
民協働 DX 人事・人材
育成」を策定

※令和5年4月～令和6年3月につい
ては「練馬区この1年」(2～7ページ)
をお読みください。

関連文書一覧

各所管課が発行する、練馬区勢概要に掲載の項目や関連する事業等をまとめた冊子等を一覧としている。

- ・「税務概要 令和5年度版（2023年度版）」
練馬区区民部税務課・収納課（令和5年9月発行）
- ・「練馬区教育要覧 令和5年版（2023年版）」
練馬区教育委員会（令和5年9月発行）
- ・「ねりまの福祉 令和5年度版（2023年度版）」
練馬区福祉部管理課（令和5年9月発行）
- ・「ねりまの保健衛生 令和5年版（2023年版）」
練馬区健康部・保健所・地域医療担当部（令和5年9月発行）
- ・「練馬区の環境 令和4年度（2022年度）報告」
練馬区環境部環境課（令和5年9月発行）
- ・「ねりまの国保 令和5年度（2023年度）令和4年度実績」
練馬区区民部国保年金課・収納課（令和5年9月発行）
- ・「ねりまの後期高齢者医療 令和5年度（2023年度）令和4年度実績」
練馬区区民部国保年金課（令和5年12月発行）

【表紙】

右上：四季の香ローズガーデン 2024ハッピーイースター

中央左：全国都市農業フェスティバルの機運醸成企画として
開催された「ねりまランタンナイト」

右下：全国都市農業フェスティバルでの農産物の販売風景

【裏表紙】

上：区役所アトリウムでのNHK連続テレビ小説「らんまん」
紹介パネル展

下：「スタジオツアー東京 エクスプレス」の出発式



練馬区勢概要

令和6年版（2024年版）

令和6年（2024年）9月発行

編集 練馬区総務部情報公開課
発行

住所 東京都練馬区豊玉北6丁目12番1号

電話 03-3993-1111（代表）

練馬区ホームページアドレス

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/>

非核都市練馬区宣言

世界の恒久平和は、人類共通の願いである。しかし、近年、核軍拡競争は、激化し、世界平和に深刻な脅威をもたらしている。

われわれは、世界最初の被爆国民として、平和憲法の精神に沿って、核兵器の全面禁止と軍縮の推進について積極的な役割を果たすべきである。

わが練馬区および練馬区民は、日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念を生かし、また、日本の国是である非核三原則（造らず、持たず、持ち込ませず）が完全に実施されることを願い、わが練馬区の区域内に、いかなる国のいかなる核兵器も、製造、配備、貯蔵することはもとより、飛来、通過することを拒否する。

練馬区および練馬区民は、さらに他の自治体とも協力し、核兵器の廃絶と軍縮にむけて努力することを宣言する。

昭和五十八年十月三日

練馬区

交通安全都市練馬区宣言

交通安全の確保は区民共通の願いである。しかし区内では尊い人命を奪うような事故を始め多くの交通事故が発生し、区民生活においても危機感をつのらせている。

練馬区および練馬区民は、持てる力を結集し、交通事故防止のために欠くことができない道路環境を整備するとともに、一人ひとりが交通マナーを高め、交通ルールを守ることを決意した。

練馬区および練馬区民は、生命尊重、人間優先の理念に基づき、交通事故のない安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて努力することをここに宣言する。

平成十年十二月十五日

練馬区

健康都市練馬区宣言

私たちは、家族や地域の人々とのふれあいのなかで、生きがいに満ちた自分らしい生涯を望み、健康であることを願っています。

健康づくりは、私たち自身が日々の生活のなかで、「自分の健康は自分で守り、つくる」ことを自覚し、実践することから始まります。

健康は、私たち一人ひとりの主体的な取組と地域社会の積極的な支援が一体となって確かなものとなります。

練馬区および練馬区民は、だれもが、自分の生き方に自信と誇りを持ち、生きる喜びとともに分かちあえる、健康と活力あふれるまち、ふるさとねりまの実現をめざします。

練馬区および練馬区民は、健康こそ生活の基盤であり、福祉の原点との認識のもと、みどり豊かな環境のなか、健康づくりのさらなる発展を決意し、ここに健康都市練馬区を宣言します。

平成十三年十月八日

練馬区

環境都市練馬区宣言

私たちは、武蔵野の台地に広がった雑木林や農地と調和したみどりと水の豊かなまち練馬を誇りにしてきました。しかし、そうしたまちの風景は、次第に失われつつあります。

また、資源とエネルギーを大量に消費する暮らしや事業活動のあり方は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスなどの環境負荷を発生させ、地域のみならず地球環境に対して大きな影響を与えているように感じています。

多くの人々の努力により守られてきた環境資産を大切にしながら、快適で安心して暮らすことのできる環境をつくり、つぎの世代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責務です。

練馬区に住み、働き、学び、集う私たちは、協力して、「みどりや水と共生する美しいまち」「安全で健康に暮らせる生活環境のまち」「資源やエネルギーを大切にする循環のまち」「環境にやさしいこころを育み行動の環が広がるまち」を築くことを誓い、ここに環境都市練馬区を宣言します。

平成十八年八月一日

練馬区

